田 村 市
地 域 防 災 計 画

第６版（令和８年３月現在）

令和８年３月

田村市防災会議

＜全体目次＞

本編

総則編..... 1～28

相互応援協力編..... 1～15

一般災害対策編..... 1～275

地震災害対策編..... 1～41

事故対策編..... 1～34

原子力災害対策編..... 1～95

水防計画編..... 1～18

用語集編..... 1～16

資料編

01 地域防災計画資料

総則編

＜目次＞

第１章 総則..... **1**
第１節 計画作成の趣旨等..... 1
第１ 計画の目的..... 1
第２ 計画の地位..... 1
第３ 計画の目標..... 1
第４ 複合災害に備えた体制の整備..... 2
第５ 市の即応体制の保持..... 2
第６ 計画の習熟..... 4
第７ 防災計画の周知徹底..... 4
第８ 防災計画の修正..... 4
第９ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画..... 4
第１０ 用語の定義..... 5
第２節 基本方針と活動目標..... 7
第１ 基本方針..... 7
第３節 防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱..... 10
第１ 実施責任..... 10
第２ 処理すべき事務または業務の大綱..... 11
第４節 計画作成の基礎資料..... 18
第１ 市の自然条件..... 18
第２ 市の社会的条件..... 18
第３ 土地利用の状況..... 19
第４ 市の災害と災害想定..... 19

第２章 防災に関する組織..... **27**
第１節 防災基本理念..... 27
第２節 防災に関する組織と責務..... 28
第１ 組織の責務..... 28

第１章　総則

第１節　計画作成の趣旨等

第１　計画の目的

この計画は、減災の視点から田村市、防災関係機関・団体、そして市民及び事業者等の役割を明確にし、積極的な災害の拡大防止と被害の軽減に努めるとともに、市、県、防災関係機関が、福島県防災基本条例（令和 7 年条例第 9 号）を踏まえ、相互に緊密な連携を取りつつ、その有する全機能を有効に発揮して、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、市民の生活の安全と秩序の維持及び公共の福祉の確保に資することを目的とする。

第２　計画の地位

(1) この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の規定に基づき、田村市防災会議が策定する計画である。

(2) この計画は、田村市の地域における災害対策に関する、総合的かつ基本的な計画である。したがって、この計画は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づき県知事が実施する災害救助事務のうち、同法第 13 条の規定に基づき、福島県知事から田村市長に委任された場合の計画、または福島県知事が実施する救助事務を補助する場合の計画、及び同法適用前の救助に関する計画、並びに水防法（昭和 24 法律第 193 号）に基づき、田村市が定める水防計画等、防災に関する各種の計画を包含する総合的な計画である。

第３　計画の目標

災害の種類には、地震、地盤の液状化、暴風、豪雨、洪水、風水害、雪害等異常な自然現象により発生するものと、大規模な火災または爆発により多数の死傷者を伴う災害及び原子力災害等人為的原因によるものとがある。これら予想される全ての災害について、この計画は「総則編」、「相互応援協力編」、「一般災害対策編」、「地震災害対策編」、「事故対策編」、「原子力災害対策編」「水防計画編」、及び「資料編」の８編をもって対応することにより、災害による被害を最小限にとどめ、犠牲者を出さないことを目標とする。

総　　則　　編	第１章　総則、第２章　防災に関する組織
相互応援協力編	第１章　大規模災害時における相互応援
一般災害対策編	第１章　災害減災計画、第２章　災害応急対策、 第３章　災害復旧計画
地震災害対策編	第１章　災害減災計画、第２章　災害応急対策、 第３章　災害復旧計画

事故対策編	第１章　総則、第２章　航空災害対策計画、 第３章　鉄道災害対策計画、第４章　道路災害対策計画、 第５章　危険物等災害対策計画、 第６章　大規模な火事災害対策計画、第７章　林野火災対策計画
原子力災害対策編	第１章　総則、第２章　原子力災害事前対策、 第３章　原子力災害応急対策、第４章　原子力災害中長期対策
水防計画編	水防に関すること。
資料編	各種資料及び図表一覧等

第４　複合災害に備えた体制の整備

(1) 田村市は、国及び県と連携し、複合災害（同時または連続して２つ以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生の可能性を認識し、災害への対応や備えの充実に努めるとともに防災計画の見直しを行うものとする。また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員することにより後発災害に不足が生じないよう、要員・資機材の投入判断を行うための対応計画を定めるとともに、外部からの支援を早期に要請できるよう定めるものとする。

(2) 複合災害対処要領は、災害発生後、速やかに情報収集･分析･評価を行うことにより、複合災害が発生または発生が予測される場合、市民の生命に及ぼす影響が最も高くかつ緊急の脅威に対処するため、複合災害対処要領を整備するよう努める。

第５　市の即応体制の保持

災害発生時に、できる限り混乱を回避し、被害を最小限にとどめるためには、危機管理という観点から平時とは異なった組織体制のもと、迅速な災害応急対策を実施する必要があることから、災害に対応する組織の確立とその機能の強化を図るため災害対策にあたる全職員に対する日頃からの研修・訓練が必要である。

１　組織体制の整備

突発的な災害の発生を考慮し、「災害時職員初動マニュアル」を必要に応じ災害対策活動体制の適時な見直しを行うなどより実践的な組織体制の整備を図るものとする。

２　動員・連絡体制の整備

夜間、休日等における緊急事態を考慮した職員の動員及び連絡体制の強化を図る。

３　本部機能の強化

(1) 本部長の責務

ア　災害初動体制の早期確立を重視して平時から職員に対し防災計画を周知徹底するとともに、各部課所等及び職員個々に任務を明示する。

イ　職員の災害対応能力の向上施策の実施

(ｱ) 職員の研修・訓練計画の策定

本部事務局要員等に対し、各人に割り当てられる任務を遂行できるよう災害対応能力の向上を目的として、研修・訓練計画を策定するよう努める。

(ｲ) 研修・訓練実施の考え方

a　知識や心得の付与を目的とした会議形式の研修のほか、図上演習など、その目的に応じ最も効果的な手法で実施するとともに、研修･訓練の実施後は、その効果の測定を行い、内容及び手法の改善を図るものとする。

b　人事異動、通常業務の繁忙などを考慮し、計画的に実施するものとする。

c　市のみでは対応困難な大規模な災害を想定し、必要に応じ、自衛隊、消防、警察等防災関係機関と合同の訓練を実施することにより、組織の災害対応能力の向上を図るものとする。

ウ　本部及び局本部の機能の強化

本部事務局及び局本部事務局に、非常時の情報収集、伝達、企画立案機能をはじめ、本部の運営に必要な無線、有線等の通信機器、図面等を整備し、本部機能の強化を図るものとする。

(2) 各部課長等の責務

ア　各部課等の役割を職員に周知徹底するとともに、部課等職員個々に災害発生時における任務を明確かつ具体的に付与するものとする。

イ　部課等職員に対する教育

各部課長等は、次の事項について、所属職員に対し十分に周知を図るとともに、所管事項に関する防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員に対して教育を行うものとする。

(ｱ) 災害に関する基礎知識

(ｲ) 防災計画の内容と市が実施している災害対策

(ｳ) 災害の発生が予知された場合、または発生した場合に具体的にとるべき行動

(ｴ) 職員等が果たすべき役割（職員の動員体制と役割分担）

(ｵ) 家庭の災害対策と自主防災組織等の育成強化対策

(ｶ) 災害対策の課題その他必要な事項

ウ　差出し職員の通知

(ｱ) 部長等は、人事異動等職員の異動があった場合は、速やかに本部事務局及び各部に差出す職員の名簿を市民部長に提出するものとする。また、差出し要員の異動等に伴う変更についても、その都度、遅滞なく報告するものとする。

(ｲ) 市民部長は、本部組織図を作成し、各部長等に通知するものとする。

エ　緊急連絡網の整備及び徹底

(ｱ) 本部事務局長（市民部長）は、本部事務局緊急連絡網を作成するものとする。

(ｲ) 本部各部長等は、各部等の緊急連絡網を作成するものとする。

(3) 職員の責務

ア　防災計画及び「災害時職員初動マニュアル」を熟読するとともに所属部課及び各人の地位・役割を把握し、災害が発生した場合に躊躇なく行動できるように努めるものとする。
イ　自ら積極的に災害に関する基礎知識及び危機管理能力の修得に努めるものとする。
ウ　災害発生時に道路途絶を考慮し出勤のため、予備経路及び予備手段を計画し、事前に確認しておかなければならない。

４　防災関係機関

市を管轄する防災機関及び市に関係する防災関係機関は、防災計画の円滑な実施のため、防災組織の充実及び災害初動体制の確立のための整備を図るものとする。

５　平常業務の取り扱い

(1) 平常業務の最小化

大規模な災害等が発生し、全市をあげて災害対応が必要とされる場合には、平常業務は必要最小限に止めるものとする。ただし、状況に応じて各部等または行政局長が可能と認める場合は、できる限り速やかな平常業務の再開に努めるものとする。

(2) 各部・局の市民サービス業務

各部長及び各局長は、災害発生時において極力必要な市民サービス業務の維持に努めるものとする。

第６　計画の習熟

市の全職員及び防災関係機関は、この計画の遂行にあたり、その機能を十分に発揮するため日頃から、自らまたは協同して調査研究、実際的な訓練の実施等により、この計画の習熟に努めるものとする。

第７　防災計画の周知徹底

この計画は、防災関係機関に周知徹底を図るとともに、特に市民に対し必要と認めるものについては、防災に関する教育・訓練及び広報誌等を活用し周知するものとする。

第８　防災計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、修正の必要があると認める場合にはこれを変更する。また、関係機関は、関係のある事項について修正が必要と認めたときは、速やかに修正案を防災会議に要請するものとする。

第９　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

本市は津波浸水想定区域外ではあるが、令和 4 年に「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」として指定を受けており、広域避難者の受入れや後方支援拠点として防災体制の確保が求められている。推進地域は、津波浸水区域だけでなく、「周辺の市町

村が連携することによってはじめて的確な防災体制がとれる地域については、防災体制等の観点からこれを配慮した地域とする」として、指定されていることから、本市はその役割を担うものとされている。

なお、本計画をもって、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画を兼ねるものとする。

第１０　用語の定義

この計画の用語の定義は次のとおりである。

用語	定義
市	田村市をいう。
県	福島県をいう。
市民	田村市民をいう。
住民	市の地域に住所を有する者、他市町村から市の地域に通学・通勤する者及び災害時に市の地域に滞在する者等も含める。
市町村	市町村の部課等、行政委員会、一部事務組合、消防機関(消防本部、消防署、消防団)を含める。
防災関係機関	国、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び市の地域内の公共的団体・防災上重要な施設の管理者などをいう。
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局(国家行政組織法第 9 条の地方支分部局をいう。)その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。(災害対策基本法第 2 条第 4 項)
指定公共機関	日本電信電話(株)、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。(災害対策基本法第 2 条第 5 項)
指定地方公共機関	港湾法第 4 条第 1 項の港湾局、土地改良法第 5 条第 1 項の土地改良区その他の公共的施設の管理者及び都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。(災害対策基本法第 2 条第 6 項)
公共的団体	市の地域内の関係機関、団体等として本計画では商工会、農協等の経済団体、医師会、婦人団体等の文化・福祉団体等の団体をいう。
防災上重要な施設の管理者	市の地域内の民間の病院、学校、保健、福祉関係の施設管理者のほか、工場、事業所等の管理者をいう。
防災会議	田村市防災会議をいう。
防災計画	田村市地域防災計画をいう。

用語	定義
県防災計画	福島県地域防災計画をいう。
本部	田村市災害対策本部をいう。
県本部	福島県災害対策本部をいう。
本部長	田村市災害対策本部長(市長)をいう。
県本部長	福島県災害対策本部長(知事)をいう。
警戒本部	田村市災害警戒本部をいう。
警戒本部長	田村市災害警戒本部長(市民部長)をいう。
基本法	災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)をいう。
救助法	災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)をいう。
激甚法	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和 37 年法律第 150 号)をいう。
消組法	消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)をいう。
原災法	原子力災害対策特別措置法(平成 11 年法律第 156 号)をいう。
オフサイトセンター	原災法において指定された緊急事態応急対策拠点施設をいう。(県内では福島県原子力災害対策センターを指す。)
緊急時モニタリング	緊急時の環境放射線モニタリングをいう。
要配慮者	平成 25 年 6 月の災害対策基本法一部改正で新たに定義された、高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する者をいう。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害発生時、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を必要とする者をいう。
広域避難計画	県で策定する「暫定重点区域における福島県原子力災害広域避難計画」をいう。

第２節　基本方針と活動目標

第１　基本方針

この計画は、防災に関し、田村市、福島県、防災関係機関等、市民及び事業所等が必要な体制を確立し、実施責任を明確にするとともに、災害減災対策、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本を定め、総合的、かつ、計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的とし、計画の樹立及びその推進にあたるものとする。

１　災害に強いコミュニティの形成（地域防災力の向上）

大規模災害時には、行政も被害を受けるなど迅速な対応には限界があり、災害に対し迅速かつ的確に対応していくためには、行政の力だけに頼らない地域住民による共助の体制をあらかじめ整備しておくことが必要である。このため、平時から行政区におけるコミュニティ活動を活用した自主防災組織を育成し、これらの活動を通じて「自らの命（自助）とまちは自らで守る（共助）」の気風を醸成し「災害に強いコミュニティの形成」に努めるものとする。

２　広域連携による災害対応力の強化

被災地域の対応力を上回る大規模な災害が発生した場合には、他の地方公共団体相互の迅速、かつ、的確な応援活動が必要となることから、迅速・的確な広域相互応援活動の実現に向け、生活圏相互の応援活動の体制の整備、活動を支える緊急輸送道路ネットワークの強化など、ソフト・ハード両面からの環境づくりに努めるものとする。

３　災害対策本部の応急対策活動能力の強化

(1) 職員個々の危機管理能力の向上

ア　職員個々の危機管理能力の有無が緊急時における災害対策本部の機能発揮の良否を大きく左右することから、危機管理機能の３機能「情報収集・分析・評価機能」、「計画立案機能」、「計画実行機能」の充実に努めるものとする。

イ　大規模災害等においては関係機関等もまた緊急状態であり、関係機関等から欲する情報を全て入手することは困難であることから、自らあらゆる手段を活用し情報の収集に努めるものとする。

ウ　入手した断片的な情報をもって全体像を把握でき、かつ、今後の状況を推測できる能力、また、これらの情報等から対策を立案できる能力が必要である。このため平時から、論理的な思考力と状況判断能力を養成するよう努めるものとする。

(2) 職員全体の応急対策活動能力の強化

ア　市職員には、平時における行政サービス機能と緊急時における災害対応機能の二つの機能が求められ、行政処理能力と危機管理能力が必要である。特に大規模な災害発生時には総力戦となることから、全ての職員が防災担当であるとの意識を持ち、日常業務と異なる災害時の担当業務やその実施体制について熟知するよう努めるものとする。

イ　平時の災害減災対策等は、防災担当部局が対応しているため、災害発生時においても防災担当部局に依存しがちである。しかし、発災時における初動体制の早期確立及び災害対策活動の迅速性、適時性、有効性並びに効率性の観点から、防災担当部局のみならず、全庁的に災害応急対策業務に従事する意義を認識するよう努めるものとする。

(3) マニュアルの作成・活用

ア　災害時における作業等の効率化等を図るため、状況の変化に左右されない普遍的な事項等を標準化した手順書（手引書）が必要なことから、災害対策活動においては「災害対策本部設置・運営」、「避難所設置・運営」、「ボランティアセンター設置・運営」等についてマニュアルを作成し活用するものとする。

イ　災害対策活動は状況が刻一刻変化し、かつ、情報は十分得られず、また錯綜するなかで行うことが多く、全てマニュアルで対応することは困難であることから、状況の変化に適切に対応しうる柔軟な思考力と危機管理能力を養成するよう努めるものとする。

４　平時における減災対策を重視したまちづくり

(1) 地域防災計画に代表される災害対応計画は「被害発生」を前提に、災害時の対応及び復旧といった計画が中心となる。このような計画の遂行とともに、災害が発生するまでに、中長期的な視点から地域における被害の軽減・防止を目指した「防災まちづくり」の実施に努めるものとする。

(2) 限られた人員、財源の中で防災対策を進めていくためには、災害等発生時に「何ができるのか」をあらかじめ検討する必要がある。また、「防災まちづくり」は、全ての人にとって快適で安全なまちづくりにも通じるものであることから、各種計画の策定にあたっては、防災上の観点からも計画に取り入れるよう努めるものとする。

(3) 災害復旧や災害からの復興に必要な事前準備をするものとする。

５　男女双方の視点に配慮した防災対策

男女双方の視点に配慮した防災を進めるための防災に関する政策・方針決定までの過程及び防災の現場における女性の参画の拡大、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図るものとする。

６　感染症対策

新型コロナウイルス感染症流行時の経験を踏まえ、災害対応に当たる関係者の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進することが必要である。

なお、応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理等を徹底するものとし、応援職員等の執務スペースの適切な確保に配慮する。

７　風水害による死者をゼロにする災害文化の醸成

台風などの風水害はある程度被害を予想することができる災害であり、事前の備えが極めて重要である。「自助」の意識や地域において助け合う「共助」の意識を高め、災害から

身を守る「災害文化」を醸成して台風などによる死者をゼロにすることを目指すものとする。

第３節　防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱

市の地域に係る災害対策を実施するにあたり、防災関係機関及び市民、事業者等の主な事務、業務を次のとおり明記し、災害の拡大防止と被害の軽減に努めるものとする。

第１　実施責任

１　市

市は、基本法第 5 条の規定に基づき、防災の第１次的責務者として、災害から市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を保護するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

２　県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、大規模災害から県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関が実施する防災活動を支援し、かつ、その総合調整を行う。

３　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域及び市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

４　指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性、または公益性を鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

５　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体等災害協力団体及び防災関係団体は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、防災関係機関の防災活動に協力する。

６　市民の責務

市民は、「自らの命は自ら守る。（自助）」を基本に、常に被害の減災対策を進めるとともに「自らのまちは自ら守る。（共助）」という意識を持ち、防災訓練や地域の活動に積極的に参加し、常に近隣住民とのコミュニケーションを確保するとともに、災害時には、住民相互の生命の安全と保護を最優先に考慮し、共助の精神のもと整然かつ迅速に行動するよう努めるものとする。

また、地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどにより市と自主防災組織との連携強化を図る。

７　事業者の責務

市内の事業所は、市が実施する防災活動及び災害対策に協力するとともに、事業活動にあたってはその社会的な責任に基づき、従業員や利用者の安全確保を図るものとし、経済活動の維持及び地域への貢献のため、普段から防災体制の整備や地域の防災訓練等に参加し、地域と連携した防災対策の推進に努めるものとする。

また、市内で営業、住居の提供等のため施設を管理する者は、施設の安全性、避難路の確保、救助用資機材の準備など、災害時に必要な対策を講じるものとする。

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、地域防災計画において公共的団体又は民間の団体が災害時等に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担等に関する基本的な方針を位置付けることなどによる災害応急対策又は災害復旧に係る事業者等との連携強化を図る。

第２　処理すべき事務または業務の大綱

１　市

(1)　市

①　防災会議に関する事務

（災害減災対策）

②　防災に関する組織の整備及び育成指導

③　各事業所の自衛消防組織及び各行政区等の自主防災組織の整備及び育成強化

④　防災思想の普及高揚及び防災訓練の実施

⑤　防災に関する施設及び設備の整備

⑥　防災に関する物資及び資材の備蓄並びに整備

⑦　災害時応援協定の締結

（災害応急対策）

⑧　災害予警報、被害情報、その他の災害に関する情報の収集、伝達及び広報、被害状況の調査及び県災害対策本部に対する報告

⑨　高齢者等避難、避難指示及び警戒区域の設定

⑩　避難所の開設及び運営

⑪　罹災者の救助、医療及び救護

⑫　農産物、家畜、林産物等に対する応急措置の指導

⑬　公共土木施設、農地及び農林業用施設等に対する応急措置

⑭　災害時における清掃、防疫及びその他の保健衛生対策

⑮　交通及び緊急輸送路の確保

⑯　水防、消防及びその他の応急措置並びに復旧

⑰　ボランティア活動に対する支援

⑱　被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定業務に関する事務

⑲　災害復旧

⑳　災害発生による被害の拡大及び二次災害防止のための措置

（その他）

㉑　防災に関する調査研究

(2)　市教育委員会

①　災害時における被災児童及び生徒の救護並びに救命救急講習の実施

②　文教施設及び文化財の保全対策の実施

③　その他、災害対策に必要な措置

(3)　市上下水道局（以下「上下水道局」という。）

①　水道施設等の被害状況調査及び点検

②　応急給水所の設置及び飲料水の供給活動

③　応急給水活動用災害復旧用資機材の整備

④　給水施設の応急復旧活動

２　郡山地方広域消防組合

（災害減災対策）

(1)　防災に関する組織の整備及び育成指導

(2)　防災思想の普及及び教育

(3)　防災訓練の実施

(4)　災害用物資及び資材の保管及び点検

(5)　防災に関する施設及び設備の整備点検

（災害応急対策）

(6)　災害予警報・被害情報・その他の災害に関する情報の収集及び伝達

(7)　災害に関する広報

(8)　避難対策

(9)　被災者に対する救護及び救助活動の実施

(10)　水防活動、消防活動及びその他の応急措置

(11)　災害時における緊急輸送の実施

(12)　その他、災害発生による被害の拡大防止のための措置

３　田村市消防団（以下「消防団」という。）

（災害減災対策）

(1)　消防車両及び装備の整備点検

(2)　地震、風水害、火災、その他の災害の予防及び警戒

（災害応急対策）

(3)　災害時の消火活動、水防活動の実施

(4)　被害情報の収集及び提供
(5)　被災者に対する救護及び救助の実施
(6)　非常警戒及び避難誘導の実施
(7)　避難行動要支援者の支援
(8)　その他、災害時協力活動の実施

４　県（関係機関）

(1)　県
　①　福島県防災会議に関する事務
　②　県防災計画による所定の業務
(2)　田村警察署
　①　災害に関する情報の収集・伝達
　②　被災者の救出・救護
　③　行方不明者の捜索
　④　避難の指示・誘導
　⑤　遺体の検視
　⑥　交通規制
　⑦　交通混乱の防止及び避難路緊急輸送路確保の交通対策
　⑧　犯罪の予防、その他被災地における社会秩序の維持
(3)　県中地方振興局
　　県防災計画による所定の業務
(4)　県中農林事務所
　　県防災計画による所定の業務
(5)　県中建設事務所・県三春土木事務所
　　県防災計画による所定の業務
(6)　県中教育事務所
　　県防災計画による所定の業務
(7)　県中保健福祉事務所
　　県防災計画による所定の業務
(8)　病害虫防除所
　　県防災計画による所定の業務
(9)　中央家畜保健衛生所
　　県防災計画による所定の業務
(10)　県中流域下水道建設事務所
　　県防災計画による所定の業務
(11)　動物愛護センター
　　動物救護に関する業務

５　陸上自衛隊

(1)　郡山駐屯地
　①　災害発生時における人命及び財産保護のための救援活動
　②　災害時における応急救護活動
　③　災害時における応急復旧活動
　④　避難の指示及び誘導
　⑤　災害救助のための物資の無償貸与または譲与
　⑥　被災者への応急給水及び給食等の提供・支援

６　指定地方行政機関

(1)　農林水産省東北農政局（福島地域センター郡山庁舎）
　①　農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業並びに災害防止事業の指導並びに助成
　②　農業関係被害情報の収集報告
　③　農作物、蚕、家畜等の防災管理指導及び病害虫の防除指導
　④　被害農林漁業者等に対する災害融資のあっせん・指導
　⑤　排水・かんがい用土地改良機械の緊急貸付け
　⑥　野菜、乳製品等の食料品、飼料、種もみ等の供給対策
　⑦　応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡
(2)　厚生労働省（郡山労働基準監督署及び福島労働局郡山公共職業安定所）
　①　工場・事務所等における産業災害の防止についての誘導監督
　②　労災保険料等の非常取扱い
　③　被災工場・事務所に対する救急医療品の配布等
　④　応急対策に要する労働力の供給
(3)　国土交通省東北地方整備局（郡山国道事務所及び福島河川国道事務所郡山出張所）
　①　災害情報等の収集・提供、応急対策及び災害復旧等の支援
　②　直轄公共土木施設の整備と防災管理
　③　洪水予警報等の発表及び伝達
　④　水防活動の支援
　⑤　災害時における通行規制及び輸送の確保
　⑥　被災直轄公共土木施設の復旧
　⑦　緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
(4)　農林水産省関東森林管理局（福島森林管理署）
　①　国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成
　②　災害復旧用材（国有林材）の供給
(5)　福島地方気象台
　①　気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集と発表
　②　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象

の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
③　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
④　県や市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
⑤　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

７　指定公共機関及び指定地方公共機関

(1)　東日本旅客鉄道(株)東北本部福島支店
①　災害の予知情報、列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報
②　鉄道施設の安全な維持管理及び旅客の避難救護
③　災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保並びに災害時の応急輸送対策
(2)　NTT 東日本(株)福島支店、NTT ドコモビジネス(株)、(株)NTT ドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)
①　災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧
②　災害非常通信の確保及び気象予警報の伝達
(3)　日本郵便(株)(市内各郵便局)
①　災害時における郵便事業運営の確保
②　災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
(4)　東北電力ネットワーク(株)郡山電力センター
①　電気供給設備の被害調査並びに早期復旧の実施と危険防止措置
②　災害時における危険予防措置等の広報活動
(5)　福島交通(株)郡山支社
①　災害時における救助物資、人員の輸送及び避難等の輸送の協力
②　災害時における車両の運行規制及び運行状況の広報
③　災害時における応急輸送対策及び施設等の被害調査並びに災害復旧
(6)　日本通運(株)郡山支店
災害応急対策のための各機関からの車両借上げ要請に対する配車
(7)　(公益社団法人)福島県トラック協会県中支部
災害時における救援物資、避難者等の緊急輸送の協力

８　公共的団体等

(1)　農業協同組合、森林組合、農業共済組合等農林業関係団体
①　市が行う農林関係の被害調査及び応急対策に対する協力
②　農作物、林産物等の災害応急対策についての指導
③　被災農家に対する融資またはその斡旋
④　共同利用施設の災害応急対策及び復旧
⑤　飼料、肥料等の応急対策
(2)　商工会等商工業関係団体

①　商工業関係の被害調査及び応急対策の指導
②　被災商工業者に対する融資斡旋の協力
③　災害時における物資安定についての協力
④　救助用物資、衛生医薬品、復旧資材等の確保・協力及びこれらの斡旋

(3)　病院等医療施設の管理者
①　避難施設の整備及び避難訓練の実施
②　災害時における病人等の収容及び保護
③　災害時における負傷者の治療

(4)　(一般社団法人)田村医師会
①　医療活動の協力
②　防疫、その他保健衛生活動の協力

(5)　田村歯科医師会
①　医療活動の協力
②　保健衛生活動の協力

(6)　田村薬剤師会
医療、防疫、その他保健衛生活動に必要な医薬品、その他衛生材料の調達

(7)　社会福祉施設等の管理者
①　避難施設の整備及び避難訓練の実施
②　災害時における入所者の保護及び誘導

(8)　(社会福祉法人)田村福祉会
災害時における避難行動要支援者の緊急受入

(9)　(社会福祉法人)田村市社会福祉協議会
①　災害ボランティアセンターの設置・運営
②　被災者への生活必需品等の支給

(10)　日本赤十字社関係団体
①　医療、助産、その他の救助の実施
②　義援金品の募集及び配分

(11)　保育所（園）・幼稚園・こども園・小学校・中学校・高等学校
①　幼児児童生徒等の避難保護及び被災状況調査報告
②　応急教育対策及び被災施設の災害復旧
③　被災者の一時収容措置についての協力

(12)　金融機関
災害時における業務運営の確保及び非常金融措置

(13)　報道機関
①　防災知識の普及並びに気象の予警報、情報及び被害状況の周知
②　災害応急対策の周知及び報道

(14)　行政区長会または自主防災組織
①　地域における市民の避難誘導、被災者の救護、防疫活動、防犯等に関する協力

②　市が実施する応急対策及び被害状況調査についての協力
③　要配慮者の把握
④　地域内住民への災害に関する情報伝達、広報広聴活動の実施
(15)　交通教育専門員連絡協議会等交通関係団体
避難時の安全確保及び誘導並びに応急対策実施のための交通規制の協力
(16)　防犯協会連合会等防犯関係団体
①　地域における市民の被災者の救護、防犯等に関する協力
②　市が実施する応急対策についての協力
(17)　一般運送業者
災害時における緊急援助物資、人員の輸送及び避難等の輸送力の確保
(18)　危険物関連施設管理者
災害時における危険物等施設の安全確保

９　インフラ・ライフライン関係団体

(1)　福島県建設業協会田村支部
①　災害時における緊急輸送路の確保
②　災害時における障害物の除去及び仮設住宅の建設
③　その他の災害応急措置の協力
(2)　田村市管工事組合
①　応急給水作業の実施
②　上水道の応急復旧資材の供給及び応急復旧作業の実施
③　下水道の応急復旧資材の供給及び応急復旧作業の実施
④　仮設トイレの設置、その他の緊急応急作業の実施
(3)　(一般社団法人)福島県 LP ガス協会郡山支部田村方部会
プロパンガスの安全な取扱方法の普及及び災害時の緊急燃料の調達
(4)　福島県石油業協同組合田村支部
災害時における燃料等の供給
(5)　県南電気工事協同組合三春支部・小野支部
災害時における公共施設の機能の確保及び応急復旧作業の実施
(6)　災害廃棄物処理業者
①　被災した建築物等構造物の解体及び撤去
②　災害廃棄物の撤去及び処分

第４節　計画作成の基礎資料

第１　市の自然条件

１　位置及び境域

本市は、阿武隈高原の中央に位置（市役所の位置：東経 140 度 34 分、北緯 37 度 28 分、海抜 408m）し、平成 17 年 3 月 1 日に、滝根町、大越町、都路村、常葉町及び船引町の旧５町村の合併により誕生した。また、本地域は、県の中核的都市である郡山市まで約 30km の位置にあり、県の中通りにあって浜通りとの結節点となる地域となっている。

２　面積

本市の面積は 458.30 ㎢である。

３　地勢

(1) 稜線

本地域には、阿武隈山系が南北に走り、北から日山（1,057m）、移ヶ岳（995m）、鎌倉岳（967m）、片曽根山（718m）、高柴山（884m）、大滝根山（1,192m）、羽山（970m）等の山岳があり、これらと小さな山々によって丘陵起伏が縦横に連続する地形となっている。

(2) 水系

阿武隈山地は分水嶺をなし、前述の山岳を源に、阿武隈川支流となる大滝根川や移川、太平洋へ流れる夏井川や高瀬川の多くの河川が地域を流下している。

資料編：01 地域防災計画資料「２　市内の河川延長」

(3) 地質

阿武隈山地は、東北最大の白亜紀に貫入した広大な花崗岩分布地域であり、表層は花崗岩が劣化したまさ土で覆われている。このため、土砂災害のおそれなど地質特性に応じた防災上の留意が必要である。

４　気候

阿武隈高地特有の準高冷地帯で、年間の気温較差が大きく、平均気温は 12.6℃（令和６年度時点）である。また、降雨・降雪量が少ない表日本内陸山間型の特徴を持ち、寒候期においても連続した降雪期間は短い。

資料編：01 地域防災計画資料「３　気象状況」

第２　市の社会的条件

１　人口

資料編：01 地域防災計画資料「４　地域概況」

２　交通

本市の交通は、東西にJR磐越東線・国道288号が、南北には国道349号を軸として国道399号、主要地方道浪江三春線、郡山大越線、船引大越小野線が走り、市内に磐越自動車道の船引三春IC、田村スマートICを有し、地域交通の要衝となっている。

第３　土地利用の状況

本市の土地利用の状況は、総面積45,833haのうち田3,188ha(7.0%)、畑4,725ha(10.3%)、宅地1,477ha(3.2%)、山林31,612ha(69.0%)、原野1,583ha(3.5%)、その他2,301ha(5.0%)であり、宅地化への傾向は見られるものの、山林の占める割合は大きい。(令和6年1月1日現在)

第４　市の災害と災害想定

１　風水害等

平成 25 年以降における本市及びその周辺に被害や影響をもたらした風水害を以下に示す。

最近の風水害等の発生状況

災害名	概要
平成25年台風第18号による大雨と暴風 (平成25年9月15日～16日)	河川の氾濫や土砂崩れ、住宅の浸水、道路の冠水が発生し、強風により鉄道が運休したほか、県内全域で約2,500戸の停電が発生した。
平成25年台風第26号による大雨と暴風 (平成25年10月15日～16日)	浜通りと県南部で激しい雨が降るなど、降り始め(15日12時)からの雨量は、多いところで150㎜を超える大雨となった。 また、道路の冠水や住家・非住家の浸水が発生し、強風による建物の一部破損や倒木による通行止めが発生した。
平成26年2月14日から16日にかけての大雪と暴風雪	低気圧の影響により、14日昼頃から雪が降り始め、15日明け方から夕方にかけて中通りを中心に雪が強まり記録的な大雪となった。 このため、一般道路や高速道路の通行止め、鉄道の運休、遅延等の交通障害が発生し、除雪作業や歩行中の転倒により多数のけが人が出た。 また、各所でなだれ、停電の被害が発生した。

災害名	概要
平成 26 年台風第 18 号による大雨と暴風 （平成 26 年 10 月 5 日～6 日）	本州の南海上に停滞していた前線の影響で、5 日昼前から雨が降り始め、台風が接近した 6 日昼前には激しい雨が降り、浜通りを中心に総雨量 200㎜ 近い大雨となった。 また、住家の床下浸水や土砂崩れが発生したほか、道路の冠水や強風による倒木のため通行止め、鉄道の運休・航空機の欠航などの交通機関への影響があった。 なお、県内 602 校で臨時休校となった。
平成 27 年 9 月 6 日から 11 日にかけての大雨	前線の影響により 6 日から雨が降り始め、9 日から 11 日にかけては、湿った空気が流入して大気の状態が不安定になったため、雨が断続的に強まった。特に、9 日夜遅くから 11 日明け方にかけては、高気圧からの東よりの風と日本海の低気圧をまわる西よりの風との収束域にあたり、発達した積乱雲が次々に発生したため非常に激しい雨となり、記録的な大雨をもたらした。
平成28年台風第９号による大雨と暴風 （平成 28 年 8 月 22 日～23 日）	台風第９号の接近、通過により 22 日昼前から雨が降り始め、22 日夕方から夜のはじめ頃にかけては、非常に激しい雨となった。 県内では、暴風による住家や樹木などに被害があった。
平成 29 年台風第 21 号による大雨と暴風 （平成 29 年 10 月 21 日～23 日）	台風の北上に伴い本州南岸に停滞した前線の影響で 21 日夜から雨が降り始め、23 日にかけて降り続いた。台風が接近した、23 日未明から明け方にかけては、激しい雨となった。 この大雨により、住家の一部損壊や床上浸水、床下浸水などの被害が発生した。
平成 30 年 1 月 22 日～23 日にかけての大雪	22 日昼過ぎから雪が降り始め、23 日にかけて降り続き、中通りと浜通りを中心に大雪となった。 この大雪により、高速道路の通行止め、鉄道の運休、航空便の欠航等交通障害が発生した。
平成 30 年台風第 24 号による暴風と大雨 （平成30年9月29日～10月1日）	本州南岸に停滞した前線の影響で29日昼頃から雨が降り始め、台風が接近・通過した 30 日夜から 10 月 1 日明け方にかけては、激しい雨となった。 この台風の影響により、住家の一部損壊、物置小屋の破損、果樹の落果などの被害が発生した。

災害名	概要
令和元年台風第19号による大雨と暴風等 （令和元年 10 月 11 日～13 日）	10 月 11 日から前線の影響で雨が降り出し、12 日には台風の接近により昼過ぎから激しい雨が降り、特に台風の接近・通過に伴い、12 日夕方から 13 日未明にかけては非常に激しい雨となり、局地的には猛烈な雨となった。 この台風による大雨や暴風により、人的被害や、阿武隈川などの破堤による住家の床上・床下浸水、土砂崩れによる住家の全壊が発生するなど、甚大な被害となっている。
令和 4 年 8 月 3 日から 4 日にかけての大雨	前線に向かう暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で大気の状態が非常に不安定となったため、3 日夕方から雷を伴った非常に激しい雨が降った。 この大雨により、土砂崩れ、河川の氾濫、橋りょう損壊、住家浸水、道路損壊・冠水 などの被害が生じた。

大雨等により発生する土砂災害については、本市では、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害警戒区域等が 795 か所指定されている。（令和 7 年 3 月 18 日時点）

２　地震災害

(1) 既往の地震災害と本市における地震発生特性

地震は、発生の仕組みからみると、大きく分けて二つのタイプにまとめられる。プレート内部の活断層がずれることによって発生する内陸の直下の地震とプレートがぶつかりあうプレート境界で発生する海溝型地震の二つである。

ア　直下の地震（内陸部の断層の破壊によって発生する地震）

(ｱ) 活断層分布特性

a　阿武隈山地東縁部にある双葉断層

先第四紀に形成された断層帯の一部が再活動したもので、この辺りには断層線に沿ってしばしば河川、山脚の横ずれ変位が認められる。

b　福島盆地西縁部の活断層

盆地西縁丘陵と盆地床との地形境界に位置しており、古くから盆地形成に関与したものとして注目されていた。これらの断層の活動によって、扇状地面や河岸段丘面は、切断・変形され、断層崖や低断層崖が形成されている。

c　会津盆地西縁部及び東縁部の活断層

丘陵を構成する鮮新～更新世の地層は一様に東側（盆地側）に急傾斜しており、まれに逆転するところがある。この付近の断層の活動に伴って、丘陵基部に発達する小扇状地や河岸段丘は切断・変形しており、低断層崖やとう

曲崖が明瞭である。東縁部は、断層がほぼ南北方向に延びており、断層の東側が西側に対して相対的に隆起する逆断層である。

イ　海溝型地震（プレート境界部を震源として発生する地震）

(ｱ) 本県沖における地震発生特性

海溝型地震はプレート活動に起因し、プレート境界部で発生する。本県沖は太平洋プレートの沈み込み部であるために、比較的地震発生頻度の高い地域であるといえる。また、隣接する他県沖にもプレート境界が連続しているために、本県沖以外で地震が発生した場合でも被害を受ける可能性がある。

(ｲ) 地震発生履歴

近年、福島県に被害や影響をもたらした地震を以下に示す。

最近の地震の発生状況

災害名	概要
福島県東方沖地震〔M7.5〕 （1938 年(昭和 13 年)11 月）	県下地域に強い地震があった。震源は塩屋崎の東北東約 70km の沖合で、県内の被害は死者 1 名、負傷者 9 名、住家全壊 4、半壊 29 戸、非住家全壊 16 棟、半壊 42 棟となっている。 また、同日に M7.3、翌日に M7.4 の強い余震を観測している。
新潟地震〔M7.5〕 （1964 年(昭和 39 年)6 月）	16 日午後 1 時 1 分ごろ、県下全域に震度 4～5 の強い地震があった。このため、会津坂下町、喜多方市周辺に多くの被害を出し、県内では、負傷者 12 名、住家全壊 8 棟、住家半壊 6 棟、一部破損 83 棟、非住家被害 86 棟、道路破損 15 か所、山・がけ崩れ 17 か所等の被害があった。
宮城県沖地震〔M7.4〕 （1978 年(昭和 53 年)6 月）	12 日午後 5 時 14 分ごろ地震があり、福島が震度 5、若松、小名浜、白河が震度 4 であった。国見町で死者 1 名、負傷者 19 名を出し、重傷者は福島市、桑折町で計 3 名報告されている。住家全壊は福島市で 5 棟、相馬市で 1 棟報告されており、福島県内では計 800 強の住家が何らかの被害を受けている。そのほか、道路破壊 9、山（崖）崩れ 26 等の被害も発生している。
宮城県沖の地震〔M7.2〕 （2005 年(平成 17 年)8 月） 【田村市：最大震度 5 弱】	16 日午前 11 時 46 分ごろ地震があり、国見町などで震度 5 強、福島、白河、小名浜が震度 4、若松が震度 3 であった。福島県内で負傷者 5 名が発生した。

災害名	概要
東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）〔Mw9.0〕 （2011 年(平成 23 年)3 月） 【田村市：最大震度 6 弱】	11 日午後 2 時 46 分ごろ、三陸沖を震源とした地震があり、県内全域で大きな揺れが発生し、11 市町村で最大震度 6 強を観測した。浜通り沿岸が大津波に襲われ、沿岸を中心に大きな被害が発生した。 また、4 月 11 日には浜通りを震源として余震と思われる M7.0 の地震が発生し、いわき市、古殿町、中島村で震度 6 弱を観測した。
福島県沖の地震〔M7.3〕 （2021 年(令和 3 年)2 月） 【田村市：最大震度 5 強】	13 日午後 11 時 7 分ごろ、福島県沖で地震があり、国見町、相馬市、新地町で震度 6 強、15 市町村で震度 6 弱を観測した。相馬市では 0.1m（速報値）の津波を観測した。この地震により、福島県内では死者 1 名、負傷者 100 名、住家全壊 24 棟、半壊 57 棟、一部破損 4,064 棟の被害が生じた。(消防庁 2021 年 2 月 25 日 19:00 現在)
福島県沖の地震〔M7.4〕 （2022 年(令和 4 年)3 月 【田村市：最大震度 6 弱】	16 日午後 11 時 36 分ごろ、福島県沖で地震があり、国見町、相馬市、南相馬市で震度 6 強、13 市町村で震度 6 弱を観測した。相馬市では 0.2m（暫定値）の津波を観測した。この地震により、福島県内では死者 1 名、負傷者 101 名、住家全壊 56 棟、半壊 567 棟、一部破損 6,140 棟の被害が生じた。(消防庁 2022 年 4 月 7 日 11:00 現在) この地震の震源付近では、この地震が発生する前の 16 日に震度 5 弱の地震が発生していた。

(2) 地震被害想定

ア　地震・津波被害想定調査の実施

本県では、平成 7 年度から３か年を通じて地震・津波被害想定調査を実施している。

その後、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震の教訓を踏まえ、同年 6 月に中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」では、今後の地震・津波の想定にあたり、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討して行くべきであること、一度想定した地震・津波についても、最新の科学的知見を取り入れて適宜見直すこと、そして地域ごとに地震・津波の想定を早急に検討すべきであることを提言として示した。

平成７年度から実施した調査から約 25 年が経過し、本県の人口分布や建物分布状況、インフラの整備状況が変わってきており、特に、浜通りの沿岸では、東日本大震災の津波被害や復興、そして福島第一原子力発電所事故による帰還困難区域などによる変化が大きくなっている。こうした状況を背景に、最新の科学的知見や手法及び近年国内で発生した地震における課題や教訓を反映したうえで、令和元年度から４か年にわたり新たな地震・津波被害想定調査を実施した。

まず、建物や人口などの社会条件、３次元地盤構造の検討や土砂災害警戒区域等の自然条件の調査を行った。その後、設定した想定地震に基づく地震動や液状化、急傾斜地崩壊などの自然災害の予測を行い、建物被害や人的被害などの被害予測を行った。

この調査の実施にあたっては、学識経験者から構成される検討委員会を設置し、その指導と助言のもとに必要事項の検討を行った。

イ　想定地震の設定

本計画の前提となる想定地震は、以下の４種類とする。

本市においては、それらのうち特に、想定東北地方太平洋沖地震による被害が大きくなるものと予想される。

想定地震の概要

地震名	マグニチュード	田村市の最大震度
①福島盆地西縁断層帯を震源とする地震	Mj7.8 Mw7.1	4
②会津盆地東縁断層帯を震源とする地震	Mj7.7 Mw7.0	5 弱
③想定東北地方太平洋沖地震	Mj9.0 Mw9.0	6 強
④各市町村直下の地震	Mj7.3 Mw6.8	6 強

※マグニチュードについて

活断層の地震のマグニチュードは、断層の長さから気象庁マグニチュード（Mj）を算出しています。モーメントマグニチュード（Mw）は、その断層の長さを用いて震源（波源）断層モデルを作成して求めています。

想定東北地方太平洋沖地震のモーメントマグニチュード（Mw）は、震源（波源）断層の規模を設定し、求めています。マグニチュード（Mj）は地震計で観測される波の振幅から計算されますが、規模の大きな地震になると岩盤のずれの規模を正確に表せません。これに対してモーメントマグニチュードは物理的な意味が明確で、大きな地震に対しても有効です。

(3) 定量被害想定結果の概要（田村市）

（出典：福島県地震・津波被害想定調査報告書（令和４年 11 月））

人的被害

被害	地震名	季節・時刻	建物倒壊	急傾斜地崩壊	津波	火災	ブロック塀等	合計
死者	想定東北地方太平洋沖地震	冬 18 時	17	－	0	7	－	25
	市町村直下の地震	5 時	－	－	－	－	－	228
負傷者	想定東北地方太平洋沖地震	冬 5 時	799	1	0	0	－	799
	市町村直下の地震	5 時						2,557
重傷者	想定東北地方太平洋沖地震	冬 18 時	35	－	0	37	－	72
	市町村直下の地震	5 時						366

建物被害

地震名	建物被害	液状化	揺れ	急傾斜地	津波	火災	合計
想定東北地方太平洋沖地震	全壊・焼失	94	396	6	0	210	707
	半壊	407	4,159	14	0	0	4,580
市町村直下の地震	全壊	－	－	－	－	－	3,627
	半壊	－	－	－	－	－	10,720

避難者数（避難、避難所外避難者の総数）

地震名	季節・時刻	1 日後	1 週間後	1 か月後
想定東北地方太平洋沖地震	冬 5 時	813	2,571	863
市町村直下の地震	－	－	－	－

※市町村直下の地震による避難者数に関する被害想定は実施されていない。

(4) 想定調査成果及び過去の経験の活用

ア　地震災害対策の検討

市は、地震・津波被害想定調査の結果を踏まえて、地震災害対策の検討、防災計画の見直し及び防災アセスメント調査の反映等に活用する。

イ　東日本大震災の経験を踏まえた対策

東日本大震災は、これまで県が想定してきた地震、津波規模を遙かに上回る災害規模であり、学術的に想定できなかった連動型地震による災害であった。このときの教訓を踏まえて、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波の被害想定を基に、市、県及び防災関係機関は、人的被害を最小限に食い止めるための対策を策定する必要がある。

ウ　住民防災意識の向上

地震・津波被害想定調査結果及び東日本大震災の経験を踏まえた防災対策について、広く普及、啓発を図り、本市の地震被害発生の可能性に関する住民の意識を深め、防災意識の向上を図るものとする。

第２章　防災に関する組織

第１節　防災基本理念

市民は、「自らの命は自ら守る。（自助）」、「自らのまちは自ら守る。（共助）」を防災の基本とし、この観点に立って防災関係機関や事業者等が実施する防災活動と連携・協力しつつ、日頃から災害に備えるものとする。

事業者等は、従業員や顧客の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献といった役割を認識し、事業継続計画を策定する等必要な対応策を講じるとともに、市やその他の防災関係機関が実施する防災活動等に協力し、防災対策の推進を図るものとする。

第２節　防災に関する組織と責務

第１　組織の責務

１　防災会議

防災会議は、基本法第 16 条及び市防災会議条例（平成 17 年 3 月 1 日市条例第 16 号）に基づき設置される市の附属機関で、市長を会長として、市防災会議条例第 3 条第 5 項の各号に規定する機関の長等を委員として構成する機関である。この機関は市の地域の防災に関する基本方針の決定及び防災計画を策定し、その実施を推進するものである。

(1) 会長及び委員

令和 7 年度現在

会長（市長）	（条例第 3 条第 5 項第 1 号） 福島県の知事部局の職員	6 人以内	県中地方振興局長 県中保健福祉事務所長・三春土木事務所長
	（条例第 3 条第 5 項第 2 号） 福島県警察の警察官	2 人以内	田村警察署長
	（条例第 3 条第 5 項第 3 号） 市長が指名する部内の職員	13 人以内	副市長・各部長・各行政局長 上下水道局長・子育て支援センター所長
	（条例第 3 条第 5 項第 4 号）	－	教育長
	（条例第 3 条第 5 項第 5 号）	－	田村消防署長・消防団長
	（条例第 3 条第 5 項第 6 号） 指定（地方）公共機関	6 人以内	東日本旅客鉄道(株)・福島交通(株) 東北電力ネットワーク(株)・NTT 東日本
	（条例第 3 条第 5 項第 7 号） 自主防災組織を構成する者 または学識経験のある者	5 人以内	行政区長連合会会長・自主防災組織代表 防災アドバイザー・女性団体

２　本部

本部は、市の地域において災害が発生し、災害の規模、その他の状況により被害が拡大するおそれのある場合、基本法第 23 条及び市災害対策本部条例（平成 17 年 3 月 1 日市条例第 17 号）の規定に基づき設置する機関であり、市長を本部長として、防災関係機関及び市の全職員をもって組織し、災害対策を実施する機関である。

(1) 設置場所

原則として市役所庁舎に設置する。なお、庁舎が被災し使用が困難な場合、または災害の状況により災害対策本部の機能が維持できない事態に陥った場合は、「田村市業務継続計画」に基づき移転するものとする。

資料編：03 田村市業務継続計画「第６章 執務環境の確保」

(2) 本部組織

本部組織については、「災害時職員初動マニュアル」に準ずる。

資料編：02 災害時職員初動マニュアル「３－２ 災害対策本部等の設営」

相互応援協力編

＜目次＞

第１章 大規模災害時における相互応援..... 1
第１節 災害時相互応援協定の締結..... 1
第１ 自治体間の相互応援協力..... 1
第２ 民間事業者との災害時応援協定..... 2
第３ 応援協定の公表..... 2
第４ 応援体制の整備..... 2
第２節 応援協力体制の整備..... 3
第１ 方針..... 3
第２ 応援要請の手続き・方法..... 4
第３ 防災関係機関との連携..... 4
第４ 県及び他の市町村への応援要請..... 4
第５ 広域航空消防応援の活用..... 5
第６ 広域消防応援要請..... 7
第７ 救援物資、資機材、人員等の輸送 災害派遣医療チーム（DMAT：Disaster Medical Assistance Team）の活用..... 8
第８ 国に対する応援要請..... 8
第９ 自衛隊への応援要請..... 9
第１０ 緊急消防援助隊への要請..... 12
第１１ 公共的団体・民間事業者等に対する応援要請..... 13
第１２ 海外からの支援の打診..... 13
第１３ 田村市災害時受援計画に基づく受援体制の整備..... 13
第３節 応援派遣..... 14
第１ 応援派遣の実施..... 14
第２ その他の自治体に対する応援派遣..... 15

第１章　大規模災害時における相互応援

天災地変、大事故等に起因する大規模な災害が市の地域または他の市町村の地域で発生した場合、被災した市町村の災害活動能力は著しく低下し、被災地独自での応急対策や災害復旧が直ちに実施できないことが予想される。このため、市は、平時から防災関係機関等と締結した協定が災害時に円滑に機能するよう、応援協定締結自治体や民間業者等と継続的に訓練を行う必要がある。また、被災した他の市町村に対し、必要な支援活動を行うものである。

第１節　災害時相互応援協定の締結

【本部事務局（統括・企画班）】

第１　自治体間の相互応援協力

１　応援協定締結自治体との連携

応援協定締結自治体に対する応援要請については、基本法等により基本的な事項が定められているが、より迅速かつ的確な相互応援活動が実施できるよう、応援要請や派遣手続き、連絡方法等についてあらかじめ定めるなど、実効性ある連携の強化に努めるものとする。

また、市は、新たに他の市町村との相互応援協定の締結を推進するものとする。

協定名	協定締結	
	年月日	締結先
災害時における相互応援協定書	平成 17 年 6 月 1 日	いわき市、田村郡三春町、田村郡小野町
災害相互応援協定書	平成 17 年 6 月 16 日	郡山市、田村郡三春町、田村郡小野町
災害時における協力に関する覚書	平成 17 年 7 月 1 日	市内各郵便局
災害相互応援協定書	平成 17 年 10 月 1 日	双葉郡川内村
こおりやま広域連携中枢都市圏の連携協約による災害時等の対口支援	令和 2 年 7 月 8 日	郡山市、田村郡三春町、田村郡小野町 ※必要に応じて広域連携中枢都市圏（A～Dの４ブロック）との応援連携を図る。
大規模災害時における「ふくしま災害時相互応援チーム」による相互応援等に関する協定」	令和 5 年 10 月 24 日	福島県、県内 59 市町村

２　県外の市町村との相互応援協定

市は、友好都市、姉妹都市、文化交流などで県外の市町村との既存の交流関係が確立している場合は、職員派遣や支援物資等のプッシュ型支援、避難者の受入などが有効であるため、協定締結を促進する。

資料編：01 地域防災計画資料「２４　災害協定一覧」

第２　民間事業者との災害時応援協定

市は、それぞれ締結した災害時応援協定に基づき、応援を求める。

また、県などからの支援物資を集約する物資集積拠点から避難所等への二次輸送について、トラック協会や運送事業者等との協定を締結することにより、被災者への食料等物資の安定供給のための体制を整備するものとする。

資料編：01 地域防災計画資料「２４　災害協定一覧」

第３　応援協定の公表

市は、民間事業者、団体等と締結している災害時応援協定の締結先と内容について公表し、住民へ周知することにより、災害が発生した際に被災者が円滑に支援を受けられるように努めるものとする。

第４　応援体制の整備

市は、既に締結している応援協定等については、適宜内容の見直しを図り、必要に応じ、修正を加えるものとする。

また、災害発生時に協定締結先との連絡調整を確実に行えるよう、毎年協定締結先の電話番号や担当者についての確認を行うとともに、関係機関との各種訓練開催時においては、応援要請や要請に基づく実動訓練を実施し、応援体制の実効性を検証・検討するとともに、定期的に情報交換を行うものとする。

なお、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関、登録被災者援護協力団体等に対し、資料・情報の提供等の協力を求めるものとする。

第２節　応援協力体制の整備

【本部事務局（統括・企画班）】

第１　方針

市の現有災害対応能力を超える大規模な災害が発生し、次項の応援要請発動基準に該当すると判断した場合は、速やかに県、他の市町村及び自衛隊、防災関係機関及び民間事業者等に対し応援を要請する。

特に被害が全市内にわたる場合は、被害状況の把握に時間を要するものと考えられることから、発災直後から防災関係機関等と迅速かつ緊密に協議し、速やかに応援を要請するものとする。

また、各機関等からの応援職員を受け入れるため、田村市災害時受援計画に基づき、受援体制の整備に努めるものとする。

資料編：04 田村市災害時受援計画

１　根拠

要請先	依頼先	内容等	根拠
地方自治体等	指定地方行政機関等の長	職員の派遣	基本法第 29 条第 2 項
	知事	指定行政機関及び指定地方行政機関の職員の派遣斡旋要請	基本法第 30 条第 1 項、基本法第 68 条
		他の自治体職員の派遣斡旋要請	基本法第 30 条第 2 項、基本法第 68 条 地方自治法第 252 条の 17
		応援の要求及び応急措置の実施要請	基本法第 68 条
	応援協定締結自治体の長	物資・資器材・車両提供、職員派遣等	自治体相互応援協定
	他の市町村長	応援の要求	基本法第 67 条
自衛隊	知事	自衛隊の派遣要請	基本法第 68 条の 2 第 1 項
	自衛隊	知事に派遣要請の要求ができない場合の通知	基本法第 68 条の 2 第 2 項
防災関係機関	消防署・消防団	福島県広域消防相互応援協定 隣接等相互応援協定	消組法第 39 条
	福島県災害対策本部長(福島県知事)	緊急消防援助隊の応援要請（消防庁長官）	消組法第 44 条
	防災関係機関等	協定等に定める事項等	各種応援協定等

２　応援要請発動の基準

(1) 各部局間の相互応援をもってしても応急対策の実施が困難と認める場合
(2) 特別な技術、知識、経験等を有する職員が不足する場合
(3) その他本部長が応援要請の必要があると認める場合

第２　応援要請の手続き・方法

１　応援要請の可否判断

本部長は、収集した被害情報により応援要請の可否を判断するものとする。

なお、被害が全市内にわたる場合は、判断に必要な細部の被害情報等の収集は困難であることから、概括的情報であっても応援要請を判断するうえでの根拠とし、迅速な応援要請を行うものとする。

２　応援要請要領

下記事項を明らかにし、緊急を要する場合は電話または口頭で連絡し、後日文書によりあらためて処理する。

(1) 災害の状況・応援を求める理由
(2) 応援を要請する機関名
(3) 応援を要請する職種別人員、物資
(4) 応援を必要とする場所、期間
(5) 応援を希望する物資、食料、資機材等の品名及び数量、受領場所
(6) 参集場所及び参集経路
(7) 応援を希望する活動内容
(8) その他必要な事項

３　応援要請に際しての措置

応援隊の宿舎、食料等の手配その他必要な措置を講ずるものとする。

第３　防災関係機関との連携

市は、防災会議、防災訓練及び連絡会等を通じて、平時から防災関係機関との連携を密にし、災害時に迅速な応急対策が実施されるよう連携を強化する。

第４　県及び他の市町村への応援要請

１　県への要請

本部長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に応援（職員の派遣を含む。以下同じ。）若しくは応援の斡旋を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。

２　他の市町村への要請

本部長は、災害対応のため応援を受ける必要があると判断した場合は、「田村市災害時受援計画」に基づき応援を要請するものとする。

資料編：04 田村市災害時受援計画

第５　広域航空消防応援の活用

市は、消組法第 44 条の規定により、大規模災害時にヘリコプターによる災害活動が有効であると判断される場合は、県が保有するヘリコプターの応援を要請するものとする。

なお、県から郡山地方広域消防組合消防本部（以下「消防本部」という。）にも情報が共有される。

災害時における県消防防災ヘリコプターの緊急応援要請に関しては、次のとおりとする。

１　緊急応援要請要領

(1) 緊急運行の要件

県消防防災ヘリコプターは、次に掲げる要件を充たす場合に、緊急運航することができる。

ア　公共性

災害等から市民の生命、身体及び財産を保護し、被害の軽減を図ること。

イ　緊急性

差し迫った必要性があること。(緊急に行わなければ、市民の生命、身体及び財産に重大な支障を生ずるおそれがある場合)

ウ　非代替性

航空機による活動が最も有効であること。(既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、または活動できない場合)

(2) 緊急運航の要請基準

上記(1)の要件を充たし、かつ、次に掲げる基準に該当する場合に、要請ができる。ただし、感染症法で定める感染症で、１・２類感染症、それらの疑似症例、一次感染症の無症状病原体保有、新感染症、新型インフルエンザ等感染症の一部及び指定感染症の一部に罹患している傷病者又はその疑いのある者の搬送は行わない。

なお、感染の疑いについては、医師の判断又は感染症ごとに流行の状況等に応じて県が判定する。

ア　救急活動

(ｱ) 山間等の交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急車等の陸上交通手段で搬送するよりも著しく有効であると認められる場合

(ｲ) 山間等の交通遠隔地において緊急医療を行うために、医師、医療機材等を搬送する必要があると認められる場合

(ｳ) 地元医療機関での処置が困難であり、緊急に遠隔地の高度医療機関へ転院搬送を行う必要があると医師が認め、かつ原則として、医師が搭乗できる場合

(ｴ) 災害又は事故等により陸上交通に支障が生じた地域から、負傷者を搬送する必要があると認められる場合
(ｵ) その他、特に航空機による救急活動が有効と認められる場合

イ　救助活動
(ｱ) 水難事故等において、空中からの捜索、救出活動等、現地の消防力だけでは対応できないと認められる場合
(ｲ) 中高層建物火災において、地上からの救出が困難で、屋上からの救出が必要と認められる場合
(ｳ) 洪水、土砂災害、道路陥没等により、陸上からの接近が不可能で、空中からの救出が緊急に必要と認められる場合
(ｴ) 航空機事故、列車事故、高速道路の交通事故等で、地上からの収容、搬送が困難と認められる場合
(ｵ) その他、特に航空機による救助活動が有効と認められる場合

ウ　消火活動
(ｱ) 大規模火災等が発生し、または延焼拡大のおそれがあり、広範囲にわたり被害状況調査等の情報収集や避難誘導等の必要があると認められる場合
(ｲ) 交通遠隔地等での大規模火災等に対し、緊急に消火資機材、消火要員等の輸送を行う必要があると認められる場合
(ｳ) 林野火災等において、地上における消火活動では消火が困難であり、航空機による空中消火の必要があると認められる場合
(ｴ) その他、特に航空機による火災防御活動が有効と認められる場合

エ　災害応急対策活動
(ｱ) 地震、台風、豪雨、豪雪等による災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、上空からの広範囲にわたる状況把握を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合
(ｲ) 災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、緊急に物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送を行う必要があると認められる場合
(ｳ) 高速道路等での大規模災害事故等が発生した場合で、上空からの広範囲にわたる状況把握を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合
(ｴ) 災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、緊急、かつ広範囲にわたり住民等に対し、災害に関する情報の伝達や避難誘導等を行う必要があると認められる場合
(ｵ) その他、特に航空機による災害応急対策活動が有効と認められる場合

２　緊急運航の要請手続き

県消防防災ヘリコプターの緊急運航の要請は、速やかに電話で行うものとし、併せて要請内容の詳細について文書により送付するものとする。その要請の手続き等については、「福島県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「福島県消防防災ヘリコプター緊急運

航要領」並びに「ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」の定めによるものとする。

(1) 消防防災ヘリコプターの要請手順

消防防災ヘリコプターの要請は、取り急ぎ電話等により次の事項について連絡を行う。事後速やかに県消防防災航空隊出動要請書を県消防防災航空センター所長に提出するものとする。

ア　要請機関
イ　災害種別
ウ　災害発生の日時、場所、被害の状況
エ　災害検索地図番号
オ　災害発生現場の気象状況
カ　災害現場の最高指揮者の職、氏名及び連絡方法
キ　場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
ク　その他必要事項

(2) 要請先

県消防防災航空センター（郡山地方広域消防組合と情報共有）

(3) 緊急運航後の報告

災害等が収束した場合には、本部長は、救急患者の緊急搬送に係る場合を除き運航責任者に「災害状況等報告書」により報告するものとする。

３　ヘリコプター臨時離着陸場確保時の留意事項

あらかじめ定められたヘリコプター臨時離着陸場、または必要に応じヘリコプター臨時離着陸場に選定した発着可能な被災地域の小・中学校の校庭等広場の着陸地点の風向・風速をあらかじめ電話、その他の方法で県に連絡するとともに、次の作業を行わなければならない。

(1) 場外着陸場には操縦士の進入方向決定に資するため、風向風速が判定できる赤と白の吹流しを設置する。
(2) ヘリコプターの離着陸に伴う吹き下ろし風による砂塵等の舞上がりを防止するためヘリポートには、着陸・離陸方向を含め消防車等により散水する。
(3) 不測事態対処のため場外着陸場使用時間帯は、消防車を配置する。
(4) 場外着陸場及び着陸点の確認を容易にするため着陸場の中央に石灰粉（白色、積雪時は赤色）で、直径 10m 円とともに円内にH印を表示する。
(5) 自衛隊の場外着陸場申請（特に必要に応じ選定したヘリコプター臨時離着陸場）に応じ、当該地の管理者は、速やかに場外着陸場使用を許可する。

第６　広域消防応援要請

１　消防相互応援協定の運用

消防本部は、管内の消防力では対応できないと判断した場合は、「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、代表消防本部へ要請を行うものとする。

(1) 大規模な災害が発生し、消防本部のみでの救助・救急活動が困難である場合は、「隣接等相互応援協定」及び「福島県広域消防相互応援協定」による派遣要請を行うものとする。

また、必要に応じて、本部長は、県を通じて消防庁長官に対し、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき応援を要請するものとする。

(2) 広域消防航空応援の対象となる大規模特殊災害

広域航空消防応援の対象となる大規模特殊災害は、次の各号に掲げる災害で、ヘリコプターを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であるもの

ア　大規模な地震、風水害等の自然災害

イ　車両等による接近が著しく困難な地域での、大火災、大災害、大事故等

ウ　高層建築物の火災

エ　航空機事故、列車事故等集団救助救急事故

オ　その他前記各号に掲げる災害に準ずる災害

(3) 広域航空消防応援の種別

広域航空消防応援の種別は、主な任務により次の各号のとおり区分する。

ア　調査出場

現場把握、情報収集、指揮支援等

イ　火災出場

消火活動

ウ　救助出場

人命救助のための特別な活動を要する場合（これに附随する救急搬送活動を含む。）

エ　救急出場

救急搬送（特別な人命救助活動を伴わないもの）

オ　救援出場

第７　救援物資、資機材、人員等の輸送　災害派遣医療チーム（DMAT：Disaster Medical Assistance Team）の活用

消防本部と連携して災害発生時に効果的な活用が図れるよう、あらかじめ応援要請の手続き等について整備する。

第８　国に対する応援要請

１　基本法第 29 条に基づく派遣要請（職員の派遣の要請）

本部長は、災害応急対策または災害復旧のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関または指定公共機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請するものとする。

２　基本法第 30 条に基づく派遣要請（職員の派遣の斡旋）

本部長は、知事に対して指定地方行政機関の職員の派遣について、斡旋を求めるものとする。

３　指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施

市は応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。

また、上記の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。

４　派遣された職員の身分の取扱い

基本法施行令第 17 条（派遣職員の身分等）に定めにより行うものとする。

第９　自衛隊への応援要請

本部長は、人命及び財産を災害から保護するため必要があると認めたときは、知事に自衛隊派遣の要請をするものとする。

１　自衛隊の災害派遣要請

派遣要請にあたっては、次の要件を考慮し、田村警察署長及び田村消防署長と協議のうえ、迅速に行うものとする。

なお、特に人命にかかわるもの（救急患者、薬等の緊急輸送等）については、基本法に規定する災害以外であっても、災害派遣として行う。

(1) 公共性

公共の秩序を維持するため、人命・財産を保護しなければならない必要性がある。

(2) 緊急性

災害の状況から直ちに対処しなければならない状況である。

２　災害派遣の活動内容

自衛隊の派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産救護を必要とし、かつ、事態が止むを得ない場合で、概ね次の救援活動内容を要請するものとする。

活動項目	細部内容
情報収集活動 （被害状況の把握）	車両、航空機等状況に適した手段による被害状況の収集
避難の援助	各種手段による避難者の誘導、輸送等
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等の捜索、救助活動

活動項目	細部内容
水防活動	土のう積み、止水工法による浸水防止、河川堤防の応急補強
消防活動 （空中消火を含む。）	消防車、航空機及びその他防火機材により消火活動にあたる消防機関への協力
道路又は水路の啓開	重機等施設機材を使用した道路の障害物の除去及び道路の復旧
応急医療、救護及び防疫	薬剤等は通常市が準備
通信支援	各行政局間等との通信系の構成・維持・運営
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救護活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送の実施（航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものに限る。）
給食及び給水	被災者に対する炊飯及び応急給水活動（炊飯の米穀及び炊飯用水は、市が準備する。）
入浴支援	野外入浴セットや仮設浴場を設営、給湯機材を使用した温水シャワーや入浴施設の提供
物資の無償貸付及び譲与	被災者に対する救援物資の無償貸与または譲与（防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令第 13、14 条）
危険物の保安及び除去	方面総監が認める場合、かつ処理能力可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
予防派遣	災害に際し被害が正に発生しようとしている場合において、やむを得ないと認められる場合
その他	本部長が必要と認めた場合（被災者の人命・財産の保護上必要な事項で自衛隊が対処可能な活動について、協議し決定したもの）

３　要請手続き

(1) 要請は、知事へ要求するものとする。

(2) 要求にあたっては、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により、直接知事に要求し、事後、文書を送付するものとする。この場合、速やかに県中地方振興局長へ連絡する。

(3) 前項の要求ができない場合は、福島駐屯地司令に対して災害の状況を通知することができるものとする。この場合、市長は、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

(4) 災害派遣要請に必要な事項

ア　災害の状況及び派遣を要請する事由

イ　派遣を希望する期間

ウ　派遣を希望する区域及び活動内容

エ　その他参考となるべき事項

宿営地域（活動拠点）の有無、進出経路の状況（道路・橋梁等）特に迂回路、救援のため必要な資機材、ヘリポート適地の有無等

４　自衛隊との連絡・調整

(1) 情報の交換

市は、災害が発生しまたは発生するおそれがある場合は、各種情報を的確に把握し、自衛隊と絶えず情報の交換を行うものとする。

(2) 連絡班（連絡調整員）の派遣依頼

市は、災害が発生する段階に至った場合または災害が発生した場合において、必要があると認めるときは、自衛隊に対し本部（本部設置前は生活安全課）への連絡班の派遣を依頼し、派遣要請の接受及びこれに伴う措置の迅速化を図るものとする。

５　災害派遣部隊の受入体制

(1) 連絡班（連絡調整員）の受入れ

被害に関する情報交換、部隊の派遣等に関する連絡・調整を行うため、派遣された自衛隊の連絡調整員を本部事務局に受け入れる。

(2) 派遣部隊の受入体制の整備

ア　他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

本部長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮する。

イ　自衛隊と防災関係機関が協同で活動する場合

連絡調整会議において活動の実施要領等について綿密に調整を行うとともに、活動の統制責任者を明示し、その統制の下で実施する。

ウ　派遣部隊を受け入れる場合にとるべき措置

(ｱ) 連絡調整及び現場責任者の指定

a　自衛隊との連絡調整は、本部事務局が行う。

b　現場責任者は、活動を主管する部局長が指定する。

自衛隊の活動が円滑にできるように常に関係情報を収集し、作業実施に必要とする十分な資料（災害地の地図等）を準備するとともに、作業区ごとに現場責任者をあらかじめ定める。

(ｲ) 派遣部隊の救援活動（作業）に必要な資機材の準備・提供

本部長は、自衛隊に対し作業を要請または依頼するに当たっては、次の事項についてできるだけ先行性のある計画を樹立するとともに、諸作業に関係ある管理者の了解を取り付けるよう配慮する。

a　作業箇所及び作業内容

b　作業の優先順位

c　作業に要する資材の種類別保管（調達）場所

d　部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

(3) 派遣部隊の受入れ

本部長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう、連絡調整の窓口を明確にし、市庁舎又は災害現場に市と自衛隊協働の連絡所を設置するものとする。

なお、次の事項について自衛隊受入体制を整備する。

ア　本部事務室

現地における派遣部隊の本部は、原則として市庁舎または自衛隊共同の連絡所と同一の場所に設置し、相互に緊密な連絡を図るものとする。

イ　宿舎

ウ　材料置場、炊事場（野外の適当な広さ）
エ　駐車場（車一台の基準は３m×８m）
オ　臨時ヘリポート（１機あたりに必要な広さは、観測用ヘリで 30m×30m、多用途ヘリで 50m×50m、輸送ヘリで 100m×100m）

６　派遣部隊の撤収

(1) 自衛隊の災害派遣の目的が達成、またはその必要がなくなった場合は、十分な事前協議に基づき、速やかに知事に対して自衛隊の撤収要請を行うものとする。
(2) 撤収要請は、電話等により報告した後、速やかに文書を提出する。

７　経費の負担

自衛隊の災害派遣に要した次の経費の負担は、原則として市が負担する。ただし、その区分を定めにくいものについては、県、市、部隊が相互調整の上、その都度決定する。

(1) 市、県の負担
ア　派遣部隊の救援活動の用に供するため、派遣場所及び宿泊施設に設置した電話の設置費及び通話料金
イ　派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設借上料、光熱水費
ウ　救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び賃借料並びに現地で調達した資機材の費用等
エ　災害予防、災害応急対策、災害復旧等に必要な、資材や消耗品、電気、水道、汲取り、及び通信費等
オ　その他、活動に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、本部長と派遣部隊等の長との間で協議するものとする。ただし、２以上の市町村域にわたる場合は、関係市町村長が協議して負担割合を定めるものとする。

(2) 部隊の負担
部隊の露営、給食及び装備、器材、被服の整備、損耗、更新並びに災害地への往復等の経費

第１０　緊急消防援助隊への要請

消組法第 45 条の規定により、大規模災害時における人命救助活動等をより効果的かつ強力に行うため、全国の消防機関相互による「緊急消防援助隊」が設置されている。

大規模な災害等に際し、自らの市の消防力では対応できず、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると判断した場合は、「福島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、速やかに県に連絡し、応援を要請するものとする。

なお、活動状況を踏まえ、増隊する必要があると判断した場合は、県にその旨を連絡する。

第１１　公共的団体・民間事業者等に対する応援要請

市独自で被災者等の救助活動を実施することが困難な場合、本部長は、次の事項を示して県に対し救助活動の実施を要請するものとする。

また、必要に応じて公共的団体・民間業者等にも協力を求めるものとする。

(1) 応援を必要とする理由
(2) 応援を必要とする人員、資機材等
(3) 応援を必要とする場所
(4) 応援を希望する期間
(5) その他周囲の状況等応援に関する必要事項

第１２　海外からの支援の打診

１　海外からの支援の打診のルート

(1) 外交ルートで外務省から県を通じての打診
(2) 国際姉妹都市、その他交流歴のある都市からの直接の打診
(3) 国際 NGO（非政府組織）団体等から直接若しくは他の機関・団体等を経由した打診

２　支援受入れの判断等

支援の打診があった場合、本部事務局は、支援活動の種類、規模等を確認し、本部において被害の状況や応急対策の状況等を総合的に判断して速やかに受入れの可否を判断し、申し入れ先に回答するものとする。

３　支援受入れの実施

支援を受ける本部は、支援部隊の受入体制を整える。本部事務局は、支援都市や団体との間で、支援規模、到着予定日時、場所等の連絡調整にあたり、応援部隊の活動内容の調整等は、支援を受ける部、本部が行うものとする。

第１３　田村市災害時受援計画に基づく受援体制の整備

市は、災害時に各地方公共団体及び関係機関等に適切かつ迅速に応援協力を要請するため、「田村市災害時受援計画」に基づき、非常時優先業務のうち人員や物資が不足すると見込まれる業務について、災害時の業務の流れや必要な資機材、応援人員算定等の考え方を事前に整理し、受援体制の整備を行う。

特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等の確保及びリスト化に努めるものとする。

資料編：04 田村市災害時受援計画

第３節　応援派遣

【本部事務局（統括・企画班）、総務課班、生活安全課班】

第１　応援派遣の実施

１　大規模災害により全庁的な支援体制が必要な場合

(1) 市は、災害の規模等に応じ、災害対策本部の事務分掌に準じて、全庁的な体制により応援を行うものとする。その限りでない場合には、総務課及び生活安全課を窓口として、本部における事務分掌に準じて、応援要請の内容を各部局へ伝達依頼するものとする。

ア　他の市町村において大規模な災害が発生し、市独自の判断で応援をする場合も同様とする。なお、直接各部局へ被災都道府県または県から要請があった場合は、要請を受けた部局で対応可能な場合は、その部局で対応するものとし、その実施内容については、生活安全課へ連絡するものとする。

２　支援隊の派遣

(1) 市は、応援協定自治体の要請に基づき、災害対策本部設置時の事務分掌に準じて、職員及び登録ボランティアの中から必要な人員をもって支援隊を編成し派遣するものとする。

(2) 派遣するボランティアは、市に登録された専門ボランティア、一般ボランティアの中から選択し、本人の意向を確認した後に派遣するものとする。

(3) 支援隊は、移動に必要な車輌、食料、飲料水等、被災地で自立的な生活が可能な装備を保有し、派遣期間は、概ね２週間とする。支援が長期にわたる場合は、２次支援隊以降も派遣し、現地で交代させるものとする。

(4) 支援隊は、被災現地の応援協定自治体の本部の統制下で活動するものとする。

(5) 支援隊の職員及びボランティアに対する補償は、原則として、応援協定自治体内に適用される法令によるものとする。

３　応援物資・資機材等の供与

(1) 市は、応援協定自治体から要請のあった物資、資機材について、災害対策本部設置時の事務分掌に準じて、備蓄物資・資機材の中から、また、不足する場合は調達し、これを供与するものとする。

(2) 応援協定自治体に対しては、原則として、市民に対する義援金のみを募集するものとする。

(3) 市は、市が協定を取り交わしている協力機関に対して、災害対策本部設置時の事務分掌に準じて、災害応急活動に必要な業務について、積極的に支援を要請するものとする。

４　避難場所等の提供等

(1) 市は、応援協定自治体から要請があった場合、災害対策本部の事務分掌に準じて、被災者の避難に必要な場所及び一時収容のための施設を提供するものとする。

(2) 市は、避難に際し、災害対策本部の事務分掌に準じて、必要な誘導、避難所の運営を行うものとする。

５　その他の支援

災害対策本部長は、上記２、３、４に挙げる支援のほか、応援協定自治体から要請があった場合、必要な支援を行うことができる。

６　経費の負担

原則として、応援を要請した自治体の負担とする。ただし、災害対策本部を設置した場合の経費は、別に定めることができる。

７　廃止の決定

災害対策本部長は、支援活動が完了したと認めたときは、災害対策本部を廃止するものとする。

第２　その他の自治体に対する応援派遣

市は、相互応援協定を締結していない被災自治体から応援若しくは職員の派遣について要請があった場合、または県から応援若しくは職員の派遣について斡旋を受けた場合は、応援または職員を派遣できる。しかし、災害時における人員の派遣及び物資の輸送は、緊急時においては交通渋滞や被災地の混乱を助長する可能性があるため、応援協定自治体以外については、国や県、ないしは被災自治体からの直接の応援要請に基づいて行う。この場合、市は要請内容に応じ、応援協定自治体と同等の支援を行うよう努める。

一般災害対策編

＜目次＞

第１章 災害減災計画 1
第１節 防災に関する組織と責務 1
第２節 防災情報通信網の整備 2
第１ 通信体制の整備 2
第２ 通信施設の防災対策 4
第３ 住民への連絡体制の周知 5
第３節 気象等観測体制の整備 6
第１ 気象情報等の種別（田村市関連） 6
第２ 特別警報・警報・注意報等の概要と発表基準 8
第３ 時系列的防災気象情報（土砂災害・洪水） 12
第４ 気象通報等受発信者 12
第５ 他機関の気象観測施設の活用 12
第６ 予警報伝達系統 12
第４節 災害別予防対策 14
第１ 水害予防対策 14
第２ 風害予防対策 15
第３ 雪害予防対策 15
第４ 凍霜害予防対策 17
第５ 土砂災害予防対策 17
第５節 火災防止対策 21
第１ 出火防止対策 21
第２ 初期消火体制の推進 22
第３ 火災予防運動等の活用 22
第４ 消防水利・危険箇所等の把握 23
第５ 消防力の強化 23
第６ 救助体制の整備 24
第７ 広域的な応援体制の整備 24
第６節 文化財災害予防対策 25
第１ 教育委員会及び文化財所有者の責務 25
第２ 文化財の種別毎の対策 25
第３ 教育委員会の役割 25
第４ 文化財所有者及び管理責任者 26
第５ 地域の役割 26
第６ 防災訓練の実施 26
第７節 電力、ガス及び通信施設等の防災力の強化 27
第１ 電力施設の防災力の強化 27

第２ LP ガス施設の防災力の強化 27
第３ 電信電話施設の防災力の強化..... 29
第８節 農地・農業用施設等の防災力の強化..... 32
第１ 各施設の共通的な災害予防対策..... 32
第２ 情報連絡体制の整備..... 32
第９節 緊急輸送路等の指定..... 34
第１ 緊急輸送路..... 34
第２ ヘリコプター臨時離着陸場..... 34
第３ 物資集積・配送拠点の確保..... 35
第４ 緊急輸送車両の確保..... 35
第５ 緊急輸送路の啓発..... 35
第１０節 避難体制の整備..... 36
第１ 避難に関する用語..... 37
第２ 災害別避難体制の整備..... 38
第３ 避難に関する計画..... 39
第４ 避難誘導計画の策定..... 39
第５ 避難指示等の発令基準及び伝達..... 40
第６ 指定避難所の指定等..... 44
第７ 避難路の選定..... 47
第８ 学校、病院、社会福祉施設等における避難誘導計画..... 47
第９ 避難所設置・運営計画の策定..... 50
第１０ 避難場所等の居住者等に対する周知..... 58
第１１ 男女共同参画の視点に基づく避難所運営の推進..... 58
第１２ 平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」の取組の推進..... 59
第１１節 医療（助産）救護・防疫体制の整備..... 60
第１ 医療（助産）救護体制の整備..... 60
第２ 防疫活動体制の整備..... 62
第１２節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備..... 64
第１ 飲料水の確保..... 64
第２ 食料・生活必需品等の確保..... 64
第３ 災害応急対策に必要な資材・機材の確保並びに点検整備計画..... 66
第１３節 災害廃棄物処理体制の整備及び広域処理体制の確立..... 67
第１ 市・市民及び事業所の役割..... 67
第２ 広域処理体制の確立や民間連携の促進..... 68
第１４節 災害復旧・復興への備え..... 69
第１ 罹災証明書発行体制の整備..... 69
第１５節 地域防災力の向上..... 70
第１ 防災知識の普及計画..... 70
第２ 自主防災組織の育成・充実..... 74

第３ 学校等の防災力の育成・強化 77
第４ 災害教訓の伝承 80
第１６節 防災訓練等の実施 82
第１ 総合防災訓練の実施 82
第２ 市及び防災関係機関等の個別訓練の実施 83
第１７節 要配慮者支援対策 85
第１ 要配慮者支援体制 85
第２ 避難行動要支援者の避難支援 85
第３ 要配慮者のための避難所の整備 90
第４ 社会福祉施設・医療機関等の安全対策 92
第５ 在宅者に対する対策 93
第６ 外国人対策 94
第１８節 ボランティア活動支援対策 95
第１ 災害ボランティアの定義等 95
第２ 災害ボランティア関係団体等との連携強化 95
第３ 災害ボランティア受入体制の整備 96
第４ 災害ボランティアコーディネーターの養成 97
第５ 災害ボランティアに関する啓発 97
第６ 災害ボランティア関係団体の支援体制等 97
第７ 専門ボランティアの育成等 97
第１９節 事業継続計画の策定 99
第１ 災害時における自治体の業務 99
第２ 市政の業務継続計画（BCP）の策定 99
第３ 事業所の事業継続計画の策定 99

第２章 災害応急対策 101
第１節 一般災害応急対策活動体制の整備 101
第１ 災害応急対策の防災行動計画 101
第２ 配備体制 101
第３ 災害警戒本部 103
第４ 災害対策本部 106
第２節 職員の動員配備 118
第１ 動員基準 118
第２ 初動体制の整備 120
第３節 災害情報の収集伝達 121
第１ 情報活動 121
第２ 情報の収集 122
第３ 情報連絡体制 125
第４ 県・国への報告（被害状況等） 125

第４節 通信の確保 130
第１ 通信手段等 130
第２ 通信手段の確保 130
第３ 通信施設の運用 131
第４ 市防災行政無線（戸別受信機を含む。）等が被災した場合 132
第５節 災害広報広聴活動 133
第１ 広報体制 133
第２ 広報内容 133
第３ 報道機関への情報提供、協力要請 136
第４ パニック防止対策 137
第５ 広聴活動 137
第６節 災害別応急対策 139
第１ 水害応急対策 139
第２ 土砂災害応急対策 139
第３ 雪害対策 142
第７節 救助・救急活動 145
第１ 救助・救急活動の原則 145
第２ 救助活動 145
第３ 救急活動 147
第８節 応急避難 149
第１ 高齢者等避難、避難指示 149
第２ 警戒区域の設定 155
第３ 避難方法・避難誘導 156
第４ 住民の避難行動 157
第５ 広域的な避難対策 158
第６ 安否情報の提供等 158
第９節 避難所の設置・運営 160
第１ 指定避難所の設置 160
第２ 避難所の管理運営 162
第３ 指定避難所以外の被災者への支援 167
第１０節 医療（助産）救護活動 169
第１ 医療・救護活動 169
第２ 医薬品等の確保 171
第３ 人工透析の供給確保 172
第４ 医療ボランティアの活用 172
第５ 助産活動 172
第１１節 緊急輸送活動 174
第１ 緊急輸送活動 174
第２ 輸送の実施 175

第３ 整備帳簿類 177
第１２節 交通の確保と交通規制措置 178
第１ 陸上交通の確保 178
第２ 道路交通確保の措置 179
第３ 交通規制 180
第４ 災害が発生したときの自動車運転者のとるべき措置 181
第１３節 賃金職員の雇用 183
第１ 賃金職員の雇用 183
第２ 賃金職員の動員要請 183
第３ 知事への応援要請 183
第１４節 社会秩序の維持活動 184
第１ 生活安定対策 184
第２ 災害警備活動 184
第３ 県に対する緊急措置の要請 185
第１５節 防疫・保健衛生活動 186
第１ 防疫活動 186
第２ 保健衛生活動 188
第３ 家庭動物の救護 189
第４ 防疫及び保健衛生機材の備蓄及び調達 190
第５ 家畜伝染性疾病対策 190
第１６節 廃棄物の処理活動 191
第１ 廃棄物 191
第２ 普通ごみの処理 192
第３ 災害廃棄物の処理 192
第４ し尿の処理 192
第５ 死亡獣畜の処理 194
第１７節 応急給水活動 196
第１ 実施体制 196
第２ 給水の実施 197
第１８節 食料・生活必需品の供給活動 199
第１ 食料の供給 199
第２ 生活必需品等の供給 202
第３ 食料・生活必需品等の受入れ及び配分等 203
第４ 支援物資等の支援体制 205
第１９節 被災地の応急対策 206
第１ 被災地のインフラ復旧等に対する応急措置及び応急復旧の指導・相談 206
第２ 障害物の除去 206
第３ 災害相談対策 208
第２０節 行方不明者の捜索及び遺体の火葬・埋葬 210

第１　遺体及び行方不明者の捜索 210
第２　遺体の収容 211
第３　遺体の火葬・埋葬 212
第２１節　住宅の応急確保 214
第１　応急仮設住宅の供与 214
第２　住宅の応急修理 218
第３　建築物の応急危険度判定の実施 220
第４　空家住宅の確保 221
第２２節　ライフライン等応急復旧活動 222
第１　上水道施設 222
第２　下水道施設 223
第３　電話施設 223
第４　電力施設 224
第５　ガス施設 225
第６　鉄道施設〔東日本旅客鉄道(株)〕 225
第２３節　農地・農業用施設等応急対策 227
第１　災害応急対策 227
第２４節　文教施設等応急復旧対策 229
第１　勤務時間内に災害が発生した場合 229
第２　勤務時間外に災害が発生した場合 230
第３　学校施設の応急復旧措置 230
第４　学校教育の再開 230
第５　幼稚園・保育所、こども園等の災害時の応急保育体制 233
第６　その他健康安全に関する指導等 234
第７　その他文教施設対策 234
第８　文化財の保護 234
第２５節　要配慮者救護活動 236
第１　要配慮者に対する支援 236
第２　社会福祉施設等における応急対策 239
第３　妊産婦及び乳幼児に係る対策 239
第４　児童に係る対策 239
第５　外国人への支援 240
第６　観光客等の帰宅困難者への支援 241
第２６節　ボランティア活動の支援 242
第１　田村市災害ボランティアセンターの設置・運営 242
第２　ボランティア団体等に対する情報提供 242
第３　ボランティアの受入れ 243
第４　ボランティア活動の支援 243
第５　ボランティア活動保険の加入促進 244

第２７節 危険物施設等災害応急対策 245
第１ 消防法上の危険物 245
第２ 高圧ガス 245
第３ 火薬類等 246
第４ 毒物・劇物 247
第５ 放射性同位元素等 248
第２８節 義援金品の受入れ・配分 249
第１ 義援金品の募集 249
第２ 義援金の受入れ・配分 250
第３ 義援物資の受入れ・配分 251
第２９節 災害救助法の適用等 252
第１ 適用基準 252
第２ 被災世帯の算定基準 253
第３ 災害が発生するおそれ段階での適用（法第２条第２項に基づく適用） 255
第４ 災害救助法の適用要請 255
第５ 救助費用の精算 256
第６ 救助業務の実施者 256
第７ 救助の種類等 256
第３０節 被災者生活再建支援法に基づく支援等 258
第１ 被災者生活再建支援法の適用 258
第２ 罹災証明書の交付 261
第３ 被災者台帳の作成 262
第４ 被災者の生活再建支援 263

第３章 災害復旧計画 264
第１節 公共施設等の災害復旧 264
第１ 災害復旧工事体制の確立 264
第２ 災害復旧事業計画の策定 264
第３ 災害復旧事業の種類 265
第２節 災害復旧事業に伴う財政援助の確保 266
第１ 法律等により一部負担又は補助を受ける事業 266
第３節 激甚災害の指定 267
第１ 激甚災害の指定手続き 267
第２ 激甚法対象事業 268
第３ 災害復旧事業の実施 269
第４節 被災者支援 270
第１ 生活相談の実施 270
第２ 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付 270
第３ 被災者への融資 272

第４　被災者の生活確保 273
第５　生活保護 275

第１章　災害減災計画

この計画は、洪水、土砂災害、大規模事故等による被害を減災する視点で、市と防災関係機関、そして市民、事業者等の役割を明確にするとともに必要な体制を確立し、総合的かつ計画的な対策の整備を図ることにより、災害の拡大防止と被害の軽減に努め、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第１節　防災に関する組織と責務

総則編第２章「第２節 防災に関する組織と責務」に準ずる。

第２節　防災情報通信網の整備

【総務課、DX 推進室、全課】

市は、災害時に災害情報システムが十分機能し、活用できる状態に保つため、防災情報通信網を整備するとともに、併せて設備の安全を講じるものとする。

第１　通信体制の整備

１　通信システムの活用

市は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、円滑かつ迅速に情報の収集及び伝達が行えるよう防災行政無線（戸別受信機を含む。）、IP 無線、緊急速報メール（エリアメール）、SNS、防災アプリ等の活用を図るものとする。

また、市や県は、各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努めるものとする。

(1) 防災行政無線（災害監視局、屋外拡声子局及び戸別受信機等）により、災害時における情報の収集や避難等各種情報の伝達を速やかに行う。また、全国瞬時警報システム（J アラート）からの地震情報、気象情報及び有事関連情報等の緊急情報を住民へ瞬時に伝達できるよう整備されている。

なお、整備にあたって通話秘話性の確保や画像や映像等のデータ転送等、防災通信を高度化するため、デジタル式防災行政無線の導入を促進するとともに停電時の電源確保のため、非常用電源設備の整備を促進する。非常用電源設備の整備にあたっては、耐震性があり、かつ、浸水する危険性が低いなど堅固な場所への設置等を図る。

(2) IP 無線により、被害状況を把握し情報の収集、伝達、指示等を行う。

(3) IP 無線、緊急速報メール（エリアメール）、SNS、防災アプリにより、災害時における避難情報等を速やかに配信する。

２　福島県総合情報通信ネットワーク

県、県内市町村及び防災関係機関相互間の迅速かつ的確な情報連絡を行うため、福島県総合情報通信ネットワークの活用を図る。

このネットワークにより、衛星系と地上系により通信回線が確保され、音声や FAX による災害情報等の様々な情報の受伝達を行える。

(1) 気象情報伝送処理システム

福島地方気象台から県に対して提供された下記の気象、地象及び水象情報が、市に伝達又は提供される。

ア　気象、高潮及び波浪に関する特別警報
イ　気象、高潮、波浪及び洪水に関する警報及び注意報
ウ　土砂災害警戒情報
エ　指定河川洪水予報
オ　気象情報
カ　大津波警報、津波警報、津波注意報

キ　地震・津波に関する情報
ク　噴火警報等
ケ　気象通報

(2) 福島県震度情報ネットワークシステム

市は、県が整備した福島県震度情報ネットワークシステムにより、震度情報の配信を受ける。この情報は、県内の計測震度計及び気象庁の計測震度計を活用して収集されたものであり、福島県総合情報通信ネットワークを通して、各地方振興局、各市町村、各消防本部等に提供される。

市はこの震度情報を市の被害状況の推定、各種の応急対策の検討をはじめ、職員の参集及び初動体制の充実･強化に活用する。

３　福島県総合防災情報システム

災害による被害情報をはじめ、気象警報や雨量、河川の水位情報、避難情報や避難所情報などの防災情報を一元化し、市、県、防災関係機関（消防、警察、自衛隊等）がリアルタイムで情報共有を行うことで、災害対策本部での意思決定を支援し、迅速な災害対応につなげることを目的として整備した県独自の地図情報システム（GIS）である。

(1) 福島県防災ポータルによる情報発信

一元化した情報のうち、気象警報や避難情報、避難所情報に加え、道路や河川の状況を交えた情報を地図上に分かりやすく表示し、市民の避難行動につながる情報を提供するため、県はポータルサイトでの情報発信を行っている。

市、県、関係機関は、災害時に福島県総合防災情報システムを用いて、被害情報や対応状況を報告・共有するとともに、県は被害情報を集約し、「福島県防災ポータル」へ情報公開を行う。

４　その他通信網の整備・活用

(1) 通信途絶時の衛星通信整備と訓練実施

通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。

また、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的に実施する。

(2) 整備と活用

ア　IP 無線

災害対策活動を担う各行政局に対し、災害時の緊急連絡手段として IP 無線を配備するとともに、被害状況の収集、他関係機関との連絡等のために活用する。

イ　災害時優先電話（庁舎内）

災害が発生した場合、被災地等から市への通話が集中することが予想されるため、緊急な通話が優先的に取り扱われるよう、あらかじめ登録している災害時優先電話を活用する。

ウ　公共・民間無線の活用

公共・民間無線局等との協力体制を整え、災害時の通信網を補完するため次の公共・民間無線局との協定等の締結を推進する。

(ｱ) 警察通信設備

緊急連絡等のために警察通信設備の利用が図れるよう、福島県警察本部との間に協定を締結する。

(ｲ) アマチュア無線

災害時におけるアマチュア無線局の開設並びに災害情報の収集及び伝達について協力が得られるよう、市内各アマチュア無線クラブとの間に協定の締結を推進する。

(ｳ) タクシー無線

災害時において、民間無線局（タクシー会社）に対して災害情報の収集及び伝達について協力が得られるよう、事業者との間の協定締結を推進する。

(3) 災害時の機能確保

情報通信管理者は、災害に強い通信網を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進する。また、停電時の電源確保のため、非常用電源設備の整備を促進する。

５　クラウドシステムなど ICT の導入に係る検討

市は、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図るものとする。

また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

第２　通信施設の防災対策

災害対策上重要な無線通信施設等について、大規模停電時も含め災害時に確実に機能が発揮できるよう、次の対策を講じるものとする。

１　無線通信施設

(1) 無線通信機器の据付けにあたっては、揺れ止めや転倒落下防止等の対策を行い災害時の機器の保安を図るものとする。

(2) 通信機器の管理施設には、予備電源として発動発電機、蓄電池等を配備し、停電時への対応を図るとともに、常に作動可能な状態で保守管理するものとする。

(3) 通信機器の管理者は、機器の定期的な保守点検を行い、非常時の利用に備えるものとする。

(4) 通信機器の利用方法について、訓練、講習会、マニュアル等を通じ、平時からその習熟に努めるとともに、無線従事者の確保を図るものとする

２　有線通信施設

(1) 設置にあたっては、災害時にもっとも被害が少ない取付け位置を選定する。（ロッカーや書棚等が転倒しても損壊しない適当な距離を保つ位置等）

(2) 転倒が予想される機器は、壁面等に固定させる。
(3) 停電時に備え、予備電源を準備する。
(4) 不良箇所発見の場合は、速やかに修理を行い最良の状態を維持する。
(5) 作動状態、老朽状態等を常に監視し、常時使用可能な状態を保つよう整備する。

第３　住民への連絡体制の周知

市は、住民が自ら情報を入手できるよう、テレビのデータ放送をはじめ、携帯電話やパソコン等の個人情報端末の活用方法の周知を図るとともに、住民等へ避難情報等を伝達するために使用する手段について、事前に周知しておくものとする。

第３節　気象等観測体制の整備

【全課】

気象等に関する自然災害に対する被害を軽減するため、気象等観測施設の整備を図るとともに、防災関係機関相互の連絡通報体制の整備を推進するものとする。

第１　気象情報等の種別（田村市関連）

１　種別

(1) 防災気象情報等

ア　防災気象情報とキキクル（危険度分布）との対応

気象庁が発表する情報			警戒レベル
		キキクル（危険度分布）	
大雨特別警報	氾濫発生情報	災害切迫（黒）	警戒レベル５相当
土砂災害警戒情報	氾濫危険情報	危険（紫）	警戒レベル４相当
大雨警報（土砂災害）※ 洪水警報	氾濫警戒情報	警戒（赤）	警戒レベル３相当
大雨警報に切り替える可能性が高い注意報	氾濫注意情報	注意（黄）	警戒レベル２相当
大雨注意報 洪水注意報	－	注意（黄）	警戒レベル２
早期注意情報（警報級の可能性）	－	－	警戒レベル１

※夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル３（高齢者等避難）に相当します。

イ　その他

種別	注意報	警報	特別警報
暴風	強風注意報	暴風警報	暴風特別警報
大雪	大雪注意報	大雪警報	大雪特別警報
暴風雪	風雪注意報	暴風雪警報	暴風雪特別警報

(2) 福島県気象情報

気象の予報等について、特別警報･警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかける場合や、特別警報･警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表される。大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持

つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出しのみの福島県気象情報が発表される場合がある。 なお、大雨特別警報が発表された場合は、その内容を補足する「記録的な大雨に関する福島県気象情報」という表題の気象情報が速やかに発表される。

(3) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となった場合、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（湯川村を除く。）を特定して警戒が呼びかけられる情報で、福島県（河川港湾総室）と福島地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）や土砂アラート（福島県土砂災害情報システム）等で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。

(4) 顕著な大雨に関する気象情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いている場合、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する福島県気象情報」という表題の気象情報が発表される。この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報で、警戒レベル４相当以上の状況で発表される。

崖や川の近くなど、危険な場所（土砂災害警戒区域や浸水想定区域など、災害が想定される区域）にいる住民は、市から発令されている避難情報に従い、直ちに適切な避難行動をとる必要がある。

(5) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

(6) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている場合に、天気予報の対象地域と同じ発表単位（会津、中通り、浜通り）で気象庁から発表される。この情報の有効期間は、発表から約１時間である。

なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（会津、中通り、浜通り）で発表される。

(7) 早期注意情報（警報級の可能性）

５日先までの警報級の現象の可能性が［高］、［中］の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位（会津、中通り、浜通り）で、２日先から５日先にかけては日単位で週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（会津、中通り、浜通り）で発表される。大雨と高潮に関して、［高］又は［中］が予想されている場合は災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。

(8) キキクル（危険度分布）

大雨による土砂災害・浸水害・洪水災害発生の危険度の高まりを、地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。常時 10 分毎に更新され、警報や土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）がある。

(9) 流域雨量指数の予測値

各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と６時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。

(10) 火災気象通報

気象の状況が火災の予防上危険と認められる場合、「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一の基準により、気象概況通報の一部として福島地方気象台が福島県知事に対して通報し、県を通じて市町村や各消防本部に伝達される。

第２　特別警報・警報・注意報等の概要と発表基準

１　発表基準

(1) 特別警報

警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく高まっている場合、特別警報を発表し、最大級の警戒を呼びかけます。

種類	警告内容
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表します。 特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報（土砂災害）」、「大雨特別警報（浸水害）」又は「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」のように発表します。
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表します。
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表します。

種類	警告内容
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に発表します。

気象庁「気象警報・注意報の種類」より抜粋

ア　大雨特別警報の指標

(ｱ) 大雨特別警報（土砂災害）

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の値以上となる１km 格子が概ね 10 個以上まとまって出現することが予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合

(ｲ) 大雨特別警報（浸水害）

下記の a 又は b を満たすと予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合

a　過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数の値以上となる１km 格子が、概ね 30 個以上まとまって出現

b　過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数の値以上となる１km格子が、概ね 20 個以上まとまって出現

イ　特別警報の伝達

市は、県から特別警報の情報を受けたときは、直ちに公衆や官公署に周知の措置をとる。また、NTT 東日本(株)（NTT ドコモソリューションズ）から FAX により通知を受ける。

(2) 警報・注意報

令和 7.5.29 現在

田村市	府県予報区		福島県	
	一次細分区分		中通り	
	市町村等をまとめた地域		中通り中部	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	11
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	84
	洪水		流域雨量指数基準	大滝根川流域=24.9、移川流域=17.2、牧野川流域=14.2、桧山川流域=12.8、古道川流域=19.6、南川流域=11、夏井川流域=11.2
			複合基準*1	－
			指定河川洪水予報による基準	－
	暴風		平均風速	18m/s
	暴風雪		平均風速	18m/s 雪を伴う。
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 35cm

注意報	大雨	表面雨量指数基準	7
		土壌雨量指数基準	55
	洪水	流域雨量指数基準	大滝根川流域=19.9、移川流域=13.7、牧野川流域=11.3、桧山川流域=10.2、古道川流域=15.6、南川流域=8.8、夏井川流域=8.9
		複合基準*1	大滝根川流域=（5、19.9） 牧野川流域=（5、11.3） 南川流域=（5、8.8）
		指定河川洪水予報による基準	―
	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う。
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 20cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	融雪により被害が予想される場合	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	①最小湿度 40%、実効湿度 60%で風速 8m/s 以上 ②最小湿度 30%、実効湿度 60%	
	なだれ	①24 時間降雪の深さが 40cm 以上 ②積雪 50cm 以上で日平均気温 3℃以上の日が継続	
	低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが平年より 4～5℃以上低い日が数日以上続くとき。 冬期:浜通り、中通り中部、中通り北部の平地:平均気温が-8℃以下、又は-5℃以下の日が数日続くとき。	
	霜	早霜、晩霜期に概ね最低気温 2℃以下（早霜期は農作物の生育を考慮し実施する）	
	着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合	
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	100mm

福島地方気象台資料抜粋

＊1 表面雨量指数、流域雨量指数の組合せによる基準値を表す。

(3) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、気象庁が作成する降雨予測（当該区域に係る 60 分雨量及び土壌雨量指数の予測）に基づく予測雨量が、１㎞メッシュごとに設定した土砂災害発生危険基準線を超過し、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに福島県と福島地方気象台が共同で発表する。

(4) 顕著な大雨に関する気象情報

現在、10 分先、20 分先、30 分先のいずれかにおいて、以下ア～エ全ての条件を満たした場合

ア　解析雨量（５km メッシュ）において前３時間積算降水量が 100mm 以上の分布域の面積が 500 ㎢以上

イ　アの形状が線状（長軸・短軸比 2.5 以上）

ウ　アの領域内の前３時間積算降水量最大値が 150mm 以上

エ　アの領域内の土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）において土砂災害警戒情報の基準を超過（かつ大雨特別警報の土壌雨量指数基準値への到達割合８割以上）又は洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）において警報基準を大きく超過した基準を超過

※ 情報を発表してから３時間以上経過後に発表基準を満たしている場合は再発表するほか、３時間未満であっても対象区域に変化があった場合は再発表する。

(5) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。福島県の雨量による発表基準は、１時間 100 mm以上の降水が観測又は解析された場合である。

２　地震後等の警報等暫定基準の設定

(1) 暫定基準を設定する警報等

ア　土砂災害警戒情報、大雨警報（土砂災害）、大雨注意報

・ 震度５強以上の地震を観測した場合

・ 地震以外のその他の事象（台風等により広範囲で土砂災害が発生した場合、土砂災害が発生した場合、土石流や泥流の発生が想定される火山活動、林野火災、風倒木等）により、土砂災害に対する社会環境の脆弱化が想定できる場合

イ　洪水警報・注意報

・ 河川構造物が損傷を受け、通常よりも洪水による被害が起きやすくなっている場合

・ 土砂災害などによる大規模な河川閉塞があった場合

・ その他の原因により、洪水災害に対する社会環境の脆弱化が想定できる場合

ただし、事象による影響範囲が極めて限られている場合には、監視体制や地域住民への警戒避難に係る情報の伝達体制を確立した上で、暫定基準以外の方法により警戒避難体制を検討する。

なお、ア、イ以外の、大雨（浸水害対象）、風、融雪、波、高潮などに関する警報・注意報についても、排水施設の損壊、家屋倒壊や防風林の倒木、防波堤・防潮堤の損壊、広範囲の地盤沈下などの状況によっては暫定基準を設定する場合がある。

第３　時系列的防災気象情報（土砂災害・洪水）

大雨に関する気象情報	大雨注意報（市町村毎）	大雨（土砂災害）警報（市町村毎）	土砂災害警戒情報（福島県・福島地方気象台共同発表）
災害のおそれの１日程度前	災害のおそれの半日～数時間前	重大な災害のおそれの数時間～２時間程度前	土砂災害の危険性がさらに高まったとき。

洪水注意報	氾濫注意情報（洪水注意報）	氾濫警戒情報（洪水警報）	氾濫危険情報	氾濫発生情報
水防団待機水位 2.00m	氾濫注意水位 大滝根川（中島） 2.80m	避難判断水位 大滝根川（中島） 3.50m	氾濫危険水位 大滝根川（中島） 4.20m	
水防団待機水位に達したとき地域の水防団（消防団）は屯所にて待機	氾濫注意水位に達したとき地域の水防団（消防団）河川の監視のため出動	避難判断水位を超えてさらに水位が上昇◎避難指示等の発出判断水位	危険水位に達し、いつ氾濫してもおかしくない水位	氾濫が発生

備考：地面現象（山崩れ、がけ崩れ）や浸水により被害が予想される場合、他の気象注意報に含めて発表される。

第４　気象通報等受発信者

市は、福島県河川流域総合情報システム及びその他の機関団体から発信された警報等を受信し、迅速に防災アプリ、LINE 等の SNS による広報や、防災行政無線（戸別受信機含む。）、広報車等により住民へ伝達を行うものとする。

第５　他機関の気象観測施設の活用

市にある気象観測システム等民間気象サービスを活用するほか、気象庁船引地域観測所の観測施設（アメダス）等を活用し、そのデータに基づき通報を行うものとする。

第６　予警報伝達系統

気象情報の伝達並びに災害発生時におけるその後の気象状況の伝達は、次の組織によって通報するものとする。

防災気象情報の伝達系統図

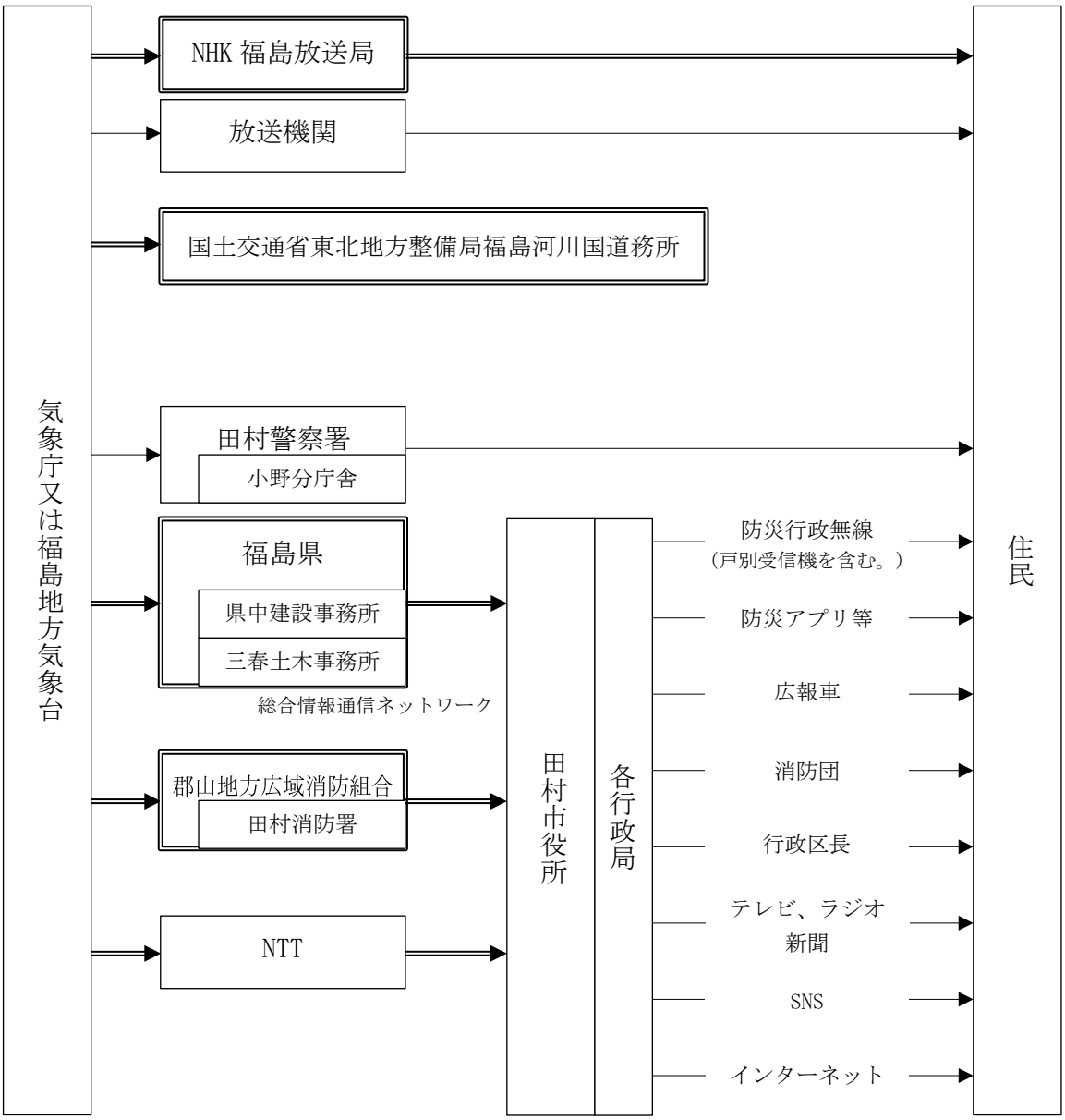

※二重線は特別警報発表時の伝達義務（放送機関は NHK 福島放送局のみ）
※二重枠は法定伝達機関
※福島地方気象台から福島県危機管理総室への経路は二重化（予報・警報等の提供、アデスオンライン）

第４節　災害別予防対策

【総務課、市民課、生活安全課、こども未来課、高齢福祉課、農林課、建設課、都市計画課、上下水道課、教育総務課、学校教育課、生涯学習課、中央公民館】

市は、災害の発生を未然に防止するため、各種災害に応じた対策を講じるものとする。

第１　水害予防対策

本市を流れる河川は、阿武隈山系の錯雑した丘陵地帯内を網目状に阿武隈川水系９河川119,700m、高瀬川水系４河川52,622m、夏井川水系２河川70,287mが東西に貫流し、近年の異常降雨による災害の発生の頻度が高くなってきている。また、気候変動等の影響により全国で甚大な水害が全国で頻発し、本市においても令和元年東日本台風や令和５年台風第13号により甚大な被害を受けた。

これら水災害リスクの増大に備えるために、河川管理者等が主体となって行う治水対策（河川、ダム、海岸、下水道等）に加え、河川の流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策として、「流域治水」を進めていく。

本市の河川のうち、急激な増水の危険箇所は表のとおりであり、水害を予防するために、次の事業及び施設の整備を行うものとする。

河川名	所在地	主な施設
夏井川	滝根町神俣字弥五郎内	親水護岸飛び石
大滝根川	船引町船引字中島	階段護岸
大滝根川	船引町船引字馬場川原	階段護岸
移川	船引町北移字土樋	階段護岸
南川	都路町古道字町裏	階段護岸

１　河川

本市を貫流する中小河川は、通常水位と洪水水位の差が著しく、しかも最大洪水水位（想定）を超える堤防は、ほとんどない状況である。また、河川の改修については県並びに国と協議しながら整備を図っている。したがって、各河川に共通していることは河川の早期改修であり、年次計画により災害危険箇所の河川改修を推進し、治水事業の促進を図るものとする。

資料編：01 地域防災計画資料「１０　重要水防区域」

２　水路

災害予防の見地から既存水路改修による流下速度の確保、流水停滞の防止等に努め、維持管理について、次の点に留意する。

(1) 水路の破損部分、ぜい弱部分のあるところは、出水に備え補修することが必要である。
(2) 地盤のゆるみ、土砂埋没による通水断面の縮小部分については、十分点検管理を行い、災害を未然に防止する。

(3) 水路内に、ごみ等の投棄を防ぎ、流水の妨げとならないように措置する。また、関係機関、団体及び市民との一致協力体制による、ごみ除去清掃運動等を推進する。
(4) 地震発生時等による亀裂、破損箇所の調査が必要である。

３　洪水ハザードマップ整備の促進

市は、水防法第 14 条及び第 15 条により、浸水想定区域が指定・公表された場合、洪水ハザードマップを作成し、洪水予報等や避難情報等の伝達経路、避難所等の避難措置について、地域住民への周知徹底を図る。市長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績を把握したときには、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

４　浸水想定区域における避難の確保

市は、主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を必要とする要配慮者が利用する施設や迅速な避難を確保する必要が認められる施設については、電話、FAX 等による洪水予報等の情報の受信整備を指導する。

防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水時の避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施する。また、作成した計画及び訓練について、市へ報告する。

なお、市は要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

第２　風害予防対策

農作物を風害から防御することは、非常に困難であるため倒伏防止に最大の努力を払う以外にないことから、風向にあった播種方法、風に強い品種の取り入れ、支柱立ての活用や風の時期をはずした栽培等の適切な指導を行い、風害対策の推進を図るものとする。

第３　雪害予防対策

降積雪期においても市民の安心・安全な日常生活や円滑な産業経済活動が確保されるよう、各防災関係機関が連携し、早期に体制を整え、雪害の発生による被害を未然に防止し、また、雪害が発生した場合の被害軽減を図るため、関係機関は交通、通信及び電力等のライフライン関連施設の確保、雪崩災害の防止、要配慮者の支援などに関する対策を実施するものとする。

なお、基本的には、降雪又は積雪による災害を予防するため、別に定める「田村市除雪作業要領」により対策を行うものとする。

１　雪害の定義

雪害とは、異常な降雪により、道路の通行止めや公共交通機関の運休及び家屋、農業用施設等の損壊が発生すること等をいう。

２　雪害予防体制の整備

市は、雪害対策の即応性を図るため、職員の配備体制や情報連絡体制の整備を図るものとする。また、平時から雪害に関する各種情報を収集し、雪害対策における関係機関相互の緊密な連絡調整や情報交換を行い、雪害の発生に備えるものとする。

３　一般建築物の安全確保

市は、雪止めの設置等、雪庇や雪の滑落、雪降ろし作業による二次的災害防止のための措置を図るよう啓発に努める。

４　孤立地域の防止

(1) 実態の把握

市は、孤立化のおそれがある地域について、事前に実態を把握に努める。

(2) 自主防災組織の推進

市は、孤立化のおそれがある地域の機能維持を図り、住民の安全を確保するため、自主防災組織の推進を図り、資機材や食料等の備蓄を行うよう啓発する。

(3) 連絡体制の整備

市は、関係機関と連携し、衛星携帯電話などにより孤立化のおそれがある地域の住民と市との双方向の情報連絡体制の確保を推進するよう努める。

(4) 受入体制の整備

市は、孤立化のおそれがある地域のヘリポート適地を選定し、受入体制を整備しておく。

５　ボランティアの受入れ

ボランティアは市及び市社会福祉協議会で協議し必要に応じて募集するものとし、受入窓口は、市及び市社会福祉協議会が協議して一本化に努める。

６　避難行動要支援者の避難行動

(1) 避難行動要支援者の情報把握と共有

市は、避難行動要支援者名簿に基づき、防災関係機関及び福祉関係者と協力しながら個別訪問等を行い、支援を必要とする避難行動要支援者の情報を収集し、支援内容の把握等に努める。

(2) 避難行動要支援者の避難支援

災害発生後、迅速に安否確認、除排雪協力、避難誘導、救助活動などが行えるよう、地域社会の連帯や相互扶助等による組織的な取組が実施されるよう啓発する。

また、一人一人の避難行動要支援者に対して複数の避難支援を行う者（以下「支援者」という。）を定めるなど、避難支援対策の整備に努めるものとする。

７　防災意識の高揚

雪害を最小限にとどめるためには、住民をはじめ各防災関係機関等が雪の知識と防災対応について、日頃から習熟するよう努める。また、除排雪には多くの危険が伴うため、これらを事前に周知し、被害を回避するため事前の注意喚起に努める。このため、市をはじ

め各防災関係機関は、住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及啓発、注意喚起に努め、さらに、継続的に啓発活動を行っていくものとする。

８　防災知識の普及

市及び県は、住民に対し、食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び降積雪時にとるべき行動など防災知識の普及啓発を図る。

さらに、市及び県は、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性と対応策を住民に示し、注意喚起に努めるものとする。

市、県及び各道路管理者は、集中的な大雪が予測される場合には、住民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要であることの周知に努める。

あわせて、雪道を運転する場合は、気象条件や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者はスタッドレスタイヤ・タイヤチェーンの装着、車内にスコップ、砂、飲食料及び毛布等を備えておくことを心掛けるよう周知に努める。

第４　凍霜害予防対策

凍霜害については、別に定める「田村市防霜対策本部設置要領」により対策を行うものとする。

第５　土砂災害予防対策

１　土砂災害に係わる用語の意義

<table>
<tr><th>用語</th><th colspan="2">説明</th></tr>
<tr><td rowspan="3">土砂災害警戒区域等</td><td colspan="2">土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）に基づき都道府県が指定した、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域</td></tr>
<tr><td>土砂災害警戒区域</td><td>土砂災害が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域</td></tr>
<tr><td>土砂災害特別警戒区域</td><td>土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域</td></tr>
</table>

２　土砂災害のおそれのある箇所等について

(1)　土砂災害のおそれのある箇所

土砂災害のおそれのある箇所は、土砂災害が発生するおそれのある箇所を周辺住民に周知するとともに、緊急時における警戒避難体制を確立するため、県が総点検し公表したものである。

(2) 新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所

近年頻発する土砂災害において、土砂災害警戒区域等が指定されていない箇所で発生する土砂災害の頻度が高くなっていることから、県により、国の土砂災害防止対策基本指針に基づき、高精度の地形情報等を用いて「新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所」を抽出し、土砂災害警戒区域等の指定に向けた手続が進められている。

市内における新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所は、急傾斜の崩壊 2,971 か所、土石流 449 か所が抽出されている。

（福島県新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所 令和 6 年 6 月時点）

３　土砂災害警戒区域等の指定

土砂災害警戒区域等は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策推進に関する法律」に基づき、県により指定されている。市内における土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域は、土砂災害警戒区域として土石流 477 か所、地すべり２か所、急傾斜地の崩壊 316 か所、計 795 か所、うち土砂災害特別警戒区域として土石流 392 か所、急傾斜地 310 か所、計 695 か所が指定されている。

（福島県土砂災害警戒区域等の指定箇所 令和 7 年 12 月 16 日時点）

(1) 要配慮者利用施設利用者のための警戒避難体制

市は、防災計画において、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるものとする。

防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施する。また、作成した計画及び訓練について、市へ報告する。

なお、市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

(2) 土砂災害ハザードマップによる周知の徹底

市は、防災計画に基づいて区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれがある場合の避難場所等に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を記載した田村市防災マップの周知に努める。

４　土石流対策

(1) 現況

土石流の発生のおそれのある渓流とは、次の基準による渓流をいい、市内における土石流の発生のおそれのある渓流は、449 か所存在し、県により指定されている。

ア　２度以上の縦断勾配が 200m 以上、流域面積が５㎢以下で、建物１戸以上に被害が想定される土地の区域

(2) 計画

市は、土石流による災害から住民の生命や財産を守るため、県から土砂災害警戒区域等（土石流）や砂防指定地、土石流災害に対処するため警戒避難に関する資料の提供を受ける。

(3) 住民への周知

ア　土石流の発生のおそれのある箇所について、平時から定期的にパトロール等を実施し、地域住民等に山崩れ・がけ崩れの危険について周知徹底する。

イ　山崩れや土石流の被害を予防し、発生した場合の被害の極限を図るため、地域住民に対し、土石流の発生のおそれのある箇所、避難場所、避難ルート等の周知を図る。

５　急傾斜地防災対策

(1) 現況

市内におけるがけ崩れの発生するおそれのある箇所は、2,971 か所存在し、県により指定されている。

(2) 計画

市は、がけ崩れによる災害から住民の生命や財産を守るため、県から土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）や急傾斜地崩壊危険区域、がけ崩れに対処するための警戒避難に関する資料の提供を受ける。

(3) パトロールの実施

平時からがけ崩れの発生するおそれのある箇所について定期的にパトロール等を実施し、状況の把握に努めるものとする。

(4) 住民への周知・知識普及

がけ崩れの発生するおそれのある箇所に隣接又はがけ崩れの発生するおそれのある箇所内に居住する住民や土砂災害を受けるおそれのある社会福祉施設等の管理者に対し、豪雨等による崩壊のおそれを周知するとともに、高齢者等避難、避難指示が発令された場合に速やかに避難行動がとれるようあらかじめ啓発に努めるものとする。

なお、住民への周知及び啓発の方法として、土砂災害ハザードマップ等を作成し、活用を図るものとする。

６　治山対策

荒廃山地の復旧、水資源、又は災害防備林の造成に関する治山事業は、治山治水緊急措置法に基づく計画により、流域保全に重点を置き、砂防計画等との総合的な調整を十分考慮し、上流山地の土砂流出防止を図るとともに、災害防止に努める。災害につながるおそれのある林地の無秩序な開発、土砂採取を規制する。この規制は、保安林については、森林法等関係法令により、許可の際、防災措置を講ずるよう規制する。普通林についても、森林法、採石法、宅地造成等規制法等関係法令による規制のほか、行政的に防災措置の実施を指導する。

７　液状化対策等

市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。また、液状化に関する被害の危険性については、必要に応じて住民への情報提供に努めるものとする。

８　盛土による災害防止対策

市は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき、市内にて把握した盛土等について、速やかに県に報告する。

９　土砂アラート（福島県土砂災害情報システム（危険度分布））

大雨時に土砂災害の危険度の高まりを地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして表示し、常時 10 分毎に更新される。

大雨警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報、大雨特別警報（土砂災害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まっているかを把握できる。

県内市町村を大字単位等の 562 地区に細分化して表示するほか、外国人向けに閲覧ページは日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、タイ語、タガログ語の７か国語に対応している。また、パソコン版とスマートフォン版を用意している。

１０　　二次災害予防対策

市は、地震、降雨等による二次的な災害を防止するための砂防関係施設及び土砂災害警戒区域等を、専門技術者（斜面判定士、山地防災ヘルパー）等を活用し点検する体制の整備を図るものとする。

また、市は危険性が高いと判断された箇所についての警戒体制、関係機関及び地域住民への周知体制、避難誘導体制等についてもあらかじめ検討しておくものとする。

第５節　火災防止対策

【生活安全課、都市計画課、上下水道課、学校教育課】

第１　出火防止対策

市は、災害による火災の発生を未然に防止し、また、火災が発生した場合の被害の軽減を図るため、消防力の強化及び平時から災害等に備えた適切な出火防止対策が図られるよう各家庭及び防火上の重要施設への安全指導等の徹底等、予防消火の充実強化に関する対策を行うものとする。

１　一般家庭に対する指導

(1) 消防団による巡回指導

消防団による管轄区域の定期的巡回及び春秋の火災予防運動等を利用して市民の火災予防意識の高揚を図る。また、防災訓練等の機会を通じて、消火器の使用方法や初期消火の方法、電気のブレーカーの遮断及びガスの元栓閉鎖など避難時における対応等について指導を行い、災害時の出火防止措置や初期消火活動についての知識・技能の普及を図るものとする。

(2) 出火防止等に関する指導事項

ア　住宅防火診断の実施や住宅用火災警報器の設置及び作動状況の確認等、適正な維持管理

イ　消火器の設置、風呂水の汲み置きやバケツの準備など初期消火準備の徹底

ウ　対震自動消火装置付火気器具や耐震安全装置付火気使用設備器具の使用及びガス漏れ警報器、漏電遮断器等の安全機器の設置、感震ブレーカー等の普及促進

エ　火を使う場所の不燃化及び火気器具周辺の整理・整頓

オ　カーテン・寝具類等の防炎性能を有する製品及び物品の普及

カ　灯油、ガソリン等の安全な保管

キ　防災訓練への積極的な参加

ク　住宅火災による被災の危険性が高い寝たきり又は一人暮らしの高齢者、身体障がい者の家庭における優先的な住宅防火診断等の実施

２　防火管理者等の養成・指導

(1) 防火管理者

防災上重要施設及び大勢人が集まる施設等の管理者に対し、防火管理資格者の養成と所属事業所等の消防計画を策定させる等、自主防火管理の徹底を図るものとする。

防火管理者には、次の業務を行わせる。

ア　消防訓練（特に火災通報、初期消火及び避難誘導等の訓練の実施）

イ　消防の用に供する設備等の点検整備

ウ　火気の使用及び取扱に関する監督

エ　自衛消防組織、体制の整備

(2) 危険物施設関係者

郡山地方広域消防組合消防本部（以下「消防本部」という。）・田村消防署は、危険物取扱者をはじめ、危険物施設の関係者に対し次の事項を実施する。

ア　火災予防運動週間等の機会をとらえ、施設及び消防用設備等の適正な維持管理の徹底

イ　立入検査による消防用設備等の設置の指導

ウ　危険物安全週間中における危険物火災予防の実施

エ　危険物取扱者の火災予防に対する講習会の実施

３　出火防止のための査察・指導

多数の者が利用する防火対象物は、火災発生時の人命への危険が特に大きい。このため田村消防署は、防火対象物の火災予防については特に防火管理者の選任等人的面と消防用設備等物的面の両面から強化する必要があることから積極的な査察・指導を実施するものとする。

(1) 査察（防火対象物及び危険物施設に対する査察）

消防法第 4 条及び第 16 条の 5 の規定により、防火対象物に対して立入検査を実施するともに、火災、人命危険の排除と自主防火体制の確立について指導を行うものとする。

(2) 特命査察

諸般の消防事象を勘案して必要と認めたときに実施する。

４　道路等の整備

市は、計画的に道路網、緑地帯及び公園施設の整備を推進し、延焼の効果的な抑止を図るとともに、緊急輸送路・避難路の確保及び円滑な消防活動環境の確保に努める。

第２　初期消火体制の推進

火災による被害軽減上特に重要となる初期消火活動の強化策として、消火訓練や防火防災講習会を通じた市民への防災意識の啓蒙、自主防災組織の育成強化等とあわせ、各戸への住宅火災警報器の設置及び消火器の普及、消火器具の使用方法、初期消火の具体的方法等についての広報及び講習会の実施などにより初期消火活動体制の充実を図るものとする。

第３　火災予防運動等の活用

全国一斉に実施される春、秋の火災予防運動のほか、郡山地方広域消防組合が実施している火災予防運動や各種訓練等を通じ、消火器具等の取扱方法を指導し、初期消火活動の重要性を認識させる等、その効果を高めるよう努めるものとする。

第４　消防水利・危険箇所等の把握

１　管轄区域調査

田村消防署は、平時から災害が発生した場合に消防活動が困難と認められる地域、防火対象物及び地理水利の状況等について把握し、災害発生時の適切な消防活動が迅速に行えるよう備えるものとする。

なお、管轄区域調査において地理及び水利に異常を認めた場合は、田村市役所担当部局に通知するものとする。

また、消防団については、平時からの地域巡回や訓練等を通じて、消防水利及び地域の危険箇所等の把握に協力するものとする。

２　警防計画

田村消防署は、必要と認める管轄区域内の防火対象物について、防ぎょ活動上必要な地理、水利、建物構造、人命危険対象物等の位置、危険物の貯蔵及び集積場所等の調査を実施し、警防活動を迅速、有効かつ安全に行うための事前計画を策定するものとする。

なお、計画は、下記事項を留意する。

(1) 情報資料の収集
(2) 救出・救助
(3) 避難誘導
(4) 延焼拡大阻止
(5) 水利統制
(6) 消防活動実施上の障害の把握
(7) 危険性物質の飛散防止
(8) 行動間の安全管理（消防団員含む。）

第５　消防力の強化

大規模災害時を考慮し、木造家屋の密集状況など、地域ごとの特性に配慮しながら、効率的な消防力の増強が図れるよう、次の消防組織及び施設の強化策を推進する。

１　消防組織の拡充強化

木造住宅の密集、道路、水利の状況等地域の特性に応じて適切な消防活動が図れるよう、計画的に常備消防組織の整備・強化を促進する。

また、大規模災害等に対応するため、地域防災力の要となる消防団を危機管理組織としての充実強化に努めるとともに、車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実に加え、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。併せて自主防災組織との協力体制を確立するものとする。

２　消防施設等の整備・充実

(1) 消防装備

大規模災害などの多様な災害や地域の危険性に応じた適切な消防活動が行えるよう、消防車両、消防機械器具等の充実を図るものとする。

(2) 消防水利

地震火災に備え、消火栓及び耐震性防火水槽の計画的設置を推進する。また、河川、池、沼等の自然水利及びプール等の消防活動上有効な水利は、あらかじめ関係者と協議の上、消防水利としての活用を図り、水利の多様化及び適正配置に努めるものとする。

第６　救助体制の整備

市は自主防災組織にコミュニティ資機材整備による救助用資機材を整備し、かつ訓練を行うなど初期救助の体制整備を図る

また、消防本部は、救助工作車や、救助用資機材を整備し、災害に対応できるよう訓練を充実する。

第７　広域的な応援体制の整備

市及び消防本部は、隣接市町村及び隣接各消防本部等と消防相互応援協定の締結を促進するとともに、既存の相互応援協定についても随時見直しを行い、円滑な応援体制の整備を図る。

第６節　文化財災害予防対策

【生涯学習課】

災害発生後の火災等から貴重な国民的財産である文化財を保護するため、教育委員会及び文化財所有者・管理者が取るべき措置について定めるものとする。

第１　教育委員会及び文化財所有者の責務

１　教育委員会の責務

教育委員会は、適宜文化財調査及び文化財の実態調査を行い、その実態把握に努め、県の対応を踏まえた災害への予防措置を講ずるとともに、文化財所有者に対してもその指導・助言を行うものとする。

２　文化財所有者の責務

文化財所有者は、文化財の実態を常に把握し、災害から文化財を保護するために、文化財の修理、防災設備の設置及び保存環境の整備等に努めるものとする。

第２　文化財の種別毎の対策

１　建造物

文化財所有者は、修理・保存により建造物としての性能を維持するとともに、防災設備の設置や点検整備及び耐震診断等を実施するものとし、教育委員会は、可能な限りの支援を行うものとする。

２　美術工芸品、有形文化財

文化財所有者は、教育委員会の指導・支援を受けながら、収蔵庫等保存施設の修理や設置を行うとともに、保存・展示方法等についても随時検討を加え、被害を最小限度に抑える工夫をしていくものとする。

３　史跡、名勝及び天然記念物

文化財所有者は定期的な巡視によって現状を把握し、災害時の倒壊・崩壊又はそれによる人的災害等が生ずることのないよう、事前の措置を講じておくものとし、教育委員会は、可能な限りの支援を行うものとする。

第３　教育委員会の役割

１　指定文化財への対策

(1) 市指定等文化財

教育委員会は、文化財の現状把握を行い、修理・修復に係る指導・援助とともに、防災設備設置の推進や支援を行うものとする。

(2) 国及び県指定等文化財

教育委員会は、市内に所在する文化財の現状把握を行い、必要に応じて県教育委員会に報告する。また、その修理・修復に係る役割や災害時の対応等を、関係機関及び所有者・管理者と事前に調整し、確認しておくものとする。

２　未指定文化財への対策

教育委員会は、文化財の所在情報を得ながら、所有者・管理者に対して、日常の保存・管理方法や災害時の対応についての支援や助言を行うものとする。

３　防災計画に定める事項

(1) 市内に所在する文化財の現状把握
(2) 文化財所有者・管理者に対しての災害予防に関する指導及び助言
(3) 災害時における文化財への対応方法

４　文化財保護思想の普及啓発

教育委員会は、市民の文化財に対する保護思想の普及及び火災予防の徹底を図るため、文化財保護強調週間（11 月 1 日～7 日）及び文化財防火デー（1 月 26 日）等の行事を通じて、市民の防火・防災意識の高揚を図るものとする。

第４　文化財所有者及び管理責任者

文化財所有者及び管理責任者は、文化財の日常管理を心掛けるとともに、火災報知設備、非常警報設備、防火壁、消火栓、消火用水及び避雷設備等の防災設備の整備や定期的な保守点検に加え、災害に備えた防災対策を講じ、緊急時における対応体制を確立しておくものとする。

また、文化財収蔵場所及び周辺における火気使用の制限、焚火、禁煙区域の設定等の防火措置を徹底するとともに、非常の際の迅速な連絡通報体制の整備に努めるものとする。

第５　地域の役割

地域全体の共有財産として文化財を愛護・保護するとともに、緊急時における連絡・協力体制を事前に確立しておくものとする。

第６　防災訓練の実施

教育委員会、県、消防機関及び文化財所有者・管理者は、相互に協力し、火災発生時等における消火活動の円滑な対応を図るため、防火訓練あるいは図上訓練を随時実施するものとする。

第７節　電力、ガス及び通信施設等の防災力の強化

電気、ガス、通信等のライフライン施設が災害により被害を受けた場合、生活機能が麻痺し、通常の生活を維持することが困難となることから災害時の被害を最小限にとどめ、かつ速やかに被害施設の復旧を可能にするため、次の応急復旧体制の整備推進を図り、防災力の強化に努めるものとする。

第１　電力施設の防災力の強化

東北電力ネットワーク(株)郡山電力センターは、電力施設に係る防災力の強化を図るため、災害時の被害の最小化及び早期復旧に向け、次の対策を講ずるものとする。

１　防災組織の確立

東北電力ネットワーク(株)郡山電力センターは災害対策組織を整備し、防災体制を確立し、その組織の運営方法及び関係機関との連携・協調の体制についても定めておくものとする。

２　電力施設の整備

発電・送電・変電及び配電設備等の電力施設については、別に定められた設計基準により、耐震化を図るものとする。

３　電力の安定供給

電力広域的運営推進機関で定める指針等に基づき、全国規模で需給調整を通して平時の安定供給を図るとともに、大規模災害時等の緊急時においても他の電気事業者と連携し、設備の早期復旧を図るものとする。

４　要員、資機材の確保

東北電力ネットワーク(株)郡山電力センターが定める規程、基準、マニュアル等で対応する。

５　防災訓練の実施

災害時の円滑な対応を図るため、年１回防災訓練を実施し、災害時における復旧対策が有効に機能することを確認しておくものとする。また、県及び地方自治体等が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。

第２　LP ガス施設の防災力の強化

LP ガス供給事業者は、災害が発生した場合に、初動措置を迅速・的確に行うため災害対策に関する規程及び保安規程に基づく体制を整備するとともに、初動措置として実施すべき事項を明確にしておくものとする。

１　LP ガス設備の強化

(1)　消費先の容器置場等

火気との距離を確保するために消費先の容器置場に隔壁等を設置する場合は、耐震性を考慮し施工することはもちろんのこと、既設の隔壁等についても耐震性等の評価を行い、必要に応じ、強化等の措置を講ずるものとする。

(2) 容器の転落・転倒防止措置

容器の転落・転倒防止については、省令に基づく措置を講ずるとともに、適正な鎖掛け等を実施し、定期点検を実施するものとする。

(3) 耐震性配管への切り替え

埋設配管は、耐震性の高い配管を設置するものとし、既設埋設配管についても計画的に耐震性の高い配管へ切替えを行うものとする。

(4) 安全器具の設置

マイコンメーターは、災害防止に効果があることから、未設置箇所に早急に設置するとともに、耐震自動ガス遮断機能搭載のＳ型マイコンメーターや集中監視システム等の導入を図り、より高度な保安を実現するものとする。

(5) ガス放出防止器等の設置

容器等からのガス漏れを防止するため、ガス放出防止器等を設置するものとし、設置にあたっては、災害発生時において、容器のバルブの閉止が困難な高齢者世帯等を優先的に行う等配慮するものとする。

２　防災関係機関との相互協力

市街地において、ガス漏れ等による爆発事故等が発生した場合おいても適切に対応できるよう、防災関係機関と日頃から責任分担を明確にしておくとともに、必要な相互協力ができるよう協議しておくものとする。

３　復旧活動への備え

(1) 情報収集のための無線等通信設備の整備

災害発生直後の供給区域内の被害情報の収集や緊急措置の実施のための連絡を迅速かつ的確に行うために努めて情報通信設備を整備するものとする。

(2) 防災資機材の管理等

次の防災資機材及び常備品を備え、定期的に数量を確認するとともに使用可能な状態に管理しておくものとする。ただし、自社において確保が困難な場合は、関係団体等から調達ルートを確立しておくものとする。

ア　修理用工具類
イ　車両、機械
ウ　点検用工具類
エ　非常食、飲料水
オ　救急医薬品
カ　緊急支援用物資（カセットコンロ、カセットボンベ等）
キ　補修用・仮設住宅用機器（充てん用容器、ガスメーター、調整器等）

(3) 復旧計画の策定

円滑かつ効率的な復旧作業を行うため、あらかじめ次の事項を考慮し、一般社団法人福島県 LP ガス協会が設置する現地対策本部と事前に協議し、復旧計画を定めておくものとする。なお、計画策定（復旧作業の優先順位）にあたっては、原則として人命にかかわる箇所、官公署、報道機関、避難場所等の優先を考慮して策定するものとする。

ア　住宅地図の整備・管理の在り方

イ　集合住宅の開栓の在り方

ウ　合理的な緊急点検の方法

４　防災訓練の実施

(1) 各事業者が、LP ガス爆発時の対応又は災害時の安全確保のため、それぞれの状況に応じた計画を策定し、これに基づき連絡通報、応急措置等必要な訓練を実施するものとする。

(2) 災害発生時に迅速かつ的確に防災活動を実施するため、行政機関の防災計画との関連も考慮して、本部の活動、現地対応等について、できる限り実践に則した訓練を実施するものとする。県及び地方自治体等が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。

第３　電信電話施設の防災力の強化

電信電話施設の損傷は、災害時の各種情報伝達、応急復旧活動、生活、経済活動等に多大な影響をもたらす。NTT 東日本(株)福島支店では、施設の強化を推進し、災害時の通信サービスの確保と早期復旧体制を整備するものとする。

１　防災組織の確立

災害の発生に備え、災害対策組織を整備し、各個人の役割を明確にするとともに、組織の運営の方法及び関係機関との連携・協調の体制について定めておくものとする。

２　局舎・局舎内施設の対策

局舎は、耐震・耐火構造の設計を行うとともに、防火扉、防水堤等を設置し、各種災害に対しての施設維持に備えるものとする。また、局舎内の通信設備は、耐震補強支持器具等による倒壊、損傷防止対策を行うとともに、非常用予備電源として、備蓄電池及び発電機を設置する。

３　災害対策用機器

通信の全面途絶地、避難場所等との通信を確保するため、通信衛星を利用した各種災害対策機器を配備する。また、長時間停電時の通信電源を確保するための移動電源車、局外通信施設の被災に備えての応急用ケーブルほか各種災害対策用機器を配備する。

(1) 災害対策用無線機

災害等によって交換機、伝送路及び加入者ケーブルなどが故障した場合、通信孤立を防止するためにポータブル衛星通信システムを使用し、通話を確保する。

(2) 非常用可搬型交換装置

所内通信設備が被災した場合、重要な通信を確保するため、代替交換機装置として全国主要都市に非常用可搬型交換装置を配備する。

(3) 移動電源車

災害時等の長時間停電対策として移動電源車を県内主要拠点に配備

福島拠点	500KVA	２台
	150KVA	１台
	30KVA	１台
郡山拠点	1000KVA	１台
	150KVA	１台
	30KVA	１台
会津若松拠点	150KVA	１台
	30KVA	１台
いわき拠点	150KVA	１台
	30KVA	１台

(4) 所外設備応急用資材

所外設備が被災した場合、応急措置として各種応急用ケーブル等を配備する。

４　災害対策実施計画

(1) 施設・設備等の確保施策

電気通信設備を確保するために次の諸施策を計画し、実施中である。

ア　公共機関等の加入者の必要な通信を確保するため、ケーブルの２ルート化と回線の分散収容を図る。

イ　通信が途絶するような最悪の場合でも、最小限度の通信ができるよう、必要な場所に臨時公衆電話を設置し、一般市民の使用に供する。

ウ　架空ケーブルは、地震及び地震による二次災害（火災）に比較的弱いので、地下化の望ましい区間は地下化を促進する。

エ　交換機設置ビル相互間を結ぶケーブルは、経路の分散化を推進する。

オ　商用電源が停止した場合の対策として、予備エンジンを常備しているが、さらに被災した場合を考慮して、移動電源装置、可搬型電源装置を配備している。

カ　災害時の通信確保及び復旧対策として、移動電源車、衛星通信システム装置、非常用可搬型交換装置等を県内主要地域に配備するとともに、配備運用体制の見直しを行う。

(2) 防災訓練

災害予防措置及び災害応急対策措置等を円滑かつ迅速に実施できるよう、次の訓練を単独又は共同するなどして実施するものとする。

ア　気象に関する情報伝達訓練

イ　災害時における通信疎通訓練

ウ　電気通信設備等の災害応急復旧訓練

エ　消防及び水防の訓練

オ　避難及び救助訓練

(3) 防災関係機関との相互協力、連携強化

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災関係機関に対し協力要請する必要がある場合の要請方法等を明確にしておくものとする。

ア　物資対策

県及び地方公共団体等に対する燃料、食料等の特別配給要請。

イ　電源対策

商用電源の供給要請。

ウ　お客様対策

お客様に対する故障情報、回復情報、輻輳回避策等の情報提供を行うための報道機関への要請を行うものとする。

第８節　農地・農業用施設等の防災力の強化

【農林課】

第１　各施設の共通的な災害予防対策

１　農業施設の調査・点検

(1) 災害時に迅速に応急措置を施すことができるよう平時から農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

(2) 災害発生時に、迅速かつ的確に緊急点検行うための点検ルート、点検手順、点検マニュアル等の作成を行う。

２　災害発生直前の対策

(1) 農地、施設の点検、監視

大雨、台風に伴う災害発生のおそれがあるときには、各農地・農林業用施設の管理者と連携を取り、過去に被害が生じた箇所や農林業用施設等の点検、監視を行う。

(2) 関係機関への連絡

農地、農林業用施設の点検、監視の結果、崩落、損壊等のおそれがあると認められる場合は、各農地・農林業用施設の管理者とともに、近隣住民、関係機関への連絡を実施する。

(3) 危険箇所等の補強

農地、農林業用施設の点検、監視の結果、崩落、損壊等のおそれがあると認められる場合は、所要の補強等の対策を行い被害の軽減に努める。

第２　情報連絡体制の整備

１　農業協同組合等との連絡体制の整備

市は、農業協同組合等から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに関係機関に報告されるよう、また、市から農業協同組合等への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

なお、施設管理者等は、関係農家等から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに市に報告されるよう、また、施設管理者等から市への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備するものとする。

２　気象情報・地震情報の収集・連絡

気象情報や震度、震源、マグニチュード等の地震情報、被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

３　施設の点検

震度 5 弱以上の地震が発生した場合は、臨時点検基準により農業協同組合等と協力して速やかにパトロールを実施し、農地や農業用施設等の緊急点検を行う。その際に危険と認

められる箇所については、関係機関等への連絡、住民に対する避難のための勧告・指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施するものとする。

４　被害状況の把握

農業協同組合等と協力して、農地・農業用施設の被害状況を把握し、その被害報告を取りまとめて関係機関に連絡する。

５　応急対策等の実施

関係機関の協力を得ながら被災者の生活確保を最優先に農地・農業用施設の機能確保のため、被害状況に応じた体制を整備し、必要な応急対策を実施する。また、被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、県及び関係者との調整を早急に実施し復旧工事に着手するものとする。

６　防災計画で定める事項

(1) 点検箇所位置図、点検ルート、点検手順、点検マニュアル等の作成
(2) 緊急用資材の点検・備蓄計画（品目・数量・配置場所等）、緊急時の資材等の緊急調達、輸送の依頼先

第９節　緊急輸送路等の指定

【生活安全課、建設課】

緊急輸送路とは、災害応急対策の実施必要な物資、資機材、要員等を輸送する緊急車両が通行する道路であり物資受入拠点や防災拠点等を連接して指定される。緊急輸送路に指定された施設の管理者（ヘリコプター臨時離着陸場は除く）は、それぞれの計画に基づき、その施設の整備を図るものとする。

第１　緊急輸送路

１　緊急輸送路の選定

市は、県、警察及び関係機関との調整を図り、災害時に優先的に緊急輸送車両が通行できるよう、あらかじめ緊急輸送路を選定する。なお、選定については、概ね次の基準により適切な路線選定を行い、防災拠点施設等を結ぶ効率的で機能的な交通網の確保を図るものとする。

(1) 県指定緊急輸送路

ア　第１次確保路線

県内の広域的な輸送に不可欠な、高速自動車道、国道等の主要幹線道路で、最優先に確保すべき路線

(ｱ) 磐越自動車道

イ　第２次確保路線

県災害対策地方本部、市町村災害対策本部等の主要拠点と接続する幹線道路で、優先的に確保すべき道路

(ｱ) 国道 288 号　全線

(ｲ) 国道 349 号　全線

(ｳ) 国道 399 号　全線

(ｴ) 主要地方道　船引大越小野線　全線

ウ　第３次確保路線

第１次、第２次確保路線以外の緊急輸送路

一般県道　常葉芦沢線　国道 288 号～JA 福島さくら常葉支店

(2) 市指定緊急輸送路

ア　第１次確保路線

イ　第２次及び第３次確保路線

物資集積・配送拠点と避難所等を結ぶ線を重視してその都度指定する。

第２　ヘリコプター臨時離着陸場

緊急患者及び緊急物資等のヘリコプターによる輸送を円滑に行うため、臨時ヘリポートを各地区に整備するよう努める。

資料編：01 地域防災計画資料「１５　ヘリコプター臨時離着陸場」

第３　物資集積・配送拠点の確保

救援物資等を受け入れ、仕分け及び配送等を効率的に行うため、概ね次の基準により災害活動拠点を選定するものとする。

大量の食料、生活必需品等の迅速な集積、仕分け、配送を行うため、物資等集積所を確保するものとし、交通条件に優れ、ヘリポート等の確保が可能な大規模公園、学校等を災害活動拠点としてあらかじめ選定する。

資料編：01 地域防災計画資料「１６　物資受入拠点」

第４　緊急輸送車両の確保

１　市保有車両の確保

物資等の輸送手段として使用する車両については、現在、保有している車両の円滑かつ、効率的な活用が図れるよう、常時点検整備に努めるものとする。

２　民間業者からの車両の確保

緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者と協定を締結するなど、体制の整備に努めるものとする。

３　緊急通行車両の事前届出

災害時の交通規制に際し、緊急車両の円滑な確認が受けられるよう、市保有車両等の緊急通行車両の事前届出を警察署等を経由して、県公安委員会に届け出るとともに同届出済証を保管し、災害時に備えるものとする。

第５　緊急輸送路の啓発

緊急輸送路のうち、特に重要な路線については平時から広報誌等を活用し、災害発生時の円滑な災害応急対策の実施のため市民に周知徹底を図るものとする。また、必要により重要路線の標示等について検討するものとする。

第１０節　避難体制の整備

【総務課、企画調整課、市民課、生活安全課、社会福祉課、こども未来課、保健課、高齢福祉課、農林課、上下水道課、学校教育課】

市は、災害の発生、又は発生のおそれがある場合において、迫りくる災害の危険から市民の生命又は身体を保護するための避難場所・指定避難所及び家屋の破損、倒壊、焼失又はライフライン機能の喪失等により日常生活が困難な状況にある市民に対する救済のため一時的な生活の場として避難所の確保、整備に努めるものとする。

なお、避難誘導計画の策定にあたっては、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとし、避難先の伝達方法、避難の長期化、県外も含めた市町村間を越えた広域避難の際のコミュニティを維持しながらの避難先の指定についても考慮するものとする。

特に、市は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する必要がある。

また、避難指示等が発令された場合の避難行動として、避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を原則とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、避難場所等への避難等がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

さらに、市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を上げた体制の構築及び実践的な訓練の実施に努めるものとする。

市は、医療・保険・福祉関係者、NPO 等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位を付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとる。

市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うにあたっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるとする。

第１　避難に関する用語

避難に関する用語の意義は次のとおりである。

用語	説明
高齢者等避難	市長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを準備してもらうために発令する情報。気象情報に注意を払い、立ち退き避難の必要について考え、立ち退き避難が必要と判断する場合は、その準備をすることを求める。特に、要配慮者に対しては立ち退き避難を促す。
避難指示	市長が、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示すること。屋内安全確保も避難指示が促す避難行動としている。
緊急安全確保	市長が、災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立ち退き避難することがかえって危険である状況において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、緊急安全確保を発令すること。
立ち退き避難	自宅等から避難場所・指定避難所や安全な場所へ移動する避難行動。水平避難と同意
屋内安全確保	屋内での退避等の安全確保措置のこと。自宅等の建物内に留まり、安全を確保する避難行動。ただし、屋内安全確保を行うためには、次の条件が満たしていることを確認した上で行う。①自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと。②自宅等に浸水しない居室があること。③一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できること。
待避	自宅などの居場所や安全を確保できる場所に留まることで、「屋内安全確保」の一つ
垂直避難	切迫した状況において、屋内の２階以上に避難することで、「屋内安全確保」の一つ
水平避難	その場を立ち退き、近隣の少しでも安全な場所に一時的に避難すること。又は、居住地と異なる場所で生活を前提とし、避難所等に長期間避難することで、「立ち退き避難」と同意
指定避難所	災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所
避難場所	切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所（県計画の「指定緊急避難場所」に相当）
福祉避難所	高齢者や障がい者その他の特別な配慮を必要とする方を受け入れるための設備、器材、人材を備えた場所

第２　災害別避難体制の整備

１　水害（大雨・洪水等における避難体制）

降雨量の増加により河川の増水や地表水が増水し、排水路等の溢水が生じたときは、冠水地域等に、情報を的確に伝える必要があるため、洪水ハザードマップを作成するほか、次の事項により避難体制を整備し、周知するものとする。

(1) 大雨及び洪水に対する危険性の周知及び啓発
(2) 住民への洪水情報の的確かつ迅速な伝達
(3) 非常連絡網の作成
(4) ハザードマップの活用、避難路・避難場所等の設定、特に河川を横断する避難経路を避ける。
(5) 災害発生時の適切な行動が制約される人（要配慮者）も含めた住民の確実な避難を徹底する。
(6) 道路の冠水等、危険な状況で避難するような事態を回避するなど、避難行動における安全の確保を図る。

２　土砂災害

(1) 土石流における警戒避難体制

土石流は、山腹や渓床を構成する土砂石礫の一部が長雨や集中豪雨等によって水と一体となり、かゆ状となって一気に下流へと押し流される現象で、その速さは、規模によって異なるが、時速 20～40km という速度で流下し、著しい被害を発生させるため、次の事項により警戒避難体制を整備し、周知する。

ア　土石流の危険性の周知及び啓発
イ　気象情報の周知
ウ　土石流発生時の的確かつ迅速な伝達
エ　非常連絡網の作成
オ　災害発生時の適切な行動が制約される人（要配慮者）も含めた住民の確実な避難を徹底する。
カ　ハザードマップの活用、避難路・避難場所等の選定
キ　その他必要事項

(2) がけ崩れにおける警戒避難体制

がけ崩れは、傾斜度が 30 度以上である土地が雨や地震

等の影響によって、土の抵抗力が弱まり、崩壊する自然現象で、著しい被害を発生させるため、次の事項により警戒避難体制を整備し、周知するものとする。

ア　がけ崩れの危険性の周知及び啓発
イ　気象情報の周知
ウ　がけ崩れの的確かつ迅速な伝達
エ　非常連絡網の作成
オ　避難路・避難場所等の選定
カ　その他必要事項

第３　避難に関する計画

避難に関する計画は、被災者を避難対象地域から避難所へ収容するまでの「避難誘導計画（仮称）」と避難所に収容してからの生活支援等のための「避難所設置・運営計画」に区分するものとする。

第４　避難誘導計画の策定

避難誘導計画は、災害の状況等が変化する中において策定する必要があるため、計画立案を担当する職員は、状況の特質の把握及び避難誘導計画に含ませるべき事項等を理解し、計画策定のための思考過程（考え方）に精通するよう努めるものとする。

１　計画策定の方法

(1) 市民の生命、身体の保護のため避難誘導にあたり「具体的に達成すべき目標」を明確にする。

(2) 目標を達成するための避難誘導方針を列挙する。

ア　避難誘導方針の列挙の要領（今、何を判断すべきか考える重要な段階）の特質（地域の特性、災害の状況及び推移、本部の状況等）を把握してこれを加えて、目標が達成可能なあらゆる方針を列挙する。

(ｱ) 状況の特質の把握（本部事務局（情報・広報・渉外班））

a　地域の特性
被災者の避難に影響を及ぼす「地域の気象」、「地形（道路、稜線・水系、人工物等）」を考察して特性を把握し、それが災害状況の変化及び避難行動に及ぼす影響を考えるものである。

b　災害の状況及び推移
災害の脅威、できればその脅威の度合いの高い順位、避難行動に重大な影響を及ぼす災害（脅威）を明らかにする。

c　本部の状況等
避難行動に使用できる勢力（職員、警察、消防、自衛隊等）・装備等を明らかにする。

(ｲ) 行動方針の列挙（本部事務局（統括・企画班））

a　状況の特質で明らかになった事項を加えて、目標達成が可能なあらゆる行動方針を列挙したのち、迅速性、容易性、確実性、経済性等から分析し、最良の行動方針を案出する。

b　行動方針には、「誰が」、「何を（行動の種類）」、「いつ（時期）」、「どこで（場所）」、「いかに（避難の要領）」、「何のため（目的）」のうち必要な事項を含ませて簡潔に表現するものとする。

イ　計画は、５Ｗ１Ｈで表現した最良の行動方針「何のため（目的）」、「誰が」、「何を（行動の種類）」、「いつ（時期）」、「どこで（場所）」、「いかに（避難の要領）」を具体化したものである。

ウ　避難誘導計画に最低限含ませるべき事項（案）

1　避難誘導責任者
2　避難対象地域（複数を考慮）及び対象者（要配慮者等考慮）
3　避難対象地域及び対象者への避難指示伝達方法
4　避難先（複数を考慮）
5　避難の順位（脅威の度を考慮）
6　時期、経路
7　避難誘導担当部隊等の編成・装備（職員、警察、消防、自衛隊等）
8　避難誘導の要領及び措置
①輸送手段（陸路・空路含む。）
②輸送要領（同時、逐次）
③交通規制等の要領

第５　避難指示等の発令基準及び伝達

１　避難指示等の発令の判断に資する専門機関の助言

本部長は、水害、土砂災害等の危険が高まり、避難指示等の分析・判断する場合において、リアルタイムのデータ及び地域における各種災害の専門的見地を有している国や県等の専門機関に助言を求めるものとする。

２　避難指示等の発令基準

(1) 市は、避難指示等の要否を検討すべき情報について、「避難情報に関するガイドライン」（内閣府（防災担当））の設定例等を踏まえ定量的かつわかりやすい指標を用いた避難指示等の判断基準を策定するものとする。

(2) 市は、土砂災害警戒区域等や浸水想定区域で避難を要する事態が発生することを想定し、避難指示等の発令基準を次のとおり定めるものとする。

区分	発令基準
緊急安全確保 （警戒レベル５）	以下のいずれかに該当する場合に発令に努める。 【災害が切迫】 ■洪水災害 ○洪水キキクルで「災害切迫（黒）」（警戒レベル５相当情報［洪水］）が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合） ○堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ○大雨特別警報（浸水害）が発令された場合

区分	発令基準
緊急安全確保 （警戒レベル５）	■土砂災害 ○大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 ○土砂キキクルで「災害切迫(黒)」（警戒レベル５相当情報[土砂災害]）となった場合 【災害発生を確認】 ○土砂災害や堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）
避難指示 （警戒レベル４）	以下のいずれかに該当する場合に発令に努める。 ■洪水災害 ○大滝根川の中島水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル４水位）である 4.20m に到達した場合 ○大滝根川の中島水位観測所の水位が避難判断水位（レベル３水位）である 3.50m を越え、今後、急激な水位上昇のおそれがある場合 ○洪水キキクルで「危険(紫)」(警戒レベル４相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合） ○堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ○大雨警報（浸水害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ■土砂災害 ○土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害の前兆現象（湧き水･地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合 ○土砂キキクルで「危険(紫)」(警戒レベル４相当情報[土砂災害]）となった場合 ■共通（洪水・土砂） ○警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ○警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ○災害が発生するおそれがさらに高まった場合 ■その他災害 ○有毒物の流出又は危険物の爆発により、危険が及ぶと認められた場合 ○大規模延焼火災により、危険が及ぶと認められた場合 ○その他自然災害、又は大規模な事故災害等により、危険が及ぶと認められた場合

区分	発令基準
高齢者等避難 （警戒レベル３）	以下のいずれかに該当する場合に発令する。 ■洪水災害 ○大滝根川の中島水位観測所の水位が避難判断水位（レベル３水位）である 3.50m に到達した場合 ○大滝根川の中島水位観測所の水位が氾濫注意水位（レベル２水位）である 2.80m を越え、今後、急激な水位上昇のおそれがある場合 ○洪水キキクルで「警戒(赤)」（警戒レベル３相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合） ○堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ■土砂災害 ○本市に大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、該当区域の土砂キキクルが「警戒(赤)」（警戒レベル３相当情報[土砂災害]）となった場合 ■共通（洪水・土砂） ○警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（※土砂災害の場合、大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）
	※要配慮者等の避難行動に時間を要する者に対し避難を促す必要があります。

(3) 市は、避難指示等を発令するにあたり、避難行動をとりやすい時間帯における避難指示等の発令に努めるものとする。

なお、避難指示等の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のための時間的余裕がない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。

(4) 市は、避難指示等の発令について関係機関の協力を得ながら、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域、避難指示等の発令のタイミングや判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルの作成及び必要に応じた見直しの実施に努めるものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水等、複合的な災害が発生することを考慮する。

(5) 洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川及び水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を策定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水キキク

ル（洪水警報の危険度分布）等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。

(6) 土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とするが、避難指示等を発令する場合は、その後の気象現況の推移を勘案し、事前に避難等を要すると判断された場合に行うものとする。

また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）や土砂アラート（福島県土砂災害情報システム）等を用い、避難指示等を発令できるようにする。

(7) 本部長は、対象区域の近隣で土砂災害前兆現象、土砂移動現象又は土砂災害が発生した場合は、上記基準にとらわれることなく、発生状況に応じ避難指示等を発令するものとする。

(8) 留意事項

ア　市は、避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

イ　劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

３　避難指示等の伝達担当及び方法

連絡担当	連絡先等	報告・通知等の方法
本部事務局 （統括・企画班）	市役所各部・各班・各行政局、教育委員会、農業委員会	庁内放送、ＬｏＧｏチャット、電話、口頭、その他迅速な伝達手段
	県（危機管理部）、自衛隊、田村警察署、田村消防署、消防団	県総合情報通信ネットワーク、電話、FAX、その他迅速な伝達手段
	防災関係機関、防災会議委員	電話、FAX、口頭、その他迅速な伝達手段
本部事務局 （情報・広報・渉外班）	市民・観光客等	防災行政無線（戸別受信機を含む。）、広報車、携帯端末等による緊急速報メール（エリアメール）、SNS、防災アプリ、その他迅速な伝達手段
	報道機関	電話、FAX、口頭

４　避難指示等が発出された地域の市民がとるべき行動

種別	状況	住民のとるべき行動
緊急安全確保 （警戒レベル５）	災害発生又は切迫	命の危険　直ちに安全確保 ・避難先への立退き避難することがかえって危険となるため、自宅等の２階以上への避難、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所に移動又は近隣堅牢な建物等に緊急的に身の安全を確保する。
避難指示 （警戒レベル４）	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難 ・原則、立退き避難 ・自宅等にとどまっても安全を確保することが可能な場合は、屋内安全確保をすることが可能
高齢者等避難 （警戒レベル３）	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難 １　要配慮者 ・原則、立ち退き避難 ・自宅等にとどまっても安全を確保することが可能な場合は屋内安全確保をすることが可能 ２　一般の市民 ・防災気象情報、水位情報等に注意を払い、立退き避難の必要について検討する。 ・立退き避難が必要になると判断する場合は、その準備をする。

※　災害が発生する前に避難を終えること。また、避難が夜間になると判断した場合は、日中に避難するなど状況に応じて判断するものとする。

第６　指定避難所の指定等

市長は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、人口の状況、感染症対策等を踏まえ、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立ち退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他避難者を一時的に滞在させるための施設）の確保を図るため、下記に定める基準に適合する公共施設その他施設を指定避難所として指定するものとする。

指定避難所を指定したときは、基本法施行規則第１条の７の２に基づき、「指定一般避難所」「指定福祉避難所」に分けて、名称及び所在地等を公示することに加え、平時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。（なお、本市では、指定一般避難所を「指定避難所」、指定福祉避難所を「福祉避難所」としている。指定避難所と記載の場合、福祉避難所も包含されることとする。）

また、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所として指定するよう努め

るものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

また、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

１　避難所の選定等

ア　指定避難所を避難所とする場合

指定避難所として指定している施設を使用する場合は、避難誘導計画に含めるものとする。

イ　指定避難所以外の場所を避難所とする場合

(ｱ) 指定避難所の選定基準

a　避難所スペースと非避難所スペースに区別したのち、避難スペースにおける避難者１人あたりの必要面積は、概ね３㎡以上とする。

b　避難所は、要避難地区の全ての住民を収容できるよう配置する。

c　速やかに避難者を受け入れ、又は生活関連物資を避難者に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。

d　避難所の立地場所については、浸水想定区域、土砂災害警戒区域など、災害が発生するおそれがある区域内に立地している施設を極力避けて指定する。やむを得ず指定する場合には、必要な水害・土砂災害対策を行うこととする。

e　車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。

f　原則として耐震構造（昭和 56 年以前に建築されたものは耐震診断を行い、安全が確認されたもの）の耐火・準耐火建築物で、障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている公共施設とすることが望ましい。

g　感染症対策として、３つの密（密閉・密集・密接）を避ける配慮がなされている施設とする。

h　主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させることが想定されるものにあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備され主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

(ｲ) 避難場所の選定基準

a　避難場所は、安全が確保され必要な規模を備えているか、地域の実情に応じて選定する。

b　延焼火災の発生するおそれが大きい地域にあっては、一時避難場所、広域避難場所を避難路の選定と合わせて確実に避難が可能となるように体系だてた

選定を行う。

c　学校のグラウンド等を選定する場合、臨時ヘリポート、応急仮設住宅建設予定箇所等と重複しないように調整する。

ウ　避難地区分けの実施

(ｱ) 避難地区分けの実施は実情に応じて定めるものとするが、可能な限り主要道路鉄道、河川等を横断して避難することを避けるものとする。

(ｲ) 避難地区分けにあたっては、各地区の歩行負担・危険負担をできる限り均等にする。

(ｳ) 避難人口は、夜間人口によるが、昼間人口の増加が見込まれる地区は、避難場所の収容能力に余裕をもたせる。

エ　学校を指定する場合の措置

学校を避難所として指定する場合は、基本的には教育施設であることに留意し、教育委員会及び学校と使用施設の優先順位、避難所運営方法等について、事前に協議を行っておくものとする。

オ　各種手続き

(ｱ) 施設管理者の同意

市長は、指定避難所を指定しようするときは、あらかじめ当該指定避難所の施設管理者の同意を得るものとする。

(ｲ) 知事への通知等

市長は、指定避難所の指定をしたときは、その旨を知事に通知するとともに、公示する。

(ｳ) 指定の取消

市長は、指定避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消し、その旨を知事に通知するとともに、公示する。

カ　指定した避難所の運営・管理

市は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、次の事項に配慮するものとする。

(ｱ) 避難生活の環境を良好に保つために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。

(ｲ) 指定避難所において貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ、スマートフォンの充電器等の機器や公衆無線 LAN 環境の整備を図るものとする。

(ｳ) 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保や通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

(ｴ) 避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。
(ｵ) トイレ、更衣室、入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置するよう努めるものとする。
(ｶ) 性暴力やDVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置するよう努めるものとする。
(ｷ) 性暴力やDV、ハラスメントについての注意喚起のための張り紙を掲示するなど、避難者の安全に配慮するよう努めるとともに、警察、病院、各支援団体等との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
(ｸ) 避難者への体調管理の呼びかけや、熱中症の予防・対処に関する普及啓発等に努めるものとする。
(ｹ) 感染症対策のため、避難者間のスペース確保のほか、非接触型体温計の配備等適切な対応を講じるよう努めるものとする。

第７　避難路の選定

避難誘導計画の避難路の選定基準等は概ね次のとおりとする。

１　避難路の選定基準

(1) 避難路は、概ね８ｍ以上の幅員とするが、この基準により難いときは地域の実情に応じて選定する。
(2) 避難路は相互に交差しないものとする。
(3) 避難路沿いには、火災、爆発等の危険性の高い工場等がない等、安全性に配慮する。
(4) 周辺地域の状況及び災害の状況により使用不可能となった場合を考慮し、複数の道路を選定する。
(5) がけ崩れ又は土石流の発生のおそれがある箇所を避けるものとする。
(6) 洪水が発生するおそれがある箇所を避けるものとする。

第８　学校、病院、社会福祉施設等における避難誘導計画

病院や社会福祉施設等の管理者は、県外も含めた市町村間を越えた広域避難を想定し、搬送方法も含めた避難誘導計画の策定に努める。

(1) 学校、病院、社会福祉施設、事業所等多数の者が出入りし、又は居住している施設の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、避難誘導計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るものとする。
(2) 各施設の管理者は、市及び関係機関等と密接な連携を図るとともに、避難誘導訓練の実施等により避難体制の確立に万全を期すものとする。
(3) 学校等における避難誘導計画

多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ身体及び生命の安全を確保するために、それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項に留意して学校等の実態に即した適切な避難誘導計画を策定するものとする。

また、市は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引き渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。加えて、小学校就学前のこどもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市及び施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

ア　避難実施責任者
イ　避難の順位
ウ　避難誘導責任者及び補助者
エ　避難誘導の要領及び措置
オ　避難場所、経路、時期及びその指示伝達方法
カ　避難場所の選定、受入施設の確保並びに教育、保健、衛生及び給食の実施方法
キ　避難者の確認方法
ク　児童、生徒等の保護者等への引渡方法
ケ　通学時に災害が発生した場合の避難方法

(4) 病院・診療所における避難誘導体制の整備

ア　入院患者の状態の把握

平時から入院患者の実態把握に努め、非常時、患者等の容態に応じた適切な避難、搬送体制がとれるよう備える。

イ　防災教育・訓練の実施

年間２回以上の訓練を実施し、そのうち１回は夜間に実施するよう努める。また避難器具の設置場所、使用方法等を患者及び職員に周知する。

ウ　自力避難困難者等への配慮

病院においては、重症患者を看護師詰所等に隣接して収容するなど、容易な避難誘導、搬送が可能なよう配慮する。

エ　防災に関する情報提供及び情報伝達体制の整備

施設の防災体制整備のため、管理者に対し、県と連携・協力して、防災に関する情報を提供するとともに、災害時に必要な情報を連絡できる体制づくりに努める。

オ　避難誘導計画の策定

患者を他の医療機関等に集団的に避難させる場合に備えて、次の事項に留意して病院等の実態に即した適切な避難誘導計画を策定する。

(ｱ) 被災時における病院施設内の保健・衛生の確保
(ｲ) 入院患者の移送先施設の確保
(ｳ) 転送を要する患者の臨時収容場所
(ｴ) 搬送のための連絡方法と手段
(ｵ) 病状の程度に応じた移送方法
(ｶ) 搬送用車両の確保

(ｷ) 通院患者に対する病院周辺の安全な避難場所等についての周知方法等

(5) 社会福祉施設等における避難誘導体制の整備

ア　入所者の状態の把握

平時から入所者の実態把握に努め、非常時、入所者等の状態に応じた適切な避難、搬送体制がとれるよう備える。

イ　防災教育・訓練の実施

(ｱ) 社会福祉施設の管理者は、職員、利用者の防災訓練を定期的に実施し、災害時の対応能力向上を図る。また、地域住民に災害時の避難活動の協力を要請する等地域ぐるみの自主防災体制の確立に努めるものとする。

(ｲ) 夜間の訓練を含め、毎年訓練を実施するよう努めるものとする。

ウ　夜間体制の充実

特別養護老人ホーム、更生援護施設等の夜間体制の充実に努めるものとする。

エ　防災設備の整備推進

建物の耐震耐火化に努めるとともに、特にスプリンクラーの設置義務対象施設については、早急な設置を指導し、対象外施設についても設置の促進に努める。

オ　自力避難困難者等への配慮

自力困難入所者を夜間勤務員詰所等に隣接して収容するなどし、容易な避難誘導、搬送が可能なよう配慮する。

カ　防災に関する情報提供及び情報伝達体制の整備

施設の防災体制整備のため、管理者に対し、県と連携・協力して、防災に関する情報を提供するとともに、災害時に必要な情報を連絡できる体制づくりに努めるものとする。

キ　避難誘導計画の策定

社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮するとともに、対象者の活動能力等についても十分配慮し、次の事項に留意して施設の実態に即した適切な避難誘導計画を策定する。

(ｱ) 避難実施責任者

(ｲ) 避難の順位

(ｳ) 避難誘導責任者及び補助者

(ｴ) 避難誘導の要領及び措置（自動車の活用による搬出等）

(ｵ) 避難場所・指定避難所及び避難経路の設定並びに収容方法

(ｶ) 避難の時期（事前避難の実施等）及びその指示伝達方法

(ｷ) 避難先の代替え施設等の準備

(ｸ) 避難者の確認方法

(ｹ) 家族等への連絡方法

(ｺ) 避難時の近隣住民等の協力体制の確保

(6) その他の防災上重要な施設の避難誘導計画

大規模施設、駅等の不特定多数の人間が出入りする施設においては、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮したうえで、避難場所等、経路、時期並びに指示伝達の方法等について定めておくものとする。

第９　避難所設置・運営計画の策定

指定避難所は、使用区分により避難者の受入人数が決まるため、平時において「避難所設置・運営計画」を策定し、災害時の避難者の円滑な受入れに備えるものとする。

市民課及び各行政局は、指定する施設の管理者及びその他の関係機関と協議し、指定避難所の特性を考慮し、下記事項の必要な内容とした指定避難所ごとの「避難所設置・運営計画」を作成し、市及び施設の管理者それぞれが保管するものとする。

１　避難所としての施設等の使用方法

(1) 指定避難所の開設にあたっては、施設の管理者と協議し、避難スペースと非避難スペースに区別する。さらに避難所スペースは共用スペースと各世帯等の生活の場としての居住スペースに区分する。

(2) 居住スペースは、プライバシーの確保の観点からパーテーション等により努めて間仕切りを実施する。

２　指定避難所の管理に関する事項

(1) 避難所の管理運営責任者（原則として市職員）及び運営方法

ア　管理運営責任者の配置

避難所を設置した場合には、管理運営責任者を配置し、避難所の運営を行うものとする。管理運営責任者（リーダーや副リーダー）の配置にあたっては女性と男性の両方を配置すること。その際、管理運営責任者として予定していた者の配置が困難なこともありうるため、当面本来の施設管理者等を管理運営責任者に充てることも考えられるので、管理運営責任者の役割について施設管理者の理解を十分に深めておくこと。

また、災害発生直後から当面の間は、管理運営責任者について、昼夜での対応が必要となることが予想されるため、交替ができる体制に配慮するものとする。

イ　管理運営責任者の役割

(ｱ) 避難所に避難した避難者の人数、性別、世帯構成、被害状況、必要な支援の内容など支援にあたり特別な配慮を要する者の状況等（例：妊娠、障がい、DV 被害、性的マイノリティなど）を可及的速やかに把握し、当該避難所における避難者の名簿を整備すること。

(ｲ) 避難所に必要な食料・飲料水、毛布等の生活必需品の過不足を把握し調整するため、常に、市（災害対策本部）や近接する他の避難所と連絡をとること。

(ｳ) 避難所の運営にあたって、避難者自身の役割分担を明確化することにより、避難者自身が避難所運営に貢献できる体制を整えること。また、必要に応じて、

避難所内の役割分担に問題が生じた際に、それを調整するコーディネーターを置くこと。

(ｴ) 発達障がいを含む障がい特性に対する要配慮者の配慮事項や支援方法等について、分かりやすくまとめた紙媒体などを活用し、避難所に滞在する避難者への周知に努めること。

(ｵ) 避難者名簿に基づき、常に避難者の状態やニーズを把握すること。なお、女性と男性のニーズの違いを把握するため、ニーズの聞き取りの担当者には女性と男性の両方を配置することが望ましい。また、救助にあたり特別な配慮を要する者を把握した場合は、必要に応じて、ホームヘルパーの派遣、社会福祉施設等への緊急入所又は福祉避難所への避難等を行うため、市に連絡すること。特に、当該施設が定員を超過して要配慮者を受け入れる必要が生じた場合等においては、市と福祉サービス等事業者等との間で緊密な連絡を取ることが望ましいこと。

(ｶ) 要配慮者支援のための全体のコーディネートを行うために、要配慮者支援連絡会議を適宜開催し、関係機関等の支援活動の実施状況や人的・物的資源の状況、避難所等における要配慮者のニーズを把握し、共有に努めること。また、関係機関等に、支援活動の状況把握や調整を担当できる者の派遣を要請する等、外部からの人材の活用に努めること。

(2) 避難受入中の秩序保持

ア　住民による自主的運営避難所

(ｱ) 避難所の運営担当者は、避難所の設置後、施設管理者や市町村職員による運営から避難者による自主的な運営に移行するため、被災前の地域社会の組織やNPO・NGO・ボランティアの協力を得るなどして、その立ち上げや地域のコミュニティ維持に配慮した運営になるように支援するとともに、避難者による自発的な避難所での生活のルール作りを支援するものとする。

(ｲ) 住民による避難所運営組織においても、人口の半数を占める女性等、多様な主体が責任者として加わり、乳幼児やこどものいる家庭等のニーズや、生理用品等女性に必要な物資や衛生・プライバシー等に関する意見を反映させるようにするものとする。また、避難所における高齢福祉課班等と連携し、要配慮者の意見も反映させるようにすること。

(ｳ) 住民による自主的な運営を進めるにあたっては、炊事や清掃などの役割分担が、一部の住民に負担が偏らないよう配慮するものとする。

イ　防火・防犯対策

(ｱ) 防火担当責任者の指定、喫煙場所の指定、石油ストーブ等からの出火防止、ゴミ集積場所等に放火されないための定期的な巡回警備等の防火対策を図るとともに、火災発生時に安全に避難するため、避難所の防火安全に係る遵守事項を、避難所の出入り口等に掲示するものとする。また、避難所内で使用する毛布、シーツ等については、状況に応じて、燃えにくい素材のもの（不燃性・難燃性の製品、防炎品など）を使用するなど、適切な防火対策に努めること。

(ｲ) 避難所の環境について、犯罪を誘発・助長する面もあることから、特に被害に遭いやすいこども、高齢者、女性からも危険箇所・必要な対応についても意見を聞き、照明の増設など環境改善を行うものとする。また、警察とも連携し、巡回や被害者への相談窓口情報の提供を行うとともに、避難者・支援者全体に対して、いかなる犯罪・暴力も見逃さない旨を周知徹底するものとする。避難所の治安・防犯等の観点からは、必要に応じて、警備員等の雇用も検討すること。なお、女性用トイレや女性用更衣室等は女性が巡回することが望ましい。

(ｳ) 避難所等において、避難者やその支援者が、性暴力やDV、ハラスメントの被害者及び加害者にならないよう、「暴力は許されない」という意識の普及・徹底を図るものとする。

(3) 避難者に対する災害情報の伝達

避難者が必要とする情報は、災害発生からの時間の経過に伴い、刻々と変化していくことから、避難者の必要性に即した情報を的確に提供するものとする。

また、市から避難所や地域への情報提供ルートを確立するものとする。

(4) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

災害発生から一定の時間が経過した段階においては、被災者支援制度に関する情報や、恒久住宅の建設計画等に関する情報等、避難者が将来に希望を持って安心して生活ができるような情報を提供するものとする。

また、生活再建に必要な多様な相談支援を行うことができるよう、就労支援等の相談窓口を提供することに努める。

(5) 避難者に対する各種相談業務

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、外国人等の要配慮者、性的マイノリティの方や在宅の人も含め、様々な避難者の意見を吸い上げるため、相談窓口を設置するものとする。その際、女性の要配慮者等が安心して相談できるようにするため、窓口には女性も配置することが適切であること。

また、そうして把握した避難者のニーズについて、避難所において対応できない場合は、必要に応じ、避難所の責任者から市へ、市でも対応できない場合は、県へと適切に伝えていく仕組みを構築するものとする。

外国人については、ボランティア等の協力も得ながら、必要に応じて、可能な限り通訳を配置した外国人向けの相談体制について配慮することが望ましい。

３　指定避難所開設に伴う避難者救護措置に関する事項

(1) 給水・給食措置

ア　飲料水・食料の備蓄

飲料水・食料は避難生活に不可欠であることから、災害が発生した場合に直ちにこれを提供できるよう避難所として指定した施設には、あらかじめ応急的に必要と考えられる飲料水・食料の備蓄に努めるものとする。また、指定避難所に飲料水・食料を備蓄しない場合は、避難所が開設された場合に備えて、飲料水・食料の供給計画を作成するものとする。

その際、アルファ米等の白米と牛乳アレルギー対応ミルク等も備蓄し、必要な方に確実に届けるなど、食物アレルギーを有する避難者など要配慮者の利用にも配慮するものとする。

イ　生活用水の確保

飲料水のほかに、トイレや避難所の清掃、洗濯、器材の洗浄などの用途に欠かせない「生活用水」の確保が必要となることから、衛生的な水を早期に確保できるよう給水タンク、貯水槽、井戸等の整備に努めるものとする。

ウ　食物アレルギーを有する者等への食料や食事に関する配慮

食物アレルギーを有する避難者が食料や食事を安心して食べることができるよう、提供する食事の原材料表示を示した包装や食材料を示した献立表を掲示し、避難者が確認できるようにするものとする。また、周りから目視で確認できるよう食物アレルギーの対象食料が示されたビブス、アレルギーサインプレート等を活用するものとする。

なお、食物アレルギーは、食品への表示が義務となっている特定原材料 8 品目（えび、かに、くるみ、小麦、蕎麦、卵、乳、落花生）に加え、表示が推奨されている特定原材料に準ずるもの 20 品目（アーモンド等）についても配慮することが望ましい。

食物アレルギーをはじめとした個別の対応が必要な要配慮者に食料や食事の提供を行う場合においては、各避難所における要配慮者の食事ニーズの把握やアセスメントの実施のため、保健衛生関係部局が管理栄養士等の専門職種に相談できるよう努めることとする。

文化・宗教上の理由から外国人等の避難者が食べることができない食料がある場合は、当該避難者に対し、可能な限り配慮することが望ましい。

エ　一定期間経過後の食事の質の確保

一定期間経過後の避難所での食事の提供にあたっては、管理栄養士の活用等により長期化に対応してメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、要配慮者（咀嚼機能低下者、疾病上の食事制限者、食物アレルギー患者（児）等）に対する配慮など、質の確保についても配慮するものとする。

(2) 毛布、寝具等の支給

避難所の寝床については、初動は避難者の生命、身体の保護を念頭に置き、地域、時期等により個々の実情において、タオルケット、毛布、布団等の寝具を確保し、暑さ寒さの緩和に努めるものとする。次いで、就眠環境改善のため、マットや段ボールベッド等簡易ベッドの確保に努めるものとする。

(3) 生活必需品の支給

ア　生活必需品等の備蓄

生活必需品等については、地域、時期等により、様々なものが考えられ、個々の実情において決定するものと考えられるが、避難者の生命、身体の保護を念頭に置き、次のとおり例示したもの等を備蓄して置くことが望ましい。

(ｱ) 洋服上下、こども服等の上着、シャツ・パンツ等の下着

(ｲ) タオル、靴下、靴、サンダル、傘等の身の回り品
(ｳ) 石鹸、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の日用品
(ｴ) 炊飯器、鍋、包丁、ガス用具等の調理道具
(ｵ) 茶碗、皿、箸等の食器

イ　避難者一人一人の違いへの配慮

女性と男性のニーズの違いや、妊産婦・乳幼児・子育て家庭等のニーズを十分に踏まえた品目を選定し、必要かつ十分な物資（プライバシーを十分に確保できる間仕切り、生理用品、女性用下着、授乳用品、液体ミルク、離乳食用品、紙おむつ、体温計、消毒液 等）を備蓄するものとする。

また、公的な備蓄だけでは対応できない事態が生じることも想定し、倉庫業者、運送業者、コンビニエンスストア、スーパー等の関係団体・企業等と協定を締結する、他の地方公共団体と災害援助協定を締結することに努めるものとする。

生理用品や下着等の女性用品については、女性の担当者から配付したり、女性専用のスペースや女性トイレに常備しておくなど、配付方法の工夫に配慮するものとする。

(4) 負傷者に対する応急救護

大規模災害の発生直後の避難所には、負傷者や急に病気が悪化した住民が運びこまれることが予想されるため、応急的に避難者や当該地域の中で医療機関や医療関係者に協力を求めるとともに、直ちに救護所の設置や救護班の派遣に努めるものとする。（可能な限り医療機関に対応を求める）

(5) 家庭動物との同行避難のためのケージ等の支援

家庭動物との同行避難の受入れ等については、被災者支援等の観点から重要であり、各避難所における家庭動物との飼養スペースの確保と飼養のための資機材の準備を行うとともに、家庭動物の預け先の確保（避難所で飼養できない場合等の預け場所）、支援者（獣医師会や愛護団体等）との災害時の対応に係る調整に努めるものとする。

(6) 在宅避難者への支援

避難所の運営にあたり、避難所で生活する避難者だけでなく、個々の実情によりその地域において在宅や親戚・知人宅にて避難生活を送ることを余儀なくされた者等も、支援の対象とするものとする。

そのため、避難所の運営担当は、在宅避難者等を含めた当該避難所及びその設置された地域において避難生活を送る避難者に対する情報発信の場所となるとともに、当該避難者が情報を収集する場所となること、在宅避難者が必要な物資を受け取りに来る場所となること等の地域の支援拠点としての機能を有するものとして、避難所を設置するものとする。

また、在宅等での避難生活を余儀なくされた方々に対して、行政区や行政職員等の見守り機能を充実させ、特に女性と男性のニーズの違いに配慮し、要配慮者等の支援が必要となる者に対して行政が適切な対応を取ることで、情報、支援物資、医療・福祉等のサービスの提供が行き届くよう必要な措置を講じるものとする。

特に、在宅医療患者（医療的ケア児を含む。）等、必要な薬剤・器材等（水・電気等を含む。）を得られないため直接生命にかかわる者又は日常生活に重大な支障をきたす者などの把握及び必要物資の提供については、関係部局・団体等と連携を図り特に配慮するものとする。

４　指定避難所の整備に関する事項

(1) 受入施設

避難所としての開放範囲（避難スペース及びその他の必要スペース）については、あらかじめ施設管理者と協議し定めておくものとする。

体育館等の大空間においては、避難の長期化が見込まれる場合には、地域の実情等も十分に踏まえながら、早急に仮設間仕切り等によりプライバシーの確保に努めるものとする。また、学校の多目的室など、既に冷暖房施設が整った部屋や小部屋、仕切られた小規模スペース等については、要配慮者の避難場所にあてるなどの配慮が必要である。

また、感染症を発症した避難者の専用スペースないし個室の確保に努めるとともに、感染症を発症した場合は、感染拡大防止や安静等を目的に、避難者自身の希望に関わらず個室への入室等を要する場合もあるため、避難者の理解に努めるものとする。

加えて、在宅医療患者（医療的ケア児を含む。）等で人工呼吸器など生命の維持のための医療機器の使用を必要とする者の避難に備え、医療機器等稼働のための電源を確保するものとする。

(2) 給食・給水施設

一定期間が経過した段階において、避難者自らが生活を再開していくという観点や、メニューの多様化や適温食の確保を図るという観点からも、避難所等における炊事する場の確保、食材や燃料の提供、ボランティア等の協力や避難所内の互助体制等の環境づくりを進めるものとする。

また、ボランティア等による炊き出し、特定給食施設の利用等による多様な供給方法の確保に努めるとともに、食料等の供給契約を順次地元事業者等へ移行させることなどにより、適温食の確保に配慮するものとする。

なお、一定期間が経過した段階においては、避難所の清掃、洗濯、器材の洗浄などに必要な水量が増加することから、水量が確保できるよう早期の水道施設の復旧を進めるものとする。

(3) 情報伝達訓練

避難者に対し、各種情報を確実に伝達するとともに、コミュニケーションを確保するための設備の整備が必要であり、被災地の状況把握のためのテレビ・ラジオはもとより、インターネットへ接続できるパソコン等に情報伝達手段を確保しておくものとする。

特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、障がい等の状況に応じて多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

なお、発災時から、通信環境を確保するため、自家発電装置、再生可能エネルギーを活用した非常用発電設備及び衛星電話が設置されていることが望ましい。

(4) トイレ施設（仮設トイレ、防疫用資機材、清掃用資機材等）

避難所においてトイレが利用できない事態が発生すると、様々な健康被害や衛生環境の悪化につながることから、状況に応じた手法により十分なトイレを確保するとともに、避難者の協力を得て適切に管理するものとする。なお、感染症等を発症した避難者には、専用トイレを確保することが適切である。

トイレの個数については、過去の災害における仮設トイレの設置状況や、国連等における基準を踏まえ、災害発生当初は避難者約 50 人あたり１基、避難が長期化する場合には約 20 人あたり１基、トイレの平均的な使用回数は１日５回を一つの目安として、備蓄や災害時用トイレの確保計画を作成することが望ましいものとする。

また、衛生面に配慮した継続的な清掃を行うために、最低限必要な備品等を速やかに確保できるよう、平時から備蓄に努めるとともに、トイレの使い方、手洗いの方法等を周知するための手段についても、あらかじめ準備しておくものとする。

(5) 家庭動物等の専用スペース

衛生上の問題等から、避難所内の避難者が生活するスペースには、家庭動物を入れないことを原則とし、災害発生直後は屋外又は別室を充てる等により対応するものとする。また、必要な場合には、獣医師会や愛護団体等の支援者と収容保護等について調整するものとする。

５　要配慮者に対する救援措置に関する事項

なお、要配慮者に対する支援体制については、本章「第１７節 要配慮者支援対策」に準ずる。

(1) 情報の伝達方法

市は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者施設等に対して情報が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、L アラート（災害情報共有システム）、テレビ（ケーブルテレビを含む。）、ラジオ（コミュニティ FM 放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール（エリアメール）機能を含む。）、ワンセグ、SNS、防災アプリ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

(2) 避難及び避難誘導

(3) 避難所における配慮等

(4) デイサービスセンターの活用等

６　避難の心得、その他防災知識の普及啓発に関する事項

(1) 広報紙、パンフレット等の発行

(2) 標識、誘導標識等の設置

市は避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

(3) 市民に対する巡回指導

(4) 防災訓練の実施や防災マップの作成・公開等

市は防災訓練の実施や防災マップの作成・公開等により、避難誘導計画の内容について住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

７　避難所設置・運営マニュアルの作成

市は、避難所の円滑・迅速な設置・運営及び避難の長期対策を考慮し、共通的な「田村市避難所設置・運営マニュアル」を作成するものとする。

８　避難者名簿等の整備

避難している被災者の状況等を把握するため、避難所には、次の名簿を備えるものとする。

(1) 避難者名簿

世帯単位で作成する。

(2) 避難者入出記録簿

避難所に入所した者及び仮設住宅等への入居のため出所した者の入出記録

(3) 避難者日々集計表

成人、高校生、中学生、小学生、未就学児、幼児及び要配慮者について男女別の収容人員数の集計

(4) 避難所用物資受払簿

物資、食料品等別の受払簿

９　避難所以外の避難者の支援

(1) 市は、保健師、福祉関係者、NPO 等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している取組を円滑に行うことができるよう、事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。

(2) 市は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実状に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

(3) 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うにあたっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

１０　　広域避難に関する事項

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

第１０　避難場所等の居住者等に対する周知

市は風水害等のおそれのない適切な避難場所や避難路等について周知徹底するとともに、避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、市は、住民等が主体的に避難所を運営できるよう配慮するよう努めるものとする。

市は、居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、以下の情報が記載されたハザードマップや防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、印刷物を各世帯に提供するとともに、インターネット等により居住者等がその提供を受けることができる状態にするよう努める。なお、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所にいく必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

(1) 異常な現象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面
(2) 災害に関する情報伝達方法
(3) 避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項
(4) 河川近傍や浸水深の大きい区域について「早期の立退き避難が必要な区域」として明示したもの

第１１　男女共同参画の視点に基づく避難所運営の推進

市は、男女共同参画の視点から、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携しながら災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行う。

第１２　平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」の取組の推進

住民が迅速に避難するためには、住民が平時から自分の避難行動について考えておくことが重要である。県及び市は住民に対して、平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」について以下のとおり周知啓発を図るものとする。

(1) 自宅や職場の自然災害の危険性について、市が作成した水害や土砂災害などのハザードマップ等で確認すること。
(2) 避難場所・指定避難所や避難先として安全な親戚・知人宅など、実際に避難する場所について検討しておくこと。
(3) 避難の際に持ち出す物や避難経路を確認すること。
(4) 上記についてマイ避難計画として整理するとともに、家族で共有しておくこと。

第１１節　医療（助産）救護・防疫体制の整備

【生活安全課、保健課、環境課】

災害時には、広域的あるいは局地的に、救助や医療（助産）救護を必要とする多数の傷病者が発生することも予想されるとともに、医療機関においても一時的な混乱により、その機能が停止することも十分予測されることから、市は、医療（助産）救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図るために必要な医療（助産）救護・防疫体制の整備充実を図るものとする。

また、災害発生時に迅速かつ円滑な医療（助産）救護活動が行われるよう医療関係者を中心とした定期的な防災訓練等の実施に努める。

第１　医療（助産）救護体制の整備

１　初期医療体制の整備

災害等により、多数の傷病者が発生したときは、医師会等の協力を得て救護班の派遣、救護所の設置により初期医療に臨むものとし、次の事項を含めた医療（助産）救護体制の確立を図るものとする。

(1) 救護班の編成

田村医師会は、市からの要請に基づき速やかに出動できるように救護班の編成及び出動体制を整えておくものとし、市は、各班へ救急医療のための器材等を提供し、災害へ備えるものとする。

(2) 救護所の指定及び整備と住民への周知

救護班が出動したときは、直ちに救護所を開設し、傷病者等の収容治療にあたる体制を整える。

ア　設置場所の確保

関係医療機関等との調整を図り、市内の医療機関（たむら市民病院、都路診療所含む。）を救護所として指定するとともに、救護所にあてるべき建物等をあらかじめ調査し、把握する。なお、指定避難所に併設する場合は、あらかじめ施設管理者とスペースの利用について調整するものとする。

イ　臨時・移動救護所用設備の整備

災害の状況等により適切な救護所用施設が確保できない場合に備え、テント、簡易ベッド等の臨時･移動救護所の設置に必要な資機材等の整備に努めるものとする。

(3) トリアージ実施体制の整備

ア　市、田村医師会及び関係機関等は，災害時同時多数の傷病者が発生した場合、緊要度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うため、治療の優先度を判定し、傷病者をふりわける（トリアージ）体制を整備する。また、医療関係職員や消防機関職員等への各種研修等を実施し、災害時に多発する傷病者の治療技術、トリアージ技術等の向上に努めるものとする。

イ　市は、トリアージ・タッグ（患者識別票）を準備し、保管するものとする。

２　後方医療体制の整備

救護班では困難な高度医療や緊急搬送等の必要な事態への対応として、次の後方支援体制の整備を図るものとする。

(1) 後方医療体制の整備

ア　救護班による対応が困難な重傷患者等を収容するため、県指定の医療活動拠点や市内の拠点となるたむら市民病院等への要請等、後方医療支援体制について、関係機関との調整を図り、その体制整備に努める。また、県や日赤の救護班等の派遣要請についても、関係機関等と調整を図りその体制整備に努めるものとする。

イ　拠点となる病院の機能強化

市内の医療拠点となるたむら市民病院は、必要に応じて次の機能強化策を構築するものとする。

(ｱ) 建物、機器等の耐震性の向上及びライフラインの多重化の推進

(ｲ) 夜間、休日等の災害発生時における医師、看護師等のスタッフを迅速に確保する体制の整備

(ｳ) 多数の患者を一時受け入れ、処置するための体制及び活動に備えたマニュアル等の整備

ウ　拠点となる病院の機能確保のための防災措置

市内の医療拠点となるたむら市民病院は、医療機能を確保するために、主に以下の防災措置について整備を図る。

(ｱ) 耐震性構造の強化

(ｲ) 受水槽、自家発電装置の整備強化

(ｳ) 備蓄倉庫の整備

(ｴ) 救急医療資器材の備蓄

(ｵ) 簡易ベッド、仮設テント等の整備

(ｶ) 通信連絡網の整備強化

(ｷ) その他必要な整備

(2) 傷病者等の搬送体制の整備

関係機関等は、現場及び救護所から後方医療機関までの重症患者の搬送や救護班等の輸送について、自動車、ヘリコプター等複数の手段を確保する。

ア　陸上の搬送

道路管理者、警察及び関係機関等との連携調整を図り、緊急輸送路や緊急輸送車両の確保体制を整備するなど、効率的な搬送体制の確立に努めるものとする。

イ　陸上交通の途絶や一刻を争う緊急搬送への対応

ドクターヘリ又は消防防災ヘリコプター又は自衛隊のヘリコプター等を活用した患者空輸を迅速に行うため、あらかじめ臨時ヘリポートを指定するとともに、緊急連絡体制を整備するものとする。

３　医薬品等の確保

(1) 市は、災害時の救護活動に必要な医薬品・衛生材料等について「福島県災害時医薬品等備蓄事業実施要綱」・「福島県災害時衛生材料等備蓄事業実施要綱」・「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき調達計画を策定する。

(2) 田村医師会や田村薬剤師会等医療関係機関との協議の上、備蓄・調達目標に基づく医薬品、医療資器材について内容、数量等を明らかするとともに、関係機関と協力し、組織的な備蓄・調達体制の整備に努めるものとする。

(3) 血液確保体制の確立

市は、災害時における血液の不足に備え、災害時の献血促進について市民への普及啓発を図るものとする。

４　応急手当の普及啓発

市は、田村消防署と連携し、災害発生時救急隊の現場到着前に救急現場に居合わせた市民や家族が適切な応急手当を施すことができるよう応急手当講習会等を開催し、市民の、市民による市民の救命率の向上に努めるものとする。併せて市民への自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の使用を含めた応急手当の普及を図るものとする。

講習の種別	講習内容
普通救命講習 Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	1　心肺蘇生法（対象　Ⅰ成人、Ⅱ成人、Ⅲ新生児・乳児・小児） 2　大出血時の止血法 3　AED の使用法 4　異物除去 5　その他 （実技・筆記試験有）
上級救命講習	1　成人、小児、乳児を対象とした心肺蘇生法 2　大出血時の止血法 3　AED の使用法 4　異物除去 5　その他 （実技・筆記試験有）
応急手当普及員講習	1　基礎的な応急手当の知識と技能（AED を含む。） 2　基礎医学、資機材の取扱い指導技法 3　応急手当の指導者としての指導要領 4　その他

第２　防疫活動体制の整備

１　防疫体制の確立

市は、災害時における防疫体制の確立を図る。

２　防疫用薬剤等の備蓄

市は、防疫用薬剤及び資機材の備蓄を行うとともに、調達計画の確立を図る。

３　感染症患者等に対する医療体制の確立

市は、災害の発生による感染症患者、疑似症患者又は無症状病原体保有者（以下「患者等」という。）の発生が予測されることから、県と緊密な連携を図り、たむら市民病院を中心とする患者対応に努める。

第１２節　食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備

【財政課、上下水道課】

市は、住民の生活を確保するため、食料及び飲料水等の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備を図るものとする。

第１　飲料水の確保

災害により飲料水を得られない者に対し、１人３ℓ/日の飲料水の３日間の供給を最小限度とし、災害の経過に対応できる供給体制の整備に努めるものとする。

１　市が実施すべき事項

(1) 水道の基幹施設の耐震化と復旧資機材の備蓄を行う。
(2) 給水タンク、ろ過装置、ポリタンク及びポリ袋等貯水に用いる容器等、応急給水資機材を整備するとともに、配水池の貯水槽緊急遮断弁の設置等の対策を実施する。
(3) 市民、自主防災組織に対し、貯水及び応急給水について指導を行うとともに、ろ過装置、給水ポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム（カルキ）等、応急給水に必要とされる資機材等の整備を支援する。
(4) 平時から応急飲料水を確保するため、湧水、井戸水等の把握に努めるともに、災害発生時に住民への供給が可能かどうか、管理者と水質検査や利用方法について検討するものとする。
(5) 管工事組合等と応急給水及び応急復旧に関する協力体制を確立する。
(6) 防災週間や防災関連行事等を通じ、自主防災組織や住民に対し、最低３日分の飲料水の備蓄に努めるよう啓発を図る。
(7) 食料品とともに飲料水（ペットボトル等）についても、広域的な調達能力を有する販売業者等に対し、災害発生時における円滑な供給体制の整備に努めるよう要請する。

２　市民が実施すべき事項

(1) 非常用飲料水の備蓄は、１人１日３ℓを基準にし、世帯人数の３日分を目標とする。
(2) 非常用飲料水は、水道水等衛生的な水を用いる。
(3) 非常用飲料水の容器は衛生的で安全性が高く、水もれ破損しないものとする。
(4) 風呂は、緊急時に備え、できうれば溜水とする。

第２　食料・生活必需品等の確保

災害が発生した場合の生活を確保するため、平時から次の措置をとるものとする。

１　市が実施すべき事項

(1) 市内における被災者の救済に必要な食料及び生活必需品等（以下「緊急物資」という。）の流通在庫調査の実施
(2) 緊急物資の備蓄、調達及び配分計画の策定

あらかじめ食料関係機関、生産者、農業協同組合、販売業者等と協定を締結するなどして調達体制の整備に努める。

また、食料の調達に際しては、高齢者、障がい者、乳幼児、病弱者、食物アレルギーを有する者等にも配慮した食料の確保に努めるものとする。

なお、食物アレルギーは、食品への表示が義務となっている特定原材料８品目（えび、かに、くるみ、小麦、蕎麦、卵、乳、落花生）に加え、表示が推奨されている特定原材料に準ずるもの 20 品目（アーモンド等）についても配慮することが望ましい。

(3) 物資の備蓄

市は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーテーション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に１回、広く住民に公表するものとする。

この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低３日間、推奨１週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。

(4) 避難場所等への緊急物資の分散備蓄化や物資拠点の確保

災害時の輸送を最小限に抑えるよう、避難所等への分散備蓄の推進や、民間事業者の協力を視野に入れた、備蓄拠点から各避難所への輸送体制の構築等、状況を踏まえたうえで、被災者への物資の迅速な提供に努める。

(5) 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対する緊急物資の最低限の備蓄（１日分程度）

ア　非常用食料としての備蓄品例

乾パン、缶詰、乳児用粉ミルク・液体ミルク、即席麺及びアルファ化米等、保存期間が長く、かつ調理不要のものとする。

また、高齢者、障がい者、乳幼児、病弱者、食物アレルギーを有する者等の利用にも配慮して、備蓄品目の選定や利用に際して創意工夫を講じる。

イ　備蓄及び調達の品目例

寝具（毛布等）、衣料品（下着、作業着、タオル）、炊事器具（卓上コンロ、カセットボンベ）、食器、日用雑貨、光熱材料、燃料、ブルーシート、土のう袋、簡易トイレ、要配慮者向け用品を備蓄する。

また、避難所での生活が長期化する場合に必要となる備品の調達についても検討する。

(6) 孤立対策

孤立するおそれのある地域や長期湛水のおそれのある地域では、救助活動が制限されることを勘案し、十分な備蓄量の確保について配慮するものとする。

(7) 給食（炊き出し等）計画の策定

(8) 防災週間や防災関連行事等を通じ、自主防災組織や住民に対し、最低３日間、推奨１週間分の食料の備蓄、生活物資や非常持出品を日頃から備えておくよう啓発を図るとともに、防災訓練での供与訓練等の実施に努める。

(9) 災害応急対策に従事又は応援派遣する職員用として食料の確保に努める。

２　市民が実施すべき事項

(1) 家族分の３日分程度の非常用食料を含む非常持出品の準備及び１週間程度の最低生活を確保できる緊急用物資を備蓄する。

(2) 自主防災組織等を通じての助け合い運動の推進

(3) (1)の緊急物資の共同備蓄の推進

第３　災害応急対策に必要な資材・機材の確保並びに点検整備計画

１　災害対策に必要な備蓄資材・機材

(1) 地震時に必要とされる救出用などの応急活動用資機材（エンジンカッター、発電機、投光機等）の整備充実を図る。

(2) 長期間の避難者受入れが可能な避難所について、太陽光パネルや発電装置などの資材整備に努める。

(3) 災害応急対策のため、毎年９月に備蓄資材・機材台帳に登録したものと現物の照合点検を行い、その都度、資材・機材の補充を行うものとする。

２　備蓄整備

公用施設、公共施設、避難所等における食料等の備蓄倉庫、防災資機材倉庫の整備に努めるとともに、学校の空き教室等の活用についても検討を行うものとする。

また、新物資システム（B-PLo）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。

特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

また、防疫に必要な資材・機材のうち特に必要なものについては、一定量を定め１項の例によって備蓄するものとする。このほか多量に必要な資材・機材については、備蓄が困難なことから調達可能な目安をつけておくものとする。

３　資材・機材の整備点検

備蓄資材･機材は定期的に整備点検を行い、災害時に支障のないよう努めるものとする。

第１３節　災害廃棄物処理体制の整備及び広域処理体制の確立

【環境課】

災害が発生した場合、大量の瓦礫や粗大ごみが生じ市独自での処理を十分に対応できない事態も想定される。また、生活ごみについても平時の収集・処理が困難となることから、適正処理を確保しつつ円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理するとともに、市民の生活環境を確保し、速やかな復興の推進に努めるものとする。

第１　市・市民及び事業所の役割

１　市の役割

(1) 災害廃棄物処理計画の策定

ア　災害時を想定した廃棄物処理についての組織体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力の在り方、住民への広報の方法、発生量の予測、仮置場の想定と配置計画、ごみ、し尿の収集、処理方法等の計画を策定する。

イ　仮置場を選定するにあたっては、次の選定要件を満たす場所とする。

(ｱ) 搬入が便利であること

(ｲ) 中間処理機器等の設置・使用に支障のないこと

(ｳ) 中長期の使用ができること

(ｴ) 再利用・焼却・埋立て等の搬出が便利であること

(ｵ) 飛散防止・安全管理が容易であること

(ｶ) 水源や病院、学校等に近接していないこと

ウ　災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

(2) 平時から、住民に協力を求める事項（ごみの排出方法等）について周知を図るとともに、防災訓練等に際して啓発を行う。

(3) 一般廃棄物処理施設の耐震化及び応急復旧対策の整備に努める。

(4) 定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。

２　市民及び事業所等の役割

市の広報、防災訓練等を通じて、災害により発生する災害ごみの排出方法等を理解に努めるとともに、災害時の廃棄物処理に協力する。また、市が周知する災害時の廃棄物の排出方法等について理解に努める。

３　県の役割

県災害廃棄物処理計画を策定し、技術的な支援内容、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力の在り方等に

ついて、具体的に示すとともに、市町村からの要請に備え、市町村間等の広域処理体制や関係機関との協力体制を整備する。

４　関係機関の役割

(1) 田村市一般廃棄物収集運搬業務受託業者

ア　市からの要請によるし尿・災害ごみの収集及び運搬に備える。

イ　担当業者への緊急連絡体制を整備する。

(2) 田村市建設業組合

ア　市からの要請による損壊家屋の解体に備える。

イ　会員への緊急連絡体制を整備する。

第２　広域処理体制の確立や民間連携の促進

大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進等に努めるものとする。また市は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに、処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。

近隣市町村、関係機関等の災害時協定等により、災害廃棄物処理の協力体制を整備するとともに、地域の住民組織やボランティア組織等との協力体制を整備するものとする。

「田村市災害廃棄物処理計画」

第１４節　災害復旧・復興への備え

【税務課】

第１　罹災証明書発行体制の整備

市は、災害発生時に罹災証明書が遅延なく交付されるよう、業務体制の整備に努める。他の地方公共団体や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体、その他の民間団体等との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるとともに、被害調査従事者の育成を行う。

また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

第１５節　地域防災力の向上

【市民課、生活安全課、こども未来課、教育総務課、学校教育課、生涯学習課、中央公民館】

市は、災害対策を総合的かつ円滑に行うため、過去の災害の教訓を踏まえ、県、防災関係機関等と連携し、地域防災力の向上のため自主防災組織等、防災組織体制の整備を促進するものとする。市民一人ひとりが日頃から災害に対する正しい認識を身につけ、「自らの身の安全は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を理解し、地域の災害リスクや正常性バイアス等の必要な知識の下、冷静かつ的確な対応ができるよう、居住地、職場、学校等において、防災知識の普及と防災意識の高揚に努める必要がある。

第１　防災知識の普及計画

１　職員に対する防災教育

職員に対し防災計画の十分な周知・徹底を図るとともに、防災訓練、防災講演会・研修会等あらゆる場を通じ、危機管理能力の養成及び防災知識の普及に努め、防災活動を的確に実行できるよう努めるものとする。

また、研修等を通じて、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平時から構築することに努めるものとする。

２　市民に対する防災知識の普及

市民一人ひとりが、常に防災に関心を持ち、災害を自らの問題として受け止め、防災に対する正しい知識と技術を身につけられるよう、災害時の初期行動の留意点、初期消火、救出救護活動の知識や技術、要配慮者への支援など基本的な防災知識や技術の普及を図るとともに地域の防災行動能力の向上を図るものとする。

また、防災教育にあたって、ラジオ、テレビ、映画、新聞等を含む媒体を利用するほか、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮する。

(1) 防災知識の普及啓発

ア　市民向け防災リーフレットの作成配付（外国語パンフレット等を含む。）

イ　防災講演会の開催

ウ　防災パネル展の開催

エ　市政だよりへの防災に関する記事の掲載

オ　ホームページやSNS等による広報

実施時期（例）

名称	期間
1月15日　～1月21日	防災とボランティア週間
1月17日	防災とボランティアの日
3月1日　～3月7日	春季全国火災予防運動
5月1日　～5月31日	水防月間

名称	期間
6 月 1 日　～ 6 月 7 日	がけ崩れ防止週間
6 月 1 日　～ 6 月 30 日	土砂災害防止月間
8 月 30 日 ～ 9 月 5 日	防災週間
9 月 1 日	防災の日
11 月 9 日 ～ 11 月 15 日	秋季全国火災予防運動

(2) 普及啓発の内容

ア　最低３日間、推奨１週間分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、感震ブレーカーの設置等の火災対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所等での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

イ　防災計画に定める避難場所・指定避難所、応急救護方法、住宅内外の危険箇所の把握

ウ　警報等発表時や避難指示、高齢者等避難の発令時等にとるべき行動

エ　様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や指定避難所での行動

オ　災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと

カ　平時から自分の避難を考える「マイ避難」の取組

キ　地域における助け合い（自助･共助の精神）

ク　情報伝達の方法

(ｱ) 公衆電話

(ｲ) 災害時における被災者との相互連絡をメッセージ録音・再生により伝達する災害用伝言ダイヤル「171」

(ｳ) 携帯電話会社による災害用伝言板サービス

ケ　災害時における心身の健康保持

３　広報等による普及啓発活動

(1) 市による防災広報

ア　広報の方法

(ｱ) 防災訓練等の実施

(ｲ) 広報誌等の配布

(ｳ) ハザードマップ、「災害時職員初動マニュアル」等の作成・配布

(ｴ) 広報車の活用

(ｵ) 報道機関の活用

(ｶ) インターネット、SNS 等の活用
(ｷ) 防災行政無線（戸別受信機を含む。）の活用
(ｸ) 防災アプリの活用

イ　広報の内容
(ｱ) 防災計画（特に市民に関係する事項）
(ｲ) 災害に関する知識二次災害防止に関する情報等
(ｳ) 家庭でできる災害対策
(ｴ) 災害発生時の心得

(2) 消防による防災広報

ア　広報の方法
(ｱ) パンフレット
(ｲ) 広報誌等の配布
(ｳ) インターネット

イ　広報内容
(ｱ) 災害に関する一般知識
(ｲ) 災害への備え
(ｳ) 出火防止及び初期消火並びに応急救護の知識
(ｴ) 救出救護活動
(ｵ) 家具等の転倒防止措置
(ｶ) 非常用食品、非常持ち出し品の準備
(ｷ) 事業所等の災害対策

(3) 警察による防災広報

ア　広報の方法
(ｱ) パンフレット
(ｲ) 日常の警察活動を通じた広報

イ　広報の内容
(ｱ) 災害の時の心構え
(ｲ) 避難と誘導
(ｳ) ドライバーの心構え
(ｴ) 災害時の交通規制

４　防災週間等における行事の実施

防災週間や全国火災予防運動、防災とボランティア週間をはじめ、各種防災・安全週間等において、関係機関等と連携して様々な行事を実施し、防災意識の高揚と防災知識の普及に努めるものとする。

５　地域防災力の向上

地域に根ざした防災教育の実施に努めるとともに、各種災害におけるハザードマップや災害情報看板等を街頭や公共施設などに設置するだけでなく、防災訓練時に積極的に活用するなどして、地域全体の防災力の向上を図る。

また、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化や一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供に努めるものとする。

さらに、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

６　消防団員等による巡回指導

消防団員等による各家庭への巡回指導を促進するとともに、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀の転倒防止対策、避難口等の点検、避難場所等の周知及び災害発生時の対応等の指導を行い、防災知識の普及に努めるものとする。

７　防災上重要な施設の管理者に対する防災教育

(1) 危険物を有する施設、宿泊施設、大規模小売店舗等における防災教育

市及び防災関係機関は、これらの不特定多数の者を受け入れる施設管理者及び従業員に対する避難誘導訓練等を定期的に実施するものとし、管理者等に対し、講習会、研修会等を通じて防災教育の徹底を図るとともに、疑似体験装置等の訴求効果の高いものを活用するものとする。

(2) 病院及び社会福祉施設等における防災教育

市及び防災関係機関は、病院、社会福祉施設等には、災害発生時において自力での避難が困難な方が多数利用されていることから、災害発生時において特に大きな人的被害を受けやすいため、管理者等に対し、災害に対する防災教育を徹底するものとする。特に、災害の発生情報の伝達、迅速な避難誘導及び救出・救護等に重点を置いた教育、訓練を日頃から定期的に実施するとともに、利用者等に対しても、災害発生時の避難方法等について、パンフレット等を活用して理解を得られるよう努めるものとする。

(3) ホテル及び旅館等における防災教育

ア　避難誘導訓練等の実施

ホテル、旅館等の不特定多数の者を収容する施設等においては、災害発生時の情報伝達及び避難誘導が最も重要であり、従業員に対する避難誘導訓練等を定期的に実施するものとし、管理者等に対し、講習会、研修会等を通じて防災教育を徹底するものとする。

８　防災意識調査

市民の災害についての知識と防災意識を把握するため、必要により世論調査やアンケート、調査等を実施し、その結果を参考にして本計画の見直しや市民の防災意識の啓発に努めるものとする。

第２　自主防災組織の育成・充実

自主防災組織は、基本法第 5 条の規定に基づき、地域住民が自ら防災活動の推進を図るため、行政区等を単位として設置するものであり、阪神・淡路大震災において救出された人の 90%は消防団及び近隣住民により救出されており、地域のつながりが基盤となる自主防災組織等の重要性がさらに再認識されている。市は、自主防災組織の育成、強化を図り、消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

また、市は、防災計画に地区防災計画を位置付けるよう地域の住民及び市内に事業所を有する事業者から提案を受け、必要と認めるときは、防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

１　地域における自主防災組織の育成・強化

(1) 自主防災組織の育成・指導

ア　発災直後の初動期においては災害の規模が大きければ大きいほど、救援活動を実施する行政機関も被災する可能性が高く、救援活動が行われるまで相当日数を要する場合がある。したがって、自分の命は自分で守る（自助)、自分達の命は自分達で守る、自分達のまちは自分達で守る（共助）の「自助、共助」に基づく地域防災力を向上させる自主防災組織の活動が重要であることから、その育成及び強化について支援するものとする。

イ　自主防災組織の設置及び自主防災活動の充実を促進するため、地域住民に対し自主防災組織の必要性等について、積極的に広報活動を展開するとともに、研修会（自主防災組織の中心となるリーダーの育成研修会を含む。)、防災訓練等を開催し、これらの行事を通じて地域住民の連帯意識を醸成し、コミュニティ活動の中核としての自主防災について十分な理解を得られるよう努めるものとする。なお、その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

ウ　市は、防災用資機材等配布事業及び田村市防災アドバイザー派遣事業などの支援事業により、計画的な組織の育成を図るとともに、災害時において有効な自主防災活動が図れるよう、組織の充実強化のための指導及び自主防災組織の中心となるリーダー育成のための研修を行い、さらに自主防災組織の資機材の整備や活動拠点の整備に努めるものとする。

エ　自主防災組織の編成

大災害時に安否確認、初期消火、救出・救助、避難、避難所運営等が効率的かつ効果的に行えるよう機能的に編成するものとする。

資料編：01 地域防災計画資料「１(8)　テ　自主防災組織の結成状況」

自主防災組織編成表（一例）

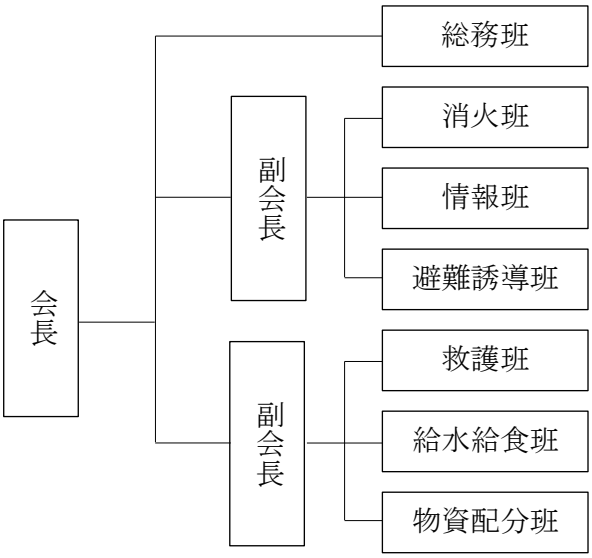

※行政区等の規模により、
組織の編成を行う。

(2) 自主防災組織の班別活動内容

共通	平時の活動	災害時の役割
総務班	・防災計画の策定 ・年間活動計画の策定、取りまとめ ・市その他防災機関との連携 ・各班合同の防災訓練の実施	・対策本部の設置及び運営 ・各班の連絡調整
消火班	・出火防止、消化器等の消火機材の充実 ・消火訓練	・初期消火活動 ・火災情報の本部及び関係機関への連絡
情報班	・防災情報の収集・記録 ・防災知識の普及・啓発	・災害情報の収集・伝達 ・広報活動 ・市災害対策本部との情報に関する調整
避難誘導班	・避難場所・経路の確認と周知徹底 ・行政区内及び周辺の防災マップ作成 ・人員名簿の作成	・人員確認 ・指定避難所の設置協力 ・住民の避難誘導
救護班	・要援護者の安全確保・救護計画 ・救護活動のための資機材整備・技術習得 ・応急手当訓練	・救護所の設置・運営 ・負傷者の救護 ・医療機関との連携 ・救護物資受入・配分
給水給食班	・給食・給水活動計画・訓練 ・地域にある井戸等災害時に活用可能な水源の把握	・食料、飲料水の調達、配分

共通	平時の活動	災害時の役割
物資配分班	・個人備蓄の啓発活動	・物資配分 ・物資需要の把握

(3) 自主防災組織への支援

次のような施策を実施し、自主防災組織の育成・強化を図る。

ア　啓発資料の作成

イ　各種講演会、懇談会等の実施

ウ　情報の提供

エ　各行政区・自主防災組織への個別指導・助言

オ　各行政区・自主防災組織ごとの訓練、研修会の実施

カ　表彰・活動支援制度等の活用

キ　防災用資機材等の配布

２　事業所における自主防災組織の育成・強化

市内の事業所についても、地域の一員としての自覚のもとに災害時の防災活動を行う自主防災組織の結成を促進する。特に大型店舗等多人数が出入りし、また、利用する施設、危険物を取り扱う施設等については、大規模な災害や被災時の混乱等に備え、自主防災組織の設置を指導し、組織的な予防活動、応急対策等の活動体制を強化するものとする。

また各事業所において災害時に重要な業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定することが必要である。(BCP：Business Continuity Plan）なお、本章「第１９節 事業継続計画の策定」に準ずる。

さらに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

(1) 自主防災組織の設置対象施設

次に示す施設について、特に自主防災組織の設置指導の徹底を図るものとする。

ア　多数の従業員がいる事業所等

自主防災組織を設置し、出火の防止にあたることが効果的である施設。また、既に防火管理者等を置き、自衛消防隊等を設置している施設においては、現在の消防体制に地震対策を考慮し、その充実強化を図るものとする。

イ　大型店舗、旅館、学校、病院等多人数が利用する施設

ウ　石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所

(2) 自主防災組織の活動内容

事業所等は、災害に際し、次の対策・活動に努めるものとする。

ア　事業所の平時対策

イ　地区防災計画の作成

ウ　自主防災組織の育成
エ　防災訓練の実施
オ　地域防災訓練への参加
カ　防災マニュアル（「災害時職員初動マニュアル」）の作成
キ　防災体制の整備

(3) 市の役割
ア　企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図る。
イ　優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。
ウ　企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイス等を行う

(4) 災害時に事業所が果たす役割
ア　従業員、顧客の安全の確保
(ｱ) 豪雨や暴雨風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。
(ｲ) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。
イ　ボランティア活動への支援
ウ　事業の継続
エ　地域への貢献等

第３　学校等の防災力の育成・強化

１　市及び学校等の責務

(1) 学校等の責務
各学校等は、防災計画等を参考に、学校等防災計画を策定し、教職員及び保護者に周知するとともに、児童、生徒、学生、園児等（以下「生徒等」という。）及び教職員に対し防災教育及び防災訓練を実施するものとする。

(2) 市の責務
ア　災害に伴うライフラインの途絶等の事態に際しても最低限の機能を維持できるよう配慮するものとする。
イ　市は、学校設置者としての役割のほか、防災計画に沿って行う各学校の取組を支援するとともに、災害発生に備えて連絡網を整備するものとする。

(3) 要配慮者に対する配慮
市及び各学校等は、学校等防災計画の作成や地震に備えた施設・設備の整備にあたっては、本章「第１７節 要配慮者支援対策」を参考に、特別な支援を要する生徒等の安全にも十分配慮するものとする。

２　学校等の役割

(1) 防災委員会の設置及び学校防災組織の編成

学校等は、防災にかかる基本方針の策定、学校等防災計画の作成や見直しについての検討及び防災計画に定められた事項等についての教職員の共通理解と周知徹底を図るため、防災委員会を設置するものとする。

(2) 学校等防災計画の作成

学校等防災計画には、次の事項を含め具体的に作成する。

ア　学校災害対策本部の組織及び役割

災害発生時に対応する教職員の役割分担（学校等防災組織）及び担当教職員が不在の場合に備え、担当は主・副の２名を指定するか又は代行措置を明確に定めておくものとする。

イ　教職員の緊急出動体制

学校長等は、夜間・休日等に地震が発生した場合に備え、事前に非常呼集体制を定め、教職員に周知し、呼集訓練等を行うものとする。

ウ　保護者等との連絡体制及び生徒等の引き渡し方法等

緊急連絡カード等を作成し、教職員及び保護者が保管する。特に保護者と緊急連絡等ができない事態も想定し、作成するものとする。

エ　災害時における生徒等の安全確保（避難経路、避難場所等）

避難経路の選定にあたっては、経路上の危険箇所について事前に調査し対策を立てるものとする。

オ　施設設備の被害状況の把握要領

カ　時間外における生徒等の安否確認の方法

キ　学校再開の手順

ク　施設・設備等の点検・整備

学校等の施設・設備等は、定期的に専門家による安全点検を行い、危険箇所、破損箇所等の補強・補修を実施する。特に、生徒等の避難時の危険防止のため、天井、内・外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止、ロッカー・本棚等の転倒防止等、必要な措置を行うものとする。

ケ　防災用具、非常持出し物等の点検・整備

(ｱ) 医薬品、携帯ラジオ、ロープ、メガホン、懐中電灯等、必要な物品は、一定の場所に整備し、教職員に周知しておく。

(ｲ) 生徒等・教職員の名簿、部活動名簿を作成し、常に迅速な人員把握等ができるようするとともに、保護者への迅速な連絡のため緊急連絡体制を確立しておく。

(3) 防災教育の実施

ア　教職員の防災意識の高揚と指導力の向上

(ｱ) 各学校等の実態や地域の特性等を十分踏まえて作成された学校等防災計画を周知徹底する。

(ｲ) 防災に関する各種訓練・研修に計画的に参加させ、教職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図る。

(ｳ) 職員会議を通して、教職員の防災に対する意識を高揚するとともに、災害発生時の生徒等に対する的確な指示、誘導や初期消火及び負傷者に対する応急手当等防災に関する専門的な知識の習得及び技能の向上を図る。

イ　生徒等に対する防災教育

学校長等は、学校の教育活動全般を通じて、各学校等の立地環境等の実情を考慮し、年間を通じて計画的・継続的に防災教育を実施する。なお、防災教育にあたっては、次の項目について教育し、災害時に周囲の危険に気付き、的確な判断の下に安全な行動ができるようにする。

(ｱ) 生徒等の身の回りで起こりえる事件・事故・自然災害の発生の仕組み等及び災害時の危険並びにこれらを回避する正しい行動について理解させること。

(ｲ) 前述の危険を予測し、まず自己の安全確保行動（自助）がとれるとともに、他と協力（共助）して危険な環境から脱出することができるようにすること。

(ｳ) 負傷に対する応急処置等

(ｴ) 身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させ、災害時に周囲の危険に気付き、的確な判断の下に安全な行動ができるようにする。

(ｵ) 自然生活体験学習、ボランティア体験学習等の実施により、「命の大切さ」、「生きることのすばらしさ」、「家族の絆」等について指導するとともに、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し貢献できるようにすること。

(ｶ) 教科等においては「社会科」、「理科」、「保健体育科」や「総合的な学習（探究）の時間」等を通じて、自然災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険、負傷に対する応急処置等についての教育を行うとともに、防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。

ウ　学校行事における防災教育

防災をテーマとした学校行事においては、防災意識の全校的な盛り上がりと訓練の充実を図るため、防災専門家を招いた避難訓練の実施や、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進等、内容を工夫するとともに、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

また、一般住民向けの各種啓発用ツールの利用等により避難訓練の活性化を図ることが重要である。

(4) 家庭との連絡体制等の整備

保護者と相談のうえ、災害発生時等緊急時の連絡先、生徒等の引渡し方法について保護者と確認し、徹底しておくものとする。

(5) 防災訓練の実施

学校長は、学校等防災計画に基づき、災害発生時に安全・迅速に避難できるよう、次の事項に留意して防災訓練を実施する。

ア　災害発生時に起こりえる災害を想定し、沈着・冷静かつ的確な行動がとれるよう、形式的な訓練を排除し、実際的に実施すること。なお、年１回は、保護者への引渡しまでを実施すること。

イ　授業中のみならず登下校中、校外学習活動中など生徒等の把握が困難な様々な場面を想定して計画的に実施する。

ウ　地域社会の一員として、生徒等を地域の防災訓練に積極的に参加させる。

３　地域防災機能としての施設整備

市は、学校等を防災計画に示す避難所等として利用するため、次に掲げる施設・設備の整備等に努める。なお、整備にあたっては、学校等本来の設置目的に支障のないよう十分配慮するとともに、関係機関と事前に協議を行い、当該防災施設等について適切な管理体制を整えるものとする。

(1) 情報連絡体制

ア　防災無線戸別受信機の設置及び携帯電話を利用した連絡網の整備

イ　インターネット等を利用した情報伝達体制の整備

(2) 施設等整備

ア　備蓄倉庫の整備

飲料水、非常用食料等及び毛布等の備蓄

イ　避難場所等の確保

要配慮者の入所を考慮し和室、冷暖房設備及びシャワー室を備えた部屋等の整備

ウ　付帯施設整備

(ｱ) 断水時にも使用可能なトイレの整備

(ｲ) 救護所設置を念頭に置いた学校保健室等の充実

(3) 飲料水、生活用水等の確保

ア　簡易浄化装置の設置

飲料水兼用耐震性貯水槽等の整備

イ　生活雑用水確保のための井戸等の整備

第４　災害教訓の伝承

１　災害教訓の収集、公開

市は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに，広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

２　災害教訓の伝承の取組

市は災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

住民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

第１６節　防災訓練等の実施

【生活安全課、こども未来課、学校教育課、全課】

市は、災害発生時に迅速かつ的確な行動を行うため、災害時にとるべき行動や状況を想定した日頃からの訓練が必要であることから、総合防災訓練をはじめとする各種の防災訓練を実施し、防災計画の習熟、防災関係機関相互の連絡協調体制の確立及び防災体制の充実を図り、併せて市民の防災意識の高揚を図るものとする。なお、各種防災訓練の実施にあたっては、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女共同参画の視点に十分配慮することに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するように努めるものとする。

第１　総合防災訓練の実施

防災計画の習熟及び防災関係機関との連携強化、さらには市民の防災意識の高揚を図るため、市民、防災関係機関、学校、事業所、NPO・ボランティア等の参加を得て、総合防災訓練を実施する。また、訓練の実施にあたっては、起こりうる災害を想定した実践的なものとし、多数の住民等が参加できるような日程の設定に努めるものする。

１　主な訓練項目

(1) 非常呼集訓練
(2) 災害対策本部設置・運営訓練
(3) 情報収集・伝達訓練
(4) 救出・救助訓練
(5) 医療救護訓練
(6) 火災防護訓練
(7) ライフライン（電気・電話・上下水道・ガス等）応急対策・復旧訓練
(8) 一斉緊急広報訓練
(9) 要配慮者等避難・広域避難誘導訓練
(10) 災害救援物資輸送配備訓練
(11) 土砂流出復旧訓練
(12) 障害物除去・緊急輸送路確保訓練
(13) 無線通信・情報収集訓練
(14) 文化財自主防災組織初動訓練
(15) 負傷者多数救助・応急救護訓練
(16) 飲料水及び緊急食料確保・配食訓練
(17) 大規模建物火災防御・救助訓練
(18) 災害ボランティアセンター設置・運営訓練
(19) その他災害想定に応じて必要と思われる訓練

第２　市及び防災関係機関等の個別訓練の実施

防災活動の要となる市及び防災関係機関は、防災計画に習熟し、災害時特に初動における職員の迅速かつ的確な災害応急対策の実施を図るため、大規模災害の発生を想定した次のような訓練を実施する。

また、市は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るとともに、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

市は、訓練の実施後においては防災計画、各種の行動マニュアル等が現実的に機能するかどうか、その点検・評価を行い、問題点を明らかにするとともに、必要に応じて防災体制の改善を図るものとする。

１　市の個別訓練

(1) 主な訓練課目

ア　災害対策本部設置・運営訓練
イ　非常招集訓練
ウ　職員動員、配置訓練
エ　情報収集・伝達訓練（情報収集・分析、伝達）
オ　避難誘導及び避難所開設訓練
カ　医療救護訓練

(2) 訓練方法

実働訓練及び図上訓練

(3) 訓練時期

勤務時間内及び勤務時間外に毎年度数回実施

２　消防団の個別訓練

(1) 主な訓練項目

ア　非常呼集訓練
イ　情報収集訓練
ウ　団本部運営訓練
エ　避難誘導訓練（安否確認含む。）
オ　救出救助訓練
カ　消火訓練
キ　その他必要と思われる訓練

(2) 訓練方法

実働訓練及び図上訓練（必要に応じ田村消防署と合同で実施）

(3) 訓練時期

随時、ただし総合訓練は市の総合防災訓練に併せて行うものとする。

３　市民、事業所等の個別訓練

行政区及び自主防災組織、事業所等は、震災時の自主的な防災行動力を高め、また、防災意識の向上、組織活動の習熟及び防災関係機関との連携を図るため、積極的に総合防災訓練へ参加するとともに、次に掲げる項目を中心に、防災訓練を実施するものとする。

(1) 情報伝達訓練
(2) 避難訓練
(3) 初期消火訓練
(4) 救出・救助訓練
(5) 炊き出し訓練等

４　児童生徒等の防災訓練

各学校は、学校等防災計画を元に各種災害を想定した避難訓練を定期的に実施し、児童生徒の避難行動、教職員による誘導・防災活動等の習熟に努める。

特に集団行動のみならず児童生徒一人ひとりが的確な判断と機敏な行動がとれるよう次のような教育を行うとともに、実践的な訓練の実施に努める。

(1) 災害に関する基礎知識及び災害に起因する災害
(2) 災害のおそれがある場合の対応と二次災害への対応
(3) 学校の立地条件、地域の危険箇所等に関する知識
(4) 指定避難所、避難場所等に関する知識
(5) 自分の身は自分で守る（自助）自衛意識に関する知識
(6) 起震車による地震体験

第１７節　要配慮者支援対策

【市民課、各行政局、社会福祉課、こども未来課、保健課、高齢福祉課、学校教育課】

市は、災害の発生時において、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者（児）及び外国人等の災害時に特に配慮を要する者、いわゆる「要配慮者」の安全確保を図るため、以下の対策を行うものとする。

第１　要配慮者支援体制

市は、要配慮者の把握や避難支援等関係者の選任など、日頃から要配慮者を支援する体制を整備するとともに、災害時に情報伝達や安否確認及び避難所における支援等を行う。

１　平時

(1) 避難支援等関係者の選任
(2) 避難行動要支援者名簿の作成・更新及び避難支援等関係者への説明
(3) 個別避難計画の作成・更新の補助
(4) 防災情報の伝達等

２　災害時

(1) 要配慮者の安否確認
(2) 要配慮者の避難対応
(3) 要配慮者への支援
　ア　緊急援護の受付及び入所調整
　イ　避難所へ避難した要配慮者の保健福祉ニーズの把握及び保健師等の巡回サービス
　ウ　要配慮者に対する巡回相談等の実施
　エ　要配慮者の心のケア対策

資料編：02 災害時職員初動マニュアル「３－７　要配慮者対策」

第２　避難行動要支援者の避難支援

市は、市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者の避難支援、安否の確認、その他生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を講じるものとする。

１　避難行動要支援者の範囲

市の避難行動要支援者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当するものとする。

(1) 介護保険の要介護３以上の認定を受けている者
(2) 身体障害者手帳１・２級の第１種を所持する身体障がい者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）

(3) 療育手帳Ａを所持する知的障がい者
(4) 精神障害者保健福祉手帳１・２級を所持する者で単身世帯の者
(5) 市の生活支援を受けている難病患者
(6) 概ね 70 歳以上の一人暮らし及び高齢者のみの世帯で、災害時の自力避難が困難な者
※同居家族がいる場合も、時間帯等によって高齢者のみとなる世帯については除外しない。
(7) 他自治体から田村市内に避難している要支援者
(8) 自ら避難行動要支援者名簿への掲載を希望する者

２　避難行動要支援者名簿の作成

市は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、避難行動要支援者の把握に努めるものとする。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、名簿の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

(1) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

ア　要支援者の要件区分（避難支援等を必要とする理由）
イ　氏名
ウ　性別
エ　生年月日（年齢）
オ　行政区（住所）
カ　電話番号
キ　個別避難計画作成の有無
ク　上記アからキに掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(2) 避難行動要支援者情報の利用及び取得

市は、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努めるものとする。なお、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成にあたり、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。

避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、基本法第 49 条の 10 第 4 項の規定に基づき、県知事や関係市町村、その他の者に対して、市が把握していない避難行動要支援者の情報の提供を依頼するものとする。

(3) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

市は、避難行動要支援者名簿を最新の状態に維持するため、避難行動要支援者名簿の情報の確認を行うとともに、以下の方法により避難行動要支援者名簿を更新するも

のとする。また更新された情報は、市及び避難支援等関係者団体で共有を図るものとする。

ア　転入者の把握

避難行動要支援者の要件に該当する要介護高齢者、障がい者（児）等が、新たに転入してきた場合、関係部局はその情報を避難行動要支援者名簿の作成・管理を行う部局に連絡するものとする。

イ　要介護認定等の変更

避難行動要支援者の要件に該当していなかった要介護高齢者、障がい者（児）等が、要介護認定等の変更により、新たに避難行動要支援者の要件に該当するようになった場合や避難行動要支援者の要件を満たさなくなった場合、関係部局はその情報を避難行動要支援者名簿の作成・管理を行う部局に連絡するものとする。

ウ　死亡や転出

避難行動要支援者の死亡や転出が確認された場合、関係部局はその情報を避難行動要支援者名簿の作成・管理を行う部局に連絡するものとする。

エ　長期入院・入所

避難行動要支援者が医療機関又は社会福祉施設等へ長期の入院又は入所したことを把握した場合、関係部局はその情報を避難行動要支援者名簿の作成・管理を行う部局に連絡するものとする。

オ　その他

避難支援等関係者で地域の情報に精通している者が、支援の必要があると認めた場合、その情報を避難行動要支援者名簿の作成・管理を行う部局に連絡するものとする。

３　個別避難計画の策定

市は、避難支援等関係者団体と連携し、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、居住地が浸水想定区域や土砂災害警戒区域内であるなど地理的状況や、避難行動要支援者本人の状況を踏まえ、優先度の高い者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

また、被災者支援業務迅速化・効率化のため、個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

さらに、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。

(1)　個別避難計画の記載事項

個別避難計画には、上記避難行動要支援者名簿の記載事項に加え、次の事項を記載するものとする。

ア　避難支援等実施者の氏名又は名称

イ　避難支援等実施者の住所又は居所

ウ　避難支援等実施者の電話番号その他連絡先

エ　指定避難場所・避難場所及び避難路に関する事項

オ　アからエに掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市が必要と認める事項

(2) 個別避難計画の更新と情報の共有

個別避難計画は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するものとする。また、作成した個別避難計画は、避難行動要支援者台帳に登録し管理するとともに、必要に応じて市及び避難支援等関係者団体で共有を図るものとする。

(3) 地区防災計画との整合

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。

また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

４　避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の利用及び提供

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画は、市が行う避難支援等の実施のために内部で利用するとともに、災害発生時において円滑かつ迅速な避難を支援するため、避難行動要支援者本人から避難支援等関係者に対して名簿情報及び個別避難計画を提供することについての同意確認を行ったうえで、あらかじめ提供するものとする。

なお、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

(1) 避難支援等関係者の範囲

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報を提供する避難支援等関係者は、次に掲げる機関等とし、災害発生時には避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等の協力を求めるものとする。

ア　行政区及び自主防災組織
イ　民生委員・児童委員
ウ　田村市社会福祉協議会
エ　消防団
オ　田村消防署
カ　田村警察署
キ　赤十字奉仕団等

５　避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の適正な情報管理

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、以下の事項に留意して行うものとする。

(1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画には、秘匿性の高い個人情報も含むため、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。

(2) 基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること。

(3) 消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、行政区、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者には、避難行動要支援者本人の同意、又は、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。
(4) 名簿情報を提供するときは、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏洩の防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
(5) 庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿及び個別避難計画の活用に支障が生じないよう、名簿及び個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。
(6) 施錠可能な場所に避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の保管を行うよう指導すること。
(7) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を必要以上に複製しないよう指導すること。
(8) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を取扱う者に限定するよう指導すること。
(9) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の取扱状況を報告させること。
(10) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を実施すること。

６　避難のための情報伝達

市は、災害が発生するおそれがある場合、本章第１０節「第５ 避難指示等の発令基準及び伝達」に基づき、高齢者等避難や避難指示等を適切に発令するとともに、要配慮者が円滑かつ迅速に避難が行えるよう配慮するものとする。

７　避難支援等関係者への協力要請

避難支援等関係者は、避難行動要支援者の生命又は身体を守るため、高齢者等避難や避難指示等が発令された場合、若しくは避難指示等が発令される前に災害が発生した場合、あらかじめ市から提供された避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を基に避難支援等を行うものとする。また、市は、平時からの情報提供について同意していない避難行動要支援者の名簿情報も、避難支援等関係者その他の者に提供し、避難支援等の協力を要請するものとする。

(1) 避難支援等関係者の対応原則

避難支援等関係者は、あらかじめ市から提供された避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を基に、避難行動要支援者の避難支援等を行うが、避難支援等の実施にあたっては、避難支援等関係者本人、又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを前提としたうえで、自らの安全を確保できる範囲で行うものとする。

(2) 避難支援等関係者等の安全確保措置

市は、避難行動要支援者及び避難支援等関係者に対して、避難の必要性や避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の活用について説明するとともに、避難支援等関係者の安全確保に配慮し、避難支援等を行わせるものとする。

８　避難行動要支援者への防災知識の普及・啓発

避難行動要支援者やその家族に対し、災害時において的確に対応するため、緊急持出品の準備及び設置場所の固定化、並びに災害発生時の行動等の防災知識の普及啓発に努めるものとする。また、市民に対しても、地域の助け合いを基本として、地域ぐるみで災害から避難行動要支援者を守るため、防災知識の普及に努めるものとする。

９　社会全体で避難行動要支援者を支援する体制の構築

市は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平時から、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の作成、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

第３　要配慮者のための避難所の整備

１　福祉避難所の指定要件

福祉避難所の指定にあたっては、次の要件を満たすことに努めるものとする。

(1) 施設自体の安全性が確保されていること。
　ア　原則として、耐震、耐火構造の建築物であること。
　イ　原則として、土砂災害警戒区域外であること。
　ウ　浸水履歴や浸水想定区域図等を踏まえ、浸水した場合であっても、一定期間、要配慮者の避難生活のための空間を確保できること。
　エ　近隣に危険物を取り扱う施設等がないこと。

(2) 施設内における要配慮者の安全性が確保されていること。
　ア　原則として、生活面での物理的障壁が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされていること。
　イ　ユニバーサルデザイン化されていない施設を指定する場合は、バリアフリートイレやスロープ等設備の設置、物資・資機材の備蓄を図ること。
　ウ　生活において特別の配慮を必要とする者が避難できるような機能等を有すること。

(3) 要配慮者の避難スペースが確保されていること。
　要配慮者の特性を踏まえ、避難生活に必要な空間を確保すること。また、介助、援助を行うことができる部屋を別に設けるなど、要配慮者の尊厳を尊重できる環境を整備するよう努めるものとする。

(4) 受入体制が整備されていること。

災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制の整備に加え、避難生活を支援するために必要となる専門的人材の確保に関して、関係団体等との連携を図り、災害時に人的支援を得られるような受入体制を構築する。

(5) 情報伝達手段が確保されていること。

要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

２　福祉避難所の周知

福祉避難所として指定避難所を指定した場合

(1) 広報活動や訓練を通して、広く住民に福祉避難所について周知を図り、理解と協力を求める。要配慮者とその家族に対しては、広報活動のほか、民生委員・児童委員や保健師の活動、支援団体を通じて周知を図る。

(2) パンフレットやハザードマップ等を作成するにあたっては、点字、音声、イラストを用いたり、文字を大きくするなど、要配慮者が理解しやすいよう工夫を図る。

(3) 受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示するものとする。なお、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

３　福祉避難所の設備の整備

市は、福祉避難所を指定した場合は、施設管理者と連携し、当該施設が福祉避難所として機能するための必要な施設整備を行うものとする。

(1) 段差の解消

(2) スロープの設置

(3) 手すりや誘導装置の設置

(4) バリアフリートイレの設置など施設のバリアフリー化

(5) 通風・換気の確保、冷暖房設備の整備

(6) 情報関連機器（ラジオ、テレビ、電話、無線、FAX、パソコン等）

４　福祉避難所における必要な物資・資機材の備蓄

市は、施設管理者と連携し、福祉避難所における必要な次の物資・資機材等の備蓄に努めるものとする。

(1) 介護用品、衛生用品

(2) 飲料水、要配慮者に配慮した食料、毛布、タオル、下着、衣類、電池

(3) 医薬品、薬剤

(4) 洋式ポータブルトイレ、ベッド、担架、パーテーション

(5) 車いす、歩行器、歩行補助杖、補聴器、収尿器、ストマ用装具、気管孔エプロン、酸素ボンベ等の補装具や日常生活用具等

５　福祉避難所要員の確保

(1) 市は、要配慮者の避難生活を支援するに必要な専門的人材について協定締結市町村の職員派遣のほか、社会福祉協議会等の関係機関、社会福祉施設の職員やその OB、障がい者・高齢者等の支援団体等と協定を締結するなど、災害時において人的支援を得られるよう平時から連携を図るとともに、支援の要請先リストを整備する。

(2) 市は、田村市社会福祉協議会等と連携し、防災ボランティア養成講座の開催や訓練などを実施し、ボランティア養成に取り組むとともに、災害時における福祉避難所への一般ボランティアの登録・受入方針について計画するものとする。

６　民間福祉避難所との連携強化

市が設置する福祉避難所において、専門的な施設での生活が必要となった避難者の受入体制を確保するため、民間の社会福祉施設との協定の締結により、民間福祉避難所の確保に努めるものとする。

第４　社会福祉施設・医療機関等の安全対策

市は社会福祉施設や医療機関に対し、次の対策を講じ、入所者、患者等の安全を確保できるよう、各施設の管理者へ安全対策の徹底を要請するものとする。

１　社会福祉施設における対策

(1) 施設防災計画の策定

社会福祉施設の管理者は、災害発生時に迅速な対応ができるよう、防災組織体制、出火防止対策、救護対策、避難対策、備蓄計画等その他必要事項を定めた防災計画を作成し、職員等への周知徹底を図るものとする。この際、夜間に災害が発生した場合の対応について重点をおくものとする。

(2) 防災教育・訓練の実施

社会福祉施設の管理者は、施設の職員や入所者が、災害時の切迫した危機的状況下にあっても適切な行動がとれるよう各々の施設の構造や、入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施し、災害時の対応能力向上を図る。

また、地域住民及び行政区等に災害時の避難活動の協力を要請する等、地域ぐるみの自主防災体制の確立に努めるものとする。この際、特に自力避難が困難な者等が入所している施設にあっては、職員が手薄になる夜間における訓練について重点をおくものとする。

さらに、職員に対して、災害に起因する入所者の過度の不安状態（パニック）、感情の麻痺、無力感等の症状（心的外傷後ストレス障害（PTSD））の顕在化に備え、症状、対処方法等についての理解を深めさせる教育を実施するものとする。

なお、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき避難誘導等の訓練を実施するものとする。

(3) 夜間体制の充実

老人福祉施設、障害者福祉施設等の夜間体制の充実に努める。

(4) 防災設備の整備推進

建物の耐震耐火化に努めるとともに、特にスプリンクラーの設置義務対象施設については、早急な設置を指導し、対象外施設についても設置の促進に努める。

(5) 防災に関する情報提供及び情報伝達体制の整備

施設の防災体制整備のため、管理者に対し、県と連携・協力して、防災に関する情報を提供するとともに、災害時に必要な情報を連絡できる体制づくりに努める。

(6) 大規模停電への備え

社会福祉施設等の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

２　医療機関等の安全対策

(1) 入院患者の把握

平時から入院患者の実態把握に努め、非常時、患者等の容態に応じた適切な避難及び搬送体制がとれるよう備える。

(2) 防災教育・訓練の実施

年間２回以上の訓練を実施し、そのうち１回は夜間に実施するよう努める。また、避難器具の設置場所、使用方法等を患者及び職員に周知する。

(3) 自力避難困難者等への配慮

病院においては、重症患者を看護師詰所等に隣接して収容するなど、容易な避難誘導、搬送が可能なよう配慮する。また、老人保健施設においても、自力避難が困難な入所者の療養室はできるだけ１階にする等の対策を講じる。

(4) 防災に関する情報提供及び情報伝達体制の整備

施設の防災体制整備のため、管理者に対し、県と連携・協力して、防災に関する情報を提供するとともに、災害時に必要な情報を連絡できる体制づくりに努める。

第５　在宅者に対する対策

１　情報伝達体制の整備

市は、一人暮らし高齢者、要介護高齢者、障がい者（特に音声による情報伝達の困難な聴覚障がい者や理解力・判断力に障害のある知的障がい者）等の安全を確保するため、情報伝達体制の整備に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、住宅用自動消火装置、住宅用火災警報機等の設置など必要な補助・助成措置を講ずるものとする。

２　防災知識の普及・啓発

市は、要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配付するとともに、地域の防災訓練等への参加も考慮するなど、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努める。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を行うものとする。

また、市は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

３　支援体制及び避難用器具等の整備

特に発災初期においては、市や防災関係機関の対応が著しく制限されることから、行政区、自主防災組織等において地域住民による救出、避難誘導活動を行うことが重要となる。

また、市は、避難行動要支援者が避難する際に使用する避難用器具等の整備に努めるものとする。

第６　外国人対策

１　外国人の把握

市在住の外国人の居住状況等について、自主防災組織、行政区、民生委員・児童委員等と協力し、あらかじめ情報の把握に努めるとともに、地域における外国人に対する支援体制の強化に努めるものとする。

２　外国人に対する防災対策

言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人をいわゆる「要配慮者」として位置づけ、災害発生時に迅速、的確な行動ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、多様な機会に防災対策の周知に努めるものとする。

(1)　「やさしい日本語」を含む多言語による広報の充実
(2)　避難場所、避難標識等の災害に関する表示板の多言語化、ピクトグラム化
(3)　外国人を含めた防災訓練、防災教育の実施
(4)　外国人の雇用又は接触する機会の多い企業、事業所等に対する防災教育の指導支援

第１８節　ボランティア活動支援対策

【市民課、社会福祉課】

阪神・淡路大震災において全国各地からボランティアが参集し、被災した市民の心身の安定と生活再建に多大に貢献しボランティア元年といわれた。東日本大震災においてもボランティアの活動は復旧・復興に重要な役割を担っている。発災時に広くボランティアの協力を得るために、関係団体との連携による活動環境の整備やボランティアの受入体制の整備等に努めるものとする。

第１　災害ボランティアの定義等

１　災害ボランティアの定義

災害による被害の拡大を防止するため、災害時等において、その能力や時間などを自主的に無報酬で提供し、応急・復旧等の防災活動を行う個人又は団体

２　災害ボランティア活動の意義

災害時におけるボランティア活動には、行政が実施すべき応急対策の補完的な役割を果たすものと、被災者個人の生活維持や再建を支援するものとがある。

３　災害ボランティアの区分

(1) 職能による区分

ア　一般ボランティア

専門知識・技術や経験、年齢性別に関係なく、労力・物資・場所・情報等を提供する者

イ　専門ボランティア

専門的知識・技術や特定の資格を有する者

(2) 所属による区分

ア　団体ボランティア

何らかの組織や団体に属し、組織等の一員として活動するボランティア

イ　個人ボランティア

組織や団体に属さず、個人として活動するボランティア

４　ボランティアコーディネーター

３の(1)及び(2)の把握並びに被災者ニーズとの調整、管理等を担う者

第２　災害ボランティア関係団体等との連携強化

災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう、連携体制の整備に努めるものとする。

１　災害発生時の連絡体制の整備

災害発生時に、行政機関と田村市社会福祉協議会及び災害ボランティア関係団体、日本赤十字社福島県支部が速やかに相互に連絡が取れる体制を整備する。

また、ボランティア団体及び専門的な知識、技能をもつボランティアの把握に努めるものとする。

２　災害ボランティア関係団体とのネットワーク整備

災害ボランティア活動支援体制に関する定期的な検討、情報交換等を行う場として、行政機関と田村市社会福祉協議会及び災害ボランティア関係団体とのネットワークを構築する。また、災害ボランティア関係団体相互のネットワーク化を支援するものとする。

３　県災害ボランティアセンターとの連携

県防災計画に基づき設置される「福島県災害ボランティアセンター」と連携・協力が取れる体制を整備する。また、必要な場合には関係団体と調整のうえ、スタッフ等を派遣するものとする。

４　ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化

(1) 市は、社会福祉協議会、NPO 等関係機関との間で、被災家屋等からの災害廃棄物、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとし、災害廃棄物等の取扱いについて関係部局及び関係機関等と事前に取り決めを行い、住民やボランティアへの広報・周知を進めることで、災害ボランティアが活動しやすい環境整備に努めるものとする。

(2) 市及び国は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

第３　災害ボランティア受入体制の整備

災害発生時に、被災地に駆けつける一般ボランティアの受入れ、被災者支援ニーズの総合的把握、ボランティア関連情報の受発信、行政との調整などのコーディネートを行う災害ボランティアセンターを設置する。なお、災害ボランティアセンターの運営は、田村市社会福祉協議会が運営マニュアルを作成して中心となって活動し、市は、災害ボランティアセンターの設置場所の確保、運営に必要な資機材、情報等の提供を行うものとする。

１　田村市災害ボランティアセンター

関係行政機関やボランティア団体相互の連絡調整、一般ボランティアの受入れ、派遣先調整、市全体のボランティアニーズの総合調整を行う。

２　地区災害ボランティアセンター

被災状況に合わせて設置し、被災者のボランティアニーズの受付、被災現場へ派遣されたボランティアの支援等を行う。

第４　災害ボランティアコーディネーターの養成

ボランティア活動の内容については、行政が実施すべき応急対策の補完的な役割を果たすものと、被災者個人の生活維持や再建を援助するものがある。そのためボランティアを円滑に受け入れ、その特性を把握し、被災者・地域住民・行政機関とボランティア、ボランティア相互間を的確に結びつける調整役としての資質を持つ、専門性の高いコーディネーターの担う役割は大きく、かつ円滑・的確なボランティア活動には不可欠である。

市は、県、田村市社会福祉協議会及びボランティア関係団体等と連携を図りながら、ボランティアコーディネーターや避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。

第５　災害ボランティアに関する啓発

災害時に災害ボランティアによる活動が有効に行われるように、市民及び事業者に対して、防災とボランティアの日」（毎年１月 17 日）及び「防災とボランティア週間」（毎年１月 15 日～21 日）を中心に、災害ボランティアの意義や参加についての理解を深める広報活動や啓発活動を推進する。

また、休暇の取得の促進その他ボランティアによる防災活動への国民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。

第６　災害ボランティア関係団体の支援体制等

１　社会福祉協議会

田村市社会福祉協議会は、災害発生時に「田村市災害ボランティアセンター」を中心的に運営する。また、平時には、災害発生時のボランティア活動が円滑に行われるように災害ボランティアコーディネーターとの連絡調整や近隣市町村の社会福祉協議会との連携を図るものとする。

２　日本赤十字社福島県支部

日本赤十字社福島県支部は、日頃から赤十字奉仕団員や赤十字個人ボランティア等に対し、研修・訓練等を通じ、災害ボランティア活動への組織的な活動を促し、災害ボランティア活動の中心的な役割を担える体制を整えるものとする。また、災害発生時には、被災者に対する応急救護・復旧等の活動について、その能力、労力、時間等を考慮し、個人又は各団体の技能・特色を活かした活動についても積極的に行うものとする。

第７　専門ボランティアの育成等

一定の知識や経験、資格等を必要とする専門ボランティアについては、次により育成支援等を行うものとする。

１　医療ボランティア

大規模災害時に、地域の医療機関や市に代わり、救護所や医療機関で医療救護活動を実施したり、必要とされる場所で随時医療活動にあたる医療ボランティアの活動を支援するため、災害発生時に医療情報や医薬品等を提供するための体制整備に努めるものとする。

２　福祉ボランティア

田村市災害ボランティアセンターでは、福祉ボランティア活動を支援するため、ボランティアに関する相談、紹介、斡旋及び情報提供を行うとともに、活動への参加を促進し、その育成を行うため、パンフレットの発行や各種研修会の開催等を行う。また、災害時においては、把握している福祉ボランティアに関する情報を有効に活用し、ボランティア活動のコーディネートを行うとともに、活動に関する指導、助言を行うものとする。

３　障がい者支援ボランティア

普段から聴覚障がい者に対する情報支援や車いす使用者及び視覚障がい者に対する外出支援などの活動に従事している専門ボランティア（手話奉仕員及び手話通訳者、要約筆記奉仕員、運転ボランティア、点訳奉仕員、朗読奉仕員、ガイドヘルパー）の協力を得て、専門ボランティアの普段の活動を災害時でも活かせる体制づくりを進めるものとする。

４　災害（語学）ボランティア

日本語が不自由なため、災害情報を十分に得にくい外国籍市民に対して、通訳等により情報を提供する語学ボランティアを育成する。災害時に、ボランティアは本部の要請に応じて出動し、市民向けの災害情報の翻訳・通訳や避難所等から入る外国語による問合せの電話対応等を行うものとする。

５　アマチュア無線ボランティア

アマチュア無線の各種団体の把握に努めるとともに、災害時における情報伝達の協力体制について検討を行うものとする。

６　応急危険度判定士

災害で被害を受けた建築物の危険性を応急的に判定する応急危険度判定士の養成を推進する。

第１９節　事業継続計画の策定

【生活安全課】

市及び事業所は、災害発生時においても応急対策業務の円滑な執行や一般重要業務を継続して行うため、事業継続力を高める体制作りに努めるものとする。

第１　災害時における自治体の業務

災害時における自治体の業務は、災害による影響によって恒常業務、機能回復業務及び新規災害対応業務の３業務に区分される。

１　恒常業務

市役所の機能を維持し、自治体としての機能継続のための業務であり、災害前と同様の日常のサービス業務を行うことである。

２　機能回復業務

災害前の状態に機能を戻す業務で市としての機能継続のための業務であり、平時の組織で対応し、被災によって何かしらサービス水準の低下した業務を回復させて元通りのサービスを行えるよう最大限の努力を払うものとする。

３　新規対応業務

初動から復興期にわたり多種多様な被災者への対応業務であり、被災者ニーズに対応するため、緊急性、状況の変化に左右されることから上記１・２項とは別に新規組織で対応するものとする。

第２　市政の業務継続計画（BCP）の策定

資料編 03「田村市業務継続計画」に準ずる。

資料編：03 田村市業務継続計画

第３　事業所の事業継続計画の策定

１　事業継続計画（BCP:Business Continuty Plan）の地位・役割

(1) 地位

災害発生後、事業活動の維持、継続を図るための緊急事態対処計画である。

(2) 役割

事業を早期に復旧し・継続をすることにより経営の安定向上と雇用の確保及び取引先企業の混乱、倒産等を回避できる。

２　事業継続計画の策定にあたっての着意事項

(1) 事業継続に支障をきたす最悪の状態を想定して作成すること。

(2) 緊急時において優先して継続、復旧すべき中心となる事業を特定すること。

(3) 災害時、経営資源に制限があることを前提とすること。
(4) 優先業務の復旧目標時間を設定し、復旧に必要な人員･資材等を事前に準備すること。
(5) 自社の事業内容、顧客等の取引先や市場、協力会社及び従業員を把握すること。
(6) 取引先とお互いの BCP について協議すること。

３　事業所の安全点検

(1) 建物の耐震診断と結果に基づく耐震強化
(2) 事務機器及び工作機械等の損壊防止
(3) パソコン等の転倒防止
(4) 地震動による機械の移動や煮崩れ等の防止
(5) 看板等の落下防止
(6) 避難経路の障害物の除去等

４　非常用品の備蓄及び防災資材の準備

災害時の断水・停電に備えて飲料水や食料を準備する。また必要な資機材を準備し、保管場所を定めて常時使用可能状態に維持・管理するものとする。

第２章　災害応急対策

第１節　一般災害応急対策活動体制の整備

市は、市内に大雨等による災害が発生、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、平常業務を必要最小限度の市民サービス業務にとどめ、その責務の遂行及び応急災害対策を行うための防災組織体制について定めるものとする。

第１　災害応急対策の防災行動計画

１　防災行動計画作成の意義

時間経過に応じた標準的な災害応急対策を設定し、市、県、防災関係機関、並びに住民に周知することにより、外部からの災害対応業務の「見える化」を推進し、災害復旧への道筋を示すものであるとともに、各部局における業務継続計画（BCP）にも関連するものである。当然のことながら、災害応急対応の着手時期や内容は災害の規模に応じて異なるものであり、実際の災害対応においては、この計画にとらわれずに臨機応変に対応するべきものである。

２　防災行動計画の作成

市は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するように努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

第２　配備体制

１　市の配備体制

市内に災害の発生するおそれがあるとき又は災害が発生したときは、次の体制をもって対処する。

(1) 風水害・雪害時等の配備基準

<table>
<tr><th colspan="2">配備体制</th><th>配備基準</th><th>発令権者</th></tr>
<tr><td rowspan="2">１号配備
(注意体制)</td><td>情報所
初動体制</td><td>○気象警報（大雨、洪水、暴風、大雪）が発表された場合
参考：大滝根川 中島水位
2.0m→水防団待機水位
2.8m→水防団出動要請（河川監視）
(具体的事象例)側溝の溢水</td><td rowspan="2">情報所長
(生活安全課長)
※初動体制に限り、気象警報が発表された段階で自動参集</td></tr>
<tr><td>情報所
本体制</td><td>○その他、情報所長（生活安全課長）が必要と認める事象が発生した場合
(具体的事象例)側溝の溢水</td></tr>
<tr><td>２号配備
(警戒体制)</td><td>警戒本部</td><td>○大雨警報が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度がさらに高まった場合
参考：大滝根川 中島水位
3.5m→高齢者等避難目安（警戒レベル３）
4.2m→避難指示相当（警戒レベル４）
○その他、警戒本部長（市民部長）が必要と認めた場合
(具体的事象例)通行規制を伴う災害の発生</td><td>警戒本部長
(市民部長)</td></tr>
<tr><td>３号配備
(非常体制)</td><td>災害対策
本部</td><td>○大雨特別警報が発表された場合(警戒レベル５相当)
○大雨により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想される場合（台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨）
○【重大な災害（大雨・洪水・土砂)】大雨、洪水等により災害が広範囲で発生、さらに拡大のおそれがある場合(市内で大規模な災害が発生した場合)
○その他、災害対策本部長（市長）が必要と認めた場合</td><td>災害対策本部長
(市長)</td></tr>
</table>

(2) 配備体制の解除

発令権者は、市内において災害が発生する危険が解消したと認めたとき、又は災害応急対策が完了したと認めたときは、配備体制を解除するものとする。

(3) 本部の設置又は廃止の連絡

本部を設置又は廃止したときは、連絡担当者は、速やかに下記の方法により関係機関等へ報告又は通知する。

連絡担当	報告・通知等先	報告・通知等の方法
本部事務局 （統括・企画班）	市役所各部・各班・各行政局班、各委員会	庁内放送、ＬｏＧｏチャット、電話、口頭、FAX、その他迅速な伝達手段
	県（危機管理部）、自衛隊、田村警察署、田村消防署、消防団	県総合情報通信ネットワーク、電話、FAX、その他迅速な伝達手段
	防災関係機関、防災会議委員	電話、FAX、口頭、その他迅速な伝達手段
本部事務局 （情報・広報･渉外班）	市民	防災行政無線（戸別受信機を含む。）、広報車等
	報道機関	電話、FAX、口頭

第３　災害警戒本部

１　災害警戒本部の設置

(1) 設置基準

○大雨警報が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度がさらに高まった場合
○その他、警戒本部長（市民部長）が必要と認める事象が発生した場合

(2) 設置場所

災害警戒本部は、市役所 301 会議室に設置する。

ただし、本庁舎が被災し、使用が困難な場合又は災害の状況により災害対策本部の機能が維持できない事態に陥った場合は、大越行政局・常葉行政局を代替場所として使用する。

(3) 発令権者

災害警戒本部長（市民部長）

(4) 職務権限の代行

第１順位：事務局長（生活安全課長）
第２順位：統括調整官（ＤＸ推進室長）
第３順位：統括・企画班長（総務課長補佐）

(5) 災害対策本部への移行及び災害警戒本部の廃止

警戒本部長（市民部長）は、被害が拡大するおそれがあり、総合的な対策が必要と認められるときは、市長に災害対策本部体制への移行を進言するものとする。

また、警戒本部長（市民部長）は、次に該当する場合、災害警戒本部を廃止する。

○市内において災害が発生する危険が解消したとき。
○災害応急対策が概ね完了したとき。
○その他、警戒本部長が必要ないと認めたとき。

２　災害警戒本部の組織編成

(1)　災害警戒本部【本部事務局】

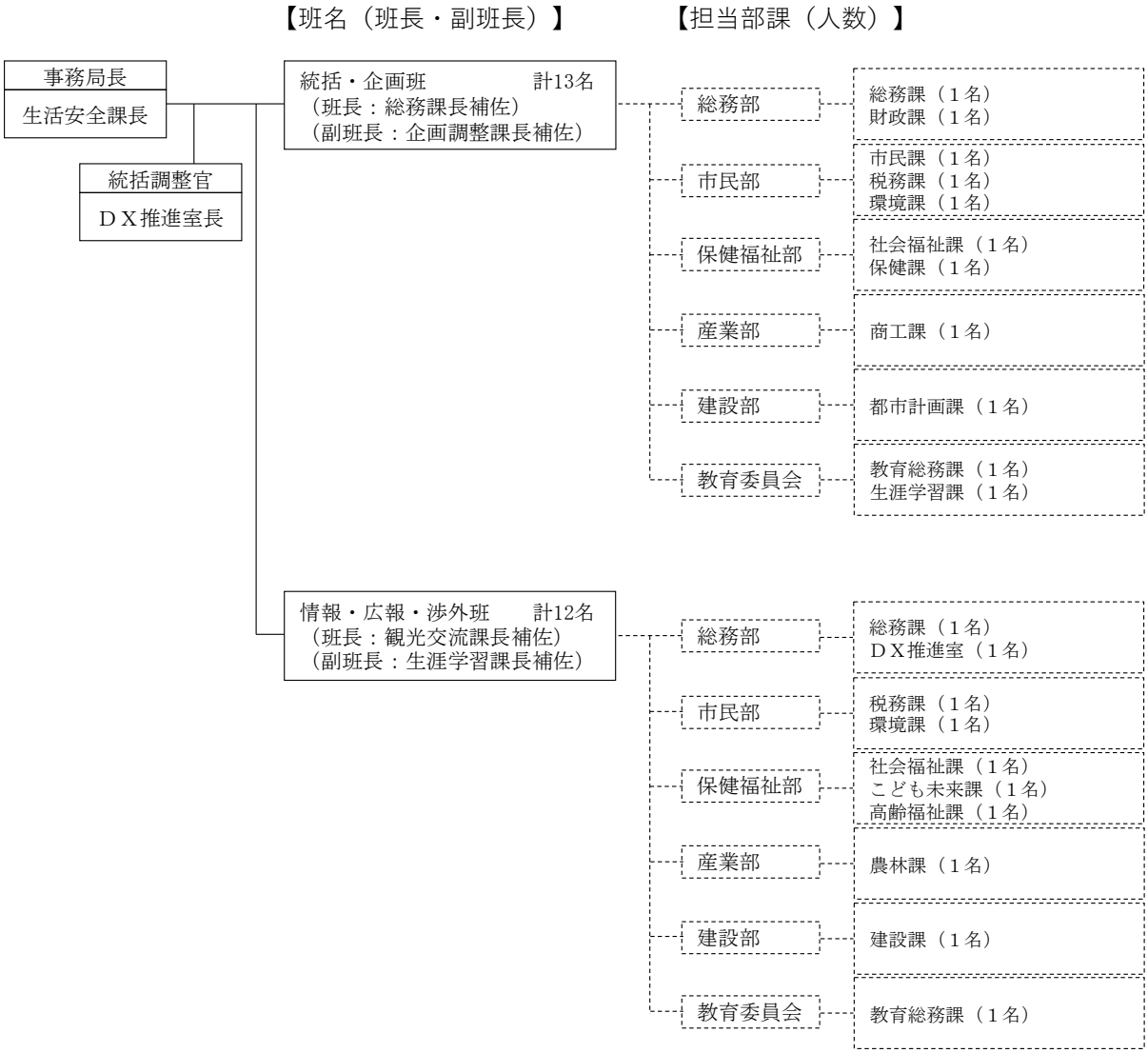

(2)　災害警戒本部【全体】

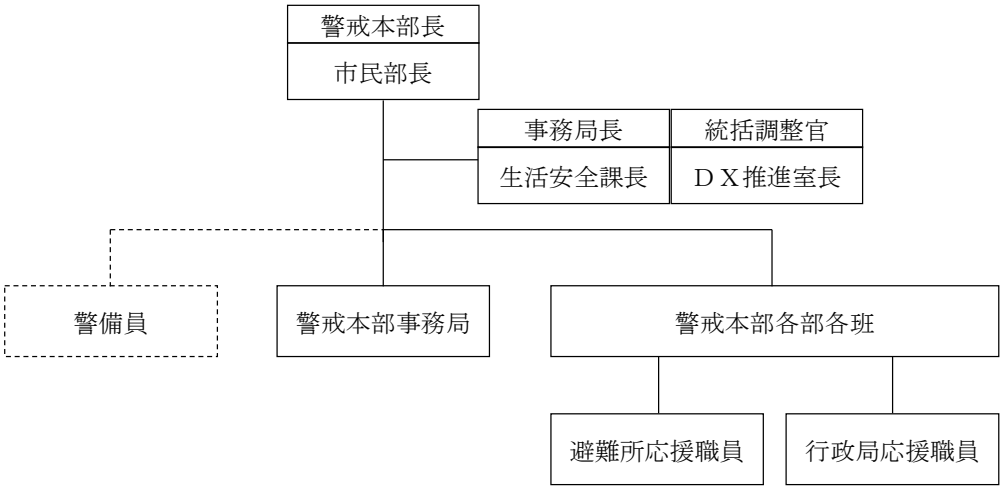

３　災害警戒本部の事務分掌

（1）災害警戒本部【本部事務局】

本部設置時の職名	構成課	事務分掌
事務局長	生活安全課長	各班の統括
統括調整官	ＤＸ推進室長	１　警戒本部長・事務局長の補佐 ２　事務局内業務の統制・調整 ３　他部との調整 ４　他部との相互応援

班	構成課	事務分掌
統括・企画班 （計 13 名） ○班長 総務課長補佐 ○副班長 企画調整課長補佐	総務課 財政課 市民課 税務課 環境課 社会福祉課 保健課 商工課 都市計画課 教育総務課 生涯学習課	１　職員の招集、動員 ２　警戒本部の設置、運営及び災害対策本部の設置準備 ３　警戒本部会議の開催及び進行管理 ４　警戒本部業務の統制及び調整 ５　県その他防災関係機関との連絡調整 ６　災害応急対策の方針等の企画及び立案 ７　災害応急対策に係る全体調整、進行管理及び実行の確認 ８　災害情報の県への報告 ９　防災関係機関等との災害応急対策にかかる調整会議の開催 10　原発災害に係る国、県（原子力班）、電源事業者及び関係機関等との連絡調整【原】
情報・広報・渉外班 （計 12 名） ○班長 観光交流課長補佐 ○副班長 生涯学習課長補佐	総務課 ＤＸ推進室 税務課 環境課 社会福祉課 こども未来課 高齢福祉課 農林課 建設課 教育総務課	１　災害応急対策に資する情報の収集 ２　災害応急対策に資する収集した情報資料の分析及び評価 ３　災害警戒及び注意喚起の発信 ４　警戒本部各部への情報提供 ５　重要な情報の確認及び警戒本部長への報告 ６　被害状況の把握、記録及び整理（災害全般） ７　市民への災害広報、防災行政無線（戸別受信機を含む。）の運用 ８　災害の発生が予想される地域への巡回及び広報 ９　県の災害対応に関する情報提供及び呼びかけ 10　報道機関への情報提供及び報道要請 11　被害状況の把握、記録、整理協力及び活用

班	構成課	事務分掌
		12　モニタリングデータの把握・分析・評価及び管理、福島第一・第二原子力発電所の状況、特に放射性物質の大量放出の兆候に関する情報資料の収集【原】

【原】: 原子力災害発生時の事務分掌

(2) 災害警戒本部【各部各班】

班	構成課	事務分掌
各部各班 行政局応援担当職員（参集者は班長の指示により招集される班員） ※班長は編成に必要な人員を招集する。	各課	1　警戒本部の動向及び災害情報等を入手し、各部長に報告する。なお、報告時は、情報・広報・渉外班長の了承を受けるものとする。 2　局情報員と連携し、局災害対策部の活動状況及び行政局管内の災害情報を適時本部に報告する。 3　要請により、事務局情報・広報・渉外班の情報収集等を援助する。 4　各部業務の準備及び遂行 5　その他警戒本部長の命ずる事項

※状況に応じ、災害対策本部設置時に次の対応を行う各担当班は、避難所の開設、児童生徒等の避難準備態勢、要配慮者等の避難準備態勢を準備する。なお、高齢者避難（警戒レベル３）発令に注意する。

第４　災害対策本部

市は、市の地域において災害が発生し、災害の規模、その他の状況により被害が拡大するおそれのある場合、基本法第 23 条の 2 及び市災害対策本部条例（平成 17 年田村市条例第 17 号）の規定に基づき、災害対策本部を設置する。

１　災害対策本部の設置

(1) 設置基準

○大雨特別警報が発表された場合（警戒レベル５相当）
○大雨により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想される場合
（台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨）
○【重大な災害（大雨・洪水・土砂)】大雨、洪水等により災害が広範囲で発生、さらに拡大のおそれがある場合（市内で大規模な災害が発生した場合）
○その他、災害対策本部長（市長）が必要と認める事象が発生した場合

(2) 設置場所

災害対策本部は、市役所 304 会議室に設置する。

ただし、本庁舎が被災し、使用が困難な場合又は災害の状況により災害対策本部の機能が維持できない事態に陥った場合は、大越行政局・常葉行政局を代替場所として使用する。

(3) 発令権者

災害対策本部長（市長）

(4) 職務権限の代行

ア　災害対策本部長

第１順位：副市長

第２順位：教育長

第３順位：市民部長（以下、災害対策本部組織図に定める順により代行する。）

イ　災害対策本部員

部統括調整官が職務を代行する。なお、本部員、部統括調整官が不在時は部の先任者とする。

(5) 災害対策本部の廃止

災害対策本部長は、次に該当する場合、災害対策本部を廃止する。

○市内において災害が発生する危険が解消したとき。
○災害応急対策が概ね完了したとき。
○その他、災害対策本部長が必要ないと認めたとき。

２　災害対策本部の組織編成

(1) 災害対策本部【本部事務局】

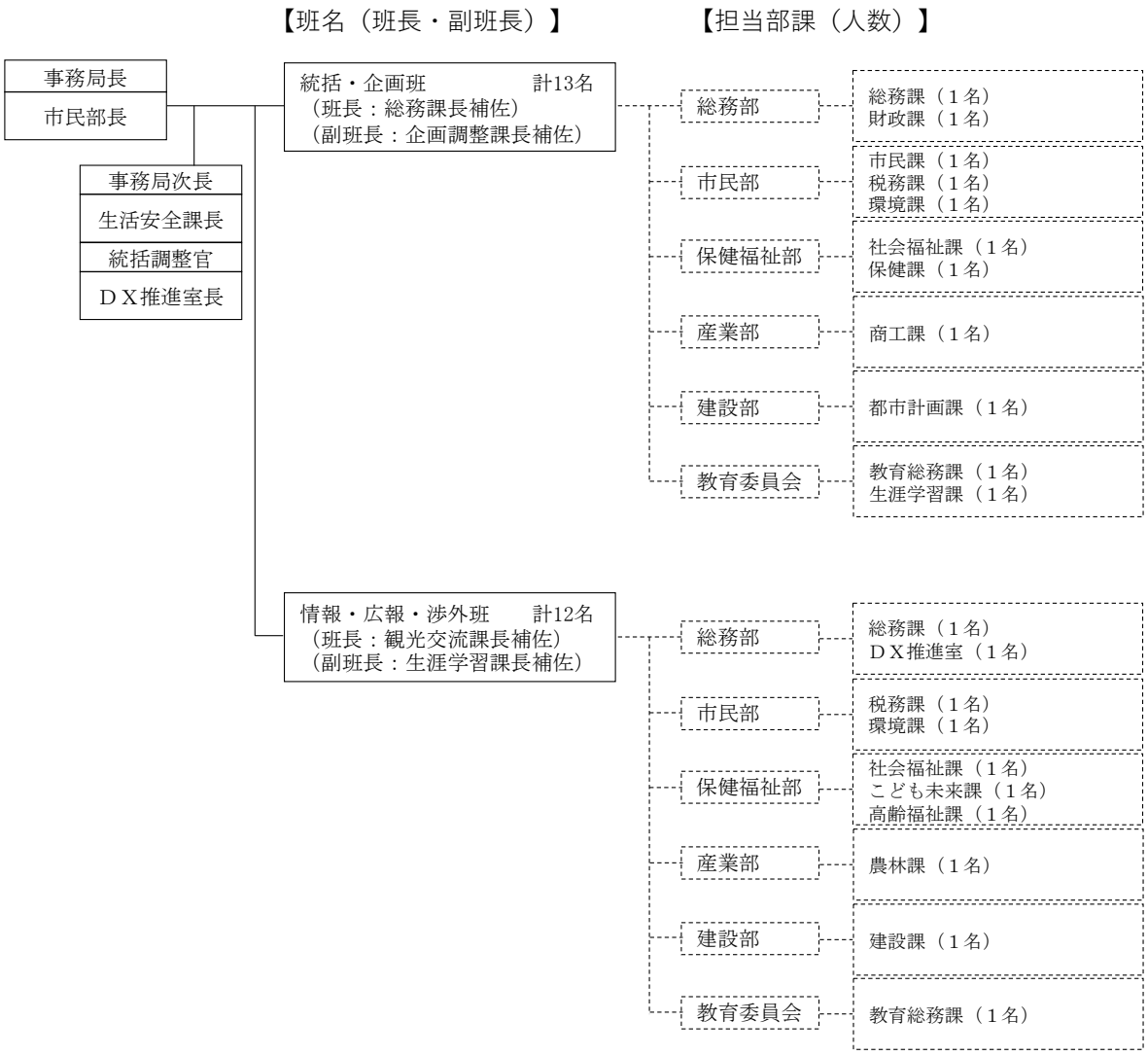

(2) 災害対策本部【全体】

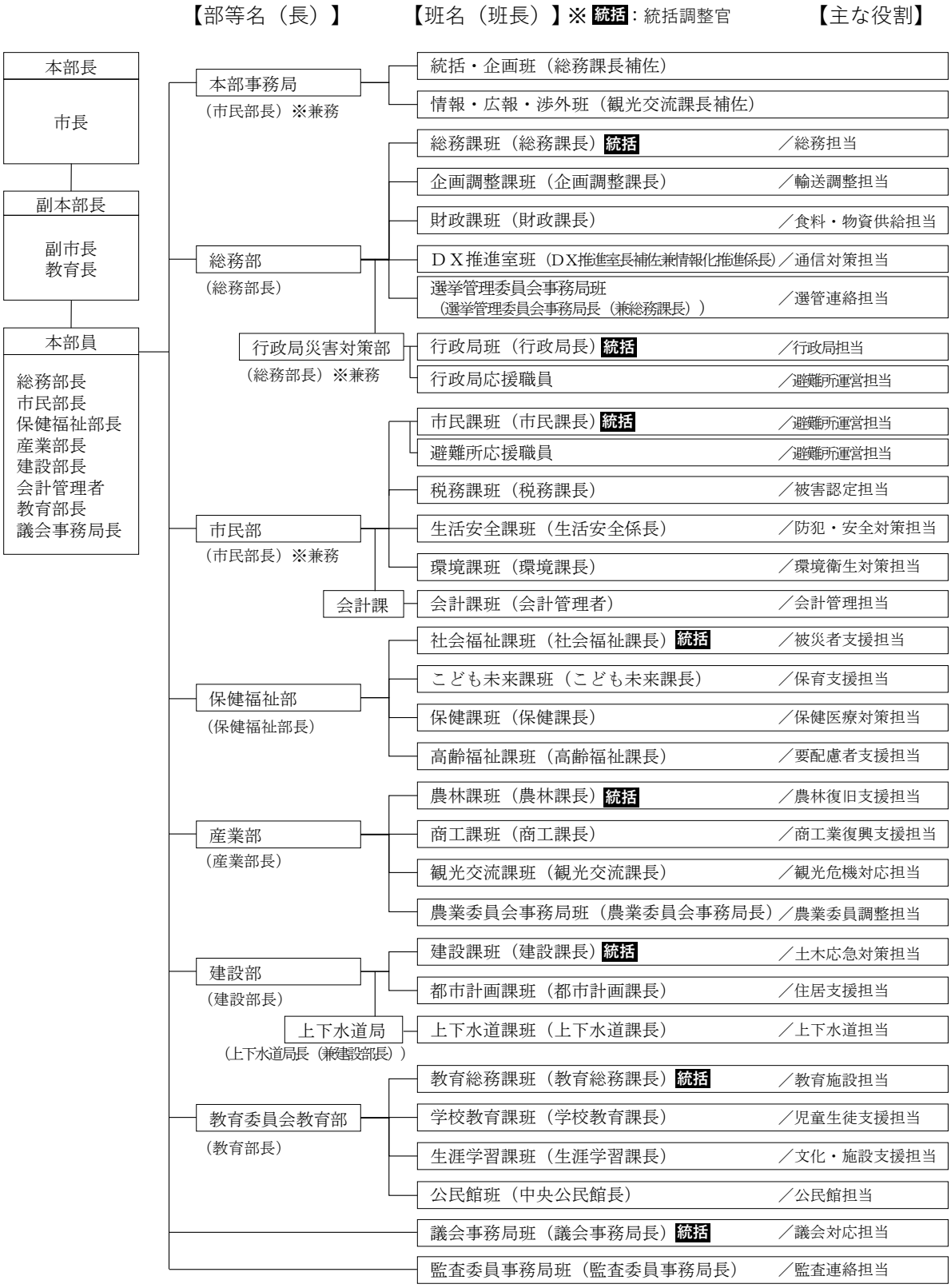
【部等名（長）】
【班名（班長）】※ 統括：統括調整官
【主な役割】
本部長
市長
副本部長
副市長
教育長
本部員
総務部長
市民部長
保健福祉部長
産業部長
建設部長
会計管理者
教育部長
議会事務局長
本部事務局
（市民部長）※兼務
統括・企画班（総務課長補佐）
情報・広報・渉外班（観光交流課長補佐）
総務部
（総務部長）
総務課班（総務課長）統括 ／総務担当
企画調整課班（企画調整課長） ／輸送調整担当
財政課班（財政課長） ／食料・物資供給担当
ＤＸ推進室班（ＤＸ推進室長補佐兼情報化推進係長） ／通信対策担当
選挙管理委員会事務局班
（選挙管理委員会事務局長（兼総務課長））
／選管連絡担当
行政局災害対策部
（総務部長）※兼務
行政局班（行政局長）統括 ／行政局担当
行政局応援職員 ／避難所運営担当
市民部
（市民部長）※兼務
市民課班（市民課長）統括 ／避難所運営担当
避難所応援職員 ／避難所運営担当
税務課班（税務課長） ／被害認定担当
生活安全課班（生活安全係長） ／防犯・安全対策担当
環境課班（環境課長） ／環境衛生対策担当
会計課
会計課班（会計管理者） ／会計管理担当
保健福祉部
（保健福祉部長）
社会福祉課班（社会福祉課長）統括 ／被災者支援担当
こども未来課班（こども未来課長） ／保育支援担当
保健課班（保健課長） ／保健医療対策担当
高齢福祉課班（高齢福祉課長） ／要配慮者支援担当
産業部
（産業部長）
農林課班（農林課長）統括 ／農林復旧支援担当
商工課班（商工課長） ／商工業復興支援担当
観光交流課班（観光交流課長） ／観光危機対応担当
農業委員会事務局班（農業委員会事務局長） ／農業委員調整担当
建設部
（建設部長）
建設課班（建設課長）統括 ／土木応急対策担当
都市計画課班（都市計画課長） ／住居支援担当
上下水道局
（上下水道局長（兼建設部長））
上下水道課班（上下水道課長） ／上下水道担当
教育委員会教育部
（教育部長）
教育総務課班（教育総務課長）統括 ／教育施設担当
学校教育課班（学校教育課長） ／児童生徒支援担当
生涯学習課班（生涯学習課長） ／文化・施設支援担当
公民館班（中央公民館長） ／公民館担当
議会事務局班（議会事務局長）統括 ／議会対応担当
監査委員事務局班（監査委員事務局長） ／監査連絡担当

３　災害対策本部の事務分掌

（1）災害対策本部【本部事務局】

本部設置時の職名	構成課	事務分掌
事務局長	市民部長 ※兼務	各班の統括
統括調整官	ＤＸ推進室長	1　本部事務局長・事務局次長の補佐 2　事務局内業務の統制・調整 3　他部との調整 4　他部との相互応援

班	構成課	事務分掌
統括・企画班 （計 13 名） 〇班長 総務課長補佐 〇副班長 企画調整課長補佐	総務課 財政課 市民課 税務課 環境課 社会福祉課 保健課 商工課 都市計画課 教育総務課 生涯学習課	1　職員の招集、動員 2　災害対策本部の設置、運営及び廃止 3　災害対策本部会議の開催及び進行管理 4　避難情報の発令及び解除 5　災害対策本部 各部業務の統制、調整及び復旧状況の把握 6　避難所の設置、運営及び廃止 7　県その他防災関係機関等との連絡調整 8　県その他防災関係機関等への応援要請 9　記録 10　事象拡大阻止のための応急対策活動状況（国、県、原子力事業者）の把握【原】 11　防護活動についての準備及び実施【原】
情報・広報・渉外班 （計 12 名） 〇班長 観光交流課長補佐 〇副班長 生涯学習課長補佐	総務課 ＤＸ推進室 税務課 環境課 社会福祉課 こども未来課 高齢福祉課 農林課 建設課 教育総務課	1　情報収集・伝達 2　本部事務局及び災害対策本部 各部・各班からの被害情報等の収集、把握及び分析 3　警察、消防、防災関係機関との被害に関する情報の相互提供及び確認 4　被害情報等の県、国、防災関係機関等への報告 5　市民等への災害広報 6　報道機関の対応等 7　在日外国人への災害情報等の提供 8　渉外 全般（災害視察者、見舞者、慰問、激励、大臣、議員等） 9　国の機関及び特殊法人、県等との協力体制の確保 10　市議会との連絡調整及び緊急会議の実施

班	構成課	事務分掌
情報・広報・渉外班		11　原子力発電所等の状況（特に特定事象発生施設や事象内容）の把握、分析、評価【原】 12　放射性物質等の拡散に関する情報の収集【原】 13　気象現況の把握及び地形データの分析、評価【原】 14　機動モニタリング隊の運用【原】 15　県及び関係機関等への情報共有【原】

【原】：原子力災害発生時の事務分掌

(2) 災害対策本部【各部各班】

共通事務分掌

1　所属職員及び家族の被害状況の把握・報告
2　管理する施設、備品の被害状況及び業務報告の提出
3　関係各部・各班に対する業務予定及び業務報告の提出
4　所掌事務に係る関係部署・機関との連絡調整
5　班所属職員の勤務管理及び健康管理
6　事務局各班から要請があった場合における対応要員の派遣
7　所掌事務に係る応急復旧計画の作成及び実行
8　公用令書の発行及びこれに伴う損失の補償
9　被災者等からの相談、苦情、要望等の受付

統括調整官

1　部内の統括
2　部内業務の統制
3　他部との調整
4　他部との相互応援

各部各班

部 （部長）	班 （班長）	事務分掌
総務部 （総務部長）	総務課班 （総務課長） 支援班 選挙管理委員会事務局班	1　災害対応にかかる職員の動員・服務に関すること。 2　防災関係機関との調整に関すること。 3　緊急車両及び輸送管理に関すること。 4　資機材及び物資の調達に関すること。 5　救助法の適用申請に関すること。 6　会議の記録及び日誌の作成、保管に関すること。
	企画調整課班 （企画調整課長）	1　緊急輸送に関すること。 2　物資・人員の輸送管理に関すること。

部 （部長）	班 （班長）	事務分掌
総務部	企画調整課班	3　輸送拠点・供給体制の確保に関すること。 4　燃料確保に関すること。 5　各種輸送体制の確保に関すること。 6　会議の記録及び日誌の作成、保管に関すること。 7　車両の除染に関すること。【原】
	財政課班 （財政課長）	1　物資の確保と調査に関すること。 2　物資の調達に関すること。 3　物資の受入れ・仕分け・配給に関すること。 4　物資の管理に関すること。 5　避難所における食料供給に関すること。 6　支援要請に関すること。 7　災害応急対策費の予算措置に関すること。 8　市有財産の被害調査及び応急対策に関すること。 9　プッシュ型支援への対応に関すること。 10　会議の記録及び日誌の作成、保管に関すること。 11　防護資器材等の調達に関すること。【原】
	ＤＸ推進室班 （ＤＸ推進室長補佐兼情報化推進係長）	1　通信環境の整備と維持管理に関すること。 2　会議の記録及び日誌の作成、保管に関すること。
選挙管理委員会事務局班 （選挙管理委員会事務局長）		1　選挙管理委員会委員との連絡調整に関すること。 2　総務課班への業務支援に関すること。
行政局災害対策部 （総務部長） ※兼務	行政局班 （行政局長）	各部各班に準ずる。
市民部 （市民部長） ※兼務	市民課班 （市民課長） 支援班 会計課班	1　避難所の設置・運営・閉鎖に関すること。 2　避難所での情報提供・広報に関すること。 3　帰宅困難者に関すること。 4　会議の記録及び日誌の作成、保管に関すること。 5　避難退域時検査に関すること。【原】 6　保健課班の実施する安定ヨウ素剤の配布支援に関すること。【原】
	税務課班 （税務課長）	1　家屋の被害状況確認及びり災証明書の発行に関すること。 2　会議の記録及び日誌の作成、保管に関すること。 3　家屋等の財物賠償に係る証明書の発行に関すること。【原】

部 （部長）	班 （班長）	事務分掌
市民部	生活安全課班 （生活安全係長）	1　災害対策本部等の設置・運営に関すること。 2　所管施設の被害状況の確認・管理に関すること。 3　防犯対応に関すること。 4　消防団の災害対応に関すること。 5　関係機関との連絡調整に関すること。 6　会議の記録及び日誌の作成、保管に関すること。
	環境課班 （環境課長）	1　所管施設の被害状況の確認・管理に関すること。 2　し尿処理・トイレ対策に関すること。 3　防疫・保健衛生管理に関すること。 4　廃棄物収集・処理に関すること。 5　廃棄物処理の広域調整・応援要請に関すること。 6　環境・衛生管理に関すること。 7　遺体管理・埋葬支援に関すること。 8　被災地における被災動物の保護対策に関すること。 9　会議の記録及び日誌の作成、保管に関すること。
会計課班 （会計管理者）		1　災害応急対策に係る経理に関すること。 2　市民課班への業務支援に関すること。
保健福祉部 （保健福祉部長）	社会福祉課班 （社会福祉課長）	1　障害者福祉施設の被害状況の把握に関すること。 2　障がい者支援に関すること。 3　災害ボランティアセンターとの調整及び運用に関すること。 4　相談窓口・支援金の対応に関すること。 5　義援金・災害見舞金の管理・運営に関すること。 6　保健課班への業務支援に関すること。 7　会議の記録及び日誌の作成、保管に関すること。 8　家屋等の財物賠償の支援に関すること。
	こども未来課班 （こども未来課長）	1　所管施設の被害状況の確認・管理に関すること。 2　園児の避難（安全確保）に関すること。 3　人員の確保に関すること。 4　応急保育・教育に関すること。 5　災害応急対策経費の予算措置に関すること。 6　会議の記録及び日誌の作成、保管に関すること。
	保健課班 （保健課長） 支援班 社会福祉課班 高齢福祉課班	1　所管施設の被害状況の確認・管理に関すること。 2　医療機関の情報管理・被害対応に関すること。 3　医療救護活動に関すること。 4　医療資源の確保と調達に関すること。 5　医療搬送・後方支援に関すること。

部 （部長）	班 （班長）	事務分掌
保健福祉部	保健課班	6　被災地における防疫活動に関すること。 7　被災者への医療支援に関すること。 8　会議の記録及び日誌の作成、保管に関すること。 9　県の実施する原子力災害医療の協力に関すること。【原】 10　安定ヨウ素剤の調達、配分及び服用に関すること。【原】 11　食料品等の汚染調査等及び公表に関すること。【原】 12　被ばく患者（被ばくのおそれのある者を含む。）等の負傷者数、負傷程度及び収容先病院の把握に関すること。【原】
	高齢福祉課班 （高齢福祉課長）	1　高齢者福祉施設・関係団体等の被害調査及び応急復旧に関すること。 2　避難行動要支援者の支援に関すること。 3　福祉避難所に関すること。 4　保健課班への業務支援に関すること。 5　会議の記録及び日誌の作成、保管に関すること。
産業部 （産業部長）	農林課班 （農林課長） 支援班 農業委員会事務局班	1　農林畜産業の被害状況の把握に関すること。 2　農林畜産業関係の安全管理に関すること。 3　農林畜産業関係の応急対策に関すること。 4　農林畜産業関係の施設復旧等に関すること。 5　農村公園及び付帯設備の保全に関すること。 6　営農指導に関すること。 7　会議の記録及び日誌の作成、保管に関すること。 8　農林産物の汚染調査及び公表に関すること。【原】 9　農用地等の汚染調査及び除染に関すること。【原】 10　試験栽培に関すること。【原】
	商工課班 （商工課長）	1　商工業者、商工業施設等の被害状況の確認・管理に関すること。 2　二次被害防止に関すること。 3　事業再開・復旧支援に関すること。 4　雇用・経済対策に関すること。 5　会議の記録及び日誌の作成、保管に関すること。
	観光交流課班 （観光交流課長）	1　観光施設等の被害状況の確認・管理に関すること。 2　観光客の安全確保に関すること。 3　二次被害防止に関すること。 4　事業再開・復旧支援に関すること。 5　会議の記録及び日誌の作成、保管に関すること。

部 （部長）	班 （班長）	事務分掌
農業委員会事務局班 （農業委員会事務局長）		1　農業委員との連絡調整に関すること。 2　農林課班への業務支援に関すること。
建設部 （建設部長）	建設課班 （建設課長）	1　道路・河川・橋りょう等の被害把握と応急復旧に関すること。 2　交通管理と安全確保に関すること。 3　会議の記録及び日誌の作成、保管に関すること。 4　復旧工事等に関する建材等の汚染調査及び公表に関すること。【原】 5　復旧工事に従事する作業員等の被ばく防止（放射線管理等）に関すること。【原】
	都市計画課班 （都市計画課長）	1　市営住宅の被害状況の確認・管理に関すること。 2　応急修理等に関すること。 3　都市環境及び公園の管理・保全に関すること。 4　被災者の住宅確保・支援に関すること。 5　会議の記録及び日誌の作成、保管に関すること。 6　住宅建設地の汚染調査に関すること。【原】 7　住宅用建材等の汚染調査に関すること。【原】
上下水道局 （上下水道局長（兼建設部長）	上下水道課班 （上下水道課長）	1　水道施設の被害状況の確認・管理に関すること。 2　下水道施設の被害状況の確認・管理に関すること。 3　応急給水に関すること。 4　水質管理・汚染対策に関すること。 5　水道施設の応急・復旧対策に関すること。 6　下水道施設の復旧対策に関すること。 7　災害応急対策経費の予算措置に関すること。 8　水道料金・下水道料金の減免に関すること。 9　会議の記録及び日誌の作成、保管に関すること。 10　水道水の水質調査及び公表に関すること。【原】
教育委員会教育部 （教育部長）	教育総務課班 （教育総務課長）	1　所管施設の被害状況の確認・管理に関すること。 2　教育施設への支援に関すること。 3　災害応急対策経費の予算措置に関すること。 4　会議の記録及び日誌の作成、保管に関すること。 5　所管施設の除染に関すること。【原】 6　所管施設敷地内の継続的なモニタリング及び公表に関すること。【原】
	学校教育課班 （学校教育課長）	1　所管施設の被害状況の確認・管理に関すること。 2　児童生徒の避難（安全確保）に関すること。 3　被災状況等の伝達に関すること。

部 （部長）	班 （班長）	事務分掌
教育委員会 教育部	学校教育課班	4　避難所の開設に関すること。 5　児童生徒の給食及び保健に関すること。 6　応急教育に関すること。 7　災害応急対策経費の予算措置に関すること。 8　会議の記録及び日誌の作成、保管に関すること。
	生涯学習課班 （生涯学習課長）	1　所管施設の被害状況の確認・管理に関すること。 2　避難所としての施設利用に関すること。 3　災害応急対策経費の予算措置に関すること。 4　会議の記録及び日誌の作成、保管に関すること。 5　所管施設の除染に関すること。【原】 6　所管施設敷地内の継続的なモニタリング及び公表に関すること。【原】
	公民館班	1　所管施設の被害状況の確認・管理に関すること。 2　避難所としての施設利用に関すること。 3　災害応急対策経費の予算措置に関すること。 4　会議の記録及び日誌の作成、保管に関すること。
議会事務局班 （議会事務局長） 支援班 監査委員事務局班		1　議員等の安全確保・避難誘導に関すること。 2　議員の安否確認に関すること。 3　議員との調整に関すること。 4　局長の命ずる応急対策に関すること。
監査委員事務局班 （監査委員事務局長）		1　監査委員等の安全確保・避難誘導に関すること。 2　監査委員の安否確認に関すること。 3　監査委員との連絡調整・情報伝達に関すること。 4　議会事務局班への業務支援に関すること。

【原】：原子力災害発生時の事務分掌

4　災害対策本部会議

災害対策本部長は、必要に応じて招集し会議を開催する。

(1) 構成

災害対策本部長、副本部長、本部員、本部事務局統括調整官及び各班長、各行政局長を持って構成し、必要に応じて本部長は、国、県及び防災関係機関等の職員や学識経験者等に出席を求め、助言を得ることができるものとする。

(2) 開催場所

原則として、市役所会議室とする。

(3) 本部会議の協議事項

ア　災害対策の方針の決定に関すること。

イ　災害応急対策の実施及び調整に関すること。

ウ　高齢者等避難、避難指示に関すること。
エ　救助法の適用申請に関すること。
オ　国、県、他都市（協定締結市町村を含む。）及び自衛隊等への応援要請に関すること。
カ　災害広報に関すること。
キ　被災市民等に対する支援策に関すること。
ク　応急対策に要する予算及び資金に関すること。
ケ　職員の応援に関すること。
コ　国会、政府関係機関に対する要望及び陳情に関すること。
サ　その他災害応急対策の重要事項に関すること。

５　関係部長等会議

特定の災害対策について協議する必要がある場合、災害対策本部長の命を受けた本部事務局長の統括により、関係部長等で構成し開催する。

第２節　職員の動員配備

災害発生時において、初動体制をいち早く確立することが、その後の円滑な災害応急対策活動を行うために極めて重要であることから、必要な人員の動員配備の区分及び初動体制について定めるものとする。

第１　動員基準

１　職員の配備区分

<table>
<tr><th colspan="2">配備体制</th><th colspan="2">職員の配置</th></tr>
<tr><td rowspan="2">１号配備
(注意体制)</td><td rowspan="2">情報所</td><td>初動体制</td><td>情報所を設置し、災害情報の収集、伝達及び上位体制に移行できる体制
□生活安全課（1 名）
□建設課（1 名）
□農林課（1 名）
□行政局の担当職員（各 1 名×4 局）</td></tr>
<tr><td>本体制</td><td>本部事務局の統括・企画班、情報・広報・渉外班の職員をもって充てる。
□生活安全課（1 名）　□総務課（1 名）
□建設課（1 名）　□企画調整課（1 名）
□農林課（1 名）
□行政局の担当職員（各 1 名×4 局）
□避難所の応援担当職員（※情報所長の指示により参集）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">２号配備
(警戒体制)</td><td rowspan="2">警戒本部</td><td colspan="2">小規模の災害に対する応急対策活動及び復旧活動が実施でき、かつ上位体制に移行できる体制
□警戒本部各部各班（班長の指示により招集される職員）
□行政局応援担当職員（指定職員※警戒本部長の指示により参集）
□避難所の応援担当職員</td></tr>
<tr><td colspan="2">本部事務局各班の職員をもって充てる。
○統括・企画班（全班員）
○情報・広報・渉外班（全班員）</td></tr>
<tr><td>３号配備
(非常体制)</td><td>災害対策本部</td><td colspan="2">全職員を配備し、組織の全力をあげて対処する体制とする。
○全職員</td></tr>
</table>

２　動員の方法

(1) 登庁場所

ア　職員は、所属又はあらかじめ指定された場所に参集する。

イ　職員は、住居若しくは参集先又はその経路上において、気象特別警報が発表されている又は避難指示や緊急安全確保が発令されているなど、直ちに参集することが危険と判断される場合は、所属長に連絡することとし、所属長は、職員の安全が確保されるよう参集時期を指示するものとする。

(2) 登庁手段

ア　職員は、被災による交通の途絶及び道路の寸断等に備え、充分注意して登庁する。

イ　職員は、普段から通勤経路上の危険箇所を確認するとともに、迂回ルートやより安全性が高い別ルートの確保に努める。

また、発災時の登庁においては、ルート上に既に障害が発生しているものと仮定し、極めて慎重に、安全を第一として参集する。

(3) 被害状況等の報告

登庁途上において、被害状況又は災害情報の収集に努め、その情報を動員先の上司に報告する。特に、病院、道路、橋りょう等の重要施設の被害状況は、詳しく報告する。

(4) 登庁時の携行品

服装	携行品例（事前に準備しておくとよいもの）	
□市作業服	□身分証明書（マイナンバーカード）	□筆記用具
□応急活動に適した靴	□着替え	□タオル
□帽子	□携帯電話	□携帯ラジオ
□軍手　　など	□懐中電灯	□常備薬
	□現金（小銭）	など

３　参集時における留意事項

(1) 安全確保

自らの安全を確保し、家族、自宅及び近隣の安全を確認する。

(2) 気象情報及び地震情報等の収集

気象警報が発生したときや地震が発生したときは、河川防災情報システムや Yahoo アプリなどの活用、テレビ・ラジオの視聴等、近傍市の施設等により、自ら工夫して災害の状況の情報収集に努め、ＬｏＧｏチャット等により配備体制を確認する。

(3) 登庁時に緊急事態に遭遇した場合

職員は、参集時において、火災あるいは人身事故等緊急事態に遭遇した場合は、最寄りの消防・警察機関に通報するとともに、直ちに人命救助及び消火活動への協力など適切な措置をとらなければならない。

また、被害情報の収集に努めるとともに、所属長にその情報を連絡し指示を仰ぐ。

(4) 所在の明確化

勤務地を離れる際、あるいは既に離れている場合でも常に所在、連絡方法を明らかにすること。また、出張や休暇による旅行中であっても、災害発生時においては直ちに所属長に連絡し、当地に留まるか、即時帰庁するか上司の指示に従う。

(5) 職員自身又は家族が被災した場合の対応

職員自身又は家族のケガや家屋等に大規模な被害が生じた等、やむを得ず参集が遅れる場合又は困難となった場合は、その旨を速やかに所属長に連絡し指示を仰ぐ。

(6) その他

職員の安全確保と業務遂行能力の維持を最優先とするため、飲酒時は業務に支障をきたす可能性があることから出勤しないこと。やむを得ず出勤する場合は、自身の体調を十分に考慮したうえで、家族等による送迎や、公共交通機関の利用によるものとし、飲酒運転は絶対に行わないこと。

また、日頃から職員一人ひとりが自己管理を心がけ、緊急時に対応できるよう留意すること。

第２　初動体制の整備

資料編 02「災害時職員初動マニュアル」に準ずる。

資料編：02 災害時職員初動マニュアル「３－１　動員計画」

第３節　災害情報の収集伝達

【本部事務局、総務課班、生活安全課班、全班】

洪水や土砂災害は、突然発生する地震と違い一定以上の降雨量の蓄積により発生する。従って継続的かつ情報資料を収集し、的確に分析・評価することにより災害の発生時期・場所を事前に予想し、対策を講ずることにより被害を局限することができる。

市に、風水害等の災害が予想されるとき、予・警報等の関係情報を、災害の切迫度に応じて５段階の警戒レベルにより迅速かつ確実に伝達する。また、市に災害が発生した場合、災害状況調査及び災害情報の収集は、その後の災害応急対策の体制整備、災害復旧計画策定の基本となるものであり、迅速・的確に行うものとする。

第１　情報活動

１　情報資料の収集

「発生が予想される被害の種別、どのような状態か、今後どう変化するのか」各種手段を併用して必要な情報資料の獲得に努める。

２　情報資料の分類・整理

収集した情報資料を分類・整理して信頼性、正確性を決定する。

３　情報資料の分析

(1) 評価した情報資料を分析して地域・市民への影響度を明らかにする。

(2) 本部事務局（情報・広報・渉外班）は、各部及び防災機関から提供された情報を地形図（1/50,000）等に被害状況を展開し、分析を行い、その結果を本部事務局（統括・企画班）に提供する。

(3) 本部事務局（情報・広報・渉外班）は、分析した情報を本部会議で報告するとともに速やかに県に速報として報告する。

(4) 各部等情報連絡員は、各部局及び各班に報告する。

４　情報の使用

(1) 本部長の対応方針等の意志決定に資する。

ア　本部長は、得られた情報に基づき、本部会議において、重点的に取り組むべき応急対策、その実施方針及びそのために必要な体制等を決定する。

イ　本部長は、応援体制の必要性を認めた場合は、県、自衛隊、応援協定締結市町村等への応援要請を行う。

(2) 本部及び他防災関係機関・団体等との情報の共有を図る。

(3) 市民への情報提供

本部事務局（情報・広報・渉外班）は、民生安定、安全確保及び応急対策を迅速に行うために必要と認められる情報を市民に周知する。

ア　避難の準備及び避難場所等に関すること。

イ　被害の状況（火災、ライフライン等）

ウ　行動上の注意事項等

第２　情報の収集

１　被害状況等の調査・収集

市は、災害が発生した場合、直ちに県内の被害状況について調査を行う。

災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努めるものとする。また、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）に集約できるよう努めるものとする。

なお、被害状況の収集にあたっては、下記の点に留意して行う。

(1) 被害報告の収集は、災害発生の初期においては、人的被害及び住民の生活維持に直接関係する住家、医療衛生施設、電力・水道・通信等の生活関連施設の被害の状況を優先して収集するものとする。

(2) 上記の災害の規模・状況が判明次第、公共施設、文教施設、産業施設その他の被害状況を速やかに調査・収集するものとする。

(3) SNS、スマートフォンやドローンなど、ICT（情報通信技術）を活用して効率的な情報収集を行うものとする。

(4) 収集した画像情報については、防災 IoT システム等を活用し、関係機関間での迅速な共有に努めるものとする。

２　避難指示等の判断のための情報等

水位名称	水位の位置づけ
水防団待機水位 （指定水位）	○水防団が出動のために待機する水位
氾濫注意水位 （警戒水位）	○水防団の出動の目安 ○市の避難判断準備情報等の発令基準の目安 ○住民への氾濫に関する情報の注意喚起
避難判断水位 （特別警戒水位）	○市長の避難指示等の発令判断の目安 ○住民の避難判断の目安

３　気象情報・災害状況

情報項目	段階（目安）	情報の内容	収集源
気象情報	注意体制時 （１号配備）	□気象情報等（過去・現在・予測） １　予警報の内容、予想される降雨及び災害の程度 ２　降雨量 (1)先行雨量 (2)市内全域の降雨量（特に上流域） (3)時間雨量の変化	・福島地方気象台 ・気象庁高解像度降水ナウキャスト ・アメダスデーター ・庁舎雨量計 ・パトロール（市職員、消防団等）

情報項目	段階（目安）	情報の内容	収集源
気象情報	注意体制時 （１号配備）	３　河川、ため池等の水位状況等（水位・流量の時間変化）	・関係機関（警察・消防等） ・市民
災害の状況	注意体制時 （１号配備）	１　河川、ため池等 (1) 災害危険箇所における災害発生危険状況 (2) 予想される氾濫時期・場所 ２　土砂災害の発生が予想される箇所の前兆現象の有無	・水位観測所のデータ ・パトロール（市職員、消防団等） ・関係機関（警察・消防等） ・市民
	警戒体制及び発災後	１　河川、ため池等の氾濫状況（越水、浸水、決壊等） ２　浸水区域、浸水高 ３　拡大増水傾向の状況 ４　土砂災害、がけ崩れ等の発生状況（場所・規模等） ５　発災による被害状況（死者・不明者・負債者の発生、家屋の倒壊等）	

４　被害状況等

情報項目		細部内容
被害情報	人的被害 （死者、不明者、負傷者等）	○発生場所、原因及び被害者数 ○被災者の情報等 ○負傷者の負傷程度及び収容先
	建物被害 （住宅、事業者等）	○被災棟数及び被害程度 ○建物の名称及び所在地 ○罹災世帯及び罹災災者数
	ライフライン被害等 （上下水道、交通、電気、通信、ガス関係等）	○被害箇所と被害程度 ○断水状況 ○ガス供給停止状況 ○応急措置等の対応状況 ○交通機関の運行状況
	公共施設被害 （福祉・教育・清掃施設、斎場等）	○被災棟数及び被害程度 ○施設の名称及び所在地 ○入所者の被災状況及び避難状況 ○児童、生徒の避難の状況
	土木施設被害 （砂防ダム、河川、道路、橋りょう等）	○被害箇所と被害状況 ○応急措置等の対応状況 ○道路の通行止め箇所
	農林関係被害	○被害箇所と被害程度

情報項目	細部内容
医療救護関係	○医療関係の被害状況 ○応急救護所等の設置状況
避難情報	○避難所の設置状況 ○自主避難の状況 ○避難指示の発令状況 ○避難世帯数及び避難者数
消防関係	○119番通報の入電状況 ○火災発生状況及び延焼状況 ○救助、救急事案の発生状況、対応状況 ○危険物施設等の被害状況 ○ガス漏れ等の発生状況
防災関係	○自衛隊 ○警察 ○消防 ○その他の機関

５　情報収集・伝達上の要点

(1) 情報資料の収集

ア　情報資料は、複数ルートを活用し、収集する。

イ　５Ｗ１Ｈの原則で簡潔にまとめる。

ウ　情報資料の発信者を確認する。（情報の出どころ）

(2) 情報資料の分類・整理

ア　緊急性で分類（市民の生命に脅威となる順位）

イ　生活形態で分類

ウ　地域・世代で分類

(3) 情報の伝達

ア　対象（誰に・どこに、知らせるのか）

イ　内容が的確で簡潔

ウ　手段（どう届けるか）

(4) 情報の確認（反応を伺う）

ア　到達確認（届いたか）

イ　次の情報ニーズ収集

ウ　情報の経過を記録

(5) 情報の蓄積（情報を蓄積する）

ア　資料の保存

イ　写真・映像の保存

ウ　蓄積情報の整理（探しやすくする）

第３　情報連絡体制

１　連絡責任者及び連絡電話等の指定

(1) 本部事務局は、防災関係機関との連絡を確実なものとするため、あらかじめ防災関係機関の連絡用電話及び連絡責任者を把握しておくとともに、窓口の統一を図るなど、迅速な連絡体制を確保する。

(2) 連絡担当は、本章第１節第２の１「(3)本部の設置又は廃止の連絡」で実施する。

(3) 伝達にあたっては、各種手段を使用して適時・的確かつ速達に努める。

２　防災関係機関への派遣等

本部事務局等は、情報収集及び応急対策の実施等において、県及び防災関係機関等との緊密な連絡体制を確保する必要があると認められる場合は、その機関への情報連絡員の派遣、又は派遣を要請するものとする。

第４　県・国への報告（被害状況等）

１　報告要領

(1) 市及び防災関係機関による被害状況等の報告は、被害規模に関する概括的情報を含め把握できた順から、県、国へと、有線又は無線通信等、最も迅速確実な手段により行う。

(2) 市は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告するものとする。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、地域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

(3) 県への報告は、「福島県総合防災情報システム」により行うことを基本とするが、合わせて地方振興局にも報告するものとする。

被災等により福島県総合防災情報システムが使用できない場合、市は電話、FAX、電子メール等により県災害対策本部地方本部へ被害情報を報告するものとする。

(4) 県へ報告することができない場合

ア　直接、国（総務省消防庁）へ被害状況等の報告を行う。また、大規模な災害等により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到する場合は、市はその状況を直ちに総務省消防庁及び危機管理総室に報告するものとする。

イ　市は、「火災・災害等即報要領」に基づき、地震が発生し、区域内で震度５強以上を記録したものについては、被害の有無を問わず、第一報を県及び消防庁に対し、原則として、覚知後 30 分以内に速やかに状況を報告するものとする。

県・国への報告系統

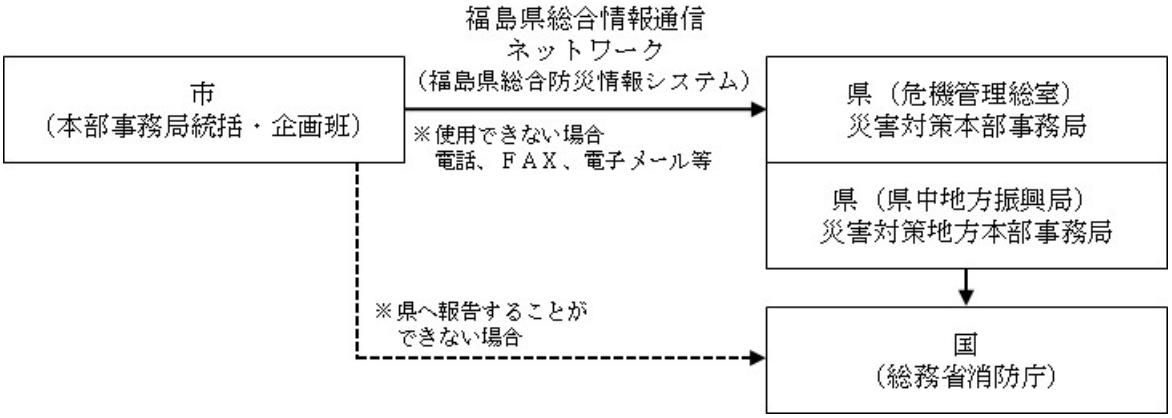

電話・FAX による被害状況の報告先

県

NTT 回線		024-521-7194	（FAX）　024-521-7920
総合情報通信ネットワーク	衛星系	8-10-201-2632 8-10-201-2633	（FAX）8-10-201-5524
	地上系	8-11-201-2632 8-11-201-2633	（FAX）8-11-201-5524

国（消防庁等）

回線別＼区分		平日（9：30～18：15） ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
NTT 回線	電話 FAX	03-5253-7527 03-5253-7537	03-5253-7777 03-5253-7553
消防防災無線	電話 FAX	90-49013 90-49033	90-49102 90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電話 FAX	048-500-90-49013 048-500-90-49033	048-500-90-49102 048-500-90-49036

２　被害区分別報告系統

(1)　人的被害・建物被害等

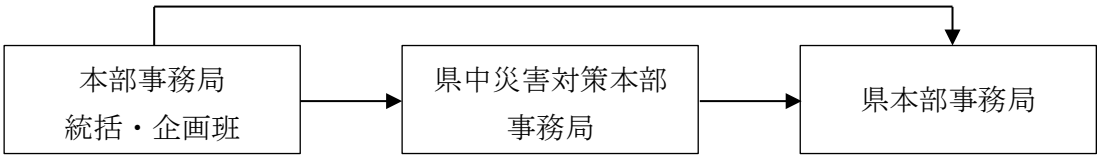

(2) 文教施設被害

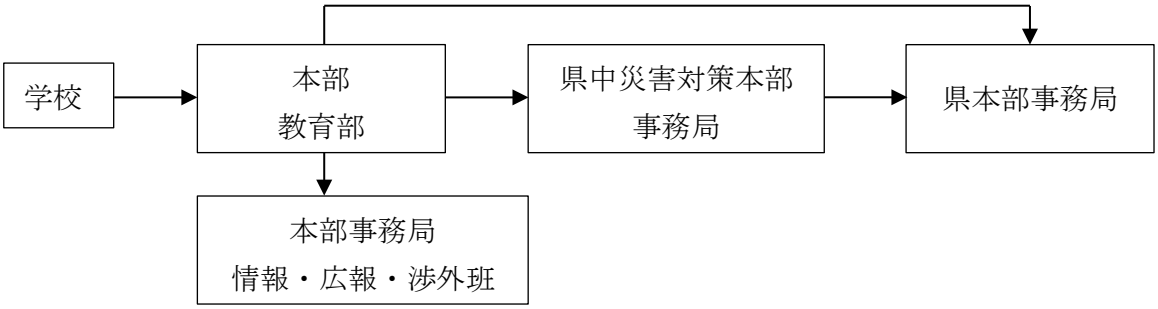

(3) 医療施設被害（市所管）

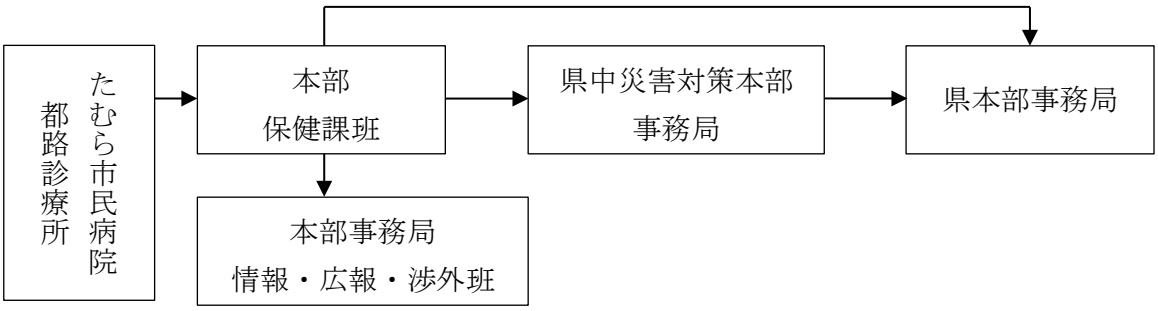

(4) 道路・橋りょう・河川・ため池・堤防・崖崩壊等被害（市所管）

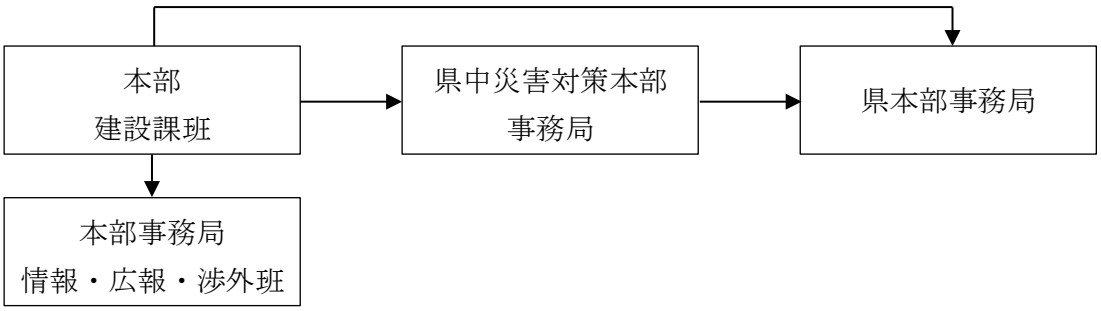

(5) 農業・林業・畜産等被害

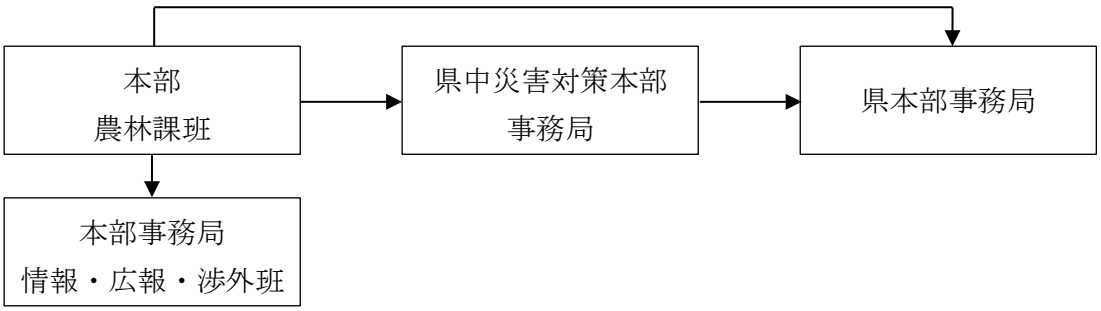

(6) 廃棄物処理施設等被害

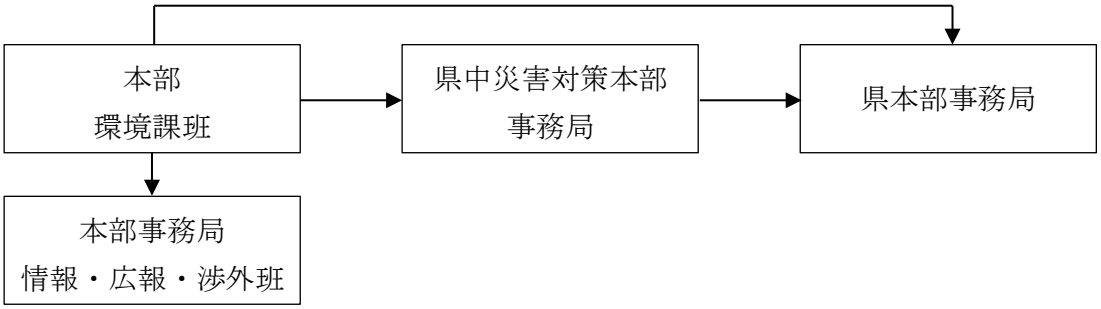

(7) 水道施設等被害

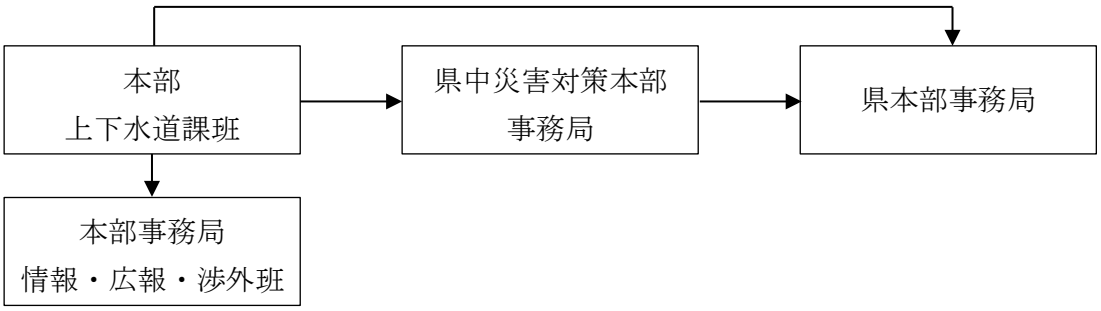

(8) 下水道施設等被害

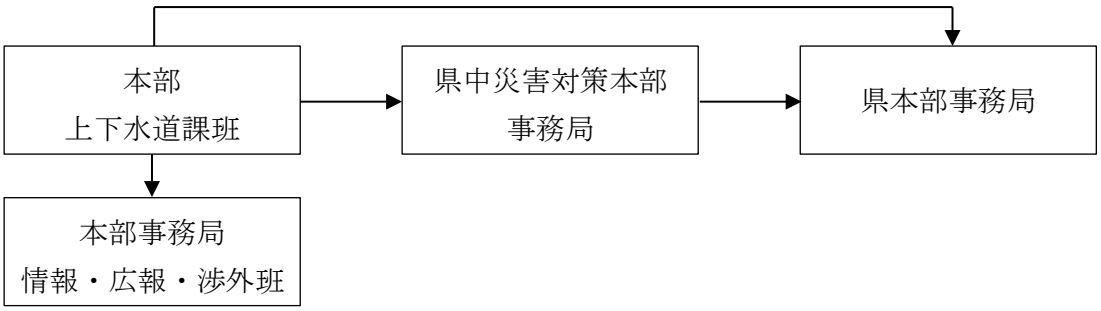

３　報告の内容と種類

(1) 県への報告

・　市の応急対策の活動状況、対策本部設置状況及び応援の必要性等を報告する。
・　県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。
・　県への報告の種類及び様式は次のとおりとする。

ア　報告の種類

(ｱ) 概況報告（被害即報）

被害が発生した場合に直ちに行う報告

(ｲ) 中間報告

被害状況を掌握した範囲でその都度行う報告。なお、被害が増加する見込みのときは、集計日時を明記するものとする。

(ｳ) 確定報告

被害の状況が確定した場合に行う報告

イ　報告の様式

(ｱ) 報告様式は別に定める被害報告様式によるものとする。

(ｲ) 概況報告及び中間報告は、確定報告の様式に準じた内容に準じて行うものとする。

報告の区分		報告の時期	留意事項
概況報告（被害即報）	1　災害が発生し、大規模な被害が見込まれる場合 ・被害の概況速報 ・応急措置状況報告 2　被害状況等報告 ・様式第１号による。	覚知後、直ちに報告し、以後詳細が判明次第報告する。	1　人的被害又は二次被害を重点に、現況を把握次第直ちに報告 2　部分情報及び未確認情報も可 ただし、情報の出所を明確にする。
中間報告	1　被害の中間調査の結果に基づき報告 ・被害の概況速報 ・応急措置状況報告 2　集団被害（概ね 50 世帯以上）被害状況等報告 3　被害状況等報告様式第１号による。	1　定時報告 8 時、17 時の２回 2　緊急性のあるものは随時報告 3　本部より指示があった場合 4　その他必要と認める場合	1　発生時に報告した事項のその後の対応について ・確認事項について ・全壊、流出半壊、死者及び重傷者が発生した場合、氏名、年齢、住所等を速やかに調査し報告する。 2　応急対策の実施の間、必要と認める事項を報告する。
確定報告	被害状況の確定調査の結果に基づき報告（最終報告） 1　次に定める様式による。 ・一般被害報告様式２号 ・土木関係被害報告様式３号 ・衛生関係被害報告様式４号 ・農業関係被害報告様式５号 ・林業関係被害報告報告６号 ・商工業関係被害報告様式７号 ・教育関係被害報告様式８号 ・市有財産関係被害報告様式９号	1　被害の全容が判明し被害状況が確定した場合、災害終結の日から３日以内	1　被害世帯の人員等については、現地調査のみでなく住民登録とも照合する。

第４節　通信の確保

【本部事務局、総務課班、DX 推進室班】

市は、災害時において通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の疎通を確保するものとする。

第１　通信手段等

通信手段	設置場所等
市防災行政無線（戸別受信機を含む。）	１　送信所 市庁舎を基地局、各行政局を補助局、片曽根山・殿上山・ごさんしょ山を中継局 ２　受信機 各出張所、市出先機関、市内事業所、各家庭
福島県総合情報通信ネットワーク	県、県内各市町村及び県出先機関、各消防本部、気象台、自衛隊、病院、報道機関等の主な防災関係機関に配備
警察無線通信設備	福島県警察本部との協定に基づき、警察通信設備を優先的に利用
災害時優先電話	災害時に優先的に発信できる電話機として、あらかじめ生活安全課等の電話を登録
IP 無線	郡山地方広域消防組合との協定に基づき、消防通信設備を優先的に利用
市内アマチュア無線局	船引・常葉各アマチュア無線クラブとの協定に基づき、災害時の非常通信手段として利用

資料編：01 地域防災計画資料「１９　防災行政無線」

第２　通信手段の確保

１　災害時の通信連絡

(1) 市及び防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が起きたときの復旧要員の確保に努めるものとする。また、孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行うものとする。

(2) 市及び防災関係機関が行う災害に関する予報、警報及び情報の伝達若しくは被害情報の収集伝達、その他応急対策に必要な指示、命令等災害発生時の連絡手段は、原則として有線通信（加入電話）、無線通信、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、SNS 及び防災アプリ等により速やかに行う。

ア　加入電話を使用する場合には、回線の状況により「災害時優先電話」を利用する。

イ　SNS、防災アプリ等を使用する場合には、情報が対応されずに埋没することのないよう、情報の受け手は速やかに内容を確認の上対応、若しくは担当部署への割り振りを行う。

２　通信の統制

災害発生時においては、加入電話及び無線通信とも混乱することが予想されるため、総務課班長（総務課長）は、必要に応じ適切な通信統制を実施し、円滑な通信の疎通に努めるものとする。

第３　通信施設の運用

災害情報の収集・伝達は、次の通信手段等を適切に組み合わせて活用するものとする。

１　市防災行政無線（戸別受信機を含む。）

災害情報の収集・伝達及びその他応急対策に必要な指示又は命令は、市防災行政無線（戸別受信機を含む。）を有効に活用し行うものとする。

その運用については、「田村市防災行政無線局管理運用規程」に基づき、次のとおりとする。

(1) 無線局に総括管理者及び管理責任者として生活安全課長及び行政局長を置く。

(2) 通信の種類と取扱順位

ア　無線通信の種類

(ｱ) 緊急通信:地震、台風その他緊急事態が発生し、又はそのおそれがあるときに行う緊急を要する通信

(ｲ) 一般通信:緊急通信以外の通信

(ｳ) 一斉通信:複数の無線局に対して、同時に一方的に行う通信

(ｴ) 個別通信:２無線局間で個別に行う通信

イ　取扱順位

災害時における無線通信の取扱順位は次のとおりとする。

(ｱ) 緊急・一斉通信

(ｲ) 緊急・個別通信

(ｳ) 一般・一斉通信

(ｴ) 一般・個別通信

(3) 無線通信の手段

無線通信は、音声、FAX、データ伝送及び画像伝送により行う。

(4) 通信の統制

管理責任者は、災害時における通信の輻輳及びその他特別の理由があると認めるときは、一般通信を統制し、又は制限するものとする。

(5) 代行統制局

市庁舎基地局が使用不能になった場合、行政局防災行政無線基地局を代行局として運用するものとする。

２　福島県総合情報通信ネットワーク

福島県総合情報通信ネットワークは、県、県内各市町村及び主な防災関係機関を結び、県からの一斉通信を受信するほか、県、県内各市町村、消防組合、自衛隊、警察署、福島地方気象台、病院、報道機関及び国、都道府県、県外他都市等との非常時の通信手段として活用するものとする。

３　携帯電話

被害状況等の収集・伝達及び関係機関等への連絡は、防災関係各部に配備している携帯電話を活用するものとする。

４　災害時優先電話

災害時の電話の輻輳等により連絡が困難な事態を避けるため、優先的に発信が取り扱われる「災害時優先電話」の事前登録を実施し、非常時には、発信専用として災害時優先電話を活用し、情報伝達ルートを確保するものとする。

５　警察通信設備の優先利用

福島県警察本部との協定に基づき、利用できる警察無線設備を活用するものとする。

６　アマチュア無線の利用

市内アマチュア無線クラブとの協定に基づき、アマチュア無線局の開局を要請し、指揮及び情報の収集・伝達に活用するものとする。

７　伝令の派遣

無線・有線通信による情報の送受が困難なときは、県及び防災関係機関等に徒歩、バイク、車両等による伝令を派遣し、情報の送受を行うものとする。

第４　市防災行政無線（戸別受信機を含む。）等が被災した場合

１　被災

通信施設が被災した場合には、被災状況を早期に把握し、職員等による仮復旧に努めるとともに、被災を免れた通信施設を活用し、通信体制を迅速に構築するものとする。

２　修理

直ちに保安業者に連絡し、修理を依頼する。

第５節　災害広報広聴活動

【本部事務局、総務課班】

災害発生直後から市及び防災関係機関は、災害に伴う緊急情報、生活関連情報等について適時に市民に広報を行うとともに、市民からの各種相談に適切に対応し、市民の不安解消、安全確保、生活の安定化、生活再建機運の促進等に努めるものとする。

第１　広報体制

災害時における広報活動は、市及び防災関係機関が情報の共有化と一元化に努め、相互に協力して市民の不安解消等に努めるものとする。

１　市の広報活動

(1) 市は、災害に関する全般的な広報活動を行う。

(2) 市民に対する広報は、本部事務局（情報・広報・渉外班）が行う。

ア　市の対策その他重要事項の広報･････本部の決定に基づく。

イ　その他の広報･････････････････････関係部局（班）と調整し広報する。

(3) 市は、サーバ等の被災によりホームページでの情報発信が不可能になった場合、災害時相互応援協定等により、支援する市町村が被災した市町村に代わってホームページの開設や情報の掲載を代行し、迅速に情報を発信する仕組みの構築を検討する。

２　防災関係機関の広報活動

(1) 防災関係機関は、所管する施設、事業等に係る被害状況、応急対策活動、復旧見通し等について、必要に応じて広報活動を行う。

(2) 防災関係機関は、市の情報と共有化及び一元化を図るため、適宜、本部と連絡を取り合う。

(3) 防災関係機関は、市民への広報又は報道関係機関への発表を行うときは、本部にその内容を事前に通知する。

第２　広報内容

１　各段階における広報内容

広報にあたっては、変化する状況を的確に把握し、時間の経過とともに変化する市民の情報ニーズに対応した情報の提供に配慮するものとする。

なお、災害発生後、緊急に市民に伝えるべき情報は、次のとおりである。

区分	広報内容等
災害発生直後	1　地震、気象情報 2　災害の発生状況 3　本部等の設置情報 4　被害状況の概要 5　救援活動の状況 6　避難所等の開設状況・避難情報 7　二次災害に関する情報（火災、がけ崩れ、倒壊建物等） 8　高齢者等避難、避難指示の情報 9　災害応急対策の実施状況 10　救急医療情報（救護所・医療機関の開設状況） 11　緊急道路・交通規制状況 12　水・食料・燃料等の物資供給状況 13　市民への注意事項（出火防止･初期消火･救助救護への協力及びデマ防止） 14　指定された避難所以外に避難した被災者への支援情報 15　安否情報、義援物資の取り扱いに関する情報
生活再開時	1　ライフライン情報（上下水道･電気･ガス･電話等の被害、復旧の見通し） 2　食料・物資、燃料等生活必需品の供給情報 3　風呂、店舗等の開設情報 4　鉄道、バス等公共機関の運行又は復旧見込み情報 5　道路・交通情報 6　医療機関の活動情報等 7　災害ごみの処理方法等、防疫に関すること。 8　教育関連情報 9　問合せ・要望・相談等の連絡方法、臨時災害相談所の開設
復興期	1　住宅情報（応急仮設住宅及び空家斡旋） 2　各種相談窓口の開設情報 3　り災証明書の発行情報 4　税・手数料等の減免措置情報 5　災害援助金等の融資情報

２　広報の方法

(1) 緊急広報

災害発生初期の緊急を要する広報は、次の方法を併用して伝達するものとする。

ア　防災行政無線（戸別受信機を含む。）による広報

災害に関する情報を迅速に市民に伝達する。

イ　車両による広報

各本部は、災害の状況に応じて、警察、消防と協力して必要地域へ広報車を出動させ、広報を実施する。

ウ　職員による広報

広報車等による広報が困難な地域若しくは特に必要と認められる地域に対しては、現地に職員を派遣し、広報を行う。

エ　テレビ・ラジオ等による広報

市は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告等が緊急を要する場合においては、各放送機関に対し、必要事項の放送の要請を行う。

オ　ヘリコプターによる広報

必要に応じて、搭載スピーカーによるヘリコプターからの避難指示、避難誘導等について、県に要請する。

カ　携帯電話を活用した広報

緊急速報メール（エリアメール）、防災アプリ等を活用する。

(2) 一般広報

生活情報、復旧情報等は、次の広報手段により、必要に応じて適宜広報するものとする。

ア　広報紙等印刷物による広報

(ｱ) 災害対策広報紙の発行

本部事務局（情報・広報・渉外班）は、複雑な災害情報を分かりやすく市民に的確に伝えるため速やかに文字情報としての広報紙を作成し、配布する。広報誌による広報は、詳しい情報を提供することができ、市民が読み返しできるなどの長所がある。災害の経過とともに市民のニーズも変化してくることから、このような媒体の特性を活かしながら、的確な広報に努めるものとする。

a　発行

市内業者に印刷発行を委託する。この際、印刷を迅速に行うため、平時から印刷業者との連携を図り、印刷体制を整えておく。なお、広報紙の内容、印刷部数等によって、本部事務局（情報・広報・渉外班）が自ら印刷を行う。

b　配布場所

通常の行政区等を通じた平常通りの配布に努めるが、これが困難であると予測される状況の時は、避難所及び大型店舗、市役所等多数の人が集まる場所での配布と貼り出しを重点的に行い、復旧及び発行部数の増加の程度に応じて、段階的に配布場所の拡大を図る。

c　配布手段

通常の行政区等を通じた平常通りの配布に努める。これが困難な場合は、郵送等、新聞折り込み等も可能な限り活用する。

イ　広報車による広報

担当部は、災害の状況又は復旧に応じて、広報車による広報を行うものとする。

ウ　テレビ・ラジオによる広報

必要に応じて各放送機関に放送要請を行う。また、定時的な情報提供枠を確保し、最新情報の提供に努めるものとする。

エ　掲示板等の活用

避難所、他防災拠点施設等に掲示板を設置し、各種の情報を提供するものとする。

オ　行政区との協力

広報紙の配布や掲示板への掲示等、地域の広報活動に関しては、自主防災組織への協力を要請するものとする。

(3) インターネット等を利用した広報

災害情報用ホームページ開設、ソーシャルネットワークサービスを活用した情報発信などを実施する。

インターネットを利用した広報等を行う場合、以下の点に留意する。

ア　災害発生時において、ホームページは重要な情報源であることから、簡易版ホームページを開設する、ミラーサーバ等を立ち上げるなど、アクセス集中による閲覧障害を回避するよう努めるものとする。

イ　受け手が必要な情報を選別して入手できるよう、重要な情報や優先順位の高い情報を分かりやすく提供するよう努めるものとする。

ウ　災害情報を発信する際は、多様な媒体から情報を閲覧でき、受け手が加工しやすい形式で提供するよう努めるものとする。

エ　住民自らが情報を入手できるよう、携帯電話やパソコン等、個人用情報端末の活用について周知するものとする。

(4) 要配慮者への広報

ア　障がい者、高齢者等への広報

ボランティア等の協力を得て、在宅の障がい者、高齢者等に対し広報紙を各戸配布するよう努める。また、視聴覚障がい者には、ボランティアの協力を得て、点字や録音テープ等に直した広報配布や文字放送、手話通訳等を実施するものとする。

イ　外国人に対する広報

語学ボランティア及び外国人団体等の協力を得て、広報紙の翻訳を行い、主要な外国語や「やさしい日本語」を含む多言語での広報に努めるものとする。

(5) 災害情報共有システム（Ｌアラート）

市は、災害情報共有システム（Ｌアラート）に被害情報や避難指示等の発令、避難所開設などの災害情報等を発信し、多様な媒体を通して速やかに住民へ伝達することができるようにする。

第３　報道機関への情報提供、協力要請

１　報道機関との連携

(1) 情報提供方法

ア　災害時は、収集した災害情報及びその他本部員会議において決定した災害対策等は、記者会見、記者説明、資料提供等により、報道機関を通じて市民に情報を伝える必要がある。そのため、本部事務局（情報・広報・渉外班）は、プレスルームを設置し、被害状況、避難情報の発令状況、市民及びり災者に対する注意事項等の情報提供に努めるものとする。

イ　プレスルームは、できる限り本部事務局に近接した場所に確保する。また、プレスルーム設置の際は、掲示板の設置により災害関連情報資料を常時閲覧できる体制を整備する。なお、外国報道機関への対応も検討するものとする。

ウ　各部局に関する情報提供、取材については、原則として各部局での対応とする。

エ　各部局は、事前に情報提供、取材内容を本部事務局に報告した上で、速やかに対応するものとする。

(2) 担当窓口の一元化

災害情報の発表にあたっては、情報の輻そうを避けるため、本部事務局（情報・広報・渉外班）が一元的な窓口となり、対応するものとする。

２　放送要請

(1) 緊急放送の要請

市民への広報、防災関係機関への緊急の連絡及び基本法第 56 条に定める通信のため特別の必要があるときは、県を通じ、NHK 福島放送局、福島テレビ(株)、(株)福島中央テレビ、(株)福島放送、(株)テレビユー福島、(株)ラジオ福島及び(株)エフエム福島に対し、放送を要請するものとする。

(2) その他放送の要請

必要に応じて、適宜必要な情報の放送を要請する。また、復旧活動が長期にわたる場合には、テレビ、ラジオ等への定時枠を確保し、最新の生活情報等について提供するものとする。

第４　パニック防止対策

災害時の混乱防止のため、迅速に正確な情報伝達を行い、流言、デマ等によるパニック防止を図る。このため、被災地及び避難所等への広報紙等の掲示や広報車の巡回等により、定時的な災害情報の広報を図り、情報提供の均一化を図るほか、報道機関の協力を得て、情報の周知に努めるものとする。

第５　広聴活動

１　相談所の設置

(1) 一般相談

ア　被災者の不安解消、生活の再建、自力復興等を促進するため、必要に応じて公共施設や避難所に相談所を設置する。

イ　相談所は、市職員及びボランティア等の協力を得て運営する。

ウ　相談所職員等の主な業務は、次のとおりである。

(ｱ) 相談所職員は、相談内容、苦情等を聴取し、速やかに関係機関へ連絡し、早期解決に努力する。

(ｲ) 相談所職員は、処理方法の正確性と統一を図るため、あらかじめ定められた応対記録票を用いて内容を記録する。

(ｳ) 相談所職員は、問合せの内容、処理方法等を定期的に本部に連絡する。

(2) 専門相談所

法律相談や住宅相談等の専門的な問題についての相談窓口は、各部がそれぞれの必要に応じて設置する。

(3) 相談所設置の周知

開設に併せて効果的な広報手段により、市民・事業者等への窓口開設の周知を行う。

2　緊急かつ多数の問合せへの対応

(1) 電話対応チームの設置

被害規模が大きく、災害発生直後に市民からの問合せ電話が多発すると判断される場合には、各部の協力を得て本部事務局（情報・広報・渉外班）内に「電話対応チーム」を組織し、電話相談窓口を設置する。

(2) 電話対応チームの業務

ア　電話対応チームは、問合せ相談に応対し、問合せ内容について応対記録票に記入する。また、問合せ内容を精査し、関係各部又は各班に連絡する。

イ　本部事務局と協議し、問合せへの対応方法を定め、その内容を掲示するなどにより班員に周知し、対応の迅速化を図る。

ウ　電話対応チームは、本部の決定事項又は市民への情報提供事項について、その内容を統一的な文書を活用し、対応の迅速化を図る。また、電話対応チームから報告を受けた問合せ事項について、必要があれば、広報紙等へ提供情報の掲載をする。

エ　電話対応チームは、当日の問合せ内容、件数を記録、集約し、本部事務局（統括・企画班）に報告を行う。ただし、市民から情報が災害応急対策上、緊急かつ重要な場合は、直ちに、本部事務局（統括・企画班）に連絡する。

3　移動巡回相談の実施

局本部は、災害後のそれぞれの段階における市民意識や市民ニーズを的確に把握し、市民生活の不安解消を図るため、指定避難所等における移動巡回相談を実施する。

第６節　災害別応急対策

【総務課班、市民課班、生活安全課班、こども未来課班、高齢福祉課班、農林課班、建設課班、都市計画課班、上下水道課班、教育総務課班、学校教育課班、生涯学習課班、公民館班】

第１　水害応急対策

「水防計画編」に準ずる。

第２　土砂災害応急対策

１　土砂災害警戒情報

(1) 土砂災害警戒情報とは

１km メッシュ毎に、土砂災害の急迫した危険を予想するため土砂災害発生危険基準線（以下「CL」という。）を設定し、当該区域に係る 60 分雨量及び土壌雨量指数の予測が CL を超え、土砂災害発生の危険性が高まったときには、避難指示等の判断に資するため、県は、福島地方気象台と共同して、市に土砂災害警戒情報を発表する。また、避難指示等の発令対象地域を特定するための参考情報として、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）がある。

(2) 市の情報伝達について

市は、国、県からの土砂災害緊急情報に基づき、市民への避難指示等発令の時期や区域等を判断し、迅速かつ的確に伝達する。特に、夜間や早朝に突発的に局地的大雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、有効性や課題等を考慮した上で検討するものとする。

また、市民は、市が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、市や近隣市民と連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努める。

(3) 土砂災害警戒情報の伝達系統

市は、福島地方気象台から県を経由して伝達される土砂災害警戒情報を受ける。

(4) 土砂災害警戒情報の発表

ア　目的

市は、大雨による土砂災害のおそれが高まったときに、市長が基本法第 60 条第 1 項の規定による避難のための立退きの指示の判断や市民の自主避難の参考となることを目的として、県から通知される土砂災害警戒情報を受けるとともに、広く市民に周知する。

イ　発表機関

土砂災害警戒情報は、土砂災害防止対策の推進に関する法律及び気象業務法により福島県と福島地方気象台が共同で作成・発表する。

ウ　土砂災害警戒情報の基本的な考え方

(ｱ) 市長が避難指示等を発令する際の判断基準や市民の自主避難の参考となるよう発表する情報である。

(ｲ) 大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判断して、土砂災害に対する警戒及び警戒解除について作成・発表するものである。

(ｳ) 土砂災害に対する事前の対応に資するため、土砂災害の危険度に対する判断には気象台が提供する降雨予測を利用する。

(ｴ) 対象とする土砂災害は降雨から予測可能な「土石流」及び「集中的に発生する急傾斜地崩壊」とする。

(ｵ) 局地的な降雨による土砂災害を防ぐためには、精密な実況雨量を把握する必要があるため、気象台雨量観測所や解析雨量に加え、県や国土交通省が設置した雨量観測所の雨量情報等を活用する。

エ　土砂災害警戒情報の発表・解除の基準

(ｱ) 発表基準

大雨警報（土砂災害）の発表後、気象庁が作成する降雨予測に基づいて監視基準（CL）に達したとき、又は達するおそれがあるときに県（河川港湾総室）と気象台が発表対象地域ごとに発表する。

(ｲ) 解除基準

CL を下回り、かつ短時間で再び CL を超過しないと予想されるときとする。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、県と気象台が協議の上 CL を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合及び土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとする。

オ　利用にあたっての留意点

(ｱ) 情報の伝達体制

市は、防災計画に基づき土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び市民その他関係のある公私の団体等へ伝達する。

(ｲ) 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個別の災害発生箇所・時間・規模を詳細に特定するものではないことに留意する。

(ｳ) 土砂災害警戒情報の対象とする災害は、技術的に予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。

２　土砂災害・斜面災害応急対策

(1) 応急対策の実施

ア　市は、市民等から土砂災害等の通報を受けたとき及びパトロール等により土砂災害等を確認したときは、県及び関係機関へ連絡する。また、市民に被害が及ぶおそれがある場合は、市民に対する避難のための指示及び避難誘導等を実施する。

イ　市民は、土砂災害やその前兆現象、また、治山・砂防施設の被災等（以下「土砂災害等」という。）を確認したときは、遅滞なく市長、警察署等へ連絡する。

(2) 要配慮者に対する配慮

市は、土砂災害等により、主として要配慮者が利用する施設に被害が及ぶおそれがある場合は、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に、迅速かつ的確な避難情報等を伝達し、避難支援活動を行う。

(3) 土砂災害等の調査

ア　市、国、県は、土砂災害等の被災状況を把握するため、速やかに被災概要調査を行い、被害拡大の可能性について確認する。被害拡大の可能性が高い場合は、関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視し、応急対策の実施を検討する。被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。

重大な土砂災害が想定される場合は、土砂災害防止法第 28 条及び第 29 条に基づく緊急調査を実施する。

イ　市及び関係機関は、被災概要調査結果及び状況の推移について、国や県から連絡を受ける。緊急調査が行われた場合は、土砂災害防止法第 31 条に基づき、その結果を土砂災害緊急情報として通知される。

ウ　市は、土砂災害緊急情報、被害概要調査結果及び状況の推移を関係市民等に連絡する。

(4) 応急対策工事の実施

市、国、県は、被災詳細調査の結果から、被害拡大防止に重点を置いた応急対策工事を適切な工法により実施する。

ワイヤーセンサーや伸縮計などの感知器とそれに連動する警報器の設置や、監視員等の設置により、異状時に関係市民へ通報するシステムについても検討する。

(5) 避難指示等の実施

市は、土砂災害緊急情報や被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高いと考えられるときは、関係市民にその調査概要を報告するとともに避難のための指示及び避難誘導等を実施する。

異状時における臨機の措置に備えるため、職員の配置や伝達体制等、必要な警戒避難体制を構築する。

３　土砂災害緊急情報

(1) 市の情報伝達について

市は、国、県からの土砂災害緊急情報及び県と福島地方気象台からの土砂災害警戒情報に基づき、市民への避難指示等発令の時期を判断し、迅速かつ的確に伝達する。

また、市民は、市が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、市や近隣市民と連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努める。

(2) 土砂災害緊急情報の伝達フロー

ア　国が緊急調査を行う場合

河道閉塞を原因とする土石流及び湛水の場合、国が行う。

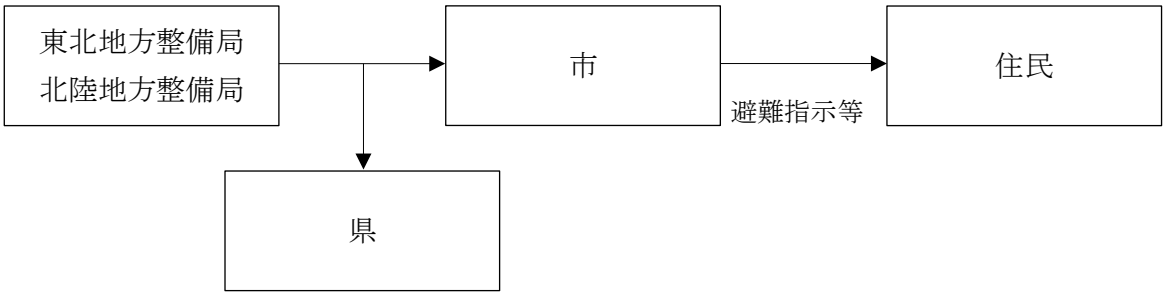

イ　県が緊急調査を行う場合

地すべりの場合、県が行う。

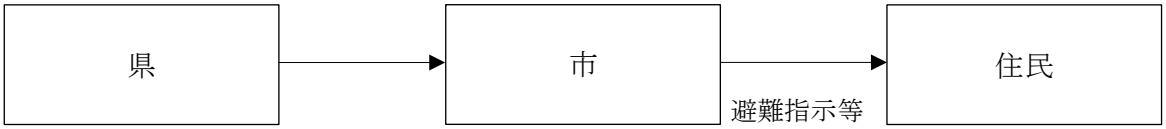

(3) 調査結果の通知

ア　市及び県は、河道閉塞を原因とする土石流や湛水によって重大な土砂災害が発生するおそれがある場合に実施した緊急調査の結果を国から通知される。

また、土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認めるときについても、通知される。

イ　市は、地すべりによって重大な土砂災害が発生するおそれがある場合に実施した緊急調査の結果を県から通知される。

また、土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変わったと認めるときについても、この結果を通知される。

第３　雪害対策

１　活動体制

大雪注意報（20 ㎝/12 時間）以上が発せられ、大雪となるおそれがあるときには、生活安全課長は、情報所の開設等所要の体制をとるものとする。

２　広報の実施

大雪時における情報を迅速かつ適切に市民に対し提供し、市民生活の混乱を防止するものとする。次の情報から必要なものを市民に提供するものとする。

(1) 大雪等気象に関する情報
(2) 道路情報（通行止め）及び除雪に関する情報
(3) JR 東日本、福島交通等の運休に関する情報
(4) 停電及びその復旧に関する情報
(5) その他必要な情報

３　除雪体制

(1) 体制の基準

ア　建設部長は、市内に大雪警報が発せられたときは、必要に応じ、除雪体制をとるものとする。

イ　市は、大雪警報が発せられ、かつ記録的大雪が予想されるときは、本章第１節第２「１　市の配備体制」に準ずる体制をとるものとする。

(2) 活動内容

ア　除雪作業体制

(ｱ) 積雪が概ね 15cm を越える場合、市道特に通学路等の主要市道を重視して除雪を行う。

(ｲ) 優先して除排雪を行う路線

市が管理する道路のうち、バス路線やライフラインの確保の観点から他の道路よりも優先して新雪除雪し、道路交通機能を確保すべきも道路は、次のとおりである。

a　防災計画で設定した第１次緊急輸送道路、第２次緊急輸送道路

b　スクールバス路線

c　地区として交通量が多く重要な路線

(ｳ) 除雪委託業者数から市内全ての除雪作業は、きわめて困難であり、歩道や高齢者宅等の生活道路確保のため住民に除雪に対する協力を依頼する。

(ｴ) 一斉に除排雪を行う場合は、時間、排雪場所、その他の経路等について、降積雪状況、地域の実情等に即した実施計画を立案し、住民に対してその内容の周知徹底を図る。

イ　凍結防止作業体制

大雪警報等により積雪及び道路の凍結が予想される場合、上記道路を優先して凍結防止剤を散布する。

４　除排雪連絡系統の確立

(1) 建設部長は、大雪時における道路交通を緊急に確保するため、迅速かつ適切な除排雪活動を実施できるよう除排雪委託業者等との連絡系統、除雪計画及びその他必要な事項に関し、あらかじめ所要の体制を確立しておくものとする。

(2) 雪害時においては、市、県、自主防災組織、ボランティア等との連携作業により、情報連絡を密にし、住民行動の円滑な展開及び住民ニーズに即した対策の推進を図る。

５　県への支援要請

市は、以下の状況となり、市だけで除排雪を行うことは不可能となった場合は、県に支援を要請する。

・短期間の異常な降雪及び積雪により住家の倒壊又はその危険性が増大した場合
・積雪量が極端に多くなり、交通が途絶した場合
・特殊な技術、装備、資機材を投入しなければ、雪害対策が困難である場合

６　孤立地域等への情報提供

市及び県は、孤立した地域及び孤立可能性のある地域などに対し、地域に整備された防災行政無線（戸別受信機を含む。）や衛星携帯電話などの通信手段を用いて、適宜情報提供を行うものとする。

７　避難行動要支援者の援助

(1) 在宅者の避難行動

ア　市は、避難行動要支援者を避難させる必要がある場合、支援者とともに、避難の支援を行う。

イ　市は、地域の自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員等の協力を得ながら、居宅に取り残されるおそれがある避難行動要支援者の発見に努め、発見した場合には、必要に応じ避難所への誘導を行う。

ウ　自主防災組織は、雪害時に近隣住民等との連携を取り、在宅の避難行動要支援者の安否確認や避難誘導、救助活動等に努める。

エ　市は、居宅や避難所において生活することが困難な高齢者や障がい者の社会福祉施設への一時入所等を検討する。

オ　市及び県は、外国人の避難行動のため、報道機関等を通じて、多言語での避難等の情報伝達に努めるものとする。

(2) 社会福祉施設入所者等の避難行動

社会福祉施設管理者等は、あらかじめ定められた避難計画等に基づき職員及び入所者に対し、避難等の情報伝達を行う。なお、情報伝達にあたっては、入所者に対しては過度に不安感をいだかせることのないよう配慮する。

第７節　救助・救急活動

【本部事務局、生活安全課班、保健課班、建設課班】

災害発生後、倒壊家屋の下敷きになる等の被災者に対し救出・救護活動を行うとともに負傷者に対し必要な医療活動を行う。生命・身体の安全を守ることは最優先されるべき課題であり、特に生存率の高い発災直後から 72 時間以内の救出・救助活動を重視するものとする。

市は、災害応急対策の第一次的な実施責任者として防災関係機関の協力を得ながら、救助・救急活動を行うが、早期救出が生死を分けることになることから、住民及び自主防災組織においても自発的に救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する防災関係機関に協力することが求められる。

第１　救助・救急活動の原則

(1) 火災現場における人命救助活動を最優先する。
(2) 救助・救急は、救命処置を必要とする負傷者及び弱者を優先する。
(3) 延焼火災及び救助・救急事案が多発している場合の活動は、延焼火災現場での人命救助活動を優先するものとする。
(4) 延焼火災が少なく、救助・救急事案が多発している場合の活動は、多数の要救助者が発生している火災現場を優先するものとする。
(5) 救助・救急活動は、前各号を踏まえつつ、救命率の高い事案を優先するものとする。

第２　救助活動

災害の特殊性、危険性及び事故内容等を判断し、二次災害防止対策を行った後、安全確実かつ迅速に行うものとする。

１　救助事案が発生した場合

(1) 要救助者が複数ある場合は、危険の緊迫している者から救助する。
(2) 簡易な救助活動は、消防団、自主防災組織等により実施する。
(3) 救助員相互の連絡を密にし、単独で行動しない。
(4) 救助後、救急処置を必要とする場合は、付近住民に対し現場付近の医療機関への搬送等必要な措置について指示をする。

２　救助事案が同時多発、多数の負傷者が発生した場合

(1) 消防、消防団、警察、自衛隊等関係機関と活動区域の分担、要救助者の情報交換など連携体制を速やかに確立し、効果的な活動を行う。
(2) 必要により地域に精通している消防団と消防、警察、自衛隊等の合同救助隊を臨時に編成する。この場合の指揮者は、任務の専門性から消防、警察又は自衛隊員を指定する。指揮者は、隊員の任務分担を明確に指示し、救助技術を効率的に発揮させる。
　なお、状況について逐次、県に報告するものとする。

(3) 市は、自ら被災者等の救助活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して県に対し救助活動の実施を要請する。また、必要に応じ民間団体にも協力を求めるものとする。

ア　応援を必要とする理由
イ　応援を必要とする人員、資機材等
ウ　応援を必要とする場所
エ　応援を希望する期間
オ　その他周囲の状況等応援に関する必要事項

３　平時からの備え

市は、予想される災害、特に水害、土砂災害、建物等の倒壊による被災者等に対する救助活動に備え、平時から次の措置を行うものとする。

(1) 救助に必要な車両、舟艇、資機材、その他機械器具の所在及び調達方法の把握並びに関係機関団体との協力体制の確立

建設業者以外の地域の企業に対しても、救助に有効な資機材、機械器具等の所有の有無等について、あらかじめ調査し、協力を求めておくこと。

(2) 大雨による土砂崩れ等により孤立化が予想される地域について、孤立者の救助方法、当該地域の住民と市との双方向の情報連絡体制の確保、救助にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等の確立

(3) 自主防災組織、事業所及び市民等に対し、救助活動についての指導及び意識啓発

(4) 自主防災組織の救助活動用資機材の配備の促進

(5) 救助技術の教育、救助活動の指導

４　特殊車両の出動要請

人命救助上必要ある場合は、本部を通じ、クレーン車、ブルドーザー等民間の特殊車両の出動を要請するものとする。

５　倒壊家屋等の下敷きになっている者を救出するときの留意事項

倒壊家屋がれきや、倒れた重量家具の下敷きになるなど、長時間体を挟まれていた人が、救出時は比較的元気そうにもかかわらず、突然様態が悪化し、亡くなってしまうことがある。これが挫滅症候群（クラッシュ・シンドローム）である。

(1) 原因

がれき等で長時間圧迫され挫滅した筋肉から発生した毒性物質が、救出による圧迫解放で血流に乗って全身に運ばれ、臓器（心臓、腎臓等への多臓器不全）に致命的な損害を及ぼし、死亡その他重篤な症状になるものである。

(2) 助けられる命を確実に助ける

次の一つでも該当したら、医療従事者（医師、看護師、救急救命士等）の救命処置後、若しくは指示を仰いでから救出活動を開始し、直ちに血液透析が可能な病院等に搬送する。

ア　２時間以上挟まれている。

イ　パンパンに腫れ点状出血（筋挫滅）
ウ　尿が茶褐色に変色（ミオグロビン尿）
エ　挟まれた部分の感覚がない。（知覚麻痺）
オ　挟まれた部分が動かない。（運動麻痺）

６　広域的な応援

大規模な災害が発生し、消防本部のみでの救助・救急活動が困難である場合は、隣接協定及び「福島県広域消防相互応援協定」による派遣要請を行うものとする。

また、必要に応じて、市長は県を通じて消防庁長官に対して、緊急消防援助隊及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター等の応援を要請するものとする。

第３　救急活動

人命の安全確保を最優先とした救急体制を早期に確立するものとする。

１　傷病者が多数発生している場合

(1) 負傷者の受入れ可能医療機関を把握する。
(2) 現場においてトリアージを実施し、負傷程度により優先度が高い者から優先して医療機関に搬送する。
(3) 軽症者には、応急処置用品を支給し、自主的な応急手当を依頼する。
(4) 救命措置を必要としている傷病者が多発している場合は、田村医師会及び医療関係機関と連携を密にして、救命効率の高い事象を優先に効率的な活動を行う。

２　現地救護所の設置

多数の負傷者が予想される場合は、職員の参集状況等に応じ、被災地に現地救護所を設置し、次の措置を講ずるものとする。

(1) トリアージを実施し、負傷者の搬送順位及び医療機関を決定する。
(2) 負傷者に対する応急処置を実施する。
(3) 必要に応じて、本部を通じ、保健課班の派遣を要請する。

３　搬送にあたっての着意

(1) 負傷者の応急処置及び搬送は、救命の処置を必要とする者を最優先とし、軽症者は、消防団自主防災組織等の協力を受けて応急処置を行うものとする。
(2) 傷病者の救急搬送にあたっては、軽症者の割込みにより、救急活動に支障をきたさないよう、十分注意する。
(3) ヘリコプターによる救急搬送
　ア　トリアージにおいて治療最優先患者と指定され、かつヘリコプターによる搬送が効果的と判定された場合に、消防本部と連携しドクターヘリ又は消防防災ヘリコプター又は自衛隊のヘリコプター等を要請する。

イ　ヘリコプターの要請手続きについては、相互応援協力編第１章第３節「第５　広域航空消防応援の活用」に準ずる。

第８節　応急避難

【本部事務局、社会福祉課班、高齢福祉課班】

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「自らの命を自ら守るための行動」である。

災害時における人的被害を軽減するため、防災関係機関が連絡調整を密にし、適切な避難誘導が行なわれなければならない。

また、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等のいわゆる「要配慮者」が災害において犠牲になるケースが多くなっている。

こうした状況から、要配慮者への情報伝達、避難誘導について、特に配慮が求められる。

第１　高齢者等避難、避難指示

市長等は、風水害による浸水、家屋の倒壊、山崩れ、地すべり等の災害から人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、必要があると認められるときは、あらかじめ定めた計画に基づき地域住民等に対して、高齢者等避難（警戒レベル３）、避難指示（警戒レベル４）を発令する。

また、災害が発生し、又は発生しようとしている状況下で、避難場所等への立退き避難をすることがかえって危険なおそれがある場合等において、市長は必要な地域の必要な居住者等に対して、緊急安全確保（警戒レベル５）を発令し、いまだ危険な場所にいる居住者等に対して緊急に安全を確保するための措置を指示することができる。

１　避難指示等の発令基準

(1) 本部長は、土砂災害警戒区域、浸水想定区域で避難を要する事態が発生することを想定し、避難指示等の発令基準を次のとおり定める。ただし、避難指示等を発令する場合は、その後の気象現況の推移を勘案し、事前に避難等を要すると判断された場合に行うものとする。

※避難指示等の発令基準については、第１章第１０節第５「２　避難指示等の発令基準」に準ずる。

(2) 市長は、対象区域の近隣で土砂災害前兆現象、土砂移動現象又は土砂災害が発生している場合は、上記基準にとらわれることなく、発生状況に応じ避難指示等を発令するものとする。

(3) 避難指示等発令の実施責任者は次のとおりであるが、避難指示等を発令したとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行うものとする。

また、災害の発生が予想される場合においては、人命の安全を確保するため、危険の切迫する前に十分な余裕を持って、安全な場所へ住民を避難させる必要がある。避難指示等が発令された場合の避難行動としては、避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を原則とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うこ

とや、避難時の周囲の状況等により、避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を指示する必要がある。

このため、特に避難行動や情報面で支援を要する人が早期に避難や安全確保のための行動を開始できるよう情報提供に努め、一般住民に対しても、早期に避難等を指示するとともに、避難の指示等をあらゆる手段を用いて各住民に周知徹底する。

この際、市は、危険の切迫性に応じて雨量や河川の水位なども踏まえながら、避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する５段階の警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

市は、避難指示等について、避難指示等の判断基準をもとに、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合には、日中の明るい時間帯に高齢者等避難や避難指示の発令に努めるものとする。また、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難に係る情報の発令等と併せて避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

区分＼事項	実施責任者	措置	実施の基準
高齢者等避難（警戒レベル３）	市長	高齢者等は危険な場所から避難、高齢者等以外も必要に応じ避難の準備・自主的に避難する	人的被害の発生する可能性が高まった場合において、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき。
避難の指示等（警戒レベル４）	市長（災害対策基本法第 60 条）	立退き及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。
	知事（災害対策基本法第 60 条）	立退き及び立退き先の指示	災害の発生により、市がその全部又は一部の事務を行うことができなくなったとき。
避難の指示等（警戒レベル４）	知事及びその命を受けた職員（地すべり等防止法第 25 条）	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者（水防法第 29 条）	立退きの指示	洪水、雨水出水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警察官（災害対策基本法第 61 条）	立退き及び立退き先の指示	市長が避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」を指示することができないと認めるとき。 市長から要求があったとき。

区分＼事項	実施責任者	措置	実施の基準
避難の指示等（警戒レベル４）	警察官（警察官職務執行法第４条）	警告及び避難等の措置	重大な災害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
緊急安全確保（警戒レベル５）	自衛官（自衛隊法第 94 条）	警告及び避難等の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。
	市長（災害対策基本法第 60 条）	高所への移動、近傍の堅固な建物への退避等緊急安全確保措置	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、立退きを行うことがかえって危険であり、緊急を要すると認められるとき。

(4) 避難指示等の要否を検討すべき情報

ア　浸水・洪水

浸水・洪水に関する避難指示等の要否を検討すべき情報としては、一般的に、大雨注意報、大雨警報（浸水害）、大雨特別警報（浸水害）、洪水注意報、洪水警報、指定河川洪水予報、水位到達情報があり、このほかに福島県気象情報、顕著な大雨に関する気象情報（線状降水帯）、記録的短時間大雨情報、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）、流域雨量指数の予測値がある。

イ　土砂災害

土砂災害が発生するかどうかは、土壌や斜面の勾配、植生等が関係するが、避難指示等発令の視点では、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを表す土壌雨量指数等の長期降雨指標と 60 分雨量等の短期降雨指標を組み合わせた基準を用いている土砂災害警戒情報が判断の材料となる。

土砂災害に関する避難指示等の要否を検討すべき情報としては、大雨注意報、大雨警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、大雨特別警報（土砂災害）があり、このほかに土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）や土砂アラート（福島県土砂災害情報システム）がある。

【参考】キキクル（警報の危険度分布）等の概要

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当 ・「警戒」（赤）、「危険」（紫）：避難情報の発令の検討も必要
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１km ごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当

種類	概要
流域雨量指数の予測値	各河川の上流域での降雨による下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と６時間先までの雨量分布の予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。 水位周知河川やその他の河川（洪水予報河川を除く）においては、水防団待機水位（又は氾濫注意水位）を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準に達する場合は「高齢者等避難」、氾濫注意水位（又は避難判断水位）を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準を大きく超過する場合は「避難指示」を発令することが基本となる。
早期注意情報（警報級の可能性）	５日先までの警報級の現象の可能性が［高］、［中］の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（会津、中通り、浜通り）で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（会津、中通り、浜通り）で発表される。大雨や高潮に関して、［高］又は［中］が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。

(5) 指定行政機関等による助言

市は、避難指示等を発令しようとする場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に対し助言を求めることができる。この場合、助言を求められた指定行政機関、指定地方公共機関又は県は、その所掌事務に関して必要な助言を行う。

市は、避難指示等の発令にあたり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

２　高齢者等避難、避難指示の伝達

本部長が避難指示等を行ったとき、又は知事、警察官、若しくは自衛官が避難指示等を行った通知を受けたときは、迅速かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、避難対象区域内の居住者等へ避難指示等の内容を迅速かつ的確に伝達して周知を図るものとする。

(1) 伝達担当・伝達方法等

※避難指示等の伝達担当及び方法については、第１章第１０節第５「３　避難指示等の伝達担当及び方法」に準ずる。

(2) 伝達内容

避難指示等の伝達内容は、下記の事項を含めるものとする。

ア　避難指示の発令者

イ　避難の理由及び発令日時

ウ　避難情報又は避難対象地域
エ　避難先（名称、所在地）
オ　避難経路及び指定理由
カ　注意事項
(ｱ) 火の元確認
(ｲ) 電気、戸締まりの確認
(ｳ) 携行品
(ｴ) 玄関等への避難先の明示

(3) 避難指示等の伝達

ア　市は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）と併用して、広報車による伝達やＬアラート、携帯電話への緊急速報メール（エリアメール）、自主防災組織等による声かけ等、あらゆる手段を用いて避難情報が迅速かつ確実に住民に伝達できるよう体制を整備するとともに、住民に対して使用する伝達手段を周知する。

イ　本部長は、各放送機関に対し、当該高齢者等避難、避難指示の伝達内容の放送を要請する。

(4) 知事への報告

市長は、避難のための立退き並びに立退き先を指示したときは、次の事項について速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

また、住民が自主的に避難した場合も同様とする。

ア　避難指示等の有無
イ　避難指示等の発令時刻
ウ　避難対象地域
エ　指定避難所・避難場所及び避難経路
オ　避難責任者
カ　避難世帯数、人員
キ　経緯、状況、避難解除帰宅時刻等

避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

(5) 住民への周知

市は、自ら避難指示等を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、迅速に住民へ周知する。

なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

(6) 避難指示等の解除の報告・通報

ア　本部長

(ｱ) 十分に安全性の確認ができ、避難の必要がなくなった場合は、直ちに避難している居住者等に対し、直ちにその旨を公示するとともに、公示した旨を知事に報告する。

(ｲ) 避難指示等を解除したときは、関係する防災関係機関に対し、その旨を直ちに通知する。

イ　代行者の報告

避難指示等又は警戒区域設定等を行った代行者は、その旨を速やかに本部長に報告する。

第２　警戒区域の設定

１　警戒区域の設定者

(1) 市長（基本法第 63 条）

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じることができる。

(2) 警察官（基本法第 63 条）

前項の業務を行使する市職員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったときは、この職権を行使できる。この場合、直ちにその旨を市長に報告する。

(3) 知事による代行（基本法第 72 条）

市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、市長に代わって警戒区域の設定、立入りの制限禁止、退去命令などを実施しなければならない。

２　規制の内容及び実施状況

警戒区域の設定に伴う必要な措置は、防災関係機関等の協力を得て実施する。

(1) 規則

市長、警察官、知事又は災害派遣部隊の自衛官が警戒区域を設定したときは、災害応急対策に従事する者以外の当該区域への立入り制限、禁止又はその区域からの退去の措置を講ずるものとする。

(2) パトロールの実施

市長、警察官は協力し、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施するものとする。

(3) 指定行政機関等による助言

市は、警戒区域を設定しようとする場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に対し、助言を求めることができる。

(4) 警戒区域設定の時期及び内容

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めたときに、警戒区域を設定することとして、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りの制限、禁止等の措置をとるものとする。

(5) 警戒区域域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難指示等と同様、関係機関及び住民にその内容を周知し、避難等に支障のないように措置するものとする。

３　避難場所等への市職員等の配置

市が設置した避難場所等には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため、市職員（消防職員、団員を含む。）を配置する。また、必要により警察官の配置を警察署に要請するものとする。

４　罰則（基本法第 116 条）

警戒区域の設定に基づく禁止、制限又は退去命令に従わない者に対しては、罰則を科することができる。

第３　避難方法・避難誘導

１　避難誘導の基本

(1) 本部は、避難対象区域内の居住者等を安全に避難させるため、消防、警察、自主防災組織等と協力し、組織的な避難誘導体制を確保する。

(2) 事業所、学校、病院、社会福祉施設等の施設管理者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、それぞれの避難誘導計画に基づき、従業員、児童、生徒、病人、高齢者及び施設利用者等を安全な場所まで避難誘導を行う。

(3) 避難誘導にあたっては、指定避難所・避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

２　本部の措置

(1) 避難所及び避難経路の選定

ア　避難所

避難対象地域の居住者等の動向、地域の被害状況及び要配慮者の居住状況等を把握し、指定避難所等の内から最も適切な避難所を選定する。

イ　避難経路

避難行動中の被災を防止するため、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。

(2) 避難所及び避難経路の安全確保

ア　最も安全な避難経路をあらかじめ指定する。

イ　選定した避難所については、火災、がけ崩れ等による二次災害の危険の有無を確認する。また、必要に応じて避難経路の障害物の撤去等を行い、安全を確保する。

ウ　避難経路中に危険箇所があるときは明確に標示するか、あるいは誘導員等を配置する。

３　避難誘導の方法

(1) 市職員のほか消防団、警察等の関係機関及び自主防災組織等の協力を得て、住民が迅速かつ安全に避難できるよう誘導する。

(2) 避難に際しては、できるだけ行政区等の集団ごとに行い、負傷者、身体障がい者、高齢者、幼児等を援助するほか、行政区長等の協力を得て区民の点呼を行い行方不明者の把握に努める。

(3) 誘導中は、事故防止に努める。

(4) 避難の優先順位

ア　避難は緊急性のある地域から行うものとし、次の順序（優先順）による。

(ｱ) 傷病者、歩行困難者、高齢者、幼児、学童、身体障がい者及びこれらに必要な介助者

(ｲ) 上記以外の一般市民

イ　夜間にあっては、照明具携行の誘導員を要所に配置する。できれば車両又は工事用照明機材等を使用し避難経路を照明する。

ウ　高齢者や障がい者等の要配慮者については、適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行う。

エ　誘導員は、出発又は到着の際、人員点呼を行う。

(5) 他地区の避難所への収容

移送距離が長距離の場合には、民間輸送機関等の協力を得て車両等による輸送を行う。

第４　住民の避難行動

１　避難の準備

(1) 車両による避難は、渋滞を生起させ避難行動及び応急対策活動を阻害する要因となるため、可能な限り徒歩によるものとする。

(2) 避難の安全を確保するため、近隣世帯が相互に協力するとともに、行政区及び自主防災組織等の活動を通じて組織的な避難の実施に努める。

(3) 避難に際しては必ず火気の始末を、被害を受けた家屋については通電火災を防止するためブレーカーを遮断する。また、事業所等にあっては、油脂類の流出、発火性薬品、電気、ガス等の安全措置を行う。

２　避難開始の時期

住民の避難行動を開始する時期は、次のとおりとする。

(1) 避難指示等が、市役所、消防署、消防団、警察等から伝達されたとき。

(2) 避難指示等が、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ伝達されたとき。

(3) テレビ、ラジオ等の情報又は付近の出火状況等から判断し、生命の危険を感じたとき（自主避難）。

３　避難時の服装・携行品等

(1) 服装

身軽な服装とし、必要に応じて雨具及び防寒着を携行し、靴は底の厚い運動靴等にする。

(2) 携行品は、必要最小限とし、概ね次のとおりとする。

ア　貴重品（現金、保険証、預貯金通帳、印鑑等）

イ　生活用品（食料、飲料水、タオル、ちり紙、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、粉ミルク、生理用品、マスク・消毒液等）
ウ　応急医療品（救急医薬品、常用の薬等）
(3) 携行袋等には、家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型を記載）を取付ける。

第５　広域的な避難対策

市は、広域避難の際、同一市町村及び同一地域コミュニティ単位で避難所に入所できるよう、住民に対して避難先の割り当てを周知するとともに、避難するための手段を持たない被災者のために、県と協力し輸送手段を調達する。

また、開設した避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努めるとともに、受入先の市町村との間で、住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。

なお、広域避難を受け入れる場合は、避難所の開設や受け入れた被災住民に対しての必要な支援情報の提供、被災市町村と協力した避難所の運営を行う。

第６　安否情報の提供等

１　照会による安否情報の提供

市は、災害が発生した場合において、被災者の安否に関する情報について照会があったときは、回答することができる。その際は、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。

また、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

(1) 安否情報照会に必要な要件
ア　照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他照会者を特定するために必要な事項
イ　被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
ウ　照会をする理由
エ　アに係る運転免許証等法律又はこれに基づく命令の規定により交付された本人確認書類の提示又は提出
(2) 提供する安否情報
ア　被災者の同居の親族である場合、被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先
イ　被災者の親族（ア以外）又は職場の関係者その他の関係者である場合、被災者の負傷又は疾病の状況
ウ　被災者の知人その他安否情報を必要とすることが相当であると認められる者である場合、被災者について保有している安否情報の有無

２　被災者の同意又は公益上必要と認める場合

市は、被災者が照会に際してその提供について同意をしている安否情報については、同意の範囲内で提供することができる。

また、公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、被災者に係る安否情報を提供することができる。

３　安否不明者の氏名等の公表

市は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、県と連携し、あらかじめ一連の手続き等について整理し、明確にしておくものとする。

また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

なお、市は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、県と連携し、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

第９節　避難所の設置・運営

【本部事務局、市民課班、各行政局班、社会福祉課班、保健課班、高齢福祉課班】

第１　指定避難所の設置

１　指定避難所の開設

(1) 指定避難所の事前指定と住民周知の徹底

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平時から指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入方法等について住民への周知徹底を図るものとする。

(2) 避難所指定施設の安全確認

ア　避難者の受入れ開始前に、避難所指定施設について施設管理者等への問合せ、又は職員を派遣するなどにより、あらかじめ施設の安全性を確認する。

イ　安全が確認された施設については施設管理者へ要請し、避難所の全て又は一部を速やかに開設する。

ウ　指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

(3) 避難者が多数発生した場合

ア　指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合又は感染症対策として、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに要配慮者に対して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館、ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

イ　応急避難テントの設置

必要に応じ、自衛隊の災害派遣を要請し、運動場等に自衛隊のテントを設置し、避難者を一時的に収容する。

(4) 勤務時間内外における開設方法

ア　勤務時間内に避難所を開設する場合

(ｱ) 避難所となる施設管理者に対して開設を要請する。

(ｲ) 避難者が収容を求めた場合、本部からの要請がなくとも施設管理者が開設し、本部にその旨を報告する。

イ　勤務時間外に避難所を開設する場合

施設管理者は、あらかじめ行政区等近隣住民と連絡を密にし、災害発生時に直ちに対応できるようにしておく。

(5) 福祉避難所への避難（要配慮者の一次受入れ）

福祉避難所への避難に際しては、本人又はその家族が、民生委員・児童委員及び地域住民等の協力、並びに市職員等の支援を得て避難することを原則とする。

２　実施責任者

(1) 救助法が適用された場合

ア　知事が実施し、市長が補助する。

イ　知事から市長が行うよう救助事務の内容、期間等の通知を受けた場合又は事態急迫のため、知事の実施を待ついとまがない場合は市長が実施する。

(2) 同法が適用されない場合

被害の程度等により、適用された場合の規定に準じて市長が実施する。

３　救助法が適用された場合の実施基準

ア　対象

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者

イ　費用

救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

ウ　実施期間

避難所の開設期間は災害発生の日から７日以内とする。

４　避難所開設の公示

市長は、避難所を開設したときは、直ちにその旨を公示するとともに、避難指示等の伝達担当・伝達方法等をもって周知する。

なお、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

５　収容対象者

避難所への収容対象者は、次のとおりとする。

また、市は、避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受入れ、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。

さらに、県等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

(1) 住居が被害を受け、居住の場を失った者

(2) ライフラインが被害を受け、通常の生活が困難な者

(3) 高齢者等避難、避難指示が発せられた場合等により緊急避難の必要がある者

(4) 交通機関の不通により帰宅が困難となった者（帰宅困難者）

(5) 火災の延焼、がけ崩れのおそれ等により身の危険を感じ避難してきた市民

(6) 住民票の有無等に関わらず避難所に避難した者

(7) その他市長が収容の必要があると認めた者

６　避難状況等の報告

(1) 市への報告

管理運営責任者は、下記の状況を行政局災害対策部に報告し、行政局災害対策部は、これを避難所別に取りまとめ、災害対策本部に報告する。なお、状況が変化した際にも、適宜報告するものとする。

ア　避難所開設の日時及び場所
イ　収容人員、世帯数、傷病者数及び要配慮者の数等
ウ　給食の要否、給食見込数及び毛布、寝具等物資の要否及び必要見込数
エ　周囲の被害状況
オ　その他必要な事項

(2) 県への報告

市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所 ID を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

また、市長は、避難所を開設したときは、避難者に係る情報の把握に努めるとともに、毎日下記事項を県に報告し、必要帳簿類を整理するものとする。

ア　開設の日時及び場所
イ　箇所数及び収容人員
ウ　開設期間の見込み

７　避難所における措置

(1) 被災者に対する給水、給食措置、清掃等

避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した NPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。

(2) 負傷者に対する医療救護措置

(3) 被災者に対する生活必需物資の供給措置

(4) 被災者への情報提供

必要に応じて、避難所にラジオ、テレビ等の災害情報を入手する機器及び電話、FAX、インターネット等の通信機器や携帯電話充電器の設置を図る。

(5) 感染症対策

市は、防災担当部局と保健福祉部局が連携して、感染症対策として、避難所のレイアウトや導線等に十分に配慮するとともに、感染症患者が発生した場合の対策を含め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(6) その他被災状況に応じた救援措置

避難の長期化に際しては、避難所における生活環境整備、さらに必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女共同参画の視点等に配慮するものとする。

第２　避難所の管理運営

避難所の運営は、避難者が避難所における情報伝達、食料・飲料水・物資等の配給、清掃等の業務を行政区組織、避難者、ボランティア等により自主的活動に管理運営できることを原則とし、市は、これを支援する。また、避難者の健康管理やプライバシーの確保等に配慮した運営管理に努めるものとする。

１　避難所運営組織の設置

(1) 本部の措置

ア　本部は、施設管理者、行政区、婦人会、自主防災組織、防災士、NPO・災害救援ボランティア、避難所運営について専門性を有した外部支援者等と連携し、避難者を収容後、避難所の管理・運営のバックアップを図るため、次の業務を行う。

(ｱ) 連絡体制等の確保（本部避難所間、臨時公衆電話、携帯電話充電器の設置等）

(ｲ) 必要物資等の手配（毛布、食料、飲料水生活用水、衣類、食器、日用品等）

(ｳ) 復旧情報の提供（上下水道、ガス、電気、電話、道路等）

(ｴ) その他の支援業務

(2) 避難所の運営体制と地域協力の確立

ア　学校が避難所となった場合には、災害発生の初期の段階など必要に応じて、明確な任務分担のもとに教職員等の人的支援体制を確立し、避難所の運営を行う。

イ　行政区、婦人会、自主防災組織、防災士、ボランティア、外部支援者等は、避難所の運営に関して市に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により秩序ある避難生活を送るように努める。

ウ　市や施設管理者は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与できる運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。自主運営組織を立ち上げる際には、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意するとともに、多様な視点を反映するために、女性、若年、高齢者等様々な立場の方が参画することに留意する。

エ　避難所は、地域の防災拠点としての性格も合わせ持つことから、避難していないが、ライフラインの支障などにより物資の確保が困難な被災者への物資の配布拠点となることも考慮して、市は避難所の運営を行う。

(3) 管理運営責任者の設置

市民課班、各行政局班は、管理運営責任者として担当職員を定め、派遣し、次の業務を行う。この際、管理運営業務は複雑多岐にわたることから避難所支援員を指定し、適宜交代させる。

ア　本部との連絡調整等の対外業務及び施設管理

イ　避難所内の居住スペースの割り振り

ウ　世帯ごとの避難者名簿（カード等）の配付及び作成整理

問合せが殺到することが予想されることから、避難者名簿を作成し、避難者本人の了解が得られた場合には、問い合せ等の対応に便宜を図る。

エ　避難者のニーズの確認

オ　食料、生活必需品の請求、受取及び配給

毛布・食料・暖房機器・扇風機等の必要な物資の確保を区本部に依頼する。

カ　避難所の運営状況記録の作成及び報告

(4) 施設管理者（施設管理者等）

ア　施設の避難所利用に対してアドバイスをするほか、避難所運営について協力する。
イ　被災者の精神的ストレスの解消や避難者同士のトラブルの発生、学校教育への支障等の除去に努めることとする。

(5) 避難所運営委員会の設置

避難者で構成する避難所運営委員会を設置し、災害救援ボランティア等との協力の下に、自主的な管理・運営体制を確立するものとする。

避難所運営委員会（例）

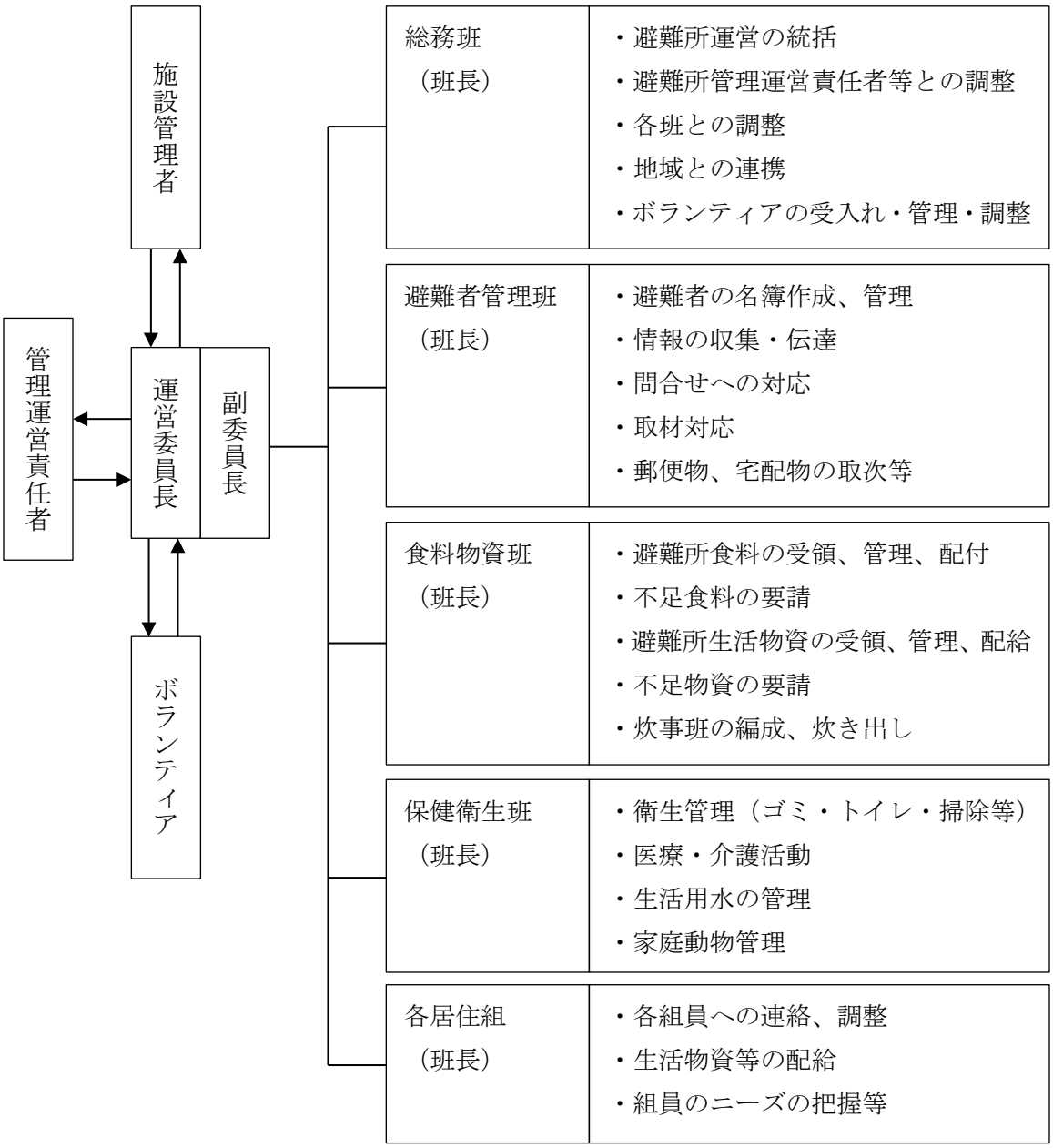

２　住民の避難先の情報把握

市は、大規模災害発生後に広域的に避難した住民の所在と安否を確認するとともに、支援制度の案内などを確実に伝達するため、避難先を把握する体制を早期に整備する。

３　避難所での生活の長期化が見込まれる場合の対策

(1) 避難所の生活環境保護

避難生活が長期化する場合は、ストレス・衛生環境等の対策が必要となることから、避難所の生活環境に常に注意を払い、人としての尊厳が守られ、良好に保つよう本部と連携しながら以下の対策を実施する。

そのため、避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーテーションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置すること、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるものとする。必要に応じて、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。

また、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

ア　避難者情報の管理

各避難所において作成した避難者名簿を回収し、避難者の情報を一括管理し、災害応急対策活動、避難者の自立支援策等の基礎資料として活用する。

イ　医療・保健体制

避難者の健康・精神的ケアについて、救護班を巡回派遣する。

ウ　感染症対策

感染症対策のため、避難所レイアウトや避難者間のスペース確保など避難所内の動線を整理するとともに避難所の３つの密（密閉・密集・密接）を防ぐよう努めるほか、非接触型体温計の配備等適切な対応を講じるよう努める。

エ　季節別対策

冬季における避難時の低体温症対策として、防寒機能を備えた避難場所等の確保、乾いた衣類、防寒具、暖房器具・燃料等の備蓄、温かい食事を提供できる体制の構築など、避難生活環境の整備について配慮するものとする。夏季においては、避難時の熱中症対策として、飲用水の備蓄、冷房設備を備えた避難所の確保、非常用電源・スポットクーラーの確保など、避難生活環境の整備について配慮するものとする。

オ　入浴洗濯支援

仮設入浴場や仮設洗濯場等の整備を図る。

カ　プライバシー保護

避難所を施設管理者等と協議して、共用スペースと居住スペースに区分するとともに避難者の世帯間を仕切る間仕切り等を設置する。

キ　孤立対策

孤立するおそれのある地域や長期湛水のおそれのある地域では、救助活動が制限されることを勘案し、十分な備蓄量、救助のための通信手段等の確保について配慮するものとする。

(2) 設備の整備

次の設備や備品を整備し、被災者に対するプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等、生活環境の改善対策を順次講じるものとする。

ア　生活機器等の確保

イ　畳、マット、カーペット、段ボールベッド、仮設トイレ、間仕切り用パーテーション、テレビ・ラジオ、冷暖房機器、インターネット情報端末、簡易台所、調理用品、洗濯機・乾燥機、仮設風呂・シャワー、仮設トイレ、公衆 Wi-Fi、携帯電話等充電スペース、その他必要な設備・備品の配備充実に努める。

(3) 自主運営の推進

避難所運営委員会は、地域住民や災害ボランティアと協力のうえ、避難所の環境・衛生管理、防火・防犯対策及び食料・生活物資等の配付作業等を実施する。

(4) 男女共同参画の視点に基づく避難所設置及び運営支援

市は、避難所設置にあたって男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮やこども・若者の居場所の確保に努めるものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配付、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、こども・若者のニーズへ配慮するとともに、住民による自主的な避難所運営にあたり、性別による生活ルールの固定化ではなく一人一人の希望を尊重しながら話し合いで決めることができるよう支援に努めるものとする。

(5) 要配慮者対策

ア　避難所のユニバーサルデザイン化等

障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされていない施設を避難所とした場合には、だれもが利用しやすいよう、速やかにバリアフリートイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、一般の避難所に、障がい者、高齢者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者が避難することとなった場合には、介助や援助を行うことができる部屋を別に設けるなど、要配慮者の尊厳を尊重できる環境の整備に努める。

イ　医療・救護、介護・援護措置

市は、医療・救護を必要とする者に対して、医療・救護活動のできる避難所に避難させるものとする。

また、介護や援護を必要とする者に対して、避難所にヘルパーを派遣するとともに、個人・団体のボランティアに介護や援護を依頼するものとする。

ウ　健康支援活動の実施

管理運営責任者は、自治組織等の協力を得て、避難所における高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等について把握し、健康状態について聞き取り調査や精神科医等によりメンタルヘルスケア（相談）を行う。

また、調査結果に基づき、これらの者が必要とする食料、生活必需品等の調達を手配するとともに、避難所内の落ち着いた場所を提供するなど、避難所での生活について配慮する。

必要に応じて、老人福祉施設、病院等への入所が行えるよう連絡調整を行う。

エ　栄養・食生活支援の実施

市の管理栄養士等は、妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、歯科的な問題を抱えた者、糖尿病や食物アレルギー等で食事療法が必要な者等について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を行うものとする。

また、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ県や関係団体等と連携して栄養管理に配慮した食品の提供及び給食、炊き出し等を実施するものとする。

なお、市及び県は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとし、食物アレルギーは、食品への表示が義務となっている特定原材料８品目（えび、かに、くるみ、小麦、蕎麦、卵、乳、落花生）に加え、表示が推奨されている特定原材料に準ずるもの 20 品目（アーモンド等）についても配慮することが望ましい。

オ　施設・設備の整備

市は、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等の要配慮者に配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。

(6) 応急仮設住宅等の提供

避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難所の早期解消に努めるものとする。

(7) 避難所の閉鎖

避難所は、一時的な避難所であり、避難が長期化する場合は、避難者の居住先確保に努めるものとする。

第３　指定避難所以外の被災者への支援

１　在宅避難者等及び車中泊避難者への支援

市は、関係機関等と連携し、指定避難所以外の施設等に避難した被災者の避難状況、自宅に留まっている被災者、親戚・知人宅にて避難生活を送る被災者及びやむを得ず車中生活を送る被災者の状況を把握し、避難所において食料・飲料水、生活必需品、情報提供を行うほか、トイレ等の設備の利用にも配慮する。

また、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うための避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報をこれらの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

２　指定避難所以外の施設に避難した場合の支援

市は、関係機関等との連携、連絡先の広報等を通じるなどの方法を講じ、指定避難所以外の施設等に避難した被災者の避難状況を速やかに把握し、食料・飲料水、生活必需品等を供給するとともに、施設管理者の了解が得られれば避難所として追加指定する。

在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

３　指定避難所への移転の要請

上記避難者には各種の支援措置が確実になされるよう避難者に指定避難所に避難するよう理解を求めるとともに、特に災害対策活動の拠点となる施設（市役所及び各行政局庁舎等）に避難した者については、各種の支援措置の円滑化を確保する観点からも、指定避難所に移転するよう求めるものとする。

４　避難所の開設及び収容状況の記録

避難所を開設及び被災者を収容した場合は、次により記録しておかなければならない。

(1) 避難所の設置及び収容状況表
(2) 避難所収容台帳
(3) 避難所用物品受払簿

資料編：01 地域防災計画資料「１８　指定避難所・福祉避難所一覧」

第１０節　医療（助産）救護活動

【社会福祉課班、保健課班】

災害のため医療機関の機能が停止し、又は医師の不足等により被災した市民等が医療・助産の途を失った場合や多数の傷病者が発生した場合に、関係医療及び防災関連機関と密接に連携し、迅速かつ的確な医療活動を実施して傷病者等の適切な保護を図るものとする。

市、県及び各医療関係団体は、福島県災害医療行動計画に基づき、被災状況に応じ速やかに災害派遣医療チーム（DMAT）や医療救護班を編成し、被災地内で医療（助産）救護活動を行うとともに、災害派遣精神医療チーム（DPAT）を編成し、被災者・要支援者等に対する精神保健医療活動を実施する。

また、市及び県は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、日本環境感染学会災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請する。

第１　医療・救護活動

災害時の医療・救護は、限られた人的・物的資源で膨大な傷病者に対応しなければならない。そのため医療・救護活動にあたっては、「トリアージ」、「傷病者等の搬送」、「傷病者の治療」等業務の連携に留意する。

１　実施責任者

(1) 救助法が適用された場合は、知事が実施し、市長が補助する。

救助を迅速に行うため、知事から市長が行うよう救助事務の内容、期間等の通知を受けた場合又は事態急迫のため知事の実施を待ついとまがない場合は、市長が実施する。

(2) 被害の程度により、同法が適用されない場合は、適用された場合の規定に準じて市長が実施する。

２　救護班の出動要請

(1) 救護班の出動要請

ア　市長は、災害の発生を知ったときは、直ちに職員を現地に派遣し、災害の状況を把握するとともに、知事（県中地方振興局経由）及び関係機関に災害の状況等を通報するほか、必要に応じ医師会長に対し、医師会救護班の出動を要請する。

イ　市長は、救助法が適用された後に医療救護の必要があると認められるとき、又は災害の程度により市の能力をもってしては十分でないと認められるときは、知事（県中地方振興局経由）に対して、救護班の出動その他救急医療活動に必要な措置について要請する。

(2) 救護班の出動要請の方法

災害の発生により、市長が医師会又は知事に対して、救護班の出動を要請するときは、次の事項を明らかにして電話等により要請するものとし、事後速やかに文書を送付するものとする。

ア　災害発生の日時及び場所

イ　災害の原因及び被害の概況
ウ　出動を要する人員（班）及び器材
エ　出動の期間
オ　その他必要な事項

３　救護所（「応急処置を行う場所」をいう。）の設置

(1) 救護所の設置場所（指定順位）

救護所は、概ね次の順位により開設する。

ア　外科的処置が可能な施設を有する病院又は診療所等
イ　前号以外の病院又は診療所等
ウ　病院若しくは診療所等のない地区又はこれらの施設で間にあわないときは、学校、集会所、公民館、避難所等

(2) 救護所の表示・公告

救護所を開設した場合は、その表示を行い、一般に周知するとともに、夜間は文字標示の赤色灯を掲げるものとする。

４　医療救護班の業務内容

医療救護班の業務内容は、病院その他の医療施設において本格的な治療を受けるまでの応急的措置とし、その内容は、概ね次に掲げるとおりとする。

(1) 診療（死体検案・身元確認を含む。）、傷病者が多数の場合トリアージを優先
(2) 応急措置、その他の治療及び施術
(3) 分娩の介助及びその前後の措置
(4) 薬剤又は治療材料の支給
(5) 医療施設への搬送要否の決定
(6) 看護
(7) その他医療（看護）救護に必要な措置（(1)診察（死体検案・身元確認を含む。））

５　現地総括者及び現地医療指揮者

(1) 現地総括者

保健課班長（保健課長）を現地総括者と定め、災害現場において現地医療指揮者及び現場出動の各部門責任者と現場活動が円滑に推進するよう必要な連絡協議を行い、業務の総合調整にあたるものとする。

(2) 現地医療指揮者

医師会長又は医師会長指名者を現地医療指揮者と定め、災害現場及び現地救護所における各救護班の医療活動の指揮をとるものとする。

６　傷病者等の搬送

(1) 後方医療施設等への搬送

発災後、直ちに交通規制が実施されなければ、交通渋滞により陸路搬送は困難となることが予想される。したがって空路搬送についても準備する。

ア　搬送対象者

現地総括者又は現地医療指揮者の要請に基づき、救護所において応急手当等がなされた傷病者等で、後方医療機関等への収容を必要とする者

イ　搬送手段

(ｱ) 消防本部が配備する救急車又は救急車が出動中のときは市有車両を使用するほか、必要に応じ医療機関が所有する緊急自動車や民間所有車両の協力を得て搬送する。

(ｲ) 緊急を要する傷病者等

ドクターヘリ、消防防災ヘリコプター及び自衛隊のヘリコプター等を活用する。

(2) 傷病者が多数発生した場合の措置

傷病者が多数発生し、搬送する車両等が不足した場合は、トリアージ（傷病者の程度により治療の優先度を判定し、傷病者をふりわける体制）を実施し、優先度の高い傷病者から適切な搬送を行う。

(3) 医療スタッフ等の搬送

市は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班等の搬送にあたっては、搬送手段の優先的な確保など特別な配慮を行う。

７　費用の負担区分

(1) 災害のため出動した医師等に対する報酬及び薬品代等の損失補償の経費は、市が負担するものとする。

(2) 救助法が適用された災害は、その適用の範囲で県が、また企業体等の施設内で発生した災害にあってはその企業体が負担する。

(3) 災害のため出動した医師等に対する報酬の額及び使用した薬品代等についての補償額は、別に定める。

８　損害補償

災害のため出動した医師等がそのため死亡し、負傷し、若しくは疫病にかかり、又は障がい者となったときは、「市町村消防災害補償等組合条例（平成 18 年 12 月）」第 9 条の 2 の定めるところに準じて、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。

ただし、損害補償を受けるべき者が、他の法令（条例を含む。）の定めるところにより損害補償を受けた場合には、その補償の限度において、損害補償の責めを免れる。

９　医療実施期間

救助法における医療を実施できる期間は、災害発生の日から 14 日以内とする。

第２　医薬品等の確保

市は、救護活動に必要な医薬品等については、「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」により県に供給要請を行う。

第３　人工透析の供給確保

人工透析については、慢性的患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があることから、市及び県は、被災地内における人工透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び医療機関等へ提供するなど受療の確保に努める。

第４　医療ボランティアの活用

医師、看護師、薬剤師等医療関係者が不足すると判断された場合は、事前に登録されている医療関係技能ボランティア等の有効活用を図るものとする。

第５　助産活動

災害のため助産の途を失った者に対して、分べんの介助及び分べんの前後にわたる処置を確保し、その保護を図るものとする。

１　実施責任者

(1) 救助法が適用された場合は、知事が実施し、市長が補助する。なお、救助を迅速に行うため、知事から市長が行うよう救助事務の内容、期間等の通知を受けた場合又は事態急迫のため知事の実施を待ついとまがない場合は、市長が実施する。

(2) 被害の程度により同法が適用されない場合は、適用された場合の規定に準じて市長が実施する。

２　救助法が適用された場合の実施基準

(1) 対象者

災害発生の日以前又は以降の７日以内に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者に対して実施する。

(2) 救護班

保健課班は、田村医師会等の協力を得て、医師、又は助産師１名、看護師２名及び所属の指定職員１名で編成する救護班を編成し、助産を実施する。

(3) 助産の範囲

助産は、次に掲げる範囲で行う。

ア　分べんの介助

イ　分べん前後の処置

ウ　脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(4) 費用

支出できる費用は、救護班、産院その他の医療機関による場合は使用した衛生材料及び処置費等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の８割以内の額とする。

［災害救助法：救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準］

(5) 期間

助産を実施し得る期間は、分べんした日から７日以内とする。

(6) 整備帳簿類

ア　救助実施記録日計表（県様式 3-7-5（2））

イ　医療品衛生材料受払簿（県様式 3-12-4）

ウ　救護班診療記録簿（県様式 3-12-6）

エ　助産台帳（県様式 3-12-10）

オ　助産関係支出証拠書類

第１１節　緊急輸送活動

【本部事務局、企画調整課班、建設課班】

災害時において、被災者の避難、傷病者の収容・搬送、災害応急対策要員等の輸送、災害応急対策用資材、生活必需物資の輸送の迅速を期するため、緊急輸送路や緊急輸送車両を確保するとともに、ヘリコプターの活用等陸路、空路による輸送体制を整備するものとする。

第１　緊急輸送活動

１　緊急輸送路等の確保

(1) 田村警察署は、災害発生後の交通渋滞による緊急輸送活動特に救出・救助活動の緊急搬送の遅延を防止するため、速やかに第１次確保路線の交通規制を実施し、路線を確保するものとする。

(2) 各道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、各道路管理者等は、自ら車両の移動等を行うものとする。

(3) 市は、地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

(4) 市は、災害時の航空輸送を円滑に行うため、ヘリコプター臨時着陸場を確保する。

２　緊急輸送にあたっての配慮事項

緊急輸送活動を行うにあたっては、次の事項に配慮する。

(1) 人命の安全

(2) 被害の拡大防止

(3) 災害応急対策の円滑な実施

３　救助法による緊急実施の場合の輸送の範囲

救助法による輸送の範囲は、下記(1)のとおりであるが、災害の応急対策の段階に応じて、緊急輸送活動の対象を広げていくものとする。

(1) 救助法による救助実施の場合の輸送の範囲

ア　被災者の避難（被災者の避難の副次的輸送を含む。）

イ　医療及び助産における輸送

ウ　被災者の救出のための輸送

エ　飲料水の供給のための輸送

オ　救済用物資の運搬のための輸送

カ　死体の捜索のための輸送

キ　死体の処理（埋葬を除く。）のための輸送

ク　その他、特に応急対策上必要と認められる輸送

(2) 緊急輸送活動の対象

段階	輸送対象
第１段階	（１）　救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助要する人員、物資 （２）　消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資 （３）　政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、上下水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等 （４）　後方医療機関へ搬送する負傷者等 （５）　緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第２段階	（１）　第１段階の継続 （２）　食料、水等生命の維持に必要な物資 （３）　傷病者及び被災者の被災地外への搬送 （４）　輸送施設の応急復旧に必要な人員及び物資
第３段階	（１）　第２段階の継続 （２）　災害復旧に必要な人員及び物資 （３）　生活必需品

(3) 輸送の期間

各救助の実施が認められる期間とする。

(4) 費用の限度額

当該地域における通常の実費とする。

(5) 災害活動拠点の指定

救援物資等の受入れ、仕分け及び配送等の業務を担う物資等集積所として、あらかじめ選定している災害活動拠点を被災状況の確認後、指定するものとする。

第２　輸送の実施

１　車両による輸送

災害の種別、程度により、道路交通が不能となった場合を除き、車両により迅速確実な輸送を行うものとする。

(1) 人員、物資の優先輸送

ア　人員の輸送

災害時において優先輸送される人員は、救出されたり災者、本部員、消防機関の職（団）員、公共施設の応急復旧作業員、災害応急措置を行う要員等とする。

イ　物資の輸送

(ｱ) 物資の輸送について災害の範囲、実態を勘案し、県及び関係機関と密接な連絡調整を行い決定する。

(ｲ) 緊急物資輸送の優先順位

a　食料及び飲料水
b　医薬品及び防疫物資
c　生活必需品
d　災害復旧用資材
e　車両・暖房用燃料等

(2) 緊急輸送車両の確保

ア　市保有車両の活用

緊急輸送に必要な車両は、市が保有、あるいは直接確保できるものを第１次的に利用する。

なお、あらかじめ緊急通行車両に該当する車両は、警察本部又は田村警察署（知事及びその他の執行機関については県）に災害発生前でも緊急通行車両であることの確認を受け、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受けておくものとする。

イ　担当部班

車両等の掌握、配車については、企画調整課班が担当するものとする。

ウ　車両の要請

企画調整課班は、要請があった場合、使用車両を決定し要請者に通知する。ただし、市有車両がない場合には、他の公共団体に属する車両並びに民間営業用の車両を借り上げる等により確保し配車する。

エ　車両等確保の協力要請

市長は、市内で車両等の確保が困難な場合、又は輸送上他の市町村内で車両等を確保することが効率的な場合は、県及び近接市町村に協力を要請するものとする。

２　県への調達要請

市保有車両等による輸送用車両に不足が生じた場合は、県に対して次の事項を明示して調達斡旋を依頼する。

(1) 輸送を必要とする人員又は物資の品名及び数量（重量）
(2) 車両等の種類及び台数
(3) 輸送を必要とする区間及び借上期間
(4) 集結場所及び日時
(5) その他必要事項

３　空路による輸送

陸上交通の途絶、又は緊急の輸送活動が生じた場合は、県及び県を通じて消防防災ヘリコプター、又は陸上自衛隊等ヘリコプターの派遣を要請する。なお、ヘリコプターの活用は、概ね次のとおりとする。

(1) 発災直後の活用

ア　被害情報の収集（概括的被害の把握）
イ　重症者又は医師等医療関係者の輸送

(2) 応急活動時の活用

ア　重症者又は、医師等医療関係者の輸送

イ　緊急物資の輸送

ウ　防災対策要員の搬送

エ　遺体の輸送（陸路搬送が困難な地域）

４　人力による輸送

(1) 労務者による輸送

災害のため車両等の輸送が不可能な場合は、労務者による人力の輸送を行うものとする。労務者の確保は、本章「第１３節 賃金職員の雇用」に定めるものとする。

(2) 自衛隊の要請

労務者の確保が困難であり物資等の輸送が緊急を要する場合には、県に対して自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

自衛隊に対する災害派遣要請は、「相互応援協力編」に定めるものとする。

５　鉄道による輸送

道路の被害等により車両等の輸送が不可能な場合、又は遠隔地において人員・物資・資機材等を確保し、鉄道による輸送が適当であると認めたときは、県を通じ JR 東日本へ応援協力を要請するものとする。

第３　整備帳簿類

(1) 救助実施記録日計表（県様式 3-7-5（2））

(2) 輸送記録簿

(3) 燃料及び消耗品受払簿

(4) 修繕費支払簿

(5) 輸送費関係支払証拠書類

第１２節　交通の確保と交通規制措置

【本部事務局、建設課班】

陸上交通機能の早期回復及び混乱の防止等交通確保対策を迅速に実施して円滑な災害応急対策及び災害応急復旧対策を図るものとする。

第１　陸上交通の確保

県公安委員会及び道路関係者は、相互に連絡を保ち、交通規制の適切な運営を図るものとする。

１　道路管理者

(1) 市は、自然災害発災後、速やかに被害状況の把握を行い、管理する道路及び橋りょう等の交通施設が被害を受けた場合は、応急復旧対策を実施する。なお、国道、又は県道が破損した場合については、三春土木事務所に通報して、応急対策の速やかな実施を要請する。

(2) 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限する。この場合、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。

(3) 自然災害発災後の道路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備、雪害においては、道路の除雪を含む。）による道路啓開を迅速に行うため、道路法に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行うものとする。

また、当該計画も踏まえて、道路啓開、応急復旧等（以下「道路啓開等」という。）に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結を推進するものとする。

(4) 被災状況の把握

災害発生後速やかに道路等の緊急パトロール又は緊急点検を実施し、応急復旧の必要な箇所と復旧方法等について把握する。

(5) 応急復旧の実施

把握された被害状況に基づき、応急復旧の方針を検討し、亀裂・陥没、損壊等の箇所について速やかに応急措置を行う等市道路等の利用が早急かつ円滑にできるよう必要な措置を行う。

(6) 道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結を推進するものとする。

２　公安委員会

(1) 緊急輸送路については優先的にその機能を確保するため、原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。

(2) 区域、又は道路の区間を指定し、被災地域での一般車両の走行及び被災地への流入を原則として禁止する。

第２　道路交通確保の措置

１　道路施設の応急復旧

道路管理者は、建設業協会等の協力を求め、道路施設の被害状況に応じ効果的な応急復旧を行うものとする。

２　警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等

緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、警察官等による措置は、次のとおりである。

(1) 警察官

ア　通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

イ　アの措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自らその措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

(2) 自衛官及び消防吏員

警察官がその場にいない場合に限り、前記ア、イは災害派遣を命じられた部隊の自衛官及び消防吏員の職務の執行について準用し、当該自衛官及び消防吏員は、自衛隊用及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

３　除去障害物の処分

(1) 除去した障害物は、あらかじめ処分地として定めた空き地及び駐車場等に処分する。また、適当な処分場所がない場合は、避難路及び緊急輸送路以外の道路の路端等に処分するものとする。

(2) 障害物除去の優先順位

ア　発災時、応急の緊急輸送路の選定された道路

イ　１次～３次確保路線

ウ　その他、市の指定する緊急輸送路に選定した道路

エ　一般道路

第３　交通規制

１　交通規制の実施

緊急の必要があると認めるときは、各種法令等に基づき速やかに区域行車両以外の車両の通行を禁止又は制限するなど交通規制を実施する。この場合、警察は市内主要交差点等を中心とする交通要所に警察官等を配置し、交通整理・指導及び広報を行うものとする。

(1) 規制の種別等

実施責任者	範囲	根拠
道路管理者	１　道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 ２　道路についての工事を行うため、やむを得ないと認められる場合	道路交通法 第 46 条第 1 項
公安委員会	１　災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の輸送を確保する必要があると認められる場合 ２　道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められる場合	基本法 第 76 条第 1 項 道路交通法 第 4 条第 1 項
警　察　署　長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認められる場合	道路交通法 第 5 条第 1 項
警察官	道路の破損、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じ、又はそのおそれのある場合	道路交通法 第 6 条第 4 項

(2) 初動の措置

ア　警察官は、大規模災害が発生した場合、緊急に避難路、救出・救助用道路等を確保するため交通規制を行う。

イ　県公安委員会は、緊急交通路を確保するため基本法の規定による交通規制を実施し、緊急交通路の各流入部において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。

(3) 規制の標識等

道路交通規制を行った場合は、各法令の定めに基づき、規制条件等を表示した標識を設置する。ただし、緊急を要する場合で、規定の標識を設置することが困難なときは、必要に応じて、警察官又は関係職員が現地において指導する等の措置を講ずる。

(4) 迂回路等の設定

ア　公安委員会及び道路管理者は、応急復旧に際しては、必要に応じて迂回路を指定し、交通の確保に努める。特に緊急輸送等のための主要な交通確保路線は、優先的に復旧作業を行い、交通機能の早期回復に努める。

イ　公安委員会及び道路管理者は、幹線道路等の通行禁止を実施する場合は、必要な場合において、迂回路を設定し、迂回誘導のための交通要点に警察官等を配置するものとする。

(5) 規制の広報

交通規制が実施されたときは、直ちに交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報について、住民、運転者等に広く周知徹底を図るものとする。

２　緊急通行車両の確認

(1) 緊急通行車両の確認は、基本法第 50 条第１項に掲げる災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急対策を実施するための車両について行うものとする。

(2) 事前届出済の車両

ア　緊急通行車両の事前届出制度により届出済証の交付を受けている車両については、ほかに優先して確認を行うものとする。この場合は、確認のために必要な審査は、省略される。

イ　上記の車両は、県災害対策課、警察本部、警察署、交通検問所等において、届出済証による確認が行われ、緊急通行車両確認証明書及び標章が交付される。

(3) 災害発生後の届出

企画調整課班は、災害発生後に、車検証等必要書類を警察署に持参し、正規の手続きにより、緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受けるものとする。また、市が行う緊急復旧等に係る資機材等の輸送のための民間車両についても同様の手続きをとるものとする。

(4) 緊急通行車両確認標章の周知と普及

輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。

第４　災害が発生したときの自動車運転者のとるべき措置

車を走行させている地域に、災害が発生したとき又は発生したのを知ったときにおける運転者のとるべき措置は次のとおりとする。

(1) 基本法に基づく交通規制が行われたときには、交通規制が行われている区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域」という。）では、一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内に在る運転者は、次の措置をとるものとする。

ア　速やかに、車両を次の場所に移動させること。

(ｱ) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたとき
規制が行われている道路の区間以外の場所

(ｲ) 区域の指定をして交通の規制が行われたとき
道路外の場所

イ　速やかな移動が困難なとき

車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害にならない方法により駐車すること。

ウ　通行禁止区域内において警察官の指示を受けたとき

その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の指示に従わない、又は運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において車両等を破損することができるものとする。

(2) 走行中の車両は、次の要領により行動すること。

ア　できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。

イ　低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して交通情報等を聴取し、その情報に応じて行動すること。

ウ　車両を置いて避難するとき

できる限り路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアをロックしないこと。

(3) 原則として避難のために車両を使用しないこと。要配慮者の避難のためやむを得ず車両を使用する場合は、警察官等の指示に従うこと。

第１３節　賃金職員の雇用

【本部事務局、総務課班】

災害応急対策を迅速、的確に実施するため必要な人員を確保するものとする。

賃金職員の雇用は原則として現地で行う。ただし、救助法に基づく雇用については、知事の許可を得るものとする。

第１　賃金職員の雇用

１　救助法に基づく雇用内容

(1) 医療及び助産における移送
(2) 被災者救出のための要員
(3) 飲料水供給及び浄化薬品配布のための要員
(4) 遺体の捜索及び遺体の洗浄等のための要員
(5) 緊急物資の整理、輸送及び配布のための要員
(6) その他救助法の規定による

２　雇用の期間

救助の種目ごとに定められている期間とする。

第２　賃金職員の動員要請

１　賃金職員の要請

災害の程度により各部が賃金職員を必要とするとき、次の事項を示し、総務課班に要請する。実施については、各担当班とする。

(1) 応援を必要とする理由
(2) 作業の内容
(3) 従事場所
(4) 労務の種類
(5) 就労予定時間
(6) 所要人員
(7) 集合場所
(8) その他参考事項

２　費用の負担

労務者に支払われる賃金は、「災害救助法実施基準表」に基づき支払いを行う。

第３　知事への応援要請

市長は、災害応急対策実施にあたり必要と認めるときは、知事に対し賃金職員の斡旋を要請するものとする。

第１４節　社会秩序の維持活動

【本部事務局】

災害発生に伴う社会混乱を鎮め、民心を安定し、社会秩序を維持するため田村警察署及び防犯関係団体等の協力を得て各種犯罪の予防、取締まり、その他の公共の安全と社会秩序の維持活動を行うものとする。

第１　生活安定対策

１　市民への呼びかけ

市長は、地域に流言飛語をはじめ各種の混乱が発生し、又は発生するおそれのあるときは、速やかに地域住民のとるべき措置等について、防災行政無線（戸別受信機を含む。）及び広報車等を活用して呼びかけを実施するものとする。また、本部等への派遣職員は、自主防災組織等を通じ正確な情報を伝達するなど、混乱防止措置を講ずるものとする。

２　生活に関わる調査等の実施

(1) 生活物資の価格、需要動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策（対象となる事業者の事務所、事業所、店舗等がいずれも市の管轄区域内に所在するものに限る。）

ア　生活物資の価格及び需給動向の把握に努める。

イ　特定生活物資を取り扱う事業所、店舗等の立入調査を実施する。

ウ　買い占め、売りおしみ調査（対象となる事業者の事務所、事務所、店舗等がいずれも市内に所在するものに限る。）

エ　流言飛語の動向調査

(2) 必要な措置

ア　状況により特定物資を適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ勧告、又は公表を行うものとする。

イ　当該地域の社会秩序を維持するため必要と認めたときは、県に対し応急措置、又は広報の実施を要請するものとする。

第２　災害警備活動

市長は、市内の平穏を害する不法行為を未然に防止するため必要と認めるときは、田村警察署に対し、下記の事項についての措置を講ずるよう要請するものとする。

１　警備部隊の編成

警備部隊を編成し、情報の収集、被害状況の実態把握、避難誘導、救出救助及び交通規制等の応急活動を実施するものとする。

２　警備活動

(1) 警察による警備活動

災害時における警備活動は、次のとおりとする。

ア　交通規制（発災後直ちに）
(ｱ) 救急・救助活動、応急対策のための第１次緊急路線の確保
(ｲ) 避難誘導路の確保
(ｳ) 交通の混乱防止
イ　情報の収集
ウ　被害実態の把握
エ　危険にさらされている者及び負傷者の救出救助
オ　行方不明者の捜索及び死体の見分
カ　二次災害防止措置（被災地及びその周辺におけるパトロール等の強化等）
(ｱ) 被災地及び避難場所等の警戒
(ｲ) 各種犯罪の予防検挙
(ｳ) 食料倉庫及び救助物資集積場所等の警戒
キ　被災者等のニーズに応じた情報伝達活動の実施
ク　相談活動の実施
ケ　ボランティア活動の支援
コ　関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力
サ　その他災害警備に必要な警察活動

(2) 自主防犯組織等への支援
市及び警察署は、地域の防犯組織等による自主防犯活動が効果的に推進されるよう積極的な指導、支援に努めるものとする。

３　災害現場の警戒警備

市長は、災害の規模態様に応じて警備体制の確立を期するため、警察署と連絡を密にして、次に掲げる必要な措置を講ずるものとする。

(1) 避難時の誘導
(2) 残留者の救出、負傷者の救護等
(3) 一般車両の通行禁止、制限等、緊急輸送確保のための交通規制
(4) 交通規制に伴う検問所設置等による交通指導取締り
(5) 災害地域の警戒、被災住民の財産及び復旧資材等の警戒警備
(6) 特別警らの実施と防犯活動
(7) 犯罪捜査活動
(8) 治安情報の収集等

第３　県に対する緊急措置の要請

市長は、生活物資の著しい不足、価格の異常な高騰、金銭債務の履行困難等、経済秩序が混乱し又は混乱する可能性が高く、社会生活に重大な影響を及ぼす事態が予想される場合は、県に対し緊急措置等の要請を行うものとする。

第１５節　防疫・保健衛生活動

【環境課班、保健課班】

災害後の感染症の発生、流行等を未然に防止するため、被災地における防疫活動を迅速に実施するとともに、避難所あるいは仮設住宅等での生活における保健指導の実施、さらに災害によるストレス、避難生活の長期化に対する精神保健指導を行うことにより、被災者の健康の維持を図るものとする。

また、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。

第１　防疫活動

１　実施体制

被災地における防疫活動は市長が実施する。ただし、市のみでは処理が困難な場合は、県、協定締結市町村等の関係機関に応援を求めて実施するものとする。

２　予防教育及び広報活動

県の指導のもとに、パンフレット、リーフレット等により、あるいは衛生組織その他関係団体を通じて住民に対する予防教育を徹底するとともに、報道機関を活用して広報活動を強化する。その際、特に社会不安の防止に留意する。

３　防疫活動

環境課班は、県の指示により、概ね次の防疫活動を行う。

(1) 消毒・清潔作業

被災地において感染症が発生し、又は発生するおそれがある区域を重点的かつ適切な方法により消毒作業又は清潔作業を実施する。

ア　消毒又は清潔の対象

(ｱ) 臨時給食施設

(ｲ) 家屋

(ｳ) 便所

(ｴ) ごみ集積所、側溝

(ｵ) その他感染症が発生し、又は発生するおそれのあるところ

イ　浸水等により汚染した家屋については、消毒薬剤を配付する。

ウ　生活の用に供される水の供給

(ｱ) 井戸水の飲用指導

飲用井戸が汚染され、又は汚染された可能性がある場合は、水質検査の実施及び消毒等の指導を行う。

(ｲ) 生活用水供給の適切な方法と衛生管理

生活の用に供される水の供給方法は、容器による搬送、ろ過器によるろ過給水等現地の実情に応じ適切な方法によって行う。この際、特に配水器の衛生的処理に留意する。

(2) ねずみ族昆虫等の駆除

災害の性質や程度、感染症のまん延のおそれ等の状況を勘案し、薬剤によるねずみ、昆虫等の駆除を選択的かつ重点的に実施する。

(3) 被災者への衛生指導

パンフレット等により、被災地における衛生環境の確保に関する注意事項を被災者に対し周知する。

４　感染症・健康管理活動

保健課班は、概ね次の感染症・健康管理活動を行う。

(1) 感染症患者等の医療の確保と予防

ア　被災地において法定の感染症患者（１類・２類及び新感染症）が発生したときは、県が患者の医療の確保及び患者に対する入院勧告等の措置をとる。また、患者の家屋等の消毒指導又は消毒等の措置を講ずる。

避難所における感染症の予防のため、被災者に防疫指導を行うとともに感染症の早期把握に努める。

(2) 健康調査（検病調査）及び健康診断

被災地及びその周辺地区住民に対して、緊急度の高いところから健康調査（検病調査）を実施するとともに、必要に応じ健康診断を実施する。

福祉関係者、かかりつけ医師、かかりつけ歯科医師、歯科医師会、訪問看護師、ケアマネージャー、ヘルパー、民生委員・児童委員、地域住民との連携を図りながら、コーディネートを行い、効果的な巡回健康相談、口腔ケア等を実施し、要配慮者をはじめとする被災者の健康状況の把握に努めることとする。

(3) 臨時の予防接種

災害の状況及び感染症発生状況等によりまん延防止上緊急の必要があると認めるときは、県の命令に基づき、迅速かつ的確に臨時予防接種を実施する。

(4) 被災者への衛生指導

避難所における給食施設の衛生管理を徹底するため、食品衛生上の注意事項等について啓発を行う。

５　防疫用薬品及び器材

防疫活動に必要な薬品及び器材は、平時は環境課及び保健課で連携してこれを備蓄する。災害の規模により医薬品及び器材等が不足する場合は、その都度調達するとともに、必要に応じ県へ斡旋を依頼するものとする。

６　被害状況の把握及び報告

(1) 被害状況の報告

ア　警察、消防等の諸機関、地区の衛生組織その他の関係団体の緊密な協力を得て被害状況を把握し、被害状況の概要、患者発生の有無、ねずみ族昆虫類駆除の地域指定の要否、その他参考となる事項について被害状況を把握したときは、速やかに次の報告書を県中保健福祉事務所を経由して県あてに提出するものとする。

イ　被害状況の報告書等

(ｱ) 被害（調査）票（県様式 3-13-1）

(ｲ) 防疫活動状況報告書（県様式 3-13-2）

(ｳ) 災害防疫費所要見込額調（県様式 3-13-3）

(2) 防疫活動状況報告

災害防疫活動を実施したときは、防疫活動状況報告（昭和 45 年 5 月 10 日衛発第 302 号公衆衛生局長通知様式 5）に記載する事項を毎日県へ報告する。

７　患者発生の措置

被災地域において伝染病患者若しくは保菌者が発生したときは、速やかに隔離収容の措置をとらなければならない。交通途絶等のため、病院に収容することが困難な場合は、近くの災害を受けていない場所に臨時の隔離舎を設け収容するものとする。

第２　保健衛生活動

１　食品衛生監視

市は、災害時の状況に応じて県に対し、食品衛生監視班の派遣を要請する。県中保健福祉事務所長は、派遣された食品衛生監視班又は必要に応じて独自で編成した食品衛生監視班を指揮し、食品衛生監視活動を行う。食品衛生監視班は、県中保健福祉事務所長の指揮下で以下の活動を行う。

・炊き出し等の食品の監視指揮及び試験検査

・飲料水の簡易検査

・その他の食品に起因する危害発生の防止

２　栄養指導

(1) 栄養指導者の派遣

市は、災害の状況により、被災地に管理栄養士・栄養士を派遣し、避難所、仮設住宅及び被災家庭等を巡回して、被災者の栄養・食生活支援を行う。

(2) 栄養指導活動内容

ア　巡回栄養相談の実施

避難所、仮設住宅及び被災家庭等を巡回して、被災者の健康状態、食料の共有状況等を把握しながら栄養相談を実施する。

イ　食生活相談者への相談・指導の実施（要配慮者への食生活支援）

妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、歯科的な問題を抱えた者、糖尿病や食物アレルギー等で食事療法が必要な者について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を行う。

ウ　特定給食施設等への指導

被害状況を把握し、給食設備や給食材料の確保、調理方法等、栄養管理用の問題を生じないよう指導し、給食の早期平常化を支援する。

３　被災者等の健康管理対策

避難生活が長期化した場合には、不安と環境の変化によって被災者が健康を害すことが予想される。また、避難所等で生活する避難者の健康状態や多様なニーズの把握等のために必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。保健課班は、次の事項の実施に努めるものとする。

(1) 巡回指導（必要と認めた場合）

避難所又は応急仮設住宅等を巡回し、被災者の健康相談と栄養指導を実施するとともに、臨時給食施設の衛生管理について指導を行う。

(2) メンタルケアの実施

ア　被災者となることで顕在化する精神保健上の問題や避難生活の長期化等による被災者の精神不安定に対応するため、避難所又は応急仮設住宅等の被災者に対し、医療機関等の協力を得て、巡回メンタルケアを実施する。この場合、福祉関係者、かかりつけ医師、民生委員・児童委員、地域住民との連携を図りながら、緊密な調整を行い、効果的な巡回健康相談を実施し、要配慮者をはじめとする被災者の健康状況の把握に努める。必要に応じ災害派遣精神医療チーム（DPAT）を避難所等に巡回させ、メンタルケアを実施する。

イ　精神科入院病床及び搬送体制の確保

入院医療及び保護を必要とする被災者が発生した場合には、県中地方振興局を経て県（生活福祉班、健康衛生班）へ、精神科病床及び搬送を要請する。

(3) 情報等の収集及び提供

食料品の補給など、被災者等のニーズを把握し、関係機関との連絡調整を図る。

第３　家庭動物の救護

飼い主不明の動物（畜産農業に係るもの及び野生動物は除く。）や放し飼いの動物が多数発生すると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難場所等に避難してくることが予想されることから、環境課班は、動物愛護の観点から、これら動物の被災状況等の情報収集や適正飼養の指導に関し、県及び県獣医師会等関係機関と連携しながら次の活動を実施するものとする。

１　被災地域における動物の把握

飼い主不明の動物及び放し飼い状態の動物等の現況把握を行う。

２　避難所における動物の適正飼養の指導

飼い主とともに避難した動物の飼養について適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

(1) 動物の被災状況等の情報収集

(2) 飼い主不明の動物に関する情報の収集及び提供

(3) 飼い主とともに避難した動物の適正飼養の指導

(4) 飼い主からの飼養動物の一時預かり要望への対応

３　関係機関との協力体制

被災動物の被災状況等の情報収集、適正飼養の指導について県及び県獣医師会に応援を要請して実施する。

第４　防疫及び保健衛生機材の備蓄及び調達

防疫及び保健衛生用器材の備蓄及び調達について計画を樹立しておくものとする。

第５　家畜伝染性疾病対策

１　家畜伝染性疾病の予防

被災地における予防対策は、市が実施する。ただし、市のみで実施が困難な場合は、県等に応援を求めて実施するものとする。

２　応急対策の実施

(1) 市が実施する対策

ア　家畜所有者等から通報を受けた場合の被害状況の把握及び県への通報

イ　伝染性疾病が発生した場合又は発生のおそれがある場合の畜舎消毒、薬浴等の疾病発生予防、まん延防止のための措置についての指導

ウ　その他必要な指示の実施

第１６節　廃棄物の処理活動

【環境課班】

災害により発生した廃棄物は、生活環境及び公衆衛生上支障のない方法で迅速に、かつ現有の人員、機材及び処理施設で対応することを基本とする。

なお、特に甚大な被害が発生した場合は、県に応援要請するとともに、協定締結市町村や他市町村及び廃棄物関係事業所等に対し応援を求め、緊急事態に対処するものとする。

第１　廃棄物

１　廃棄物の定義

災害時に排出されるごみとしては、倒壊家屋からの廃棄物、焼失家屋等の焼け残り、建築物の損壊、窓ガラス類の破損落下物及び生活ごみ（一般廃棄物）が多量に発生すると考えられることから本節における廃棄物の定義は、次のとおりとする。

(1) 災害廃棄物

ア　可燃物

イ　木質ごみ

ウ　コンクリートがら

エ　鉄くず

オ　その他不燃物

カ　処理困難物

(2) 普通ごみ

平時の一般廃棄物

２　現況の把握

(1) 廃棄物等の把握

環境課班は、各行政局内の一般廃棄物（ごみ）の排出状況等を調査し、次の項目について取りまとめるものとする。

ア　一般廃棄物の排出量と必要車両及び台数

イ　浸水便槽数と予想汲み取り量

ウ　必要仮設トイレ数

(2) 一般廃棄物処理施設調査

環境課班は、市内の一般廃棄物処理施設の被害状況を調査のうえ、次の項目について市長に報告するとともに、処理能力の復旧保持に着手するものとする。

ア　処理能力

イ　被害状況及び被害見積額

ウ　応急復旧工事に要する概算見積額

(3) 報告

ごみ、し尿については環境課班が被害状況を集約し、市民部長に報告するとともに、次の事項について、県に報告するものとする。

ア　一般廃棄物処理施設被害状況並びに被害見込額
イ　応急復旧工事に要する概算見積額
ウ　一般廃棄物処理能力の確保状況
エ　一般廃棄物の収集、運搬及び処分の方法

第２　普通ごみの処理

１　収集・運搬

(1) 災害時には、大量の普通ごみが排出され、一時期集中して処理施設へ大量に搬入されるため、その処理が困難となる。このため、必要により環境保全に支障のない場所を確保し、暫定的に仮置場を設置する。
(2) 収集は、被災地の状況を考慮し、緊急清掃を要する地区から順次実施する。
(3) 分別収集が必要な場合は、その方法等について被災住民及び収集運搬業者等に周知徹底する。

２　処分

収集運搬した普通ごみは、たむらクリーンセンター等ごみ処理施設で処理するほか、必要に応じて、協定締結市町村や他市町村及び廃棄物関係事業者等に対し処分の要請を行う。

第３　災害廃棄物の処理

１　災害廃棄物処理の方策

災害廃棄物の処理を適正かつ円滑に実施するため、災害対策物の処理の具体的な方策については、「田村市災害廃棄物処理計画」に定める。

２　災害廃棄物の排出量の推計

災害時には、通常の生活ごみに加え、一時的に大量の粗大ごみやがれきが排出されると想定されるため、災害廃棄物処理計画により、その発生量を推計し適切に処理する。

田村市災害廃棄物処理計画

第４　し尿の処理

１　し尿処理量の推計

災害による上下水道等のライフラインの機能停止により、し尿処理が困難になることが考えられる。上水道以外の河川等の水を確保することにより、できる限り下水道機能を活用するとともに、あらかじめ水洗化の状況等、住民数、予測被災者数等から必要な仮設トイレ数を推計しておくものとする。

また、浸水家屋、倒壊家屋及び焼失家屋等の汲み取り式便槽のし尿については、防疫上、できる限り早急に収集処理を行う必要があり、一時的に処理量が増加すると考えられるため、緊急時における収集体制の確立を図るとともに、処理場施設においてもそれに対処できるよう予備貯留槽等を設けておくことが望ましい。

２　仮設トイレの設置

必要に応じてて仮設トイレを早期に設置し、避難所の衛生環境の確保を図るとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。この場合において、仮設トイレの機種は、高齢者・障がい者等に配慮したものの選定に努める。

(1) 必要台数の把握及び設置場所

ア　上下水道の被災状況により、仮設トイレの必要箇所及び必要台数を把握し、設置する。

イ　仮設トイレは、まず避難所等公共施設に優先的に設置する。続いて、在宅の被災者のために近傍の市有地等に設置する。

(2) 仮設トイレの設置基準（必要とする住民あたりの必要数）

ア　仮設トイレの設置箇所数

１か所/200 世帯

イ　仮設トイレの設置台数

1.2 台/100 人

(3) 仮設トイレの調達

関係業者と早急に連絡をとり、必要数量を確保するとともに協定締結市町村や他市町村に対し提供を求める。このとき同時に次の物資の手配についても考慮する。

ア　トイレットペーパー

イ　清掃用具

(4) 仮設トイレの管理

設置場所の管理者及び行政区等の住民に対して、清掃等の管理を要請する。

３　収集

災害の状況に応じては、家庭便槽の漏水や破損等で緊急なし尿の収集が必要とされるため、収集計画を立て、次のとおり実施するものとする。

(1) し尿の処理は被災地の状況を考慮して、緊急くみ取りを必要とする地域から順次実施する。

(2) 被災地における防疫面から、倒壊家屋及び焼失家屋等の不要となった汲取り式便槽のし尿についても収集する。

(3) 被害集中地区を中心に収集車の台数を増加し作業を実施するものとする。

(4) 収集については、祝祭日にかかわらず作業を実施するものとする。

(5) 仮設トイレの汲取りは、原則的に１日１回行うものとする。

(6) し尿収集車等が不足すると思われる場合には、近隣市町村へ応援要請するものとする。

４　処理

(1) 収集した一般廃棄物（し尿）は、原則としてたむら衛生処理センターで処理する。また、たむら衛生処理センターにおいて処理能力を確保できない場合は、適切な貯留槽を設置し薬品を投入する等、環境衛生に影響を及ぼさないよう処理するものとする。

(2) 避難所でのし尿処理

水洗トイレの使用可否等の状況によるが、原則として水を確保することにより処理することとする。また、汲取り式便槽が設置されている避難所から排出されたし尿及び避難所に設置された仮設トイレに貯留されたし尿の収集を優先的に行うものとする。

(3) 水洗トイレ対策

水洗トイレを使用している世帯にあっては、洗浄水の断水に対処するため、普段から水の汲み置き等を指導しておくことが必要である。

５　廃棄物処理施設の確保及び復旧

(1) 事前対策

廃棄物処理施設は、設備の欠陥が生じた場合には適正な処理が難しくなり、ひいては周囲の環境汚染を引き起こすおそれがあるため、普段より施設の維持管理を十分に行うものとする。

(2) 復旧対策

災害が生じた場合には、迅速にその状況を把握し、応急復旧を図る。また、被害状況が収集作業に影響を与える場合には、期間等を定めて他の市町村の処理施設に処理を依頼する等の方策をとるものとする。

６　応援体制の確保

市は被災状況を勘案し、区域内での処理が不可能と思われる場合には、「大規模災害時の北海道・東北８道県相互応援に関する協定」に基づく支援を、県に要請する。

また、災害時における人員、資機材等の確保に関し、民間の清掃関連業界、し尿処理関連業界及び仮設トイレ等を扱うリース業界等に対して、迅速かつ積極的な協力が得られるよう体制を整えておくとともに、近隣市町村間と応援体制を整えておくものとする。

資料編：01 地域防災計画資料「２０　し尿収集車（バキューム車）保有数」
資料編：01 地域防災計画資料「２１　一般廃棄物処理施設（ごみ)」
資料編：01 地域防災計画資料「２２　一般廃棄物処理施設（し尿)」
「田村市災害廃棄物処理計画」

第５　死亡獣畜の処理

災害によって死亡した家畜等の処理は、飼い主が自らの責任で行うものとするが、自らの責任で処理できない場合又は路上に放置されている場合には、市が処理するものとする。

１　処理方針

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場で行うほか、必要に応じて次のとおり行うものとする。

(1) 移動し得るものについては、適当な場所に集めて処理する。
(2) 移動し難いものについては、その場で個々に処理する。
(3) その処理については、公衆衛生上支障のないよう十分留意する。

２　処理方法

(1) 埋却

穴を掘り、死亡獣畜を入れ、クレゾール石けん液及び石灰等を散布し、地表から深さ１ｍ以上の土砂で覆う。

埋却した場所には、獣畜の種類、死亡事由、埋却年月日を記載した標柱を設ける。

(2) 焼却

約１ｍの深さを掘り、薪を入れ、ロストル及び鉄板を置き、死亡獣畜を乗せ、さらにその上に薪を置いて重油をかけ、むしろ等で被覆して焼き、土砂で覆う。

第１７節　応急給水活動

【上下水道課班】

災害により水道、井戸等の給水施設が破壊され、又は飲料水の汚染により水飲料水の供給が停止した場合には、給水車による給水や給水所の設置等により飲料水を供給し、被災地の生活に対応する。必要最小限度の飲料水の供給と医療用水等を優先的に確保するものとする。

第１　実施体制

災害により水道水が使用できないとき、上下水道局長は、建設部と連絡のうえ、県の協力を得て、応急給水を実施するものとする。

１　応急給水体制の確立

災害発生後、速やかに配水池、浄水場等の水源状況、水道施設の被害や断水等の状況を調査・把握し、あらかじめ定める実施計画に基づき、効率的かつ適切な応急給水を実施するものとする。

２　応援要請

被害が大きく、市自らによる十分な応急給水の実施が困難と判断される場合は、県又は協定締結市町村等に協力を要請するものとする。また、自衛隊の応援が必要なときは、県に要請する。

３　市民への広報

(1) 周知方法

給水にあたっては、広報車の巡回及び防災行政無線（戸別受信機を含む。）等により、市民に周知する。

(2) 広報内容

ア　給水拠点の場所及び給水時間
イ　給水方法（容器等の持参含む。）
ウ　水道施設の復旧見込み及び被害の状況
エ　その他必要事項

４　飲料水の供給

飲料水の供給は、給水車及び給水所の設置等により実施する。

(1) 実施責任者

ア　救助法が適用された場合は、知事が実施し、市長が補助する。なお、知事から市長が行うよう救助事務の内容、期間等の通知を受けた場合又は事態急迫のため、知事の実施を待ついとまがない場合は、市長が実施する。
イ　被害の程度により、同法が適用されない場合は、適用された場合の規定に準じて、市長が実施する。

(2) 救助法が適用された場合の実施基準

ア　対象

災害によって現に飲料水の供給を受けることができない状態となった場合

イ　支出費用

救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

ウ　給水の期間

災害発生の日から７日以内とする。

第２　給水の実施

１　給水目標

１人１日３ℓの供給を最小限度として４日から７日までは 10ℓとし、被災後は次第に水の需要が増えるため２週目は 50～100ℓ、３～４週目は 150～200ℓを目標とし、復旧の状況に応じ、逐次給水を増量するものとする。

発災後、４週を目途に復旧し、通水を開始するよう努めるものとする。なお、必要により市販の容器入り飲料水を確保する。

２　給水方法

応急給水用の水源は、浄・配水場に貯留された浄水及び井戸水等を活用して、「運搬給水」、「拠点給水」、「仮設給水栓による給水」をもって給水する。

(1) 運搬給水

導水施設、浄水施設又は送水施設や配水本管の復旧が終了するまで、給水車、給水タンク車等による運搬給水を実施する。

(2) 拠点給水

上水道施設の破損について、直ちに応急修理を施し、指定避難所等適当な場所に応急給水所を設置する。

(3) 仮設給水栓による給水

応急復旧の状況により、通水した配水本管や支管上の消火栓に仮設給水栓を設置し、応急給水を実施する。

３　応急給水の優先順位

避難所や病院等の緊急を要する施設や高齢者、障がい者等の要配慮者の施設には給水車、応急給水栓等を優先的に配備するものとする。

４　応急給水用資器材の備蓄調達

応急給水用資器材及び応急復旧用資器材を備蓄しており、また、必要に応じて関係機関から調達するものとする。

５　その他水の確保

(1) 公共施設の受水槽

必要に応じて、当該施設の了解を得て、利用する。

(2) プール等

比較的汚染の少ないプール等の水源について飲用の適否及び水質の検査を実施し、ろ水器等により浄化し、利用する。

(3) 井戸

水質検査を実施し、指定を受けた民有の井戸について、所有者の協力を得て、水源として利用する。

第１８節　食料・生活必需品の供給活動

【財政課班】

災害によって避難所に収容された者及び住家に被害を受け、自宅で炊飯等ができず、日常の食事に支障をきたした避難者並びに日常生活に欠くことのできない被服・寝具等の生活必需品を喪失・棄損し避難者に食事及び生活必需品等の供給を行い、避難者の心身の安定を図るものとする。

第１　食料の供給

１　食料の供給等

(1) 食料供給の対象者

ア　避難所に収容された者

イ　住家に被害を受けて炊事のできない者

ウ　病院、ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者

エ　災害現地において災害応急対策に従事する者で、食品の給与を行う必要のある者（この場合は、救助法による措置としては認められない。）

(2) 応急供給品目

応急品目は、原則として米穀とし、実情に応じて乾パン、麦製品、缶詰、即席麺、レトルト食品等とする。

(3) 応急供給の数量

１人あたりの供給数量は、次のとおりとする。ただし乾パン、麦製品の換算率は、100%とし、生パンは原料小麦粉の重量で計算する。

ア　り災者に対する給食は、１人あたり１食精米換算 200g の範囲内

イ　被災によって、供給機関での通常供給ができないときの供給は、１日あたり精米換算 400g の範囲内

ウ　災害救助、応急復旧作業に従事する者に対する給食は、１食あたり精米換算 300g の範囲内

(4) 給与期間

ア　原則として、災害発生の日から７日以内とする。ただし、災害が継続し、又は二次災害の発生が予想される等の状況が続き、相当期間の給食が特に必要であると判断される場合はこの限りではない。

イ　被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に３日以内を現物支給する。

２　食料の緊急調達

(1) 備蓄による調達

発災当日は、食料の調達が困難なため、第１章「第１２節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備」に基づき備蓄されている簡易食品（乾パン、麦製品、缶詰、即席麺、レトルト食品等とする。）を活用し、調達する。

(2) 民間事業者からの調達

ア　発災後に必要な緊急食料は、民間事業者との協定に基づき流通業者に協力を要請し、調達する。

イ　炊き出し等に要する米穀は、市内の農業協同組合及び米穀販売業者等から調達する。（米穀販売業者等の名簿は、財政課班が整備する。）

ウ　パン類は、市内の製パン業者から調達する。（製パン業者の名簿は、財政課班が整備する。）

エ　副食、調味料等は、必要に応じ市内の販売業者等から調達する。（副食、調味料販売業者の名簿は、財政課班が整備する。）

(3) 食料（災害救助用米穀等）の調達

ア　調達要領

(ｱ) 食料調達は、原則的に市内の事業者からの調達によるが、乾パン、缶詰、レトルト食品等、初期の応急対策に対応できるものについては、市において備蓄する。

(ｲ) 緊急調達に備え、事前に市内の食料供給協力業者等と協議し、速やかな対応が可能となるよう、調達先を定め協定を締結する等災害に備えるものとする。

イ　食品別調達要領

(ｱ) 災害救助用米穀の調達

米穀販売業者に不足を生じた場合、又は緊急を要する場合は、県に申請し、政府保有米穀又は米穀卸売業者等から緊急引渡を受ける。

また、救助法が適用された場合において、緊急を要し県の指示を受けるいとまがない場合は、災害救助法または国民保護法が発動された場合における「米類の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、災害救助用米穀の緊急引渡を要請する。

(ｲ) 乾パンの調達

災害用乾パンの供給の実施を必要とするときは、知事に申請し緊急引渡を受ける。

(ｳ) 生パン

市内のパン製造業者に、事前に連絡して製造を依頼して調達する。

(ｴ) 副食、調味料

副食、調味料（醤油、味噌、塩、缶詰等）については、必要に応じて市内業者から調達する。

(ｵ) 乳児食の調達

乳児に対する給食は、人口栄養を必要としその確保が困難な者に対して、実情に応じて市内取扱業者から購入し、支給するものとする。

(4) 他の自治体等からの調達

市内で十分な食料の調達ができない場合は、協定締結市町村又は県を通じ全国の自治体に対して支援を要請する。

ア　発災直後～３日以内は、県内市町村及び近隣市町村等からの救援食料を活用する。

イ　発生後概ね４日以降は、全国の自治体等からの救援食料を活用する。

３　食料供給の実施

食料の供給は、食品の給与、又は炊き出しにより実施するものとする。

(1) 実施責任者

ア　救助法が適用された場合は、知事が実施し、市長が補助する。なお、知事から市長が行うよう救助事務の内容、期間等の通知を受けた場合、又は事態急迫のため、知事の実施を待ついとまがない場合は、市長が実施する。

イ　被害の程度等により法が適用されない場合は、適用された場合の規定に準じて市長が実施する。

(2) 救助法が適用された場合の実施基準

ア　対象

(ｱ) 避難所に収容された者

(ｲ) 住家が全焼・半焼、全壊・半壊等により被害を受けたため、炊事のできない者

(ｳ) 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者

イ　支出費用

救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

ウ　給与する食品の種類

食品の給与は、避難者が直ちに食することができる現物で、次に掲げる食品のうちから適当と認めるものを給与するものとする。（米穀、弁当、パン、即席麺、レトルト食品等）

(3) 炊き出しによる給与

ア　炊き出しの実施

炊き出しは、日赤奉仕団体等の協力により、小・中学校（避難所）等の給食施設を利用して実施する。なお、災害の規模によって炊き出し能力が不足する場合は、行政区、自主防災組織等の協力を得て行う自主的炊き出し活動を促進する。また、自衛隊の応援が必要なときは、県に要請するものとする。

イ　炊き出し施設及び器材の使用

炊き出し施設及び器材は、小・中学校給食室、公民館等を使用する。炊き出しの際の炊事器材は、各小学校の給食用を使用するものとする。

ウ　炊き出し方法

原則として包装食とし、なるべく保存性のある副食物を添えるものとする。

エ　協力団体

炊き出しにあたっては、次の団体の協力を求めて実施するものとする。

(ｱ) 民生委員・児童委員協議会

(ｲ) 田村市社会福祉協議会

(ｳ) 婦人会

(ｴ) 日本赤十字社奉仕団

(ｵ) 自主防災組織（行政区組織）

(ｶ) 自衛隊

オ　炊き出しの依頼

緊急を要し、かつあらゆる手段をもってしても調達困難な場合には、市民に対し各家庭毎に包装食おにぎりの炊き出しを依頼するものとする。

カ　食料の配付

(ｱ) 炊き出しの配分は、食料供給対象者の避難形態別に班等を組織し、各組織に責任者を定め、その責任者が確実に人員を把握し、正確に行う。配分にあたっては高齢者、障がい者、幼児及び体力衰弱者等に優先的に配分する。

(ｲ) 避難者に対する給与は、原則として避難場所等において実施する。なお、給食を必要とする自宅残留者等で自力受領可能者には、最寄りの避難所において配付する。

(ｳ) 高齢者、障がい者及び体力衰弱者等の自力受領困難者については、各組織又は行政区、自主防災組織の協力を得て配分する。

キ　炊き出し給与状況の記録

炊き出しを実施した場合は、次により記録しておかなければならない。

(ｱ) 炊き出し受給者名簿

(ｲ) 炊き出しその他による食品供与物品受払簿

(ｳ) 炊き出し用物品借用簿

第２　生活必需品等の供給

１　生活必需品供給の対象者

(1) 災害により住家が全焼・半焼、全壊・半焼等の被害を受け、生活上必要な家財等が喪失又は棄損し、日常生活を営むことが困難な者

(2) 被服、寝具、その他生活必需品が喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者。

２　生活必需品の緊急調達

(1) 備蓄による調達

発災当日は、物資の調達が困難なため、第１章「第１２節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備」に基づき備蓄されている物資（毛布、タオル等）を活用し、調達する。

(2) 民間業者等からの調達

ア　発災後に必要な物資は、民間業者との協定に基づき、流通業者に協力を要請し、調達する。

イ　衣類、寝具、日用品及び生活必需品等は、必要に応じ市内の他の販売業者等から調達する。（販売業者の名薄は、財政課班が整備する。）

(3) 他自治体等からの調達

市内で十分な生活必需品の調達ができない場合は、協定締結市町村又は県を通じ全国の自治体に対して支援を要請するものとする。

ア　発災直後～３日以内は、県内市町村及び近隣市町村等からの救援食料を活用する。

イ　発生後、概ね４日以降は全国の自治体等からの救援食料を活用する。

３　生活必需品の給（貸）与

(1) 実施責任者

ア　救助法が適用された場合は、知事が実施し、市長が補助する。なお、知事から市長が行うよう救助事務の内容、期間等の通知を受けた場合又は事態急迫のため、知事の実施を待ついとまがない場合は、市長が実施する。

イ　被害の程度等により、法が適用されない場合は、適用された場合の規定に準じて市長が実施する。

(2) 救助法が適用された場合の実施基準

ア　救援物資等給（貸）与品目

避難者には、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって給（貸）与する。女性や乳幼児、高齢者等要配慮者については、紙おむつや生理用品等特有のニーズがあることから、それぞれのニーズを踏まえた生活必需物資等の供給を行うものとする。

(ｱ) 寝具（布団、毛布、タオルケット等）
(ｲ) 外衣（洋服、作業服、婦人服、こども服）
(ｳ) 肌着（シャツ、ズボン下、パンツ等の類）
(ｴ) 身の回り品（タオル、ハンカチ、靴下、ズック等、傘等の類）
(ｵ) 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁、コンロ、バケツ、ガス器具等の類）
(ｶ) 食器（茶碗、皿、箸等の類）
(ｷ) 日用品（石鹸、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、歯ブラシ、歯磨き粉、マスク、消毒液等の類）
(ｸ) 光熱材料（マッチ、ローソク、灯油、プロパンガス等の類）
(ｹ) 要配慮者用消耗器材（高齢者、障がい者、難病患者等の日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストマ用装具等）
(ｺ) その他日常生活に欠くことができないと認められるもの

イ　支出費用

救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

ウ　救援物資等給（貸）与の期間

原則として、当該災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、災害が継続し、又は二次災害の発生が予想される等の状況が続き、相当期間の給（貸）与が特に必要であると判断される場合はこの限りではない。

第３　食料・生活必需品等の受入れ及び配分等

１　物資等の受入

食料及び生活必需品等を受け入れるときは、次の内容を確認する。

(1) 救援物資等提供元（代表者名、連絡方法）
(2) 受入日時
(3) 品目及び数量

(4) 輸送方法（手段）
(5) その他必要な事項

２　物資等の輸送

(1) 備蓄物資等は、本章「第１１節 緊急輸送活動」に定める車両をもって、避難所等へ輸送する。
(2) 民間業者等からの調達物資は、事業者が指定された場所に輸送する。なお、状況等によっては、協定運送業者及び協定締結市町村に協力を要請し、輸送する。
(3) 県から給付を受けた物資等は、指定の災害活動拠点に集め、本章「第１１節 緊急輸送活動」に定める車両をもって、避難所等へ輸送する。なお、状況等によっては、協定運送業者及び協定締結市町村に協力を要請し、輸送する。
(4) 救援物資等は、指定の災害活動拠点に集め、仕分けを行い、本章「第１１節 緊急輸送活動」に定める車両をもって、避難所等へ輸送する。なお、状況等によっては、協定運送業者及び協定締結市町村に協力を要請し輸送する。
(5) 市は、指定避難所等への物資配送を円滑に実施するため、地域内輸送拠点を開設するとともに、民間事業者との災害時連携協定に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、指定避難所等までの輸送体制を確保するものとする。

３　救援物資等の集積場所

調達した物資、県及び他市町村等からの救援物資の集積場所は、原則として本章「第１１節 緊急輸送活動」に基づき指定された災害活動拠点において集配、管理等を行う。多量の物資を輸送する場合等で、災害発生地区によって、在庫場所からの直接輸送の方が便利な場合には、集積せずに直接避難所等へ配送する。

なお、物資等集積所における業務は、次のとおりである。

(1) 物資等の受け渡し
(2) 物資等の品目及び数量の把握
(3) 物資等の仕分け
(4) 物資等の管理

４　物資等の配給

(1) 避難所における配給

各避難所の管理運営責任者は、避難所に届けられた物資等を避難者に公平に配給するとともに、高齢者や障がい者等に優先的に配給するものとする。

(2) 在宅等避難者への配給

在宅等避難者は、必要な物資等の品目及び数を最寄りの避難所管理運営責任者に連絡し、同避難所で配給を受ける。また、自ら受け取りに来られない高齢者や障がい者等の在宅避難者へは、近隣の行政区、自主防災組織及びボランティア等の支援を得て配給するものとする。

第４　支援物資等の支援体制

市は、避難者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、新物資システム（B-PLo）等を活用して情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。

また、大規模な災害発生のおそれがある場合、新物資システム（B-PLo）を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとし、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

第１９節　被災地の応急対策

【本部事務局、社会福祉課班、保健課班、農林課班、建設課班、都市計画課班、上下水道課班】

被災地内の住民の生活やインフラを復旧させるため、宅地内や河川、港湾等の障害物を除去するとともに、住民の生活上の不安を解消するための各種相談事業などを実施する。

第１　被災地のインフラ復旧等に対する応急措置及び応急復旧の指導・相談

市は、県による建築物応急判定士制度の確立に協力するほか、災害時においては倒壊等のおそれのある建築物による事故防止のための住民への広報活動を行うとともに、危険度判定を実施して建築物の応急措置、応急復旧に関する技術的な指導、相談等の実施に努めるものとする。

第２　障害物の除去

家屋の倒壊により発生する道路障害物や土砂災害、浸水等により住居等に流入した土石等の障害物は、被災者の救助や応急対策の実施を阻害するばかりでなく、道路交通や住民の日常生活に著しい支障をきたすため、迅速にこれを除去するものとする。

１　住宅関係障害物の除去

災害により、住居又はその周辺に運び込まれた樹木、土石等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去を行うものとする。

(1) 実施責任者

ア　救助法が適用された場合は、知事が実施し、市長が補助する。

知事から市長が行うよう救助事務の内容、期間等の通知を受けた場合又は事態急迫のため、知事の実施を待ついとまがない場合は、市長が実施する。

イ　被害の程度等により、同法が適用されない場合は、適用された場合の規定に準じて市長が実施する。

(2) 救助法が適用された場合の実施基準

ア　対象

(ｱ) 日常生活に欠くことのできない場所（居室、台所、便所等）に土石、竹木等の障害物が運び込まれたもので、自らの資力をもって除去することができないもの

(ｲ) 応急措置の支障となるもので、緊急を要する場合であること。

イ　除去の方法

作業員あるいは技術者を動員して行うものとする。

ウ　支出費用

救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

エ　実施期間

災害発生の日から 10 日以内に完了するものとする。

オ　実施方法

(ｱ) 市有の車両又は機械器具を活用して障害物の除去を実施するが、障害物の規模等により市単独では作業が困難な場合は、田村市建設業組合等の協力を得て実施する。また、市長は必要に応じ、県、自衛隊又は協定締結市町村等に応援を要請するものとする。

(ｲ) 工作物等の保管（基本法第 64 条）

所有者不明の工作物は、所有者が判明するまで本部が指定する場所に保管するものとし、保管を始めた日から 14 日間その工作物等を公示する。

(ｳ) 障害物の売却及び処分（基本法施行令第 25 条～第 27 条）

保管した工作物等が滅失し又は破損するおそれがあるとき、又はその保管に相当な費用並びに手数が要するときは、その工作物を売却し代金は保管するものとする。売却の方法及び手続きは、競争入札又は随意契約により行うものとする。

(ｴ) 車両、機材調達先

建設業組合等

(ｵ) 整備帳簿類

a　救助実施記録日計表（県様式 3-7-5（2））

b　障害物除去該当者調

c　障害物除去該当者選考調書

d　障害物除去の状況

e　障害物除去支出関係書類

２　道路障害物の除去

(1) 実施機関等

災害による道路上の障害物の除去は、原則として次の機関が実施するものとする。

ア　国管理の国道

国土交通省東北地方整備局郡山国道事務所

イ　県管理の国道及び県道

福島県三春土木事務所

ウ　市道

建設課班

エ　電柱、架線、看板等

施設の管理者

オ　建設中の現場工作物等

事業者

(2) 障害物除去の対象

道路の障害物除去は、次の場合に行う。

ア　住民の生命、財産等を保護するために必要とする場合

イ　交通の安全及び緊急輸送を確保するために必要とする場合

ウ　応急対策活動を実施するために必要とする場合

エ　その他公共的立場から除去を必要とする場合

(3) 障害物除去の優先道路順位

障害物の除去については、効率的な緊急輸送活動を行ううえでの重要度に応じて、路線別に順位を定め、優先的に実施し、交通機能の早期回復を図るものとする。

なお、優先する道路は、概ね次のとおりとする。

ア　広域的な緊急輸送を担う幹線道路（第１次緊急輸送路）

イ　第１次緊急輸送路と災害活動拠点や避難拠点を連絡する主要道路（第２次緊急輸送路）

ウ　避難拠点や避難所などを連絡する道路（第３次緊急輸送路）

エ　その他必要と認める道路

(4) 実施方法

市有の車両又は機械器具を活用して障害物の除去を実施するが、障害物の規模等により市単独では作業が困難な場合は、協定に基づき福島県建設業協会田村支部の協力を得て実施するものとする。また、市長は必要に応じ、県、自衛隊又は協定締結市町村等に応援を要請するものとする。

３　河川における障害物の除去

(1) 実施機関及び方法

ア　河川区域内の障害物の除去についての計画の実施は、河川法に規定する河川管理者、水防法に規定する水防管理者、消防法に規定する消防機関の長が行うものとする。

イ　河川管理者は、河川法第 22 条第 1 項の規定による緊急措置を行うものとする。

ウ　水防管理者、消防機関の長は、水防法第 28 条の規定による緊急措置を行うものとする。

(2) 除去した障害物の集積

除去した障害物で、廃棄物に該当するものについては、清掃センター等へ搬入して処分するものとするが、その他のもの及び廃棄物の一時的な集積場所は、それぞれの実施機関において次の点を考慮して確保するものとする。

ア　交通に支障がなく、二次災害が発生するおそれのない公共用地を選定するものとする。

イ　公共用地に適当な場所がないときは、民有地を使用することとなるが、この場合においては、所有者との間に補償（使用）契約を締結するものとする。

第３　災害相談対策

１　臨時災害相談所の開設

市は、被災地及び避難所等に臨時災害相談所を設け、要配慮者や被災住民の相談に応じるとともに、苦情、要望等を聴取した結果を関係機関に速やかに連絡して早期解決に努めるものとする。また、保健師やケースワーカー等の保健福祉専門職員による巡回相談チームを編成し、要配慮者の実態調査、ニーズの把握に努めるとともに、必要な健康相談や保健指導を行うものとする。

２　臨時災害相談所の規模等

相談所の規模及び構成員等は、災害の規模や現地の状況を検討して決めるものとする。

３　相談業務の内容

(1) 生業資金の斡旋、融資に関すること。
(2) 被災住宅の修理及び応急住宅の斡旋に関すること。
(3) 行方不明者の捜索に関すること（被災者の安否の確認に関すること）。
(4) その他市民の生活に関すること。

４　健康相談所の開設及び家庭訪問の実施

保健課班は、被害が著しく、被災者の避難生活が長期にわたると判断される場合、被災者の身体的、精神的ケアを図るため、避難所等に保健師等で構成する健康相談所を開設するものとする。また、相談所を利用することができない被災者については、家庭訪問を実施し、健康相談に応じるものとする。

第２０節　行方不明者の捜索及び遺体の火葬・埋葬

【本部事務局、市民課班、生活安全課班、環境課班、社会福祉課班、保健課班】

災害により行方不明者が発生したときは、関係機関と協力して迅速に捜索活動を実施する。また、災害現場から遺体が発見されたときは、速やかに身元確認等を行い、遺体の安置、火葬、埋葬等の処理を実施するものとする。

第１　遺体及び行方不明者の捜索

本部事務局（統括・企画班）は、災害の状況から判断して必要があると認めたときは、遺体及び行方不明者の捜索・救出を消防団、消防、警察、自衛隊など関係機関の協力を得て、遅滞なく実施するものとする。

市は、行方不明者の届出等の受付窓口を明確にするとともに、この窓口において、安否確認についての情報の一元化に努める。

１　救出活動の実施

行方不明者の捜索、救出活動にあたっては、本部、消防団、消防、警察、自衛隊等の関係機関が連携を密にし、迅速に必要な人員、資機材等を投入し、救出活動に万全を期する。

２　遺体の捜索

(1) 実施責任者

ア　救助法が適用された場合は、知事が実施し、市長が補助する。

知事から市長が行うよう救助事務の内容、期間等の通知を受けた場合又は事態急迫のため、知事の実施を待ついとまがない場合は、市長が実施する。

イ　被害の程度により、同法が適用されない場合は、適用された場合の規定に準じて市長が実施する。

(2) 救助法が適用された場合の実施基準

ア　対象

遺体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。

イ　支出費用

救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

ウ　実施期間

遺体の捜索の実施期間は、原則として、災害発生の日から 10 日間以内とする。

(3) 報告

ア　捜索中に遺体を発見した場合は、直ちに所轄の警察署へ報告するものとする。

イ　捜索実施のつど、その状況を遺体捜索状況記録簿に記入し、県へ報告するものとする。

(4) 整備帳簿等

ア　遺体捜索状況記録簿（県様式 3-15-1）

イ　遺体捜索用機械器具燃料受払簿（県様式 3-15-2）
ウ　遺体捜索用機械器具修繕簿（県様式 3-15-3）
エ　遺体捜索費関係支払証拠書類

第２　遺体の収容

１　収容

(1) 環境課班は、警察署等の協力を得て、遺体を一時保存に適切な施設に収容するものとする。
(2) 身元が判明し、引取人があると認められるときは、遺体処理台帳に記載のうえ引渡すものとする。
(3) 身元が不明である場合は、遺体の撮影を行い、遺留品等を整理して納棺のうえ、その性別、推定年齢、遺留品等を遺体処理台帳に記載し、遺体安置所等に掲示する。
(4) 環境課班は、遺体安置場所の確保、開設及び運営を行うものとする。

２　警察による検視

遺体を発見又は収容した際は、直ちに警察署に届出し、検視を受けること。

３　遺体の取扱い

(1) 災害現場から遺体を発見した者は、直ちに所轄の警察署又は直近の警察職員にその旨を通報するものとする。
(2) 警察は、遺体の見分・検視を行うものとする。
(3) 捜索により発見された遺体は、遺体安置所に搬送し、納棺するものとする。
(4) 警察、地元行政区等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努めるものとする。
(5) 警察は、見分・検視及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を遺族又は関係者に引き渡すものとする。
(6) 遺族等の引き取り者がない場合又は遺族等が火葬・埋葬を行うことが困難な場合は、応急的措置として火葬を行うものとする。

４　遺体の処理

(1) 実施責任者
ア　救助法が適用された場合は、知事が実施し、市長が補助する。
　知事から市長が行うよう救助事務の内容、期間等の通知を受けた場合又は事態急迫のため、知事の実施を待ついとまがない場合は、市長が実施する。
イ　同法が適用されない場合は、被害の程度により、適用された場合の規定に準じて市長が実施する。
(2) 救助法が適用された場合の実施基準
ア　対象
(ｱ) 災害の際死亡した者に係わる遺体の処理は、その遺族等が混乱のため行うことができない場合は、関係機関の協力のもとに実施する。

(ｲ) 実施にあたっては、人心の安定、防疫又は遺体の尊厳の確保等を図るため、遺体の円滑な輸送手段及び適切な安置施設並びに遺体の保存等に十分配慮する。

(ｳ) 災害によって死亡した者について、以下の事項について行うものとする。

a　遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処置

b　遺体の一時保存

c　検案・身元確認

イ　支出費用

救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

ウ　実施期間

遺体処理の実施期間は、原則として、災害発生の日から 10 日間以内とする。

(3) 遺体の処置及び検案

環境課班は、医師会等に医師の派遣を要請し、所属の指定職員とともに遺体安置所等において、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置及び検案を行うものとする。なお、必要に応じ、葬祭業者及び地元住民の協力を得て行うものとする。

(4) 遺体の引受け

環境課班は、警察署から遺体の引渡しの通知を受けたときは、直ちに職員を派遣し、引受けするものとする。

ア　身元判明者については、遺体処理台帳に記載のうえ、引受人に引渡す。

イ　身元不明者については、一時保存の措置を行うものとする。

(5) 整備帳簿等

ア　救助実施記録日計表（県様式 3-7-5（2））

イ　遺体処理台帳（県様式 3-15-4）

ウ　遺体処理費関係支出証拠書類

第３　遺体の火葬・埋葬

１　遺体の埋葬

(1) 実施責任者

ア　救助法が適用された場合は、知事が実施し、市長が補助する。知事から市長が行うよう救助事務の内容、期間等の通知を受けた場合又は事態急迫のため、知事の実施を待ついとまがない場合は、市長が実施する。

イ　同法が適用されない場合は、被害の程度により、適用された場合の規定に準じて市長が実施する。

(2) 救助法が適用された場合の実施基準

ア　対象

災害時に死亡した者に対し、その遺族が混乱期のため、資力の有無にかかわらず、埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者に遺族がなく、埋葬を行うことができない場合に、応急的な措置として埋葬を行うものとする。

イ　環境課班は、火葬台帳に記入のうえ、田村市斎場で火葬を行うものとする。なお、

火葬後も引取人のない遺骨は市内寺院等の協力を得て、埋葬するものとする。

ウ　災害等の被害により、田村市斎場で火葬を行うことができない場合、又は火葬が困難な場合は、福島県広域火葬計画に基づき、県及び近隣市町村との連携により、火葬を行うものとする。

注）被災地以外に漂着した死体のうち、身元が判明しないものの埋葬は、行旅死亡人取扱いとする。

エ　支出費用

救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

オ　実施期間

遺体の埋葬は、原則として、災害発生の日から 10 日間以内とする。

カ　整備帳簿等

(ｱ) 埋葬台帳（県様式 3-15-5）

(ｲ) 埋葬費関係支出証拠書類

(ｳ) 火葬台帳

２　安置所・火葬場等の確保

(1) 安置所については、公共施設又は寺院を利用する。

(2) 遺体の安置にあたっては、納棺用品、ドライアイス等を業者から調達する。

(3) 災害応急納骨堂を、原則として田村市斎場敷地内に確保する。縁故者の判明しない焼骨又は縁故者が墓地を有していない焼骨を一時保管し、縁故者が判明次第又は墓地を確保次第引き継ぐものとする。また、無縁の焼骨は、無縁故者納骨堂に収蔵するか、寺院の無縁墓地に埋葬するものとする。

３　応援協力

市独自の対応では遺体の処理が困難な場合は、県又は近隣市町村に対し応援を要請する。さらに、協定締結民間団体に応援を要請し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。このため、平時から近隣火葬場の処理能力を把握しておくとともに、必要資材（棺・骨つぼ・ドライアイス等）について緊急時の手配先を調査しておくものとする。

資料編：01 地域防災計画資料「１(8)　ツ　葬祭事業者（葬祭会館)」

第２１節　住宅の応急確保

【本部事務局、建設課班、都市計画課班】

災害のため住宅を失い、又は破損等のために居住することができなくなった被災者に対して、応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理及び既存の賃貸住宅等の斡旋、情報の提供等を行い、一時的な居住の安定を図るものとする。

第１　応急仮設住宅の供与

１　対象者

災害により住宅を失った者で、自らの資力では住宅を確保することのできない者に対して、建設型応急住宅等の建設、民間賃貸住宅を借上げての供与（賃貸型応急住宅）等を行うものとする。

２　実施責任者

(1) 救助法が適用された場合は、知事が実施し、市長が補助する。なお、救助を迅速に行うため、知事から市長が行うよう救助事務の内容期間等の通知を受けた場合又は事態急迫のため知事の実施を待ついとまがない場合は、市長が実施する。

(2) 被害の程度等により同法が適用されない場合は、適用された場合の規定に準じて市長が実施する。

３　救助法が適用された場合の実施基準

(1) 建設型応急住宅

ア　設置選定上の考慮事項

原則として次の条件を考慮して、あらかじめ建設可能な用地を把握しておくものとする。

(ｱ) 住宅建設に適当な公共用地であること。

(ｲ) 被災地周辺であること。

(ｳ) 交通の便がよいこと。

(ｴ) 浸水、がけ崩れ等の危険がないこと。

(ｵ) 電気、飲料水等が得やすく、保健衛生上良好なこと。

(ｶ) 被災者の生業の見通しがつけられること。

イ　設置予定場所

原則として、できる限り集団的に建設できる被災地周辺の市有地等を建設場所とする。また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。ただし、状況によりやむを得ない場合は、他の官有地、又は私有地を借り上げし建設する。

ウ　建物の規模及び費用の基準

(ｱ) １戸あたりの規模

地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。

(ｲ) 支出できる費用

救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

エ　建設の実施

建設は、災害時において活用し得る土木及び建築業者の名簿に掲げる建設業者に請け負わせて行う。

オ　建設資材

建設のための資材は、請負業者及び販売業者の手持品を利用するものとするが、災害時における混乱等により、業者に手持ち資材がない場合又は確保が困難な場合は、県に必要資材の斡旋を要請する。

カ　建設にあたっての留意点

(ｱ) 応急仮設住宅地内に、規模に応じてごみステーション、仮設住宅案内板、通路の照明、集会施設駐車場等の生活便利施設を併設することを配慮する。

(ｲ) 住宅の構造は、高齢者や障がい者等の利用に配慮した住宅の仕様は全ての入居者にとって利用しやすいものであることから、通常の応急仮設住宅を含め、物理的障壁の除去されたユニバーサルデザイン仕様を目指した配置や設計に努める。

(ｳ) 冬季における凍結、寒冷対策及び夏季における熱中症対策等居住性の向上に配慮する。

(ｴ) 仮設住宅における地域コミュニティと住民自治機能の維持のため、同一敷地内又は近接する地域内に 10 戸以上の仮設住宅を設置する場合、内閣総理大臣と協議の上、集会所や談話室といった施設を設置することができる。

キ　建設期間

災害発生の日から 20 日以内に着工し、できる限り速やかに完了する。

大災害等で 20 日以内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限度の期間を延長することができるものとする。

ク　供与期間

完成の日から建築基準法第 85 条第 4 項の規定による期限内（最長２年以内）とする。

ケ　入居対象者

原則として、災害により被災し、次に掲げる全てに該当する者とする。

(ｱ) 住宅が全壊、全焼又は流失したものであること。

(ｲ) 居住する住宅がない者又は避難指示等により長期にわたり自らの住居に居住できない者であること。

(ｳ) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者であること。

なお、災害の混乱時には十分な審査が困難であり、一定額による厳格な所得制限等はなじまないため、資力要件については制度の趣旨を十分に理解して運用すること。

また、本章第１９節「第２　障害物の除去」や本節「第２　住宅の応急修理」との併給は原則認められないが、「住宅の応急修理」をする被災者のうち、応急修理の

期間が１か月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者については災害発生の日から原則６か月に限り、応急修理完了までの間、応急仮設住宅の使用が認められる。

コ　入居者の選定

県が市長の協力を求めて行うものとする。ただし、状況に応じて市長に事務委任する。

(2) 賃貸型応急住宅

ア　建物の規模及び費用の基準

(ｱ) １戸あたりの規模

地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。

(ｲ) 支出できる費用

救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

イ　期間

災害発生の日から速やかに提供できるよう努める。

ウ　入居基準及び入居者の選定

入居できる世帯は、次に掲げるいずれかに該当するものとする。なお、入居者の選定にあたっては、公平を期するほか、民生委員・児童委員等その他関係者の意見を聴き、高齢者、身体障がい者等の要配慮者の優先的入居に配慮するものとする。

(ｱ) 住家が全壊、全焼又は流出した者であること。

(ｲ) 居住する住家がない者又は避難情報の発令により長期にわたり自らの住居に居住できない者であること。

(ｳ) 自らの資力では住宅を確保することができない者であること。(災害による混乱時には十分な審査が困難であり、一定額による厳格な所得制限等はなじまないため、資力要件については制度の趣旨を十分に理解して運用すること。)

(ｴ) 以下の特別な事情があり、応急仮設住宅を提供する必要がある者。

a　当該時点では住家に直接被害はないが、二次被害等により住宅が被害を受けるおそれがあるなど、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する居住する住家がないものと同等を見なす必要がある場合

（注）ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地すべり又は火山噴火等により、市長の避難指示等を受け、長期に渡り自らの住居に居住できない者等が考えられる。

b　住家の被害を受け、居住することが困難となり、現在、避難所にいる者はもとより、ホテル・旅館、公営住宅等を避難所として利用している者や、親族宅等に身を寄せている者

c　「半壊」(「大規模半壊」、「中規模半壊」を含む。）であっても、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない方

d　就学・就労等の個人的な生活環境の変化による仮設住宅の住み替えは、応急的な救助の範囲を超えることから、原則として認められないところであるが、緊急やむを得ない場合においては、次の点に留意のうえ、応急的な救助の実施主体である県において、個別に対応して差し支えない。

(a) 家主の都合により賃貸契約の更新を拒否された場合

(b) 建設型応急住宅への集約等、行政都合による移転など本人の責めによらない場合

(c) 配偶者からの暴力であるDV（ドメスティック・バイオレンス）被害等で同居を続けることにより、身体・生命に危険が及ぶ場合などの世帯分離の場合

(d) エレベーターのない公営住宅等で、入居後の健康悪化により昇降が困難となった場合の低階層への転居等の場合

(e) 入居後の健康悪化（重篤な疾病に限る）により、医療機関近傍への転居が望ましいと証される場合

エ　入居者の決定

(ｱ) 該当者の抽出

都市計画課班は、各行政局班と連携し、被害状況報告及び被災者名簿（罹災証明発行者名簿）により、該当者を抽出し、応急仮設住宅入居該当者調（県様式3－11－1）を作成するものとする。

(ｲ) 入居希望者の募集

都市計画課班は、各行政局班及び本部事務局（情報・広報・渉外班）を通じ、あらゆる広報手段を利用して、被災者に周知し、相当期間をもって募集する。

(ｳ) 入居者の決定

都市計画課班は、希望者について、応急仮設住宅該当対象者選定調書（県様式3-11-2）を作成し、市長が任命する選考委員会（副本部長（副市長）ほか７名程度で構成）において、公平な審査、又は抽選（公開を原則とする。）により入居者を決定する。

オ　供与の期間

応急仮設住宅を給与できる期間は、工事が完了した日から建築基準法第85条第３項による期限内（最高２年以内）とする。

(3) 福祉仮設住宅の設置

市は必要に応じ、救助法の適用により福祉仮設住宅を設置することとする。なお、福祉仮設住宅の条件は、概ね次のとおりとする。

ア　福祉仮設住宅として高齢者等の要配慮者を複数収容できる住宅

イ　要配慮者が保健福祉サービス等を利用しながら生活できる構造及び設備を有する住宅

(4) 整備帳簿類

ア　救助実施記録日計表（県様式3-7-5（2））

イ　応急仮設住宅入居該当者調（県様式3-11-1）

ウ　応急仮設住宅該当対象者選定調書（県様式 3-11-2）
エ　応急仮設住宅台帳（県様式 3-11-3）
オ　建設工事関係書（契約書、設計書、仕様書等）
カ　支払関係証拠書類
キ　応急仮設住宅敷地賃貸借契約書
ク　応急仮設住宅敷地使用貸借契約書

４　応急仮設住宅の管理

(1) 市は、救助法による応急仮設住宅については、県の要請によりその管理に協力する。
(2) 応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティ形成及び運営に努める。
(3) 応急仮設住宅へ入居したひとり暮らし高齢者や障がい者等に対して、保健師の巡回をはじめホームヘルパーの派遣等、実情に応じたきめ細かな対応に努める。
(4) 女性の参画を推進し、女性やこども・若者をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。
(5) 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。
(6) 仮設住宅の管理者は、入居者台帳を整備し、応急仮設住宅の管理を行うとともに、仮設住宅入居が円滑に実施できるよう関係各班と調整するものとする。

第２　住宅の応急修理

１　実施責任者

(1) 救助法が適用された場合は、知事が実施し、市長が補助する。
　なお、救助を迅速に行うため、知事から市長が行うよう救助事務の内容、期間等の通知を受けた場合又は事態急迫のため知事の実施を待ついとまがない場合は、市長が実施する。
(2) 被害の程度により、同法が適用されない場合は、適用された場合の規定に準じて市長が実施する。

２　救助法が適用された場合の実施基準

(1) 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理
　救助法が適用された場合の住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理（以下「緊急修理」という。）に関する基本的事項は、次のとおりとする。
ア　緊急修理対象者
　次の要件を満たす者とする。
(ｱ) 準半壊、半壊、中規模半壊又は大規模半壊の被害を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある状態にあること。（全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、緊急修理の対象とはならないが、修理を実施することにより居住が可能であって、引き続き居住する意思がある場合はこの限りではない。）

(ｲ) 住宅のみを対象とし、物置、倉庫や駐車場等は対象とならない。

(ｳ) 発災後の次の降雨等までに速やかに実施する必要があることから、対象となる住家の損傷状況は、現場における目視による確認や被災者が申請のため持参した住宅の被害状況写真等に基づき、準半壊以上（相当）か否か判断を行うものとする。

イ　修理の範囲と費用

(ｱ) 緊急修理は、日常生活に必要最小限の部分の修理を行うまでの間、ブルーシートやベニヤ板、落下防止ネットなどで緊急的に措置し、住宅の損傷が拡充しないようにするものとし、現物をもって行うものとする。

(ｲ) 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

ウ　緊急修理の期間

(ｱ) 災害発生の日から 10 日以内に完了する。

(ｲ) 被害認定調査の結果を待つことなく、現場における目視確認や被災者が申請時に持参する写真等に基づき判断を行い、短期間でブルーシートの展張を完了するよう努める。

(ｳ) やむを得ず 10 日以内での救助の適切な実施が困難となる場合には、内閣総理大臣と協議の上、実施期間の延長を行うことができる。

(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

救助法が適用された場合の日常生活に必要な最小限度の部分の修理に関する基本的事項は、次のとおりとする。

ア　応急修理対象者

(ｱ) 次の要件を全て満たす者とする。

a　準半壊、半壊、中規模半壊又は大規模半壊の被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること。

ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、対象として差し支えない。

また、全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはならないが、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りではない。

b　応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。

c　応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を利用しないこと。

ただし、応急修理の期間が１か月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者については災害発生の日から原則６か月に限り、応急修理完了までの間、応急仮設住宅の使用が認められる。

(ｲ) 準半壊、半壊又は中規模半壊し、自らの資力では応急修理ができない者

資力要件については、「資力に関する申出書」を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合は、ローン等個別事情を勘案し、判断するなど、

制度の趣旨を十分理解して運用すること

イ　修理の範囲

応急修理の対象範囲は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとする。

ウ　費用

救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

(3) 修理期間

原則として災害発生の日から３か月以内（基本法第 23 条の 3 第 1 項に規定する特定災害対策本部、同法第 24 条第 1 項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては６か月以内）に完了する。

ただし、災害の規模や被災地の実態等により、３か月（又は６か月）以上実施に要する場合には、あらかじめ実態等に即した必要な期間を内閣総理大臣と協議の上、実施期間の延長を行うことができる。

第３　建築物の応急危険度判定の実施

居住者等の安全を確保し、被災建築物の二次災害を防止するため、被災建築物の応急危険度判定を実施するものとする。

１　被災建築物応急危険度判定調査

被災建築物の応急危険度判定調査を次の要領で実施する。

(1) 災害発生後、建築物の被害程度の概略把握を行う。

(2) 応急危険度判定の必要性について検討し、必要があると認めた場合は、応急危険度判定士の資格を有する市職員を招集するとともに災害の規模に応じて、県、他市等の協力を得て実施する。

(3) 応急危険度判定の結果は、必要な注意事項を付して、建築物の玄関付近に掲示するとともに、関係者に通知する。

２　市民への広報

本部事務局（情報・広報・渉外班）は、報道機関等により市民への危険度判定作業に関する広報を行う。広報の主な内容は、次のとおりである。

(1) 危険度判定の重要性と目的

(2) 判定作業の内容

(3) 判定対象建築物

(4) 判定作業の実施区域及び実施時期

(5) 判定作業への協力要請

第４　空家住宅の確保

応急仮設住宅のほか、被災者への住宅供給を迅速に進めるため、既存の賃貸住宅等の斡旋情報の提供等を行うものとする。

１　市営住宅等の活用

市営住宅のほか、県、県内市町村等の公営住宅等の空家情報を収集し、提供するとともに、必要な場合は一時入居の斡旋を行うものとする。

２　民間施設等の活用

民間アパート、社宅等の民間施設についても、その情報を収集し、必要な場合は一時入居のため、所有者、管理者等に入居の協力を依頼するなどの措置を講ずるものとする。

第２２節　ライフライン等応急復旧活動

【本部事務局（情報・広報・渉外班）、総務課班、DX 推進室班、上下水道課班】

日常生活の基盤をなす上水道、下水道、電力、ガス、電話等のライフライン施設等の被害は、市民の生活や社会活動に極めて大きな影響を与える。このため、市及び各事業者は、相互に連携を図り、応急復旧や二次災害の防止に努めるものとする。

第１　上水道施設

上下水道課班は、災害発生に際し、直ちに水道施設の被害状況の調査、施設の点検を実施するとともに応急復旧に必要な措置を講じ、速やかな応急給水体制を確保するものとする。

また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。

さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。

１　施設の復旧手順

施設の復旧にあたっては、拠点給水施設への給水や仮設給水栓の設置等、応急給水体制を考慮した復旧を実施する必要があることから、次の基本方針に基づき復旧工事を実施する。

(1) 復旧は、給水効果が大きい主要施設及び早期復旧が可能な施設から行う。
(2) 施設の運転、相互融通等の制御方法を考慮し、復旧工事を実施する。
(3) 広域的な断水時には、幹線及び本管の早期復旧により、市内一円に応急給水体制がとれるように復旧工事を実施する。
(4) 管路の復旧作業にあたっては、管の破損、継手の離脱等、管路切断状態の復旧を優先する。

２　復旧用資器材の調達

被災した水道施設のために必要とする資器材は、資器材取扱い業者と連携を図り、迅速な調達を行うものとする。

３　応援要請等

応急復旧の作業は、指定水道工事事業者に協力を要請するとともに、応急給水及び施設の応急復旧を実施するために必要があると認めるときは、市長は、知事又は協定締結市町村に対し応援を要請するものとする。

第２　下水道施設

上下水道課班は、災害発生に際して、直ちに被害状況の調査及び施設の点検を実施し、排水機能の支障の有無を確認するとともに、二次災害のおそれのあるものについては、応急復旧を行うものとする。

１　マンホールポンプ施設の応急対応

災害によるマンホールポンプ施設の電気・機械設備、配管等補機類の被害について、速やかに被害状況を緊急点検表及び緊急調査表に基づき点検調査し、必要に応じて緊急対応を行うものとする。

２　管きょの応急対応

(1) 応急復旧

応急復旧作業は、早期の機能回復と二次災害の防止の観点から、管の破損又は土砂流入による閉塞に伴う排水不良箇所の復旧を最優先とし、排水機能に支障のない被害は二次的に対応するものとする。

(2) 応急復旧の方法

ア　被害箇所の把握

道路管理者、河川管理者、流域下水道等他の道路占用者など他機関及び市民からの情報等を考慮し、優先順位を決定し、管きょの緊急点検を実施するものとする。

イ　応急措置

把握した管きょの被害状況に応じ、仮設排水管や可搬式エンジンポンプによる排水機能の確保を図るとともに、道路陥没など崩壊の危険がある箇所についても二次災害防止の措置を行うものとする。

ウ　広範囲の下水道施設に被害が生じた場合

調査と同時に復旧作業を行い、公共ますからの取付管は浅く埋設されているため被害を受けやすく、災害発生後水洗トイレの使用が困難となり、市民からの修理依頼が想定されるため、田村市管工事組合などの協力を得て窓口を一元化し、迅速な対応を図るものとする。

第３　電話施設

NTT 東日本(株)福島支店、NTT ドコモビジネス(株)、(株)NTT ドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)及び楽天モバイル(株)は、災害時の市民生活等における電話通信の果たす役割を認識し、電話施設の早期復旧に努めるものとする。

１　市の協力

災害のために電話施設に被害の発生のおそれがあり、又は発生した場合において、電話施設の防護措置又は応急措置を講ずる必要があるときは、市は、NTT 東日本(株)福島支店、

NTT ドコモビジネス(株)、(株)NTT ドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)及び楽天モバイル(株)に通知し、同社がとる応急措置に協力する。

２　応急措置

(1) NTT 東日本(株)福島支店、NTT ドコモビジネス(株)、(株)NTT ドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)及び楽天モバイル(株)は、病院、ライフライン関係機関、要配慮者収容施設、避難施設、災害対策関係機関等については、災害時における役割を考慮し、仮設電話の設置や早期復旧に努めるものとする。

(2) 通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとるものとする。

ア　臨時回線の設定、中継順路の変更等、疎通確保の措置をとるほか、必要に応じ災害復旧用無線電話機等の運用、臨時公衆電話の設置等を行う。

イ　通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板、災害用音声お届けサービスを活用し、被災地に集中するトラヒックを分散する。

ウ　防災関係機関が設置する通信網との連携協力を行う。

３　資機材等

応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行うものとする。

４　通信

通信の早期疎通は、通信途絶の解消及び重要通信の確保を優先する等必要な措置を講じ、応急復旧工事を行うものとする。

５　広報

電話施設の被害状況、仮設電話の設置場所、復旧状況、復旧見通し等について、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関の協力を得て、周知するほか、広報車等により直接当該地域へ広報を行い、市民の不安解消に努めるものとする。

第４　電力施設

東北電力ネットワーク(株)郡山電力センターとの協力体制と緊密な連絡により、被災地に対する電力供給に努め、緊急事態に迅速に対処するものとする。

１　被害の通報

電気事故防止のため、電力供給設備に次のような異常を発見した者は、東北電力ネットワークコールセンター（0120-175-366）へ通報するものとする。

※人命に関わる等の緊急を要する場合は、別途同社と取り交わしている連絡先へ連絡する。

(1) 電柱が倒壊・折損・傾斜しているとき

(2) 電線が断線、垂れ下がっているとき

(3) 樹木、テレビのアンテナ、煙突等が倒れて電線に触っているとき

(4) 電気設備から火花、音響、煙等が出ているとき

２　災害時における危険予防措置

東北電力ネットワーク(株)郡山電力センターは、警察、消防機関等から要請等があった場合には、送電停止措置等適切な危険予防措置を講ずるものとする。

第５　ガス施設

災害のため、プロパンガス施設等に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、ガス施設の二次災害防護措置並びに応急措置を講ずる必要が生じた場合には、市長は、ガス供給業者に通報し、ガス供給業者は、その速やかな措置について広報等を含め協力するものとする。

１　応急対策

応急対策の実施については、一般社団法人福島県 LP ガス協会郡山支部が行うものとするが、その概略は次のとおりとする。

(1) 需要家関係

ア　災害により LP ガス配管からガスの漏洩のおそれがある場合は、報道機関、広報車等により、その旨を需要家に広報する。

イ　ガスの漏洩が発見された場合は、需要家に元栓、ガス栓の閉止を広報する。

ウ　LP ガスの使用再開にあたっては、戸別に配管の点検を実施し、二次災害の防止を図る。

(2) 配管関係

ア　災害時においては、ガス漏洩の発見に努め、引火爆発、中毒等の事故防止を図る。

イ　配管折損等のために、ガス漏洩が甚だしく、引火による危険がある場合は、付近住民に火気厳禁の措置を講ずる。

ウ　修理要員を増員し待機させるとともに、配管の漏洩箇所は早急な措置を施す。

エ　応急修理後も漏洩ガスによる事故防止のための巡回を実施し、調査する。

オ　災害の規模に応じて他機関の応援を求めるほか、他機関からの要請のため出動できる体制を整えておく。

第６　鉄道施設〔東日本旅客鉄道(株)〕

１　災害応急体制の確立

(1) 災害対策組織

災害発生時又は発生が予想される時は、その状況に応じて県内の路線を所管する東北本部及び現地に応急対策及び復旧を推進する組織を設置する。

(2) 通信設備等の整備

関係防災機関、地方公共団体との緊急な連絡及び部内機関相互間における予報及び警報の伝達情報収集を円滑に行うため、次の通信設備及び風水害、地震に関する警報装置を整備する。

ア　緊急連絡用電話、指令専用電話及び FAX を整備する。

イ　列車無線及び携帯無線機を整備する。

ウ　風速計、雨量計、水位計及び地震計を整備する。

(3) 気象異常時の対応

ア　施設指令は、気象台、関係箇所から気象異常（降雨、強風、降雪、地震、津波等）の予報及び警報の伝達を受けた時は、速やかに関係箇所に伝達する。

イ　輸送指令は、雨量、風速及びSI値（カイン）が運転規制基準に達した場合は、速度規制又は運転中止を乗務員及び関係箇所長に指令する。

(4) 旅客及び公衆等の避難

ア　駅長等は、自駅に適した避難誘導体制を確立するとともに、避難及び救護に必要な器具を整備する。

イ　駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害のおそれがある場合は、避難誘導体制に基づき、速やかに旅客公衆等を誘導案内するとともに、広域避難場所への避難指示等があった時及び自駅の避難スペースも危険のおそれがある場合は、広域避難場所へ避難するよう案内する。

(5) 消防及び救助に関する措置

ア　災害により火災が発生した場合は、通報、避難誘導を行うとともに、延焼拡大防止を図るため、初期消火に努める。

イ　災害等により負傷者が発生した場合は、関係機関に連絡するとともに負傷者の救出、救護に努める。

ウ　大規模災害により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、速やかに対策本部を設置するとともに、防災関係機関及び地方公共団体に対する応援要請を行う。

２　乗客の救援、救護

(1) 乗務員は、災害により列車を駅間等で停止又は徐行した場合は、輸送指令からの指示、情報及び自列車の状況、その他を車内放送等により案内を行い、乗客の動揺・混乱の防止に努める。

(2) 駅長等は、災害時の動揺・混乱を防止するために掲示、放送等により案内を行い、旅客の不安感を除き鎮静化に努める。

(3) 駅長等は、自駅に適した避難誘導体制を確立するとともに避難及び救援に必要な器具を整備する。

(4) 駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害のおそれがある場合は、避難誘導体制に基づき、速やかに旅客公衆等を誘導案内するとともに、広域避難場所への避難指示等があった時及び自駅の避難スペースも危険な場合は、広域避難場所へ避難するよう案内する。

第２３節　農地・農業用施設等応急対策

【農林課班】

気象情報等の把握に努め、農地・農林業用施設の管理者とともに、農地、農道、林道、ため池、用排水施設等の農林業用施設の被害を軽減するための措置を行うとともに、災害発生時には関係機関と連携して各施設の被害状況の把握等を迅速に行い、応急対策を実施し、営農体制の早期確立を図る。

第１　災害応急対策

災害により、農地・農林業用施設に被害が発生した場合には、被害の状況を迅速かつ正確に把握するとともに、被害を最小限に食い止めるための的確な対応を行うものとする。

１　被害状況の把握、報告等

農地・農林業用施設の災害の状況を県及び関係機関に報告するとともに、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（暫定法）」に基づき、速やかに災害復旧を図る。なお、被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続きをとり、災害査定前に復旧工事に着手する等、速やかな復旧対策を講じる。

２　農地、農業用施設対策

農地、農業用施設に係る被害の拡大や二次災害等を防止するため、関係機関等と連携し、ため池、農道、農業用用水排水路施設等の安全性の点検、応急復旧を実施する。

３　農作物等

農作物等に被害の拡大等を防止するため、関係機関・団体等と連携のもと、病害虫防除、応急技術対策等に関わる応急対策を実施する。

４　家畜等

災害によって発生する家畜伝染病の予防に重点を置き、関係機関等と連携して防疫指導等に努めるとともに、畜舎の汚染に起因する疾病に対する飼養管理指導を実施する。

５　林業対策

林道、農林地保全施設等に係る被害の拡大や二次災害を防止するため、関係機関等と連携のもと、安全の点検、応急復旧を実施する。

６　災害復旧事業

災害復旧事業の対象となる災害「暫定法」及び「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（負担法）」による災害復旧事業の対象となる災害は、「異常な天然現象」である。

(1) 異常な天然現象の例

天然現象	内容
降雨	24時間雨量が80㎜以上・時間雨量が20㎜以上
洪水	警戒水位以上、低水位と堤防高の1/2以上
暴風	連続干天日数（日雨量5㎜未満）が20日以上
火山噴火の降灰	粒径1㎜以下：2㎝以上、 粒径0.25㎜以下　5㎝以上
その他	融雪・地すべり・地震･落雷・凍上他自然災害に起因する事象

(2) 農地、農林業用施設

区分	要件等
農地	田、畑耕作の用に供されている土地、現に耕作している土地
農林業用施設	ため池、頭首工、水路、農道、林道、揚水機、堤防、橋梁、農林地保全施設（受益戸数2戸以上の施設であることが必要）

第２４節　文教施設等応急復旧対策

【こども未来課、教育総務課班、学校教育課班、生涯学習課班、公民館班】

災害が発生した場合は、小・中学校の児童生徒の安全確保を最優先するとともに、教育活動を確保し、学校教育の目的を達成するため、学校教育の早期再開に必要な文教施設の応急復旧を迅速に実施するものとする。

また、社会教育施設や貴重な文化財の保全のために必要な応急措置を実施するものとする。

第１　勤務時間内に災害が発生した場合

学校等防災計画に基づき、生徒等の安全確保を最優先に整斉と行動するものとする。

１　生徒等の安全確保と被害状況の把握

(1) 校長は、災害発生直後、児童生徒・教職員の安全を確認するとともに、学校の施設・設備及び周辺の被害状況等を速やかに把握し、教育委員会へ報告するとともに、指示を受ける。併せて学校災害対策本部を設置して万全の体制を確立する。

(2) 教育委員会又は校長は、生徒等及び教職員の被災状況を把握した後、負傷した生徒等及び教職員の応急手当を施し、その程度により医療機関へ搬送する等の措置をするとともに、それ以外の生徒等については、保護者と連絡を取り、引き渡しを行う。

(3) 教育委員会又は校長は、大量に負傷者が発生した場合は、本部に救援要請を行うとともに、速やかに救援活動を行う。

(4) 遠足等校外活動時に災害が発生した場合は、引率の担当教職員が適切な指示、誘導等を行い、生徒等の安全を図るとともに、校長（教育委員会）に報告し、指示を受ける。

２　生徒等の避難

(1) 校長は、学校施設の損壊や火災発生等により、生徒等に危険が及ぶと判断した場合又は本部若しくは現場の消防職員等から避難の指示があった場合は、生徒等を教職員と協力して安全な避難場所等へ速やかに避難させる。

(2) 生徒等の退避・誘導にあたっては、氏名・人員等を把握し、異常の有無等を確認するとともに、的確に指示する。ただし、屋外の移動が危険な場合は、安全な場所で保護する。

(3) 学級担任等は、学級名簿等を携行し、あらかじめ定めた方法又は本部等の指示により避難場所等所定の場所へ生徒等を誘導・退避させる。

(4) 障がい児については、あらかじめ介助体制等の組織をつくる等十分配慮する。

(5) 生徒等の保護者等への引渡しについては、あらかじめ決められた方法で確実に行う。

(6) 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない生徒等については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護する。

３　臨時休校等の措置

校長は、被害の状況に応じ、臨時休業等の適切な措置を講ずるものとする。

また、あらかじめ定めた方法により保護者へ連絡し、その措置内容について教育委員会へ速やかに報告する。教育委員会は、被害の状況に応じ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）及び報道機関等を活用し、保護者へ連絡するものとする。

第２　勤務時間外に災害が発生した場合

１　被害状況の把握

災害発生後、校長及び非常招集した教職員は、学校の施設設備の被害状況及び周辺の状況を速やかに把握し、教育委員会へ報告するものとする。

２　生徒等の安全確認

非常招集した教職員は、生徒等及び教職員の安全を電話等の方法により確認するものとする。

３　臨時休校等の措置

校長は、被害の状況に応じ、臨時休業等の適切な処置を講じ、防災無線及び報道機関等を活用し、保護者等へ連絡するとともに、その措置内容について教育委員会へ速やかに報告するものとする。

第３　学校施設の応急復旧措置

校長は、災害発生後、早期に教育活動が再開できるよう必要な措置を実施するものとする。

１　学校の応急措置

校長は、教職員を非常招集し、あらかじめ定めた方法により危険防止のために必要な応急措置を実施するものとする。

２　避難所となった場合の措置

学校が避難所となった場合の措置は本章「第９節 避難所の設置・運営」による。

３　施設の応急復旧

(1) 災害による被害が軽微な場合は、各学校において速やかに応急措置を実施し、教育を再開する。
(2) 施設使用に支障がある場合は、残存の安全な教室、特別教室及び屋内運動場等を転用し、状況に対応した臨時の体制で教育を再開する。
(3) 応急修理では使用できない程度の被害の場合には、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧するまで管理する。

第４　学校教育の再開

校長は、応急教育の開始にあたり、教育委員会に報告するとともに、決定次第保護者等に速やかに防災無線、報道機関等あらかじめ定めた方法により周知徹底する。

１　応急教育の区分

通常の授業が行えない場合は、学校施設の確保状況に応じて、次の区分に基づいて応急教育を実施するものとする。

(1) 短縮授業
(2) 合併授業
(3) 二部授業
(4) 分散授業
(5) 複式授業
(6) 上記の併用授業

２　応急教育場所の確保

教育委員会は、教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図るものとする。

(1) 被害箇所及び危険箇所の応急修理
　被害箇所及び危険箇所は、早急に修理し、正常な教育活動の実施を図る。
(2) 公立学校の相互利用
　授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用する。
(3) 仮設校舎の設置
　校舎の修理が不可能な場合、プレハブ校舎等の教育施設を設けて、授業の早期再開を図る。
(4) 公共施設の利用
　被災を免れた公民館等の社会教育施設、体育施設、その他の公共施設を利用して、授業の早期再開を図る。

３　教職員の確保

災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、次により教職員を把握し、確保するものとする。

(1) 臨時参集
　教職員は、原則として各所属に参集するものとする。ただし、交通途絶で登校不能の場合は、最寄りの学校に参集する。
　ア　参集教職員の確認
　　各学校においては、責任者（学校付近居住者）を定め、参集した教職員の学校名、職、氏名を確認し、人員を把握する。
　イ　参集教職員の報告
　　学校で把握した参集教職員の人数等については、教育対策部に報告する。
(2) 退職教職員の活用
　災害により教職員の死傷者が多く、平常授業に支障をきたす場合は、退職教職員を臨時に雇用し、対応する。
(3) 上記によることが困難な場合は、県教育委員会が全県で対策をたて、教育委員会と協議し、早急に応援体制をとり、教員の確保に努める。

また、児童生徒の学びの継続のために、必要に応じて、被災地学び支援派遣等枠組み（D-EST）を活用し、国の職員や地方公共団体等の学校支援チーム・応援教職員、スクールカウンセラー等の派遣を受け入れるものとする。

４　教科書及び学用品の調達・給与

災害により、教科書等を失った者に対しその取得が困難なときは、学校において取りまとめるものとする。

(1) 実施責任者

ア　救助法が適用された場合は、知事が実施し、市長が補助する。なお、知事から市長が行うよう救助事務の内容、期間等の通知を受けた場合又は事態急迫のため、知事の実施を待ついとまがない場合は、市長が実施する。

イ　被害の程度により、同法が適用されない場合は、適用された場合の規定に準じて市長が実施する。

(2) 調達の方法

ア　教科書の調達

被災校の学年別、使用教科書別にその数量を速やかに調査し、県教育委員会に報告するとともに、その指示に基づき教科書供給書店に連絡し、供給を受ける。また、市内の他の学校並びに他の市町村に対し、使用済みの教科書等の給与を依頼するものとする。

イ　学用品の調達

学用品については、県等より送付を受けたものを配布するか、県の指示により調達するものとする。

(3) 救助法が適用された場合の実施基準

ア　対象

災害によって住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又はき損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒及び高等学校等生徒を対象とする。

イ　給与の方法

教育対策部は、各学校長と緊密な連絡を保ち、給与の対象となる児童生徒を調査把握し、給与を必要とする学用品の確保に努め、各学校長を通して対象者に現物をもって給与する。

ウ　給与品目

(ｱ) 教科書

(ｲ) 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等）

(ｳ) 通学用品（運動靴、傘、カバン、ゴム靴等）

(ｴ) その他（(ｱ)、(ｲ)、(ｳ)以外の品目については、り災状況の程度等、実情に応じて適宜調達し給与する。）

エ　支出費用

救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

オ　給与の期間

災害発生の日から教科書については１か月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。

５　学校給食対策

学校教育課班は、応急給食の必要があると認めたときは、県及び関係機関と協議のうえ、応急給食を実施する。ただし、被災状況等により完全給食の実施が困難な場合には、調理を要しない食品等による簡易給食を実施するものとする。

また、次のような事情が発生した場合、学校給食の一時中止措置についても考慮するものとする。なお、給食の再開にあたっては、衛生管理に十分注意する。

(1) 災害が広範囲にわたり、災害救助又は避難者への炊き出しのため田村市学校給食センターを使用したとき（この場合、速やかに県教育育員会に報告するものとする。）
(2) 給食施設が被害を受け給食の実施が不可能となり、応急復旧が完了するまでの期間
(3) 感染症その他の危険性が発生し、又は発生が予想されるとき
(4) 給食物資の調達が困難なとき
(5) その他、給食の実施が外因的事情により不可能なとき、又は給食の実施が適当でないと認められるとき

６　避難所として使用される場合の措置

(1) 学校は教育の場としての機能とともに避難所としての機能も有するが、基本的には教育施設であることに留意する必要がある。このため、教育対策部は、学校管理者と事前に教育機能の維持と施設の安全性の視点から避難所として使用する施設の優先順位について、事前に協議し、決定するものとする。
(2) 避難所が設置された以降は、学校機能部分と避難所部分を明示するとともに、避難所運営についての学校側の担当職員を定め、市担当者、市民等と協議を行いながら、避難所の運営にあたっていくものとする。

第５　幼稚園・保育所、こども園等の災害時の応急保育体制

１　園児、児童の避難計画

災害時においては、幼稚園・保育所、こども園等の施設管理者は、園児、児童の被災状況を把握するとともに、あらかじめ策定した避難計画をもとに、園児、児童の安全確保に努めるものとする。

２　応急保育体制

応急保育体制については、学校教育に準ずるものとし、施設の応急復旧対策に取り組むとともに、あらかじめ作成した計画に基づき応急保育を実施する。

なお、給食については、状況に鑑み、一時中止措置を検討する。

３　一次的な保育の実施

幼稚園・保育所、こども園等は、被災により一時的に保育を要する園児、児童の受け入れに協力するよう努める。

第６　その他健康安全に関する指導等

１　登下校時の安全確保

学校教育の再開にあたっては、災害復旧のための車両等の往来が激しくなるため、特に登下校時の安全確保に留意する。

２　心身の健康の保持

被災した生徒等は、その被災状況により心的外傷後ストレス障害（PTSD）を発症しやすいため、カウンセラーを学校に派遣するなど、保健指導や教育相談等を実施し、心身の健康の保持、安全教育及び児童生徒指導に重点を置いて指導する。

３　避難した生徒等の指導

避難した生徒等に対しては、職員の分担を定め、地域ごとの状況の把握に努め、避難先を訪問するなどして、心身の健康の保持等、生活面における指導を実施するものとする。

４　制度の弾力的運用

災害のため多数の生徒等が他の地域に避難した場合は、必要に応じて、就学する学校の指定、指導要録の取扱い及び卒業証書の取扱い等について、弾力的に対応するものとする。

第７　その他文教施設対策

(1) 施設管理者は、災害発生直後の火災の防止、利用者の避難誘導等に努め、利用者の安全確保を図るものとする。
(2) 施設管理者は、利用者の被災状況・施設の被害状況等について教育委員会に報告し、必要な指示を受けるものとする。
(3) 教育委員会は、災害の状況により臨時休館等の適切な措置を講ずるものとする。

第８　文化財の保護

文化財の所有者又は管理者（防火管理者を置くところは防火管理者）は、災害が発生した場合、次により適切な対応を実施するものとする。

１　災害発生時の措置（通報）

災害により文化財に被害が生じた場合は、文化財の所有者又は管理者（防火管理を置くところは防火管理者）を通報責任者として、直ちにその被害状況を教育委員会へ通報する。また、教育委員会は、早急に県教育委員会に報告するものとする。

２　被害状況の調査

文化財の所有者又は管理者は、被災後速やかに巡回し、所有又は管理している文化財について被害の状況を把握するとともに、二次災害の防止措置を実施するものとする。

３　搬出可能な文化財の対策

生涯学習課班は、所有者等と協議し、文化財に精通している者を搬出責任者に定め、搬出に万全を期するとともに、あらかじめ搬出場所や搬出用具を準備しておくものとする。

第２５節　要配慮者救護活動

【本部事務局、社会福祉課班、保健課班、こども未来課班、高齢福祉課班、学校教育課班】

災害発生後速やかに要配慮者の安否を確認するとともに、聞き取り調査や相談窓口の設置等により、必要な配慮内容等を把握し、きめ細やかな生活支援を行うものとする。また、外国人については、日本語でのコミュニケーションが不十分な場合や、日本の生活習慣に不慣れであるなどの事由により、不利益を被ることのないよう配慮するものとする。

第１　要配慮者に対する支援

１　在宅要配慮者の安否確認・福祉ニーズ等の把握

(1) 災害発生後、福祉関係者や行政区等地域の支援者により速やかにひとり暮らし高齢者、在宅の障がい者等について巡回等により安否確認を行い、所在等について把握するものとする。

(2) 生活状況、健康状態、必要としている援護内容等について聞き取り調査を実施し、現況及びニーズを把握する。状況に応じ避難援助を行い、対応が困難な場合は本部（行政局災害対策部経由）への支援要請を行うものとする。

２　福祉サービスの継続

介護保険・障害福祉サービス提供者は、特に配慮を要するサービス利用者の支援ニーズの把握やサービスの継続的な提供の確保に努めるものとする。

３　緊急援護施設の指定及び入所調整等

高齢福祉課班は、要配慮者の緊急援護を行うため、社会福祉施設等の状況調査を行い、対応可能な施設を緊急援護施設として指定し、各行政局班及び社会福祉協議会等と連携し、緊急援護の必要な者の入所調整等を行うものとする。

４　要配慮者支援策の実施

(1) 社会福祉施設・病院等への入所の調整

社会福祉施設や病院等への入所が必要と認められる要配慮者については、優先的に入所できるよう、関係機関等との調整を図るものとする。

(2) 仮設住宅等への優先入居

家屋の焼失、損壊等の被災を受けた要配慮者に対し、仮設住宅や市営住宅等に優先的に入居できるよう配慮するものとする。

(3) ボランティアによる支援

要配慮者のニーズに応じ、ボランティア等の協力により、支援を行うものとする。

(4) 生活物資等の配布

要配慮者対応の食品（柔らかいもの、粉ミルク等）その他生活用品について、必要に応じ調達し、配布するものとする。避難の長期化等必要に応じて、健康状態の悪化を防止するための適切な食料等の分配、食事提供等の栄養管理に配慮した物資の調達に努めるものとする。

(5) 広報・報道を活用した情報発信

掲示板、広報誌、パソコン、FAX 等を活用し、また、報道機関との協力のもとに、新聞、ラジオ、テレビ放送等を利用することにより、被災した障がい者及び高齢者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行うこと。

(6) 防災・防犯情報取得体制

障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずること。

(7) 多様な手段による緊急通報体制の推進

障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずること。

５　福祉避難所

(1) 福祉避難所の設置

ア　災害が発生し又は発生のおそれがある場合で、指定避難所に避難してきた者で福祉避難所の対象となる者がおり、生活状況、健康状態、必要としている援護内容等について調査し、福祉避難所での支援が必要と判断する場合は、福祉避難所を開設するものとする。

イ　指定した福祉避難所では不足する場合は、県と協議の上、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ等により実施するものとする。

ウ　福祉避難所の開設期間

(ｱ) 原則として、災害発生の日から最大限７日以内である。ただし、やむを得ず７日間の期間内で避難所を閉鎖することが困難なときは、必要最小限の期間の延長を県経由して内閣府と協議するものとする。

(ｲ) 福祉避難所の設置期間は、できる限り最短とすることが望ましいため、福祉仮設住宅等への入居を図るほか、高齢者世話付き住宅（シルバーハウジング）等への入居等を活用し、福祉避難所生活者の早期退所に努めるものとする。

エ　経費

救助法が適用された場合、その適用範囲は、概ね次のとおりである。

(ｱ) 10 人の対象者に１人、相談等に当たる生活相談員（要配慮者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する者）を配置するための費用

(ｲ) 対象者に配慮したポータブルトイレ、パーテーション、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器等の器物等の費用

(ｳ) 日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストマ用装具等の消耗機材の費用

(ｴ) やむを得ない事情のため福祉避難所への避難のために必要な賃金職員を雇い上げる場合は、福祉避難所の経費ではなく、応急救助のための賃金職員等雇上費

(2) 福祉避難所への避難

ア　福祉避難所への避難に際しては、本人又はその家族が、民生委員・児童委員及び地域住民等の協力、並びに市職員等の支援を得て避難することを原則とする。

イ　被災直後の混乱期から一定期間を経過した後には、避難所に対象者が避難していないか調査し、対象者が避難していた場合には福祉避難所に収容するものとする。

６　避難所での配慮

(1) 避難所のバリアフリー化

ア　バリアフリー化されていない施設を避難所とした場合

高齢者・障がい者が利用しやすいよう速やかにバリアフリートイレ、スロープ等の仮設に努めるものとする。

イ　一般の避難所に、要配慮者が避難することとなった場合

トイレに近い場所に生活エリアの確保をする等要配慮者対策を図るものとする。

(2) 医療・救護、介護・救護措置

ア　医療・救護を必要とする者に対して、医療・救護活動のできる避難所に避難させるものとする。また、介護や援護を必要とする者に対して、個人・団体等のボランティアに介護や援護を依頼するとともに、避難所にヘルパーを派遣するものとする。また、医療用機器等の使用が必要とされる場合に備えた非常用電源の迅速な調達に努める。

イ　常時の介護や治療が必要となった者については、速やかに社会福祉施設等への入所や病院等への入院手続をとること。また、このような状況を想定し、あらかじめ関係機関と連絡調整をしておくものとする。

(3) メンタルヘルスケアの実施

市長は、県及び関係機関の協力を得ながら、避難所で生活する児童や高齢者等の要配慮者に対して、保健師等による巡回健康相談及び指導、医師等によるメンタルヘルスケア（相談）を行うものとする。

(4) 福祉避難所において相談にあたる職員は、避難所の生活状況を把握し、他法により提供される介護サービス提供者（ホームヘルパー）の派遣等、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるように配慮するものとする。

(5) 避難所での支援にあたっては、要配慮者の健康状態及び態様に応じ、以下の点に十分配慮する。

ア　高齢者、障がい者等は、できる限り環境のよい場所へ避難させる。

イ　要配慮者の生活に必要な車椅子、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資や食料、飲料水、生活必需品等必要な物資の確保に努めるとともに、優先的な給付を行うものとする。

ウ　要配慮者に対する適切な情報の提供手段、提供内容等に十分配慮する。

エ　健常な避難者やボランティアの配慮、協力が得られるような避難所運営に努める。

オ　必要に応じ、要配慮者の相談に応じる相談員の配置や手話通訳者や災害時障がい者ボランティアの派遣に努めるものとする。

カ　障害の程度や体力、病状等により、避難所での生活が困難な要配慮者については、速やかに適切な施設への緊急入所等必要な措置を講ずる。

第２　社会福祉施設等における応急対策

１　市による支援

(1) ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者に要請すること。
(2) 復旧までの間、水、食料品等の必須の日常生活用品の確保のための措置を講ずること。
(3) ボランティアへの情報提供などを含め、マンパワーの確保に努めること。

２　入所者等の安否確認と施設被害状況の確認

社会福祉施設等は、入所・通所者及び職員の安否、施設の被害状況、水・食料品等の日常生活用品及びマンパワー不足数について把握及び確認し、本部（行政局災害対策部経由）へ報告する。

３　入所者等の救護・避難誘導

負傷者等が発生した場合は必要な援護を行い、施設の損壊状況や本部の情報等を踏まえ、必要に応じて入所者等を避難場所等に避難させる。

第３　妊産婦及び乳幼児に係る対策

１　妊産婦及び乳幼児の把握

妊産婦や乳幼児は、短時間で状況が変化することから、避難行動要支援者名簿に掲載されないことが考えられる。そのため、市は、妊産婦や乳幼児の迅速な把握に努めるとともに、妊産婦や乳幼児は、避難に時間と支援を要することが多いことを考慮し、優先的な避難等を実施するなど安全を確保する。

２　避難所での配慮

(1) 妊産婦や乳幼児は保健上の配慮を要するため、必要に応じて、妊婦、母子専用の休養スペースを確保し、栄養の確保や健康維持のため生活面の配慮を行う。妊産婦や乳幼児はそれぞれの時期や月齢、個々人によっても差があることから、医療、保健、福祉等の専門家と連携し、個別の状況に応じた対応を行う。
(2) 授乳スペースやおむつ交換のできるスペースを確保するとともに、哺乳瓶やお湯の衛生管理ができる環境を整える。

第４　児童に係る対策

１　要保護児童の把握

市は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

(1) 避難所の責任者等を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、市に対し、通報がなされるような措置を講ずること。
(2) 住民基本台帳による犠牲者の確認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行うこと。
(3) 市は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族に提供すること。
(4) 孤児、遺児等保護を必要とする児童を発見した場合には、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童養護施設への受入れや里親への委託等の保護を行うこと。
　また、孤児、遺児については、県における母子父子福祉資金の貸し付け、社会保険事務所における遺族年金の早期支給手続きを行うなど、社会生活を営む上での経済的支援を行うこと。
(5) 児童の保護等のための情報伝達
　市は、被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワーク・サービスの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等について的確な情報提供を行う。

第５　外国人への支援

１　情報提供

(1) 避難所及び在宅の外国人への情報提供
　市は、避難所や在宅の外国人の生活を支援するため、語学ボランティア等の協力を得て外国人に配慮した生活情報の提供や、チラシ、情報誌などの発行、配布に行う。
(2) テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供
　市は、外国人への的確な情報伝達のため、テレビ、ラジオ、インターネット通信、SNS 等を活用して、外国語や「やさしい日本語」による情報提供に努める。

２　安否確認

関係機関、団体から外国人の被災状況、避難状況に関する情報を収集するものとする。
　また、安否についての相談窓口を設置するとともに、必要に応じて語学ボランティア等の協力を得ながら、外国人の安否確認に努める。

３　避難誘導

市は、語学ボランティア等の協力を得て、防災行政無線（戸別受信機を含む。）及び広報車等により、外国語による広報も行い、外国人の安全かつ迅速な避難誘導を行うものとする。

４　不安の解消

避難所には語学ボランティア等を配置するとともに速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じる。また、災害情報等を掲示する場合には外国語による掲示も行ない、外国人の不安の解消を図るものとする。

また、インターネット等を活用し、外国語による災害情報を提供するものとする。

第６　観光客等の帰宅困難者への支援

１　観光客等帰宅困難者の把握

市内に訪れている観光客等帰宅困難者を把握するため防災行政無線（戸別受信機を含む。）及び広報車等により基幹避難所に誘導する。併せて、交通機関の状況、基幹避難所の開設状況等の広報を行い、観光客等の不安の解消に努めるものとする。

２　基幹避難所での支援

(1) 一時休憩場所として着席スペースの提供
(2) 食料、飲料水、トイレ・毛布等の防寒具の提供
(3) 災害・交通・気象状況等テレビ情報の提供
(4) 市及び周辺市町村の災害情報・地理情報等の提供
(5) 携帯電話充電器の提供

３　帰宅支援

交通情報の収集、提供を行うとともに、JR 東日本が運行を再開するまでの間、福島交通(株)及び関係運送事業者等と連携協力して、神俣駅から郡山駅の間代替輸送を行うものとする。

４　観光客等への広報の実施

現地の地理に不慣れな観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり避難誘導看板を設置したりするなどして、避難対象地域や避難場所、避難経路等についての広報を行うよう留意する。パンフレットは英語版も作成している。

第２６節　ボランティア活動の支援

【社会福祉課班】

応急対策に関する様々な局面において、ボランティアの能力が最大限に発揮されるよう、ボランティアや市民活動団体の自主性・主体性を尊重しつつ、ボランティア活動への支援体制を速やかに整えるものとする。

第１　田村市災害ボランティアセンターの設置・運営

１　田村市災害ボランティアセンターの設置

(1) 市は、災害発生後、田村市社会福祉協議会にボランティアを一元的に調整する機関として、田村市災害ボランティアセンター及び支部の開設を要請する。
(2) ボランティア活動については，その自主性を尊重し、活動方針や運営については、災害ボランティアセンター自らの決定に委ねる。
(3) 本部は、災害ボランティアセンターの運営に協力するなど、緊密な連携を保持するため職員を連絡調整要員として災害ボランティアセンターに配置し、その活動を支援する。
(4) 災害ボランティアセンターは、田村市運動公園内の陸上競技場に設置する。
(5) 災害ボランティアセンターの設置・運営にあたっては「田村市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」を活用する。
(6) 市は、共助のボランティア活動と市が実施する救助の調整事務について、災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を救助法の国庫負担の対象とすることができることに留意する。

２　災害ボランティアセンターの業務

(1) 全てのボランティア（海外ボランティアを除く。）の受付、登録及び管理
(2) 被災地からのニーズに基づきボランティアの派遣
(3) ボランティアの情報収集及びボランティア間の調整
(4) ボランティアの募集
(5) ボランティアコーディネータ・リーダー等の派遣を関係機関へ依頼

第２　ボランティア団体等に対する情報提供

市は、以下のようなボランティア活動に必要な最新の情報をボランティア団体等に的確に提供するものとする。

(1) 災害の状況
(2) ボランティアの活動状況
(3) 被災者のニーズ
(4) ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況
(5) 行政施策の動向

第３　ボランティアの受入れ

１　技能ボランティア

医師、看護師、介護士、建築士、通訳等の専門的な技能を有するボランティアに関しては、事前登録済みのボランティアや、災害発生後に登録されたボランティアの中から、災害ボランティアセンターがボランティアニーズに合わせて各部署へ派遣するものとする。

２　個人ボランティアの受入れ

組織化されていないボランティアの受入れについては、災害ボランティアセンターが窓口として取りまとめ、一定の組織化を行ったうえ、ボランティアニーズに合わせて各部署へ派遣する等により効率的な活用を図るものとする。

また、市は、被災地における災害廃棄物の撤去等にボランティアが従事する場合において、石綿を含有する災害廃棄物の発生が想定されるときには、一般のボランティアの受入れは行わないものとする。

３　被災地外からのボランティア

被災地外からのボランティアからの受入れ、活動調整等については、日本赤十字社福島県支部、県及び市町村社会福祉協議会、県内のボランティア団体等への協力を依頼するものとする。

４　海外からのボランティア

海外からのボランティアの受入れについては、県及び国との協議のうえ、本部でその調整を行うものとする。

５　奉仕団等の協力要請並びに受入体制

(1) 奉仕の申し入れがあった場合は、その人員、内容等を把握し、ボランティアニーズに合わせて各部署へ派遣するものとする。

(2) 市長は、災害の状況等により要員に不足を生ずると判断されたとき、又は災害ボランティアセンターから増員要請を受けたときは、日赤奉仕団、青年団、婦人会、協定締結市町村等の関係者に対して協力を要請するものとする。

第４　ボランティア活動の支援

本部は、ボランティア活動の支援として次の業務を行う。

１　実施状況等の情報提供

災害ボランティアセンターに対して、災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を提供し、ボランティア活動の円滑化を図るものとする。

２　活動拠点等の提供等

災害ボランティアセンターからの要望に応えて、ボランティア活動が効果的に行えるように、必要な機器・資材及び活動の拠点を提供するものとする。

第５　ボランティア活動保険の加入促進

市は、ボランティア活動保険への加入について広報等を通じて呼びかける。

第２７節　危険物施設等災害応急対策

【本部事務局、総務課班、生活安全課班、環境課班】

第１　消防法上の危険物

１　実施体制

消防法上の危険物施設の所有者、管理者又は占有者（以下「危険物施設の所有者等」という。）は、危険物災害を最小限に止め、地域住民及び施設の従事者等の安全を確保するため、消防本部等関係機関と密接な連絡をとり、適切な措置を行うものとする。

２　市が実施する対策

(1) 危険物施設の所有者等から二次災害の危険性について通報を受けた場合は、直ちにその旨を県等関係機関に連絡する。
(2) 公共の安全の維持又は災害の発生防止のため、緊急の必要がある場合は、危険物施設の使用を一時停止させる。
(3) 被害の状況及び災害の危険性が及ぶ範囲を把握する。
(4) 火災の発生防止又は危険物の流出拡散防止のための対策について、危険物施設の所有者等に指示をする。
(5) 爆発、火災及び流出等の災害が広範囲にわたるおそれがある場合は、関係機関が密接な連絡をとり、立入禁止区域の設定、災害内容の周知、避難指示等の安全対策を実施する。
(6) 危険物施設の被災による不安、混乱を防止するため、県及び報道機関等と相互に協力して、広報車又は各種広報媒体による広報活動を行う。

３　危険物施設の所有者等が実施する対策

(1) 危険物施設の運転、危険物の取扱作業及び運搬を直ちに停止するものとする。
(2) 施設付近における使用中の火気を消火する。また、施設内の火元となり得る電源（保安経路を除く。）を切るものとする。
(3) 危険物による災害の発生を防ぐため、施設の位置、構造及び設備の技術上の基準について応急点検を実施し、施設の現状を把握する。
(4) 危険物施設に損傷等の異常が発見された場合は、応急補修、危険物の除去等の適切な措置を行い、施設からの火災及び流出事故を防止する。

第２　高圧ガス

１　実施体制

高圧ガスの製造のための施設、貯蔵所、販売のための施設、特定高圧ガスの消費のための施設又は高圧ガスを充てんした容器の所有者又は占有者は、高圧ガスによる被害を最小限に止め、地域住民及び当該施設の従事者の安全を確保するため、消防本部等関係機関と連携のもと適切な対策を実施する。

２　市が実施する対策

市と連携し、消防本部は、事故関係者から漏洩状況等の情報を早期に聴取し、活動方針を決定し、高圧ガス施設の所有者、電気事業関係者等との連携のもと活動する。また、ガス臭気の強弱及びガス漏洩測定値の大小にかかわらず、速やかに警察官等と協力して警戒区域を設定し、応急作業従事者以外の者の立入り等を禁止するほか、付近住民に対し火気使用禁止等の広報を実施する。

３　高圧ガス製造者が実施する対策

(1) 施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、関係者以外は退避させる。
(2) 高圧ガスの漏洩又は爆発等のおそれのある施設配管の各種弁類等の緊急遮断措置を行うとともに、出火防止の措置をとる。毒性ガスについては、防護マスクを装着のうえ、対処する。
(3) 施設の現状把握と災害発生危険の有無の確認をするため、各施設の消火設備、保安電源、近隣状況の把握等、応急点検を実施する。
(4) 施設に損傷等異常が発見されたときは、応急補修等適切な措置を行い、施設からの出火防止及び漏洩等の防止措置を実施する。
(5) 状況に応じ、従業員又は付近住民に対して火気の取扱いを禁止するとともにガスの種類に応じた避難誘導を行う。特に毒性ガスについては風向を十分考慮する。
(6) 高圧ガス移送時には、車両を安全な場所に移動するとともに、付近の火気を管理する。
(7) 高圧ガス移送時、容器が危険な状態となったときは、防災関係機関の協力を得て、付近住民に対する避難措置を行うとともに、通行人に対する交通規制を行い、状況に応じて自らも安全な場所に避難する。

第３　火薬類等

１　実施体制

製造業者、販売業者及び消費者（以下この項目において「関係事業者」という。）は、火薬類による災害を最小限に止め、地域住民及び当該施設の従事者の安全を確保するため、消防本部等関係機関と密接な連絡をとり、適切な措置を行うものとする。

２　市が実施する対策

市と連携し、消防本部は、施設関係者から情報を収集し、関係機関の協力を得て安全距離を十分とり、警戒区域を設定し、区域内への立入禁止等、必要な措置をとるものとする。

３　関係事業者が実施する対策

(1) 火薬類を安全な地域に移す余裕がある場合には、速やかにこれを移し、見張人をつけ、関係者以外の立入りを禁止するものとする。
(2) 通路が危険であるか又は搬送の余裕のない場合には、火薬類を水中に沈める等安全な措置を実施するものとする。
(3) 上記 (1)、(2) の措置がとれない場合は、火薬庫の入口、窓等を目張り等で完全に密閉し、木部には適切な防火措置を施す。

(4) 爆発による危害を受けるおそれがある地域への立入りを禁止するとともに、付近住民を避難させるものとする。
(5) 吸湿、変質等により原性質若しくは原形を失った火薬類等は、火薬類取締法に基づき廃棄を行う。
(6) 水害等により、火薬類が流出した場合には、直ちに県、消防署、警察に連絡するとともに付近住民に対して火薬類が埋没しているおそれのある地域には近づかないように広報活動を行う。
　復旧が可能になったら、直ちに流出した火薬類の回収を行う。流出量が多く関係事業者のみで回収が困難な場合は、消防本部等関係機関等に応援を要請する。
(7) 安全確保措置を実施するとともに、消防本部等関係機関にその状況を通報するものとする。
(8) 消防隊等が到着した際には、誘導員を配置し、進入を容易にするとともに、状況、火薬類保有量等、応急対策上必要な事項を報告するものとする。

第４　毒物・劇物

１　実施体制

毒物劇物取扱事業者等は、毒劇物の危険性（人体危険、火災危険、反応危険）を踏まえ、二次災害防止のため必要な応急措置を実施するとともに、保健所、防災関係機関等に状況を通報するものとする。

２　市が実施する対策

毒劇物の漏洩、流出、浸出、拡散等のおそれがあると判断される場合又は臭気、刺激臭、着色ガス等が確認された場合は、滞留区域、地形及び風向を考慮して速やかに警戒区域を設定し、応急作業従事者以外の立入り等を禁止するほか、付近住民に対し必要な広報を実施するともに、避難等の措置をとるものとする。

３　毒物劇物取扱事業者の毒物劇物取扱責任者等が実施する対策

(1) 毒物・劇物の漏れ発生の場合
　ア　漏洩箇所を調査し、付近のバルブを閉止する等の措置を講じ、漏洩拡大防止措置を講じる。
　イ　設備内の毒物・劇物の安全な場所への移動又は除害装置に引き込み、この作業に必要な作業員のほかは退避させる。
　ウ　漏洩した毒物・劇物は土砂等への吸着、希釈、中和等により、速やかに処理する。
　エ　毒物劇物漏洩箇所が不明、あるいは漏洩停止が困難であると判断される場合は、バルブ操作等により漏洩を最小限にするとともに、施設外への飛散、流出等を防止する措置を講じる。
　オ　毒物劇物の施設敷地外への飛散、流出等又は毒性ガスの発生の場合は、周辺住民に広報し、周辺の道路交通を遮断する等の措置を講じる。また、状況により周辺住民の避難誘導を行う。

(2) 火災発生の場合

ア　直ちに消火設備等を移動させ、初期消火を行う。

イ　直ちに自衛消防隊を編成し、活動に入る。

ウ　設備内の毒物・劇物を安全な場所に移すとともに、この作業に必要な作業員のほかは退避させる。なお、毒物劇物の移動が困難な場合は、作業員全員を退避させる。

エ　毒物劇物貯蔵設備への延焼を防止するため、周囲に散水する等冷却する措置を講じる。なお、毒物・劇物への直接の散水については、金属ナトリウムや濃硫酸のように激しく発熱し爆発のおそれがあるもの、また、シアン化ナトリウムのように酸又は湿気により毒性ガスを発生させるおそれがあるもの等、危険な状態を引き起こす場合があるものについては、毒物・劇物の性質を考慮した適切な方法により消火活動を行う。

オ　構内の毒物劇物運搬車両への延焼防止に努め、可能であれば構外へ退避させる。

カ　毒物劇物貯蔵設備が危険な状態になった場合は、速やかに退避するとともに、周辺住民に危険状態であることを周知し、状況により周辺住民の避難誘導を行う。

(3) 共通事項

消防隊等が到着した際には、誘導員を配置し、進入を容易にするとともに、施設の状況、毒劇物の保有量、保有位置等、応急対策上必要な事項を報告するものとする。

第５　放射性同位元素等

１　実施体制

放射性同位元素等取扱事業所等は、放射性物質の危険性（人体影響等）を考慮し、二次災害防止のため必要な応急措置を実施するとともに、状況を関係機関に通報するものとする。

２　市が実施する対策

(1) 施設関係者を積極的に活用し、科学技術庁、県及び関係機関と密接な連携のもと地域住民の安全措置を実施するものとする。

消防隊等は、放射性物質防ぎょ服等の資機材を装備した部隊を活用し、状況の把握に努め、警戒区域を設定し、応急作業従業者以外の者の立入り等を禁止するものとする。

３　放射性同位元素等取扱事業所等が実施する対策

(1) 放射性同位元素等を安全な場所に移動し、その場所の周囲にロープ張り等の措置及び立入禁止措置を実施するものとする。

(2) 放射性同位元素等の漏洩、拡散等のおそれがあると判断される場合は、速やかに関係機関に通報するとともに、地域住民や施設従業者の避難等、必要な措置を実施するものとする。

第２８節　義援金品の受入れ・配分

【財政課班、社会福祉課班】

第１　義援金品の募集

１　義援金品募集の検討

(1) 本部は、県、日本赤十字社各機関は、被害の状況等を把握し、義援金品の募集を行うか否かを検討し、決定する。

(2) 被災者に対する義援金品の募集を必要とする場合は、報道機関及び関係機関等の協力を得て、次の事項を公表するものとする。

ア　義援物資

(ｱ) 受入窓口

(ｲ) 受入れを希望するもの及び受入れを希望しない物資のリスト(被災地の需要状況を考慮し、同リストを逐次改訂するものとする。)

イ　義援金

(ｱ) 受入窓口

(ｲ) 振込金融機関口座（金融機関名、口座番号、口座名等）

２　義援金品募集・配分委員会

義援金品の募集及び配分を確実・迅速・適正に行うため、本部に義援金品募集・配分委員会を設置するものとする。

(1) 義援金品募集・配分委員会は、次の事項を審議・決定する。

ア　被災者への義援金品の配分計画策定

イ　義援金品の受付・配分に関わる広報活動

ウ　その他義援金品の受付・配分に関して必要なこと

(2) 配分計画は、被災人員数及び世帯数、被災状況等を勘案して、世帯及び人員を単位として計画し、対象は住宅被害（全壊、流出世帯又はこれに準ずるもの)、人的被害等とする。

(3) 義援金品募集・配分委員会の構成

義援金品募集・配分委員会の構成は、次に掲げる職員等をもって構成する。

ア　委員長

本部副本部長

イ　委員

(ｱ) 救援対策部長

(ｲ) 避難者対策部長

(ｳ) 会計管理者

(ｴ) 被災地行政局長

(ｵ) 市長が必要と認めたとき

ａ　前項各号に掲げる職員以外の職員

b　田村市社会福祉協議会の代表者
c　関係団体等の代表者

(4) 委員会の事務は、社会福祉課班が行うものとする。

３　義援金品の保管及び配分

(1) 避難者救援部長は、委員会の配分計画に基づき、送金された義援金は預金保管をする。
(2) 受領した義援品、救護物資の保管は、避難者対策部が市の備蓄倉庫又は集積地に保管する。ただし、災害の状況によっては、別途保管場所を定めて保管する。

４　義援金品の配布

(1) 避難者対策部は、委員会が策定した配分計画に基づき、義援金の配分を行う。この際、被災世帯配布にあたっては、市長名をもって行う。
(2) 避難者対策部は、義援金の配分計画に基づき、被災者に対し義援金（見舞金）を配布する。
(3) 義援品及び救援物資の配分状況については、委員会に報告を行う。

第２　義援金の受入れ・配分

１　義援金の受入れ

(1) 社会福祉課班は、義援金品の募集決定後、速やかに受入窓口を開設し、直接義援金を受け入れるほか、銀行等に本部名義の口座を開設し、振込による義援金の受入れを行うものとする。
(2) 義援金の受入れにあたっては、拠出者名簿を作成し、あるいは義援金受領書を発行してそれぞれ整備保管する。

２　配分

(1) 寄託された義援金は、被災者に配分するまでの間、銀行預金等確実な方法で保管する。なお、預金に伴う利子収入は、義援金に含めて扱うものとする。
(2) 社会福祉課班は、委員会が定めた配分基準に基づき、義援金を被災者に配分する。
(3) 寄託者が配分先や使途を指定した義援金を受け付けた場合、各配分先の責任において処理する。
(4) 社会福祉課班は、被災者への義援金の配分状況について、配分委員会に報告する。
(5) 義援金の配分については、あらかじめ基本的な配分方法を定めるなど迅速な配分に努めるとともに、情報公開を徹底し十分に透明性を確保するものとする。

３　広報

被災者等に対し、義援金品の配分経過について広報するとともに、義援金の収納額及び使途について寄託者及び報道機関等へ周知広報するものとする。

第３　義援物資の受入れ・配分

１　受入れ

(1) 財政課班は、災害発生後速やかに受入窓口を開設し、義援物資の受入れを行うものとする。

(2) 義援物資の受入れにあたっては、拠出者名簿を作成し、あるいは義援物資受領書を発行してそれぞれ整備保管する。

２　配分

(1) 義援物資は，災害活動拠点等に保管し、配分基準を定めたうえで、一般物資と同様に配分を行うものとする。また、配分先指定物資については、それぞれの目的に沿って効率的な配分を個々に検討して行うものとする。

(2) 配分は、できる限り受入れ又は引継ぎを受けた都度行うことを原則とするが、義援物資の量等を考慮し、適宜配分時期を調整するものとする。ただし、腐敗又は変質のおそれがある物資については、迅速かつ適切に取り扱うように配慮する。

第２９節　災害救助法の適用等

【本部事務局、総務課班】

災害により、市内の被害が救助法の適用基準に該当する場合は、同法の適用を受けて必要な救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図るものとする。

第１　適用基準

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）は、本市の被害が次の各号の一つに該当する場合であって、知事が援助を必要と認めたときに適用される。

(1) 市の住家の滅失世帯が「60 世帯以上」に達したとき。（施行令第 1 条第 1 項第 1 号）

(2) 県全体の滅失世帯 1,500 世帯以上に達した場合で、市の住家の滅失世帯が「30 世帯以上」に達したとき。（施行令第 1 条第 1 項第 2 号）

(3) 住家の滅失世帯数が１または２の基準に該当しないが、被害が広範な地域にわたり、県全体の住家の滅失世帯が、「7,000 世帯以上」に達した場合で、市において被害世帯が多数である場合（施行令第 1 条第 1 項第 3 号前段）

(4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、市において多数の世帯の住家が滅失した場合（施行令第 1 条第 1 項第 3 号後段）

（例）

ア　被害世帯を含む被害地域が他の地域から隔離または孤立している等のため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とする場合

イ　有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救出が極めて困難であり、そのため特殊な技術を必要とする場合

(5) 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合（施行令第 1 条第 1 項第 4 号）

（例）災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要とする場合や、災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品等の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊な技術を必要とする場合など

ア　船舶の沈没あるいは、交通事故により多数の者が死傷した場合

イ　交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合

ウ　火山爆発または有毒ガスの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合

エ　炭鉱爆発事故のため多数の者が死傷した場合

オ　群衆の雑踏により多数の者が死傷した場合

カ　豪雪により多数の者が危険状態となる場合

キ　山崩れ、がけ崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ、多数の者が死傷した場合

第２　被災世帯の算定基準

１　被害の認定基準

種別	内容
①住家	現実にその建物を居住のために使用している者がいる建物をいい、現実に居住するため使用している建物であれば、社会通念上の住宅であるかどうかは問わない。 （注１）一般に非住家として取り扱われるような土蔵、小屋等であっても、現実に住家として人が居住している建物であれば住家とする。 （注２）法による救助を実施するか否かの判断は、住家に被害を受けた世帯数をもって行うことから、一般に住家として取り扱われる住宅であっても、その住宅に居住する者がいない場合は、世帯数としては数えない。
②世帯	ア　生計を一つにしている実際の生活単位をいうものである。したがって、同一家屋内の親子夫婦であっても、明らかに生活の実態が別々であれば２世帯として差し支えない。 イ　マンション、アパート等のように１棟の建物内に、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合は、それぞれ１世帯として取り扱うこと。 （注）会社又は学生の寮等は、これを管理する会社又は学校等が適切に対応するのが原則であるが、この原則を貫くことが困難な場合は、協議されたい。 ウ　台所、浴場又は便所等が別棟であったり、離れが別棟にあったりするような場合は、建物の被害は複数棟となるが、世帯数は、これら生活に必要な部分を合わせてそこに生活している世帯が１であれば１世帯となる。
③死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なもの
④行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものをいう。
⑤負傷者 （重傷者） （軽傷者）	災害のため負傷し医師の治療を受ける必要のあるもの。このうち「重傷者」とは、１月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、１月未満で治療できる見込みの者とする。
⑥住家全焼 （全焼・全流失）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものをいう。

種別	内容
⑦住家半壊（半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものをいう。
⑧大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものをいう。
⑨中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 30%以上 50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30%以上 40%未満のものをいう。
⑩半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 30%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 30%未満のものとする。
⑪準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のものをいう。
⑫床上浸水	前記⑥及び⑦に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積物により一時的に居住することができない状態となったものをいう。
⑬床下浸水	浸水がその住家の床上に達しない程度のものをいう。
⑭一部損壊	住家の損壊程度が準半壊に達しない程度のものをいう。

引用：内閣府政策統括官（防災担当）「災害救助事務取扱要領」及び内閣府（防災担当）「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を基に作成

※1　住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算出するものとする。

※2　損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう

※3　主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部

として固定された設備を含む。

２　住家の滅失等の算定

滅失世帯の換算は、次のとおりとする。

(1) 住家の全壊、全焼、流失等をした世帯は、滅失１世帯とする。
(2) 住家の半壊または半焼した世帯は、滅失 1/2 世帯とみなす。
(3) 住家の床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯は、滅失 1/3 世帯とみなす。

第３　災害が発生するおそれ段階での適用（法第 2 条第 2 項に基づく適用）

災害が発生するおそれがある段階において、国が基本法に基づく災害対策本部を設置した場合で、その当該本部の所管区域として県が告示されたとき、市の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがある場合には、県は救助法による救助を行うことができる。

第４　災害救助法の適用要請

１　適用要請

災害に際し、市内の災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、市長は、直ちにその旨を県知事に報告し、救助法の適用を県知事に要請する。その場合は，県中地方振興局を経由して県知事に対し次に掲げる事項について、口頭又は電話をもって要請し、後日文書により改めて処理するものとする。

(1) 災害発生の日時及び場所
(2) 災害の原因及び被害の状況
(3) 適用を要請する理由
(4) 適用を必要とする機関
(5) 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
(6) その他必要な事項

２　救助法適用時における災害発生からの事務手順

(1) 総務課班は、本部との連携のもと、被害の程度が救助法施行令に定める適用基準に達し、又は達する見込みがある場合は、知事に対し、救助法の適用を要請する。また、知事から救助法の適用通知を受理した場合は、速やかに本部に報告する。
(2) 救助の実施状況及び費用の報告

　各部局は、救助法が適用された日から救助が完了するまでの間、救助の実施状況及び救助に要した費用について、生活安全課班に報告する。

　なお、生活安全課班は、本市の救助実施状況等を取りまとめ、知事に報告する。

(3) 報告の種類、内容等

災害発生		
種類	報告時期	報告内容
発生報告	発生後、直ちに	1　被害状況 2　既にとった措置及び今後の措置
中間報告	適用後、 救助実施期間中毎日	1　被害状況 2　応急救助の実施状況 3　救助の種類別実施状況（日報）
確定報告	救助完了後、直ちに	1　確定した被害状況 2　応急救助の実施状況 3　救助費概算額等

第５　救助費用の精算

１　費用にかかる関係書類の整備・保存

救助法に規定する各種救助に要する費用の精算事務は、部が知事に対して行うが、各部局は、初期活動から救助活動が完了するまでの間、救助の実施状況の記録及び実施した救助の費用にかかる関係書類を整備・保存する。

２　作成する書類及び担任

(1) 救助実施記録日計票の作成及び報告（各部局救助実施責任者）
(2) 救助実施記録日計票の取りまとめ及び報告（各部局）

第６　救助業務の実施者

(1) 救助法の適用後の救助業務は、国の責任において実施されるものであるが、その実施については、第１号法定受託事務として県知事が行う。
(2) 救助は、災害発生と同時に迅速に行わなければならないため、知事から市長が行うよう救助事務の内容、期間等の通知を受けた場合又は事態急迫のため、知事の実施を待ついとまがない場合は、市長が実施する。なお、この法律の適用以外の災害については、基本法第５条に基づき市長（本部長）が救助を実施する。

第７　救助の種類等

１　救助の種類

救助の種類	実施期間
避難所の設置	７日以内
応急仮設住宅の供与	20 日以内に着工
炊き出しその他による食品の給与	７日以内
飲料水の供給	７日以内

救助の種類	実施期間
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10 日以内完了
医療	14 日以内
助産	７日以内
被災者の救出	３日以内
福祉サービスの提供	７日以内
住家の被害拡大を防止するための緊急の修理	10 日以内完了
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	３か月以内完了（基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は６か月以内）
学用品の給与	教科書：１か月以内完了 文房具：15 日以内完了
埋葬	10 日以内
死体の捜索	10 日以内
死体の処理	10 日以内
障害物の除去	10 日以内完了
応急救助のための輸送及び賃金職員等雇上費	救助の実施が認められる期間以内

※なお、災害発生のおそれ段階での救助として国費負担の対象となるのは、上記の内、「避難所の設置」、「応急救助のための輸送及び賃金職員等雇上費等となる。

２　迅速な救助の実施

市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

第３０節　被災者生活再建支援法に基づく支援等

【本部事務局、税務課班、社会福祉課班】

一定規模の自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、「被災者生活再建支援法」（以下「支援法」という。）に基づき支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するものとする。

また、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書を速やかに交付するものとする。

第１　被災者生活再建支援法の適用

１　支援法の対象となる自然災害

自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害（支援法第２条第１号）で、次のいずれかに該当するものとされている。

(1) 救助法施行令第１条第１項第１号または第２号のいずれかに該当する被害（同条第２項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害

(2) 10 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害

(3) 100 世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害

(4) (1)または(2)の市町村を含む都道府県で、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万未満に限る。）における自然災害

(5) (3)又は(4)の都道府県に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口10万未満に限る。）で、ア～ウの区域のいずれかに隣接し、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害

(6) (3)又は(4)に規定する都道府県が２以上ある場合における市町村（人口 10 万未満のものに限る。）の区域であって

ア　５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万未満に限る。）における自然災害

イ　２世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口５万未満に限る。）における自然災害

２　支援法の対象となる世帯

上記の自然災害により

ア　居住する住宅が全壊（以下「全壊世帯」という。）した世帯

イ　居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、住宅の倒壊による危険を防止する必要があること、住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準じるやむを得ない事由により、住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯（以下「解体世帯」という。）

ウ　住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難である世帯（以下「大規模半壊世帯」という。）

エ　火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、居住する住宅が居住不能となり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（以下「長期避難世帯」という。）

オ　当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（イからエまでに掲げる世帯を除く。以下「中規模半壊」という。）

３　支援法の適用手続き

(1) 市の被害状況報告

市長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、速やかに知事に対して報告するものとする。

(2) 県の被害状況報告及び公示

知事は、市長からの報告を精査した結果、発生した災害が支援法対象の自然災害に該当するものと認めた場合は、速やかに内閣府政策統括官（防災担当）及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、支援法対象の自然災害であることを速やかに公示するものとする。

４　支援金の支給額

支援金の支給額は、以下の２つの支援金の合計額となる。

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	支給額	
	複数世帯	単数世帯
全壊世帯（法第2条第2号イ）	100万円	75万円
解体世帯（法第2条第2号ロ）	100万円	75万円
長期避難世帯（法第2条第2号ハ）	100万円	75万円
大規模半壊世帯（法第2条第2号ニ）	50万円	37万5千円

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

【全壊、解体、長期避難、大規模半壊】

住宅の再建方法	支給額	
	複数世帯	単数世帯
居住する住宅を建設し、または購入する世帯（法第3条第2項第1号）	200万円	150万円
居住する住宅を補修する世帯（法第3条第2項第2号）	100万円	75万円
居住する住宅を賃借する世帯（公営住宅を除く）（法第3条第2項第3号）	50万円	37万5千円

【中規模半壊】

住宅の再建方法	支給額	
	複数世帯	単数世帯
居住する住宅を建設し、または購入する世帯 （法第3条第5項第1号）	100万円	75万円
居住する住宅を補修する世帯 （法第3条第5項第2号）	50万円	37万5千円
居住する住宅を賃借する世帯 （公営住宅を除く）（法第3条第5項第3号）	25万円	18万7千5百円

※住宅の再建方法が２以上に該当する場合の加算支援金の額は、そのうちの最も高いものとする。

５　支給申請書等の提出

(1) 支給申請手続き等の説明

市は、被災世帯の世帯主に対し、支援制度の内容、支給申請手続き等について説明するものとする。

(2) 申請窓口

市役所内窓口

(3) 申請時の添付書類

ア　基礎支援金:り災証明書、住民票等

イ　加算支援金:契約書（住宅の購入、賃借等）等

(4) 申請期間

ア　基礎支援金:災害発生日から 13 月以内

イ　加算支援金:災害発生日から 37 月以内

(5) 支給申請書等の送付

市は、被災世帯の世帯主から提出された支給申請書及び添付書類を確認し、速やかに県に送付するものとする。また、平時から申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図ることとする。

県は、市から送付された申請書類等を確認し、速やかに被災者生活再建支援法人に送付するものとする。

(6) 支援金の支給

被災者生活再建支援法人は、支援金の交付を決定したときは、速やかに申請者に対し支援金を交付する。

(7) 支援金支給事務の基本的な流れ

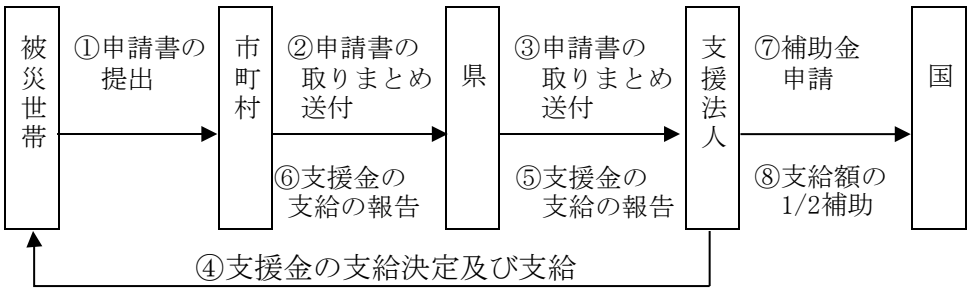

第２　罹災証明書の交付

罹災証明は、基本法第 90 条の 2 に定める防災に関する事務の一環として、救助法による各種の施策や市税等の減免及び保険の支払い申請を実施するにあたって必要とされる家屋の被害程度について、被災者の応急的、一時的な救済を目的に市長及び田村消防署長が確認できる程度の被害について証明するものとする。

市は、災害救助法、被災者生活再建支援法による各種施策や市税の減免、その他の被災者支援策を実施するため、家屋の被害調査を実施し、罹災証明を迅速に交付する。

火災による罹災証明書の交付は田村消防署が行う。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するよう努めるものとする。

１　罹災証明の証明項目

罹災証明書は、基本法第 2 条第 1 項に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目を証明するものとする。

(1) 家屋の損壊等に関する証明項目【税務課班】

ア　全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊

イ　流出、床上浸水、床下浸水

ウ　その他

(2) 家屋の火災に関する証明項目【田村消防署】

ア　火災が発生した事実等

２　罹災証明書の発行手続き等

(1) 被害調査の実施

税務課班は、罹災証明書の発行に先立ち、必要な被害状況の調査を行うものとする。この場合、専門的な調査を必要とするとき等においては、関係各部又は関係団体等の協力を得て行うものとする。また、被災者の利便を図るため、窓口を設置するとともに、被災者への交付手続き等についての広報に努めるものとする。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

(2) 罹災証明発行台帳の作成

上記の被害調査の結果を基に、罹災証明発行台帳を作成する。

(3) 罹災証明書の発行事務

税務課班は、被災者の「罹災証明書」発行申請により、上記罹災証明発行台帳で確認し、発行するものとする。

３　罹災程度の判定

家屋の被災程度の判定は、下記に基づき行うものとする。

(1)　「災害の被害認定基準について」（平成 13 年 6 月 28 日付府政防第 518 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針について」（平成 13 年 7 月 27 日付事務連絡内閣府政策統括官（防災担当）参事官及び消防庁防災課長）を調整した指針
(2)　「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府：令和 7 年 7 月）
(3)　「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について」（府政防第 1746 号）（令和 2 年 12 月 4 日）

４　その他

罹災証明書の証明手数料は、無料とする。（ただし、消防署での罹災証明書の証明手数料は有料となる。）

第３　被災者台帳の作成

市長は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（被災者台帳）を作成するよう努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

１　被災者台帳に記載する内容

(1)　氏名
(2)　生年月日
(3)　性別
(4)　住所又は居所
(5)　住家の被害その他市が定める種類の被害の状況
(6)　援護の実施の状況
(7)　要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
(8)　電話番号その他の連絡先
(9)　世帯の構成
(10) 罹災証明書の交付の状況
(11) 台帳情報を市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
(12) 台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
(13) 被災者台帳の作成にあたって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号を利用する場合には、被災者に係る個人番号（マイナンバー）
(14) その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

２　台帳情報の利用及び提供

(1)　台帳情報の提供

市長は、以下のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。なお、この場合、被災者に係る個人番号（マイナンバー）は含まないものとする。

ア　本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。

イ　市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

ウ　他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

(2) 台帳情報の提供に関し必要な事項

台帳情報の提供を受けようとする者（申請者）は、以下の事項を記載した申請書を台帳情報を保有する市長に提出しなければならない。

ア　申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ　申請に係る被災者を特定するために必要な情報

ウ　提供を受けようとする台帳情報の範囲

エ　提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係る者が含まれる場合にはその使用目的

オ　台帳情報の提供に関し市長が必要と認める事項

第４　被災者の生活再建支援

１　平時からの支援体制の整備

市及び県は、平時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

２　きめ細やかな支援の実施

市及び県等は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第３章　災害復旧計画

第１節　公共施設等の災害復旧

【本部事務局、財政課班】

災害発生により被災した各施設の原形復旧に止まらず、災害の再発生を防止するための必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備えるものとし、応急復旧終了後、被害の程度を充分検討し、計画を策定したのち早期復旧を目標にその実施を図るものとする。

なお、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、激甚災害指定基準に該当する場合は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を、早期に受けられるよう努めるものとする。

第１　災害復旧工事体制の確立

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に実施するため、県や関係機関等と調整のうえ、実施に必要な職員の配備及び応援等必要な措置を講じ、実施体制を確立するものとする。

第２　災害復旧事業計画の策定

災害応急対策を実施した後、市は施設の被害の程度を十分調査・検討し、所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに策定する。

１　災害復旧事業計画の基本方針

(1) 災害の再発防止

復旧事業計画の策定にあたっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関等と十分連絡調整を図り、計画を策定する。

(2) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の策定にあたっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果が上がるよう関係機関等と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

２　復旧工事の長期化対策

復旧工事が長期にわたる場合は、必要最小限の復旧を図った後、逐次全面的な復旧工事を実施する。

３　仮復旧した施設の工事

応急資材による仮工事にて復旧した施設・設備は、その後適切な補強及び改修工事を実施する。

４　施設の被害の累加対策

被災後、速やかに復旧を図らなければさらに被害が累加するおそれのある施設・設備については、できる限り速やかに適切な復旧措置を講ずるものとする。

第３　災害復旧事業の種類

(1) 公共土木施設災害復旧事業
　ア　河川公共土木施設災害復旧事業
　イ　砂防設備災害復旧事業
　ウ　隣地荒廃防止施設災害復旧事業
　エ　地すべり防止施設災害復旧事業
　オ　急傾斜地崩壊防止災害復旧事業
　カ　道路公共土木施設災害復旧事業
　キ　単独災害復旧事業
　　(ｱ) 災害応急復旧工事
　　(ｲ) 庁舎、試験場等の公用施設
　　(ｳ) 災害関連工事
　　(ｴ) 補助災害復旧事業の採択基準に満たない事業
　　(ｵ) 国庫補助制度があっても補助災害復旧事業の対象としない施設の災害事業
(2) 都市施設災害復旧事業
　ア　街路災害復旧事業
　イ　下水道施設災害復旧事業
　ウ　公園等施設災害復旧事業
　エ　都市排水施設災害復旧事業
　オ　堆積土砂排除事業
　カ　その他の災害復旧事業
(3) 農林施設災害復旧事業
(4) 農林土木施設災害復旧事業
(5) 上水道災害復旧事業・簡易水道施設災害復旧事業
(6) 下水道災害復旧事業
(7) 住宅災害復旧事業
(8) 社会福祉施設及び児童福祉施設災害復旧事業
(9) 公共医療施設、病院等災害復旧事業
(10) 学校教育施設災害復旧事業
(11) 社会教育施設災害復旧事業
(12) 廃棄物処理施設災害復旧事業
(13) 中小企業の振興に関する事業

第２節　災害復旧事業に伴う財政援助の確保

【本部事務局、財政課班】

災害が発生した場合は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、災害復旧に必要な事業費を見積り、早期にその財源確保に努める。

第１　法律等により一部負担又は補助を受ける事業

災害復旧事業に伴う財政の援助等は、法律等により国がその全部若しくは一部を負担する。また補助を受ける災害復旧事業費は、知事の報告及び市長が提出する資料、実地調査の結果等に基づき決定され、適正かつ速やかに行うこととなっている。国が財政の援助を行う法律及びその対象となる事業は次のとおりである。

事業名	根拠法律等
公共土木施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
河川の復旧事業	河川法
道路の復旧事業	道路法
都市災害復旧事業	建設省都市局長通達都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
農林水産業施設災害復旧事業	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
天災による被害農林漁業者等に対する資金融通	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
上水道・簡易水道災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
公共下水道災害復旧事業	下水道法
公営住宅災害復旧事業	公営住宅法
罹災者公営住宅建設事業	
生活保護施設災害復旧事業	生活保護法
児童福祉施設災害復旧事業	児童福祉法
老人福祉施設災害復旧事業	老人福祉法
身体障害者更正援護施設災害復旧事業	身体障害者福祉法
知的障害者援護施設災害復旧事業	知的障害者福祉法
婦人保護施設災害復旧事業	売春防止法
公立学校施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法
感染症予防施設災害復旧事業	感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律
感染症予防事業	感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律
予防接種	予防接種法
中小企業信用保険法による災害関係保証	中小企業信用保険法
し尿処理施設災害復旧事業	環境衛生金融公庫の災害融資
ごみ処理施設災害復旧事業	
災害清掃費	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付	災害弔慰金の支給等に関する法律

第３節　激甚災害の指定

【本部事務局、財政課班】

著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合における地方公共団体の経費負担の適正化と被災者の災害復興の意欲を高めることを目的として、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和 37 年法律第 150 号）が制定されている。市内に大規模災害が発生した場合は、激甚法に基づく激甚災害の早期指定を受け、災害復旧事業の迅速かつ円滑な実施を図るものとする。

第１　激甚災害の指定手続き

１　市、県の手続き

(1) 市の協力等

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

ア　県知事への報告

大規模な災害が発生した場合、市長は激甚法第 2 条に基づく激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分考慮し、災害状況等を県知事に報告するとともに、県が行う調査に対しても積極的に協力するものとする。

イ　報告事項

被害の状況等の報告は、基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 53 条第 1 項に定めるところにより、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行うものとする。

(ｱ) 災害の種類
(ｲ) 災害が発生した日時
(ｳ) 災害が発生した場所又は地域
(ｴ) 被害の程度（基本法施行規則別表第 1 に定める事項）
(ｵ) 災害に対しとられた措置
(ｶ) その他必要な事項

(2) 県の措置等

ア　県は、市町村被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると認める事業について、激甚法に定める事項に関して速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう必要な措置を講じるものとする。

イ　激甚災害指定の促進

県は、激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、国の機関と密接な連絡の上、指定の促進を図るものとする。

２　国における指定手続き

激甚災害の指定に至るまでの国における手続きは次のとおりである。

(1) 県知事から報告を受けた内閣総理大臣が、中央防災会議に諮問する。

(2) 中央防災会議は、激甚災害であるかどうかの判断及び発動すべき特別措置の範囲を激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて審議決定し、答申する。
(3) 答申を受けた内閣総理大臣は、閣議決定を経て政令を制定し、公布する。

第２　激甚法対象事業

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき援助される事業は、以下のとおりである。

１　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

(1) 公共土木施設災害復旧事業（第 3 条）
(2) 公共土木施設災害関連事業（第 3 条）
(3) 公立学校施設災害復旧事業（第 3 条）
(4) 公営住宅災害復旧事業（第 3 条）
(5) 生活保護施設災害復旧事業（第 3 条）
(6) 児童福祉施設災害復旧事業（第 3 条）
(7) 老人福祉施設災害復旧事業（第 3 条）
(8) 身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業（第 3 条）
(9) 障がい者支援施設等災害復旧事業（第 3 条）
(10) 婦人保護施設災害復旧事業（第 3 条）
(11) 感染症指定医療機関の災害復旧事業（第 3 条、第 19 条）
(12) 感染症予防事業（第 3 条、第 19 条）
(13) 堆積土砂排除事業（第 3 条、第 9 条）
　ア　公共施設の区域内の排除事業
　イ　公共的施設区域外の排除事業
(14) たん水排除事業（第 3 条、第 10 条）

２　農林水産施設災害復旧事業等に関する特別の助成

(1) 農地等の災害復旧事業（第 5 条）
(2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業（第 5 条、第 6 条）
(3) 開拓者等の施設の災害復旧事業（第 7 条）
(4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（第 8 条）
(5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業（第 9 条）
(6) 土地改良区等の行う湛水排除事業（第 10 条）
(7) 森林災害復旧事業に対する補助（第 11 条の 2）

３　中小企業に関する特別の助成

(1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（第 12 条）
(2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還等の特例（第 13 条）
(3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業（第 14 条）
(4) 中小企業者に対する賃金の融通に関する特例（第 15 条）

４　その他の財政援助及び助成

(1) 公立社会教育施設災害復旧事業（第 16 条）
(2) 私立学校施設災害復旧事業（第 17 条）
(3) 市町村が施行する感染症予防事業（第 19 条）
(4) 母子、父子及び寡婦福祉資金貸付けの特例（第 20 条）
(5) 水防資器材費の補助の特例（第 21 条）
(6) り災者公営住宅建設事業（第 22 条）
(7) 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設、林地被害及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助（第 24 条）
(8) 雇用保険法による求職者給付に関する特例（第 25 条）

第３　災害復旧事業の実施

市、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧事業を早期に実施し、災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について、必要な措置を講ずるものとする。復旧事業の事業費が決定され次第速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率を上げるように努めるものとする。

第４節　被災者支援

【本部事務局、財政課班、税務課班、社会福祉課班、農林課班、商工課班、都市計画課班】

大規模災害時には、多くの人々が被災し、生命の危険に瀕し、住居や家財の喪失、あるいは経済的困窮等により地域社会が混乱に陥る可能性があり、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。このため防災関係機関と連携・協力し、被災地の生活の安定のための緊急措置を講ずるとともに適時・適切な情報を提供し、災害時の人心の安定と社会秩序の維持に努めるものとする。

第１　生活相談の実施

被災者のための市役所、各行政局班及び各避難所等に相談窓口を設け、相談、要望等を聴取し、その内容により関係機関等に協力を依頼し、問題の解決を図る等被災者の生活安定の早期回復に努めるものとする。

第２　災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付

１　災害弔慰金の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号、以下「法」という。）に規定する災害により市民が死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(1) 支給の対象

法令により定められた災害により死亡した市民の遺族

(2) 支給金額

支給を受ける遺族の生計を維持していた者の場合 500 万円、その他の者 250 万円

(3) 支給範囲

ア　配偶者、子、父母、孫、祖父母

イ　ア項のいずれも存しない場合は、兄弟姉妹（ただし、死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者）

２　災害障害見舞金の支給

(1) 支給対象

弔慰金の対象と同じ災害により負傷したり、病気になった市民で、それが治ったとき、法に規定する程度の障害（概ね１級程度）を有する場合

(2) 支給金額

主たる生計維持者 250 万円、その他家族 125 万円

(3) 支給制限

厚生労働大臣の定める給付金の交付を受けた者

３　災害援護資金の貸付

(1) 申込者の資格

福島県の区域において、救助法による救助が行われた災害により被害を受け、次の要件を備えている者

ア　災害が発生した月の翌月から、３か月以内に申請を完了できること

イ　災害により被害を受けた当時、市内に住所を有した世帯主

ウ　被害を受けた年の前年（当該被害を１月～５月までの間に受けた場合にあっては前前年）の総所得額（課税標準額）が、政令で定められた額以下の世帯

エ　療養に要する期間が概ね１か月以上の世帯主の負傷、又は住居あるいは家財の価格の３分の１以上の損害を受けた世帯

オ　連帯保証人

次の要件を満たす連帯保証人が１人必要となる。

(ｱ) 原則として、市内に１年以上居住していること。

(ｲ) 借受人とは、別世帯を構成するものであること。

(ｳ) 保証能力があること。

(ｴ) 現に本貸付を借りておらず、連帯保証人になっていないこと。

(2) 貸付限度額

区分	被害の種類及び程度	限度額
世帯主が療養期間１か月以上の負傷を負った場合	住居の損害がない場合で家財の被害額が、その家財の価値の概ね３分の１である損害（以下「家財の損害」という。）	150万円
	住居の損害がない場合で、家財の損害がある。	250万円
	住居が半壊した場合	270万円
	住居が全壊した場合	350万円
世帯主に負傷がない場合	住居の損害がない場合で、家財の損害がある。	150万円
	住居が半壊した場合	170万円
	住居が全壊した場合（(1)－エ項を除く。）	250万円
	住居の全体が滅失または流出した場合	350万円

(3) 貸付期間

13 年（据置期間: ６年）

(4) 貸付利率

無利子（連帯保証人なしの場合、年 1.5%）

(5) 据置期間

６年（住居が全壊した等により市長が特に必要と認めた場合、８年）

(6) 返済方法

年賦または半年賦（元利均等償還）

(7) 申込方法

所定の申込用紙に必要事項を記入して申込むこと。

第３　被災者への融資

１　県の行う融資

(1) 農林水産業関係（農林水産部）

農林漁業経営の維持・安定を図るため、天災により農作物、経営施設等に被害を受けた農林漁業者の再生産等に必要な資金を無利子または低利で融資する。

(2) 商工関係（中小企業への融資:商工労働部）

天災により事業活動に支障を生じた中小企業等の経営安定に必要とする設備・運転資金を低利で融資する。また、県信用保証協会は、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置を講ずる。

２　住宅関係（住宅金融公庫による災害復興住宅資金）

住宅金融公庫は、天災により住宅に被害を受けた県民に対し、住宅金融支援機構から低利で融資を受けるための認定業務及びあっせんを行い、罹災者の住宅再建を支援する。

３　福祉関係

(1) 生活福祉資金の貸付

ア　緊急小口資金

県社会福祉協議会は、被災した低所得者が緊急かつ一時的に生活の維持が困難となった場合、小額の資金を融資するものとする。

イ　災害援護資金

県社会福祉協議会は、被災した低所得者（災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護金の貸付対象となる世帯を除く。）に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な融資をするものとする。

(2) 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して生活の立て直しに必要な資金を融資するものとする。

４　生業資金の貸付

被災した生活困窮者等の再起のため、必要な事業資金、その他の小類融資の貸付金を確保するため、次の資金等の導入に努めるものとする。

(1) 災害弔慰金の支給及び災害援助資金の貸付
(2) 世帯更生資金の災害援護資金
(3) 災害救助法による生業資金
(4) 母子・父子・寡婦福祉資金
(5) 日本政策金融公庫

５　被災世帯に対する住宅融資

低所得世帯、母子世帯、あるいは寡婦世帯で災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができなくなった場合、住宅を補修し、あるいは非住家を住家に改造する等のため、資金を必要とする世帯に対して、次の資金を融資するものとする。

(1) 世帯更生資金の災害援護資金または住宅資金
(2) 母子・父子・寡婦福祉資金の住宅資金

第４　被災者の生活確保

１　公営住宅の一時使用

(1) 実施機関等

ア　公営住宅及び特定公共賃貸住宅（以下、公営住宅等」という。）の一時使用に関する計画の立案と実施は、市長が行うものとする。

イ　県及び市は、平時においてあらかじめ災害時に一時使用が可能な公営住宅の把握に努めるものとする。

ウ　一時使用は、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項による目的外使用許可により行う。

(2)　実施方法等

ア　一時使用対象者

災害により被災し、自らの資力では住宅を確保できない者であって、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

(ｱ) 住宅が全壊、全焼又は流失した者であること。
(ｲ) 居住する住宅がない者であること。
(ｳ) 生活保護法の被保護者若しくは要保護者。
(ｴ) 特定の資産を持たない、失業者、未亡人、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者及び小企業者。
(ｵ) これらに準ずる者であること。

イ　一時使用対象者の選定

(ｱ) 公営住宅の一時使用者の選定については、住宅を所管する地方公共団体の長が行うものとする。
(ｲ) 公募によらない入居とし、収入基準等の入居資格要件を問わないものとする。

ウ　一時使用の条件

一時使用の条件は、原則として住宅を所管する市が次の事項に留意し定めるものとする。ただし、同一市内に市営及び県営の公営住宅等が提供される場合は、それぞれを所管する市及び県が協議の上、統一の条件を定めるものとする。

(ｱ) 一時使用の期間
(ｲ) 家賃及び敷金の負担者
(ｳ) 電気、ガス、水道並びに共益費の負担者
(ｴ) 退去時の修繕義務

その他は、公営住宅法、同法施行令並びに特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律、同法施行令及び福島県住宅等条例並びに田村市営住宅等条例を準用する。

エ　一時使用させる住宅の戸数

(ｱ) 一時使用させる戸数は、公営住宅等の通常の入居希望者に支障が出ない範囲で行うものとする。

(ｲ) 市は、自らの公営住宅等を持たない場合又はその提供では住宅が不足する場合に、周辺市町村又は県に公営住宅等の提供を依頼するものとする。

(ｳ) 前項の依頼を受けた場合、市は自らの公営住宅等に、県は、被災地内又はその周辺市町村内の県営の公営住宅等に、被災者を受け入れることのできる住宅がある場合は、それぞれの長の承認を受け被災者に提供するものとする。

オ　正式入居の措置

一時使用を行った者については、公営住宅法又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の入居資格要件に該当する者については、必要に応じて、公営住宅法第 22 条、同政令第 5 条又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第 26 条第 3 項に基づく特定入居として正式入居とする。

２　被災者に対する職業の斡旋

(1) 被害により、ほかに転職を希望する者に対しては、公共職業安定所を通じ本人の希望・適正等を考慮し、適当な求人情報の提供を行うものとする。

(2) 被災者の就職を開拓するため、関係機関と協議し各種職業訓練所に入所させて職業訓練を実施するよう努めるものとする。

(3) その他、被災者が常用就職の困難な場合、失業対策等により一時的に救済の措置を講ずるものとする。

(4) 公共職業安定所と連携し、公共職業安定所が行う以下の措置について情報を提供する。

ア　被災者のための臨時職業相談窓口の設置

イ　公共職業安定所に出頭することが困難な地域における臨時職業相談所の開設または巡回職業相談の実施

ウ　職業訓練受講指示・職業転換給付金制度の活用等

エ　救助法が適用され市町村長から労務需要があった場合の労働者の斡旋

３　雇用保険の失業給付に関する特例措置

公共職業安定所長は次の措置をとるものとする。

ア　証明書による失業の認定

被災地域を管轄する公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。

イ　激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

被災地域を管轄する公共職業安定所長は、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 25 条に定める措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金をうけることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給するものとする。

４　被災事業主に関する措置

福島労働局は、災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主に対して、必要があると認めるときは、概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行うものとする。

５　市税等の徴収猶予及び減免の措置

市は、災害により被災者の納付又は納入すべき市税等について、期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を状況に応じて実施するものとする。

６　郵便関係措置等

日本郵便(株)は、災害が発生した場合、その被害状況並びに被災地の実情に応じて郵便事業にかかわる災害特別事務取扱い等を実施するものとする。

(1) 郵便関係

ア　災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ　被災地あて救助用郵便物等の料金免除

エ　被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除

７　生活必需品等の安定供給の確保

県（生活環境部、商工労働部、農林水産部）は、生活必需品等の安定供給の確保を図るため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 大規模な災害発生後の生活必需品等の価格及び需給動向の把握に努める。

(2) 特定物資の指定等

状況により特定物資の指定を行い、適正な価格で売り渡すよう指示する。

(3) 関係機関等への協力要請

生活必需品等の著しい不足、価格の異常な高騰を防ぐことを目的として、国、他の都道府県及び事業者団体等に対し必要に応じ次の協力要請を行う。

ア　情報提供

イ　調査

ウ　集中出荷

エ　その他の協力

第５　生活保護

市は、被災者の恒久的生活確保のため、生活保護法に基づく保護の要件に適合している被災者に対しては、その実情を調査のうえ、困窮程度に応じ関係機関と協議し、最低生活を保障するよう措置するものとする。

地震災害対策編

＜目次＞

第１章 災害減災計画 1
第１節 防災に関する組織と責務 1
第２節 防災情報通信網の整備 1
第３節 土砂災害防止対策 1
第４節 火災防止対策 1
第５節 建築物等の防災力の強化 1
第１ 建築物等の耐震化 1
第２ 被災建築物の応急危険度判定制度の創設と充実 2
第３ 防災上重要な建築物の耐震性確保等 2
第４ 窓ガラス・看板等の落下物防止対策 3
第５ ブロック塀等の防災対策 3
第６ 建築物の不燃化の促進 4
第６節 文化財災害予防対策 5
第７節 ライフライン施設等の防災力の強化 5
第１ 上水道施設の防災力の強化 5
第２ 下水道施設の防災力の強化 6
第３ 鉄道施設の防災力の強化 7
第８節 道路・橋りょうの防災力の強化 8
第１ 道路の整備 9
第２ 橋りょうの整備 9
第３ 直轄管理の国道及び橋りょう災害予防 10
第４ 農道・林道及び橋りょう災害予防 10
第５ 道路啓開用資機材の確保 10
第９節 農地・農業用施設等の防災力の強化 11
第１ 各施設の損壊防止対策 11
第１０節 緊急輸送路等の指定 11
第１１節 避難体制の整備 11
第１ 避難に関する用語 11
第２ 災害別避難体制の整備 11
第３ 避難に関する計画 12
第４ 避難誘導計画の策定 12
第５ 避難指示等の発令基準及び伝達 12
第６ 指定避難所の指定等 12
第７ 避難路の選定 12
第８ 学校、病院、社会福祉施設等における避難誘導計画 13
第９ 避難所設置・運営計画の策定 13

第１０ 避難場所等の居住者等に対する周知 13
第１１ 男女共同参画の視点に基づく避難所運営の推進 13
第１２ 平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」の取組の推進 13
第１２節 医療（助産）救護・防疫体制の整備 13
第１３節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備 13
第１４節 災害廃棄物処理体制の整備及び広域処理体制の確立 13
第１ 市・市民及び事業所の役割 13
第２ 一般廃棄物処理施設の耐震化等 14
第３ 広域処理体制の確立や民間連携の促進 14
第１５節 災害復旧・復興への備え 14
第１６節 地域防災力の向上 14
第１ 防災知識の普及計画 14
第２ 自主防災組織の育成・充実 15
第３ 学校等の防災力の育成・強化 16
第４ 災害教訓の伝承 16
第１７節 防災訓練等の実施 16
第１ 大規模な地震を想定した防災訓練 16
第１８節 要配慮者支援対策 17
第１９節 ボランティア活動支援対策 17
第２０節 事業継続計画の策定 17

第２章 災害応急対策 18
第１節 災害応急対策活動体制の整備 18
第１ 災害応急対策の防災行動計画 18
第２ 配備体制 18
第３ 災害警戒本部 19
第４ 災害対策本部 19
第２節 職員の動員配備 20
第１ 動員基準 20
第２ 初動体制の整備 21
第３節 災害情報の収集伝達 22
第１ 情報活動 22
第２ 情報の収集 22
第３ 気象庁の地震情報 23
第４ 情報連絡体制 25
第５ 県・国への報告（被害状況等） 25
第４節 通信の確保 25
第５節 災害広報広聴活動 25
第６節 救助・救急活動 25

第７節 応急避難 26
第８節 避難所の設置・運営 26
第９節 消火活動 26
第１ 初期消火等 26
第２ 消火活動 28
第３ 火災防ぎょ活動 31
第４ 応援要請 31
第１０節 医療（助産）救護活動 31
第１１節 緊急輸送活動 31
第１２節 交通の確保と交通規制措置 31
第１３節 賃金職員の雇用 32
第１４節 社会秩序の維持活動 32
第１５節 防疫・保健衛生活動 32
第１６節 廃棄物の処理活動 32
第１ がれき処理 32
第１７節 応急給水活動 35
第１８節 食料・生活必需品の供給活動 35
第１９節 被災地の応急対策 35
第２０節 行方不明者の捜索及び遺体の火葬・埋葬 35
第２１節 住宅の応急確保 35
第２２節 ライフライン等応急復旧活動 36
第１ 上水道施設 36
第２ 下水道施設 36
第３ 電話施設 36
第４ 電力施設 36
第５ ガス施設 36
第６ 鉄道施設〔東日本旅客鉄道(株)〕 36
第２３節 農地・農業用施設等応急対策 37
第２４節 市管理施設の応急復旧対策 37
第１ 利用者等の安全確保 37
第２ 被災状況の把握 37
第３ 公共施設の応急対策 38
第２５節 文教施設等応急復旧対策 38
第２６節 要配慮者救護活動 38
第２７節 ボランティア活動の支援 38
第２８節 危険物施設等災害応急対策 38
第２９節 義援金品の受入れ・配分 38
第３０節 災害救助法の適用等 39
第３１節 被災者生活再建支援法に基づく支援等 39

第３２節 二次被害防止対策 39
第１ 土砂災害等対策 39

第３章 災害復旧計画 41
第１節 公共施設等の災害復旧 41
第２節 災害復旧事業に伴う財政援助の確保 41
第３節 激甚災害の指定 41
第４節 被災者支援 41
第１ 地震保険の活用 41

第１章　災害減災計画

第１節　防災に関する組織と責務

総則編第２章「第２節 防災に関する組織と責務」に準ずる。

第２節　防災情報通信網の整備

一般災害対策編第１章「第２節 防災情報通信網の整備」に準ずる。

第３節　土砂災害防止対策

一般災害対策編第１章第４節「第５ 土砂災害予防対策」に準ずる。

第４節　火災防止対策

一般災害対策編第１章「第５節 火災防止対策」に準ずる。

第５節　建築物等の防災力の強化

【総務課、建設課、都市計画課】

建築物の耐震性については、地震災害を経験するごとに建築基準法が改正された経緯があるが、阪神・淡路大震災において、特に昭和 56 年の法改正以前の建物に被害が多く見られたことから、平成 7 年 12 月に施行された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の運用を積極的に推進し、建築物等の地震対策の強化に努めるものする。

第１　建築物等の耐震化

１　建築物等の安全対策

(1) 公共建築物等の安全対策

ア　防災上重要な公共建築物の耐震性確保

イ　学校等施設の安全対策

(2) 一般建築物等の安全対策

市は、建築物の所有者又は管理者に対し、耐震工法及び耐震補強等の重要性について啓発を行い、一般建築物の耐震性の強化を図るものとする。

２　耐震化に関する相談の実施

市は、市民からの建築物の耐震性に関する相談に応ずるとともに、耐震診断及び耐震補強に関する技術指導、啓発等に努める。

３　耐震性に関する知識の普及

市は、耐震工法、耐震補強などについての資料を配布し、説明会の開催等を行い、建築物の耐震性確保を推進する。

４　建築士会等の協力

市は、建築物の設計・施工について豊富な知識と経験を持つ建築士会等と協力し、一般建築物の耐震性確保を図る。

第２　被災建築物の応急危険度判定制度の創設と充実

市は、県が創設する「福島県地震被災建築物応急危険度判定士認定制度」により市に在住する民間の建築士等の登録を推進するとともに、認定された地震被災建築物応急危険度判定士の協力を得て地震により被災した建築物（一般住宅を含む。）が、地震等による二次災害に対して安全であるかどうかを判定する判定活動体制の確立に努めるものとする。

また、地震により被災した避難所がある場合には、判定を優先的に行うものとする。

第３　防災上重要な建築物の耐震性確保等

１　市有施設の耐震性確保

市は、大規模な地震による災害時に、応急対策活動の拠点となる施設を防災上重要建築物として指定し、それらの施設の重要度に応じた耐震性の確保に努めるものとする。

(1) 防災上重要建築物の指定

市は、次の施設を防災上重要建築物に指定する。

ア　防災拠点施設

庁舎、各行政局庁舎、保健センター等

イ　避難施設

市立小・中学校体育館、市総合体育館、福祉センター等

ウ　緊急医療施設

たむら市民病院、都路診療所等

(2) 建築設備の耐震性確保

市（各施設管理者）は、防災上重要建築物に該当する施設が、大規模な地震の発生後も継続して、その機能を果たせるよう、建築設備についても耐震性に十分配慮する。

特に、災害対策本部を設置する施設については、優先的に建築設備の耐震性の確保を図るものとする。なお、防災拠点施設、緊急医療施設においては、ライフライン系統の不測の事態に備え、非常用電源等非常用設備の整備に努めるものとする。

(3) ロッカー、書架等の転倒防止対策

市は、防災上重要建築物に該当する施設が、大規模な地震の発生後も継続してその機能を果たせるよう、ロッカー、書架等の転倒防止対策を行うとともに、転倒防止対策について、定期的に確認を行う。

(4) 防災拠点施設の主な設備等

新・改築等によって、新たに防災拠点施設の整備を行う場合には、下記の設備の整備に努めるものとする。

ア　非常電源設備

イ　耐震性貯水槽

ウ　防災行政無線（戸別受信機を含む。）

エ　備蓄倉庫（災害対策活動要員用物資を対象とする。）

オ　臨時ヘリポート

カ　非常用排水設備又は排水槽

(5) 耐震化の実施

市は、県の耐震化事業に準じ、耐震診断及び耐震補強工事を推進する。

第４　窓ガラス・看板等の落下物防止対策

１　一般建築物の落下物防止対策

市は、地震時に建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため、次の対策を講ずるものとする。

(1) 市は、容積率 400%以上の地域内に存在する建築物及び防災計画において定められた避難場所までの避難路等に面する建築物で地階を除く階数が３以上のものを対象に、落下物の実態調査を行うものとする。

(2) 実態調査の結果、落下物のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改善を指導するものとする。

(3) 建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行うものとする。

２　市有施設のガラス飛散防止対策

(1) 市（各施設管理者）は、市有施設のうち、２階建て以上の建物のベランダひさし（0.6m 以上）、強化ガラス及び網入ガラス等以外で危険防止対策が講じられていないものについて、ガラス飛散の防止措置を講ずるものとする。

第５　ブロック塀等の防災対策

１　ブロック塀等の倒壊防止対策

(1) 宮城県沖地震及び東日本大震災においては、コンクリートブロック塀や石塀等の倒壊により犠牲者が発生した。危険なブロック塀については、市民に対し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し、啓発を図るものとする。

(2) ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し、知識の普及を図る。補強や除去を促進するとともに、ブロック塀等の適正な維持管理がされるよう引き続き指導を行うものとする。
(3) 市街地内のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。なお、実態調査は通学路、避難路及び避難場所等に重点を置く。
(4) ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生け垣化等を奨励する。
(5) 新設又は改修されるブロック塀については、建築物の完了検査申請書にブロック塀等設置計画・工事状況報告書の提出を求め、安全なブロック塀設置及び建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

２　看板・天井等の落下防止対策

市民が集まる地区や避難所へ至る避難路沿いなどにおいては、地震による看板等の落下物からの危害を防止するため、建築物の所有者又は管理者等に対して、市街地における看板、外壁等の落下防止対策の重要性について啓発するとともに、必要に応じて改善指導を行うものとする。

３　家具等の転倒防止対策

タンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転倒又は棚上の物の落下による被害を防止するため、広報紙等を通じて、市民に対し家具類の安全対策の普及啓発に努めるものとする。

第６　建築物の不燃化の促進

建築物の新築・増改築に際しては、建築基準法に基づく指導を行うとともに、次の法制度体系等を通じ、建築物の耐火性の向上に努めるものとする。

また、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律及び「ふくしま県産材利用推進方針」の目的等を十分に鑑みた上で耐火構造の要否を判断するものとする。公共建築物以外の建築物については、広報等により不燃化及び耐火建築物の建設の推進を啓発指導する。

１　防火・準防火地域の指定

市は、建築物が密集し、火災により多くの被害を生ずるおそれのある地域を防火地域又は準防火地域に指定し、耐火建築物、準耐火建築物その他建築基準法で規定する防火措置を講じた建築物の建築を推進する。

２　既存建築物に対する改善指導

大規模店舗・旅館等の不特定多数の人が集まる特殊建築物の防災性を常時確保するため、防災、避難施設等の防災査察を通じ指導するとともに、建築基準法第 12 条に基づく定期報告制度の活用により、建築物の安全性確保と施設改善を指導するものとする。

３　防火対象物定期点検報告制度による指導

消防本部が実施する「防火対象物定期点検報告制度」による表示マーク交付に際し、建設部は連携して建築構造、防火区画、避難階段等の安全性について調査するとともに、防火避難施設の改善指導を行う。また、耐震性・耐火性の向上を図るための指導も併せて行うものとする。

４　消防同意制度の活用

消防法第 7 条の規定に基づく消防同意制度（建築物の新築、増築等を許可又は確認する権限を持つ行政庁等が、許可等をする前に所轄の消防長又は消防署長の同意を得る制度）を効果的に活用し、建築、消防設備面からの火災予防の徹底を図るものとする。

第６節　文化財災害予防対策

一般災害対策編第１章「第６節 文化財災害予防対策」に準ずる。

第７節　ライフライン施設等の防災力の強化

電力、ガス及び通信施設については、一般災害対策編第１章「第７節 電力、ガス及び通信施設等の防災力の強化」に準ずる。

第１　上水道施設の防災力の強化

【上下水道課】

上下水道局は、災害時における水道施設の被害箇所をできるだけ少なくして、断水区域を最小限に止め、断水時間を短縮するために、次に基づく水道施設の耐震性の強化を図るとともに、被災時の応急復旧、応急給水等の体制整備を図るものとする。

１　施設の耐震化

上水道施設の耐震化を効果的・効率的に進めるため、既存施設の耐震診断等を行い、順次計画的に耐震化を進めるものとする。

２　図面等の整備・保管及び事前復旧計画の策定

(1) 被災調査及び復旧にあたっては、当該施設の設計図等の整備が有効であるため、あらかじめ図面等を整備し、万全な保管を行う。

(2) 地震災害が発生した場合、迅速かつ円滑に水道施設の復旧を推進するための被害箇所の調査から復旧までの行動手順等のマニュアルを策定する。

３　緊急対応組織の編成

迅速かつ的確な応急対策を講じるために、分担業務や非常呼集連絡網等緊急対応組織図を作成し、周知徹底する。

４　導水施設の補強

原水の取水不能は、浄水及び配水に大きな支障を及ぼすことから、原水取水の安定性の向上を図るため、導水管路の古い施設及び取水ポンプ等については、更新や耐震性強化を随時実施するものとする。

５　送・配水施設の補強

送・配水管路中、材質や継手など耐震性が低いものについては、できる限り被害の軽減を図ることを目的とし、これらの管を耐震性の高い管に取り替える。併せて浄・配水場間の水運用を可能とする幹線の整備を図るものとする。

６　給水装置の改善

給水管は、破損等の被害が多数発生することが予想されるため、配水管布設工事等に伴い、積極的に耐震性の高いポリエチレン管に取り替えるものとする。

７　二次災害防止

ポンプ場及び浄水場内での薬品注入設備、燃料用設備の設置にあたっては、地震による漏洩、その他の二次災害が発生しないよう整備に努めるものとする。

８　施設の維持管理の徹底

平時から、施設の維持管理の徹底に努め、点検等により危険箇所の早期発見に努めるとともに、必要な改善を施すものとする。

９　応急復旧資機材の備蓄

応急復旧が速やかに行えるよう、主要施設の資機材の備蓄に努めるものとする。

第２　下水道施設の防災力の強化

【上下水道課】

１　下水道業務継続計画（下水道 BCP）の策定

災害発生時においても、応急対策業務の円滑な執行や、下水道施設の一般重要業務を継続して行うための体制づくりに努めるものとする。

２　施設の図面等の整備・保管及び事前復旧計画の策定

(1) 被災調査及び復旧にあたっては、当該施設の設計図等の整備が有効であるため、あらかじめ図面等を整備し、万全な保管を行う。

(2) 地震災害が発生した場合、迅速かつ円滑に下水道施設の復旧を推進するための被害箇所の調査から復旧までの行動手順等のマニュアルを策定する。

３　耐震設計の推進

施設の新設、増設にあたっては、「下水道施設計画設計指針・解説」及び「下水道施設耐震対策指針・解説」に基づく耐震設計を施すとともに、既存施設についても同指針・解説に基づき必要に応じて補修、補強等を行うものとする。

４　施設の維持管理の徹底

施設の各種被害を軽減するとともに、被害の発見及び復旧を迅速に行うために、施設の現状の把握、耐震性等の検討を行い、必要に応じて対策を講じるものとする。

５　二次災害防止

処理場内での薬品注入設備、燃料用設備、消化ガスタンク設備の設置にあたっては、地震による漏洩、その他の二次災害が発生しないよう整備に努めるものとする。

第３　鉄道施設の防災力の強化

１　防災組織の確立

(1) 災害対策組織の整備

災害の発生に備え、災害対策組織を整備し、個人の役割まで明確にしておくとともに、その組織の運営方法及び関係機関との連携・協調の体制についても定めておくものとする。

(2) 報告・通報体制の整備

災害の情報を迅速かつ的確に把握するため、組織内での報告・通報系統及び報告・通報要領等を定めるとともに、関係機関及び地方自治体等との情報連絡体制を確立しておくものとする。

２　施設の耐震性の強化

(1) 土木建築物の変状、若しくは既変状の進行の有無を把握するため、定期検査を実施するとともに、線路等災害警備計画を策定し、災害時の線路巡回点検要領等を定めるものとする。

(2) 関係箇所長は、跨線橋等線路に近接する施設の落下、倒壊による線路への被害を防止するため、施設管理者等に施設の点検・整備を要請する。

３　緊急対策の実施

(1) 地震計の設置

地震計を設置するとともにあらかじめ運転規制区間を定めておくことにより、地震発生時における早期点検体制の確立を図るものとする。

(2) 要員及び資機材の確保

ア　災害復旧に必要な要員を迅速に確保するため非常呼集網を定めるとともに、必要な資器材を常備するものとする。また、関係協力会社等と災害復旧時における協力要領について協議しておくものとする。

イ　復旧に必要な資機材及び災害予備貯蔵品を備蓄している関係箇所長は、定期的に点検を行い、その保有数の確認と機能保持に努めるものとする。

ウ　自動車を保有する関係箇所長は、災害復旧に必要な要員及び輸送計画を定めるとともに、緊急通行車両の事前届出を警察関係機関に行い、事前承認を受けておくものとする。

４　防災業務施設及び設備の整備

(1) 関係気象官署（福島地方気象台等）との連絡を緊密に行い、情報の収集、伝達観測施設相互間の連絡等に必要な気象観測設備、通信連絡設備、警報装置等を整備しておくものとする。

(2) 大規模な地震等が発生した場合の情報収集、連絡等を行うため、携帯電話等を配備しておくものとする。

(3) 電力の確保

災害時における列車の運転用・営業用電力を確保するため、停電時には非常用予備発電装置及び予備電源設備を活用するとともに、電気事業者からの受電方策等を講ずる等、早期給電体制の整備に努める。

５　防災教育の実施

社員に対し、災害予防に関する講習会等の開催、パンフレット等の配付を行う等日常業務を通じて次により必要な教育を行うものとする。

(1) 予想される災害及び対策に関する知識

(2) 地震発生時にとるべき初動措置

(3) 事故処理要領に関する知識

(4) 社員が果たす役割及びその他必要な教育

６　防災訓練の実施

社員に対し、乗客の命の保護を最優先にした緊急時の対処要領及び災害応急対策並びに災害復旧に必要な次の訓練を行うとともに、地方公共団体及び防災関係機関が行う合同防災訓練に積極的に参加し、必要な知識の習得に努める。

(1) 非常参集訓練及び災害発生時の初動措置訓練

(2) 消防（通報、消火、避難）訓練及び救出・救護訓練

(3) 乗客等の避難誘導訓練

第８節　道路・橋りょうの防災力の強化

【農林課、建設課、都市計画課】

道路・橋りょう施設が地震により被害を受けた場合、交通機能が麻痺し、住民の避難、災害応急対策等が困難となることから地震時の被害を最小限にとどめ、かつ速やかに被害施設の復旧を可能にするため、日頃から道路施設の危険箇所の点検調査とこれに基づく対策工事並びに橋りょうの点検調査に基づく補強等を実施し、道路・橋りょうの防災力の強化に努めるものとする。

第１　道路の整備

１　市管理道路

(1) 道路切土法面、盛土法面等の点検調査

道路路面への崩落が予想される法面箇所等について、必要な点検･調査を実施する。

(2) 道路の防災対策工事

点検調査の結果、道路法面の崩落が予想される箇所、路体の崩壊が予想される箇所等の対策の必要な箇所について、工法決定のための再調査を行い、その対策工事を実施する。

２　国・県管理道路

市管理道路の点検時に発見した国、県管理道路の崩落が予想される箇所については速やかに三春土木事務所へ通報し、調査と対策工事を依頼する。

３　道路情報提供装置の整備

道路障害発生時及び道路規制等の道路交通情報の提供を図るため、道路情報提供装置の整備に努めるものとする。

４　道路開通用資機材の確保

事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、震災時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう一般社団法人福島県建設業協会田村支部との協定等の締結に努める等民間業者との協力体制を充実し、レッカー車、クレーン車、工作車の道路開通用資機材を緊急配備ができるように体制の整備を図るものとする。

第２　橋りょうの整備

１　橋りょう耐震点検調査

所管施設の地震に対する安全性等に関して必要な点検・調査を実施する。

２　橋りょうの耐震補強の実施

上記の点検・調査に基づき補強等対策工事が必要な橋りょうについて、補強工事を実施する。

(1) 既設橋りょうの対策

所管の既設橋りょうは、「道路防災総点検について」（平成８年８月９日付け建設省通知）に基づき、平成８・９年度に県が実施した道路防災総点検の結果により、耐震対策が必要な橋りょうについて、「橋、高架等の道路等の技術基準の改定について」（平成 29 年７月 21 日付け国土交通省通知）を適用し、これに準じて耐震対策を実施することを基本とする。

ただし、優先的に耐震補強対策を実施する必要のある橋りょうについては、落橋等の甚大な被害を防止する耐震対策（耐震性能３）を実施することとする。

(2) 新設橋りょうの建設

新設橋りょうは、「橋、高架の道路等の技術基準について」（平成 29 年 7 月 21 日付け国土交通省通知）を適用し建設するものとする。

橋りょうの耐震設計の基本的な方針としては、次のとおりである。

ア　橋の耐震設計は、設計地震動のレベルと橋の重要度に応じて、必要とされる耐震性能を確保することを目的として行う。

イ　耐震設計にあたっては、地形・地質・地盤条件・立地条件等を考慮し、耐震性の高い構造型式を選定するとともに、橋を構成する各部材及び橋全体が必要な耐震性を有するように配慮しなければならない。

第３　直轄管理の国道及び橋りょう災害予防

東北整備局において実施するものとする。

第４　農道・林道及び橋りょう災害予防

農山村地域の生活道路として、また、避難路としての機能を確保するため、土砂崩落及び落石の危険箇所に対する法面保護工等の措置、また、老朽橋については架換補強等を推進して、震災時の通行及び輸送の確保を図るものとする。

１　農道・林道の保全整備

法面の崩落、落石等の危険箇所については、各管理者の調査によりその箇所を把握するとともに、県と協議の上、計画を樹立し、法面保護施設の工事を実施し、危険箇所の解消を図っていくものとする。

２　橋りょうの整備

農道橋りょうについては、農道管理者が個別施設計画に基づき、定期的な点検と計画的な予防保全対策を実施する。

また、林道橋りょうについては林道技術基準に基づき、耐震構造として設計架橋されているが、老朽橋並びに木橋については、架替え、補強の必要があることから、林道管理者の調査計画により順次実施するものとする。

第５　道路啓開用資機材の確保

事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、震災時の緊急輸送路としての機能を確保し民間との応援協定等に基づき、道路啓開用資機材を緊急配備ができるよう体制の整備を図るものとする。

第９節　農地・農業用施設等の防災力の強化

ここに定めのないものについては、一般災害対策編第１章「第８節 農地・農業用施設等の防災力の強化」に準ずる。

第１　各施設の損壊防止対策

１　農道施設

基幹的な農道及び重要度の高い農道については、「道路橋示方書」等の技術基準により耐震設計を行い、橋りょうについては、落橋防止装置を設ける。

２　ため池施設

ため池の老朽化の甚だしいもの及び耐震構造に不安のあるものについては、計画的に順次現地調査を行い、各施設の危険度判定結果を基に、計画的に施設の改善に努める。

ため池の防災・減災対策にあたっては、地震による破損等で決壊した場合に浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれや、下流に甚大な被害を与えるおそれやのあるため池を「防災重点農業用ため池」として指定し、堤体補修等のハード対策を実施するとともに、緊急連絡体制等の整備やハザードマップ作成などのソフト対策も実施し、住民への周知による被害の軽減を図る。

３　用排水施設

耐震性を考慮して設計・施工されているが、耐震性が不十分な施設については、改修時に「河川砂防技術基準」等に基づき、その向上を図る。

第１０節　緊急輸送路等の指定

一般災害対策編第１章「第９節 緊急輸送路等の指定」に準ずる。

第１１節　避難体制の整備

【総務課、企画調整課、市民課、生活安全課、社会福祉課、こども未来課、保健課、高齢福祉課、農林課、上下水道課、学校教育課】

第１　避難に関する用語

一般災害対策編第１章第１０節「第１ 避難に関する用語」に準ずる。

第２　災害別避難体制の整備

一般災害対策編第１章第１０節「第２ 災害別避難体制の整備」に準ずる。

第３　避難に関する計画

一般災害対策編第１章第１０節「第３　避難に関する計画」に準ずる。

第４　避難誘導計画の策定

一般災害対策編第１章第１０節「第４　避難誘導計画」に準ずる。

第５　避難指示等の発令基準及び伝達

１　避難指示等の発令の判断に資する専門機関の助言

一般災害対策編第１章第１０節第５「１　避難指示等の発令の判断に資する専門機関の助言」に準ずる。

２　避難指示等の発令基準

ここに定めのないものについては、一般災害対策編第１章第１０節 第５「２　避難指示等の発令基準」に準ずる。

区分	発令基準
高齢者等避難 （警戒レベル３）	○地震による火災の延焼、がけ崩れ等のおそれにより二次被害の発生するおそれがある場合 ○その他状況により市長が必要と認めるとき。
避難指示 （警戒レベル４）	○市民の生命に危険がおよぶと認められるとき。 ○その他、状況により市長が必要と認めるとき。

３　避難指示等の伝達担当及び方法

一般災害対策編第１章第１０節第５「３　避難指示等の伝達担当及び方法」に準ずる。

４　避難指示等が発出された地域の市民がとるべき行動

一般災害対策編第１章第１０節第５「４　避難指示等が発出された地域の市民がとるべき行動」に準ずる。

第６　指定避難所の指定等

一般災害対策編第１章第１０節「第６　指定避難所の指定等」に準ずる。

第７　避難路の選定

一般災害対策編第１章第１０節「第７　避難路の選定」に準ずる。

第８　学校、病院、社会福祉施設等における避難誘導計画

一般災害対策編第１章第１０節「第８　学校、病院、社会福祉施設等における避難誘導計画」に準ずる。

第９　避難所設置・運営計画の策定

一般災害対策編 第１章 第１０節「第９　避難所設置・運営計画の策定」に準ずる。

第１０　避難場所等の居住者等に対する周知

一般災害対策編第１章第１０節「第１０　避難場所等の居住者等に対する周知」に準ずる。

第１１　男女共同参画の視点に基づく避難所運営の推進

一般災害対策編第１章第１０節「第１１　男女共同参画の視点に基づく避難所運営の推進」に準ずる。

第１２　平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」の取組の推進

一般災害対策編第１章第１０節「第１２　平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」の取組の推進」に準ずる。

第１２節　医療（助産）救護・防疫体制の整備

一般災害対策編第１章「第１１節 医療（助産）救護・防疫体制の整備」に準ずる。

第１３節　食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備

一般災害対策編第１章「第１２節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備」に準ずる。

第１４節　災害廃棄物処理体制の整備及び広域処理体制の確立

【環境課】

第１　市・市民及び事業所の役割

１　市の役割

一般災害対策編第１章第１３節第１「１　市の役割」に準ずる。

２　市民及び事業所等の役割

市の広報、防災訓練等を通じて、災害により発生する災害ごみの排出方法等について理解に努めるとともに、災害時の廃棄物処理に協力する。

なお、地震による住宅等建物の損壊及び室内備品（家具・家財、棚等）等の破損によるがれき類の大量発生を防止するため、住宅等建造物の耐震化、家具及び棚等の倒壊防止に努める。

３　県の役割

一般災害対策編第１章第１３節第１「３　県の役割」に準ずる。

４　関係機関の役割

一般災害対策編第１章第１３節第１「４　関係機関の役割」に準ずる。

第２　一般廃棄物処理施設の耐震化等

１　施設の耐震化

施設の更新時等に耐震化を図るとともに、震災時での廃棄物の大量処理を想定し、一定程度能力に余裕をもった施設の整備に努めるものとする。

２　応急復旧

応急復旧のための資機材の備蓄に努めるとともに、被害状況の把握、点検マニュアル、施工業者等の連絡協力体制を整備するものとする。

第３　広域処理体制の確立や民間連携の促進

一般災害対策編第１章第１３節「第２　広域処理体制の確立や民間連携の促進」に準ずる。

第１５節　災害復旧・復興への備え

一般災害対策編第１章「第１４節　災害復旧・復興への備え」に準ずる。

第１６節　地域防災力の向上

【市民課、生活安全課、こども未来課、教育総務課、学校教育課、生涯学習課、中央公民館】

第１　防災知識の普及計画

１　職員に対する防災教育

一般災害対策編第１章第１５節第１「１　職員に対する防災教育」に準ずる。

２　市民に対する防災知識の普及

一般災害対策編第１章第１５節第１「２　市民に対する防災知識の普及」に準ずる。

３　広報等による普及啓発活動

一般災害対策編第１章第１５節第１「３　広報等による普及啓発活動」に準ずる。

４　防災週間等における行事の実施

一般災害対策編第１章第１５節第１「４　防災週間等における行事の実施」に準ずる。

５　地域防災力の向上

一般災害対策編第１章第１５節第１「５　地域防災力の向上」に準ずる。

６　消防団員等による巡回指導

一般災害対策編第１章第１５節第１「６　消防団員等による巡回指導」に準ずる。

７　防災上重要な施設の管理者に対する防災教育

(1)　危険物を有する施設、宿泊施設、大規模小売店舗等における防災教育

地震発生時における出火防止、初期消火、避難誘導等に対処できるよう、自主防災組織の強化を促進するものとする。

(2)　病院及び社会福祉施設等における防災教育

一般災害対策編第１章第１５節第１　７「(2)病院及び社会福祉施設等における防災教育」に準ずる。

(3)　ホテル及び旅館等における防災教育

ア　避難誘導訓練等の実施

一般災害対策編第１章第１５節第１　７(3)「ア　避難誘導訓練等の実施」に準ずる。

イ　防火管理体制の強化

地震に伴う出火による人的、物的損害を最小限度に止めるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火の防止、出火の際の早期通報、初期消火及び避難誘導を確実に行える体制を確立する必要がある。そのため、消防本部は防火管理者講習等を開催するとともに、選任義務のある防火対象物には必ず防火管理者が置かれるように選任、解任届を励行させるものとする。

８　防災意識調査

一般災害対策編第１章第１５節第１「８　防災意識調査」に準ずる。

第２　自主防災組織の育成・充実

１　地域における自主防災組織の育成・強化

一般災害対策編第１章第１５節第２「１　地域における自主防災組織の育成・強化」に準ずる。

２　事業所における自主防災組織の育成・強化

ここに定めのないものについては、一般災害対策編第１章第１５節第２「２　事業所における自主防災組織の育成・強化」に準ずる。

(1)　事業所における日常の防災活動

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

第３　学校等の防災力の育成・強化

１　市及び学校等の責務

(1)　学校等の責務

一般災害対策編第１章第１５節第３　１「(1)学校等の責務」に準ずる。

(2)　市の責務

市は、学校の施設について、現行耐震設計基準（昭和 56 年 6 月施行）前の基準により建築された校舎、体育館等について、必要に応じて耐震診断又は耐力度調査を行い、施設の状況に応じた補修・改築等に努める。

(3)　要配慮者に対する配慮

一般災害対策編第１章第１５節第３　１「(3)要配慮者に対する配慮」に準ずる。

２　学校等の役割

一般災害対策編第１章第１５節第３「２　学校等の役割」に準ずる。

３　地域防災機能としての施設整備

一般災害対策編第１章第１５節第３「３　地域防災機能としての施設整備」に準ずる。

第４　災害教訓の伝承

一般災害対策編第１章第１５節「第４　災害教訓の伝承」に準ずる。

第１７節　防災訓練等の実施

ここに定めのないものについては、一般災害対策編第１章「第１６節 防災訓練等の実施」に準ずる。

第１　大規模な地震を想定した防災訓練

市は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を定期的に実施するよう努める。その際、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達に係る防災訓練を実施する。

実施する訓練は、積雪寒冷地特有の課題を踏まえるとともに、県、防災関係機関、関係施設、事業者等との共同訓練を行うことや地域住民等の協力及び参加を得るよう配慮し、内容を高度かつ実践的なものとするよう努める。

また、想定される地震の影響が広域にわたることに配慮し、指定行政機関、指定公共機関、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の影響を受けるほかの道県との連携を図ることに努める。

第１８節　要配慮者支援対策

一般災害対策編第１章「第１７節 要配慮者支援対策」に準ずる。

第１９節　ボランティア活動支援対策

一般災害対策編第１章「第１８節 ボランティア活動支援対策」に準ずる。

第２０節　事業継続計画の策定

一般災害対策編第１章「第１９節 事業継続計画の策定」に準ずる。

第２章　災害応急対策

第１節　災害応急対策活動体制の整備

第１　災害応急対策の防災行動計画

一般災害対策編第２章第１節「第１　災害応急対策の防災行動計画」に準ずる。

第２　配備体制

１　市の配備体制

市内に災害の発生するおそれがあるとき又は災害が発生したときは、次の体制をもって対処する。

(1) 地震災害時の配備基準

<table>
<tr><th colspan="2">配備体制</th><th>配備基準</th><th>発令権者</th></tr>
<tr><td rowspan="3">１号配備
（注意体制）</td><td>情報所
初動体制</td><td>○震度４の地震発生
(具体的事象例)倒木、道路の路肩崩れ</td><td rowspan="3">情報所長
（生活安全課長）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">情報所
本体制</td><td>○震度５弱の地震発生
○その他、情報所長（生活安全課長）が必要と認める事象が発生した場合</td></tr>
<tr><td>(具体的事象例)倒木、道路の路肩崩れ</td></tr>
<tr><td>２号配備
（警戒体制）</td><td>警戒本部</td><td>○震度５強の地震発生
○その他、警戒本部長（市民部長）が必要と認めた場合
(具体的事象例)通行規制を伴う災害の発生</td><td>警戒本部長
（市民部長）</td></tr>
<tr><td>３号配備
（非常体制）</td><td>災害対策本部</td><td>○【重大な災害（地震)】震度６弱以上の地震発生
○その他、災害対策本部長（市長）が必要と認めた場合</td><td>災害対策本部長
（市長）</td></tr>
</table>

(2) 配備体制の解除

一般災害対策編第２章第１節第２　１「(2)配備体制の解除」に準ずる。

(3) 本部の設置又は廃止の連絡

一般災害対策編第２章第１節第２　１「(3)本部の設置又は廃止の連絡」に準ずる。

第３　災害警戒本部

１　災害警戒本部の設置

ここに定めのないものについては、一般災害対策編第２章第１節第３「１　災害警戒本部の設置」に準ずる。

(1) 設置基準

○震度５強の地震発生 ○その他、警戒本部長（市民部長）が必要と認める事象が発生した場合

２　災害警戒本部の組織編成

一般災害対策編第２章第１節第３「２　災害警戒本部の組織編成」に準ずる。

３　災害警戒本部の事務分掌

一般災害対策編第２章第１節第３「３　災害警戒本部の事務分掌」に準ずる。

第４　災害対策本部

１　災害対策本部の設置

ここに定めのないものについては、一般災害対策編第２章第１節第４「１　災害対策本部の設置」に準ずる。

(1) 設置基準

○【重大な災害（地震）】震度６弱以上の地震発生 ○その他、災害対策本部長（市長）が必要と認める事象が発生した場合

２　災害対策本部の組織編成

一般災害対策編第２章第１節第４「２　災害対策本部の組織編成」に準ずる。

３　災害警戒本部の事務分掌

一般災害対策編第２章第１節第４「３　災害対策本部の事務分掌」に準ずる。

４　災害対策本部会議

一般災害対策編第２章第１節第４「４　災害対策本部会議」に準ずる。

５　関係部長等会議

一般災害対策編第２章第１節第４「５　関係部長等会議」に準ずる。

第２節　職員の動員配備

第１　動員基準

１　職員の配備区分

一般災害対策編第２章第２節第１「１　職員の配備区分」に準ずる。

２　職員のとるべき行動

(1) 勤務時間内

ア　職員は、地震を感じた場合、直ちに防災行政無線（戸別受信機を含む。）及びテレビ・ラジオから地震の情報を収集するとともに、各々の役割に基づき迅速に行動しえるよう準備するものとする。

イ　震度が判明した場合

(ｱ) 地震規模別の対応組織に従事する職員

指示がなくとも所定の配置につくものとする。この際、本属上司にその旨を報告するものとする。また、生活安全課班は、地震規模別の対応組織体制の周知を行うものとする。

(ｲ) その他の職員

本属上司の指示を受け行動し、終業時間となっても上司の指示があるまで退庁しない。また、勤務場所を離れている場合は、進んで上司と連絡をとるものとする。

(2) 勤務時間外

ア　警備員

(ｱ) 警備員は、地震規模別の対応組織が設置されるまでの間、相互に連携し、災害及び被害情報の収集に努める。

(ｲ) 各体制毎の施設が開設されたのちは、収集した情報を情報所等に引き継ぎ、原職務に復帰する。

イ　地震規模別の対応組織に従事する職員

自動的に万難を排して指定された場所に速やかに参集し、各々の対応組織の長の掌握下に入り、被害情報の収集、応急対策を実施する。

なお職員は、参集途上で努めて被害状況を収集しつつ登庁する。

ウ　その他の職員

震度 5 強以下の地震が発生した場合は、努めて連絡を取れる態勢を維持するものとする。

(3) 災害対策幹部職員の体制

災害対策を実施するにあたり、直接指揮にあたる地震別の対応組織災害対策幹部職員（各部班長等）は、直ちに登庁し、被害状況の収集等初期災害対策を指揮する。

(4) 震度 6 弱以上発生時

気象庁発表の市内の震度又は市内に設置された震度計が 6 弱以上を記録した場合は、次の行動をとらなければならない。

ア　勤務時間内

職員は、指示がなくとも直ちに所定の配置につき、非常体制の準備を行う。終業時間となっても上司の指示があるまで退庁しない。また、勤務場所を離れている場合は、進んで上司と連絡をとるものとする。

イ　勤務時間外

(ｱ) 自主参集

全ての職員は、自動的に万難を排して指定された場所に速やかに参集し、配置につくとともに非常体制の準備を行う。

(ｱ) 自主参集の方法・場所

職員は、あらゆる手段・方法（徒歩、自転車、バイク等）により、原則として勤務場所に参集するものとする。災害の状況により勤務場所への参集が困難なときは、最寄りの本庁及び行政局に参集し、その責任者の指示を受け、災害対策に従事するものとする。なお、職員の家族に死傷者がでたとき、又は自宅が全半壊したときは、何んらかの手段をもってその旨を所属の上司又は最寄りの施設の責任者に報告するものとする。

３　動員数の確認

(1) 参集職員の届出

動員を受けた者は、速やかに招集地へ参集し、口頭等で所属班長等に到着した旨を届け出る。病気その他やむを得ない理由により招集に応じられないときは、その旨をしかるべき方法により所属班長等を通じて本部長に届け出るものとする。

(2) 動員状況の報告

事務局長及び各部長等は、招集が完了したときは、各部長は、所属職員総数、動員職員数、登庁人員数及び登庁不可能員数を班別に本部事務局（統括・企画班）へ通報する。

通報を受けた本部事務局（統括・企画班）は、これを動員記録簿に記録する。動員記録簿の様式は、本部事務局（統括・企画班）が別に定めるものとする。

４　動員時の留意事項

一般災害対策編第２章第２節第１「３　参集時における留意事項」に準ずる。

第２　初動体制の整備

一般災害対策編第２章第２節「第２　初動体制の整備」に準ずる。

第３節　災害情報の収集伝達

【本部事務局、総務課班、生活安全課班、全班】

震災の初動期は、人命の救助と火災への対応、自衛隊の災害派遣要請や広域応援要請などの災害応急対策の基本的な方針を決定する重要な時期であることから、地震が発生した場合、迅速性を最優先として災害情報の収集伝達を行うものとする。

第１　情報活動

１　情報資料の収集

「受けた被害の種別、どのような状態か、今後どう変化するのか」各種手段を併用して必要な情報資料の獲得に努めるものとする。

２　情報資料の分類・整理

一般災害対策編第２章第３節第１「２　情報資料の分類・整理」に準ずる。

３　情報資料の分析

一般災害対策編第２章第３節第１「３　情報資料の分析」に準ずる。

４　情報の使用

一般災害対策編第２章第３節第１「４　情報の使用」に準ずる。

第２　情報の収集

１　被害状況等の調査・収集

一般災害対策編第２章第３節第２「１　被害状況等の調査・収集」に準ずる。

２　災害初動期に重視して収集すべき情報

地震発生の概ね１～２時間以内に、下記の内容の情報について迅速かつ的確な把握に努める。この場合、部分的な詳細情報よりも、被害の全体像（概要を大まかに）を把握することに留意する。

情報区分	細部内容
地震に関する情報	地震の発表状況
人命に係わる情報 （最優先）	１　要救助者（負傷者等）の発生状況 ２　倒壊家屋・がけ崩れ等に伴う生き埋め災害発生状況 ３　避難の必要の有無
被害拡大に関する情報	１　火災発生の状況 ２　がけ崩れ等の二次災害の発生又はおそれの情報 ３　危険物（石油類・ガス）の漏洩状況

情報区分	細部内容
応急活動に必要な情報	1　市庁舎等の被害状況(使用の可否) 2　道路・橋りょう等の活動上重要な施設の被害状況 3　気象情報特に天気現象にかかる情報

３　被害状況等

一般災害対策編第２章第３節第２「４　被害状況等」、一般災害対策編第２章「第４節　通信の確保」及び「第５節　災害広報広聴活動」に準ずる。

４　情報収集・伝達上の要点

一般災害対策編第２章第３節第２「５　情報収集・伝達上の要点」に準ずる。

第３　気象庁の地震情報

１　地震情報の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度３以上	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度３以上（津波警報等を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模(マグニチュード)を発表。「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度情報	・震度１以上 ・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード)、震度１以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度３以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表

地震情報の種類	発表基準	内容
長周期地震動に関する観測情報	・震度１以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級１以上を観測した場合	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約 10 分程度で気象庁ホームページ上に掲載）
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表
北海道・三陸沖後発地震注意情報	・北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアで Mw（モーメントマグニチュード）7.0 以上の地震が発生した場合 なお、想定震源域の外側で Mw7.0 以上の地震が発生した場合は、地震の Mw に基づき想定震源域へ影響を与えるものであると評価された場合に限る。	気象庁において一定精度のモーメントマグニチュードを推定（地震発生後 15 分～２時間程度）し、情報発表の条件を満たす先発地震であると判断でき次第、内閣府・気象庁合同記者会見が開かれ、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表される。

２　福島地方気象台の地震情報等の伝達基準

(1) 福島県内で震度１以上の揺れを観測したとき。
(2) 福島県に津波警報等を発表したとき。
(3) その他、地域住民に周知させることが適当と思われるとき（群発地震等）。
(4) 特に発表が必要と認めた場合。

３　地震情報等の受理伝達

市は、福島地方気象台から県を経由して伝達される地震情報等を受理したときは、直ちに住民等に伝達するとともに、避難指示等の必要な措置を行う。

４　緊急地震速報

気象庁は、最大震度５弱以上又は長周期地震動階級３以上と予想した場合に、震度４以上が予想される地域又は長周期地震動階級３以上を予想した地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ・ラジオを通じて住民に提供する。なお、

震度６弱以上又は長周期地震動階級４の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

(注)緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合もある。

(1) 市及び県は福島地方気象台と協力し、訓練に緊急地震速報を取り入れるなど、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めるとともに、住民に直接緊急地震速報を伝達する体制の整備に努めるものとする。

(2) 市、県及び放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を市防災行政無線（戸別受信機を含む。）等により、住民等への伝達に努めるものとする。

　また、市は、住民への緊急地震速報の伝達にあたっては、市防災行政無線（戸別受信機を含む。）をはじめとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

　なお、一般災害対策編第２章第３節「第６　予警報伝達系統-防災気象情報の伝達系統図」に基づき、住民に対し、地震情報の伝達を実施するものとする。

第４　情報連絡体制

一般災害対策編第２章第３節「第３　情報連絡体制」に準ずる。

第５　県・国への報告（被害状況等）

一般災害対策編第２章第３節「第４　県・国への報告（被害状況等）」に準ずる。

第４節　通信の確保

一般災害対策編第２章「第４節　通信の確保」に準ずる。

第５節　災害広報広聴活動

一般災害対策編第２章「第５節　災害広報広聴活動」に準ずる。

第６節　救助・救急活動

一般災害対策編第２章「第７節　救助・救急活動」に準ずる。

第７節　応急避難

市は、地震により家屋の破損、倒壊、焼失又はライフライン機能の喪失等により日常生活が困難な状況にある市民に対する救済のため一時的な生活の場として避難所を開設する。また、二次災害が発生するおそれがあり、地域住民の生命及び身体に危険が差し迫ったときは、地域住民を避難させるため地域住民に対し、直ちに高齢者等避難の発表、避難指示を行うものとする。

一般災害対策編第２章「第８節 応急避難」及び第１２節「第２ 道路交通確保の措置」に準ずる。

第８節　避難所の設置・運営

一般災害対策編第２章「第９節 避難所の設置・運営」に準ずる。

第９節　消火活動

【生活安全課班、環境課班】

地震に起因する家屋等の倒壊による同時多発火災に対し、住民の初期消火により延焼を防止、消防機関等の迅速な消火活動により災害の拡大を防止し、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに被害の軽減を図るものとする。

第１　初期消火等

１　市民（各家庭、事業所、学校等）

(1) 市民は、地震が発生したときは家庭及び職場において出火防止の措置や火災が発生したときの初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関に通報する。

(2) 市民（各家庭、事業所、学校等）の行うべき措置

ア　コンロ、暖房器具等の火を消す。

イ　半壊等以上の家屋は、通電火災を防止するためブレーカーを切るとともに、ガスの元栓を閉めるなど、二次災害の防止に努める。

ウ　出火した場合は、隣近所の者に大声で協力を求め初期消火に努めるとともに、消防機関等へ迅速に通報する。

２　自主防災組織

行政区長会、事業所等の自主防災組織は、自らの身の安全が確保できる範囲内で消防機関等の到着までの間、自力消火活動を行う。

３　消防団

消防団は、その現場最高指揮者の指揮統制のもと、常備消防の現場最高指揮者と連携し、安全で的確な現場活動にあたる。

(1) 消防団員の参集

ア　団長及び副団長は本部へ、各地区隊長は各行政局災対部へ参集し、消防団（地区隊）の運用等について本部長の補佐をするとともに、団長は消防団の、地区隊長は各地区隊の指揮を執る。

イ　消防団員は、参集の必要な火災を覚知又は参集の指示があった場合は、速やかに所属消防団屯所に参集し、消防資機材等の準備を行う。

(2) 情報の収集・報告

ア　団員は、参集途上努めて道路、家屋等の被害状況を把握するとともに、要救助者又は火災発生場所を発見した場合は、住民の協力を得て必要な措置をとり、火災情報については、速やかに本部へ報告する。

イ　出動後、現地の火災状況等を本部へ電話、無線等により報告する。

(3) 出火防止・初期消火の広報

ア　地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、管轄区域の住民に対し、出火防止の広報を行う。

イ　出動に際しては、周辺住民に対し拡声器等により延焼への警戒を呼びかける。

(4) 消火活動

ア　消防署消防隊が到着するまでの間、住民及び自主防災組織等と協力して迅速・効果的な消火活動に努める。

イ　消防署消防隊が到着後は、消防隊と協力して消火活動に当たる。

４　田村消防署

田村消防署は、火災が発生した場合は、消防団と連携して消火活動を行うものとする。

(1) 消防職員の招集

田村消防署は、消防本部が規定している消防職員の非常招集方法により、必要な職員を迅速に招集するものとする。

(2) 災害情報収集活動優先の原則

通報等により情報を収集するものとする。

また、同時多発火災などの災害状況の迅速な把握と的確な対応のため、消防車等の管内巡回による災害情報の収集を行う。

(3) 避難場所及び避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所及び避難路確保の消防活動を行う。

(4) 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

(5) 消火可能地域優先の原則

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して行う。

(6) 市街地火災消防活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動に当たる。

(7) 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。

(8) 火災現場活動の原則

ア　出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

イ　火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

ウ　火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

(9) 緊急出動路の確保

ア　警察及び道路管理者から道路情報を入手し、通行可能な道路を把握するとともに、出動にあたっては必要に応じて田村警察署に対し交通規制等を要請するものとする。

イ　消防職員は、その場に警察官がいない場合で消防活動に著しい支障が生じ、又はそのおそれがあると認めるときは、消防用緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要な措置を行うことができる。

第２　消火活動

消火活動にあたっては、現場最高指揮者の下命のもと、人命に最も脅威となる火災を優先するとともに、次の消火活動の原則を考慮するものとする。

１　消火活動の原則

(1) 災害情報収集活動優先の原則

同時多発火災などの災害状況の迅速な把握と的確な対応のため、防災ヘリコプター、消防車等の管内巡回等各種手段を併用して災害情報の収集を行うものとする。

(2) 避難路等確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所及び避難路確保の消防活動を行うものとする。

(3) 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災に対処する場合は、最も重要かつ人命を及ぼす脅威の度が高い地域を優先に消防活動を行うものとする。

(4) 消火可能地域優先の原則

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して行うものとする。

(5) 市街地火災消防活動優先の原則

工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先するものとする。

(6) 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先するものとする。

(7) 火災現場活動の原則

現場最高指揮者は、状況の特質（消防活動の対象となる脅威、保有する消防力、活動地域の地形等）を把握し、保有する消防力を火災の延焼拡大阻止活動又は救出・救助活動のどちらに充当するかを至当に判断するとともに、人命の安全確保を最優先とする。

２　消火活動の実施

現場最高指揮者は、火災発生及び延焼拡大状況等の情報に基づき、消火活動の基本方針を決定し、各消防隊及び消防団の出動部隊の効率的な運用を図るものとする。

(1) 火災出動

ア　出動指令

田村消防署の各消防隊は消防本部の出動指令により、消防団の各消防隊は原則として本部からの出動指令により出動する。

イ　火災出動態勢

田村消防署消防隊と各地区隊の組み合わせを基本とし、出動区域は、原則として当該管轄区域内とする。

ウ　出動途上の留意事項

(ｱ) 他の火災に遭遇した場合の措置

火災出動途上、他の火災の発見に努め、発見した場合は本部に報告し、指示命令を受けるものとする。

ただし、通信の輻輳等により指示命令が受けることができない場合は、消火活動の原則を勘案した指揮者の判断によるものとする。

(ｲ) 救助事故に遭遇した場合の措置

火災出動途上、家屋倒壊等による人命救助事故を発見した場合は、原則として火災現場に直行するとともに、この旨を本部に報告する。なお、この場合付近にいる消防団員あるいは住民に協力を求めるとともに、必要な指示を与えるものとする。

(2) 消防水利の確保

消防機関は、あらかじめ作成した水利マップ等を活用して、火災現場の状況に応じた迅速・的確な消防水利の確保を図るものとする。

３　危険物施設等の火災対策

(1) 危険物施設

爆発、引火又は発火のおそれのある危険物等を大量に貯蔵する建物及び場所に対する火災対策は、次のとおりとする。

ア　防ぎょ上の留意点

(ｱ) 危険物施設の建物自体が燃焼し、又は隣接建物に延焼危険がある場合は、延焼防止策を第一とし、一般建物火災の防ぎょに準ずること。

(ｲ) 現場到着と同時に、防火管理者又は責任者から対象物の量・状態等の情報を入手し、爆発等の危険度を判断して被害防止に努めること。

(ｳ) 油脂類の延焼に対しては、泡沫剤の使用又は噴霧注水とし、注水は、状況に応じ規制すること。

(ｴ) 未燃焼のタンク等（ドラム缶、ガスボンベを含む。）に対しては冷却注水するとともに、可能なものは移転分離すること。

(ｵ) 大規模タンクの場合は、底部より油を抜き取り、減量してから制圧すること。

(ｶ) 燃焼油脂類の流出防止に配慮すること。

(ｷ) 爆発の飛散に伴う飛火火災に留意し、警戒隊を配備すること。

(ｸ) 爆発による危険防止と強烈な輻射熱による火傷防止に留意すること。

イ　消火薬剤の調達

消防本部が保有している消火薬剤では制圧できないと判断される場合には、県又は事業所等から調達するものとする。また、化学消防車の出動を要請する。

(2) 放射性同位元素等取扱い施設

隊員の被曝防止を最優先する他、防ぎょ上の留意点は、次のとおりとする。

ア　隊員は、防護衣、防護マスク等の気密点検を確実に行い、消防活動にあたるものとする。なお防護衣等が不足する場合は、他消防本部又は自衛隊の協力を得る。

イ　現場到着と同時に、放射性同位元素等による汚染の有無を確認したのちに放射性同位元素等の保管状況、火勢の状況、関係者の意見等により防ぎょ及び汚染防止の方針を決定する。

ウ　放射性同位元素等による汚染を確認した場合は、汚染地域を立入禁止にするとともに、警戒員（空間線量等の測定員）を配置し、継続的に監視する。

エ　警戒区域の設定は、安全度を十分とり、状況により縮小することはあっても、拡大することのないようにする。この際風向風速を適切に判断し設定する。

オ　使用する消防水利、消防進入路、注水及び残火処理等については、関係者の意見を十分尊重して行う。

カ　状況により放射能障害等が警戒区域外に及ぶと判断したときは、関係者の意見に基づき避難指示を行い、被害の軽減に努める。

キ　必要により、現場近傍の適宜の位置に除染所を開設する。この際、汚染水が用水路等に流出しないよう汚染水の浄化処置を行う。

第３　火災防ぎょ活動

１　発災直後の防ぎょ活動

発災直後の火災防ぎょ活動は、火災防ぎょの原則を考慮しながら、各分署及び各地区隊ごとの指揮体制による分散防ぎょ活動とする。

２　本部による指揮体制への移行

時間経過とともに把握される火災の発生と延焼状況に基づき、必要に応じて本部の指揮体制に移行し、次の防ぎょ活動を実施するものとする。

(1) 消防隊の分散運用による全火災鎮圧

消防力が火災発生件数より優勢と判断された場合は、消防力を各現場に分散して全火災鎮圧の火災防ぎょ活動を図るものとする。

(2) 消防隊の集中運用による重点防ぎょ活動

延焼状況等より分散防ぎょから重点防ぎょに移行する必要があると判断された場合は、市内全域又は一部の地域について重点防ぎょ活動を行うものとする。

(3) 拠点防ぎょ活動

延焼火災が拡大し、避難場所等が危険になった場合は、拠点防ぎょ活動を行うものとする。

第４　応援要請

消防本部は、管内の消防力では対応できないと判断した場合は、速やかに「相互応援協力編」に示す手続きに基づき、応援を要請するものとする。

第１０節　医療（助産）救護活動

一般災害対策編第２章「第１０節 医療（助産）救護活動」に準ずる。

第１１節　緊急輸送活動

一般災害対策編第２章「第１１節 緊急輸送活動」に準ずる。

第１２節　交通の確保と交通規制措置

一般災害対策編第２章「第１２節 交通の確保と交通規制措置」に準ずる。

第１３節　賃金職員の雇用

一般災害対策編第２章「第１３節 賃金職員の雇用」に準ずる。

第１４節　社会秩序の維持活動

一般災害対策編第２章「第１４節 社会秩序の維持活動」に準ずる。

第１５節　防疫・保健衛生活動

一般災害対策編第２章「第１５節 防疫・保健衛生活動」に準ずる。

第１６節　廃棄物の処理活動

ここに定めのないものについては、一般災害対策編第２章「第１６節 廃棄物の処理活動」に準ずる。

第１　がれき処理

１　がれき発生量の推計

災害により建物の倒壊、焼失及びそれに伴う建物解体、さらには地震動によるガラスの落下物、ブロック塀等の破損物等（以下「がれき」という。）など大量の廃棄物が発生することが想定される。

市は、がれきの発生量を、県の地震・津波被害想定調査結果等から事前にその発生量を想定し、廃棄物処理計画を策定しておく必要がある。この場合において、定期的に調査を実施し、中間処理又は最終処分を行うまでの一時仮置場、リサイクルのための分別を行うストックヤード等の場所を確保しておくものとする。

なお、災害時廃棄物の排出量は、次のとおりに推計される。

災害時の廃棄物発生量

災害時の廃棄物（がれき）排出量の推計方法

がれきの発生量 ＝①解体棟数×②平均延床面積×③がれきの発生原単位
＝建物の全壊棟数×1棟あたり平均延床面積×がれきの発生単位
＋建物の半壊棟数×1棟あたり平均延床面積×がれきの発生単位
＋建物の焼失棟数×1棟あたり平均延床面積×がれきの発生単位

被害状況		がれきの発生量（t/棟）		
		計	可燃物系	不燃物系
全壊	木造	54.8	15.3	39.5
	鉄筋系・その他の構造	143.0	15.5	127.5
	鉄骨系	148.0	17.0	130.9
半壊	木造	27.4	7.6	19.8
	鉄筋系・その他の構造	71.5	7.7	63.7
	鉄骨系	74.0	8.5	65.5
焼失	木造	44.1	4.6	39.5
	鉄筋系・その他の構造	132.1	4.6	127.5
	鉄骨系	136.0	5.1	130.8

①解体棟数→県の被害想定報告から、市内の全壊棟数、半壊凍数、焼失棟数を抽出
②平均延床面積→「固定資産概要調書」を基に作成

構造	平均延床面積（㎡/棟）
木造	78.70
鉄筋系・その他の構造	129.14
鉄骨系	207.83

※その他の構造については、存在棟数が少なく、コンクリートブロックがほとんどであることから鉄筋系建物に含めた。

③がれきの発生原単位

構造		平均延床面積（㎡）	がれきの発生量（t/棟）	
			可燃物系（t/㎡）	不燃物系（t/
木造	全壊	78.70	0.194	0.502
	半壊		0.097	0.251
	焼失		0.0682	0.502
鉄筋系建物 その他の構造	全壊	129.14	0.12	0.987
	半壊		0.06	0.4935
	焼失		0.036	0.987
鉄骨系建物	全壊	207.83	0.062	0.63
	半壊		0.041	0.315
	焼失		0.0246	0.63

※がれきの発生原単位は、兵庫県（阪神・淡路震災結果）の数値を基に算定
※その他の構造については、存在棟数が少なく、コンクリートブロックがほとんどであることから鉄筋系建物に含めた。

２　処理体制の確保

がれきの処理については、原則として市又はがれきが現にある場所の施設管理者が処理することになるため、国、県、関係市町村及び関係者が協力して、がれきの処理状況の把握、搬送ルートや仮置場及び最終処分場の確保を図る。

３　処理対策

(1) 仮置場の確保

ア　仮置場は、中小規模仮置場と大規模仮置場の２タイプを設置する。中小規模仮置場は、基本的には発生する災害廃棄物の一時的な仮置きをし、必要に応じ分別作業を行うこととする。大規模仮置場は市内の行政局毎等、いくつかの場所に分散して設置し、震災廃棄物の長期にわたる仮置き、あるいは仮設処理施設による再資源化処理等を行うものとする。

イ　仮置場は、まず市民の避難場所及び仮設住宅建設場所等の確保を最優先に行った後、災害廃棄物の発生状況から必要と判断される場所（必要面積）を、公共用地を中心として計画的に選定、確保するものとするが、民間の廃棄物（ごみ）処理施設等の活用も検討する。なお仮置場の必要面積は、次の式、数値に基づき推計される。

仮置場の必要面積

仮置場の必要面積推計方法
仮置場の必要面積＝ 仮置量/見かけ比重/積み上げ高さ×（1+作業ｽﾍﾟｰｽ割合） 仮置量＝がれき発生量－年間処理量 年間処理量＝がれき発生量／処理期間（3年） 見かけ比重＝可燃物0.4（t/㎥）、不燃物1.1（t/㎥） 積み上げ高さ＝5m 作業スペース割合＝作業スペース割合100%

ウ　仮置場を選定するにあたっては、次の選定要件を満たす場所とする。

(ｱ) 搬入に便利なこと

(ｲ) 中間処理機器等の設置・使用に支障のないこと

(ｳ) 中長期の使用ができること

(ｴ) 再利用・焼却・埋立て等の搬出に便利なこと

(ｵ) 飛散防止・安全管理が容易であること

(ｶ) 水源や病院、学校等に近接していないこと

(2) 分別収集体制の確保

発生したがれき等を効率よく処理、処分するためには、排出時の分別の徹底が必要であるので、その確保策の検討を行う。

(3) 適正処理・リサイクル体制の確保

災害時においても廃棄物の適正処理を確保する必要があるにもかかわらず、大量に発生するがれき等の最終処分はかなり困難となることが想定される。

このため、緊急時の相互扶助や産業廃棄物処理業者の支援の在り方など、産業廃棄物の適正処理・リサイクル体制の確保策を検討しておく。

(4) 粉じん等の公害防止等

市及び県は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、必要に応じ、事業者に対し、大気汚染防止法及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

また、市、県及び事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

なお、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。

第１７節　応急給水活動

一般災害対策編第２章「第１７節 応急給水活動」に準ずる。

第１８節　食料・生活必需品の供給活動

一般災害対策編第２章「第１８節 食料・生活必需品の供給活動」に準ずる。

第１９節　被災地の応急対策

一般災害対策編第２章「第１９節 被災地の応急対策」に準ずる。

第２０節　行方不明者の捜索及び遺体の火葬・埋葬

一般災害対策編第２章「第２０節 行方不明者の捜索及び遺体の火葬・埋葬」に準ずる。

第２１節　住宅の応急確保

一般災害対策編第２章「第２１節 住宅の応急確保」に準ずる。

第２２節　ライフライン等応急復旧活動

第１　上水道施設

一般災害対策編第２章第２２節「第１　上水道施設」に準ずる。

第２　下水道施設

一般災害対策編第２章第２２節「第２　下水道施設」に準ずる。

第３　電話施設

一般災害対策編第２章第２２節「第３　電話施設」に準ずる。

第４　電力施設

一般災害対策編第２章第２２節「第４　電力施設」に準ずる。

第５　ガス施設

ここに定めのないものについては、一般災害対策編第２章第２２節「第５　ガス施設」に準ずる。

１　出動体制

震度 4 以上の地震が発生した場合は、いつでも出動可能な体制をとるものとし、必要に応じ、巡回・点検等を行うとともに、災害が発生した場合は直ちに出動して二次災害の防止等の措置を講じるものとする。

２　(一社)福島県 LP ガス協会による災害対策本部の設置及び人員の確保

(1)　地震等による災害が発生した場合等

震度 5 以上の地震が発生した場合には、二次災害防止のための初動措置等の緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう、現地又は協会内に災害対策本部を設置するものとする。

(2)　復旧要員を必要とする事態が予想され、又は発生した場合は、「福島県ＬＰガス災害対策要綱」に基づき要員の応援を要請するものとする。

第６　鉄道施設〔東日本旅客鉄道(株)〕

１　災害応急体制の確立

ここに定めのないものについては、一般災害対策編第２章第２２節第６「１　災害応急体制の確立」に準ずる。

(1)　運転規制の内容

ア　地震が発生した場合の運転取り扱いは次による。

(ｱ) 地震計の数値に応じ、列車の運転中止又は速度規制を実施する。

(ｲ) 施設の点検を行い、安全が確認された区間については、運転中止又は速度規制を解除する。

(ｳ) 地震計に 6.0 カイン未満（一部 3.0 カイン未満）の場合、特に運転規制は行わない。

イ　列車の運転方法はその都度決定するが、概ね次により実施する。

(ｱ) 迂回又は折り返し運転

(ｲ) 臨時列車の特発

(ｳ) バス代行又は徒歩連絡

２　乗客の救援、救護

一般災害対策編第２章第２２節第６「２　乗客の救援、救護」に準ずる。

第２３節　農地・農業用施設等応急対策

一般災害対策編第２章「第２３節 農地・農業用施設等応急対策」に準ずる。

第２４節　市管理施設の応急復旧対策

【総務課班】

災害が発生した場合、各公共施設等の施設管理者は、速やかに被害状況を把握し、施設の機能回復のため、自主的な応急復旧措置を講じるものとする。

第１　利用者等の安全確保

施設の管理者は、利用者、来訪者等の安全確保を図るため、必要と認められるときは、最寄りの避難場所や安全な場所へ利用者等を誘導するものとする。

第２　被災状況の把握

１　施設の点検

施設の管理者は、施設の被害状況を把握するとともに機能維持に必要な設備等の点検を行い、機能に支障が生じているときは、直ちに本部に報告するものとする。

２　被災状況の把握と報告

施設の管理者は、出火防止など二次災害防止措置を講じた後、利用者の状況、施設の被害状況、周囲の被害状況等を速やかに把握し、本部へ報告するものとする。

第３　公共施設の応急対策

１　応急対策

庁舎、市施設等が被害を受けた場合は、応急危険度判定を受けた後、その判定に基づき、それぞれの機能を維持するため、迅速に応急修理を行うものとする。

また、市立小・中学校体育館等は避難所として指定しているので、被災したときは直ちに応急修理を実施するものとする。

２　報告

施設に避難者を受け入れる必要があるとき、又は受け入れたときは直ちに本部へ報告するものとする。

３　高齢者や障がい者等を収容する社会福祉施設

避難が必要となったときは、本部及び防災関係機関はもとより、近隣住民に対して避難活動への協力を求めるなど、適切な対応を図るものとする。

第２５節　文教施設等応急復旧対策

一般災害対策編第２章「第２４節 文教施設等応急復旧対策」に準ずる。

第２６節　要配慮者救護活動

一般災害対策編第２章「第２５節 要配慮者救護活動」に準ずる。

第２７節　ボランティア活動の支援

一般災害対策編第２章「第２６節 ボランティア活動の支援」に準ずる。

第２８節　危険物施設等災害応急対策

一般災害対策編第２章「第２７節 危険物施設等災害応急対策」に準ずる。

第２９節　義援金品の受入れ・配分

一般災害対策編第２章「第２８節 義援金品の受入れ・配分」に準ずる。

第３０節　災害救助法の適用等

一般災害対策編第２章「第２９節 災害救助法の適用等」に準ずる。

第３１節　被災者生活再建支援法に基づく支援等

一般災害対策編第２章「第３０節 被災者生活再建支援法に基づく支援等」に準ずる。

第３２節　二次被害防止対策

【市民課班、生活安全課班、こども未来課班、高齢福祉課班、農林課班、建設課班、教育総務課班、学校教育課班】

地震によるがけ崩れや危険物施設等の損傷は、大きな二次災害の原因となるため万全の注意が必要である。土砂災害警戒区域等や危険物施設等について、地震発生後、速やかな点検及び応急措置等を実施し、二次災害発生を未然に防止する。

第１　土砂災害等対策

１　点検調査の実施

地震発生後、二次的な土砂災害や水害等の発生を防止するため、迅速に危険箇所等の調査を行い、災害の危険性について把握するとともに、直ちに県（県中地方振興局経由）に報告するものとする。

(1) 点検調査の方法

危険箇所の点検は、危険が想定される箇所の事前調査に基づき調査ルートを設定し、優先順位を決めて実施する。

(2) 点検要員の確保

危険箇所の点検要員は、市及び関係機関の職員を確保するとともに、専門技術者等への委託や事前登録ボランティアへの協力要請等により対応する。

２　二次災害のおそれがある場合の措置

(1) 避難指示等の実施

二次災害のおそれのある場合は、第２章「第７節 応急避難」に基づき、迅速かつ適切に避難対策を実施する。

(2) 応急工事等の実施

二次災害の発生を防止するため、次のような応急工事等を検討し、迅速に対応する。

ア　仮設水路の設置

イ　不安定土砂の除去

ウ　ブルーシート張り

エ　土のう積み

オ　仮設防護柵の設置

(3) 被災宅地危険度判定の実施

ア　市は、二次的な地すべり、がけ崩れ等から住民の安全の確保を図るため、宅地の被害状況を調査し、二次災害発生の危険度の判定、標示を行なう被災宅地危険度判定を実施する。

イ　判定の結果、使用を制限する必要がある場合は、市は、当該宅地の管理者、又は使用者に十分な説明を実施し、二次災害発生の防止に努める。

(4) 市民への広報

二次災害に関する情報は、一般災害対策編第２章「第５節 災害広報広聴活動」に基づき、二次災害の発生が予想される箇所や避難方法・避難場所など、必要な事項を市民に周知する。

(5) 警戒体制

地震及び降雨による危険箇所の変化の状況を常に監視し、二次災害の発生に備える。

第３章　災害復旧計画

第１節　公共施設等の災害復旧

一般災害対策編第３章「第１節 公共施設等の災害復旧」に準ずる。

第２節　災害復旧事業に伴う財政援助の確保

一般災害対策編第３章「第２節 災害復旧事業に伴う財政援助の確保」に準ずる。

第３節　激甚災害の指定

一般災害対策編第３章「第３節 激甚災害の指定」に準ずる。

第４節　被災者支援

ここに定めのないものについては、一般災害対策編第３章「第４節 被災者支援」に準ずる。

第１　地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とし、政府が再保険を引受ける保険制度であり、火災保険では補填されない地震による火災等に対して、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、市は、その制度の普及促進に努めるものとする。

事故対策編

＜目次＞

第１章 総則..... 1
第１節 基本方針..... 1
第１ 大規模事故対策の基本方針..... 1
第２ 大規模事故対策の組織体制..... 1

第２章 航空災害対策計画..... 2
第１節 航空災害予防対策計画..... 2
第１ 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え..... 2
第２ 要配慮者対策..... 3
第２節 航空災害応急対策計画..... 4
第１ 災害情報の収集伝達..... 4
第２ 活動体制の確立..... 4
第３ 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動..... 5
第４ 災害広報..... 5

第３章 鉄道災害対策計画..... 6
第１節 鉄道災害予防対策計画..... 6
第１ 鉄道交通の安全の確保..... 6
第２ 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え..... 6
第３ 要配慮者対策..... 6
第２節 鉄道災害応急対策計画..... 7
第１ 災害情報の収集伝達..... 7
第２ 活動体制の確立..... 7
第３ 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動..... 7
第４ 災害広報..... 7
第３節 鉄道災害復旧対策計画..... 9

第４章 道路災害対策計画..... 10
第１節 道路災害予防対策..... 10
第１ 道路交通の安全のための情報の充実..... 10
第２ 危険地区に対する措置..... 10
第３ 道路施設等の整備..... 10
第４ 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え..... 11
第５ 防災知識の普及・啓発..... 11
第６ 要配慮者対策..... 11
第２節 道路災害応急対策計画..... 12
第１ 災害情報の収集伝達..... 12
第２ 活動体制の確立..... 12

第３　捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動 14
第４　危険物の流出に対する応急対策 14
第５　道路施設・交通安全施設の応急復旧 14
第６　災害広報 14
第３節　道路災害復旧対策計画 15

第５章　危険物等災害対策計画 16
第１節　危険物等災害予防対策 16
第１　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え 16
第２　防災知識の普及・啓発 17
第３　要配慮者対策 17
第２節　危険物等災害応急対策計画 18
第１　災害情報の収集伝達 18
第２　活動体制の確立 18
第３　災害拡大防止 18
第４　捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動 19
第５　危険物等の大量流出に対する応急対策 19
第６　避難誘導 19
第７　災害広報 19
第３節　危険物等災害復旧対策計画 20

第６章　大規模な火事災害対策計画 21
第１節　大規模な火事災害予防対策 21
第１　災害に強いまちづくりの形成 21
第２　大規模な火事災害防止のための情報の充実 21
第３　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え 22
第４　防災知識の普及・啓発 22
第５　要配慮者対策 22
第２節　大規模な火事災害応急対策計画 23
第１　災害情報の収集伝達 23
第２　活動体制の確立 23
第３　捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動 23
第４　避難誘導 24
第５　災害広報 24
第３節　大規模な火事災害復旧対策計画 25

第７章　林野火災対策計画 26
第１節　林野火災予防対策計画 26
第１　林野火災の特性 26
第２　林野火災防止のための情報の充実 26

第３　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え..... 27
第４　防災知識の普及・啓発..... 27
第５　要配慮者対策..... 28
第６　林野火災に対する警戒の強化..... 28
第２節　林野火災応急対策計画..... 30
第１　災害情報の収集伝達..... 30
第２　活動体制の確立..... 31
第３　捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動..... 31
第４　交通規制措置..... 32
第５　避難誘導..... 32
第６　災害広報..... 33
第７　二次災害の防止..... 33
第３節　林野火災復旧対策計画..... 34

第１章　総則

第１節　基本方針

第１　大規模事故対策の基本方針

大規模事故は、震災及び風水害と異なり、発生原因となる事象及び災害の影響する範囲が局地的であり、市域全体に甚大な被害が発生することは限定的と考えられる。これを踏まえて、大規模事故等発生時の必要な対策の基本方針を定める。

〇一刻も早く人命を救助し二次災害を防ぐ
〇大規模事故の影響をくい止め、住民の安全を確保する
〇被災した住民及び被災者家族等へ適切な支援を行う

第２　大規模事故対策の組織体制

市は、大規模事故が発生し、警察・消防を中心とした活動だけでは対応が困難な場合は、状況に応じて本部長の指示により、警戒体制・緊急体制・非常体制の措置をとる。

大規模事故対策にかかる組織体制は、「一般災害対策編」の定めによるものとする。

資料編：02 災害時職員初動マニュアル「３－１　動員計画」

第２章　航空災害対策計画

この計画は、航空運送事業者の運航する航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防及び応急の各対策について定める。

なお、この計画に定められていない事項については、「一般災害対策編」及び県計画 事故対策編「第３章 航空災害対策計画」を準用し対策を講じるものとする。

第１節　航空災害予防対策計画

【保健課、高齢福祉課、生活安全課】

第１　迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

１　防災情報通信網等の整備

市は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮するものとする。

２　応援協力体制の整備

(1) 市及び防災関係機関は、災害が隣接市町村、隣接県に及ぶ場合があるため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、相互応援協力編第１章「第２節 応援協力体制の整備」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

(2) 市、防災関係機関及び関係事業者は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

３　捜索、救助・救急及び医療（助産）救護

(1) 市及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、一般災害対策編第１章第５節「第５ 消防力の強化」及び「第１１節 医療（助産）救護・防疫体制の整備」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(2) 市は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。

４　消防力の強化

市は、消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。

５　防災訓練の実施

市及び防災関係機関は、大規模災害を想定し、一般災害対策編第１章「第１６節 防災訓練等の実施」の定めにより、市、県、防災関係機関、空港管理者、航空運送事業者等が相互

に連携するため、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

第２　要配慮者対策

市は、一般災害対策編第１章「第１０節 避難体制の整備」及び「第１７節 要配慮者支援対策」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

第２節　航空災害応急対策計画

【本部事務局、総務課班、DX 推進室班、生活安全課班、保健課班】

第１　災害情報の収集伝達

(1) 市及び防災関係機関は、航空災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「航空災害情報伝達系統（別図１）」及び一般災害対策編第２章「第３節 災害情報の収集伝達」に基づき、関係機関に対し災害情報の収集伝達を実施するものとする。

(2) 航空災害の緊急連絡は、県の定める「情報連絡ルート集 報告系統－２ 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」及び「同集 報告系統－６ 航空災害」により連絡するものとする。

航空災害情報伝達系統（別図１）

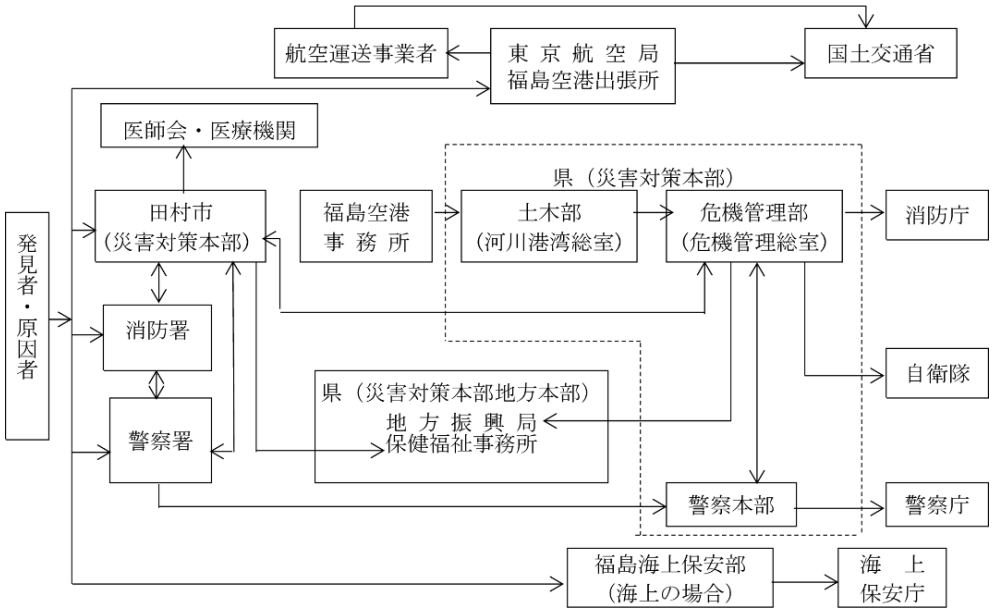

※この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第２　活動体制の確立

１　市の活動体制

市は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリ等の応援要請を実施するものとする。

２　相互応援協力

市は、災害の規模が当該市町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、相互応援協力編第１章第１節「第１　自治体間の相互応援協力」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援のあっせんを求めるものとする。

また、県等関係機関と連携を密にし、必要に応じ関係機関に支援を要請するものとする。

第３　捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

１　捜索、救助・救急、医療（助産）救護活動

市は、一般災害対策編第２章「第７節 救助・救急活動」及び「第１０節 医療（助産）救護活動」の定めにより、消防機関、警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協力に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施するものとする。

２　消火活動

(1) 市は、消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等の実施を消防機関に要請するものとする。

(2) 市は、広域的な災害対応にあたる場合は、相互応援協定に基づき、消防機関等と連携し、迅速かつ円滑な消火活動を実施するものとする。

第４　災害広報

市、防災関係機関及び航空運送事業者は、相互に協力して、航空災害の状況、安否情報、医療機関に関する情報、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、一般災害対策編第２章「第５節 災害広報広聴活動」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

第３章　鉄道災害対策計画

この計画は、鉄道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、「一般災害対策編」及び県計画「事故災害対策編第４章 鉄道災害対策計画」を準用し対策を講じるものとする。

第１節　鉄道災害予防対策計画

【企画調整課、生活安全課】

第１　鉄道交通の安全の確保

１　鉄道の安全のための施設、設備等の整備充実

鉄道事業者等は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努めるものとする。

第２　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

１　防災情報通信網等の整備

第２章第１節第１「１ 防災情報通信網等の整備」に準ずる。

２　応援協力体制の整備

第１章第１節第１「２ 応援協力体制の整備」に準ずる。

３　救助・救急及び医療（助産）救護

第２章第１節第１「３ 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護」に準ずる。

４　消防力の強化

第２章第１節第１「４ 消防力の強化」に準ずる。

５　防災訓練の実施

市及び防災関係機関は、大規模災害を想定し、一般災害対策編第１章「第１６節 防災訓練等の実施」の定めにより地域住民等と相互に連携するため、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

第３　要配慮者対策

第２章第１節「第２ 要配慮者対策」に準ずる。

第２節　鉄道災害応急対策計画

【本部事務局、生活安全課班、環境課班】

第１　災害情報の収集伝達

(1) 市及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について、「鉄道災害情報伝達系統（別図１）」及び一般災害対策編第２章「第３節 災害情報の収集伝達」に基づき、関係機関に対し災害情報の収集伝達を実施するものとする。

(2) 鉄道災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統－２ 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」により連絡するものとする。

鉄道災害情報伝達系統（別図１）

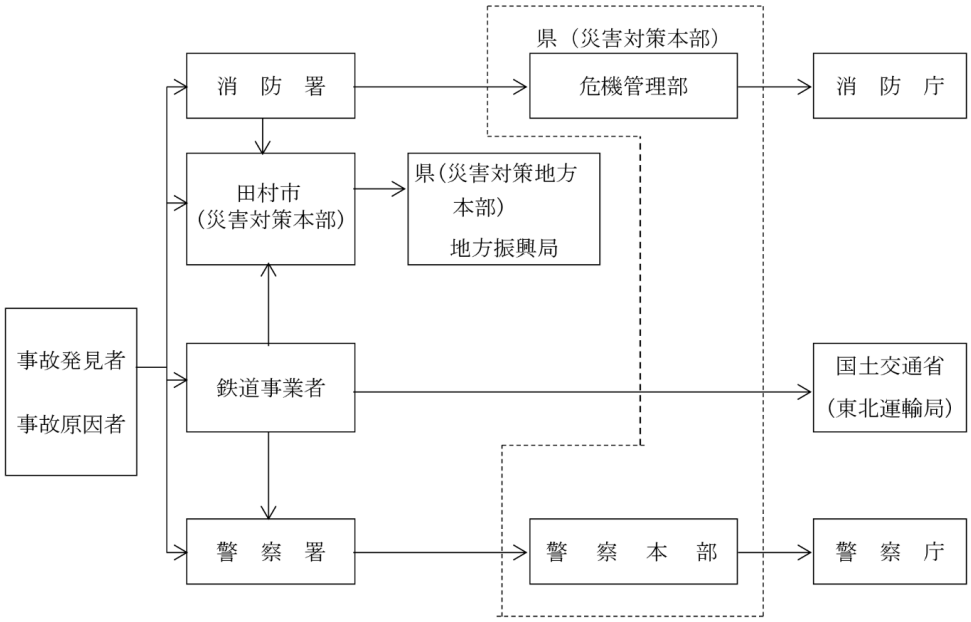

※この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第２　活動体制の確立

第２章第２節「第２ 活動体制の確立」に準ずる。

第３　捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

第２章第２節「第３ 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動」に準ずる。

第４　災害広報

市、防災関係機関及び鉄道事業者は、相互に協力して、鉄道災害の状況、安否情報、施設の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報する

とともに、一般災害対策編第２章「第５節 災害広報広聴活動」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

第３節　鉄道災害復旧対策計画

【本部事務局、生活安全課班、環境課班】

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、一般災害対策編「第３章 災害復旧計画」の定めによるものとする。

第４章　道路災害対策計画

この計画は、自然災害や道路事故等で生じる道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、「一般災害対策編」及び県計画 事故災害対策編「第５章 道路災害対策計画」を準用し対策を講じるものとする。

第１節　道路災害予防対策

【生活安全課、建設課、都市計画課、上下水道課】

第１　道路交通の安全のための情報の充実

市及び警察機関は、道路交通の安全確保のための情報収集、連絡体制の整備を図るとともに、道路利用者に道路施設等の異常に関する情報を迅速に提供する体制の整備に努めるものとする。

第２　危険地区に対する措置

(1) 市は、道路災害発生のおそれのある危険地区に対しては、国、県と協議し防災工事の促進を図るものとする。
(2) 市は、地すべり崩土及び落石のおそれのある地区、路肩軟弱及び路面損壊の箇所、河川水衡部等、道路災害発生の予測される地区を巡回点検し、危険状態の早期発見に努めるものとする。

第３　道路施設等の整備

市は、道路の整備と交通緩和のための計画路線の設定及び交通安全上必要な施設整備に努め、自然災害における避難及び救助の防災対策として、下記に挙げる体制の整備に努めるものとする。

(1) 道路パトロール等により道路施設等の点検を行い現況把握に努めるものとする。
(2) 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るものとする。
(3) 道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、落石防止、法面対策、迂回路やバイパスの整備等を計画的かつ総合的に実施するものとする。

第４　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

１　防災情報通信網等の整備

(1) 市は、道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び災害復旧のための体制の整備に努めるものとする。

(2) 上記のほか、第２章第１節第１「１　防災情報通信網等の整備」に準ずる。

２　応援協力体制の整備

第２章第１節第１「２　応援協力体制の整備」に準ずる。

３　救助・救急及び医療（助産）救護

(1) 市は、救助・救急活動について、平時から消防機関及び医療機関との連携を強化しておくものとする。

(2) 上記のほか、第２章第１節第１「３　捜索、救助・救急及び医療（助産）救護」に準ずる。

４　消防力の強化

(1) 市のとるべき措置

第２章第１節第１「４　消防力の強化」に準ずる。

５　危険物等の流出時における防除活動

市は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努めるものとする。

６　防災訓練の実施

市、防災関係機関は、大規模災害を想定し、一般災害対策編第１章「第１６節 防災訓練等の実施」の定めにより、地域住民等と相互に連携するため、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

第５　防災知識の普及・啓発

市は、道路をまもる月間、道路防災週間等を通じ、道路利用者に対して、災害発生時にとるべき行動等知識の普及・啓発に努めるものとする。

第６　要配慮者対策

第２章第１節「第２　要配慮者対策」に準ずる。

第２節　道路災害応急対策計画

【本部事務局、生活安全課班、建設課班、都市計画課班、上下水道課班】

第１　災害情報の収集伝達

１　市のとるべき措置

市は、道路災害が発生した場合、速やかに、「道路災害情報伝達系統（別図１）」に基づき、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努めるものとする。

２　市及び防災関係機関のとるべき措置

(1) 市及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について一般災害対策編第２章「第３節 災害情報の収集伝達」の定めにより実施するものとする。

(2) 道路災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統－２ 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」により連絡するものとする。

道路災害情報伝達系統（別図１）

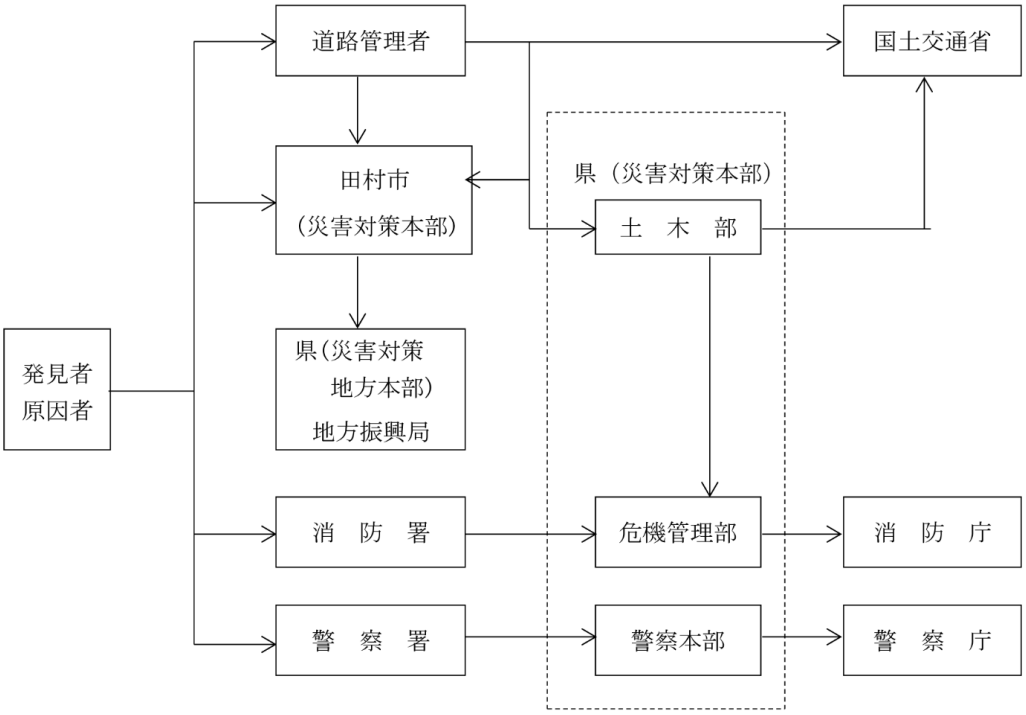

※この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第２　活動体制の確立

１　市の活動体制

第２章第２節第２「１ 市の活動体制」に準ずる。

２　市のとるべき措置

(1) 市は、災害発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立、対策本部設置等必要な体制をとるとともに、災害の拡大防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(2) 市は、道路災害の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール、道路モニター等による情報収集を行い、被害の拡大を防ぐため、迂回路の設定、道路利用者等への情報の提供等を行うものとする。

３　相互応援協力

(1) 市は、建設業者等との応援協定等に基づき、障害物の除去、応急復旧等（以下「道路啓開等」という。）に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

(2) 上記のほか、第２章第２節第２「２　相互応援協力」に準ずる。

４　自動車運送事業等

(1) 応急措置

ア　バス乗務員は、乗務中に災害に遭遇したときは、現場の状況を的確に判断し、乗客の安全を優先して臨機の措置をとり、直ちに運行管理者に状況を通報し、その後の指示を受けるものとする。

イ　災害によりバス路線に障害が発生した場合は、運行管理者を経由して、道路管理者に通報し、復旧を依頼するものとする。

ウ　負傷者が発生したときは、関係機関に連絡するとともに負傷者の救出、救護に努めるものとする。

(2) 緊急輸送

本部または防災関係機関から人員の緊急輸送について要請があった場合は、バスを提供するものとする。

５　JR 東日本鉄道運送事業

(1) 乗客の避難・救護対策

ア　乗務員及び駅務員は、駅及び列車の状況を的確に把握するとともに、乗客の動揺を静めるために、地震状況の放送を行うものとする。

イ　乗務員及び駅務員は、必要に応じ、最も安全と思われる場所へ避難誘導するものとする。

ウ　乗務員及び駅務員は、負傷者等が発生したときは、救護にあたるとともに、必要に応じ防災関係機関に救護要請を行うものとする。

(2) 抑止列車の乗客代行輸送の確保

災害区間発着、または通過する旅客の乗車券類の発売制限及び輸送制限、災害区間の代替え輸送力増強による輸送強化等の措置を講じ、輸送の確保を図るものとする。

(3) 列車運行の広報活動

ア　情報の提供

利用者の不安を除き、さらに利便を図るため、駅頭に不通区間・列車運行の現状及び開通見込みを掲示する等して周知を図るものとする。

イ　広報

本部及びラジオ・テレビなどの報道機関に対し、随時不通区間・列車の運行状況・抑止状況・開通見込み等を連絡して広報を図るものとする。

第３　捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

１　捜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

(1) 市は、消防機関、警察本部等による迅速かつ的確な救助・救出が行われるよう協力するものとする。

(2) 上記のほか、第２章第２節第３「１　捜索、救助・救急、医療（助産）救護活動」に準ずる。

２　消火活動

(1) 市は、消防機関等による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力するものとする。

(2) 上記のほか、第２章第２節第３「２　消火活動」に準ずる。

第４　危険物の流出に対する応急対策

道路災害により危険物が流出し又はそのおそれがある場合、市、消防機関、警察機関等は、相互に協力して、「第５章　危険物等災害対策計画」の定めにより、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

第５　道路施設・交通安全施設の応急復旧

(1) 市は、道路啓開等を行い、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

第６　災害広報

市、防災関係機関及び道路管理者は、相互に協力して、道路災害の状況、安否情報、道路等の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、一般災害対策編第２章「第５節　災害広報広聴活動」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

第３節　道路災害復旧対策計画

【本部事務局、生活安全課班、建設課班、都市計画課班、上下水道課班】

(1) 市は、県及び関係機関との連絡を密にし、迅速かつ円滑に被災施設の復旧作業を行うものとする。

　また、道路管理者は、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

(2) 復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、一般災害対策編「第３章 災害復旧計画」の定めによるものとする。

第５章　危険物等災害対策計画

この計画は、危険物及び高圧ガスの漏洩、流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生し又は発生するおそれがある場合、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれがある場合、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれがある場合といった危険物等災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、「一般災害対策編」及び県計画 事故災害対策編「第６章 危険物災害対策計画」を準用し対策を講じるものとする。

ただし、原子力発電所における放射性物質の大量放出により生じる災害対策については、「原子力災害対策編」、石油コンビナート等特別防災区域における災害対策については、「福島県石油コンビナート等防災計画」の定めるところによるものとする。

第１節　危険物等災害予防対策

【生活安全課、環境課、建設課、都市計画課、上下水道課】

【危険物の種類】

種別	根拠	品目
危険物	消防法第２条第７項に規定	石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）等
高圧ガス	高圧ガス保安法第２条に規定	液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニア等
毒物・劇物	毒物及び劇物取締法第２条に規定	毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等） 劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）
火薬類	火薬類取締法第２条に規定	火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）等
指定可燃物	危険物の規制に関する政令第１条の 12 に規定	紙くず、石炭・木炭、合成樹脂類（タイヤ等）、再生資源燃料

第１　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

１　防災情報通信網等の整備

第２章第１節第１「１ 防災情報通信網等の整備」に準ずる。

２　応援協力体制の整備

第２章第１節第１「２ 応援協力体制の整備」に準ずる。

３　救助・救急及び医療（助産）救護

第２章第１節第１「３ 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護」に準ずる。

４　消防力の強化

第２章第１節第１「４ 消防力の強化」に準ずる。

５　避難対策

市は、避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難場所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、一般災害対策編第１章「第１０節 避難体制の整備」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

６　防災訓練の実施

市、県、防災関係機関は、大規模災害を想定し、一般災害対策編第１章「第１６節 防災訓練等の実施」の定めにより市、県、防災関係機関、事業者、自衛消防組織及び地域住民等が相互に連携するため、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

第２　防災知識の普及・啓発

市、県及び防災関係機関は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民等に対して、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所等での行動等防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

第３　要配慮者対策

第２章第１節「第２ 要配慮者対策」に準ずる。

第２節　危険物等災害応急対策計画

【本部事務局、生活安全課班、環境課班、建設課班、都市計画課班、上下水道課班】

第１　災害情報の収集伝達

(1) 市及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について一般災害対策編第２章「第３節 災害情報の収集伝達」の定めにより実施するものとする。

(2) 危険物等災害の緊急連絡は、「危険物等災害情報伝達系統（別図１）」及び「情報連絡ルート集 報告系統－２ 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」及び「同集 報告系統－４ 火薬類・高圧ガス事故」により連絡するものとする。

危険物等災害情報伝達系統（別図１）

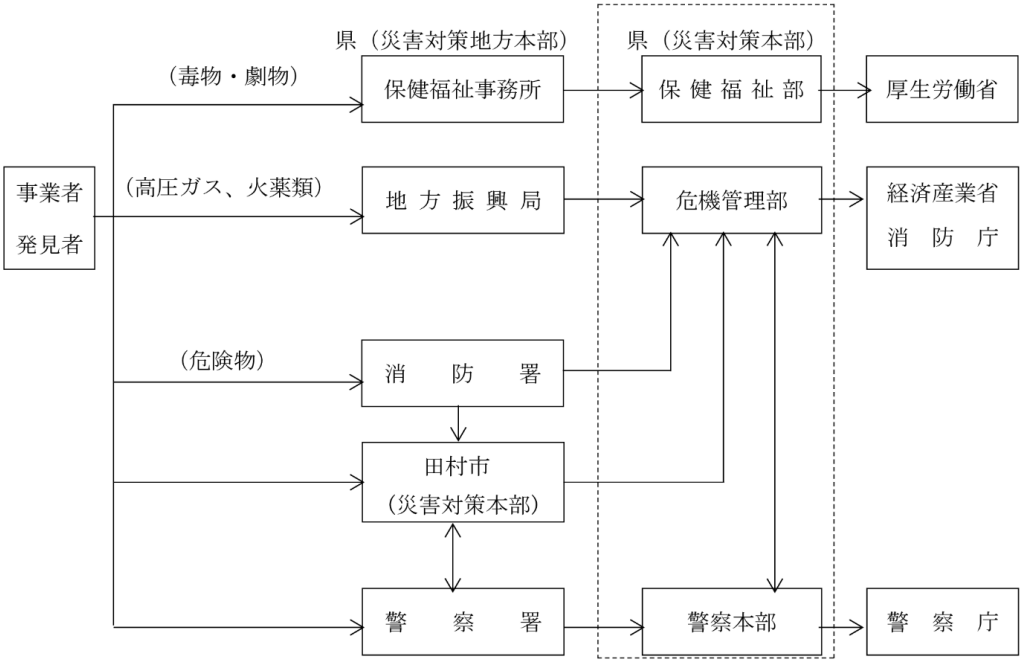

※この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第２　活動体制の確立

第２章第２節「第２ 活動体制の確立」に準ずる。

第３　災害拡大防止

市及び消防機関等は、関係法及び一般災害対策編第２章「第２７節 危険物施設等災害応急対策」の定めにより、危険物等災害時の危険物等の流出・拡散防止及び除去、環境モニタリングをはじめ、住民避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずるものとする。

第４　捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

第２章第２節「第３ 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動」に準ずる。

第５　危険物等の大量流出に対する応急対策

市は、危険物等が河川等に大量に流出した場合には、関係機関と協力し、直ちに環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずるものとする。

第６　避難誘導

１　市のとるべき措置

危険物等災害により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に、一般災害対策編第２章「第８節 応急避難」の定めにより、地域住民等に対し避難指示等の必要な措置を講ずるものとする。

２　要配慮者対策

市は、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所等における生活等について配慮するとともに、一般災害対策編第２章「第８節 応急避難」及び「第２５節 要配慮者救護活動」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

第７　災害広報

市、防災関係機関及び事業者は、相互に協力して、危険物災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、一般災害対策編第２章「第５節 災害広報広聴活動」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

第３節　危険物等災害復旧対策計画

【本部事務局、生活安全課班、環境課班、建設課班、都市計画課班、上下水道課班】

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、一般災害対策編「第３章 災害復旧計画」の定めによるものとする。

第６章　大規模な火事災害対策計画

この計画は、大規模な火事災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、市及び防災関係機関が連携して実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、「一般災害対策編」及び県計画 事故災害対策編「第７章 大規模な火事災害対策計画」を準用し対策を講じるものとする。

第１節　大規模な火事災害予防対策

【生活安全課、建設課、都市計画課、上下水道課】

第１　災害に強いまちづくりの形成

１　災害に強いまちの形成

市は、火事による被害を防止・軽減するため、土地利用の規制・誘導、避難場所、避難路の整備、建築物の不燃化等の施策を総合的に推進するものとする。

２　火災に対する建築物の安全化

(1) 建築物の防火管理体制

市、防災関係機関及び事業者等は、火事等の災害から人的、物的損害を最小限度に止めるため、学校、病院、工場等の防火対策物における防火管理者の設置について指導し、防火管理体制の強化に努めるものとする。

(2) 建築物の安全対策の推進

市は、一般災害対策編第１章「第６節 文化財災害予防対策」に基づき、特殊建築物等の防火、避難対策に重点をおいて補修、補強又は改善等の指導を行い、建築物の維持管理の適正化及び防災性の向上を図るものとする。

第２　大規模な火事災害防止のための情報の充実

１　気象情報の収集及び伝達

市は、大規模な火事災害防止のため、福島県総合情報通信ネットワーク、市防災行政無線（戸別受信機を含む。）等を利用し、福島地方気象台等と連携のうえ、気象特別警報・気象警報・注意報の発表等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の変化に対応した予防対策を講ずるものとする。

２　火災気象通報の伝達及び火災警報等

(1) 市長は、県から「火災気象通報」を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときは、火災に関する警報を発することができる。

(2) 前項の規定による警報が発せられたときは、警報が解除されるまでの間、その市の区域内に在る者は、市条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。

第３　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

１　防災情報通信網等の整備

第２章第１節第１「１　防災情報通信網等の整備」に準ずる。

２　応援協力体制の整備

第２章第１節第１「２　応援協力体制の整備」に準ずる。

３　救助・救急及び医療（助産）救護

第２章第１節第１「３　捜索、救助・救急及び医療（助産）救護」に準ずる。

４　消防力の強化

(1) 大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、プール等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

(2) 上記のほか、第２章第１節第１「４　消防力の強化」に準ずる。

５　避難対策

第５章第１節第１「５　避難対策」に準ずる。

６　防災訓練の実施

市及び防災関係機関は、大規模災害を想定し、一般災害対策編第１章「第１６節 防災訓練等の実施」の定めにより市、県、防災関係機関、事業者及び地域住民等が相互に連携するため、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

第４　防災知識の普及・啓発

市及び防災関係機関は、全国火災予防運動、防災週間、建築物防災週間等を通じ、住民等に対して、大規模な火事の被害想定などを示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所等での行動等防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

第５　要配慮者対策

第２章第１節「第２　要配慮者対策」に準ずる。

第２節　大規模な火事災害応急対策計画

【本部事務局、生活安全課班、建設課班、都市計画課班、上下水道課班】

第１　災害情報の収集伝達

(1) 市及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について一般災害対策編第２章「第３節 災害情報の収集伝達」の定めにより実施するものとする。

(2) 大規模な火事災害の緊急連絡は、「大規模な火事災害情報伝達系統（別図１）」及び「情報連絡ルート集 報告系統－２ 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」により連絡するものとする。

大規模な火事災害情報伝達系統（別図１）

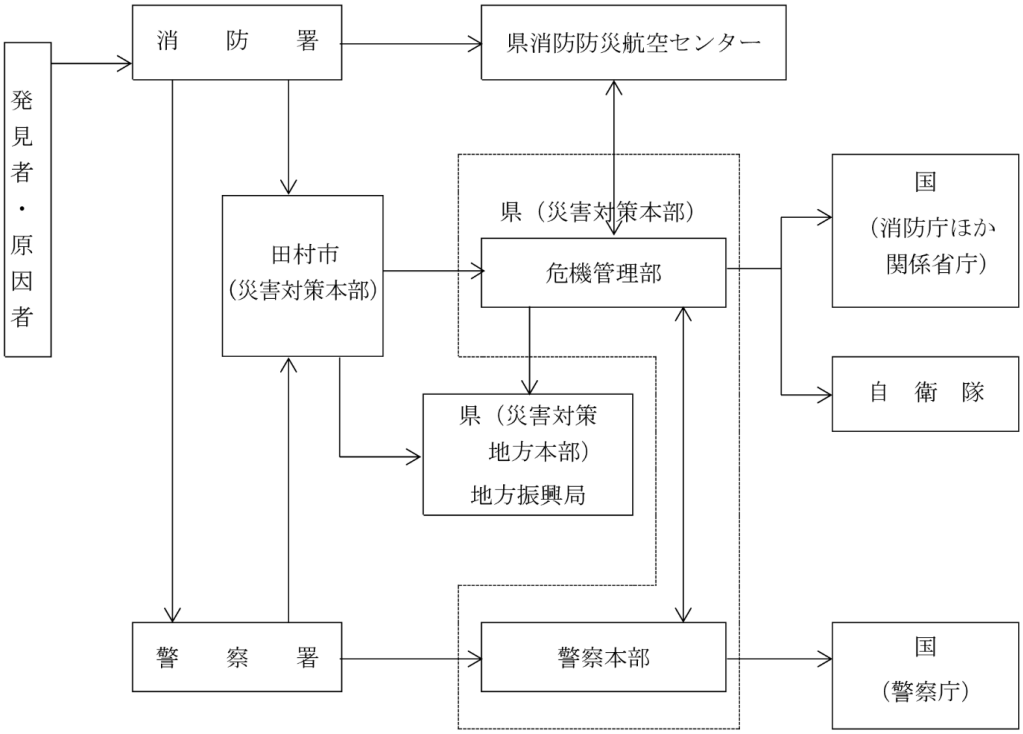

※この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第２　活動体制の確立

第２章第２節「第２ 活動体制の確立」に準ずる。

第３　捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

第２章第２節「第３ 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動」に準ずる。

第４　避難誘導

第５章第２節「第６　避難誘導」に準ずる。

第５　災害広報

市、防災関係機関及び事業者は、相互に協力して、大規模な火事災害の状況、安否情報、ライフライン等の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、一般災害対策編第２章「第５節　災害広報広聴活動」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

第３節　大規模な火事災害復旧対策計画

【本部事務局、生活安全課班、建設課班、都市計画課班、上下水道課班】

(1) 市及び関係機関は、国と連携し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援に関する計画を活用し、迅速かつ円滑に被災施設の復旧作業を行い、又は支援するものとする。

(2) 復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、一般災害対策編「第３章 災害復旧計画」の定めによるものとする。

第７章　林野火災対策計画

この計画は、火災による広範囲にわたる林野の消失等といった林野火災に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、「一般災害対策編」及び県計画 事故災害対策編「第８章 林野火災対策計画」を準用し対策を講じるものとする。

第１節　林野火災予防対策計画

【農林課】

第１　林野火災の特性

林野火災は、その発火地点等、山林の特殊性による火災の早期発見の困難、現場到着の遅延から生じる初期消火の困難及び水利の不便等もあり、一般火災に対する消火活動とは著しく異なっている。

また、その被害は、単に森林資源の焼失にとどまらず、人家の焼失、人畜の損傷、森林の水資源かん養機能や土砂流出防止機能等の喪失等をも招くことがあり、その影響は極めて大きいものがある。

第２　林野火災防止のための情報の充実

市は、林野火災防止のため、福島県総合情報通信ネットワーク、市防災行政無線（戸別受信機を含む。）等を利用し、福島地方気象台と連携のうえ、気象警報・注意報の発表等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の変化に対応した予防対策を講ずるものとする。

１　林野火災注意報・警報

(1) 消防本部は、１月から５月の期間において、林野火災の予防上注意を要する気象状況（以下のいずれかの条件に該当する場合）になった際には、林野火災注意報を発令する。

ア　前３日間の合計降水量が１㎜以下かつ前 30 日間の合計降水量が 30 ㎜以下

イ　前３日間の合計降水量が１㎜以下かつ乾燥注意報が発表

※ただし、当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合は、この限りではない。

(2) 消防本部は、１月から５月の期間において、林野火災の予防上危険な気象状況（林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表された場合）になった際には、林野火災警報を発令する。

第３　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

１　防災情報通信網等の整備

第２章第１節第１「１　防災情報通信網等の整備」に準ずる。

２　応援協力体制の整備

第２章第１節第１「２　応援協力体制の整備」に準ずる。

３　救助・救急及び医療（助産）救護

第２章第１節第１「３　捜索、救助・救急及び医療（助産）救護」に準ずる。

４　消防力の強化

(1) 市は、消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。

(2) 消火活動体制の整備

ア　水利状況等の把握

田村消防署及び消防団は、管轄区域内の山林について、消防自動車の利用可能な道路（林道）または水利施設（谷川、池、沼等）の実態について、あらかじめ把握し、火災時の消火活動が適切に行えるよう体制を整えるものとする。

イ　林野火災用資機材の整備

林野火災用資機材の備蓄を図るとともに、点検整備を定期的に実施し、平時から火災の発生に備えるものとする。

(3) 市は、効果的な延焼状況等の把握や消火活動のため、ドローン等の資機材の整備を促進するものとする。

(4) 市は、迅速な初期消火を実施するため、消防団、消防機関等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、悪条件下での情報伝達体制の強化、火災対応能力の向上に必要な資機材等の充実等を図るものとする。

(5) 市は、水利が限られる山間地での消火活動の実施のため、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化を図るとともに、建設業者等の所有車両の活用に向けて連携を強化するものとする。

５　避難対策

第５章第１節第１「５　避難対策」に準ずる。

６　防災訓練の実施

市及び防災関係機関は、大規模災害を想定し、一般災害対策編第１章「第１６節 防災訓練等の実施」の定めにより市、県、防災関係機関、林業関係機関、林業関係団体及び地域住民等が相互に連携するため、消火、救助・救急、広域応援等、様々な状況を想定し、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

第４　防災知識の普及・啓発

市は、林野火災防止のため、以下の出火防止対策の実施に努めるものとする。

１　林野火災に関する防火思想の普及

林野火災の発生原因の多く占めるたばこの投げ捨てや、たき火の不始末等について次のような指導・広報・周知に努め、山火事予防意識の高揚を図り、火災の未然防止に努めるものとする。

(1) 林野火災防止運動の実施（全国山火事防止運動（3 月 1 日～7 日）期間を重視）
(2) ポスター、看板、標識板、横断幕等による広報
(3) 広報紙、パンフレット、チラシ等の配布
(4) 広報車による広報
(5) 学校教育による防火思想の徹底

２　登山者、山菜取り、狩猟等入山者への防火広報及び指導

山林へ訪れる行楽客等には、次の方法により火災予防について注意を呼びかける。

(1) 駅等への防火ポスター等の掲示
(2) キャンプ場、遊歩道、林道等における看板の設置、チラシ配布、広報車等による広報

３　地域住民、山林所有者、林業従事者等への指導

林野火災注意報・警報発令時においては、地域住民や林業従事者等に対し、発令区域での火災予防条例に定める「火の使用の制限」がかかることから、次の事項について指導を徹底する。

(1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
(2) 煙火（花火など）を消費しないこと。
(3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
(4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙しないこと。
(5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて管理者が指定した区域内において喫煙をしないこと。
(6) 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

第５　要配慮者対策

第２章第１節「第２　要配慮者対策」に準ずる。

第６　林野火災に対する警戒の強化

(1) 市は、火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組むとともに、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行うものとする。また、許可した火入れの情報等を消防機関に共有するものとする。
(2) 市は、乾燥や強風等の気象状況に応じて的確に火災に関する警戒情報等を発表するとともに、住民等に対する注意喚起、監視パトロール等の強化など適切な対応を行うものとする。
(3) 田村消防署長は、林野火災の発生のおそれがある場合で次に掲げるときは、消防車両等による広報警戒を実施する。

ア　季節的に火災発生の最も危険な時期、特に春期
イ　火災警報が発令されたとき
ウ　入山者が多く火災発生の危険が大きいとき

第２節　林野火災応急対策計画

【本部事務局、農林課班】

第１　災害情報の収集伝達

(1) 市及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について一般災害対策編第２章「第３節 災害情報の収集伝達」の定めにより実施するものとする。
(2) 林野火災の緊急連絡は、「林野火災情報伝達系統（別図１）」及び「情報連絡ルート集報告系統－１　林野火災」により連絡するものとする。
(3) 情報所（生活安全課）及び消防本部は、林野火災の状況及び人的被害の状況等を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握した情報は直ちに県に報告するものとする。
(4) 市及び消防本部は、火災発生状況や地域への影響等について防災行政無線（戸別受信機を含む。）、広報車、緊急速報メール（エリアメール）等による広報活動を行う。

林野火災情報伝達系統（別図１）

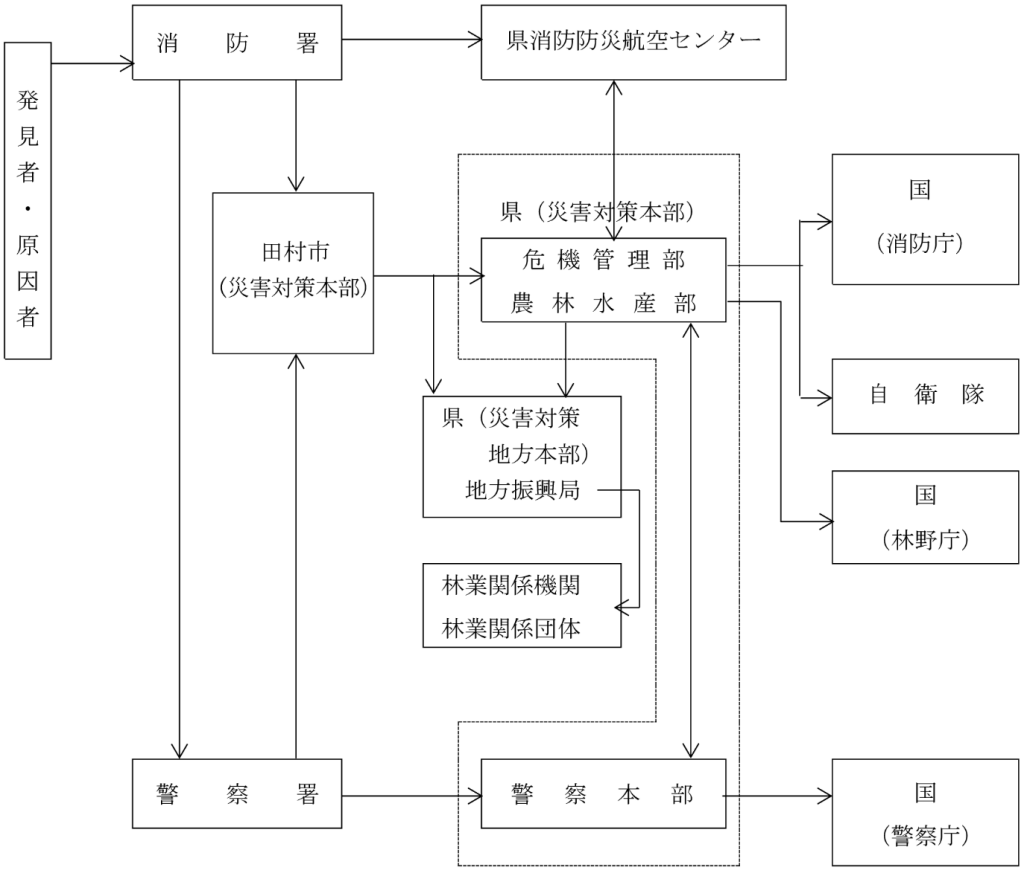

※この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第２　活動体制の確立

１　市の活動体制

(1) 応急活動体制

市は、田村消防署と連携し、林野火災の状況に応じて必要な要員を動員し、情報収集連絡を行うとともに、次の体制に移行するための準備を行うものとする。上位配備における対策が必要な場合は、災害対策本部を設置する。なお、事故災害対策本部の組織及び運営は、本部の規定を準用する。

(2) 上記のほか、第２章第２節第２「１　市の活動体制」に準ずる。

２　相互応援協力

(1) 市は、林野火災の規模が当該市町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、相互応援協力編第１章「第２節 応援協力体制の整備」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援のあっせんを求めるものとする。

(2) 被災した場合、市は、林野火災対応の指揮体制を早期に確立するとともに、関係機関との調整等を含む消防活動全体の総合調整を行うものとする。

第３　捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

１　捜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

第２章第２節第３「１　捜索、救助・救急、医療（助産）救護」に準ずる。

２　消火活動

(1) 市は、林野火災がその発生場所、風向及び地形等現地の状況によっては、滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底するとともに、常にその変化に応じた措置をとる必要があることを考慮し、消火活動にあたっては、消防機関等と連携のうえ、次の事項を検討して最善の方策を講ずるものとする。

ア　出動部隊の出動区域
イ　出動順路と防ぎょ担当区域（地況精通者の確保）
ウ　携行する消防機材及びその他の器具
エ　指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保
オ　応援部隊の集結場所及び誘導方法
カ　応急防火線の設定
キ　食料、飲料水、消防機材及び救急資材の確保と補給
ク　交代要員の確保
ケ　救急救護対策
コ　住民等の避難
サ　空中消火の要請
シ　空中消火資機材の手配及び消火体制

空中消火資機材の手配については、「福島県林野火災用空中消火資機材等貸付要領」を参照すること。

参照：福島県地域防災計画資料編

(2) 市による応援

ア　市、県及び消防機関は、消防、消防防災航空隊及び自衛隊による迅速かつ効果的な空中消火を行うため、ヘリコプター機数、給水拠点、燃料補給方法などの調整を行うとともに、地上及び空中の消火活動の連携強化に努めるものとする。

イ　市、県及び消防機関は、水利が限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等を活用するものとする。

ウ　市、県及び消防機関は、人員・資機材の搬送にあたって、山間地の悪路・隘路でも走行可能な車両を適切に活用するものとする。

エ　市、県及び消防機関は、地域の実情に精通した消防団を含む消防機関と情報共有を密にして連携の強化を図るものとする。

(3) 上記のほか、第２章第２節第３「２　消火活動」に準ずる。

第４　交通規制措置

田村警察署は、被害が拡大するおそれがある場合は、立入禁止区域を設定するとともに、通行車両等に対する交通規制を行う。

第５　避難誘導

１　市のとるべき措置

(1) 市は、火災の延焼等が予想される地区に対して避難指示を伝達するとともに、安全な地域に避難所を開設する。避難誘導にあたっては気象状況特に風向風速を考慮し、安全な避難経路を選定する。

(2) 消防団、自主防災組織等は、避難誘導に際し、避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要、その他避難に関する情報の提供に努める。

(3) 消火活動の細部については、地震災害対策編第２章「第９節　消火活動」に準ずる。

(4) 上記のほか、第５章第２節第６「１　市のとるべき措置」に準ずる。

２　要配慮者対策

(1) 市は、林野火災が急激に延焼拡大して避難指示等が広範囲となる場合があるため、避難行動要支援者の避難支援が適切に行われるよう十分配慮するものとする。

(2) 上記のほか、第５章第２節第６「２　要配慮者対策」に準ずる。

３　森林内の滞在者

市、消防本部等は、林野火災発生の通報を受けた場合には、直ちに広報車等により広報を行うとともに、登山者、森林内での作業者等の滞在者に速やかに退去するよう呼びかけるものとする。

第６　災害広報

市、県、防災関係機関及び事業者は、相互に協力して、林野火災の状況、安否情報、交通規制、二次災害の危険性に関する情報等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、一般災害対策編第２章「第５節 災害広報広聴活動」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

第７　二次災害の防止

(1) 市、県及び国は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部において、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることに十分留意して、二次災害の防止に努めるものとする。

(2) 市及び県は、必要に応じ国と連携し、降雨等による二次的な土砂災害防止のため、土砂災害等の危険箇所の点検を行うものとし、その結果、危険性が高いと判断された箇所については、住民、関係者、関係機関等への周知を図り、応急対策を行うものとする。

また、できるだけ速やかに砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行うものとする。

(3) 市は、土砂災害等の危険箇所の点検結果に基づき、警戒避難体制の整備等必要な措置をとるものとする。

第３節　林野火災復旧対策計画

【本部事務局、農林課班】

(1) 復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、一般災害対策編「第３章 災害復旧計画」の定めによるものとする。

(2) 市及び県は、必要に応じ国と連携し、造林補助事業、治山事業等により、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりに努めるものとする。

原子力災害対策編

＜目次＞

第１章 総則..... 1
第１節 計画の目的..... 1
第２節 計画の性格..... 2
第１ 市における原子力災害対策の基本となる計画..... 2
第２ 計画の周知徹底..... 2
第３ 計画の修正..... 2
第３節 原子力災害の特殊性及び複合災害への備え..... 3
第１ 原子力防災対策の特殊性..... 3
第２ 大規模自然災害及び原子力災害の複合災害への備え..... 3
第４節 原子力災害対策重点区域の範囲..... 4
第１ 方針..... 4
第２ 原子力災害対策重点区域..... 4
第５節 緊急事態における判断基準..... 5
第１ 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）..... 5
第２ 運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）..... 6
第６節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置..... 7
第１ 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施..... 7
第７節 市・防災関係機関等の処理すべき事務及び業務の大綱..... 10
第１ 市(教育委員会除く。)..... 10
第２ 教育委員会..... 11
第３ 郡山地方広域消防組合..... 11
第４ 県..... 11
第５ 自衛隊..... 12
第６ 指定地方行政機関..... 13
第７ 指定公共機関及び指定地方公共機関..... 15
第８ 災害協力団体及び防災関係団体..... 16
第９ 東京電力ホールディングス株式会社..... 17

第２章 原子力災害事前対策..... 18
第１節 原子力発電所における予防処置等..... 18
第１ 原子力事業者の責務..... 18
第２ 防災業務計画に関する協議..... 18
第２節 国との連携..... 19
第１ 原子力防災専門官との連携..... 19
第２ 県への協力..... 19
第３節 情報の収集・連絡体制等の整備..... 20
第１ 情報の収集・連絡体制の整備..... 20

第２ 原子力災害対策上必要な資料の整備 20
第３ 情報の分析整理 22
第４ 通信手段の確保 22
第４節 緊急事態応急体制の整備 24
第１ 市の即応体制の保持 24
第２ 本部機能の強化 24
第３ 防災関係機関との連携 26
第５節 緊急事態応急対策等拠点施設等の整備 27
第１ 施設等の維持管理 27
第２ 防災知識の普及 27
第６節 緊急時モニタリング体制の整備 28
第１ モニタリング体制等の整備 28
第２ 専門家の派遣要請手続き 29
第７節 住民等への的確な情報伝達体制の整備 30
第１ 情報伝達体制及び設備の整備 30
第２ 地域コミュニティによる共助意識の醸成 31
第８節 避難収容活動体制の整備 32
第１ 避難の区分 32
第２ 避難等の発令基準及び伝達 32
第３ 避難計画の作成等 32
第４ 避難所等の整備 35
第５ 要配慮者等の避難にかかる取組 36
第６ 避難に係る諸整備 36
第９節 飲食物の摂取制限及び出荷制限 38
第１ 飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制整備 38
第２ 飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保 38
第３ フォールアウトからの内部被ばく防止体制の維持 38
第１０節 緊急輸送活動体制の整備 39
第１ 専門家の移送体制の協力 39
第２ 緊急輸送路の確保体制等の整備 39
第１１節 消防活動体制及び原子力災害医療体制等の整備 40
第１ 救助・救急活動用資機材等の整備 40
第２ 救助・救急機能の強化 40
第３ 原子力災害医療体制の整備 40
第４ 消火活動用資機材等の整備 40
第５ 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のための資機材等の整備 40
第６ 物資の備蓄、調達、供給活動 40
第１２節 業務継続計画の策定 42
第１３節 原子力防災に関する知識の普及・啓発 43

第１　市民に対する普及啓発項目 43
第２　学校等における普及啓発 43
第３　要配慮者への配慮 43
第４　災害教訓の伝承 44
第５　国際的な情報発信 44
第６　緊急事態応急対策に従事する者に対する教育 44
第１４節　防災訓練等の実施 45
第１　訓練計画の策定 45
第２　訓練の実施 45
第３　実践的な訓練の実施と事後評価 45
第１５節　核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応 47

第３章　原子力災害応急対策 48
第１節　活動体制の早期確立 48
第１　配備体制 48
第２　初動における情報収集体制 49
第３　発動基準に基づく活動体制の確立 52
第４　平常業務の取り扱い 52
第５　本部の設置または廃止の連絡 52
第２節　災害警戒本部及び災害対策本部 53
第１　組織編成 53
第２　事務分掌 53
第３節　職員の動員配備 54
第１　動員基準 54
第２　職員のとるべき行動 54
第４節　事故状況の把握及び連絡 56
第１　警戒事態が発生した場合 56
第２　施設敷地緊急事態が発生した場合 56
第３　全面緊急事態が発生した場合 56
第４　情報活動 56
第５節　原子力災害対策センター（オフサイトセンター）における活動 60
第１　原子力災害対策センター（オフサイトセンター）の設営準備への協力 60
第２　現地事故対策連絡会議への職員派遣 60
第３　原子力災害合同対策協議会への出席 60
第４　原子力災害対策センター（オフサイトセンター）における機能班での活動 60
第６節　緊急時モニタリングへの協力 62
第１　緊急時モニタリング体制 62
第２　緊急時モニタリングの実施 62
第３　緊急時モニタリング結果の報告と公表 64

第７節 住民等への迅速・的確な情報の提供 65
第１ 迅速かつ的確な情報提供 65
第２ 県内外への情報提供 65
第３ 住民等のニーズに応じた情報提供及び要配慮者等への配慮 66
第４ 情報の一元化(リスクコミュニケーション) 66
第５ 多様な媒体の活用 66
第６ 問合せ窓口の設置 66
第７ 住民等に対する広報及び指示伝達系統図 67
第８節 避難及び屋内退避 68
第１ 速やかな住民避難のための準備 68
第２ 避難及び屋内退避等の防護措置の実施 68
第３ 屋内退避及び避難の決定 70
第４ 情報提供等 73
第５ 他の市町村への避難(一次的避難) 73
第６ 避難所の設置・運営 73
第７ 要配慮者への配慮等 74
第８ 交通の規制及び立入制限等の措置 74
第９ 緊急防護措置を準備する区域(UPZ:概ね５～30 ㎞圏内)の屋内退避及び避難 74
第１０ 追加的避難(二次避難)の実施 75
第１１ 避難開始後の留意事項 75
第１２ 避難・屋内退避者の生活支援 76
第１３ 避難・屋内退避の解除 76
第１４ 学校等における避難 76
第１５ 病院等医療機関における避難 76
第１６ 社会福祉施設における避難 77
第１７ 警戒区域等の設定、避難指示の実効を上げるための措置 77
第１８ 飲食物、生活必需品等の供給 77
第９節 飲料水・食料等の安全確保 78
第１ 飲料水・食料等の検査体制の維持 78
第２ 飲料水・食料等の確保 78
第３ 防護対策指標以上の濃度の試料が採取された地区の飲食物等の摂取制限 78
第４ 農林水産物の採取及び出荷制限の周知 79
第５ 出荷規制及び摂取制限の実施及び解除の周知 79
第６ 市内に飛散した放射性物質への取り組み 79
第１０節 犯罪の予防等社会秩序の維持 80
第１１節 医療・救護及び原子力災害医療活動 81
第１ 医療・救護活動の実施 81
第２ 原子力災害医療時の連絡体制 81
第３ 原子力災害医療活動への協力 83

第４ 安定ヨウ素剤等服用の指示 84
第５ メンタルヘルス対策 85
第１２節 救助・救急及び消火活動 86
第１ 資器材の確保 86
第２ 応援要請 86
第３ 緊急消防援助隊等への応援要請 86
第１３節 緊急輸送活動 87
第１ 緊急輸送の順位 87
第２ 緊急輸送の範囲 87
第３ 緊急輸送体制の早期確立 87
第４ 交通・運送事業者からの車両調達等 87
第５ 緊急輸送のための交通の確保 88
第１４節 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保 89
第１ 方針 89
第２ 緊急事態応急対策に従事する者の放射線防護に係る指標 89
第３ 防護措置 89
第４ 緊急事態応急対策に従事する者の被ばく管理 89
第５ 防護資機材の確保 89
第６ 防災関係機関との情報交換 90
第１５節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する対応 91

第４章 原子力災害中長期対策 92
第１節 放射性物質による汚染の除去、放射性廃棄物の処理等 92
第２節 緊急事態解除宣言後の対応 92
第１ 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定 92
第２ 各種制限措置設定・解除の周知 92
第３節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表 93
第４節 心身の健康相談体制の維持 93
第５節 災害地域住民に係る記録等の作成 93
第１ 災害地域住民の記録 93
第２ 影響調査の実施 93
第３ 災害対策措置状況の記録 93
第６節 適正な流通の促進 94
第１ 消費者目線での情報提供 94
第２ 風評被害等の影響の軽減 94
第３ 物価の監視 94
第７節 被災者等の生活再建等の支援 94
第１ 被災者等の生活再建への支援 94
第２ 相談窓口の設置等 94

第３　生活再建の推進..... 94
第８節　被災中小企業等に対する支援..... 95
第９節　復旧・復興事業からの暴力団排除..... 95
第１０節　災害対策本部の廃止..... 95

第１章　総則

第１節　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（以下「基本法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）に基づき、廃止措置計画等に基づき廃炉作業が進められる福島第一原子力発電所（以下「福島第一」という。）及び福島第二原子力発電所（以下「福島第二」という。）並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）に基づき原子力事業者である東京電力ホールディングス株式会社（以下「原子力事業者」という。）等が運搬に使用する容器から放射性物質または放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害からの復旧を図るために必要な対策について、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務または業務の遂行によって住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

※　福島第一は、平成 24 年 11 月に「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「炉規法」という。）第 64 条の 2」に基づき、原子力委員会より特定原子力施設に指定されている。

※　福島第二は、令和 3 年 4 月に炉規法第 43 条の 3 の 34 第 2 項に基づき、原子力規制委員会により廃止措置計画の認可を受けている。

第２節　計画の性格

第１　市における原子力災害対策の基本となる計画

(1) この計画は、国の「防災基本計画」及び「福島県地域防災計画(原子力災害対策編)以下「県防災計画」に基づき作成したもので、市における原子力災害対策の基本となるものであり、この計画に定めのない必要な対策については、防災計画「総則編」、「相互応援協力編」、「一般災害対策編」、「地震災害対策編」、「事故対策編」「水防計画編」及び「資料編」によるものとする。

(2) 市は、想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、万一、不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

第２　計画の周知徹底

この計画は、市及び関係行政機関・関係公共機関・その他の防災関係機関等に周知徹底を図るとともに、住民等に対し必要と認めるものについては、広報誌等及び防災訓練の場を活用し周知するものとする。

第３　計画の修正

(1) この計画は、基本法第４２条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認める場合には、これを修正するものとする。

(2) 修正にあたっては、「原子力災害対策指針」(令和 7 年 10 月 3 日改定)を基本としつつ、県防災計画または市の体制、組織等の改編により見直し等が発生した場合には、速やかに修正を行うものとする。

第３節　原子力災害の特殊性及び複合災害への備え

第１　原子力防災対策の特殊性

原子力発電所の事故により放出された放射性物質の拡散は、その時の風向風速、気温気象現象等に影響されるが、福島第一の事故においては短時間で広範な地域に拡散しており、出された放射性物質は、「見えない」、「臭わない」、「直ちに健康障害が現れない」ため、受けた被害（被ばく）の程度を自ら判断することが困難である。

このため、自己保全のためには放射性物質等に関する知識が必要となる特殊性を有していることから、市民に対する放射線等に関する知識の普及、防災関係機関に対する教育訓練及び放射線防護資機材の整備などを行うとともに、緊急時においても迅速かつ的確な応急対策活動を展開できるよう所要の組織体制を整えるものとする。

第２　大規模自然災害及び原子力災害の複合災害への備え

市は、東日本大震災において大規模自然災害と原子力災害の複数の脅威が重複して発生したことを踏まえ、今後これらの異なる態様を有する複数の脅威から住民等の生命、身体及び財産を保護するため、災害対策本部及び防災関係機関の迅速かつ円滑な対応が求められる。

そのため「複数の脅威を分析する情報収集・分析機能」、「脅威に対応する対策案を策定する企画立案機能」、「計画を実行に移す実行機能」を掌る組織体制とこれら機能の発揮を支援する通信設備の多重化、非常用電源設備の整備等必要な体制を確立するとともに、市民、事業所等への知識の普及及び発災初期における自助・共助の体制を整備するものとする。

また、放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリング（以下、「緊急時モニタリング」という。）等の応急対策活動が迅速かつ的確に実施できるよう所要の措置を定めるものとする。

第４節　原子力災害対策重点区域の範囲

第１　方針

防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲である原子力災害対策重点区域（以下「重点区域」）については、原子力災害対策指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な地域を定めるものとする。

第２　原子力災害対策重点区域

１　予防的防護措置を準備する区域(PAZ:Precautionary Action Zone 概ね５km 圏内)

急速に進展する事態を考慮し、重篤な確定的影響等を回避し又は最小化するため、緊急事態区分に基づき、直ちに避難を実施するなど、放射性物質の環境への放出前の予防的防護措置(避難等)を準備する区域。

区分	対象区域
福島第一に係る区域	（福島第一における PAZ については指針に基づき設定しない。）
福島第二に係る区域	該当する地域なし

２　緊急防護措置を準備する区域(UPZ：Urgent Protective Action planning Zone 概ね５～30km 圏内)

区分	対象区域
福島第一に係る区域	田村市全域
福島第二に係る区域	田村市全域

第５節　緊急事態における判断基準

第１　緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離に応じ、防護措置の準備やその実施など適切な行動を進めることが必要である。

このような対応を実現するため、原子力施設の状況に応じて、緊急事態の初期対応段階を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の３段階に区分する。

緊急事態区分と原災法の枠組みの関係

区分	概要	原災法との関係
警戒事態	公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある状態	
施設敷地緊急事態	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じた状態	原災法第 10 条
全面緊急事態	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた状態	原災法第 15 条 （原子力緊急事態宣言）

緊急事態区分のどの段階に該当するかの判断を原子力事業者が判断するための基準として、深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき緊急時活動レベル（以下「EAL」という。）は以下のとおりとする。

原子力事業者は、EAL に応じて、原災法及び原子力事業者防災業務計画に基づく通報・報告等を関係機関に行う。

緊急事態区分と EAL の枠組み

緊急事態区分 / EAL 分類	警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態
使用済燃料貯蔵槽	・使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できない、または当該貯水槽の水位を一定時間以上測定できない場合	・使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方 2m の水位まで低下した場合	・使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下した場合
外的事象	・発電所所在町で震度６弱以上の地震が発生した場合 ・福島県において大津波警報が発表された場合		

緊急事態区分 / EAL 分類	警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態
周辺監視区域放射線量率		・敷地境界付近において、5μSv/h 以上(※１)の放射線量を検出した場合	・敷地境界付近において、5μSv/h 以上(※１)の放射線量を２地点以上または 10 分間以上継続して検出した場合
その他事象	・オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合		
	・その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合	・その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	・その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。

※１　福島第一原子力発電所の場合は、３か月平均のバックグラウンド＋５μSv/h 以上

第２　運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）

防災関係機関は、環境への放射性物質の放出後の防護措置に係る判断基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で指針により設定された運用上の介入レベル（以下「OIL」という。）に基づき防護措置を行うものとする。

第６節　原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置

第１　原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施

１　原子力施設において異常事態が発生した場合

(1) 緊急防護措置を準備する区域(UPZ)

事故の規模及び進展に応じて、避難等の予防的防護措置を実施することがある。

ア　確率的影響のリスクを低減するため、屋内退避等の防護措置を準備、実施する。

イ　計測可能な判断基準に基づく避難及び屋内退避の準備を進めるものとする。

ウ　緊急時モニタリングの結果、原子力発電所の状況及び風向等の気象状況に基づき、対象区域の避難、または屋内退避及び安定ヨウ素剤の服用をできる限り速やかに実施するものとする。

エ　緊急時モニタリングの結果、UPZ の避難を要しない区域においても、測定の結果により、屋内退避や安定ヨウ素剤の服用を実施するものとする。

２　放射性物質が環境へ放出された場合

(1) UPZ においては、緊急時モニタリングによる測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル(OIL)と照らし合わせ、必要な防護措置を実施するものとする。

OIL と防護措置について

	種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間以内に避難や屋内退避等させるための基準	500μSv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率)	数時間以内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線:40,000cpm (皮膚から数cm) β線:13,000cpm 【１か月後の値】 (皮膚から数cm)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難した避難者等を避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに住民等を１週間程度内に一時移転させるための基準	20μSv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率)	１日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに１週間程度内に一時移転を実施

	種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5μSv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率)	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき地域を特定
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	◇放射性ヨウ素 ・飲料水、牛乳、乳製品(300Bq/kg) ・野菜、穀類、肉、卵、魚(2,000Bq/kg) ◇放射性セシウム ・飲料水、牛乳、乳製品(200Bq/kg) ・野菜、穀類、肉、卵、魚(500Bq/kg) ◇プルトニウム等 ・飲料水、牛乳、乳製品(1Bq/kg)・野菜、穀類、肉、卵、魚(10Bq/kg) ◇ウラン ・飲料水、牛乳、乳製品(20Bq/kg)・野菜、穀類、肉、卵、魚(100Bq/kg)	１週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施

３　福島第一に係る緊急事態区分及び緊急時に講ずべき防護措置（UPZ）

施設敷地緊急事態に至った時点で、住民等の屋内退避を準備するものとし、また、全面緊急事態に至った時点で、住民等の屋内退避を実施するものとする。

なお、緊急事態区分に応じて、放射性物質が放出される前に予防的な防護措置を講じることを基本とするが、さらに事態が悪化したことにより原子力施設から放射性物質が放出された場合には、緊急時モニタリングによる測定結果を防護措置の実施を判断する基準である OIL と照らし合わせ、国の原子力災害対策本部が更なる防護措置の必要性を判断する。

４　福島第二に係る緊急事態区分及び緊急時に講ずべき防護措置（UPZ）

施設敷地緊急事態に至った時点で、住民等の屋内退避を準備するものとし、全面緊急事態に至った時点で、住民等の屋内退避を実施するものとする。

なお、原子力施設の状況に応じて、段階的に避難を実施するとともに、緊急時モニタリングを行い、数時間以内を目処に OIL1（空間放射線量率 500μSv/h）を超える地域を特定して避難を実施し、その後も継続的に緊急時モニタリングを行い、１日以内を目処に OIL2（空間放射線量率 20μSv/h）を超える地域を特定し一週間程度内に一時移転を実施する。

本市における防護措置等

判断基準		福島第一原子力発電所	福島第二原子力発電所
原子力施設の状況に応じた判断（EAL）	警戒事態（AL）	－	－
	施設敷地緊急事態（SE）	屋内退避を準備	屋内退避を準備
	全面緊急事態（GE）	屋内退避を開始	○屋内退避を開始 ○安定ヨウ素剤の服用準備（配布等） ○避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの準備（避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの場所の確保等）
空間放射線量率の実測値に応じた判断（OIL）	500μSv/h 超（OIL1）	数時間以内を目処に地域を特定し、避難を実施	数時間以内を目処に地域を特定し、避難を実施
	20μSv/h 超（OIL2）	１日以内を目処に地域を特定し、一週間程度内に一時移転を実施	１日以内を目処に地域を特定し、一週間程度内に一時移転を実施

５　放射線量監視地域

(1) 現環境下

市内全域を放射線量監視地域とし、継続的な放射性物質及び放射線の低減化施策の実施と併せて恒常的に市内全域にわたる広域的な環境放射線モニタリングを実施するものとするほか、必要に応じて、飲食物の汚染状況調査等を行い、その結果に基づき、飲食物の摂取制限等を実施するものとする。

(2) 新基準対応

市内全域を安定ヨウ素剤の備蓄する地域とし、備蓄、配分及び服用に関する計画を策定する。また、広域的な環境放射線モニタリングを実施するほか、必要に応じて、飲食物の汚染状況調査等を行い、その結果に基づき、外出自粛や飲食物の摂取制限を実施する。

(3) 上記第１項及び第２項に含まれる地域の区分や境界については、当該地域が含まれる町の行政区画、地勢等地域に固有の自然的・社会的周辺状況を勘案し、ある程度の増減を考慮しながら行政局及び行政区と調整を行い、対象となる地域を具体的に定めるものとする。

第７節　市・防災関係機関等の処理すべき事務及び業務の大綱

原子力防災に関し、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災機関が処理すべき事務または業務の大綱は、総則編第１章「第３節 防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱」に加え、次のとおりとする。

第１　市（教育委員会除く。）

事務または業務
１　災害減災対策 （１）　市民に対する原子力防災対策に関する知識の普及・啓発に関すること。 （２）　原子力防災に携わる者の教育訓練に関すること。 （３）　通信連絡網の整備に関すること。 （４）　原子力防災対策の実施に必要な諸設備、資機材の整備に関すること。 （５）　原子力発電所周辺地域における環境条件の把握に関すること。 （６）　環境放射線のモニタリングに関すること。 ２　災害応急対策 （１）　本部等の設置に関すること。 （２）　事故状況の把握及び連絡に関すること。 （３）　県が行う緊急時環境放射線モニタリング活動への協力に関すること。 （４）　住民等の退避、避難及び立入制限に関すること。 （５）　県の原子力災害医療活動に対する協力に関すること。 （６）　飲食物の摂取制限等に関すること。 （７）　飲料水、飲食物及び生活必需品の供給に関すること。 （８）　輸送車両の確保及び必需物資の調達に関すること。 （９）　市道の通行確保に関すること。 （10）　農畜産物の汚染状況の調査に関すること。 （11）　住民等に対する農林水産物についての災害情報及び各種措置に関すること。 （12）　風評被害等の影響の軽減に関すること。 （13）　心身の健康相談に関すること。 （14）　各種制限措置等の解除に関すること。 ３　災害復旧対策 （１）　汚染物質の除去及び除染に関すること。（生活空間、農林地等） （２）　損害賠償請求等に必要な資料の整備に関すること。 （３）　災害復旧事業に関すること。 （４）　原子力災害に関する調査研究に関すること。 （５）　被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援に関すること。

第２　教育委員会

事務または業務
１　小・中学校に対する放射線等に係る知識の普及に関すること。 ２　小・中学校等への情報の伝達に関すること。 ３　児童・生徒の退避及び避難等、安全確保に関すること。 ４　屋内退避、避難等における学校施設の使用協力に関すること。

第３　郡山地方広域消防組合

事務または業務
１　災害減災対策 （１）　原子力災害に関する知識・技能の普及及び教育に関すること。 （２）　原子力災害対策に必要な資器材等の整備に関すること。 （３）　フォールアウト(放射性降下物)エリアにおける救出・救助活動の訓練に関すること。 ２　災害応急対策 （１）　緊急事態区分・原子力災害情報に関する情報の収集及び伝達に関すること。 （２）　住民等に対する原子力災害の広報に関すること。 （３）　住民等の避難、誘導、屋内退避等の避難対策に関すること。 （４）　被災者に対する救護及び救急・救助活動の実施に関すること。 （５）　消防活動及びその他の応急措置に関すること。 （６）　県の原子力災害医療活動に対する協力に関すること。 （７）　災害時における緊急輸送の実施に関すること。 （８）　市内の防火活動に関すること。

第４　県

機関	事務または業務
県	１　県民に対する原子力防災対策に関する広報及び原子力防災に携わる者の教育訓練に関すること。 ２　緊急時通信連絡網の整備に関すること。 ３　原子力防災対策の実施に必要な諸設備、資機材の整備に関すること。 ４　原子力発電所周辺地域における環境条件の把握に関すること。 ５　事故状況の把握及び連絡に関すること。 ６　緊急時モニタリングに関すること。

機関	事務または業務
県	７　緊急時モニタリング体制の整備・維持に関すること。 ８　市が行う住民等の退避、避難等に対する助言及び支援に関すること。 ９　原子力災害医療活動に関すること。 10　飲食物の摂取制限等に関すること。 11　輸送車両の確保及び必需物資の調達に関すること。 12　汚染物質の除去等に関すること。 13　各種制限措置等の解除決定の調整に関すること。 14　市の原子力防災対策に対する指導及び助言に関すること。 15　防災関係機関との連絡調整に関すること。
福島県教育庁	１　県立学校に対する放射線等に係る知識の普及に関すること。 ２　児童、生徒の安全の確保に関すること。 ３　退避、避難等に係る学校施設の提供に関すること。 ４　県立学校への災害情報の伝達、広報に関すること。
福島県警察本部 田村警察署	１　情報の収集及び関係機関への連絡並びに住民等に対する広報に関すること。 ２　住民避難等の誘導及び屋内退避等の呼びかけに関すること。 ３　立入制限措置に関すること。 ４　災害警備及び交通規制に関すること。 ５　緊急輸送のための交通確保に関すること。 ６　犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持に関すること。

第５　自衛隊

事務または業務
１　災害発生時における人命及び財産保護のための救援活動 ２　空からの緊急時環境放射線モニタリングに対する協力に関すること。 ３　原子力災害医療活動に対する協力に関すること。

第６　指定地方行政機関

機関	事務または業務
東北総合通信局	電気通信の確保及び非常通信の運用監督に関すること。
東北財務局 福島財務事務所	１　地方公共団体に対する資金の融資のあっせんに関すること。 ２　金融機関の緊急措置等の指示に関すること。 ３　災害発生時における国有財産の無償貸与等に関すること。
東北厚生局	１　国立病院における医療、助産、救護の指示調整に関すること。 ２　災害状況の情報収集、通報、関係職員の派遣及び関係機関との連絡調整。
福島労働局	１　労働者の被ばく管理の監督指導に関すること。 ２　労働災害調査、労働者の労災補償に関すること。
東北農政局 東北農政局福島地域センター	１　農作物、家畜等の汚染対策及び除染措置の指導に関すること。 ２　農業関係被害状況の収集及び報告に関すること。 ３　応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること。
関東森林管理局 福島森林管理署	１　林野、林産物の汚染対策に関すること。 ２　国有林野等の被害状況に関する情報の収集及び提供に関すること。
東北経済産業局	１　原子力発電所の災害に関する情報収集及び防災に係る協力に関すること。 ２　工業用水道の応急・復旧対策に関すること。 ３　災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給に関すること。 ４　産業被害状況の把握及び被災事業者への支援に関すること。
関東東北産業保安監督部 東北支部	電気の安全確保に関する指導監督に関すること。
東北地方整備局 郡山国道事務所	１　国道の通行確保に関すること。 ２　道路情報表示による災害情報の提供に関すること。

機関	事務または業務
東北運輸局　福島運輸支局	１　緊急輸送、代替輸送における陸上輸送機関等への指導・連絡調整及び支援に関すること。 ２　交通施設等の被害、公共交通機関の運行（航）状況等に関する情報収集及び伝達に関すること。
東京航空局 福島空港出張所	１　航空機の安全航行に関すること。 ２　原子力発電所上空の飛行規制に関すること。
福島地方気象台	１　気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。 ２　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。 ３　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 ４　地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 ５　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
東北地方環境事務所	原子力発電所の災害に関する情報収集及び防災にかかる協力に関すること。
東北防衛局	１　災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整 ２　災害時における所管財産の使用に関する連絡調整 ３　原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体への連絡
東北管区行政評価局 福島行政監視行政相談センター	１　被災者への生活支援情報の提供に関すること。 ２　専用電話を備えた相談窓口の開設に関すること。 ３　特別行政相談所の開設に関すること。

第７　指定公共機関及び指定地方公共機関

機関	事務または業務
国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構	１　原子力災害医療活動に関すること。 ２　専門機関との連携強化に関すること。 ３　専門家の派遣に関すること。 ４　緊急時モニタリング体制の整備に関すること。 ５　避難の際の住民等に対する避難退域時検査支援に関すること。 ６　住民相談窓口の設置等に関すること。 ７　災害応急対策の技術的支援（検討・助言）に関すること。
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	１　関係機関との連携強化に関すること。 ２　専門家の派遣に関すること。 ３　緊急時モニタリング体制の整備に関すること。 ４　避難の際の住民等に対する避難退域時検査支援に関すること。 ５　住民相談窓口の設置等に関すること。 ６　災害応急対策の技術的支援（検討・助言）に関すること。
NTT 東日本(株)福島支店 NTT ドコモビジネス(株) (株)NTT ドコモ KDDI(株)、ソフトバンク(株)、 楽天モバイル(株)	１　通信の確保に関すること。 ２　災害時優先電話に関すること。 ３　仮設回線の設置に関すること
東日本旅客鉄道(株) 東北本部福島支店	救援物質及び避難者の輸送の協力に関すること。
日本赤十字社 福島県支部	１　災害・被ばく医療調整チーム等の派遣に関すること。 ２　義援金の募集に関すること。
報道機関	１　災害情報及び各種指示の伝達に関すること。 ２　原子力防災に関する知識の普及に関すること。
日本通運(株)郡山支店 福島交通(株)郡山支社 (社)福島県トラック協会県中支部	災害時における緊急輸送の協力に関すること。
(社)田村医師会 田村薬剤師会	１　災害時の医療救護活動に関すること。 ２　安定ヨウ素材の配布に関すること。
田村歯科医師会	災害時の歯科医療救護活動に関すること。

機関	事務または業務
社会福祉法人田村市社会福祉協議会	１　災害時におけるボランティアの受け入れに関すること。 ２　生活福祉資金の貸付に関すること。
東北電力ネットワーク(株) 郡山電力センター	１　電気供給設備の被害調査並びに早期復旧の実施と危険防止措置に関すること。 ２　災害時における危険予防措置等の広報活動に関すること。
東日本高速道路(株) 東北支社郡山管理事務所	１　利用者に対する事故情報及び各種措置の伝達に関すること。 ２　緊急輸送の協力に関すること。 ３　高速道路の通行確保（緊急交通路指定時を含む。）に関すること。

第８　災害協力団体及び防災関係団体

機関	事務または業務
JA 福島さくら	１　米穀及び食料品の供給に関すること。 ２　福祉避難所において使用する福祉用具の供給に関すること。 ３　その他の生活必需物資の供給協力に関すること。 ４　農地等の被害調査及び住家被害認定のための人員派遣に関すること。
社会福祉法人田村福祉会	災害時における要援護者の緊急受入に関すること。
協業組合たむら環境センター	災害時における災害廃棄物処理等の支援に関すること。
福島県石油業協同組合 田村支部	災害時における燃料等(ガソリン等の石油製品)の供給に関すること。
(社)福島県 LP ガス協会 郡山支部田村方部会	災害時における生活必需品物資(LP ガス等)の供給協力に関すること。
県南電気工事協同組合 三春支部・小野支部	緊急を要する公共施設の応急対策業務に関すること。

第９　東京電力ホールディングス株式会社

事務または業務
１　原災法に基づく届出、通報連絡、業務計画の作成等に関すること。
２　原子力施設の防災管理に関すること。
３　従業員等に対する教育、訓練に関すること。
４　関係機関に対する情報の提供に関すること。
５　放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること。
６　緊急時モニタリング活動に対する協力に関すること。
７　原子力災害医療活動に関すること。
８　市、県及び関係機関の実施する防災対策活動に関すること。

第２章　原子力災害事前対策

本章は、廃止措置計画等に基づき廃炉作業が進められる福島第一・福島第二のいずれかまたはその両方が同時に、原子力事故や複合災害等により、再び原災法第 10 条及び第 15 条に該当する事象が発生し、放射性物質及び放射線が異常に放出されるおそれ、またはされた場合に、迅速に対応するための体制の整備と事前対策を中心に定めるものである。

第１節　原子力発電所における予防処置等

第１　原子力事業者の責務

原子力事業者は、福島第一及び福島第二の廃炉作業を進めるにあたり、安全管理に最大限の努力を払い、更なる放射性物質の異常放出により、市民に影響が及ぶことのないように安全を確保するとともに、発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合に備えた体制の整備を図るなど原子力災害の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意をもって必要な措置を講ずるものとする。

また、福島第一及び福島第二に係る業務に従事する者に対しては、原子力防災に関する資質の向上を図るための教育、訓練を積極的に行うとともに、県、市との有機的な連携体制の確立を図り、原子力防災体制の整備に万全を期するものとする。

第２　防災業務計画に関する協議

(1) 市は、原災法第 7 条第 2 項に基づき、事業者が作成、または修正しようとする原子力事業者防災業務計画案について、県から意見聴取を受けた時は、本計画と整合性を保つ等の観点から、庁内において協議し、意見を文書で回答するものとする。

(2) 関係周辺市町村は、次のとおり。

田村市、いわき市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

(3) 事業者の届出の受理等

市は、県に対し、事業者から原災法に基づく次の事項について届出があった場合は、県からその写しを取得し、情報の収集・連絡等に活用するものとする。

ア　原子力防災要員の現況（原災法第 8 条第 4 項）

イ　原子力防災管理者または副原子力防災管理者の選任または解任（原災法第 9 条第 5 項、第 6 項）

ウ　放射線測定設備及び原子力防災活動資機材の現況（原災法第 11 条第 3 項）

第２節　国との連携

第１　原子力防災専門官との連携

市は、定期的な連絡会議の開催や訓練の実施等によって、平時から以下について県及び関係市町村並びに原子力防災専門官(内閣府)と密接な連携を図り、地域防災計画(原子力災害対策編)の作成・修正にあたっては、必要により原子力防災専門官の助言を受けるものとする。

(1) 地域防災計画(原子力災害対策編)の作成・修正
(2) 原子力事業者の防災体制に関する情報の収集及び連絡
(3) 地域ごとの防災訓練の実施
(4) 原子力災害対策センター（オフサイトセンター）の運用及び防災拠点としての活用
(5) 住民等に対する原子力防災に関する情報伝達
(6) 事故時の連絡体制
(7) 防護対策(避難計画の策定を含む。)、広域連携などを含めた緊急時の対応等

第２　県への協力

市は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、緊急時モニタリング訓練の実施、緊急時モニタリングセンターの準備、緊急時モニタリングの実施、他関係機関との連携などの緊急時モニタリングの対応等に協力するものとする。

第３節　情報の収集・連絡体制等の整備

第１　情報の収集・連絡体制の整備

市は、原子力災害の予防と拡大防止に万全を期すため、国、県、関係市町村、原子力事業者その他防災関係機関との間において情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制を整備し、充実を図るものとする。

１　原子力災害時緊急通報連絡体制表等の整備

市は、連絡・指導を行うべき施設や関係機関等を明確にするとともに、通報連絡を、緊急時に迅速、確実に行うため、連絡責任者、連絡先、優先順位、通信手段等の連絡内容を記載した名簿等を整備するものとする。なお、夜間・土日祝日においても対応できる体制となるよう考慮するものとする。

２　機動的な情報収集体制

市は、状況に即応し、機動的な情報収集活動を行うため本部及び局本部に日々の機動モニタリング班（人員２名、車両１台、放射線測定器１台）の要員を指定する。また市内全域を迅速に情報収集する必要が生じた場合は、臨時機動モニタリング班を編成するとともに、国及び県と協力し、防災ヘリコプター及び自衛隊を活用できる体制を確立するものとする。

３　情報の収集・連絡にあたる要員の指定

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図るものとする。

４　非常通信協議会との連携

市は、非常通信協議会（総務省）と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

５　移動通信系の活用体制

市は、関係機関と連携し、防災無線、携帯電話の業務用移動通信、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

第２　原子力災害対策上必要な資料の整備

市は、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような資料を適切に整備し、県を通じて原子力災害対策センター（オフサイトセンター）に適切に備え付けるとともに、常に最新のものに更新するための仕組みを構築しておくものとする。

１　原子力発電所に関する資料

(1) 原子力事業者防災業務計画

(2) 原子力事業所の施設の配置図

２　社会環境に関する情報

(1) 周辺の地図

(2) 重点区域の人口及び世帯数
（要配慮者の概要、観光客等の季節的な人口移動に関する資料を含む。）

(3) 周辺一般道路、高速道路、鉄道、ヘリポート、空港、港湾等交通手段に関する資料
（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、着陸可能機種等の情報を含む。）

(4) 屋内退避施設、指定避難所に関する資料及び避難計画
（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。）

(5) 周辺地域の公共施設、特殊施設（幼稚園、学校、病院、福祉施設等）に関する資料
（位置に関する情報を含む。）

(6) 原子力災害医療施設（原子力災害拠点病院、原子力災害医療協力機関）に関する資料
（位置、対応能力、搬送ルート及び手段等についての情報を含む。）

(7) 原子力災害対策センター（オフサイトセンター）における飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法

３　防護措置の判断に関する資料

(1) 周辺地域の気象・海象資料
（過去３年間における風向・風速、大気安定度の季節及び日変化の情報等）

(2) モニタリングポスト配置図、空間放射線量率測定の候補地点図及び環境試料採取の候補地点図

(3) 平常時環境放射線モニタリング資料
（事故前 10 年間及び過去３～10 年間の統計値等）

(4) 周辺地域の水源地、飲料水供給施設等に関する資料

(5) 農林水産物の生産及び出荷状況

４　防護活動資機材等に関する資料

(1) 資機材の整備・配備状況

(2) 広報車両・避難用車両の緊急時における運用体制

(3) 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の整備・配備状況

５　災害復旧に関する資料

市は、災害復旧に資するため、国と協力して放射性物質の除去に関する資料の収集・整備等を図るものとする。

第３　情報の分析整理

１　人材の育成・確保及び専門家の活用体制

(1) 市は、収集した情報を的確に分析・評価・整理するための情報所等の勤務者に継続的な教育訓練を行い、情報収集に係る人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

(2) 原子力防災業務等に従事する者に対する研修

市は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、原子力防災業務等に従事する者に対し、国、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修、特に以下に掲げる事項について積極的に研修させ、原子力災害対策に係る人材を育成するものとし、併せて研修成果を訓練等の場を活用し、他の職員及び市民に普及させるものとする。

ア　原子力防災体制及び組織に関すること。
イ　原子力施設の概要に関すること。
ウ　原子力災害とその特性に関すること。
エ　放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
オ　緊急時モニタリング実施方法及び機器に関すること。
カ　原子力防災対策上の諸設備に関すること。
キ　緊急時に市、県及び国等が講じる対策の内容
ク　緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。
ケ　原子力災害医療(応急手当を含む。)に関すること。
コ　その他緊急時対応に関すること。

２　原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、原子力防災関連情報の収集・蓄積を図るものとし、それらの情報について行政局及び関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう情報のデータベース化、オンライン化及びネットワーク化に努め、その共有を図るものとする。

第４　通信手段の確保

市は、国及び県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておくものとする。なお、通信手段の整備にあたっては、複合災害の発生を考慮し、自然災害に対する頑健性、多重化の確保に努めるとともに、通信事業者等と事前調整を行い、緊急措置としての移動局等の派遣要請手続き等を整備するものとする。

１　防災行政無線（戸別受信機を含む。）の適切な管理

市は、常に防災行政無線施設を良好な状態に保つとともに、可聴範囲外地域の解消に努めるものとする。

２　専用回線網の活用

(1) 市と県と国、関係市町村との間の専用回線網の活用

市は、県、国及び関係市町村との間の通信体制を充実・強化するために設置された専用回線網の活用に努めるものとする。

(2) 原子力災害対策センター（オフサイトセンター）との間の専用回線網の活用

市は、原子力災害対策センター（オフサイトセンター）との間の通信連絡のために設置された専用回線網等の活用に努めるものとする。

３　通信手段・経路の多様化

市は、国及び県と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。

(1) 機動性のある緊急通信手段の確保

市は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、衛星携帯電話、地域衛星通信ネットワークの可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努めるものとする。

また、さらに非常用通信機器の整備及び防災関係機関への整備促進に努めるものとする。

(2) 災害時優先電話等の活用

市は、NTT 東日本などの電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。また、災害用に配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について職員に習熟するものとする。

(3) 衛星携帯電話、公衆無線 LAN サービスの活用

市は、通信回線の障害や輻輳に備え、衛星携帯電話の整備の促進及び公衆無線 LAN サービスの導入により、通信手段の多重化を図るものとする。

(4) 非常用電源等の整備及び保守点検の実施

市は、庁舎等の停電に備え、非常用電源設備を整備(補充用燃料を含む。)するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と操作方法の習熟はもとより、専門的な知見・技術をもとに災害による被害を受けない場所への設置を図るものとする。

第４節　緊急事態応急体制の整備

市は、再び原子力災害が発生、または発生するおそれがある場合において、市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、平常業務を必要最小限度の市民サービス業務にとどめ、応急災害対策を行うための防災組織体制を整備するものとする。

職員は、常日頃から所属部課及び自己の任務を理解し、原子力災害発生時は躊躇することなく活動できるよう研鑽に励まなければならないものとする。

第１　市の即応体制の保持

原子力災害発生時に、できる限り混乱を回避し、被害を最小限にとどめるため危機管理の観点から平時とは異なった組織体制のもと、迅速な災害応急対策を実施するため災害対策にあたる全職員に対する日頃からの研修･訓練を行い、災害に対応する組織の確立とその機能の強化を図る等により即応体制を保持するものとする。

１　組織体制の整備

発災時の警戒態勢・事故対策のため「災害時職員初動マニュアル」を策定しているが、必要に応じ災害対策活動体制の適時な見直しを行うなど、より実践的な組織体制の整備を図るものとする。

２　動員・連絡体制の整備

夜間、休日等における緊急事態をも考慮した職員の動員及び連絡体制の強化を図るものとする。

第２　本部機能の強化

１　本部の組織

総則編第２章「第２節 防災に関する組織と責務」に準ずる。

２　本部長の責務

(1) 災害初動体制の早期確立を重視して常日頃から職員に対し防災計画を周知徹底するとともに、各部課及び職員個々に任務を明示するものとする。

(2) 職員の災害対応能力の向上施策の実施

ア　職員の研修・訓練計画の策定

本部事務局要員等に対し、各人に割り当てられる任務を遂行できるよう災害対応能力の向上を目的として、研修・訓練計画を策定するものとする。

イ　研修・訓練実施の考え方

(ｱ) 知識や心得の付与を目的とした会議形式の研修のほか、図上演習など、その目的に応じ最も効果的な手法で実施するものとする。また、研修･訓練の実施後は、その効果の測定を行い、内容及び手法の改善を図るものとする。

(ｲ) 人事異動、通常業務の繁忙などを考慮し、計画的に実施するものとする。

(ｳ) 市のみでは対応困難な市民の避難行動等については必要に応じ、自衛隊、消防、警察等防災関係機関と合同の訓練を実施することにより、組織の災害対応能力の向上を図るものとする。

(3) 本部及び局本部の機能の強化

本部事務局及び局本部事務局に、非常時の情報収、伝達、企画立案機能をはじめ、本部の運営に必要な無線、有線等の通信機器、図面等の整備を図り、本部機能の強化を図るものとする。

３　各部課長等の責務

(1) 各部課等の役割を職員に周知徹底するとともに、部課等職員個々に原子力災害発生時における任務を明確かつ具体的に付与するものとする。

(2) 部課等職員に対する教育

各部課長等は、次の事項について、所属職員に対し十分に周知を図るとともに、所管事項に関する原子力災害対策について、それぞれが定めるところにより所属職員に対して教育を行うものとする。

ア　原子力災害等に関する基礎知識

イ　「田村市地域防災計画」の内容と市が実施している原子力災害対策

ウ　原子力災害の発生が予知された場合、または発生した場合に具体的にとるべき行動

エ　職員等が果たすべき役割(職員の動員体制と役割分担)

オ　家庭の原子力災害対策と自主防災組織の育成強化対策

カ　原子力災害対策の課題その他必要な事項

(3) 差出し職員の通知

ア　部長等は、毎年４月１日までに本部事務局及び各部に差出す職員の名簿を市民部長に報告するものとし、差出し要員の異動等に伴う変更については、その都度遅滞なく報告するものとする。

イ　市民部長は、前段の報告を受けた後、速やかに本部組織図を作成し、各部長等に通知するものとする。

(4) 緊急連絡網の整備及び徹底

ア　本部事務局長(市民部長)は、本部事務局緊急連絡網を作成するものとする。

イ　本部員(各部長等)は、各部等の緊急連絡網を作成するものとする。

４　職員の責務

(1) 地域防災計画を熟知するとともに所属部課及び各人の地位・役割を把握し、地震が発生した場合には、速やかに行動できるように努めるものとする。

(2) 自ら積極的に原子力災害に関する基礎知識及び危機管理能力の修得に努めるものとする。

(3) 原子力災害発生時に道路渋滞等及び複合災害時の道路途絶を考慮し出勤のため、予備経路及び予備手段を計画し、事前に確認しておくものとする。

第３　防災関係機関との連携

市を管轄する防災機関及び市に関係する防災関係機関は、防災計画の円滑な実施のため、防災組織の充実を図るものとする。

第５節　緊急事態応急対策等拠点施設等の整備

第１　施設等の維持管理

市は、国、県、関係市町村及び原子力事業者と連携して、それぞれの役割に応じて、原子力災害対策センター（オフサイトセンター）及びその代替施設が、複合災害時や過酷事故においても確実に機能するよう施設、設備、資機材及び資料等について、適切に整備、維持及び管理を行うものとする。

原子力事業者は、あらかじめ原子力事業者防災業務計画において原子力事業所災害対策支援拠点（後方支援拠点）を選定し、原子力災害対策センター（オフサイトセンター）等との確実に連携を図るために必要な機能の整備を行うものとする。

第２　防災知識の普及

市は、国、県、関係市町村及び事業者とともに、原子力災害対策センター（オフサイトセンター）を地域における原子力防災の拠点として、平時から、訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。

第６節　緊急時モニタリング体制の整備

当面の間市は、現行のリアルタイム線量測定システム、モニタリングポスト及びモニタリング班によるモニタリング体制を維持するとともに、福島第一・福島第二の単独、または発電所周辺で大規模自然災害が発生する等により、原災法第 10 条及び第 15 条に該当する事故が発生した場合に迅速に対応できるよう機動モニタリング隊の派遣体制を維持する。なお、広域に渡るモニタリングを機動的に展開するため、国、県、指定行政機関、指定公共機関、原子力事業者等との連携体制を確立するものとする。

第１　モニタリング体制等の整備

１　現行のモニタリング体制

(1) 緊急防護措置を準備する区域(UPZ)

区分	R	M	計	N
都路行政局管内	17	11	28	7
滝根行政局管内	16	2	18	14
大越行政局管内	12	1	13	6
常葉行政局管内	15	5	20	10
本庁	48	6	54	35
計	108	25	133	72

(単位:か所．組)
R：リアルタイム線量測定システム
M：モニタリングポスト
N：モニタリング班
(ＮａＩシンチレーション)

(2) モニタリングの公表

市は、福島第一または福島第二からの再度の放射性物質、または放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点で、月１回のモニタリングを継続するとともに、結果の公表を継続するとともに、その結果を広報誌及びホームページ等で速やかに公表するものとする。

(3) 県が実施する緊急時モニタリング等への協力準備

市は、再度原子力災害が発生した場合に県が実施する緊急時モニタリングの迅速かつ的確な実施に協力するための体制を整備し、維持するものとする。

２　モニタリング設備・機器の活用等

市は、周辺環境への放射性物質、または放射線による影響を把握するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型計測用機器等のモニタリング設備・機器等を整備するとともに、その操作及び管理について習熟するものとする。

(1) 測定器材等保有台数

器材名	市所有	原子力規制庁配備	計
放射線測定器(TCS-172B)	3	23	26
サーベイメーター(TGS-146)	5	10	15

(2) 機材の配分計画

配分先		放射線測定器 (TCS-172B)	サーベイメーター (TGS-146)
本庁及び 各行政局	本庁	20	13
	滝根	1	
	大越	1	
	都路	3	2
	常葉	1	
たむら市民病院・都路診療所		－	

※田村医師会救護班が編成された場合は、救護班に TGS-146 の配分を計画するものとする。
※広範囲に迅速な測定が必要な場合は、各行政局へ増加配分を計画するものとする。

３　モニタリング要員の確保

市は、モニタリングを迅速かつ円滑に実施するために機動モニタリング隊を常時編成するとともに、臨時の機動モニタリング隊の編成を準備する。なお、これらのモニタリング要員に対して、定期的に講習会等を実施してモニタリングに必要な識能を習得させるものとする。なお、市は、初期における迅速な活動体制を確保するため、県の要請を受けた場合には、機動モニタリング隊を派遣できるよう準備するものとする。

４　県、関係機関との協力体制の整備

市は、県の助言や協力によって、校庭、公園、通学路及び集会所等の市民生活に身近な場所のモニタリング体制の整備に努めるものとする。

５　緊急時放射線モニタリング情報伝達ネットワークの整備・維持

市は、県及び国等が整備するモニタリング情報共有システム、環境放射線監視テレメーターシステムの活用に努めるものとする。

第２　専門家の派遣要請手続き

市は、原子力事業者より警戒事象、または特定事象発生の通報を受けた場合、必要に応じ国に対し事態の把握及び災害応急対策の助言等のために専門的知識を有する職員の派遣の要請をするものとする。

第７節　住民等への的確な情報伝達体制の整備

第１　情報伝達体制及び設備の整備

市は、国及び県並びに防災関係機関と協力し、新たな原子力災害が発生若しくは発生するおそれがある場合、または原子力発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合において、住民等に対して、被災者の危険回避のための警戒事象、または特定事象発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた具体的な内容情報を含め分かりやすく迅速に伝達するため、必要な情報伝達体制及び設備を整備するものとする。

１　多様な広報媒体の整備及び活用

市は、情報の伝達にあたっては、国、県、防災関係機関及び自主防災組織等と協力し、総合情報通信ネットワーク、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、広報車両等の広報施設及び機器等の整備やホームページ、SNS、防災アプリ等の活用を図るものとする。

２　市民への対応体制の整備

市は、地震や津波等との複合災害においても的確な情報を常に伝達できるよう、伝達方法、提供すべき情報の内容（フェーズに応じた広報文の事前作成）及び実施者、市民からの問合せへの対応要領について、あらかじめ定める等、必要な体制を整備するものとする。

３　要配慮者等への広報体制の整備

市は、国、県、防災関係機関及び自主防災組織等と協力し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、各行政区長（以下「区長」という。）、民生委員・児童委員、消防団、社会福祉施設、国際交流協会、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要介護者、障がい者及び難病患者等の避難行動要支援者並びに外国人、高齢者、乳幼児、妊産婦及び一時滞在者等の要配慮者について平時から情報伝達体制及び設備等の整備に努めるものとする。

４　住民相談窓口の整備

市は、国、県と連携し、住民等からの問合せに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

５　広報実施マニュアル等の整備

市は、国及び県と連携し、警戒事象通報後から住民等に提供すべき情報の項目を災害対応のフェーズや場所等に応じて具体的に分かりやすく整理し、広報実施マニュアル等を作成するものとする。なお、住民等に対して必要な情報が確実に伝達されるよう、情報伝達の際の役割分担等の明確化に努めるものとする。

第２　地域コミュニティによる共助意識の醸成

市は、災害時における情報伝達及び避難誘導に関し、地域コミュニティの果たす役割に鑑み、区長、民生委員・児童委員、消防団及び地域の自主防災組織等と協力し、地域における共助意識の醸成に努めるものとする。

第８節　避難収容活動体制の整備

市は、放射性物質及び放射線から生命、身体を防護するため、国より避難指示または屋内退避等の指示を受けた場合、または市長が、原災法第 10 条の特定事象が発生し、市民の生命、身体を保護する必要があると判断した場合に円滑かつ迅速に避難できる体制を整備するものとする。なお、避難体制については、地震災害対策編第１章「第１１節 避難体制の整備」に準ずるほか、以下のとおりとする。

第１　避難の区分

避難は、その実施状況等により、以下の２つの類型に分類される。

区分	防護措置内容
避難(evacuation)	空間放射線量率等が高い地点から速やかに離れるため緊急で実施する防護措置
一時移転(temporary relocation)	緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する防護措置

第２　避難等の発令基準及び伝達

１　発令基準

区分	発令要件
屋内退避	１　原子力緊急事態が宣言され、国より屋内退避を指示された場合 ２　市長が、市民の生命、身体を保護する上で必要と認めた場合
高齢者等避難	予防的防護措置を準備する区域(PAZ)の住民等が避難を開始した場合で、市長が、避難行動要支援者を保護する上で必要と認めた場合
避難指示	１　原子力緊急事態が宣言され、国より避難を指示された場合 ２　500μSv/h 以上が観測された場合 ３　市長が、市民の生命、身体を保護する上で必要と認めた場合

２　避難等の伝達担当及び方法

一般災害対策編第１章第１０節第５「３ 避難指示等の伝達担当及び方法」に準ずる。

第３　避難計画の作成等

１　避難計画作成にあたっての留意事項

(1) 原子力災害対策指針に基づき、迅速な避難を行うための方位別予測フォールアウト・エリア毎の避難計画をあらかじめ作成し、発災時の風向き及び気象現象等から避難対象区域が判明次第、直ちに計画を発動できる体制を整備するものとする。

(2) 原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難や防災措置の実施基準となる OIL(運用上の介入レベル)に応じた防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、避難計画を策定するものとする。
(3) 避難先からの更なる避難を避けるため、県で策定した「福島県原子力災害広域避難計画」の定めによる。
(4) 避難行動要支援者の避難計画の作成にあたっては、一般災害対策編第１章「第１７節 要配慮者支援対策」に準ずる。
(5) 避難対象区域の決定にあたっては、地域コミュニティの維持に着目し、同一行政区の市民の避難先は同一地域に確保するよう努めるものとする。
(6) UPZ における避難計画の作成においては、OIL の区分に応じた避難方法(避難か一時移転か)の選択手続き及びそれぞれの避難方法に基づく具体的な実施措置内容について整備するものとする。

２　避難対象区域(方位別予測フォールアウト・エリア)毎の避難計画の作成

(1) 緊急防護措置を準備する区域内(UPZ)は、発災時の風向き及び気象現象等により、全域避難、または避難を必要とする区域と避難を必要としない屋内退避区域等に区分されるため、福島第一、福島第二別にそれぞれの発電所を中心として 16 方位の予測フォールアウト・エリア毎に避難計画を作成するものとする。なお、予防的防護措置を準備する区域(PAZ:概ね５㎞圏内)の住民避難が先行して行われるため、その円滑な避難が実施できるよう配慮するものとする。
(2) 避難計画の策定にあたっては、下記事項に留意するものとする。
ア　避難等に関する指標
イ　避難対象地区、対象人口及び責任者
ウ　避難を開始する時期
エ　避難先
指定避難所若しくはコンクリート建物の名称、所在地
オ　避難の実施要領
(ｱ) 避難等の指示の伝達方法
(ｲ) 一時集合場所の名称、所在地、対象地区、対象人口、責任者、移動経路及び誘導方法
(ｳ) 他市町村への避難の方法については、(ｲ)において集合後、「田村市原子力災害広域避難マップ」によるものとする。
(ｴ) 住民輸送に関する事項
a　輸送車両の数、配車の要領
b　輸送の経路
c　道路の使用統制
カ　避難状況の確認体制
キ　指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
(ｱ) 給水措置

(ｲ) 給食措置
(ｳ) 毛布、寝具等の支給
(ｴ) 生活必需品の支給
(ｵ) 負傷者に対する応急救護
(ｶ) 家庭動物との同行避難のためのケージ等の支援

ク　指定避難所の管理に関する事項
(ｱ) 避難所の管理・運営責任者及び運営方法
(ｲ) 避難受入中の秩序保持
(ｳ) 避難者に対する災害情報の伝達
(ｴ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
(ｵ) 避難者に対する各種相談業務

ケ　要配慮者に対する救護措置に関する事項
(ｱ) 情報の伝達方法
(ｲ) 避難及び避難誘導
(ｳ) 避難所における配慮等
(ｴ) 社会福祉施設事業者の活用等

コ　避難の心得、その他防災知識の普及啓発に関する事項
(ｱ) 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
(ｲ) 標識、誘導標識等の設置
(ｳ) 住民に対する巡回指導
(ｴ) 防災訓練の実施や防災マップの作成・配布

３　各機関等の避難誘導計画の作成

(1) 学校施設等における避難計画

ア　市は、学校等の管理者に対し、原子力災害が発生若しくは発生するおそれのある場合を想定し、学校等の職員の緊急連絡体制及び初動体制を整備するよう指導、助言に努めるものとする。

イ　市は、学校等の管理者に対し、新たな原子力災害が発生した場合に園児、児童、生徒及び学生(以下「児童・生徒等」という。)を混乱なく、安全を確保し、生徒等が適切に行動できるように、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、保護者への引渡し要領等についての避難計画を具体的に作成するとともに、生徒等の避難を組み入れた訓練を実施するよう要請するものとする。

ウ　避難計画の作成にあたっては、学校等が立地する地域の特性を考慮した上で、生徒等の安全確保と円滑な保護者等への引渡しを重視し、次の事項に留意して、実態に即した適切な避難対策を立てるものとする。
(ｱ) 避難実施責任者
(ｲ) 避難の優先順位
(ｳ) 避難誘導責任者及び補助者
(ｴ) 避難誘導の要領及び措置

(ｵ) 避難場所、経路、時期及びその指示伝達方法
(ｶ) 避難場所の選定、受入施設の確保並びに教育、保健、衛生及び給食の実施方法
(ｷ) 避難者の確認方法
(ｸ) 児童・生徒等の保護者等への引渡方法及び保護者と連絡が取れない場合の措置
(ｹ) 通学時に災害が発生した場合の避難方法

(2) 病院・社会福祉施設等における避難計画

病院・社会福祉施設等の施設管理者は、県及び市と連携し、新たな原子力災害が発生した場合に患者を他の医療機関、または安全な場所へ集団的に避難させることを想定し、県が作成した「医療機関・社会福祉施設等原子力災害避難計画策定ガイドライン」を参考として、以下の事項に留意し、避難計画を作成するものとする。

ア　避難実施責任者
イ　避難の順位（患者・入所者の状態に応じた搬送要領）
ウ　避難誘導責任者及び補助者
エ　避難の指示伝達方法
オ　患者等の避難に必要な資機材の確保（特殊車両等の確保）
カ　避難時における搬送や医療維持の方法等
キ　避難者の把握方法
ク　入院患者及び入所者の家族等への連絡方法
ケ　被災時における施設内の衛生の確保
コ　外来者の避難誘導及び周知の方法

(3) 不特定多数の者が利用する施設の避難計画

駅等の不特定多数の人間が出入りする施設においては、施設の特性を考慮し、多数の避難者の集中や混乱防止に配慮するとともに、災害に関する情報及び指示の伝達の方法並びに避難場所、経路、時期及び誘導等について定めておくものとする。

第４　避難所等の整備

避難所等の整備については次のとおりとするほか、一般災害対策編第１章「第１０節 避難体制の整備」に準ずる。

１　避難所、コンクリート屋内退避所の整備

(1) 市は、市内のコンクリート製建物について調査を行い、コンクリート屋内退避施設を指定するものとする。また、福祉避難所についても同様に、コンクリート屋内退避施設を指定するものとする。

(2) 市は、あらかじめ施設管理者の同意を得て避難所及びコンクリート屋内退避所として指定した施設について、必要に応じ、原子力災害に備えた機能や、衛生管理等避難・退避生活に係る環境を良好に保つための設備の整備に努めるとともにその耐震化を図るものとする。また、男女の違いや、避難行動要支援者のニーズについて配慮するものとする。なお、市は、避難や避難退域時検査等の場所として指定された建物について

は、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

２　「田村市原子力災害広域避難計画」に基づく避難所等の指定

広域避難計画に基づく避難所については、避難先市町村において指定するものとする。

第５　要配慮者等の避難にかかる取組

１　要配慮者等の避難・屋内退避

市は、市全域が緊急防護措置準備区域(UPZ)にあたることから、要配慮者及び一時滞在者の避難・屋内退避については、一般災害対策編第１章「第１７節 要配慮者支援対策」に準ずる。

２　避難体制の整備

市は、県と連携し、避難所・屋内退避所における要配慮者の健康状態の把握及びケアが適切に行われるよう、受入可能市町村、防災関係機関及び福祉関係団体等と協力し、福祉避難所の確保を含め、避難体制を整備するものとする。

３　施設管理者による避難計画の策定

市は、幼稚園、保育所、病院、社会福祉施設の管理者に対し、自力避難の困難な避難行動要支援者の避難誘導方法、区長、民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織、近隣住民等の協力体制、保護者への安否の連絡等に配慮した避難計画の整備について要請するものとする。

第６　避難に係る諸整備

１　住民等の避難状況等の確認体制の整備

市は、避難・退避のための立ち退き指示等を行った場合において、住民等の避難・退避状況を的確に把握するため、田村警察署、田村消防署、消防団等防災関係機関とあらかじめ必要な体制について計画するものとする。

２　警戒区域を設定する場合の計画の策定

市は、警戒区域を設定する場合、警戒区域設定にともなう広報、立入規制及び一時立入等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等を確保するものとする。

３　避難・屋内退避の住民等への事前周知

(1) 市は、再度の原子力災害発生後の経過に応じて、住民等へ提供すべき情報の種別、周知方法及び問合せ先について、広報するものとする。

(2) 市は、避難、屋内退避の方法、避難経路(自家用車の利用、緊急避難に伴う交通規制等を含む。)、避難所及び集合場所、屋内退避所及び避難退域時検査（国からの指示に基づき、避難や一時移転を行う住民等に対し、除染を実施すべき基準以下であるか否か

を確認する検査。以下同じ。）等の場所について、日頃から広報誌等により住民等への周知徹底を図るものとする。

(3) 市は、国、県及び原子力事業者の協力のもと、警戒事象及び特定事象発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。また、住民等に対し、具体的な避難指示の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行うものとする。

(4) 受入可能行政局は、避難者を受け入れる際、行政局管内の住民等への広報内容について、あらかじめ整理するものとする。

４　物資の備蓄に係る整備

物資の備蓄については一般災害対策編第１章第１２節第２「１　市が実施すべき事項」に準ずる。

第９節　飲食物の摂取制限及び出荷制限

第１　飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制整備

市は、国及び県と協議し、飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制をあらかじめ定めておくものとする。

第２　飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保

市は、飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくものとする。

第３　フォールアウトからの内部被ばく防止体制の維持

１　学校給食用物資放射性物質測定（毎日）

(1) 学校給食センター及び保育所等給食用物資放射性物質測定

食品衛生法の規定に基づく食品中の放射性物質の規制値（平成 24 年 4 月 1 日施行）

放射性セシウム（セシウム-134 とセシウム-137 の合計）

ア　飲料水　　10 ﾍﾞｸﾚﾙ/kg

イ　牛乳・乳幼児食品　　50 ﾍﾞｸﾚﾙ/kg

ウ　一般食品　　100 ﾍﾞｸﾚﾙ/kg

第１０節　緊急輸送活動体制の整備

第１　専門家の移送体制の協力

市は、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力(最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等)について県があらかじめ定める場合には、これに協力するものとする。

第２　緊急輸送路の確保体制等の整備

(1) 市は、市の管理する道路情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努めるものとする。
(2) 市は、国及び県と協力し、複合災害時における緊急輸送活動を円滑に行うため、道路施設の耐震性の確保に努めるほか、必要な資機材の備蓄など緊急輸送活動体制の整備に努めるものとする。
(3) 市は、保有する車両の数量等に基づき、緊急時の配車特に避難者の輸送に使用する車両や要員の配置についてあらかじめ避難計画に定めておくものとする。

第１１節　消防活動体制及び原子力災害医療体制等の整備

第１　救助・救急活動用資機材等の整備

市は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協力し、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、救助工作車、救急自動車、バス、広報車等の整備に努めるものとする。

第２　救助・救急機能の強化

市は、県と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、講習会、防災訓練等をとおして職員の放射性物質等からの防護に関する知識及び救急・救助にかかる識能の向上を図る等により、原子力災害時における救助・救急機能の強化を図るとともに、放射線防護に係る技術的事項及び安定ヨウ素剤の服用の方法等について定めておくものとする。

第３　原子力災害医療体制の整備

(1) 市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力するものとし、田村医師会と連携し体制の整備を図るものとする。
(2) 放射物質等による体内被ばく防護にかかる市民の健康管理業務を行うため、市は、内部被ばく線量を測定する施設を設け、運営するものとする。

第４　消火活動用資機材等の整備

市は、平時から県、原子力事業者等との連携を図り、原子力施設及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備を行うものとする。

第５　緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のための資機材等の整備

(1) 市は、国、県、指定公共機関、指定地方公共機関と協力し、応急対策を行う緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。
(2) 市は、応急対策を行う緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のため、平時から、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第６　物資の備蓄、調達、供給活動

(1) 市は、国、県及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄･調達･輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。また、備蓄を行うにあたって、大規模な地震が発生

した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄または避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。

(2) 市は、国、県と連携のうえ、整備拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備するもととする。

第１２節　業務継続計画の策定

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退き指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定等を行うものとする。

第１３節　原子力防災に関する知識の普及・啓発

市は、国、県及び原子力事業者と協力して福島第一の事故により形成されたフォールアウトによる被ばく防止及び福島第一、福島第二において事故が発生した場合、混乱と動揺を抑え、市民が適切に行動できるよう広報活動及び防災訓練を実施するとともに、災害時にとるべき行動や情報収集の方法、放射性物質の特性など、原子力防災に関する知識の継続的な普及啓発を行うものとする。

特に、安定ヨウ素剤の服用にあたっては、指針を踏まえ、誤った服用による副作用の発生頻度を低減させるため、住民等を対象に服用対象者等についての情報を平時から提供しておくものとする。

第１　市民に対する普及啓発項目

(1) 放射線及び放射性物質の特性に関すること。
(2) 福島第一、福島第二の状況に関すること。
(3) 原子力災害とその特殊性に関すること。
(4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
(5) 原子力災害時に市等が講じる対策に関すること。
(6) 原子力災害時おける情報、指示等の伝達方法に関すること。
(7) 要配慮者への支援に関すること。
(8) 避難に関すること。（避難経路・コンクリート屋内退避施設、指定避難所、集合場所、避難退域時検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリング、避難手段）
(9) 原子力災害時にとるべき行動、留意事項及び問合せ先に関すること。
(10) 避難所での運営管理、行動等に関すること。
(11) 安定ヨウ素剤の服用に関すること。
(12) 指定避難所以外に避難した場合にとるべき行動に関すること。
(13) その他必要と認める事項

第２　学校等における普及啓発

教育委員会は、市立小中学校長等に対し、教職員及び生徒等が原子力災害に関する基礎的、基本的事項を理解し、災害時において適切な行動ができるように、原子力防災に関する教育の充実に努めるよう指導するものとする。

第３　要配慮者への配慮

防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。

第４　災害教訓の伝承

市は、県及び国と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

第５　国際的な情報発信

災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、市は県及び国と連携し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場やホームページ等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努めるものとする。

第６　緊急事態応急対策に従事する者に対する教育

市は、緊急事態応急対策の円滑な実施を図るため、緊急事態応急対策に従事する者に対して、国等が実施する研修を積極的に活用するとともに、国等と連携して次に掲げる教育を実施するものとする。

また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、研修内容の充実を図るものとする。

(1) 原子力防災体制及び組織に関すること。
(2) 原子力施設の概要に関すること。
(3) 原子力災害とその特性に関すること。
(4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
(5) モニタリングの実施方法及び機器並びにモニタリングにおける気象情報の活用に関すること。
(6) 原子力防災対策上の諸設備に関すること。
(7) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容。
(8) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。
(9) 原子力災害医療活動（応急手当を含む）に関すること。
(10) その他緊急時対応に関すること。

第１４節　防災訓練等の実施

第１　訓練計画の策定

(1) 市は、国、県、原子力事業者等関係機関の支援のもと、次に掲げる要素ごとまたは各要素を組み合わせた訓練の実施計画を企画立案するものとする。

ア　本部等の設置運営訓練
イ　オフサイトセンターへの参集、立ち上げ、運営訓練
ウ　緊急時通信連絡訓練
エ　緊急時モニタリング訓練
オ　気象予測及び大気中拡散予測の活動訓練
カ　原子力災害医療訓練
キ　周辺住民に対する情報伝達訓練
ク　周辺住民避難訓練
ケ　消防活動訓練・人命救助活動訓練

(2) 市は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第 13 条に基づき行う総合的な防災訓練に、市が含まれる場合には、市は、住民避難及び住民に対する情報提供等市が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参加するものとする。

第２　訓練の実施

１　要素別訓練等の実施

市は、訓練の実施計画に基づき、国、県、原子力事業者等関係機関と連携し、防災活動の要素ごとまたは各要素を組み合わせた訓練を定期的に実施するものとする。

２　総合的な防災訓練の実施

市は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第 13 条に基づき行う総合的な防災訓練の実施計画に基づいて必要に応じ住民の協力を得て、国、県、原子力事業者等と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。

第３　実践的な訓練の実施と事後評価

市は、訓練を実施するにあたり、原子力規制委員会、事業者の協力を受けて作成した、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前シナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。

市は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改定に活用する等原子力防災対策の改善に取り組むものとする。

市は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。

第１５節　核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬中の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、市及び県は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

第３章　原子力災害応急対策

本章は、廃止措置計画等に基づき廃炉作業が進められる福島第一及び福島第二において、原災法第 10 条または第 15 条に該当する事象が発生し、放射性物質または放射線が異常な水準で放出されるおそれのある、または放出された場合並びに放射性物質の事業所外運搬中において輸送容器外へ異常な水準で放射性物質及び放射線が放出されるおそれのある、または放出された事態が発生した場合に、迅速に対応するための体制の整備と事前対策を中心に定めるものである。ただし、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第１節　活動体制の早期確立

第１　配備体制

(1) 市の配備体制

福島第一及び福島第二において警戒事象または特定事象が発生したときは、次の体制をもって対処するものとする。

動員の配備基準

＜原子力立地市町村の震度により参集＞
福島第一原発：大熊町・双葉町／福島第二原発：楢葉町・富岡町

配備体制		配備基準	発令権者
１号配備 （注意体制）	情報所 本体制	【情報収集事態】 ○震度５弱又は震度５強の地震発生 ○原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれがある核物質防護情報等が通知された場合 【警戒事態 AL1】 警戒事態と認める自然災害 ○県内で震度６弱以上の地震が発生 ○県内で大津波警報が発令されたとき。 【警戒事態 AL2】 原子力規制委員会が判断する警戒事態 ○原子力施設の重要な故障等が発生した場合 【警戒事態 AL2】 原子力規制委員会が判断する警戒事態 ○原子力施設の重要な故障等が発生した場合	情報所長 （生活安全課長）

配備体制		配備基準	発令権者
２号配備 （警戒体制）	警戒本部	【施設敷地緊急事態 SE】 ○原災法第10条に定める特定事象の発生を覚知または通報があったとき。 ○発電所周辺の環境放射線モニタリングが ５μSv/h を超えるとき。 ○特定事象の発生を覚知または通報があったとき。 ○国、県が事故警戒本部を設置したとき。	警戒本部長 （市民部長）
３号配備 （非常体制）	災害対策本部	【施設敷地緊急事態 SE】 ○原災法第10条に定める特定事象の拡大のおそれがある場合 【全面緊急事態 GE】 ○原災法第15条に定める原子力緊急事態宣言発令の基準に達したとき。 ○国、県が事故災害対策本部を設置したとき。 ○その他市長が必要と認めたとき。	災害対策本部長 （市長）

※原災法第 10 条事象【施設敷地緊急事態】

原子炉冷却材の漏洩、全ての交流電源喪失（５分以上継続）、原子炉停止中に全ての原子炉冷却機能喪失　等

※原災法第 15 条事象【全面緊急事態】

原子炉冷却材の漏洩、非常停止の必要時に全ての原子炉停止機能喪失（５分以上継続）、敷地境界の空間放射線量率が５μSv/h（10 分以上継続）　等

(2) 配備体制の解除

ア　各発令権者は、市の地域において災害が発生する危険が解消したと認めたとき、または災害応急対策が完了したと認めたときは、活動体制を解除するものとする。

イ　原子力緊急事態解除宣言がなされた場合。

第２　初動における情報収集体制

警戒事象または特定事象にかかわらず警戒事象未満の情報を入手した場合においても、以下の要領で情報収集体制を早期に確立し、情報収集活動を行うものとする。

１　勤務時間内の場合

(1) 活動体制のフロー

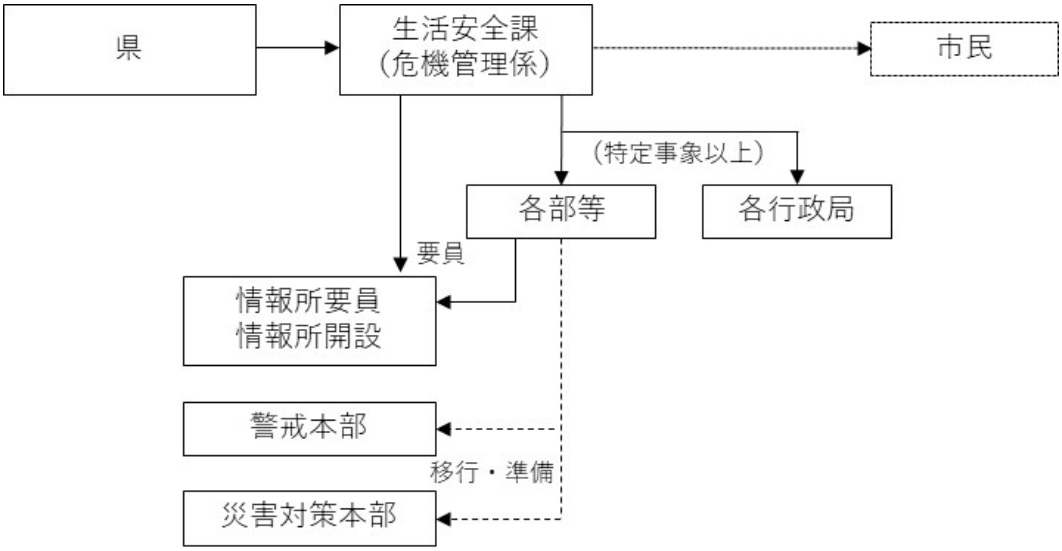

(2) 情報所長(生活安全課長)

ア　警戒事象未満の事象の情報を入手した場合における情報所開設の要否については、情報所長の判断によるものとする。なお、入手した情報については指揮系統を通じて市長へ報告するとともに、各部長等に通報するものとする。

イ　警戒事象以上の情報を入手した場合は情報所を開設し、情報収集に努めるとともに、職員に事象を周知し、各々の役割に基づき迅速に行動しえるよう準備させるものとする。また、特定事象以上の場合は、住民等に対し広報するものとする。

(3) 情報所に従事する職員

本属上司にその旨を報告するとともに、情報所に参集し分掌事務を行うものとする。

(4) その他の職員

本属上司の指示を受け行動し、終業時間となっても上司の指示があるまで退庁しないものとする。

２　勤務時間外の場合

(1) 活動体制のフロー

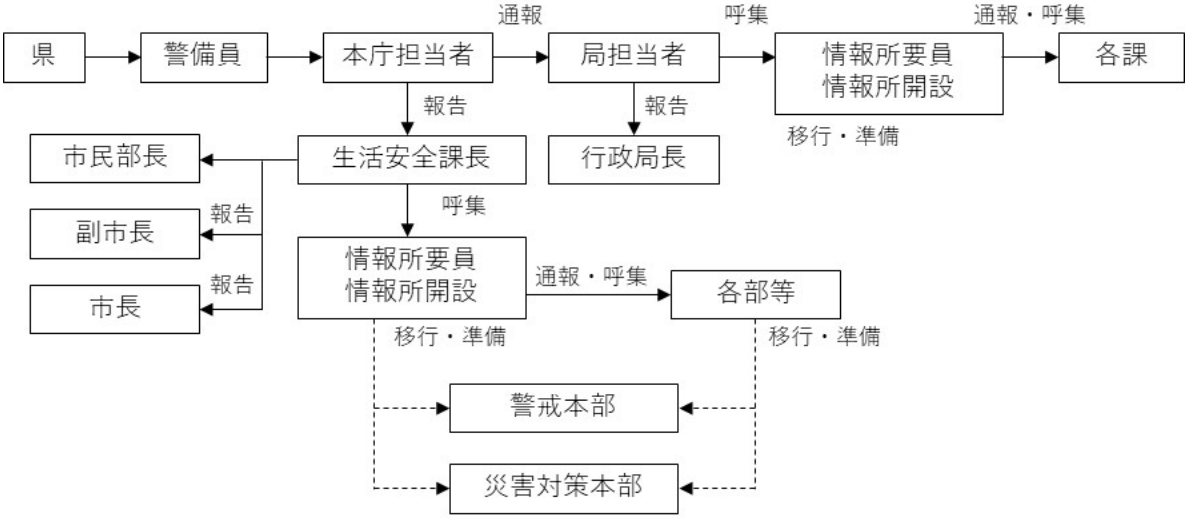

(2) 本庁及び行政局担当者

ア　本庁担当者

(ｱ) 警戒事象未満の情報であっても速やかに生活安全課長に報告するとともに、情報収集に関し、生活安全課長の指示を受けるものとする。なお、入手した情報が警戒事象以上である場合は、情報所が設置されるまでの間、覚知または通報された事案に関する情報の収集に努めるものとする。

(ｲ) 入手した情報について各行政局担当者に通報するものとする。

(ｳ) 情報所が開設されたのちは、収集した情報を情報所等に引き継ぎ職務に復帰するものとする。

イ　行政局担当者

行政局長に報告するとともに、情報所が設置されるまでの間、覚知または通報された事案に関する情報の収集に努めるものとする。

(3) 情報所長(生活安全課長)

ア　警戒事象未満の事象の情報を入手した場合における情報所開設の要否については、生活安全課長の判断によるものとする。なお、担当者には情報の継続的な入手を指示し、入手した情報を指揮系統を通じて市長へ報告するとともに、各部長等に通報するものとする。

イ　警戒事象以上の情報を入手した場合は情報所を開設し、情報収集に努めるとともに、上位体制に従事する職員に事象を周知し、各々の役割に基づき迅速に行動できるよう準備させるものとする。また、特定事象以上の場合は、住民等に対し広報するものとする。

(4) 災害対策等に従事する職員

警戒事象等の覚知または非常呼集を受領した場合は、指定された場所に速やかに参集し、各々の対応組織の活動体制を確立するものとする。

(5) その他の職員

努めて連絡を取れる態勢を維持するものとする。

３　災害対策幹部職員の体制

災害対策を実施するにあたり、直接指揮にあたる対応組織災害対策幹部職員(各部班長等)は、直ちに登庁し、情報収集等初期災害対策を指揮するものとする。

なお、体制については一般災害対策編第２章第１節「第４　災害対策本部」の定めによるものとする。

第３　発動基準に基づく活動体制の確立

資料編 02「災害時職員初動マニュアル」に準ずる。

資料編：02 災害時職員初動マニュアル「３－１　動員計画」

第４　平常業務の取り扱い

１　平常業務の最小化

大規模な災害等が発生し、全市をあげて災害対応が必要とされる場合には、平常業務は必要最小限に止めるものとする。ただし、状況に応じて各部長等または各行政局長が可能と認める場合は、平常業務の再開に努めるものとする。

２　各部・行政局の市民サービス業務

各部長及び各局長は、災害発生時において極力必要な市民サービス業務の維持に努めるものとする。

第５　本部の設置または廃止の連絡

一般災害対策編第２章第１節第２　１「(3)本部の設置又は廃止の連絡」に準ずる。

第２節　災害警戒本部及び災害対策本部

災害警戒本部及び災害対策本部の編成、組織及び分掌事務等災害応急対策に必要な組織並びに編成は、次のとおりとする。

第１　組織編成

１　災害警戒本部の組織編成

一般災害対策編第２章第１節第３「２　災害警戒本部の組織編成」に準ずる。

２　災害対策本部の組織編成

一般災害対策編第２章第１節第４「２　災害対策本部の組織編成」に準ずる。

第２　事務分掌

１　災害警戒本部の事務分掌

一般災害対策編第２章第１節第３「３　災害警戒本部の事務分掌」に準ずる。

２　災害対策本部の事務分掌

一般災害対策編第２章第１節第４「３　災害対策本部の事務分掌」に準ずる。

第３節　職員の動員配備

第１　動員基準

１　職員の配備区分

一般災害対策編第２章第２節第１「１　職員の配備区分」に準ずる。

第２　職員のとるべき行動

１　勤務時間内の場合

(1) 職員は、第３章第１節「第１　配備体制」の配備基準に該当する事象等を入手したときは、直ちに防災行政無線（戸別受信機を含む。）及びテレビ・ラジオからの情報を収集するとともに、各々の役割に基づき迅速に行動できるよう、準備するものとする。

ア　各体制の対応組織に従事する職員

本属上司にその旨を報告し、各活動体制の部長等の指揮に入り、業務を遂行するものとする。

イ　その他の職員

本属上司の指示を受け行動し、終業時間となっても上司の指示があるまで退庁しないものとする。

２　勤務時間外の場合

(1) 警備員

ア　警備員は、第３章第１節「第１　配備体制」の配備基準に該当する事象等を入手したときは、定められた手順により報告するとともに、対応組織が設置されるまでの間、相互に連携し、原子力発電所の状況に関する情報の収集に努めるものとする。

イ　各体制の施設が開設された後は、収集した情報を情報所等に引き継ぎ、職務に復帰するものとする。

(2) 各体制の対応組織に従事する職員

自動的に万難を排して指定された場所に速やかに参集し、各々の対応組織の長の掌握下に入るとともに被害情報の収集、応急対策を実施するものとする。

(3) その他の職員

第３章第１節「第１　配備体制」の配備基準に該当する事象等を覚知したときは、努めて連絡を取れる態勢を維持するものとする。

(4) 災害対策幹部職員の体制

災害対策を実施するにあたり、直接指揮にあたる各活動体制の対応組織の幹部職員（各部班長等）は、直ちに登庁し被害状況の収集等初期災害対策を指揮するものとする。

３　動員数の確認

(1) 参集職員の届出

動員を受けた者は、速やかに招集地へ参集し、口頭等で所属班長等に到着した旨を届け出るものとする。病気その他やむを得ない理由により招集に応じられないときは、その旨をしかるべき方法により所属班長等を通じて本部長に届け出るものとする。

(2) 動員状況の報告

事務局長及び各部長等は、招集が完了したときは、各部長は、所属職員総数、動員職員数、登庁人員数及び登庁不可能員数を班別に本部事務局（統括・企画班）へ報告することとし、報告を受けた本部事務局（統括・企画班）は、これを動員記録簿に記録するものとする。なお、動員記録簿の様式は、本部事務局（統括・企画班）が別に定めるものとする。

第４節　事故状況の把握及び連絡

市は、福島第一及び福島第二において情報収集事態以上または発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合において、防災関係機関が応急対策活動を実施するため、迅速かつ的確に情報活動を行うものとする。

第１　警戒事態が発生した場合

原子力発電所（以下、本章中において「発電所」という。）において、原災法第 10 条に基づく特定事象には至っていないものの、その可能性がある事故・故障又はそれに準じる事故・故障等が発生した場合には警戒事態として、防災関係機関相互において、「通報連絡系統図（別図１）」により通報連絡を行うものとされている。

(1) 市は、原子力規制委員会若しくは原子力事業者から通報・連絡を受けた場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。

第２　施設敷地緊急事態が発生した場合

発電所において、原災法第 10 条に基づく特定事象が発生した場合には、防災関係機関相互において、「通報連絡系統図（別図１）」により通報連絡を行うものとする。

(1) 市は、発電所からの特定事象発生等の通報又は国〔原子力規制委員会、原子力防災専門官〕及び県からの連絡等を受けた場合、直ちに、市内の関係機関等に連絡を行うものとする。

(2) 市は、国〔原子力規制委員会、原子力防災専門官〕、県、防災関係機関との間において、発電所から通報を受けた事項、各々が行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

第３　全面緊急事態が発生した場合

発電所において、発生した特定事象が原災法第 15 条の規定に該当した場合には、防災関係機関相互において、「通報連絡系統図（別図１）」により通報連絡を行うものとする。

市は、発電所からの特定事象が原災法第 15 条に該当した場合の報告、国〔原子力災害対策本部〕からの緊急事態応急対策に関する事項の指示等及び県からの連絡を受けた場合、直ちに市内の関係機関等に連絡を行うものとする。

第４　情報活動

情報活動にあたっては、屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要な情報の迅速な収集に努めるものとする。

１　情報資料の収集

「発生した特定事象等、どのような状態か、今後どう変化するのか、」を重視し、各種手段を併用して必要な情報資料の獲得に努めるものとする。

２　情報資料の分類・整理

一般災害対策編第２章第３節第１「２　情報資料の分類・整理」に準ずる。

３　情報資料の分析

(1) 本部事務局（情報・広報・渉外班）は、特定事象が地域・市民へ及ぼす影響度を明らかにするものとする。

(2) 本部事務局（情報・広報・渉外班）は、分析した情報を本部会議で報告するとともに速やかに県に速報として報告するものとする。

(3) 各部等情報連絡員は、各部局及び各班に報告するものとする。

４　情報の使用

本部長の対応方針特に屋内退避、避難指示等の意志決定に活用するものとする。

通報連絡系統図（情報収集事態・警戒事象及び特定事象が発生した場合）（別図１）

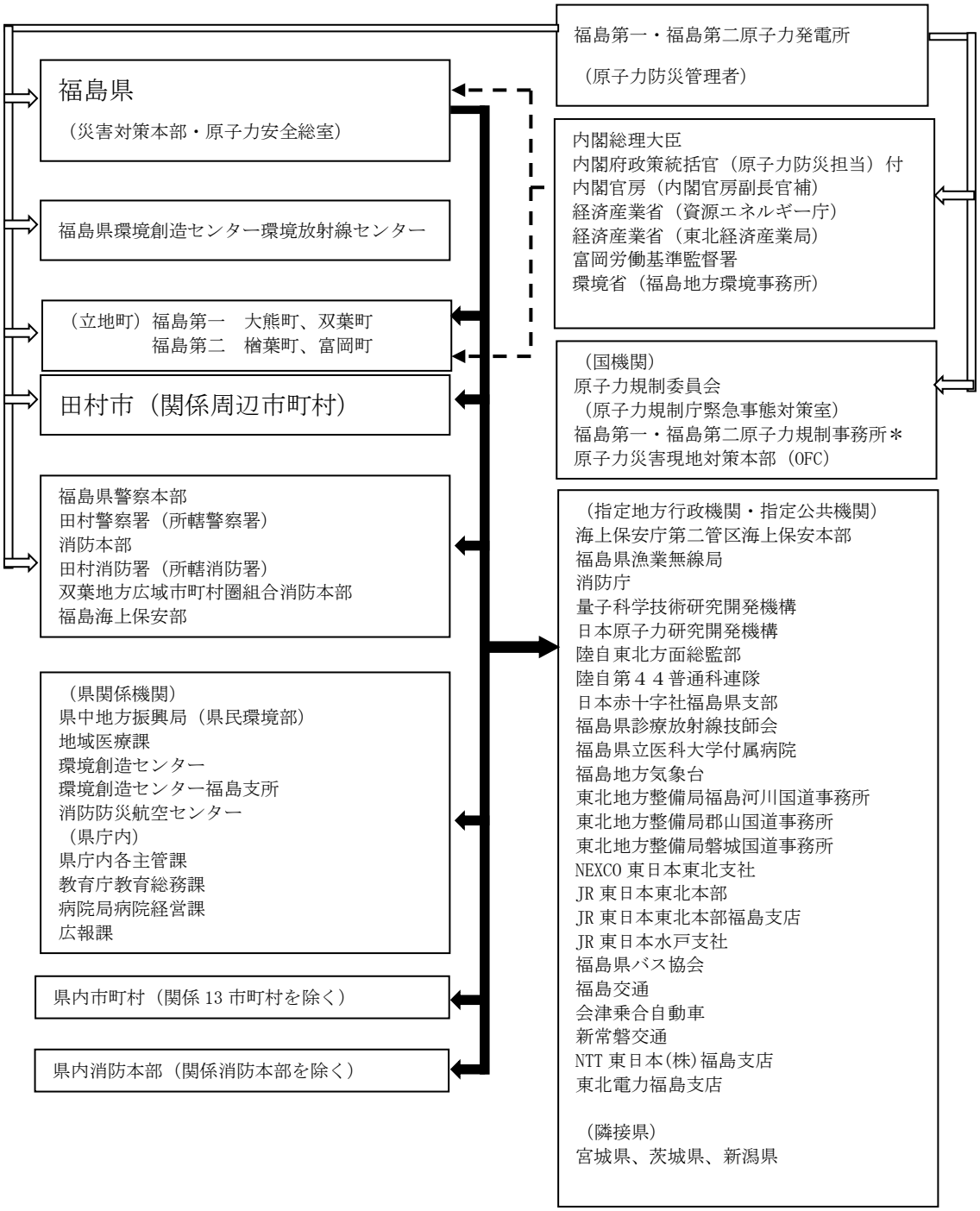

【凡例】
原子力発電所からの通報（情報収集事態、警戒事態、第 10 条、第 15 条通報）
県からの通報連絡　（情報収集事態、警戒事態、第 10 条、第 15 条通報）
国からの通報連絡　（情報収集事態、警戒事態）

＊福島第一原子力発電所からの通報は福島第一原子力規制事務所へ、福島第二原子力発電所からの通報は福島第二原子力規制事務所へ届く。

通報連絡系統図（県モニタリングポストにより５μSv/ｈを観測した場合）（参考）

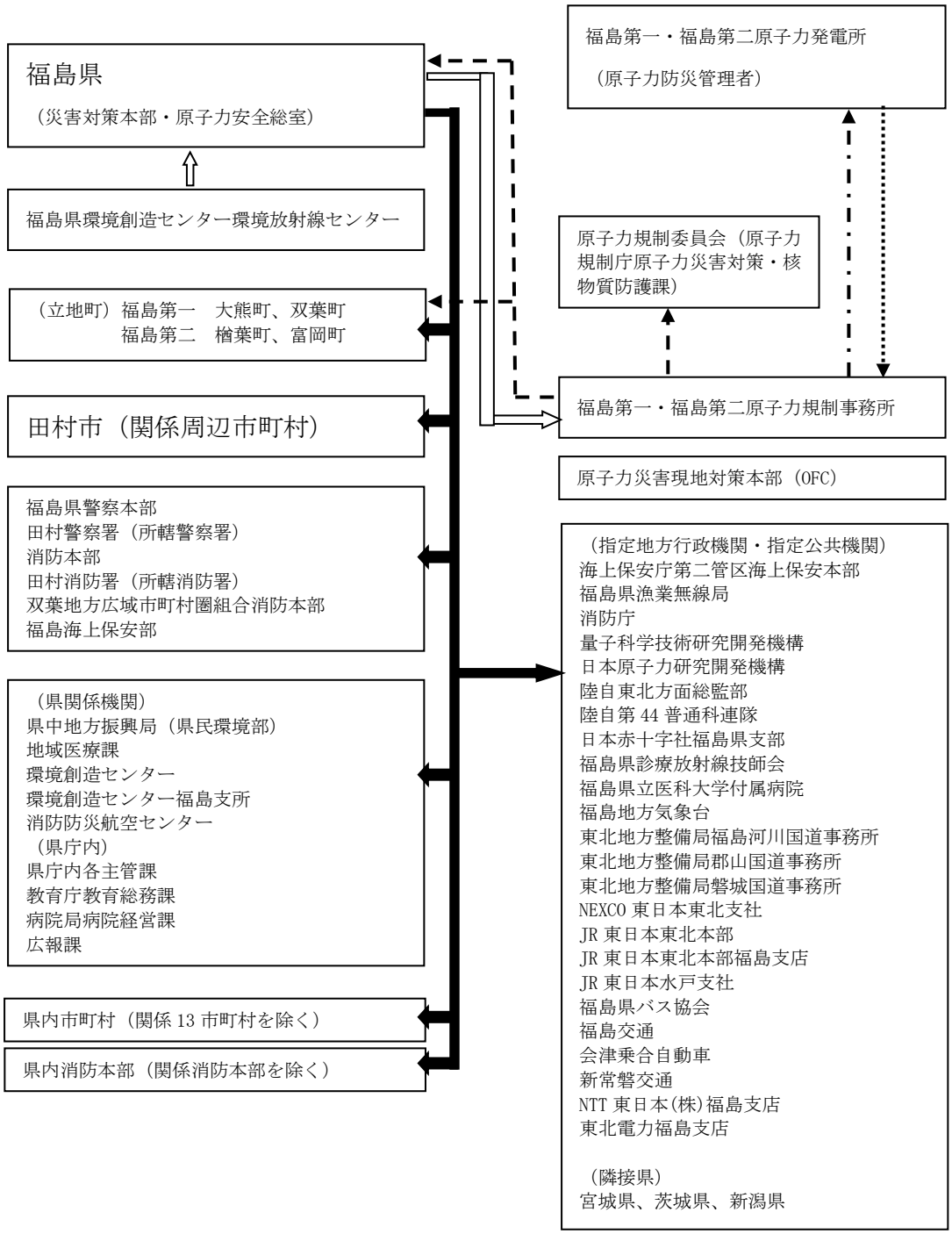

【凡例】
- 県モニタリングポストによる特定事象に該当する測定結果の通報
- 原子力防災専門官から原子力発電所への確認
- 原子力発電所からの確認結果の連絡
- 原子力防災専門員からの確認結果の連絡
- 県からの通報連絡（原子力発電所への確認連絡）

第５節　原子力災害対策センター（オフサイトセンター）における活動

市は、特定事象の発生等により施設敷地緊急事態に該当し、国が原子力災害対策センター（オフサイトセンター）に現地事故対策連絡会議を開催する場合、及び原子力緊急事態宣言の発出等により合同対策協議会が組織される場合に、職員を原子力災害対策センター（オフサイトセンター）に派遣し、国、県、関係市町村、事業者及び防災関係機関と共同して、情報の収集・伝達、及び緊急時モニタリング、原子力災害医療活動等の応急対策活動を行うものとする。

第１　原子力災害対策センター（オフサイトセンター）の設営準備への協力

市は、特定事象発生の通報を受けた場合、国が行う原子力災害対策センター（オフサイトセンター）の設営準備への協力を行うものとする。

第２　現地事故対策連絡会議への職員派遣

(1) 市は、特定事象の発生等により、国が現地事故対策連絡会議を原子力災害対策センター（オフサイトセンター）にて開催する場合、当該業務の担当職員を派遣するものとする。

(2) 市は、現地事故対策連絡会議に派遣された職員に対し、市が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど、当該職員を通じて国、県、関係市町村、原子力事業者等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。

第３　原子力災害合同対策協議会への出席

１　原子力災害合同対策協議会への職員の派遣

(1) 市は、原子力緊急事態宣言の発出等により、原子力災害対策センター（オフサイトセンター）において原子力災害合同対策協議会が設置されることとなった場合は、当該業務の担当職員を出席させ、緊急事態応急対策の実施方法、原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法について協議するものとする。

(2) 市は、原子力災害合同対策協議会に派遣された職員に対し、市が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど、当該職員を通じて国、県、関係市町村、事業者等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。

第４　原子力災害対策センター（オフサイトセンター）における機能班での活動

１　機能班への職員の派遣

(1) 市は、原子力災害対策センター（オフサイトセンター）において、現地事故対策連絡会議及び合同対策協議会の組織とともに設置される各機能班に現地本部要員を派遣し、発電所の状況の把握、緊急時モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。なお、各機能班が活動

を開始した場合、それ以前に現地本部が行っていた事務の一部は、機能班に引き継ぐものとする。

(2) 各機能班に派遣する職員以外の現地本部員は、合同対策協議会（機能班）及び現地本部長（各班長）の指示等により応急対策活動に従事するものとする。

第６節　緊急時モニタリングへの協力

市は、県が実施する緊急時モニタリングに協力するとともに、放射性物質または放射線の放出状況特に空間放射線量、大気中放射性ヨウ素濃度に関する情報及び気象情報特に風向風速、気象現象等の情報の早期把握と分析に努め、市民の被ばく線量の予測を迅速に行い、避難、屋内退避、及び飲料水・飲食物の摂取制限等の各種防護対策を実施し、市民の被ばく線量の低減を図るものとする。

第１　緊急時モニタリング体制

(1) 市は、放射性物質または放射線の影響を把握するため、既設のリアルタイム線量測定システム及びモニタリングポストを活用するとともに、本部及び局本部に機動モニタリング隊(人員２名、車両１台、放射線測定器１台)を編成するものとする。また、状況により、国や県及び原子力事業者のモニタリング要員(以下「モニタリング要員」という。)の配置及び強化について要請するものとする。

(2) 市内全域に設置されたリアルタイム線量測定システム及びモニタリングポストの表示値を面的に評価し、放射性物質の風による拡散方向及び放射性プルームの通過等を把握することで、応急防護対策を判断するうえでの根拠の一つとすることができる。

第２　緊急時モニタリングの実施

１　緊急時モニタリングの実施要領

(1) 状況の把握

ア　放射性物質、放射線及び放射性プルームの放出状況の把握

イ　気象現況特に風向風速(地上風、上層風)、気象現象の把握

(2) 緊急時モニタリング実施計画の策定

状況及びフォールアウト・エリアの見積りに基づき、緊急時モニタリング実施計画を策定するものとする。

(3) 緊急時モニタリングの実施

モニタリング従事者の被ばくの低減に留意し、努めて迅速に実施するものとする。

(4) 分析及び評価

既設のリアルタイム線量計、モニタリングポスト及び緊急時モニタリング結果について、分析及び評価を行うものとする。

２　モニタリング

緊急時モニタリングにあたっては、市民の予測積算線量を算定し、必要な防護対策を迅速に講ずるための情報を収集するとともに、住民等及び環境への放射線の影響を評価、確定するため継続的に行うものとする。

(1) 警戒本部によるモニタリング（第１段階モニタリング）

ア　目的

予測フォールアウト・エリアの住民等に講ずる防護対策（屋内退避・避難、立入制限、飲食物摂取制限等）等、応急対策の必要性の有無を判断に資する資料を得るものとする。

イ　実施時期

警戒本部設置直後から迅速に実施するものとする。

ウ　実施内容

(ｱ) 緊急時モニタリング実施範囲、測定項目等の決定

(ｲ) 緊急時モニタリングの実施

a　項目

(a) 空間放射線量率（ガンマ線）

(b) 空間積算線量（ガンマ線）

(c) 環境試料中の放射性ヨウ素、放射性セシウム等濃度（飲料水･葉菜･原乳･ 穀類･肉･卵･魚等）

b　測定及び試料採取地点

気象条件、地理的条件及び事故の状況によっては、モニタリング実施範囲を限定することができなくなることが想定されるため、常に地域全体の分布状況の把握に努め、気象条件等の変化に応じた測定地点を選定するものとする。

c　空間放射線量率の測定手段

(a) リアルタイム線量計による測定

(b) モニタリングポストによる測定

(c) 機動モニタリング隊による定点測定

(2) 本部によるモニタリング（第２段階モニタリング）

ア　目的

さらに広範囲の地域について、放射線及び放射性物質の周辺環境に対する全般的影響を評価、確認するため。

イ　実施時期

速やかにモニタリングに引き続き、継続的に行うものとする。

ウ　実施内容

(ｱ) 緊急時モニタリングの実施

a　測定項目

第１段階モニタリングに同じ。

b　測定及び試料採取地点

第１段階モニタリングの結果、必要と認められる地点

３　積算線量測定

積算線量は、重点区域内のモニタリングポスト等を活用あるいは必要により機動モニタリング隊を派遣して測定する。積算の期間等は、放出源、気象等の情報に基づき定めるものとする。

４　大気中の放射性物質濃度の測定

大気中の放射性物質濃度の測定は、県または国に要請して実施する。

５　環境試料中の放射能測定

環境試料(大気を除く)の放射能汚染状況を把握するため、第１段階のモニタリングでは主に放射性ヨウ素及び放射性セシウム、第２段階のモニタリングでは全放射性核種の測定を実施することとし、その対象は次のとおりとする。なお市で分析できないものについては県または国に要請して実施するものとする。

(1) 第１段階モニタリングの対象

飲料水、農産物(葉菜類)、原乳

(2) 第２段階モニタリングの対象

飲料水、農産物(葉菜類)、原乳、土壌、指標生物、河川水、魚介類等

第３　緊急時モニタリング結果の報告と公表

１　結果の報告

緊急時モニタリング結果(分析・評価含む。)を本部長に報告するとともに、各部長等に通報するものとする。

２　結果の公表

市は、県及び国等の関係機関と協力し、観測データの共有に努め、速やかに住民等にモニタリング結果を周知するものとする。

第７節　住民等への迅速・的確な情報の提供

市は、原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合における心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による市民への影響を可能な限り抑えるため、住民等に対し災害対応の状況や場所に応じて、迅速かつ的確な情報提供、広報を行うものとする。

第１　迅速かつ的確な情報提供

(1) 市は、原子力事業者が公表する事実及び国が行う発電所の評価に基づき、住民等に対して情報を速やかに広報するものとする。

(2) 住民等への情報提供にあたっての留意事項、

ア　情報の発信元を明確にするとともに、専門用語やあいまいな表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いるものとする。

イ　利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、情報の空白時間がないように、定期的かつ継続的な広報に努めるものとする。

ウ　住民等の退避、避難等の指示の伝達については、住民等が理解しやすいよう、あらかじめパターン化された広報内容を基本に、迅速かつ的確な広報を行うものとする。

エ　避難行動要支援者を含む、高齢者、妊産婦、乳幼児・児童、観光者及び外国人等の「要配慮者」に配慮した広報を行うものとする。

オ　情報が入手できない場合でもその旨を広報し、住民等に不安や混乱が生じないよう配慮する。また、市は、広報した内容について、田村警察署及び田村消防署に対して連絡するものとする。

カ　広報の内容

(ｱ) 事故(原子力災害)の状況(異常事態が発生した施設名及び発生時刻)

(ｲ) 空間放射線量率の計測値等の周辺環境の状況及び今後の予測

(ｳ) 各行政区別の市民がとるべき行動の指針等

(ｴ) 安否情報

(ｵ) 医療機関等の情報

(ｶ) 市が講じている施策に関する情報

(ｷ) 交通規制等

第２　県内外への情報提供

市は、県及びその他関係機関と協力し、周辺住民のみならず県内外の住民等に対して、社会的な混乱や風評被害の未然防止のため、積極的な情報提供を行うものとする。

第３　住民等のニーズに応じた情報提供及び要配慮者等への配慮

(1) 市は、役割に応じて住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、市及び県が講じている施策に関する情報、交通規制等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。
(2) 要配慮者及び観光客等一時滞在者に対しても広報車、防災行政無線（戸別受信機を含む。）等を活用し、情報が届くよう十分配慮するものとする。

第４　情報の一元化（リスクコミュニケーション）

市は、原子力災害合同対策協議会を通じて、本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、及び原子力事業者と情報の共有化を図り、十分に内容を確認し、情報の一元化を図った上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。

なお、原子力緊急事態宣言発出後は、現地においては合同対策協議会として情報提供を行い、報道機関等への発表等は原子力災害対策センター（オフサイトセンター）において行うものとする。

第５　多様な媒体の活用

市は、情報伝達にあたって、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、広報車等によるほか、テレビやラジオ等の放送事業者等の一斉同報配信できる電気通信事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を求めるものとし、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、市のホームページ等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

第６　問合せ窓口の設置

市は、国、県等と協力し、必要に応じ、緊急時には速やかに住民等からの問合せに対応する窓口の設置、人員の配置等体制を確立するとともに、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

なお、窓口を設置したときは、窓口の所在地、専用電話番号等について、テレビ、ラジオ、新聞、広報紙、インターネット等により、速やかに住民等に周知するものとする。

第７　住民等に対する広報及び指示伝達系統図

住民等に対する広報及び指示伝達系統図

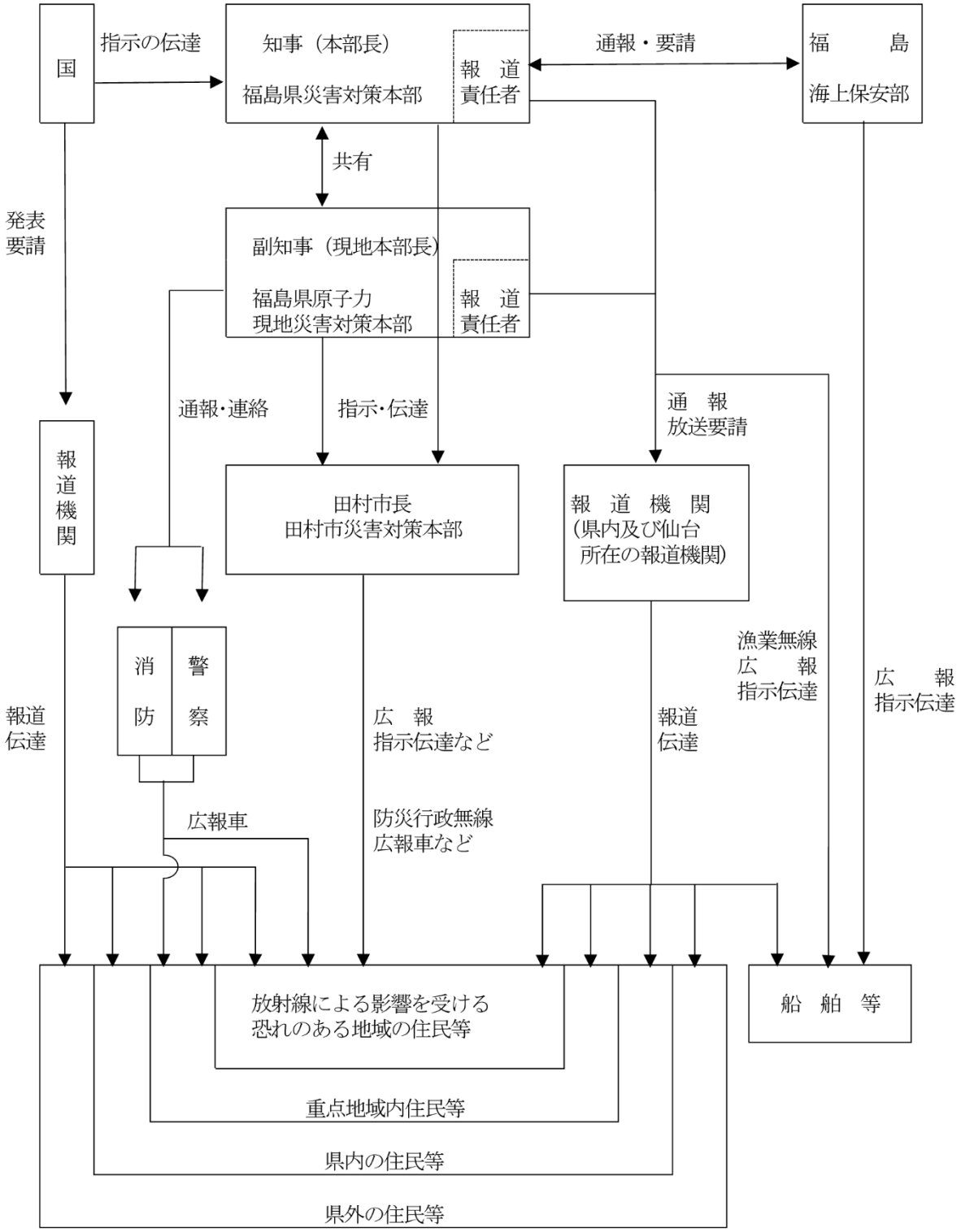

第８節　避難及び屋内退避

市は、福島第一または福島第二から再び放射性物質等が異常放出される、または放出された場合、速やかに避難・屋内退避等(屋内退避またはコンクリート屋内退避)を指示し、放射性物質及び放射線から住民等の生命及び身体の安全確保を図るものとする。

第１　速やかな住民避難のための準備

市は、原災法第 15 条の全面緊急事態において、国が自治体に行う住民避難等の指示に対し、速やかに実施できる体制をとるため、警戒事態（原子力施設において重要な故障等が発生する等、自然災害以外の要因により該当すると判断された場合）の通報受信後、直ちに住民の避難又は屋内退避のための準備として、緊急時モニタリング結果等の情報を勘案し、避難等の範囲、避難道路、避難先及び受け入れの調整の検討を開始するとともに、避難退域時検査場所等の開設準備、指定避難所等の開設準備、住民輸送のための車両の確保、広報車等の準備等を行う。

第２　避難及び屋内退避等の防護措置の実施

避難にあたっては、避難誘導計画及び広域避難計画に基づき実施する。

１　緊急事態区分に応じた防護活動（＊田村市は全域が UPZ に指定されている）

区分	対象	防護活動の内容
警戒事態		国の要請または独自の判断により防護措置を実施
	PAZ	○施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等） ○施設敷地緊急事態要避難者の安定ヨウ素剤の配布準備
	避難指示区域を含む関係市町村	○一時立入の中止及び一時立入している住民等の退去準備
	UPZ 外	○施設敷地緊急事態要避難者の避難準備への協力
施設敷地緊急事態		国の要請または独自の判断により防護措置を実施
	PAZ	○施設敷地緊急事態要避難者の避難実施 ○施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）
	避難指示区域を含む関係市町村	○一時立入している住民等の退去開始
	UPZ	○住民等の屋内退避の準備
	UPZ 外	○避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ ○施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力

区分	対象	防護活動の内容
全面緊急事態 （放射性物質が放出される前）		内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、避難及び安定ヨウ素剤の服用等の指示があった場合又は独自の判断により防護措置を実施
	PAZ	○住民等の避難実施
	UPZ	○住民等の屋内退避の開始(UPZ の住民等にその旨を伝達) ○OIL に基づく住民等の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）
	UPZ 外	○避難住民の受入 ○OIL に基づく避難の準備への協力（避難先、輸送手段の確保等） ○必要に応じて、屋内退避
全面緊急事態 （放射性物質が放出された後）		国〔原子力災害対策本部〕は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、OIL に基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うものとされている。その際、併せて気象情報を提供するものとされている。国が指示を行うにあたり、国から事前に指示案を伝達された県の知事は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとされている。 市及び県は、避難・一時移転を実施するにあたり、次の事項について、原子力災害合同対策協議会等において、指示内容の判断のため、市及び県より事前の状況把握等を行うとともに、指示後においても、同協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と市及び県はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。 ・UPZ 内の避難・一時移転の対象区域及び対象者の数並びに避難・一時移転の方針 ・避難ルート、避難先の概要 ・移動手段の確保見込み ・その他必要な事項
	UPZ	○屋内退避または避難のための立ち退き指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施 ○住民避難の支援が必要な場合には、県と連携し国に要請する。 ○指示案を伝達された場合には当該指示案に対して速やかに意見を述べる。

※1　UPZ おける避難の実施にあたっては、OIL の値に基づき、避難方法(避難(evacuation)か一時移転(temporary relocation)か) を選択することとなるが、事態の規模、時間的な推移に応じて、 国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合にあっては、この限りではない。

※2　「住民避難の支援が必要な場合」とは、福島県内での輸送力では不足し他県から輸送手段を調達する場合等、市が属する県内で対応できない場合である。

２　避難誘導

市は、住民等の避難誘導にあたっては、県と協力し、住民等に向けて、避難や避難退域時検査等を行う場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

(1) 市は、警察官または消防団員等と協力し、あらかじめ定めた避難計画に基づいて住民等を避難先へ誘導する。なお、放射性物質の放出後に住民避難が必要となった場合には、線量率の測定結果、気象条件等を考慮し、被ばく線量を軽減する経路を選定し、避難誘導を実施するものとする。

(2) 市は、道路管理者等から通行可能な道路の状況について情報提供を受け、住民等に速やかに周知するものとする。

(3) 市は、住民等の避難誘導にあたっては、避難所の所在、避難路の状況、災害の概要その他避難に資する情報を提供するものとする。

３　家庭動物との同行避難

市は、県と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。

第３　屋内退避及び避難の決定

屋内退避及び避難の発動要件は、次を基準とする。

○原子力緊急事態宣言が発出された場合において、内閣総理大臣からの屋内退避及び避難等を要する区域についての指示があった場合 ○知事より住民等に対する屋内退避または避難等を要する区域について指示があった場合 ○緊急時モニタリングの結果、避難基準を超える放射線量が計測された区域、本部長が屋内退避または避難が必要と判断した場合

１　避難及び屋内退避

(1) 県及び国と協力し、事故の不確実性や急速な進展の可能性等を踏まえ、基本的には計測可能な判断基準に基づいて実施するものとする。

(2) 避難・屋内退避の判断に必要な情報が十分に得られない場合は、即時避難または屋内退避の指示を行うものとする。

(3) 屋内退避及び避難誘導計画等の発動にあたっては、第２章「第８節 避難収容活動体制の整備」に準ずるものとし、併せて、残留者の有無について確認するものとする。

(4) 避難者を安全上等のリスクにさらすことなく移動させることが困難である等により、屋内退避措置を優先させるべきと判断される場合は、屋内退避措置を避難と並行して実施するものとする。

２　避難

(1) 市は、避難を決定したときは、対象地区の住民に対し、避難所、携帯品等の留意事項を含め、避難を指示するものとする。

(2) 避難場所への輸送

市は、避難計画により、市有バス、防災関係機関の車両等の応援、または必要に応じて、避難地区内の一般車両所有者等の協力を得て、集合場所に集合した住民等を避難場所へ輸送するものとする。なお、人員、輸送車両等に不足を生じた場合は、県を通じて輸送関係省庁に支援を要請するものとする。

(3) 自力で避難可能な住民については、原則、自家用車により避難するものとする。なお、自家用車による避難が困難な住民は、あらかじめ市が選定した集合場所等からバス等により避難するものとし、県は、市の避難措置が円滑に行われるよう支援するものとする。

ア　市は、あらかじめ定める避難計画に基づき、住民等に対して計画に指定した集合場所及び集合完了時間を付して避難の指示を行うとともに、集合した人員を消防署員、団員、警察官等の協力のもとに整斉迅速に避難させるものとする。

イ　集合人員を確認するとともに、避難対象区域を管轄する区長、民生委員・児童委員及び消防団員をもって各戸を巡回し、集合が遅れている者または漏れている者がいないか確認するものとする。

ウ　自力で集合することができない避難行動要支援者等については、避難行動計画に基づき、区長、民生委員・児童委員をはじめ、消防署員、消防団員、警察官及び関係職員による救援活動を実施するものとする。

(4) 感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

３　屋内退避

(1) 市は、屋外にいる住民等に対して、速やかに自宅に戻るか、又は近くの公共施設等に退避するよう指示するものとする。また、生活の維持に最低限必要な住民等の一時的な外出や住民等の生活を支える民間事業者等の活動を除き、対象地域内の住民等に屋外に出ないよう指示するものとする。

(2) 屋内退避にあたっては、窓を閉め、エアコンや換気扇を停止する等、気密性に配慮するよう、速やかに住民等に周知するものとする。なお、感染症流行下においては、自宅

等で屋内退避を行う住民に対し、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則換気を行わないよう指示するものとする。

(3) 県は、屋内退避中の住民等に対し、テレビ・ラジオ等により屋内退避の留意事項及び必要な情報を提供し、市は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）及び広報車の巡回等により、災害情報を広報して民心の安定に努めるものとする。

(4) コンクリート屋内退避

住民等の防護対策については、原則として屋内退避及び避難の措置を講ずるものとする。ただし、次に掲げる有効性が認められる場合であって、国においてコンクリート屋内退避が適切であると判断したときは、放射線の遮蔽効果の高いコンクリート建物の屋内への退避を指示するものとする。

ア　避難と同等程度に被ばくが低減されると認められるとき。

イ　既にコンクリート施設に退避している場合であって、そのままとどまることが有効であると認められるとき。

ウ　病院や介護施設等において、健康状態等により、避難より屋内退避を優先させることが必要な場合

(5) 地震による家屋の倒壊や、相次ぐ余震の発生により家屋による自宅での屋内退避の実施が困難な場合には、市により設定される近隣の指定避難所等にて、まずは屋内退避を実施するものとする。そのうえで、近隣の避難所等に収容できない場合には、地震による影響がない安全な指定避難所等を市内外を含め選定し、避難させるなど状況に応じ柔軟に対応するものとする。屋内退避者の生活支援に努めるとともに、大気中の放射性物質の濃度等から長期化が予想される場合、屋内退避が長引くことによる住民等への影響を考慮し、速やかな避難指示について、国、県と調整するものとする。

(6) 屋内退避の継続の可否は、国が判断する。なお、継続の可否の判断は、屋内退避実施後３日目を目安として行われ、それ以降は日々行われる。その際、物資の不足等により生活の維持に困難を伴う場合又はプルームが長時間又は断続的に到来し、屋内退避場所への屋外大気の流入により被ばく低減効果が失われた懸念がある場合等には、国が県及び市町村と緊密な連携を行いながら、避難への切替を判断し、指示することになる。

(7) 屋内退避の解除の可否は、国が判断する。なお、原子力施設の状態が安定して一定の要件を満たし、新たなプルームが到来する可能性がないこと及び既に放出されたプルームが滞留していないことが確認できれば、屋内退避が解除されることとなる。

４　避難路の通行確保

ア　警察官または消防団員等避難誘導実施者は、迅速かつ安全に避難できるよう自動車の通行等を制止するなど通行の支障となる行為を排除、規制し、避難路の通行確保に努めるものとする。

イ　住民等に対し避難を指示した際、交通整理を行っている警察官等の指示に従うよう周知するものとする。

５　避難状況の把握

市は、避難の指示等を行った場合は、戸別訪問、避難所における住民登録等、あらかじめ定められた方法により、避難対象区域住民等の避難状況及び残留者がいないか確認を行うものとする。

６　その他

市及び県は、国が原子力災害の観点から避難又は屋内退避指示等を出している中で自然災害を原因とする緊急の対応等が必要となった場合には、人命最優先の観点から独自の判断を行うものとする。その際には、国と緊密な連携を行うものとする。

第４　情報提供等

市は、住民等の避難誘導にあたっては、県と協力し、住民等に向けて、避難先や避難時退域検査を実施する場所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、県はこれらの情報について、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。

第５　他の市町村への避難（一次的避難）

(1) 市は、放射性物質及び放射線の異常放出及び当時の風向等により、国または県から他市町村への避難の指示を受けた場合は、避難誘導計画及び広域避難計画により、市民を避難させるものとする。

(2) 避難対象地域の市民の避難に先立ち、受入市町村へ職員を派遣し、避難収容等について調整にあたらせる等避難者の受入れに万全を期するものとする。

(3) 避難者の輸送

ア　市は、準備した車両をもってしても不足する場合は、自衛隊及び指定地方公共機関の輸送機関の支援について県に要請し、輸送のための車両を確保するものとする。

イ　避難者の輸送にあたっては、避難を要する市民を指定する集合場所へ集合させ、行政区単位で乳幼児、妊婦等の優先順位の高い者順に輸送するものとする。

第６　避難所の設置・運営

避難所の設置及び運営については一般災害対策編第１章第１０節「第９　避難所設置・運営計画の策定」に準ずるほか、次のとおりとする。

１　避難退域時検査所及び除染所の設置

(1) 市は、県と連携し、必要に応じ避難退域時検査所及び除染所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所として開設するものとする。

(2) 市は、県と連携し、各避難場所等の適切な運営・管理を支援するものとする。また、避難場所等における正確な情報の伝達、食料、水等の配布、安定ヨウ素剤の準備、避難退域時検査の実施、清掃等については、避難者、市民、自主防災組織等の協力を得ながら必要な体制を整えるものとする。

２　避難者の心のケア

市は、住民等の避難が長期化した場合には、県と協力の上、避難者の健康、プライバシー保護、メンタル相談等の対策、避難所の衛生対策及び愛玩動物の保護場所の確保等に留意するとともに、要配慮者の処遇及び男女のニーズの違いについて十分配慮した支援を行うものとする。

第７　要配慮者への配慮等

「一般災害対策編第１章第１７節 要配慮者支援対策」によるほか、次のとおりとする。

(1) 市は、情報収集事態が発生した場合、必要に応じ早期に緊急防護措置を準備する区域内(UPZ)の避難行動要支援者の避難準備に着手するものとする。

(2) 病院、福祉施設等は、入院または入所の避難行動要支援者の避難・屋内退避について、避難誘導等計画に基づき実施するものとする。

(3) 市は、県と協力し、避難することとなった避難行動要支援者に対し、移動中や避難所におけるケアなど十分に配慮するとともに健康状態の把握に努めるものとする。また、避難行動要支援者に向けた情報の提供、生活環境への配慮、必要な飲食物及び物資の提供を行うものとする。

第８　交通の規制及び立入制限等の措置

(1) 市は、警察等関係機関の協力を受け、警戒区域若しくは避難の勧告または指示した区域について、居住者等の生命または身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう措置する等、警戒区域の設定、避難指示の実効を挙げるため、交通の規制及び立入制限等必要な措置を講ずるものとする。

(2) 市は、警察等の協力を受け避難指示区域から迅速かつ円滑に避難が実施できるよう交通規制を実施するものとする。

第９　緊急防護措置を準備する区域(UPZ:概ね５～30 km圏内)の屋内退避及び避難

事象	対応策
警戒事象の通報を受けた場合	1　当日の気象条件等の情報を勘案 2　屋内退避をすべき区域(以下「屋内退避区域」という。)及び事態の拡大を考慮 3　UPZ 居住者の受入避難所の調整、避難道路等の検討を開始

事象	対応策
特定事象発生時(原災法第 10 条事象･第 15 条事象)	1　国の指示または市独自の判断により、住民等に対する屋内退避または避難のための立ち退き指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する。
国または事業者から予防的防護措置を準備する区域(PAZ)の住民等の即時避難を要する事象が発生した旨の通報を受けた場合	1　緊急防護措置を準備する区域内(UPZ)の住民等に対し、「屋内退避するよう指示」する。 2　風向き、予測被ばく線量を考慮し、緊急防護措置を準備する区域内(UPZ)対象区域の避難準備または避難を防災行政無線（戸別受信機を含む。)、広報、行政区等を通じて指示する。なお、住民等に対し、落ち着いて行動するとともに、以後、本部等から出される指示等に留意するよう要請する。
緊急時モニタリングの結果	○避難基準を超える放射線量が計測された区域 ○発電所の状況から避難区域が確認された場合 速やかに屋内退避または避難をするように指示する。

第１０　追加的避難(二次避難)の実施

市は、以下の事象が発生した場合は、国及び県と連携し、広域におけるモニタリング結果、追加的な避難等を行うものとする。

(1) その後の緊急時モニタリングの結果から、避難基準を超える放射線量が計測された場合
(2) 発電所の状況、より発電所に近い地域の放射線量、風向き等の気象状況若しくは国による予測結果から避難が必要と判断される場合
(3) 国から指導、助言または指示があった場合

第１１　避難開始後の留意事項

(1) 要配慮者を含む住民等の避難が確実に行われるよう、避難・屋内退避等の指示の周知及び避難誘導に際して十分に配慮する。
(2) 市は、住民等の避難誘導にあたっては、県と協力し、避難や避難退域時検査の場所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、避難対象区域を含む市は、これらの情報について、本部等及び県に対しても情報提供するものとする。
(3) 市は、避難のための立ち退き指示等を行った場合は、県と協力し、戸別訪問、避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、本部等及び県に対しても情報提供するものとする。
(4) 避難者の流入により避難者の収容人員を超えて避難者が参集しつつあると判断した場合は、他の余裕ある避難所または新たに開設した避難所で受け入れ、避難所の管理者

を通じて避難者に伝達するとともに、必要に応じて移動のための車両を手配するものとする。

第１２　避難・屋内退避者の生活支援

(1) 市は、県、防災関係機関、運送事業者等と協力し、屋内退避者向けの生活支援に努めるものとする。
(2) 市は、区長、民生委員・児童委員及び自主防災組織等を通じて、子どもや病弱者等を優先しながら物資を配付し、避難所以外で避難生活を行っている被災者に対しては、広報車等により物資の情報を提供するものとする。

第１３　避難・屋内退避の解除

１　屋内退避指示の解除

市は、国の指示または緊急時モニタリング結果のほか、気候条件、汚染地域の除染対策等に係る国及び県の助言を受け、屋内退避の解除が可能となった場合には、順次、可能な区域から屋内退避の指示を解除するものとする。

２　避難指示の解除

市は、国の指示または緊急時モニタリングの結果、放射線量が避難基準を下回った場合には、気候条件、汚染地域の除染対策等を勘案し、可能な区域から避難の指示を解除するものとする。

第１４　学校等における避難

(1) 児童、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。
(2) 避難にあたっては、当時の原子力発電所の状況及び屋外の空間線量の状況を考慮し、屋内退避を継続するか、避難を行うか適切に判断するものとする。
(3) 児童、生徒等を避難させた場合は、市に対し速やかにその旨連絡するものとする。

第１５　病院等医療機関における避難

病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難または他の医療機関へ転院させるものとする。

第１６　社会福祉施設における避難

社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者または利用者を避難させるものとする。

第１７　警戒区域等の設定、避難指示の実効を上げるための措置

１　警戒区域の設定等

(1) 警戒区域の設定

市は、災対法第 63 条第 1 項の規定に基づき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずることができるとされているが、県は、災害応急措置が円滑かつ的確に行われるようにするため特に必要があると認められる場合は、同法第 72 条第 1 項の規定に基づき、市町村に当該区域の設定を指示することができる。

(2) 警戒区域への立入制限措置

市は、警戒区域を設定したときは、警察等の協力を得て、速やかに必要な要員を派遣し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該警戒区域への立入を制限、若しくは禁止する措置を講ずるものとする。

２　交通の確保

(1) 交通規制

ア　市は、警戒区域を設定したときは、警察等と協力し、車両が進入しないよう交通規制を実施するものとする。

イ　交通規制を実施したときは、速やかに通行禁止等に係る区域、道路の区間その他必要な事項について、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、テレビ、ラジオ等の広報媒体を通じ、住民等に周知徹底を図るものとする。

(2) う回路の設定

市は、警察等と協力し、警戒区域の周辺における交通混雑の緩和及び車両等の警戒区域への後進入を防止するため、放射性物質及び放射線の影響を考慮の上、う回経路を設定し、警戒区域へ向かう車両等のう回措置を講ずるものとする。

第１８　飲食物、生活必需品等の供給

「一般災害対策編第２章第１８節 食料・生活必需品の供給活動」によるほか、次のとおりとする。

(1) 飲食物等の供給にあたっては、飲料水及び飲食物の摂取制限等の結果及びその影響を十分考慮するものとする。

(2) 被災者に対して、物資の供給場所、供給時間等を十分広報し、円滑な供給を行うものとする。

第９節　飲料水・食料等の安全確保

市は、放射性物質により飲料水、飲食物及び農林水産物等が汚染されるおそれが生じ、あるいは生じた場合は、県及び関係機関と協力し、飲料水及び飲食物の汚染を的確に把握するとともに、その汚染の程度により採取及び摂取制限を行う等必要な措置を講ずるものとする。

第１　飲料水・食料等の検査体制の維持

１　検査体制

市は、市民の体内被ばくを防止するため自家栽培作物及び井戸水等の検査を行う現行の食品等放射能測定所を維持するものとする。なお、検査ニーズへの対応及び検査の効率化等のため検査体制の見直しを随時検討するものとする。

２　測定の基準

食品等放射能測定基準については「緊急時における食品の放射能測定マニュアル(厚生労働省医薬局食品保健部監視安全課(平成 14 年 3 月))」によるものとする。

第２　飲料水・食料等の確保

放射性物質または放射線が異常放出されるなど、飲料水または食料等が汚染した場合を考慮し、応急給水またはペットボトル等の配分体制を整備するものとする。

第３　防護対策指標以上の濃度の試料が採取された地区の飲食物等の摂取制限

(1) 飲料水及び飲食物摂取制限に関する指標
　原子力災害対策指針に定めるところによるものとする。

(2) 市は、国、県からの指示に基づき屋内退避等の防護対策を講じた場合には、防護対策区域内の住民等に対し、当面飲料水及び屋内に貯蔵してある飲食物以外の飲食物の摂取を制限するよう防災行政無線（戸別受信機を含む。)、広報車等により広報するものとする。

(3) 市は、防護対策地区内の住民等に対し、飲料水及び飲食物の摂取制限を周知したときは、一般災害対策編第２章「第１７節 応急給水活動」及び「第１８節 食料・生活必需品の供給活動」により、飲料水及び飲食物の供給活動の応急対策を実施するものとする。

(4) 市は、国、県の指示または緊急時モニタリングにより原子力災害対策指針に定める指標濃度を超える試料が検出されたときは、当該試料が採取された地区の住民等に対し、(2)と同一の措置を講ずるものとする。また、飲料水の水源についても、国、県の指示または(1)に定める指標濃度を超える試料が採取された場合は、汚染水源の使用禁止及び汚染飲料水の飲用禁止を住民等に周知するものとする。

第４　農林水産物の採取及び出荷制限の周知

市は、国、県の指示または緊急時モニタリング等により原子力災害対策指針に定める指標濃度を超える試料が検出されたときは、住民等、農林水産物等の生産者、出荷機関及び市場責任者等に対して、当該試料が採取された地区の農林水産物等の採取、出荷の禁止等必要な措置を防災行政無線（戸別受信機を含む。）、広報車等により広報するものとする。

また、国、県の指導・助言及び指示に基づき、農林水産物の放射性物質検査を実施するものとする。

第５　出荷規制及び摂取制限の実施及び解除の周知

市は、国及び県の指導・助言及び指示に基づき、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限等及びこれらの解除の周知をするものとする。

第６　市内に飛散した放射性物質への取り組み

１　除染

市は、国、県、各専門機関及び東京電力と連携を図り、市内に飛散した放射性物質の影響に対する不安を解消し、震災前の安全・安心な市民生活を取り戻すため、早期の帰還・復旧の実現に向けて、市民や企業の協力のもと、地域ぐるみで環境中の放射性物質による追加被ばく線量を低減させるため日常生活環境、農地、森林河川に区分し、除染を推進するものとする。

(1) 日常生活環境

追加被ばく線量を 1mSv/年(原則として地表から１ｍの高さにおける空間放射線量率 0.23μSv/h)以下にすることを目標に実施するものとする。

(2) 農地

農産物生産者及び近隣住民等の被ばくの軽減を図り、追加被ばく線量を１mSv/年(原則として地表から１ｍ の高さにおける空間放射線量率 0.23μSv/h)以下にすることを目標に実施するものとし、また、市独自の取り組みとして、市内で生産される米、野菜、果実、牛肉等の全ての農畜産物及び牧草のモニタリング等において、基準値以上の放射性セシウムが検出されないことを目標に実施するものとする。

(3) 森林河川

住居等近隣の森林における追加被ばく線量を 1mSv/年(原則として地表から１ｍの高さにおける空間放射線量率 0.23μSv/h)以下にすることを目標に実施するものとし、森林(生活圏以外)と河川については、今後示される国の方針を踏まえ実施を検討するものとする。

２　飲用水(井戸水、引き水)及び農作物等の放射能測定

市は、市民が抱える飲用水(井戸水、引き水)及び自家農作物等に対する不安を解消するため、各行政局及び出張所等において放射能測定を実施するものとする。

第１０節　犯罪の予防等社会秩序の維持

(1) 市は、警察等関係機関等の協力を受け、防護対策区域、警戒区域及びその周辺のパトロールを実施して犯罪やトラブルを未然に防止するなど社会秩序の維持を図り、市民の不安解消に努めるものとする。

(2) 市は、防護対策区域、警戒区域及びその周辺区域については、警察等と連携し盗難等の各種犯罪の未然防止の施策を講ずるものとする。

第１１節　医療・救護及び原子力災害医療活動

市は、住民等の生命、身体を原子力災害から保護するため、医療救護班及び田村医師会の協力を受け、県の行う原子力災害医療活動に協力するとともに、必要により一般傷病者の医療救護活動を行うものとする。

第１　医療・救護活動の実施

(1) 市は、複合災害が発生したときは、避難所等において医療救護班による救護所を設置し、一般傷病者の医療救護活動を行う。

(2) 市は、救護所において、健康に不安をもつ住民に対して健康相談を実施するものとする。

(3) 県への応援要請

市は、必要と認められる場合は、県に対し、医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師、放射線管理要員等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請する。

第２　原子力災害医療時の連絡体制

市は、検査災害対策地方本部や保健所と密接な連携を図る。また、原子力災害時の連絡体制は次の「原子力災害医療時の連携体制図（別図１）」のとおりとする。

○　市は、県災害対策地方本部や保健所を通じて、被ばく医療や避難退域時検査等に関する情報共有と調整を行う。

○　市は避難退域時検査所や救護所、安定ヨウ素剤配布所の設置及び運営に協力し、必要に応じて県と情報を共有する。

原子力災害医療時の連携体制図（別図１）

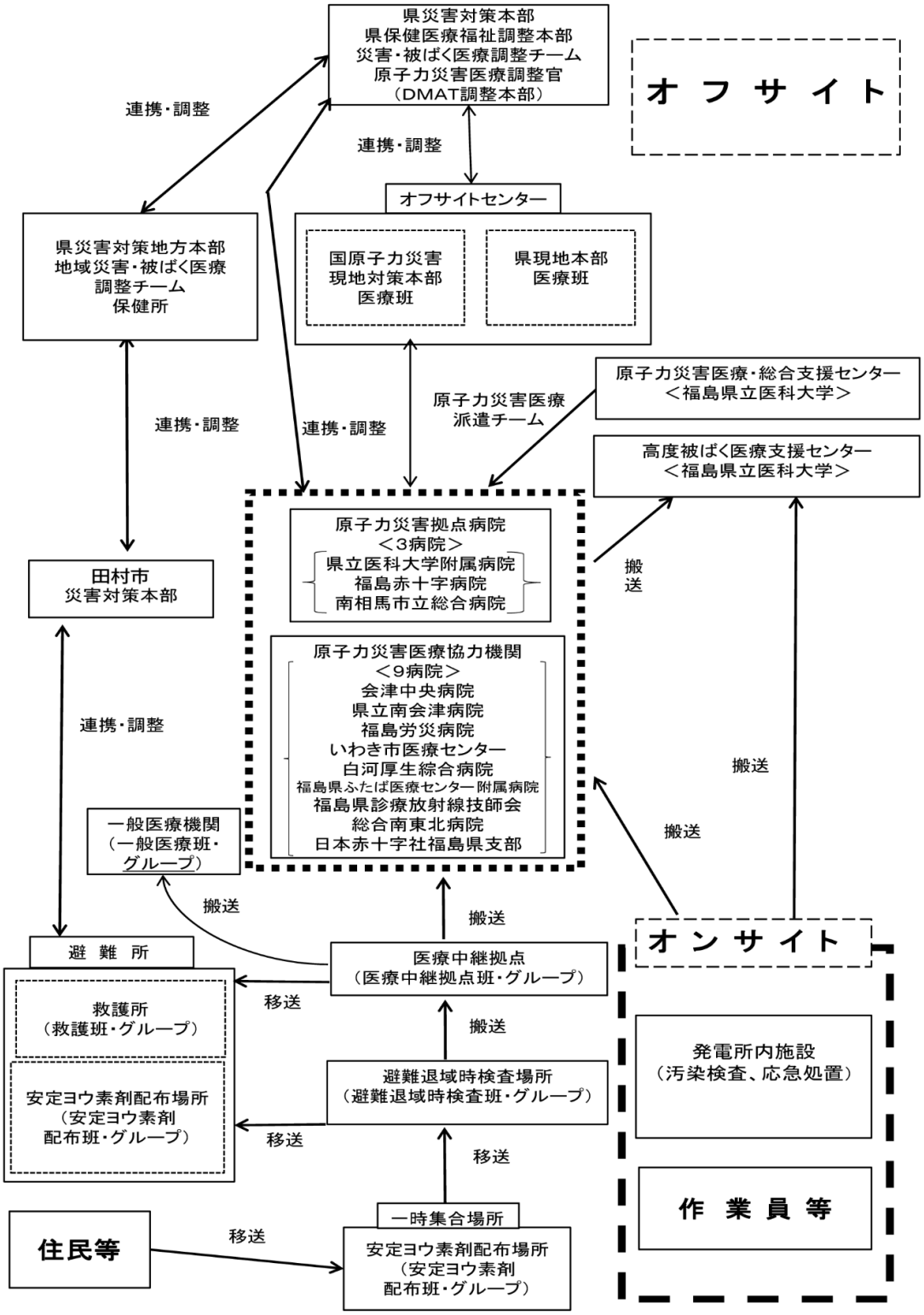

第３　原子力災害医療活動への協力

市は、県が行う以下の原子力災害医療活動に協力するものとする。

１　県の行う原子力災害医療活動

県は、原子力災害時に地域住民の医療を確保するため、関係機関から派遣された医師及び看護師等による医療中継拠点を設置して、傷病者に対する医療活動、避難退域時検査（国からの指示に基づき、避難や一時移転を行う住民等に対し、除染を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査）等を行う。

(1) 医療中継拠点

医療中継拠点とは、避難区域外に設置され、避難区域内の住民等避難者のトリアージ、治療、搬送と避難退域時検査を行う拠点をいう。

(2) 医療中継拠点における活動

ア　医療対応者の安全確保

(ｱ) 避難住民などの移動に伴い、空間放射線量率の急激な上昇がないか確認する

(ｲ) 汚染対策：医療対応者は内部汚染防護措置をとる

イ　受付、重症傷病者のトリアージと緊急処置

(ｱ) 患者、住民の受付を行う

(ｲ) 可能であれば受付票の記入、一覧表の作成を行う

(ｳ) 重症患者がいるかを確認し、必要に応じて緊急治療を行う

ウ　安定ヨウ素剤の配布

(ｱ) 服用が示されている場合、また、現場の医師が服用を必要と判断した場合、その配布・投与を行う

(ｲ) 投与の優先順位は、妊婦及び０～２歳の乳幼児を最優先とし、次に他の小児を優先する

エ　避難退域時検査・簡易除染

(ｱ) 避難退域時検査レベル以上（40,000cpm、１か月後の 13,000cpm）の患者・住民に脱衣と簡易な除染を行う

オ　必要な医療処置

(ｱ) 救命処置の必要はないが診療が必要な患者には、避難退域時検査終了後に診療を行う

カ　医療中継地点からの退出、行先の指定

(ｱ) 患者、住民の状況に応じて避難所、福祉避難所、病院、原子力災害医療機関などに移動する

(ｲ) 搬送手段の調整が必要な場合は、福島県災害対策本部と連携して行う

キ　甲状腺被ばく線量モニタリングの簡易測定

(3) 避難退域時検査

避難退域時検査とは、放射性物質が放出された後に避難を行う際に、放射性物質が車両や衣服、体の表面に付いているかどうかを調べることをいう。検査の結果、基準値を超える放射性物質が確認された場合には簡易除染を行う。

(4) 避難退域時検査体制の整備

県は、避難指示区域外の避難ルート沿いに避難退域時検査の実施場所を設定し、国及び関係機関と連携して、検査体制を整備する。

(5) 避難退域時検査の実施

避難退域時検査は OIL に基づく防護措置としての避難等の指示を受けた住民等を対象として、国が定めるマニュアルに基づいて検査を実施する。検査や簡易除染により、基準値超過の場合は、原子力災害拠点病院等で除染を行う。

第４　安定ヨウ素剤等服用の指示

１　安定ヨウ素剤等の搬送

市は、県の指示により県、または市が保管している安定ヨウ素剤を速やかに避難所等に搬送する。また、住民等が被ばくまたは被ばくするおそれが切迫し、県の指示を待ついとまがないときは、市が保管している安定ヨウ素剤等を速やかに避難所等に搬送するものとする。

２　安定ヨウ素剤等の服用の指示

(1) 服用のための準備

市は、県の原子力災害現地対策本部より、安定ヨウ素剤等の服用の緊急時応急対策活動を行うよう、指示または指導・助言があった場合は、住民等の放射線防護のため、安定ヨウ素剤等の服用を指示する。

(2) 服用の指示

ア　市は、住民等の放射線防護のため、県原子力災害対策本部等より安定ヨウ素剤の服用の時機について指示があった場合、または知事の判断により、住民等に対し安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示するものとする。

イ　安定ヨウ素剤の服用の方法は、原子力災害対策指針によるものとする。

ウ　安定ヨウ素剤の服用にあたっては、原子力災害対策指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の服用の効果、服用対象者、服用不適切者等について、服用対象者へパンフレット等により説明するものとする。

３　安定ヨウ素剤服用に係る防護対策の指標

安定ヨウ素剤服用に係る防護対策の指標は、原子力災害対策指針に基づき、性別・年齢に関係なく全ての対象者に対し一律に、放射性ヨウ素による小児甲状腺等価線量の予測線量は 100m Svとし、原子力災害時における放射性ヨウ素の放出に対する甲状腺への放射線影響を低減させるための防護対策としては、屋内退避、避難、安定ヨウ素剤服用等があり、放射性物質の放出状況を踏まえ、より実効性を高めるため、これらの防護対策を別々に考えるのではなく、総合的に計画するものとする。

第５　メンタルヘルス対策

(1) 原子力災害時には、放射線による被ばくや汚染等に対する不安や、被ばく等が身体的な健康に及ぼす不安などの心理的変化が生じるとともに、避難や屋内退避等による生活環境の変化が精神的負担となることが考えられることから、市は、県、田村医師会等と協力し、メンタルヘルス対策を適切に実施ものとする。

(2) メンタルヘルス対策の実施にあたっては、原子力災害対策指針を踏まえ、原子力災害の経過に応じた対策、適切な情報の提供及び原子力災害対策を行うとともに、メンタルヘルスの専門家だけでなく住民等に接する緊急事態応急対策に従事する者全員が、その役割を担うことを認識し取り組むものとする。

第１２節　救助・救急及び消火活動

市は、放射性物質等の及ぼす影響を勘案し、防災関係機関の緊密な協力により、防護対策区域内における救助・救急及び消火活動を迅速かつ的確に実施するものとする。

第１　資器材の確保

市は、救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ県又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。

第２　応援要請

市は、災害の状況等から必要と認められるときは、県を通じて、県内他市町村、原子力事業者等に対し、救助・救急及び消火活動について応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

第３　緊急消防援助隊等への応援要請

市は、災害の状況から管内の消防力では対処困難と判断したときは、速やかに県に応援を要請する。なお、要請時には以下の事項に留意するものとする。

ア　救助・救急及び火災の状況、並びに応援要請の理由、応援の必要期間
イ　応援要請を行う消防機関の種別と人員
ウ　市町村への進入経路及び集結（待機）場所

第１３節　緊急輸送活動

市は、県と連携して緊急時において、災害応急対策を迅速に実施するため、人員、資機材及び緊急物資の輸送活動を迅速に行うものとする。

第１　緊急輸送の順位

市は、防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、原則として次の順位で調整するものとする。

第１順位：人命救助、救急活動に必要な輸送、合同対策協議会のメンバー
第２順位：避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
第３順位：災害応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
第４順位：市民の生活を確保するために必要な物資の輸送
第５順位：その他災害応急対策のために必要な輸送

第２　緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は以下のものとする。

(1) 救助・救急活動、医療・救護活動、消火活動に必要な人員及び資機材
(2) 負傷者、避難者等
(3) コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員及び資機材
(4) 国または県から要請を受けた場合は、合同対策協議会の対応方針決定会議のメンバー(国の現地対策本部長及び県原子力災害対策本部長等)、災害応急対策要員(現地本部要員、国の専門家、県の緊急時モニタリング要員、情報通信要員等)及び必要とされる資機材
(5) 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
(6) その他緊急に輸送を必要とするもの

第３　緊急輸送体制の早期確立

(1) 市は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。
(2) 市は、人員、車両等に不足が生じたときは、関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じ県に支援を要請するものとする。
(3) 市は、(2)によっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。

第４　交通・運送事業者からの車両調達等

(1) 市は、県から要請があった場合は、市内の運送事業所が保有する車両等の調達または斡旋を行うものとする。

(2) 市は、市内の運送事業者への要請にあたっては事故や放射線に関する情報提供や防護資機材の貸与を行うものとする。
(3) 市は、県の協力を得て輸送に従事した者に対し、線量計を貸与するとともに、避難退域時検査等を実施する等の被ばく管理を適切に行うものとする。

第５　緊急輸送のための交通の確保

１　陸路輸送経路の確保

(1) 市は、応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う道路機能を確保するため田村警察署、自衛隊等の協力を得て、また自ら通行が可能な道路、道路施設の被害、復旧見込み等の緊急輸送活動に必要な情報の収集に努めるものとする。
(2) 市は、田村警察署と協議の上、交通可能道路等の情報に基づき、緊急輸送ルートを選定するものとする。
(3) 市は、選定された緊急輸送ルートの確保に努めるとともに、損壊箇所がある場合には道路の重要度を考慮して計画的に道路の応急復旧を行い、輸送機能の充実を図るものとする。
(4) 市及び田村警察署は、交通規制にあたって、相互に密接な連絡をとるとともに、その他関係機関及び住民等に対して周知するものとする。

２　空路による輸送

(1) 発災直後など緊急を要する場合や交通途絶による孤立地帯への輸送については、放射性物質の状況を考慮し、県及び自衛隊にヘリコプターを要請し、医療従事者、緊急時モニタリング要員、飲料水、食料品及び防護資機材等を輸送するものとする。
(2) 市は、既存のヘリコプターの臨時離着陸場の状況を把握し、直ちに選定し、県及び自衛隊に対して連絡するものとする。

第１４節　緊急事態応急対策に従事する者の安全確保

第１　方針

市は、被ばくする可能性のある環境下で、住民等に対する広報・指示伝達、避難誘導、交通整理、緊急時モニタリング、医療活動等の災害応急対策活動を実施する者及び放射性汚染物の除去等の緊急事態応急対策に従事する者の安全を確保するため、緊急事態応急対策に従事する者に対する防護対策、被ばく管理及び医療措置を適切に実施するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の緊急事態応急対策に従事する者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配意するものとする。

第２　緊急事態応急対策に従事する者の放射線防護に係る指標

県の定める緊急事態応急対策に従事する者の被ばく線量は、実効線量で５年につき 100m Svかつ１年間につき 50m Svである。ただし、緊急事態応急対策に従事する者のうち、人命救助等緊急やむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量は、実効線量で 100m Svを上限とする。なお、緊急事態応急対策に従事する者の放射線防護に係る指標は上限であり、市は、災害応急対策活動に係る被ばく線量をできる限り少なくするよう配慮するものとする。

第３　防護措置

(1) 市は、必要に応じその管轄する緊急事態応急対策に従事する者に対し、防護服、防護マスク及び線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤等の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。
(2) 市は、防護資機材に不足が生じた場合、または生じるおそれがある場合には、県及び関係機関に対して、防護資機材の確保に関する支援を依頼するものとする。

第４　緊急事態応急対策に従事する者の被ばく管理

(1) 緊急事態応急対策に従事する者の被ばく管理は、原則として各機関独自で行うものとし、各機関ごとに、被ばく管理を行う人員を配置して、個人被ばく線量計の管理、汚染検査、除染等の措置を行うものとする。
(2) 市は、被ばく管理を行う人員について不足が生じたときは、県及び原子力事業者に派遣要請を行うものとする。

第５　防護資機材の確保

(1) 市は、応急対策活動を行う緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のための防護資機材を確保するものとする。

(2) 防護資機材に不足が生じた場合、または生じるおそれがある場合には、市は、県及び関係機関に対し防護資機材の支援の要請を行うものとする。

第６　防災関係機関との情報交換

市は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、オフサイトセンター等において、県、関係市町村、事業者及び防災関係機関と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第１５節　核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬中の事故（以下この節においては単に「事故」という。）に係る防災対策について、原子力事業者並びに原子力事業者から運搬を委託された者が必要な応急対策を講ずるとともに、国（輸送関係省庁）は、関係省庁事故対策連絡会議を開催するとともに、国の職員及び専門家を現地へ派遣し、必要な資機材を現地へ動員することとなる。

市は、当該運搬を委託した原子力事業者、国、防災関係機関等と協力して、以下の初動対応を踏まえつつ、前節までの緊急事態応急対策に準じた応急対策を講じるものとする。

(1) 原子力防災管理者は、事故による特定事象発見後または発見の通報を受けた場合、直ちに国、県、市町村、警察機関、消防機関、海上保安部署等関係機関に文書で送信し、さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認するものとし、以後、応急対策の活動状況等を随時連絡するものとなっている。

(2) 原子力事業者等は、直ちに携行した防災資機材を用いて立入制限区域の設定、汚染・漏洩の拡大防止対策、遮へい対策、緊急時モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置を的確かつ迅速に行うことにより、原子力災害の発生の防止を図るものとし、さらに直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ、他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行うものとする。

(3) 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員等の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するものとする。

(4) 事故の通報を受けた最寄りの警察署は、直ちにその旨を警察本部に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。

(5) 事故の通報を受けた福島海上保安部は、直ちにその旨を第二管区海上保安本部に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、海上保安部職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、現場海域への立入制限、人命救助等必要な措置を実施するものとされている。

(6) 市は、事故の通報受信後、県と相互に協力して事故状況の把握に努め、国の指示に基づき事故現場周辺の住民等の安全を確保するために必要な措置を実施するものとする。

第４章　原子力災害中長期対策

本章は、原子力災害対策特別措置法第 15 条第 4 項の規定に基づき、原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第１節　放射性物質による汚染の除去、放射性廃棄物の処理等

市は、国、県の指示または指導・助言のもとに事業者及び関係機関等と連携し、放射性物質に汚染された物質の除去を行うものとし、高線量箇所が発見されたときは、国が整備した除染関係ガイドラインを参考として速やかに除染作業を実施し、市民生活への影響を軽減するものとする。

第２節　緊急事態解除宣言後の対応

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き原子力災害被災者生活支援チームと連携し、原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

第１　原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

市は、発出された原子力緊急事態が解除された場合は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策実施区域として、長期にわたって居住を制限する「帰還困難区域」、引き続き避難を求める「居住制限区域」、市民の早期帰宅を目指す「避難指示解除準備区域」、「緊急時避難準備区域」等の避難区域を設定するものとする。

第２　各種制限措置設定・解除の周知

市は、独自のモニタリングの結果、基準値以上の農産物及び飲料水等の汚染が生じた場合、または国、県の指示に基づき、その汚染の程度により立入制限、出荷制限、採取及び摂取制限を行う。

なお、事後モニタリング等により汚染の解消が確認された場合、または国、県から原子力災害応急対策として実施した立入制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除の措置を行うとともに、関係機関に連絡するものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。

第３節　環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

市は、原子力緊急事態解除宣言後も継続的に環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。

第４節　心身の健康相談体制の維持

市は、市民に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施するものとする。

第５節　災害地域住民に係る記録等の作成

第１　災害地域住民の記録

市は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録・保管するものとする。

なお、他市町村からの受け入れた避難者についても記録・保管するものとする。

第２　影響調査の実施

市は、県が行う農林水産業等の受けた影響について調査に協力するものとする。また、除染後の田畑から生産された農作物について、中長期的放射性物質の影響を把握するため継続的にモニタリングを行うものとする。

なお、農作物に汚染が生じた場合は、速やかに県に報告し出荷及び摂取制限等の措置を行うものとする。

第３　災害対策措置状況の記録

市は、市内の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録し、保存しておくものとする。

第６節　適正な流通の促進

第１　消費者目線での情報提供

市は、市内で生産された農産物等の放射能を測定し、消費者が安心して購入できるよう広報活動を行い、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるようにするものとする。

第２　風評被害等の影響の軽減

市は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。

第３　物価の監視

市は、国、県と連携し、生活必需品等の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表するものとする。

第７節　被災者等の生活再建等の支援

第１　被災者等の生活再建への支援

市は、国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの回復・維持、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。

第２　相談窓口の設置等

市は、国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

第３　生活再建の推進

市は、県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討するものとする。

第８節　被災中小企業等に対する支援

市は、国及び県と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

第９節　復旧・復興事業からの暴力団排除

市は、田村警察署、事業者及び防犯関係団体と連携し、暴力団排除活動の徹底により暴力団等の復旧・復興事業への参入・介入の防止に努めるものとする。

第１０節　災害対策本部の廃止

本部長は、国の原子力緊急事態の解除宣言後、原子力災害に関する応急対策が概ね完了したと認めるとき、又は原子力災害の危険性が解消されたと認めるときは、災害対策本部を廃止するとともに、県に災害対策本部の廃止を報告するものとする。

水防計画編

＜目次＞

第１節 総則 1
第１ 目的 1
第２ 市の責任 1
第３ 安全配慮 1
第２節 水防組織 2
第１ 水防組織の概要 2
第２ 市の水防組織 2
第３節 重要水防区域 4
第４節 水防資器材等 6
第１ 水防倉庫の資器材備蓄基準 6
第２ 水防倉庫の資器材備蓄状況 7
第３ 調達可能水防資材 7
第４ 水防資器材の輸送 8
第５ 費用負担と公用負担 8
第５節 市内における水位、雨量観測所 10
第１ 水位観測所 10
第２ 雨量観測所 10
第６節 気象情報、水防情報の連絡 11
第１ 水防通信連絡 11
第２ 通報と伝達の系統図 12
第７節 水位周知と水防警報 13
第１ 福島県知事が行う水位周知河川における水位到達情報の通知及び周知 13
第２ 国土交通大臣又は都道府県知事が発令する水防警報 13
第８節 水防活動 14
第１ 水防巡視 14
第２ 出動及び水防作業 16
第３ 水防通報 16
第４ 水防の解除 17
第５ 堰の操作 17
第６ 水防活動の報告 17
第９節 水防訓練 18
第１ 水防訓練実施計画 18

第１節　総則

第１　目的

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号、以下「法」という。）第 4 条の規定に基づき、福島県知事から水防管理団体に指定された指定水防管理団体たる田村市が、同法第 33 条第 1 項の規定に基づき、田村市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、田村市の地域にかかる河川等の水害を警戒・防御し、被害を最小限に抑え、公共の安全を保持することを目的とする。

第２　市の責任

市内の水防を十分に果たすべき責任を有する。(法第３条)

第３　安全配慮

水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
・水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
・水防活動は必ず複数人で行う。
・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
・指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
・水防訓練等において、安全に水防活動を行うための研修を実施する。

第２節　水防組織

水防法第 10 条第 3 項、第 11 条及び気象業務法第 14 条の 2 の規定により、水防に関係のある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水、内水（以下「水害等」という。）のおそれがあると認められるときから水害等のおそれがなくなったと認められるときまで、市に水防本部を設置し、水防の事務を処理するものとする。

第１　水防組織の概要

１　水防組織の構成

市と県は、水防事務の円滑な執行を図るため、以下に示す水防組織を設置し、相互の組織間において正確かつ迅速な連絡を行い、的確な水防活動の実施に資する。

水防組織

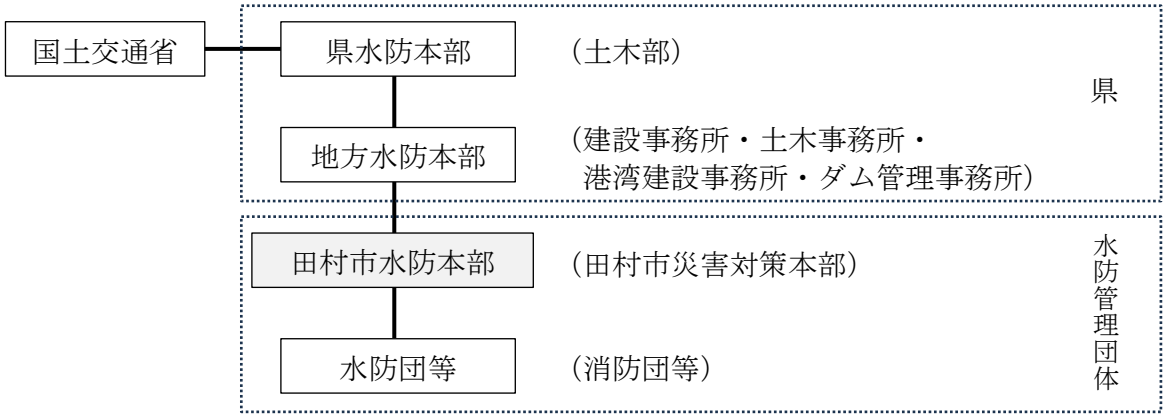

２　水防組織の役割

(1)　田村市水防本部

市内の水防事務を総括する。（気象、被害、水防活動等に関する情報の収集、連絡、水防作業の応援指導等、水防作業の円滑な推進に資する業務、広報等の業務）

３　水防組織間の連絡

(1)　県水防本部からの連絡は、原則として地方水防本部を通じ市水防本部に連絡する。

(2)　市水防本部からの連絡は、原則として地方水防本部を通じ県水防本部に連絡する。ただし、緊急連絡等やむを得ない場合はこの限りではない。

(3)　市水防本部は、所轄水防団等の活動状況を常に掌握し、的確な連絡体制をとるものとする。

第２　市の水防組織

１　水防本部設置基準

次の(1)～(5)に該当したとき、又は市長が必要と認めたときに設置する。

(1)　次の注意報及び警報が発表され、被害の発生、または被害の発生する恐れがあるとき。

ただし、各注意報の場合は諸状況を判断の上、市長が特に必要であると認めた場合に限り設置する。

注 意 報：大雨、洪水の各注意報 警　　報：大雨、洪水の各警報 特別警報：大雨特別警報

(2) 水防法第 11 条第 1 項による洪水予報が発表されたとき。
(3) 水防法第 16 条第 3 項による水防警報が発表されたとき。
(4) 地震により河川等が被災し水害が発生したとき、又は水害の発生するおそれがあるとき。
(5) その他、市長が必要であると認めたとき。

２　水防本部の組織

水防本部の組織は、災害対策本部の組織編成に準ずる。

なお、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の規定による災害対策本部が設置された場合は、水防本部はこの組織に入り水防事務を処理する。

３　水防本部事務局

水防本部の事務局は、市民部生活安全課に置く。

水防本部事務局：電話番号		0247-82-1116
	FAX	0247-82-2522

４　水防本部の係員の非常参集

事務分担する係員は、水防本部の指令を受けたときは、直ちに本部に参集し水防本部長（以下「本部長」という。）の指揮を受けるものとする。

５　水防非常配備体制

水防本部が設置されたときは、常時勤務から水防配備体制の切換を迅速確実に行う。

なお、長時間にわたる非常勤務活動の完遂を期するため、本部員を適当に交代又は休養させ、別に定める水防非常配備要領による非常配備を行う。

水防非常配備要領

※状況によっては上位の体制に直ちに移行する場合がある。

種別	配備体制	配備につく時期
水防 警戒体制	主に情報の収集及び連絡にあたり、事態の推移によって直ちに招集その他活動ができる体制	今後の気象情報と水位情報に注意し、警戒する必要があるが、具体的な水防活動を実施するに至るまでには、時間的余裕があると認められるとき。
水防 非常体制 （班長以上参集）	班長以上が参集し、直ちに団員を招集できる体制	水防団待機水位に達する見込みとなり、数時間後には水防活動の開始が考えられるとき。
水防 非常体制 （全団員参集）	所属人員の全員を動員する完全な水防体制	甚大な被害の発生の恐れがあり、住民の避難が伴う水防活動を要するとき。

（　）書は、略称

６　水防本部解散基準

気象に関する警報、洪水予報及び水防警報が解除され、かつ水防上の危険が解消されたと認められる場合に、水防本部を解散する。

第３節　重要水防区域

重要水防区域並びに水防（消防）分団受持区域（田村市滝根地区）

番号	河川名	水防(消防)分団名	左岸・右岸の別	位置			評定基準種別	予想される危険概要	対策水防工法
				滝根町	字	延長ｍ			
1	夏井川		両岸	神俣		1,700	工事施工(堆砂)	溢水	土のう積

重要水防区域並びに水防（消防）分団受持区域（田村市大越地区）

番号	河川名	水防(消防)分団名	左岸・右岸の別	位置			評定基準種別	予想される危険概要	対策水防工法
				大越町	字	延長ｍ			
1	牧野川	大越地区隊第１分団	両岸	下大越	原	200	堤防高(A)	溢水	土のう積

重要水防区域並びに水防（消防）分団受持区域（田村市都路地区）

番号	河川名	水防(消防)分団名	左岸・右岸の別	位置			評定基準種別	予想される危険概要	対策水防工法
				都路町	字	延長ｍ			
1	南川	都路地区隊第１分団	両岸	古道	横山前	120	堤防高(B)	溢水	土のう積
2	古道川		両岸	岩井沢		5,200	工事施工(堆砂)	溢水	土のう積

重要水防区域並びに水防（消防）分団受持区域（田村市常葉地区）

番号	河川名	水防(消防)分団名	左岸・右岸の別	位置			評定基準種別	予想される危険概要	対策水防工法
				常葉町	字	延長ｍ			
1	大滝根川	常葉地区隊第１分団	両岸	常葉	陣場長縄	300	堤防高(A)	溢水	土のう積
2	大滝根川	常葉地区隊第３分団	両岸	関本	仲ノ坪	200	堤防高(A)	溢水	土のう積
3	桧山川	常葉地区隊第１分団	右岸	常葉	石蒔田	200	堤防高(A)	溢水	土のう積
4	大滝根川		両岸	西向		3,800	工事施工(堆砂)	溢水	土のう積
5	桧山川		両岸	堀田		800	工事施工(堆砂)	溢水	土のう積

重要水防区域並びに水防（消防）分団受持区域（田村市船引地区）

番号	河川名	水防(消防)分団名	左岸・右岸の別	位置			評定基準種別	予想される危険概要	対策水防工法
				船引町	字	延長ｍ			
1	大滝根川	船引地区隊第１分団	両岸	船引	舘柄前安久津	2,500	堤防高(A)	溢水	土のう積

番号	河川名	水防(消防)分団名	左岸・右岸の別	位置			評定基準種別	予想される危険概要	対策水防工法
				船引町	字	延長 m			
2	樋渡川	船引地区隊第５分団	右岸	芦沢	膳棚猫台	150	堤防高(A)	溢水	土のう積
3	大滝根川		両岸	船引		2,200	工事施工(堆砂)	溢水	土のう積
4	牧野川		両岸	今泉		2,200	工事施工(堆砂)	溢水	土のう積
5	移川		両岸	上移		10,500	工事施工(堆砂)	溢水	土のう積
6	紫川		両岸	北鹿又		2,800	工事施工(堆砂)	溢水	土のう積
7	堀越川		両岸	堀越		2,900	工事施工(堆砂)	溢水	土のう積

（備考）

評定基準種別

○堤防高（Ａ）　計画高水流量規模の洪水の水位が現況の堤防高以上の箇所

○堤防高（Ｂ）　計画高水流量規模の洪水の水位と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所

○工事施工　出水期間中に堤防を開削する工事個所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所

第４節　水防資器材等

第１　水防倉庫の資器材備蓄基準

１　水防資器材取扱要領

(1) 資材の使用に際しては、水防以外のいかなる工事にも使用することを許さないものとする。

(2) 資材の受払いについては、帳簿を常に記入しておかなければならない。

２　水防倉庫

次の基準により、重要水防区域の実態に即応した、必要な資器材を備蓄するものとする。

品名・規格		単位	数量	品名・規格		単位	数量
器材	スコップ	丁	20	器材	杭木(長 0.6～1.0m、末口5～9 cm)又は鉄筋杭(径 16 mm以上)	本	300
	掛矢	丁	5		土のう袋	袋	500
	おの	丁	5		ビニールシート	枚	60
	鋸	丁	5		縄(110～140m／巻)	巻	20
	鎌	丁	5		鉄線(#10)	kg	20
	ペンチ	丁	5		大型土のう袋 (r1.0m×h1.1m)	袋	50

(備考)

1　上記のほか、水防工法上必要な資機、器材若干量も備蓄しておくこと。

2　低湿地帯で、土のう用土砂の採取不可能な地区については、水防管理団体において適当に土砂を備蓄すること。

3　資器材の規格については、実情に応じて変更すること。

第２　水防倉庫の資器材備蓄状況

令和７年現在

水防倉庫名		滝根・大越・都路・常葉・船引町　水防倉庫						
備蓄資材・器具内訳								
品名	単位	備蓄基準数量	現有備蓄数量					
			滝根	大越	都路	常葉	船引	田村市合計
ツルハシ	丁		2	6	2	10	17	37
ナタ	丁		7	2	5	3	7	24
掛矢	丁	5	4	5	5	10	5	29
スコップ	丁	20	22	20	20	29	46	137
おの	丁	5	2	5	5	2	5	19
ペンチ	丁	5		5	5	4		14
ハンマー	丁		2	2	1	4	2	11
鎌	丁	5	16	5	5	8	5	39
鋸	丁	5	45	5	5	12	9	76
土のう袋	袋	500	1,000	500	500	800	3,200	6,000
大型土のう袋	袋	50		10		10		20
ビニールシート	枚	60	45	40	40	40	100	265
縄	巻	20	4	10	10	10	20	54
ロープ	巻		4	5	10	15	30	64
抗木又は鉄筋抗	本	300	100	300	100	120	8	628
鉄線	kg	20	20	20	20	20		80
チェーンソー	台		2		1	1	1	5
投光器	台		(併)9	1 (併)2	(併)3	(併)5	(併)10	1 (併)29
発電器	台		(併)9	1 (併)2	(併)3	(併)4	(併)10	1 (併)28
拡声器	台		(併)1	(併)1	(併)1	(併)2	(併)2	(併)7
携帯無線機	台		(併)27	(併)33	(併)51	(併)76	(併)200	(併)387
ライフジャケット	着						62	62

※（併）消防と併用

第３　調達可能水防資材

備蓄資器材の使用、または損傷により不足を生じた場合の補充及び緊急時の補給に備えるため、下記の業者を水防資材取扱業者とする。

なお、各地区隊において状況の急変等により、水防本部に要請する時間的余裕がないときは、各地区隊長は当該地域の業者等により調達するものとする。

この場合は、その旨を本部長に報告するものとする。

水防資材取扱業者一覧

業者名	所在地	電話
JA 福島さくら たむら統括センター	船引町船引字南町通 160	82-1212
(株)相馬金物店	大越町上大越薬師堂 180	79-2464
(有)武田工務店	大越町下大越字川向 480	79-2019
(有)最上商会	都路町古道字横山前 28	75-2056
ふくしま中央森林組合都路事業所	都路町古道字戸田平 112-1	75-2013
(株)西向建設工業	常葉町西向字中 76-1	77-2133
(有)白岩材木店	常葉町小桧山字行屋前 53-2	77-2456
善五郎商店	常葉町常葉字上町 81	77-2072
田村森林組合	常葉町西向字堂ヶ入 62-7	67-1101
小泉与四衛商店(有)	船引町船引字砂子田 73-1	82-0253

第４　水防資器材の輸送

水防資器材輸送のためトラックなどの運搬具を整備し、必要に際して緊急輸送に当たらせるものとする。

緊急のため運搬車両の不足を生じやむを得ない場合は、官民を問わずあらゆる輸送機関を利用するものとし、この場合警察署長等に連絡応援を求めるものとする。

第５　費用負担と公用負担

１　費用負担

田村市の水防に要する費用は水防法第 41 条により、本市が負担するものとする。

ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の額及び負担の方法は、水防法第 23 条により、応援を求めた水防管理団体との間で協議によって定める。

また、水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは当該水防に要した費用は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。ただし、その費用の額及び負担の方法は両者の協議によって定める。(水防法第 42 条)

２　公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、市長、水防（消防）団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

ただし、損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。(水防法第 28 条)

・必要な土地の一時使用
・土石、竹木、その他の資材の使用又は収用
・車両その他の運搬具又は器具の使用
・工作物その他の障害物の処分

(1) 公用負担権限証明書

水防法第 28 条により公用負担を命じる権限を行使する者は、市長、水防（消防）団長又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書をその他これらの者の委任を受けた者にあっては、次のような証明書を携行し、必要ある場合は、これを提示するものとする。

（表）	（裏）
第　　号 公用負担権限証明書 田村市消防団 氏　　名 上記の者○○○区域における水防法第 28 条第 1 項の権限行使を委任することを証明する。 令和　　年　　月　　日 田村市長　　㊞	水防法 第 28 条　水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。 ２　前項に規定する場合において、市長から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。 ３　水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(2) 公用負担命令票

水防法第 28 条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として次に示す命令票を目的物の所有者又はこれらに準ずるべき者に手渡した後に、これを行うものとする。

第　　号

公　用　負　担　命　令　票

１　目　的　物　　種　類　○○○○○　　数量　○○○○○
２　負担の内容　　使用・収用・処分

令和　　年　　月　　日

○○○○○　様

田村市長　　氏　　名　㊞
事務担当者　　氏　　名　㊞

第５節　市内における水位、雨量観測所

第１　水位観測所

１　水防活動に必要とする量水標

資料編：01 地域防災計画資料「７　水位観測所」

２　危機管理型水位計

資料編：01 地域防災計画資料「８　危機管理型水位計」

第２　雨量観測所

１　水防活動に必要とする観測所

資料編：01 地域防災計画資料「６　雨量観測所」

２　その他の観測所

資料編：01 地域防災計画資料「６　雨量観測所」

３　気象観測システム（POTEKA）

資料編：01 地域防災計画資料「９　気象観測システム（POTEKA）」

第６節　気象情報、水防情報の連絡

第１　水防通信連絡

１　水防関係機関連絡表

連絡先	電話番号	連絡先	電話番号
田村市役所	81-2111	福島県県中地方振興局	024-935-1295
田村市生活安全課	82-1116	福島県県中建設事務所	024-935-1455
田村市滝根行政局	78-2111	陸上自衛隊郡山駐屯部隊	(代)024-951-0225
田村市大越行政局	79-2111	福島県三春土木事務所	62-3151
田村市都路行政局	75-2111	田村消防署	82-1200
田村市常葉行政局	77-2111	田村消防署滝根分署	78-2511
福島県土木部河川整備課	024-521-7483	田村消防署大越分遣所	68-3899
国土交通省東北地方整備局	022-225-2171	田村消防署都路分署	75-3000
国土交通省福島河川国道事務所	024-539-6127	田村警察署	62-2121
国土交通省福島河川郡山出張所	024-943-6591	田村警察署小野分庁舎	72-2121
国土交通省三春ダム管理所	0247-62-3145		

２　退庁後水防用務連絡系統図

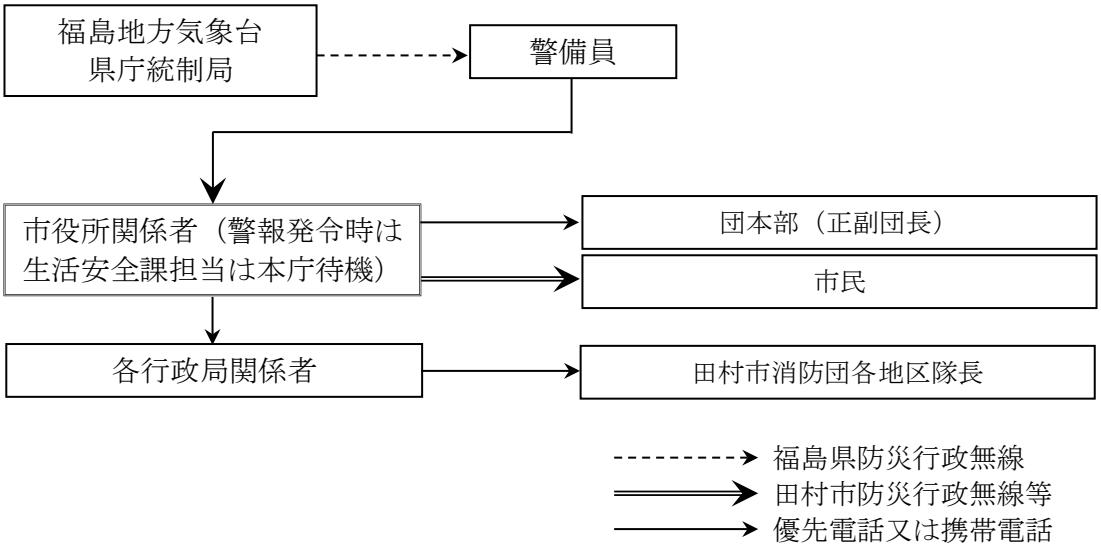

第２　通報と伝達の系統図

１　水防用気象予警報伝達系統図

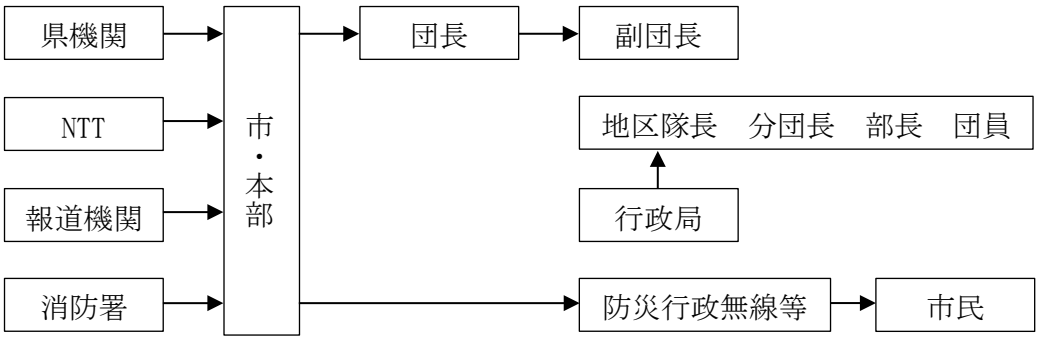

２　避難判断水位伝達系統図

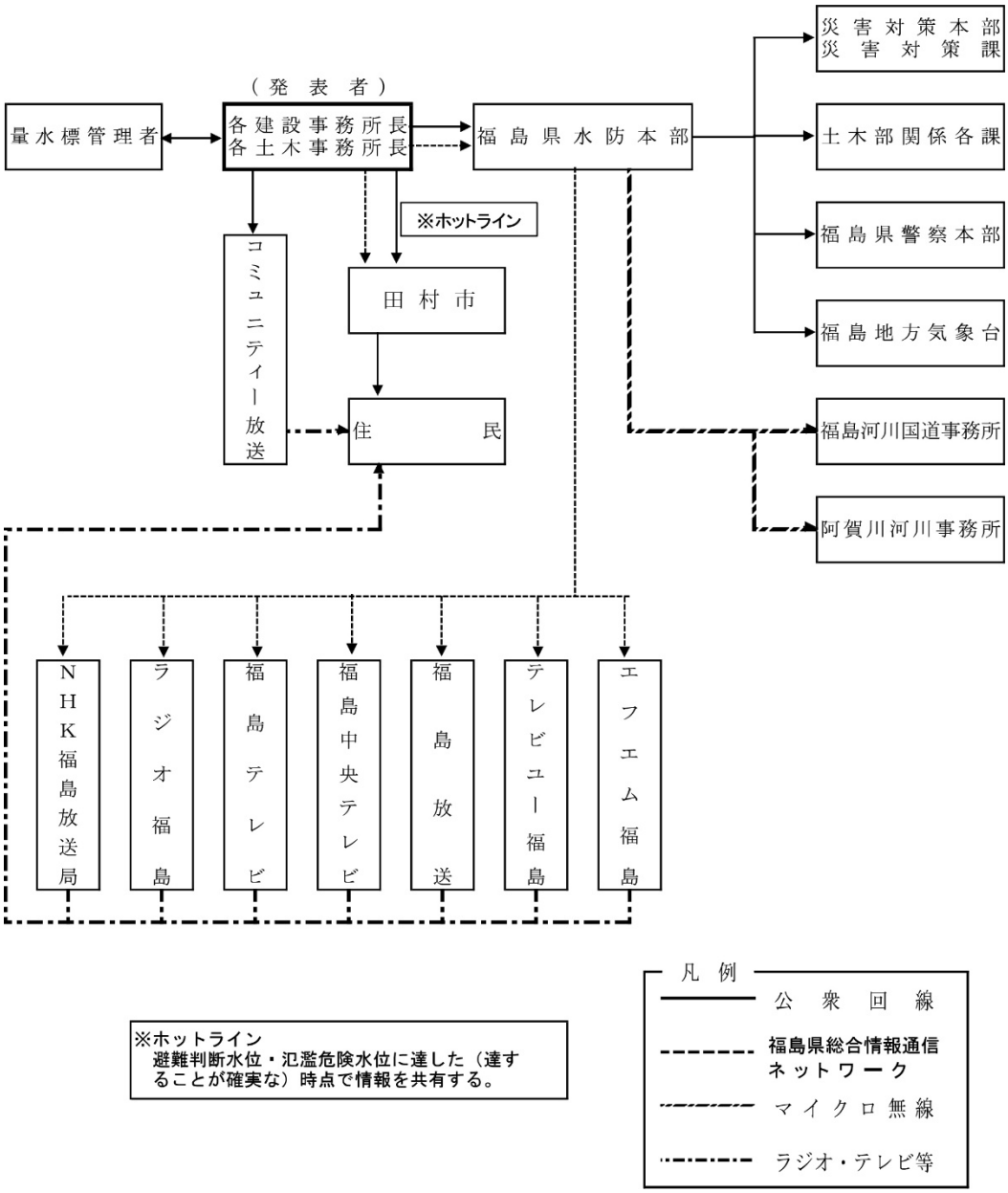

第７節　水位周知と水防警報

第１　福島県知事が行う水位周知河川における水位到達情報の通知及び周知

水防法による水位周知 （水防法第 13 条）	洪水により相当な被害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、避難判断水位（避難の目安となる水位）を定め、周知する。

福島県知事指定河川

河川名	管理者名	観測所名	避難判断水位 （特別警戒水位）	発表区間
大滝根川	三春土木事務所	中島水位観測所	3.50m （T.P.400.62 m）	（左岸） 船引町春山字和久　船引町船引字入山 から （町尻川合流点）　（中ノ内橋） （右岸） 船引町春山字上ノ台　船引町船引字中ノ内前 から （町尻川合流点）　（中ノ内橋）
※水防団待機水位（通報水位）　2.00m ※氾濫注意水位（警戒水位）　2.80m ※氾濫危険水位（危険水位）　4.20m				

河川名	管理者名	観測所名	避難判断水位 （特別警戒水位）	発表区間
牧野川	三春土木事務所	牧野水位観測所	3.15m （T.P.415.66m）	（左岸） 大越町牧野字牧野　船引町船引字舘屋敷 から （県管理区間上端）　（大滝根川合流点） （右岸） 大越町牧野字戸ノ内　船引町船引字川代 から （県管理区間上端）　（大滝根川合流点）
※水防団待機水位（通報水位）　－　m ※氾濫注意水位（警戒水位）　－　m ※氾濫危険水位（危険水位）　3.50m				

第２　国土交通大臣又は都道府県知事が発令する水防警報

水防法による水防警報 （水防法第 16 条）	洪水又は高潮によって災害が起こるおそれがあるときに水防を行う必要がある旨を警告して行う発表。

※本市においては、国土交通大臣又は県知事が指定し水防警報が発表される河川の該当はない。

第８節　水防活動

第１　水防巡視

(1) 水防巡視

本部長は、洪水予報などの通知を受けたときは、直ちに消防団正副団長及び各河川の水防受持区域の消防団地区隊長に対し、その通報を通知し、必要団員を河川及び堰等の巡視を行うよう指示するものとする。

また、河川水位が警戒水位に達したときは、直ちに関係消防地区隊長に通知するとともに、必要な団員を召集し、警戒、水防活動に当たらせるものとする。

ただし、配備職員の安全確保を図らなくてはならない。

(2) 消防団地区隊の水防受持区域

消防団地区隊の水防受持区域を次のとおり定める。

なお、団長は水防状況を勘案の上必要と認めた場合は、水防受持区域を変更し他の地区隊の水防作業を応援せしめることがあるものとする。

（田村市消防団　滝根地区隊）

担当分団	受持区分			責任者
	河川名	位置	延長	
第３分団	夏井川	川除	150m	第３分団長

（田村市消防団　大越地区隊）

担当分団	受持区分			責任者
	河川名	位置	延長	
第１分団	牧野川	原	200m	第１分団長

（田村市消防団　都路地区隊）

担当分団	受持区分			責任者
	河川名	位置	延長	
第１分団	南川	横山前、馬場平	1,500m	第１分団長

（田村市消防団　常葉地区隊）

担当分団	受持区分			責任者
	河川名	位置	延長	
第１分団	大滝根川	常葉字滝ノ前～前田	4,000m	第１分団長
	桧山川	常葉字本坊	200m	
	大平山川	常葉字田和上～向田	200m	
第１分団	大滝根川	久保字樋ノ口～川久保	250m	第１分団長
	桧山川	常葉字四重城～石蒔田	3,730m	
	石蒔田川	常葉字壁谷田～前田	1,150m	
	新田作川	新田作字笊内～常葉字五斗蒔	3,650m	
	久保川	久保字宮ノ前～川久保	3,500m	
	羽山川	常葉字富作～久保字樋ノ口	2,500m	

担当分団	受持区分			責任者
	河川名	位置	延長	
第２分団	大滝根川	西向字西美田～下川原	2,550m	第２分団長
	休石川	西向字休石～沖畑	2,800m	
	鹿山川	西向字東ノ内～歩代田	4,300m	
第３分団	大滝根川	早稲川字上遠野～関本字岡ノ内	4,020m	第３分団長
	桧山川	堀田字柳渡戸～細越	4,050m	
	八升栗川	堀田字八升栗～柳渡戸	2,100m	
	田代川	堀田字田代～塚越	3,750m	
	沼田入川	堀田字柳渡戸～桧山川合流点	1,400m	
	小桧山川	小桧山字狼ノ神～神明前	2,000m	
第１分団	南倉川	山根字早坂～四重城境	2,000m	第１分団長
	山根川	山根字芦坂～堀田平	4,850m	
	石蒔田川	山根字定福～池ノ畑	1,650m	

（田村市消防団　船引地区隊）

担当分団	受持区分			責任者
	河川名	位置	延長	
第１分団 第２分団 第５分団	大滝根川	船引・春山・芦沢	12,000m	第１分団長 第２分団長 第５分団長
第１分団	牧野川	今泉・船引	3,800m	第１分団長
第３分団 第４分団	移川	上移・南移・北移・石沢 新舘・大倉・横道・中山	12,900m	第３分団長 第４分団長
第５分団	樋渡川	堀越・芦沢	4,200m	第５分団長
第２分団 第５分団	町尻川	芦沢・春山	3,700m	第２分団長 第５分団長
第３分団	紫川	北鹿又・門鹿・大倉	4,200m	第３分団長
第５分団	堀越川	堀越・門沢	3,100m	第５分団長
第２分団	八島川	荒和田・要田	3,500m	第２分団長

(3) 各分団長は、河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したときは、常時河川、堤防等を巡視し、水位の変化と水門の状況などを水防（消防）団長に報告するものとする。
(4) 各分団長は、河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したときは、常時河川、堤防等を巡視し、洪水のおそれを察したときは、直ちにその状況を水防（消防）団長に報告するものとする。
(5) 各分団長は、堤防の決壊又はこれに準ずべき事態が発生したときは、直ちに水防（消防）団長に報告するとともに、地域内住民に避難の呼びかけを行うものとする。
(6) 各分団長は、洪水の危険が切迫し、直ちに地域内の住民の避難立退きを必要と認めるときは、安全な場所に避難誘導を開始するとともに、その内容を水防（消防）団長に報告するものとする。

第２　出動及び水防作業

(1) 本部長は、次の事態が生じた場合には、水防法第 17 条の規定により、次表に示す出動指令を発し、速やかに所轄の水防団等を非常配備につかせるものとする。
　また、水防団の活動状況について、所轄建設事務所を経由で知事に報告するものとする。
ア　水防警報が発表されたとき。
イ　所轄河川等が氾濫注意水位（警戒水位）に達する等、治水上の危険が生じたとき。
ウ　地方水防本部からの指示があったとき。
エ　その他、本部長が自らの判断により必要と認めたとき。

(2) 水防団の出動段階は、次のとおりである。

活動段階	活動内容	指令の発せられる時期
第１段階 「待機」	○水防団を待機させるもの 水防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後の情勢を把握することに努める。 一般団員は直ちに次の段階に入りうるように準備する。	概ね水防に関する気象情報等が発せられ、洪水が予想されるとき。
第２段階 「準備」	○水防活動の準備を通知するもの 水防団の長は水防資器材の配備・点検、団員の配備計画にあたる。 また、水防上重要な工作物や河川の巡視等に一部の団員を出動させる。	概ね河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお、上昇のおそれがあり、水防活動の必要が予想されるとき。
第３段階 「出動」	○水防団に活動を通知するもの 水防団等の全員が集合し、警戒配備につく。	概ね河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお、上昇のおそれがあるとき。
第４段階 「解除」	○水防団の終了を通知するもの 人員を確認し、水防活動の内容を報告の上、解散する。	概ね水防警報が解除され、かつ河川が氾濫注意水位（警戒水位）以下に減する等、水防上の危険が解消されたとき。

(3) 水防作業上の留意点
ア　水防団員は、出動前には家事を整理し、出動した後は部所を遵守すること。
イ　作業中は、上司の命令に従い、団体行動をとり、常に所在を明らかにすること。
ウ　命令及び情報の伝達は特に迅速、正確及び慎重を期し、私語を慎み、「ろう水」「破堤」等の想像による言葉などでみだりに人心を動揺させてはならない。
エ　洪水時において堤防に異常が起こる時期は、滞水時間にもよるが、概ね水位が最大のとき、又はその前後である。
　しかし、法崩れ、陥没等は減水時に生ずる場合が多いので、洪水の最盛期を過ぎても十分減水するまで厳重に警戒すること。
オ　水防団員が自身の安全確保ができないと判断したときには、自身の避難を優先する。

第３　水防通報

１　決壊等の通報

　堤防が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生した場合には、本部長は水防法第 25 条の規定により、直ちにその旨を福島県県中建設事務所、福島県三春土木事務所、及び氾濫す

べき方向の隣接水防管理団体並びに国土交通省直轄工事区域にあっては、東北地方整備局福島河川国道事務所に通知するものとする。通知を受けた建設事務所及び土木事務所は、これを水防本部、警察その他必要な機関に連絡するものとする。

２　避難のための立退き

本部長が必要と認めたときは、防災行政無線（戸別受信機を含む。）その他の広報手段によって、水防法第 29 条の規定による立退き、又はその準備を指示する。

本部長は、予定立ち退き先、経路及び可能水防措置をあらかじめ定めておくものとする。

第４　水防の解除

本部長は、水防警報等が解除され、かつ水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に減じ、水防活動、警戒の必要がないと認められたとき。

第５　堰の操作

洪水警報等が発表された場合等洪水のおそれがあるときは、管理者は開閉責任者に対しその旨を通知し、開閉責任者は水害の発生を未然に防止するため、堰を速やかに操作するものとする。

第６　水防活動の報告

(1) 各分団長は、水防活動終了後２日以内に本部長に水防活動状況を報告しなければならない。

(2) 本部長は、三春土木事務所経由で知事に水防活動終了後、速やかに報告をするものとする。

第９節　水防訓練

水防体制の充実化を図り、適切な水防活動の実施に資するため、水防法第 32 条の２の規定により毎年消防団等による水防訓練を行うものとする。

第１　水防訓練実施計画

１　目的

水防は、迅速かつ適切な処置によってその効果を期待することができる。よって、水防に関する知識及び技術の向上により水防体制の充実強化を図るとともに、地域住民に対して水防意識の高揚を図ることを目的とし、本計画に基づき水防訓練を実施する。

２　実施方法

消防団各地区隊において実施する。

３　実施する訓練

通常の水防訓練は、河川の越水等を想定した、土のう積などの水防工法訓練が主な訓練となるが、市民の安全確保を最優先とするため、以下の訓練を計画する。

(1) 水害が起きそうな場所の確認・監視

(2) 危険箇所の巡回・点検

ア　受持区域の確認

イ　過去に水害が起きた場所など、危険箇所の共有

ウ　危険箇所の見える化

エ　危険箇所の平時からの監視

オ　大雨により河川が増水した場合に、危険箇所へ近づかないようバリケード等の設置（設置場所を事前に決めておく）

(3) 避難誘導や救助活動

ア　大雨により河川が増水した場合の広報ルートの確認

イ　市民への注意喚起を行う広報内容の確認

ウ　一人で避難することが困難な要配慮者の情報共有

(4) 水防資材の確認

ア　土のう袋、山砂などの保管場所の確認。事前の土のう袋作成　など

※河川決壊に備えた、土のう準備は困難であるため、浸水エリアの住宅などに水が入らないよう防御することを想定し、備えておく。

用語集編

＜目次＞

あ行 1
か行 2
さ行 6
た行 10
は行 13
ま行 15
や行 16
ら行 16

用語集

あ行

■安否確認

災害時に家族や知人の安否（無事か、所在など）を確認すること。確認された情報は「安否情報」と呼ばれる。

■溢水

川などの水が堤防を越えてあふれ出ること。

■液状化

地震の際に地下水位の高い砂地盤が、振動により液体状になる現象。これにより比重の大きい構造物が埋もれ、倒れたり、地中の比重の軽い構造物（下水管等）が浮き上がったりする。

■Ｌアラート（災害情報共有システム）

市など地域の災害情報等を共有する共通基盤として配信するシステム。テレビやラジオ等の多様なメディアを通じて、地域住民に迅速かつ確実に伝達される。

■応急危険度判定

大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラス等の落下の危険性を判定する。判定結果は、建築物の見やすい場所に掲示され、居住者や通行人が二次的な被害に遭うのを防ぐ役割を果たす。

■応急手当

病院に行くまでの間に、家庭や職場でできる一時的な処置のこと。けがや病気の悪化を防ぐ効果がある。

■応急復旧

被災した公共施設等に応急措置を施し、喪失又は低下した機能を早期に一定程度回復さ

せることをいう。本格復旧に長い期間を要する場合、二次災害の防止、災害対応の円滑化、被災者の生活確保等のために行われる。

か行

■海溝型地震

日本付近では、海のプレートが陸のプレートを押すとともに引きずり込みながら、陸のプレートの下にもぐり込んでいるが、プレート境界の摩擦力が限界に達すると急激なすべりが起こり、巨大な地震が発生する。この地震を海溝型地震（プレート境界型地震）という。海側のプレートのもぐり込む場所は、日本海溝や南西諸島海溝及びトラフと呼ばれる海底の凹地（駿河トラフ、南海トラフなど）で、マグニチュード８程度以上の巨大地震である関東大地震、東海地震、南海地震などが発生している。

■外国人（災害時）

単に日本国籍を持たない者を指すのではなく、日本語能力が不十分で、日本の生活習慣や文化に不慣れな者も意味する。

■活断層

地質学的に最近の期間(数10万年～200万年)において、地震を繰返し発生させ、今後も引き続き活動して地震を引き起こす可能性の高い断層のこと。

■キキクル

気象庁のホームページで公開されている大雨・洪水警報の危険度分布で、大雨による土砂災害の危険度分布を「土砂キキクル」、短時間の強雨による浸水害の危険度分布を「浸水キキクル」、河川の洪水災害の危険度分布を「洪水キキクル」という。

■帰宅困難者

大規模災害が発生した場合、公共交通機関の運行停止等により、自宅に帰ることが困難になった者のこと。内閣府中央防災会議の定義では、帰宅距離10km以内はおおむね「帰宅可能」、20km以上は「帰宅困難」としている。

■急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地崩壊危険箇所のうち、一定の行為を制限したり、防災工事を行う必要がある区域について、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づいて、県知事が指定する区域である。

■救護所

災害や大規模事故が発生した場合に、被災現場等に医師会や病院から医師等が派遣され応急的な医療活動を行うための場所である。

■共助

共助とは、地域、コミュニティで互いに支援し合う仕組み。自助と公助を補完し、地域防災力の中核を担う。

■緊急交通路

災害対策基本法の規定により、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する道路の区間をいう。

■緊急地震速報

地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間合わない。

■緊急消防援助隊

大規模災害や特殊災害が発生し、発災地の消防力のみでは対応困難なときに、消防庁長官の指示により、都道府県の消防部隊が派遣される広域的な応援制度、消防組織法第45条の２を根拠とする。

■緊急情報メール配信システム

事前に登録したメールアドレス宛に災害時の避難情報や、犯罪被害の情報などを配信する。

配信する内容（一例）

●防災情報
・災害情報（特別警報、土砂災害警戒情報など）
・避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保など）
・火災情報（火災発生及び鎮火情報）
●防犯情報
・犯罪被害防止情報
・不審者情報
・行方不明者情報

■緊急速報メール

市からの災害・避難情報が、対象エリアにいる対応機種の携帯電話利用者に、事前申し込みなしで自動的に配信されるサービス。(株) NTTドコモ、ソフトバンクモバイル（株）、KDDI（株）の３社に対応。このサービスは、市内に滞在している人の対応機種の携帯電話に緊急情報をお知らせするもので、使用料や通信料は無料。

■緊急通行車両

災害対策基本法に定める車両で、道路交通法に基づく緊急自動車、災害応急対策に必要な緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための標章が掲示されている車両をいう。

■緊急輸送道路

県や市等が、人命の救助や災害応急対策活動に必要な物資、資機材、要員等の広域的な緊急輸送を行うために、事前に指定する道路のこと。指定された緊急輸送路の管理者は、それぞれの計画に基づき、その整備を実施する。

■警戒区域

災害対策基本法第63条に基づき市長等が設定する区域で、災害現場での危険防止等のため関係者以外の出入りを禁止、制限し、違反すると罰則がある。

■警戒レベル

災害発生の危険度と、とるべき避難行動を住民が直感的に理解できるようにするため５段階のレベルで示される情報のこと。（避難情報については「は行」にて解説）

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	避難情報
5	災害発生又は切迫	命の危険　直ちに安全確保	緊急安全確保
＜警戒レベル４までに必ず避難！＞			
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	

■激甚災害の指定

災害対策基本法に規定する「著しく激甚である災害」が発生し、被災者や被災地域に助成や財政援助を特に必要とする場合に、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年）を適用し指定すること。

激甚災害に指定されると、一般の災害復旧事業補助、災害復旧貸付等の支援措置に加えて、激甚災害法に基づく各種特例措置が適用される。

■検案

監察医や医師が死亡原因を調べること。

■減災

防災が被害を出さない取り組みであるのに対して、減災は被害の発生を想定した上で、その被害を低減させようとする考え方のこと。

■検視

警察官（検視官）が犯罪性の有無の視点から死亡の状況や死因調査を行うこと。

■洪水予報河川

水防法の規定により、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川として国土交通大臣が指定したもの、若しくはその他の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川として都道府県知事が指定したもの。

■心のケア

災害や病気、犯罪、事故などで危機的なできごとに遭遇したことにより心身等に発生する問題からの立ち直りを補助する、あるいは予防すること、またその活動をいう。

さ行

■災害危険箇所

法令に基づいて指定される災害の危険区域（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等）、防災関係機関の調査により把握、公表されている災害の危険箇所（水害リスク情報図、大規模盛土造成地等）の総称。

■災害救助法

災害時に、国が地方自治体や日本赤十字社及び国民の協力の下に、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の安定を図ることを目的とした法律である。災害救助法の適用を受けた災害の場合は、救出、避難所設置、食品の給与、応急仮設住宅の設置等の対策にかかる費用が国庫負担の対象になる。

■災害拠点病院

医療法により、災害発生時に災害医療を行う医療機関を支援する病院のこと。

■災害時優先電話

災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するため、法令に基づき、防災関係の各種機関等に対し、固定電話及び携帯電話の各電気通信事業者が提供している発信優先サービスのこと。公衆電話はこれにあたるので、日頃の確認が有効。

■災害対策基本法

死者・行方不明者が５千人を超えた昭和34年９月の伊勢湾台風を機に制定された法律（昭和36年公布）で、わが国の災害対策に関する基本法となる。防災行政に関する国と地方公共団体、および住民の責務を明記するほか、防災行政に関する組織、防災計画、災害予防、災害応急対策などを規定する。国に中央防災会議を、地方公共団体に地方防災会議を、また非常時の組織として国に非常災害対策本部、地方公共団体に災害対策本部を設置することもこの法律で規定している。

■災害用伝言版／災害用伝言ダイヤル

携帯電話・スマートフォンやインターネットを利用して被災地の 方の安否確認を行う伝言板のこと。

■自衛隊災害派遣

各種災害の発生時に、被災自治体、消防・警察等のみでは救助・救援などの応急対応が困難な地域に陸・海・空の自衛隊部隊を派遣し、救援活動を行うこと。

市町村の要請を受けた都道府県知事、海上保安庁長官や管区海上保安本部長、空港事務所長からの要請に基づいて自衛隊の部隊等が派遣される。災害派遣における具体的な活動は幅広く、被災情報の収集に始まり、行方不明者の捜索、被災者の救出、遺体の収容・搬送、障害物の撤去、人員・救援物資の輸送、空中消火など。さらに、入浴用仮設施設の提供、音楽隊による被災地慰問演奏などまである。

■Ｊアラート（全国瞬時警報システム）

弾道ミサイル情報、大津波警報、緊急地震速報等の緊急情報を、人工衛星を用いて国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市区町村の防災行政無線や携帯メール等を自動起動させ緊急情報を瞬時に伝達するシステムのこと。

■自主防災組織

地域住民が「自分たちの地域は、自分たちで守る」という「共助」の精神に基づき自主的に結成する組織。平常時には知識の普及、防災訓練の実施等を行い、災害時には情報の収集伝達、初期消火、負傷者の救出救護、避難誘導などの防災活動を担う組織のこと。

■自助

自分で自分を助けること。

■地震保険

「地震保険に関する法律」に基づき、政府と損害保険会社が共同で運営する損害保険で、地震で発生した損失を補償する保険のこと。

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的として、民間保険会社が負う地震保険責任の一定額以上の巨額な地震損害を政府が再保険することにより成り立っている。

■指定行政機関

災害対策基本法２条３号（および武力攻撃事態法第2条第4号）の規定により、内閣総理大臣によって指定された国の行政機関のこと。

指定行政機関は次の24機関となる。内閣府・国家公安委員会・警察庁・金融庁・消費者庁・総務省・消防庁・法務省・外務省・財務省・文部科学省・文化庁・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・資源エネルギー庁・中小企業庁・国土交通省・国土地理院・気象庁・海上保安庁・環境省・原子力規制委員会・防衛省（平成12年12月15日総理府告示第62号）。

■指定避難所

災害救助法が適用される規模の災害が発生、または発生するおそれがあり、かつ多数の避難者がある場合、地方自治体の災害対策本部が災害の規模、地域の状況を判断し、すでに定めてある「指定避難場所」のなかから指定するもの。

■指定緊急避難所

災害の危険から身の安全を確保する場所で、災害対策基本法によって災害の種類ごとに指定する施設を「指定緊急避難場所」という。

■地盤

建物などの基礎を支える地面のこと。地震防災の観点からは、地盤はその性質により、地震の揺れを軽減、あるいは増幅させる要因となる。

■受援計画

大規模災害の発生時に被災した自治体がほかの公共団体や民間団体から人的・物的支援を受け入れるための手順や体制を定めた計画のこと。

■初期消火

出火の初期の段階で、その付近にいる人などが、応急的に消火作業を行うこと。

火災は一般的に、ごく小さな火種から、徐々に大きな火災へと時間的経過をたどって拡大する。そこで、小さな火災（火事）のうちに消火してしまえば、被害を最小限に抑えることができる。

■水位周知河川

水防法の規定により、国土交通大臣または都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。 国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。水位周知河川は、流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川が対象となる。

■水防機関

水防団及び消防機関（消防本部、消防署、消防団）をいう。水防管理団体は、区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないときは、水防団を置かなければならない。

■水防計画

水防法に基づき、水防上必要な監視、警戒等、水門等の操作、水防団・消防機関・水防協力団体の活動、器具・設備の整備等を定めた計画のこと。

■水防法

洪水、雨水出水（内水）等に際し、水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減する活動の仕組みを定めた法律。

■図上訓練

防災訓練のうち、現場での実働訓練を行わず、地図を用いて、ロールプレーイング方式等により行う訓練のこと。訓練者は与えられた被害状況を解決することで、応急対策業務の判断調整能力を高めることができる。

■想定地震

防災対策を講じるうえで想定する地震、またはその地震像のこと。

中央防災会議は、ある区域で繰り返し発生する地震で、発生が資料等で相当程度確認されていて、今後100年間程度でその発生確率・切迫性が高い地震（活断層型地震、海溝型地震）があることが知られていることから、そのなかで、発生すればマグニチュード（M）７～８クラスの大規模地震となり、経済・社会情勢に大きな影響を与えることが懸念される地震をとくに「想定地震」と呼び、その発生メカニズムや地震像・影響（被害想定）など

を検討して防災対策を講じる対象地震としてきた。そうした想定地震には、東海地震（M8.0）、東南海・南海地震（M8.6）、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震（M7.6～8.6）、首都直下地震（M6.9～7.5）、中部圏・近畿圏直下地震（M6.9～8.0）などがある。

た行

■耐震

地震の力に対し、合板・パネル、筋交いなどで骨組み・壁の強度を上げて、粘り・耐える構造にする技術で、建物自体の強度で倒壊を避ける方法。建築基準法の耐震基準は、この技術による耐震性能を義務づけるものであり、免震・制震などを採用するにしても、まずは地震に対する建物の強度を高めるという意味で基本的な構造となる。

■耐震診断

既存の建物にどの程度の耐震性能があるのかを調査すること。古い建築基準で設計された既存建物、あるいは新耐震基準で建てられていてもとくに経年劣化が激しい建物について、現行の耐震基準によってその耐震性を再評価する。したがって耐震診断とその結果によって実施される耐震補強は重要な地震対策となる。

■耐震補強

建物の耐震性を高めるために、建物の構造（基礎・土台、柱、梁、床、壁、天井）に対して行う補強のこと。耐震改修ともいう。基本的には、壁の絶対量の充足、接合部の強化、壁の配置のバランス是正などが主となる。

耐震補強で重要なことは、精密な耐震診断結果を得て、補強が必要な部位を適切に補強することである。

■タイムライン（防災行動計画）

災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定、共有した上で「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動と実施主体を時系列で整理した計画。地域での防災行動の迅速化と対応能力の向上で被害の最小化を図ることができる。

■（建物の）耐震化

建物の耐震基準は、昭和56年の建築基準法の改正で、住宅やビルなどは震度６強～７程度の揺れでも倒壊しないように引き上げられた。これを「新耐震基準」と呼ぶ。国は平成17年に耐震改修促進法を改正し、都道府県に促進計画の策定を義務づけ、国庫補助を増額、また税制面での支援措置などの整備を図り、住宅の耐震化（新耐震基準化）率目標を、当時の75%から、平成27年までに90%とした。

耐震改修促進法では、不特定多数の人が使う建築物の所有者に対して、耐震診断・改修（耐震補強を含む）に努めることとし義務づけはなかったが、平成25年３月に一部改正を行い、これを義務づけることとした。一方、新耐震基準以前の旧耐震基準で建てられた建物（「既存不適格建物」と呼ぶ）については、そのまま使用してもただちに違法ではないが、長久手市においても国・県と協力して行ってきた民間住宅の耐震診断と耐震改修費の補助等を引き続き実施し、建物の耐震化を推進している。

■地区防災計画

災害対策基本法に基づき、市内の一定の地区の居住者及び事業者が共同して行う当該地区における自発的な防災活動に関する計画のこと。

■中央防災会議

災害対策基本法に基づいて設置された防災に関する重要政策を決定する国の会議。内閣総理大臣を会長とし、防災担当大臣をはじめとする全閣僚、指定公共機関の長、学識経験者からなるメンバーで構成され、事務局を内閣府に置く。

その役割は、防災基本計画の作成とその実施の推進、災害発生時の緊急措置に関する計画の作成とその実施の推進、内閣総理大臣、防災担当大臣の諮問に応じた防災に関する重要事項の審議（防災基本方針、防災に関する施策の総合調整、災害緊急事態の布告等）などで、重要事項について内閣総理大臣、防災担当大臣へ意見答申を行う。

■ＤＰＡＴ（ディーパット）

「Disaster Psychiatric Assistance Team（災害派遣精神医療チーム）」の略。

被災地・被災者支援の心のケア活動は地方自治体、各種精神医療・保健機関・組織、ボランティアによっても行われているが、厚生労働省は、東日本大震災で多くの都道府県・都市の心のケアチームが被災者の心のケアの面で重要な役割を果たしたことから、精神科医療と精神保健活動の支援を行うための専門的な精神医療チームを、平成25年４月に創設。また、DPAT対応を円滑に行うために「災害時こころの情報支援センター」を設置した。

■ＤＭＡＴ（ディーマット）

医師、看護師、業務調整員で構成され、大規模災害や多数の傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね48時間以内）から活動できる機動性を持った専門的な訓練を受けた医療チーム。

■頭首工

河川等から農業用水を用水路へ引き入れるための、取水堰、取水口、付帯設備等施設の総称。

■特別警報

豪雨では「数十年に一度の大雨となるおそれ」のとき、火山噴火では「居住地域に影響が及ぶ噴石や火砕流のおそれが大きい」ときなどに発表され、防災情報として最大限の警戒の呼びかけになる。

なお、特別警報の名称で発表するのは、大雨、暴風、高潮、波浪、大雪、暴風雪の６種類で、地震動、津波、噴火については、それぞれの既存の警報の、あるレベル以上のものを特別警報に位置づけ、名称の変更はしない。

■道路啓開

災害時に道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両などの交通障害物により通行不可能となった道路において、それらの障害物を除去、簡易な応急復旧の作業をし、災害対策のための初期の緊急輸送機能の回復を図ること。

■土砂災害

急傾斜地の崩壊（傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象）、土石流（山腹が崩壊して生じた土石等又は渓流の土石等が水と一体となって流下する自然現象）若しくは地滑り（土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象）又は、河道閉塞による湛水（土石等が河道を閉塞したことによって水がたまる自然現象）のこと。

■土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（略称「土砂災害防止法」）に基づいて指定された土地の区域で、「土砂災害警戒区域（通称「イエローゾーン」）」と「土砂災害特別警戒区域（通称「レッドゾーン」）」がある。

土砂災害のおそれがある区域で、警戒避難体制の整備を図ることを目的として指定する。「急傾斜地の崩壊」、「土石流」、「地すべり」のそれぞれについて定義されている。

●急傾斜地の崩壊
・傾斜度が30度以上で高さが５m以上の区域
・急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
・急傾斜地の下端から急傾斜地高さの２倍（50mを超える場合は50m）以内の区域
●土石流
・土石流の発生のおそれのある渓流において、扇頂部から下流で勾配が２度以上の区域
●地すべり
・地すべり区域（地すべりしている区域または地すべりするおそれのある区域）
・地すべり区域下端から、地すべり地塊の長さに相当する距離（250mを超える場合は、250m）の範囲内の区域

■トリアージ

災害発生時等に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重傷度に応じて適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定すること。

は行

■ハザードマップ

自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲および被害程度、さらには避難経路や避難場所などの情報が地図上に示されている。

■被災建築物応急危険度判定士

大規模な地震時に、地震後の余震等による二次災害を未然に防止するため、被災した建築物の被害の状況を調査し、その建築物が使用できるか否かの判定・表示を応急的に行う者のこと。その判定結果は、建築物の見やすい場所に調査済（緑）、要注意（黄）、危険（赤）で表示され、居住者はもとより、付近を通行する歩行者などに対する二次的災害を防止する。これは、り災証明のための被害調査ではなく、建築物が使用できるか否かを応急的に判定するもの。

■ＢＣＰ（ビーシーピー）

「Business continuity plan（事業継続計画）」の略であり、被災時に、企業等の事業が停止するような深刻な被害を回避するため、重要業務の継続を目的として作成する計画のこと。なお、自治体においては、業務継続計画という。

■ＰＴＳＤ（ピーティーエスディー）

「Post Traumatic stress Disorder（心的外傷後ストレス障害）」の略で、生死に関わる体験や重症を負うなどして、心に受けた衝撃的な傷が元で後に生じるさまざまなストレス障害のこと。

■避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、またはその災害が発生するおそれのある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（避難行動要支援者名簿に掲載する者）。

■避難情報

災害の危険が迫っている、または発生している状況において、住民に身の安全を確保するための避難行動を促すために市長が発令する情報のこと。

「緊急安全確保」、「避難指示」、「高齢者等避難」の３種類がある。（警戒レベルとの関係は「か行」で開設）

■避難路

一時避難地や、広域避難地、避難所へ避難する際に利用するのに適した道路のこと。

■福祉避難所

災害発生後に、障がい者や心身に衰えのある高齢者、乳幼児等、避難所での生活において特別な配慮(身体的ケアやコミュニケーション支援等)を必要とする方々を収容し保護する施設のこと。

■輻輳

災害時においては、安否確認のための電話等により、一部の地域の通信回線が一時的に混み合うこと。輻輳が限界に達すると、通信システムがダウンしてしまうため、その前に

通信規制が実施され、電話はつながりにくくなることが多い。

■防災会議

自治体の防災対策を推進するために、県知事、市長を会長として、地域の防災関係機関の代表者によって組織された会議で、地域防災計画の策定や災害情報の収集等を行う。災害対策基本法によって設置が定められている。

■防災基本計画

災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する国の防災に関する基本的な計画のこと。

■防災拠点

災害対策活動の拠点としての機能を総合的かつ有機的に果たすため、自治体の実情に応じて定める施設や場所のことで、広義には避難地･避難所から備蓄倉庫、救援物資の集積所、がれき置き場、応急復旧活動の拠点、本部施設やその予備施設等と幅広い概念で捉えられている一方、狭義には本部施設（庁舎、消防署、防災センターなど）や応急復旧活動の拠点（拠点病院、指定避難所など）の意味で用いられる。

■防災マップ

自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したものをいう。予測される災害の範囲および被害程度、避難場所などの情報が地図上に示されている。

ま行

■民生児童委員

厚生労働大臣の委嘱を受け、それぞれの地域において、常に住民の立場になって相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者をいう。法律で守秘義務が課せられ、政治的中立が定められており、身分的には特別職の地方公務員である。一方で、法律上給与の支給はなく、無償で地域福祉活動を行うボランティアでもある。

や行

■やさしい日本語

国内の外国人に重要な情報が伝わらないことを防ぐために、災害時などに外国人にも理解しやすく情報を伝えるために工夫された日本語表現手法で、平易な言葉と短い文で構成されている。

■要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児など、災害時に迅速かつ的確な行動がとりにくく、特に配慮を要する者のこと。

■要配慮者利用施設

防災上の配慮を要する者（高齢者、障害者、乳幼児など）が利用する施設で、高齢者施設や障害者施設などの社会福祉施設、幼稚園や小学校などの学校、病院や診療所などの医療施設などが対象となる。

ら行

■ライフライン

電気・ガス・水道・下水道・通信等、生活に不可欠な物資や情報等の補給機能の総称。

■臨時ヘリポート

大規模災害発生時に、ヘリコプターによる輸送活動等の効果を効率的に発揮するために、ヘリコプターが離発着可能な場所として事前に指定されたもの。

資料編

＜目次＞

01 地域防災計画資料

１ 防災関係機関連絡先 1
２ 市内の河川延長 11
３ 気象状況 12
４ 地域概況 13
５ 災害時優先電話 15
６ 雨量観測所 15
７ 水位観測所 15
８ 危機管理型水位計 16
９ 気象観測システム（POTEKA） 16
１０ 重要水防区域 17
１１ 土砂災害警戒区域等 18
１２ 消防団体組織一覧 35
１３ 消防水利の現況 36
１４ 消防施設配備一覧 37
１５ ヘリコプター臨時離着陸場 40
１６ 物資受入拠点 41
１７ 災害用備蓄品一覧 42
１８ 指定避難所・福祉避難所一覧 43
１９ 防災行政無線 47
２０ し尿収集車（バキューム車）保有数 49
２１ 一般廃棄物処理施設（ごみ） 49
２２ 一般廃棄物処理施設（し尿） 49
２３ ボランティア団体一覧 49
２４ 災害協定一覧 50
２５ 要配慮者利用施設一覧（浸水想定区域・土砂災害警戒区域等） 54
２６ 市に被害をもたらした主な災害統計資料 56

01　地域防災計画資料

1　防災関係機関連絡先

（市外局番：0247）

(1) 市内行政機関

機関名		所在地	電話番号
市役所	本庁	船引町船引字畑添 76-2	81-2111
	滝根行政局	滝根町神俣字関場 118	78-2111
	大越行政局	大越町上大越字水神宮 62-1	79-2111
	都路行政局	都路町古道字本町 33-4	75-2111
	常葉行政局	常葉町常葉字町裏 1	77-2111

(2) 消防（郡山地方広域消防組合）

機関名		所在地	電話番号
消防本部	総務課	郡山市堂前町 5-16	024-923-8171
	通信指令課	郡山市堂前町 5-16	024-933-2400
田村消防署	本署	船引町船引字遠表 24-1	82-1200
	移分駐所	船引町上移字後田 52	86-2950
	滝根分署	滝根町菅谷字入水 257-1	78-2511
	大越分遣所	大越町下大越字中田 140-2	68-3899
	都路分署	都路町古道字戸屋 79	75-3000

(3) 警察（福島県警察本部）

機関名		所在地	電話番号
田村警察署	本署	田村郡三春町大字熊耳字下荒井 194	62-2121
	小野分庁舎	田村郡小野町大字小野新町字小太内 1	72-2121
	滝根駐在所	滝根町神俣字梵天川 255-1	78-2121
	大越駐在所	大越町上大越字蟹沢 98-1	79-2211
	都路駐在所	都路町古道字遠下前 93-1	75-2121
	常葉駐在所	常葉町常葉字平町裏 39-1	77-2121
	船引幹部交番	船引町船引字南町通 160	82-1506
	瀬川駐在所	船引町新舘字軽井沢 730-1	84-2121
	移駐在所	船引町上移字根岸 32-1	86-2121
	七郷駐在所	船引町門沢字宮ノ平 189-1	85-2121
	要田駐在所	船引町要田字要田 18-2	62-2164

(4) 県関係

機関名		所在地	電話番号
危機管理部	危機管理課	福島市杉妻町 2-16	024-521-8651
県中地方振興局	県民生活課	郡山市麓山 1-1-1	024-935-1295
農林水産部	県中農林事務所	郡山市麓山 1-1-1	024-935-1510
	田村農業普及所	田村郡三春町大字熊耳字下荒井 176-5	62-3113
	中央家畜保健衛生所	玉川村大字岩法寺字新屋敷 114-12	57-6131
土木部	県中建設事務所	郡山市麓山 1-1-1	024-935-1408

機関名		所在地	電話番号
	三春土木事務所	田村郡三春町大字熊耳字下荒井176-5	62-3151
	県中流域下水道建設事務所	郡山市日和田町字山ノ井5	024-958-3861
	大滝根水環境センター	船引町春山字赤間田154-3	82-4305
教育庁	県中教育事務所	郡山市麓山1-1-1	024-935-1483
保健福祉部	県中保健福祉事務所	須賀川市旭町153-1	0248-75-7800

(5) 自衛隊

機関名	所在地	電話番号
陸上自衛隊郡山駐屯地	郡山市大槻町長右エ門林1	024-951-0225

(6) 指定地方行政機関

機関名		所在地	電話番号
農林水産省	東北農政局福島農政事務所	福島市浜田町1-9	024-534-4141
厚生労働省	郡山労働基準監督署	郡山市桑野2-1-18	024-922-1370
国土交通省	郡山国道事務所	郡山市安積町荒井字丈部内28-1	024-946-0333
	福島河川国道事務所 郡山出張所	郡山市富久山町久保田字中台12	024-943-6591
森林管理署	郡山森林事務所	郡山市富久山町福原字水尾沢18-8	024-923-4458
	小野町森林事務所	田村郡小野町大字小野新町字中通129	72-2034
	都路森林事務所	都路町古道字新町72-1	75-2006
	常葉森林事務所	常葉町常葉字本坊116-2	77-2027

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関

機関名			所在地	電話番号
鉄道	JR東日本	東北本部福島支店	福島市栄町1-1	024-522-2044
電話	NTT東日本(株)	福島支店	福島市花園町1-36	024-522-9393
電気	東北電力ネットワーク(株)	郡山電力センター	郡山市細沼町1-5	024-932-6314
郵便	JP日本郵政	滝根郵便局	滝根町神俣字関場104	78－2180
		菅谷郵便局	滝根町菅谷沖田367-3	休止中
		大越郵便局	大越町上大越字町9	79－3000
		都路郵便局	都路町古道字寺ノ前14	75－2180
		岩井沢郵便局	都路町岩井沢字中作46-1	75－3180
		常葉郵便局	常葉町常葉字上町64	77－2180
		船引郵便局	船引町船引字城ノ内61-1	82－1530
		瀬川郵便局	船引町大倉字上台23	84－2110
		移郵便局	船引町上移字町107	86－2180
		芦沢郵便局	船引町芦沢字霜田19	82－0902
		七郷郵便局	船引町門沢字新舘123	85－2180
		要田郵便局	船引町要田字要田20	62－2918
福祉	社会福祉協議会	本所	大越町上大越字古川97	68－3434

機関名			所在地	電話番号
		（兼大越支所）		
		滝根支所	滝根町広瀬字針湯 55	78－3822
		都路支所	都路町古道字寺本町 33-4	67－3031
		常葉支所	常葉町常葉字備前作 15	77－2714
		船引支所	船引町船引字源次郎 131	82－2943
輸送	日本通運(株)郡山支店		郡山市大町 2-2-1	024-932-1212
路線バス	福島交通(株)	郡山支社	郡山市向河原町 2-23	024-944-5400
		船引出張所	船引町船引字西中子縄 57	82－1101
テレビ	ＮＨＫ福島放送局		福島市早稲町 1-2	024-526-4333
	福島テレビ(株)		福島市御山町 2-5	024-536-8000
	(株)福島中央テレビ		郡山市池ノ台 13-23	024-923-3300
	(株)福島放送		郡山市桑野 4-3-6	024-933-1111
	(株)テレビユー福島		福島市西中央 1-1	024-531-5111
ラジオ	(株)ラジオ福島		福島市下荒子 8	024-531-4336
	(株)エフエム福島		郡山市神明町 4-4	024-991-9000
新聞	福島民報社　田村支局		田村郡三春町字中町 61-2	62－2658
	福島民友新聞社　田村支局		田村郡三春町八幡町 20	62－2662
医療機関（市営）	たむら市民病院		船引町船引字南町通111	82-1117
	田村市都路診療所		都路町古道字寺下50	75-2003

(8) 災害協力団体及び防災関係団体

ア　農業協同組合・森林組合・農業共済組合等農林業関係団体

機関名			所在地	電話番号
農業協同組合	JA 福島さくら	本店	郡山市朝日 2-14-7	024-922-3733
		たむら統括センター	船引町船引字南町通 160	82-1212
		滝根支店	滝根町神俣字関場 122	78－3311
		大越支店	大越町上大越字久保田 64	79－3131
		都路支店	都路町古道字新町 70-1	75－2222
		常葉支店	常葉町常葉字古御門 35	77－2244
		船引支店	船引町船引字大日坊 5-1	82－2931
		移よりそい店	船引町上移字後田 115	86－2211
森林組合	田村森林組合		常葉町西向字堂ヶ入 62-7	67－1101
	ふくしま中央森林組合		田村郡小野町大字小野新町字知宗 59-2	71－0755
農業共済組合	福島県農業共済組合	郡山田村支所	郡山市桑野二丁目 1-15	024-933-3307
		郡山田村支所 田村出張所	船引町船引字和尚坦 77	82－0249

イ　商工会等商工業関係団体

機関名		所在地	電話番号
商工会	滝根町商工会	滝根町神俣字梵天川398	78-2033
	大越町商工会	大越町上大越字元池197-1	79-2555
	都路町商工会	都路町古道字戸屋70	75-2497
	常葉町商工会	常葉町常葉字上町62-3	77-2019
	船引町商工会	船引町船引字上中田17-1	82-4264
大店舗他	コメリハード＆グリーン　大越店	大越町下大越上田88	68-3901
	コメリハード＆グリーン　常葉店	常葉町常葉字西田66-1	67-1013
	シミズストアー　常葉店	常葉町常葉字古御門41	77-2411
	コメリハード＆グリーン　船引店	船引町船引字宮ノ前76	81-1067
	ダイユーエイト　船引店	船引町船引字小沢川代87	81-1072
	ふねひきパーク	船引町船引字原田9	82-4520
	ヨークベニマル　ﾒｶﾞｽﾃｰｼﾞ田村店	船引町船引字源次郎119-22	81-1311
	リオン・ドール　船引店	船引町船引字川代78	81-1511
レンタル	山中産業(株)　田村出張所	大越町下大越字下田68-1	79-3264
	大内リース(株)	船引町船引字臂曲24-1	82-1146
	中央レンタカー	船引町船引字城ノ内64	82-0232

ウ　田村医師会

役職	氏名	所属	所在地	電話番号
会長	石塚　尋朗	慶信會　石塚醫院	田村郡小野町小野新町字品ノ木123	72-2161

(参考)市内病院・医院

地区	名称	所在地	電話番号
滝根	総合南東北病院附属滝根診療所	滝根町神俣字町52	78-2442
大越	まつざき内科胃腸科クリニック	大越町下大越字上田55	61-7030
都路	田村市立　都路診療所	都路町古道字寺下50	75-2003
常葉	明孝会　青山医院	常葉町常葉字荒町48	77-2015
	白岩医院	常葉町常葉字内町48	77-2036
船引	たむら市民病院	船引町船引字南町通111	82-1117
	秋元医院	船引町船引字畑添4	82-1514
	遠藤医院	船引町門沢字直道338	85-2016
	たかはし内科クリニック	船引町東部台四丁目81	81-1388
	こじま眼科	船引町船引字源次郎125-40	81-2333
	さとう耳鼻咽喉科クリニック	船引町船引字堰田82-18	81-1333
	崇敬会　清水医院	船引町船引字馬場60	82-3535
	東部台こどもクリニック	船引町東部台三丁目78	81-2580
	健山会　船引クリニック	船引町船引字砂子田42	82-0137
	ひまわり会　まつえ整形外科	船引町船引字源次郎125-31	81-1222
	中央通りクリニックやない	船引町東部台三丁目108	81-2662

エ　田村歯科医師会

役職	氏名	所属	所在地	電話番号
会長	宗像　清貴	宗像歯科医院	田村郡三春町下舞木字間明田 26-1	0249-44-2300

(参考)市内歯科医院

地区	名称	所在地	電話番号
滝根	瀬下歯科医院	滝根町神俣字関場 536	78-3151
	遠藤歯科医院	滝根町神俣字町 56	78-2017
	博多歯科クリニック	滝根町神俣字関場 11	78-2005
大越	土屋歯科医院	大越町上大越字槻木 263-1	79-3488
都路	田村市立　都路歯科診療所	都路町古道字寺下 50	75-2208
船引	おくあき歯科医院	船引町東部台三丁目 51	82-5565
	船引クリニック歯科	船引町船引字砂子田 42	61-7400
	菅野歯科医院	船引町船引字原田 35	82-5841
	さいす歯科	船引町船引字下中田 6	82-4188
	佐藤歯科医院	船引町船引字扇田 80	82-2121
	博多歯科医院	船引町船引字和尚担 13	82-1211
	箱崎歯科医院	船引町船引字畑添 38	82-4533
	渡辺歯科医院	船引町船引字五升車 69-11	82-4777
	JA 歯科きらら	船引町今泉字鳥足 340-1	61-6755

オ　田村薬剤師会

役職	市名	所属	所在地	電話番号
会長	佐藤　善嗣	まるぜん佐藤薬局	大越町上大越字元池 124-2	79-2283

(参考)市内薬局

地区	名称	所在地	電話番号
滝根	オリオン薬局	滝根町神俣字町 53	68-1455
	くすりの会田	滝根町神俣字梵天川 76-6	78-2239
大越	まるぜん佐藤薬局	大越町上大越字元池 124-2	79-2283
	薬王堂　田村大越店	大越町上大越字湯田 19-1	61-7611
	ツルハドラッグ　田村大越店	大越町下大越字中田 38-1	61-7710
	ノート薬局　大越店	大越町下大越字上田 54-1	61-6177
常葉	石川屋	常葉町常葉字中町 36	77-2001
	(有)さとう薬局	常葉町常葉字上町 75	77-2018
	みはる調剤薬局　ときわ店	常葉町常葉字中町 73	61-5530
	さくら薬局　田村常葉店	常葉町常葉字内町 13	73-8871
	ツルハドラッグ田村常葉店	常葉町常葉字平舘 31	61-5198
船引	げんじろう調剤薬局　船引店	船引町船引字源次郎 125-37	81-1555
	コスモ調剤薬局　東部台店	船引町東部台三丁目 81	81-2205
	コスモ調剤薬局　船引店	船引町船引字砂子田 20-7	81-2833
	サンドラッグ　田村店	船引町船引字源次郎 119-4	81-1561
	共創未来　船引薬局	船引町船引字南町通 117-2	81-1522
	ツルハドラック　船引店	船引町船引字川代 3-9	81-1288
	ウエルシア　田村船引店	船引町船引字宮ノ前 81	81-1074
	ハシドラッグ　船引店	船引町東部台四丁目 34	81-2384
	アイランド薬局　船引店	船引町船引字馬場 62-1	81-1189
	わたなべ調剤薬局	船引町東部台四丁目 29	81-1293
	すず薬局　船引店	船引町船引字下大平 101-1	61-4343
	薬王堂　田村船引店	船引町船引字小沢川代 88-3	61-5221

カ　福島県トラック協会県中支部

役職	氏名	所属	所在地	電話番号
支部長	小野田　弘明	郡山運送(株)	郡山市喜久田町卸二丁目 32-1	024-959-6411

(参考)市内主要運送業者

地区	名称	所在地	電話番号
滝根	(有)菱永運輸	滝根町菅谷字大子堂 143	78-2320
	(株)北海興業	滝根町菅谷字糠塚前 49-1	78-3795
大越	大越運送(株)	大越町上大越字上川原 100	79-2135
	菱永産業(有)	大越町上大越字鷹待田 126	79-2320
	ワタベ運輸サービス(有)	大越町上大越字湯田 35-1	79-3362
都路	マルマン運送(有)	都路町古道字仲内 122-1	75-3287
常葉	常葉運送(有)	常葉町常葉字上町 95-1	77-2053
船引	(有)菅野運送	船引町春山字上ノ台 188	82-3215
	(株)白石総合商事	船引町今泉字鳥足 409-46	82-0468
	(株)タムラ	船引町船引字鐙ヶ池 53-12	82-0725
	根本運送	船引町堀越字二ツ森 296	85-2014
	(有)マルシメ運送店	船引町上移字曲山 8	86-2025

キ　タクシー事業者

地区	名称	所在地	電話番号
滝根	羽場タクシー　あぶくま洞営業所	滝根町神俣字梵天川 76	78-3167
大越	(有)ほていやタクシー	大越町上大越字鷹待田 131-2	79-2141
常葉	羽場タクシー　常葉営業所	常葉町常葉字上町 72	77-2129
船引	羽場タクシー	船引町船引字東中子縄 38	82-1137

ク　水道事業者、組合営水道事業者及び専用水道管理者

機関名	所在地	電話番号
田村市　上下水道局	船引町船引字上川原 33	82-1527

ケ　福島県建設業協会田村支部

役職	氏名	所属	所在地	電話番号
支部長	石井　敏也	(株)石覚組	田村郡小野町大字小野新町字品ノ木 126-2	72-3011

コ　田村市管工事組合

役職	氏名	所属	所在地	電話番号
会長	大和田　茂	(株)大和田設備工業	船引町船引字大日坊 26	82-0016

サ　福島県石油業協同組合田村支部

役職	氏名	所属	所在地	電話番号
支部長	佐々木　俊雄	(有)佐々木商店	船引町笹山字笹森 230-3	61-6828

シ　一般社団法人　福島県 LP ガス協会郡山支部田村方部会

役職	氏名	所属	所在地	電話番号
会長	箱崎　伸平	(有)箱崎商店	船引町船引字畑添 66	82-1105

ス　電気工事事業者

県南電気工事協同組合三春支部

役職	氏名	所属	所在地	電話番号
支部長	宗形　吉男	(有)馬場電気工事	田村郡三春町大字下舞木字岩本 322-2	024-950-1208

県南電気工事協同組合小野支部

役職	氏名	所属	所在地	電話番号
支部長	佐久間 一郎	(有)佐久間電気	大越町上大越字求中 6	79-2210

セ　福島県建築士会田村支部

役職	氏名	所属	所在地	電話番号
支部長	桑原　俊幸	桑原建築事務所	船引町堀越字田島池 76	85-2808

ソ　高齢者福祉施設

地区	名称	所在地	電話番号
滝根	社会福祉法人田村市社会福祉協議会 滝根指定通所介護事業所	滝根町広瀬字針湯 55	78-3822
	社会福祉法人創世福祉事業団 介護老人保健施設　滝根「聖・オリオンの郷」	滝根町神俣字大平 266-3	68-1121
	社会福祉法人啓誠福祉会 リハビリセンターさくらの里	滝根町菅谷字大子堂 153-25	61-7551
	社会福祉法人啓誠福祉会 特別養護老人ホーム　さくらの里	滝根町菅谷字大子堂 153-25	61-7550
大越	社会福祉法人田村市社会福祉協議会 大越指定通所介護事業所	大越町上大越字古川 49-2	79-1221
	富士工業株式会社 グループホームつつじ	大越町上大越字古内舘野 40-5	79-1551
都路	社会福祉法人田村福祉会 特別養護老人ホーム　都路まどか荘	都路町古道字寺下 60	75-3133
	社会福祉法人田村福祉会 都路まどか荘　デイサービスセンター	都路町古道字寺下 60	75-3133
常葉	社会福祉法人田村市社会福祉協議会 常葉指定通所介護事業所	常葉町常葉字備前作 16-1	77-4426
	有限会社タムラ グループホームはこべ	常葉町常葉字七日市場 99	77-3001
	有限会社タムラ グループホームはこべ南棟	常葉町常葉字七日市場 99	77-4005
	有限会社タムラ グループホームはこべ西棟	常葉町常葉字七日市場 99	77-4005
	社会福祉法人田村福祉会 特別養護老人ホーム　ときわ荘	常葉町常葉字長縄 5-1	77-4033
	福島さくら農業協同組合 JA 福島さくら　は～とらいふ常葉	常葉町常葉長生内 8-1	73-8668
船引	医療法人崇敬会 グループホーム「さくら」	船引町船引字馬場 39-1	81-2881

地区	名称	所在地	電話番号
船引	医療法人崇敬会 介護老人保健施設　桜美苑	船引町船引字馬場 41-2	81-1551
	医療法人崇敬会 清水医院　通所リハビリテーション	船引町船引字馬場 60	82-3535
	医療法人健山会 船引クリニック　すみれデイサービス	船引町船引字砂子田 196	82-0666
	医療法人健山会 船引クリニック　通所リハビリセンター	船引町船引字砂子田 42	82-0148
	医療法人健山会 船引クリニック　グループホームすみれ	船引町船引字砂子田 1-1、1-2	82-1366
	医療法人健山会　結	船引町船引字砂子田 198	81-2560
	医療法人健山会 介護老人保健施設　歩	船引町船引字砂子田 184	82-6788
	社会福祉法人すみれ福祉会 特別養護老人ホーム　花音	船引町船引字下大平 105-1	82-6888
	社会福祉法人すみれ福祉会 デイサービス花音	船引町船引字下大平 105-1	82-3500
	社会福祉法人すみれ福祉会 地域密着型特別養護老人ホーム サテライト花音	船引町船引字下大平 93	82-6888
	社会福祉法人田村福祉会 特別養護老人ホーム　船引こぶし荘	船引町船引字源次郎 131	82-6644
	社会福祉法人田村福祉会 田村市船引デイサービスセンター	船引町船引字源次郎 131	82-6642
	株式会社リビングプラットフォームケア グループホーム正寿苑	船引町東部台三丁目 47	81-1711
	株式会社リビングプラットフォームケア グループホーム今泉	船引町今泉字台ノ前 11-2	82-3819
	福島さくら農業協同組合 JA 福島さくら　デイサービスセンターきらら	船引町今泉字鳥足 340-1	82-1411
	福島さくら農業協同組合 JA 福島さくら　は～とらいふ船引	船引町東部台六丁目 46	73-8580
	富士工業株式会社 グループホームせせらぎ	船引町船引字上江 148-2	61-5560
	社会福祉法人田村市社会福祉協議会 船引北部指定通所介護事業所	船引町上移字後田 172	86-2691
	社会福祉法人北信福祉会 ハッピー愛ランドたむら	船引町椚山字池ノ辺 1-1	61-5822

タ　障害者入所支援施設

地区	名称	所在地	電話番号
船引	東洋育成園	船引町文珠字江戸内 173-1	61-5572
	あぶくま厚生園	船引町船引字四斗蒔田 69-1	61-6250

チ　災害廃棄物処理業者

名称	所在地	電話番号
(株)北海興業	滝根町菅谷字糠塚前 49-1	78-3795
井戸川商事	滝根町神俣字町 50	78-3088

名称	所在地	電話番号
マルミツ工業	大越町上大越字笹林 73	79-2700
(有)たむら農建	都路町岩井沢字西光地 43	75-3335
(有)髙橋建材工業	都路町古道字東谷地 178	75-2247
まるみ産業	常葉町堀田字鳴沢 6-2	77-2136
(株)マシコリサイクルセンター	船引町船引字花木内 98-1	82-1283
(有)増子商店	船引町船引字前田 87-1	82-0631
(有)御代田産業	船引町船引字東中子縄 5	82-1260
(株)クライス	船引町椚山字追舘 104	61-5187
飯岡工業(株)	田村郡小野町大字小野新町字団子田 74-1	72-2442
(株)アミゼ	田村郡小野町大字塩庭字大六 18	72-5471

ツ　葬祭事業者（葬祭会館）

地区	名称	所在地	電話番号
滝根	青雲堂葬儀社　セレモニーホール青雲滝根斎場	滝根町菅谷字糠塚前 46－1	78-2176
大越	田中葬儀店　セレモニーホール浄心苑	大越町上大越字湯田 32-1	79-3295
常葉	(有)みなと葬祭社　みなと会館	常葉町常葉字内町 46	77-2436
船引	(株)辰巳屋　セレモニーホール光輪	船引町船引字太子堂 214－1	82-0585
	(株)ふねひき斎苑　ふねひき斎苑	船引町船引字四城内前 119	81-1468
	JA 福島さくら　まごころ	船引町船引字砂子田 123-1	82-5594
	JA 福島さくら　やすらぎ	船引町船引字時ノ宮 85-2	82-0099
	さがみ典礼　船引斎場	船引町東部台三丁目 110	82-4494

テ　自主防災組織の結成状況

地区	組織名	行政区長
滝根（菅谷）	菅谷自主防災会	石神区長
		原屋敷区長
		苔谷駅前区長
		入水区長
		畑中区長
		江川区長
滝根（神俣）	神俣地区自主防災会	糖塚区長
		神俣町区長
		関場区長
		梵天川区長
		中広土区長
		和貢区長
		大平区長
		入新田区長
滝根（広瀬）	広瀬自主防災会	上郷区長
		中郷区長
		作組区長
		広瀬町区長
		下組区長

地区	組織名	行政区長
大越	白山区自主防災会	白山区長
	上北部区自主防災会	上北部区長
	中部区自主防災会	中部区長
都路	セイフティネットななく	第 7 区長
	都路第 6 行政区自主防災会	第 6 区長
	都路町第 9 行政区自主防災会	第 9 区長
	10 区自主防災会	第 10 区長
	都路第 5 行政区自主防災組織	第 5 区長
常葉	鹿山行政区自主防災会	鹿山区長
	山根自主防災会	山根区長
	新田作自主防災会	新田作区長
船引（船引）	小沢区自主防災会	小沢区長
	北区自主防災会	北区区長
	今泉区自主防災会	今泉区長
	板橋区自主防災会	中町区長
	下里自主防災会	下里区長
	上町自主防災会	上町区長
	大町行政区自主防災会	大町区長
	栄町自主防災会（名称検討中）	栄町区長
船引（美山）	鹿又 1 区自主防災会	鹿又 1 区長
	鹿又 2 区自主防災会	鹿又 2 区長
	鹿又 3 区自主防災会	鹿又 3 区長
	長外路区自主防災会	長外路区長
船引（瀬川）	かどしか自主防災会	門鹿区長
	新館行政区防災会	新館区長
	大倉区自主防災会	大倉区長
船引（移）	北移行政区	北移区長
	南移区自主防災会	南移区長
	中山区自主防災会	中山区長
	横道区自主防災会	横道区長
船引（芦沢）	芦沢南区自主防災会	芦沢南区長
	芦沢中区自主防災会	芦沢中区長
船引（七郷）	七郷地区上郷区自主防災会	上郷区長
	下郷区自主防災会	下郷区長
	本郷区自主防災会	本郷区長
	井堀区自主防災会	井堀区長
	上区自主防災会	上区長
	大堀区自主防災会	大堀区長
船引（要田）	笹山行政区防災会	笹山区長
	要田行政区防災会	要田区長
	荒和田行政区防災会	荒和田区長

2　市内の河川延長

等級	水系名	河川名称	総延長
一級河川	阿武隈川	八島川	9,300m
	〃	大滝根川	51,456m
	〃	樋渡川	6,100m
	〃	町尻川	4,200m
	〃	牧野川	21,344m
	〃	堀越川	5,000m
	〃	桧山川	4,000m
	〃	移川	14,000m
	〃	紫川	4,300m
二級河川	請戸川	高瀬川	30,522m
	〃	古道川	10,800m
	〃	南川	6,000m
	〃	山口川	5,800m
	夏井川	夏井川	67,087m
	〃	梵天川	3,200m

3　気象状況

年＼項目		降水量（㎜）		気温（℃）			
		年間総量	最大日量	平均気温	最高気温	起日・起時	最低気温
平成	6年	1,058	64	11.1	33.8	8月8日	-11.0
	7年	1,154	88	10.6	33.1	7月24日	-9.9
	8年	804	81	10.7	33.6	7月26日	-10.1
	9年	985	50	11.5	32.4	8月9日	-9.0
	10年	1,671	143	11.9	32.7	7月3日	-14.0
	11年	1,240	96	11.9	32.5	8月8日	-8.8
	12年	1,135	73	11.2	33.0	7月23日	-9.9
	13年	871	52	10.4	33.3	7月15日	-13.4
	14年	1,251	114	10.8	33.6	8月8日	-11.1
	15年	1,140	45	10.4	32.4	8月4日	-13.3
	16年	1,541	103	11.4	33.2	7月8日	-11.0
	17年	1,034	67	10.4	33.1	8月5日	-11.5
	18年	1,490	80	10.7	32.2	8月18日	-12.6
	19年	1,311	88	11.2	34.3	8月11日	-8.3
	20年	1,043.5	53.5	10.8	33.1	8月7日	-11.2
	21年	1,108.5	91.5	11.1	32.9	7月26日	-9.2
	22年	1503.0	67.5	11.4	34.0	8月25日	-11.1
	23年	1133.0	175.5	10.8	34.4	8月10日	-8.9
	24年	1179.5	59.0	10.5	34.6	7月29日	-12.8
	25年	1235.0	80.5	10.9	33.6	8月15日	-11.9
	26年	1445.5	108.5	10.7	34.6	8月5日	-13.3
	27年	1274.0	117.0	11.5	34.9	8月5日	-10.6
	28年	1056.5	68.0	11.6	33.1	8月5日	-9.9
	29年	1076	87.5	10.7	34	7月10日	-10.2
	30年	872	58	11.6	34.3	7月20日	-10.8
令和	元年	1251.5	198.5	11.5	35	8月8日	-11.8
	2年	916	61.5	11.7	35.7	8月11日	-8.5
	3年	1480	62	11.5	34.5	7月19日	-12.4
	4年	963	62.5	11.3	35.1	7月31日	-11.3
	5年	991.5	50.5	12.5	35.0	7月29日	-10.4
	6年	1201.5	51.0	12.6	34.5	8月4日	-10.5

資料：気象庁「過去の気象データ」を基に作成

4　地域概況

(1) 年齢別人口比

（基準日：毎年１月１日）

年齢＼年		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
0～14歳	人数	4,437	4313	4,131	4,024	3,900	3,730	3,597	3448	3,301	3,157	3,023
	%	11.2	11.1	10.8	10.8	10.5	10.3	10.1	9.87	9.63	9.40	9.16
15～64歳	人数	23,149	22,563	21,991	21,095	20,782	20,093	19,426	18,788	18,295	17,688	17,202
	%	58.7	58.0	57.4	56.4	56.0	55.2	54.5	53.75	53.39	52.64	52.15
65歳以上	人数	11,896	12,017	12,161	12,275	12,428	12,514	12,633	12,714	12,671	12,755	12.760
	%	30.1	30.9	31.8	32.8	33.5	34.4	35.4	36.38	36.98	37.96	38.68
総計	人数	39,482	38,893	38,283	37,394	37,110	36,337	35,656	34,950	34,267	33,600	32.985
	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：住民基本台帳

(2) 総世帯数

（基準日：毎年１月１日）

世帯＼年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
総世帯数	12,494	12,559	12,552	12,573	12,646	12,662	12,678	12,780	12,822	12,873	12,892

資料：住民基本台帳

(3) 世帯構成比

（調査年月：10月）

家族構成（高齢者）＼年			平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
			世帯数	%	世帯数	%	世帯数	%	世帯数	%
総世帯数			11,902		11,933		12,708		12,159	
65歳以上の高齢者のいる世帯			7,456	62.6	7,491	62.8	7,585	59.7	－	－
	高齢者の一人暮らし世帯		775	6.5	880	7.4	1,134	8.9	1,414	11.6
	高齢者夫婦世帯	いずれかが65歳以上	935	7.9	1,112	9.3	1,279	10.1	1,440	11.8
		夫婦とも65歳以上	789	6.6	90	7.6	1,004	7.9	－	－

資料：国勢調査

(4) 市の世帯数及び人口

（令和７年１月１日現在）

地区	行政区名	世帯数	人数	管内	行政区名	世帯数	人数
滝根	石神	74	217	船引	今泉	238	647
	原屋敷	53	157		小沢	80	214
	菅谷駅前作前	107	284		板橋	279	744
	入水	124	280		上町	1,103	2,837
	畑中	61	164		中町	78	194
	江川	35	108		大町	350	794
	糠塚	51	120		栄町	577	1,238
	神俣町	61	171		北区	805	1,726
	関場	89	194		下里	531	1,250
	梵天川	96	253		船引計	4,041	9,644
	中広土	159	408		春山一	82	259
	和貢	150	366		春山二	117	342
	大平	31	85		文珠	107	330
	入新田	67	179		石森	118	367
	上郷	103	285		文珠計	424	1,298
	中郷	106	236		鹿又一	80	245
	作組	31	90		鹿又二	98	278
	広瀬町	61	159		鹿又三	156	495
	下組	47	122		長外路	62	186
	滝根計	1,506	3,878		美山計	396	1,204
大越	三洞	167	459		門鹿	74	211
	白山	222	598		大倉	118	285
	中部	182	463		新舘	134	346
	町郷	128	302		石沢	141	357
	上北部	126	339		瀬川計	467	1,199
	南部	143	327		上移	184	472
	西部	104	267		北移	153	380
	東部	112	344		南移	111	279
	牧野	93	261		中山	121	287
	栗出	82	261		横道	77	159
	早稲川	73	202		移計	646	1,577
	百目木沢	4	12		芦沢北	74	210
	大越計	1,436	3,835		芦沢中	84	233
都路	第１	97	226		芦沢東	80	239
	第２	46	97		芦沢南	75	199
	第３	57	155		芦沢西	75	197
	第４	54	119		芦沢計	388	1,078
	第５	66	138		上郷	95	253
	第６	59	143		下郷	94	228
	第７	90	222		椚山	155	392
	第８	58	143		永谷	73	190
	第９	73	170		遠山沢	62	174
	第10	77	170		本郷	64	216
	第11	62	124		井堀	60	223
	第12	58	117		上	57	178
	まどか荘	56	56		大堀	53	160
	都路計	853	1,880		七郷計	713	2,014
常葉	山田作	26	90		要田	69	205
	常葉	759	1,674		笹山	103	316
	西向	330	989		荒和田	75	204
	鹿山	58	172		要田計	247	725
	久保	87	230		船引合計	7,322	18,739
	新田作	60	166				
	関本	44	126				
	小桧山	48	150				
	早稲川	61	198				
	堀田	44	133				
	黒川	53	175				
	田代	59	199				
	山根	146	351				
	常葉計	1,775	4,653		合計	12,892	32,985

資料：住民基本台帳

5　災害時優先電話

（市外局番：0247）

地区	所在地	電話番号	備考
本庁（船引）	市民部　生活安全課	82－1116	
滝根	滝根行政局	78－2111	
大越	大越行政局	79－2112	
都路	都路行政局	75－2113	
	市立都路診療所	75－2003	
	市立都路歯科診療所	75－2208	
常葉	常葉行政局	77－2111	

6　雨量観測所

観測所名	代表河川名	設置場所	管理者	備考
瀬川雨量観測所	移川	船引町新舘字下 459-1	三春土木事務所	水防活動
下大越雨量観測所	牧野川	大越町下大越字中田 9	三春土木事務所	水防活動
大滝根観測所	大滝根川	滝根町菅谷字田木山御山 1-2	三春ダム管理所	水防活動
古道雨量観測所	高瀬川	都路町古道字戸屋	富岡土木事務所	水防活動
船引地域気象観測所	大滝根川	船引町船引字新房院地内	福島地方気象台	
常葉観測所	大滝根川	常葉町常葉字陣場地内 1-3	三春ダム管理所	
鞍掛観測所	大滝根川	船引町堀越字早坂地内 179	三春ダム管理所	
片曽根観測所	大滝根川	船引町船引字平背戸地内 207-1	三春ダム管理所	

7　水位観測所

区分	観測地点	管理者	摘要
中島水位観測所	大滝根川	船引町船引字中島地内 1-1	
光大寺水位観測所	大滝根川	船引町芦沢字光大寺地内 187-2	
常葉水位観測所	大滝根川	常葉町常葉字陣場地内 1-3	
牧野水位観測所	牧野川	船引町今泉字堰田地内 26-1	
虚空蔵橋水位計	大滝根川	船引町船引（秋元医院前）	

8　危機管理型水位計

観測所名	河川名	設置場所	備考
中宗橋水位計	大滝根川	常葉町関本字中宗地内	三春土木事務所
遠下橋水位計	牧野川	船引町船引字舘屋敷地内	三春土木事務所
膳棚橋水位計	樋渡川	船引町芦沢字深山地内	三春土木事務所
黒川橋水位計	桧山川	常葉町堀田字東黒川地内	三春土木事務所
戸屋橋水位計	南川	都路町古道字横山前地内	三春土木事務所
大橋水位計	移川	船引町北移字大畑地内	三春土木事務所
尻後橋水位計	移川	船引町大倉字本町地内	三春土木事務所
宮地橋水位計	紫川	船引町門鹿字宮林地内	三春土木事務所
寺向橋水位計	八島川	船引町要田字寺向地内	三春土木事務所
舘野橋水位計	牧野川	大越町上大越字水神宮地内	三春土木事務所
宮林２号橋水位計	堀越川	船引町堀越字馬喰前地内	三春土木事務所
下田橋水位計	古道川	都路町岩井沢字平蔵内地内	三春土木事務所
梵天川１号橋水位計	梵天川	滝根町神俣字梵天川地内	三春土木事務所
上源橋水位計	牧野川	大越町下大越字後原地内	三春土木事務所
真城橋水位計	大滝根川	常葉町西向字菅田地内	三春土木事務所
麓山橋水位計	山口川	都路町古道字山崎	三春土木事務所
別当橋水位計	移川	船引町新舘字下	三春土木事務所
新舘橋水位計	移川	船引町新舘字新舘	三春土木事務所
闕ノ畑橋	大滝根川	大越町早稲川字欠ノ畑	三春土木事務所
石蒔田橋	桧山川	常葉町常葉字石蒔田	三春土木事務所
河原橋	夏井川	滝根町神俣	三春土木事務所

9　気象観測システム（POTEKA）

観測所名	設置場所	仕様
移観測所	船引町上移字町 147 番地　田村市役所移出張所屋上	据置型／R5 設置
岩井沢観測所	都路町岩井沢字平蔵内 7 番地 2　市営岩井沢団地屋上	据置型／R5 設置
堀田観測所	常葉町堀田字南畑 6 番地　堀田公民館付近	据置型／R5 設置
滝根観測所	滝根町神俣字関場 118 番地　田村市役所滝根行政局屋上	据置型／R6 設置
大越観測所	大越町上大越字水神宮 62 番地 1　田村市役所大越行政局敷地内	据置型／R6 設置
都路観測所	都路町古道字寺ノ前 39 番地　田村市都路保健センター屋上	据置型／R6 設置
常葉観測所	常葉町常葉字町裏 1 番地　田村市役所常葉行政局屋上	据置型／R6 設置
船引観測所	船引町船引字遠表 400 番地　田村市運動公園敷地内（多目的運動場付近）	据置型／R6 設置

１０　重要水防区域

（河川管理者：福島県県中建設事務所三春土木事務所）

(1) 滝根地区

No.	河川名	消防団分団名	左岸・右岸の別	位置	延長(m)	予想される危険概要	被災予想区域	氾濫面積(ha)	概要
1	夏井川	滝根地区第３分団	両岸	滝根町広瀬字川除	150	溢水	川除	6	人家３戸 田畑 2ha

(2) 大越地区

No.	河川名	消防団分団名	左岸・右岸の別	位置	延長(m)	予想される危険概要	被災予想区域	氾濫面積(ha)	概要
1	牧野川	大越地区隊第１分団	両岸	大越町下大越字原	200	溢水 決壊	原	3	人家４戸 田畑 2ha

(3) 都路地区

No.	河川名	消防団分団名	左岸・右岸の別	位置	延長(m)	予想される危険概要	被災予想区域	氾濫面積(ha)	概要
1	南川	都路地区隊第１分団	両岸	都路町古道字馬場平字横山前	1,500	溢水	馬場平 横山前	10	人家６戸 田畑 7ha

(4) 常葉地区

No.	河川名	消防団分団名	左岸・右岸の別	位置	延長(m)	予想される危険概要	被災予想区域	氾濫面積(ha)	概要
1	１級河川 桧山川	常葉地区隊第１分団	右岸	常葉町常葉字石蒔田	200	溢水 決壊	朴立目 目石沢 石蒔田 前田	2	人家２戸 田畑 2ha
2	１級河川 大滝根川	常葉地区隊第１分団	両岸	常葉町常葉字陣場字長縄	300	溢水	陣場 長縄	5	人家５戸 田畑 4ha
3	１級河川 大滝根川	常葉地区隊第３分団	両岸	常葉町関本字仲ノ坪	200	溢水	日役畑 仲ノ坪 反田	2	人家１戸 田畑 2ha

(5) 船引地区

No.	河川名	消防団分団名	左岸・右岸の別	位置	延長(m)	予想される危険概要	被災予想区域	氾濫面積(ha)	概要
1	１級河川 大滝根川	船引地区隊第１分団	両岸	船引町船引字舘柄前字安久津	2,500	溢水 決壊	船引地区	15	人家 90 戸 田畑 10ha
2	樋渡川	船引地区隊第５分団	右岸	船引町芦沢字膳棚字猫台	150	溢水 決壊	膳棚 猫台	1	人家２戸 田畑 1ha

１１　土砂災害警戒区域等

(1) 土石流

（令和 7 年 12 月 16 日現在）

警戒すべき区間・箇所	区域名（図書名）	警戒区域	特別警戒区域	公示番号	指定年月日
滝根町菅谷字猿内	猿内 1	○	○	福島県告示第 590 号	平成 26 年 9 月 30 日
滝根町菅谷字江川	江川 2	○	○	福島県告示第 590 号	平成 26 年 9 月 30 日
滝根町菅谷字過足内	過足内 2-2	○		福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
滝根町菅谷字沼ノ沢	過足内 2-1	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
滝根町菅谷字沼ノ沢	沼ノ沢 1	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
滝根町菅谷字沼ノ沢	沼ノ沢 2	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
滝根町菅谷字菅	糠塚 1	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
滝根町菅谷字東釜山	梵天川	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
滝根町菅谷字畑中	沼ノ沢 3	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
滝根町菅谷字作前	立石	○	○	福島県告示第 569 号	令和 3 年 8 月 3 日
滝根町菅谷字小三郎内	大土山 1	○	○	福島県告示第 569 号	令和 3 年 8 月 3 日
滝根町菅谷字小入水	小入水-1	○	○	福島県告示第 569 号	令和 3 年 8 月 3 日
滝根町菅谷字小入水	小入水-2	○	○	福島県告示第 569 号	令和 3 年 8 月 3 日
滝根町菅谷字大土山	大土山 2	○	○	福島県告示第 569 号	令和 3 年 8 月 3 日
滝根町菅谷字田木山	田木山 1	○	○	福島県告示第 569 号	令和 3 年 8 月 3 日
滝根町菅谷字馬場	馬場	○	○	福島県告示第 569 号	令和 3 年 8 月 3 日
滝根町菅谷字矢立松	矢立松	○	○	福島県告示第 569 号	令和 3 年 8 月 3 日
滝根町菅谷字天ヶ作	天ヶ作	○	○	福島県告示第 624 号	令和 3 年 9 月 7 日
滝根町菅谷字猿内	猿内沢	○	○	福島県告示第 47 号	令和 4 年 1 月 21 日
滝根町菅谷字江川	江川 1	○	○	福島県告示第 47 号	令和 4 年 1 月 21 日
滝根町菅谷字大六	大六 1	○	○	福島県告示第 47 号	令和 4 年 1 月 21 日
滝根町菅谷字入水	大六川	○	○	福島県告示第 47 号	令和 4 年 1 月 21 日
滝根町菅谷字入水	入水 1	○	○	福島県告示第 47 号	令和 4 年 1 月 21 日
滝根町菅谷字入水	入水 2	○	○	福島県告示第 47 号	令和 4 年 1 月 21 日
滝根町菅谷字畑中	畑中沢	○	○	福島県告示第 47 号	令和 4 年 1 月 21 日
滝根町神俣字関場	関場沢	○	○	福島県告示第 590 号	平成 26 年 9 月 30 日
滝根町神俣字関場	関場 1	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
滝根町神俣字関場	関場 2	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
滝根町神俣字糠塚	糠塚 3	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
滝根町神俣字大平	大平	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
滝根町神俣字入新田	大平沢	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
滝根町神俣字入新田	入新田 1	○		福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
滝根町神俣字入新田	入新田 2	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
滝根町神俣字入新田	入新田 3	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
滝根町神俣字入新田	入新田 4	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
滝根町神俣字入新田	入新田 5	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
滝根町神俣字入新田	入新田 6	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
滝根町神俣字入新田	入新田 7	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
滝根町神俣字入新田	入新田 8	○		福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
滝根町神俣字入新田	入新田 9	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
滝根町神俣字入新田	入新田沢-1	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
滝根町神俣字入新田	入新田沢-2	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
滝根町神俣字糠塚	糠塚 2	○	○	福島県告示第 624 号	令和 3 年 9 月 7 日
滝根町神俣字一ノ坪	一ノ坪沢	○		福島県告示第 47 号	令和 4 年 1 月 21 日
滝根町神俣字一ノ坪	下城沢	○		福島県告示第 47 号	令和 4 年 1 月 21 日
滝根町神俣字町	町沢	○		福島県告示第 47 号	令和 4 年 1 月 21 日
滝根町神俣字和貢	道外沢	○	○	福島県告示第 47 号	令和 4 年 1 月 21 日

警戒すべき区間・箇所	区域名（図書名）	警戒区域	特別警戒区域	公示番号	指定年月日
滝根町広瀬字蟹内	蟹内 1	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
滝根町広瀬字蟹内	蟹内 2	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
滝根町広瀬字蟹内	蟹内 3-1	○		福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
滝根町広瀬字蟹内	蟹内 3-2	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
滝根町広瀬字蟹内	蟹内 4	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
滝根町広瀬字蟹内	蟹内沢	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
滝根町広瀬字山ノ下	山ノ下	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
滝根町広瀬字山口	山口	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
滝根町広瀬字小辺坂	小辺坂 1	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
滝根町広瀬字小辺坂	小辺坂 2-1	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
滝根町広瀬字小辺坂	小辺坂 2-2	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
滝根町広瀬字小辺坂	小辺坂 3	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
滝根町広瀬字上平	上平 1	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
滝根町広瀬字上平	上平 2	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
滝根町広瀬字上平	上平 3	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
滝根町広瀬字諏訪	諏訪	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
滝根町広瀬字中ノ内	中ノ内	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
滝根町広瀬字矢大臣	矢大臣 1	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
滝根町広瀬字矢大臣	矢大臣 2	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
滝根町広瀬字矢大臣	矢大臣 3	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
滝根町広瀬字矢大臣	矢大臣 6-1	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
滝根町広瀬字矢大臣	矢大臣 6-2	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
滝根町広瀬字矢大臣	矢大臣 7	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
滝根町広瀬字川除	川除	○	○	福島県告示第 237 号	令和 6 年 3 月 29 日
滝根町広瀬字矢大臣	矢大臣 4	○	○	福島県告示第 237 号	令和 6 年 3 月 29 日
滝根町広瀬字矢大臣	矢大臣川	○	○	福島県告示第 237 号	令和 6 年 3 月 29 日
大越町上大越字蟹沢	蟹沢	○	○	福島県告示第 210 号	平成 26 年 3 月 28 日
大越町上大越字蟹沢	蟹沢 1	○	○	福島県告示第 210 号	平成 26 年 3 月 28 日
大越町上大越字住王町	住王町川-2	○	○	福島県告示第 210 号	平成 26 年 3 月 28 日
大越町上大越字住王町	住王町川-3	○	○	福島県告示第 210 号	平成 26 年 3 月 28 日
大越町上大越字町	町	○		福島県告示第 210 号	平成 26 年 3 月 28 日
大越町上大越字住王町	住王町川-1	○	○	福島県告示第 210 号	平成 26 年 9 月 30 日
大越町上大越字元池	元池	○	○	福島県告示第 590 号	平成 26 年 9 月 30 日
大越町上大越字曲田	曲田	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
大越町上大越字金山平	イラクボ沢	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
大越町上大越字欠入	欠入	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
大越町上大越字欠入	欠入沢	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
大越町上大越字大日前	寺川	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
大越町上大越字大日前	大日前	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
大越町上大越字中平	とやめい沢	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
大越町上大越字中平	金山平沢	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
大越町上大越字中平	後原 1-2	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
大越町上大越字中平	後原 2	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
大越町上大越字鍋格子	遠山口	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
大越町上大越字入山	後原 1-1	○		福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
大越町上大越字入山	入山	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
大越町上大越字明松川	笹林 1	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
大越町下大越字入ノ作	千石平	○	○	福島県告示第 210 号	平成 26 年 3 月 28 日
大越町下大越字入ノ作	入ノ作沢-1	○	○	福島県告示第 210 号	平成 26 年 3 月 28 日
大越町下大越字入ノ作	入ノ作沢-2	○	○	福島県告示第 210 号	平成 26 年 3 月 28 日

警戒すべき区間・箇所	区域名（図書名）	警戒区域	特別警戒区域	公示番号	指定年月日
大越町下大越字入ノ作	白井倉-1	○	○	福島県告示第 891 号	平成 27 年 12 月 25 日
大越町下大越字入ノ作	白井倉-2	○		福島県告示第 891 号	平成 27 年 12 月 25 日
大越町下大越字入ノ作	白井倉-3	○		福島県告示第 891 号	平成 27 年 12 月 25 日
大越町下大越字戸ノ内	戸ノ内 1	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
大越町下大越字戸ノ内	小久地	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
大越町下大越字後沢	後沢-1	○		福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
大越町下大越字後沢	後沢-2	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
大越町下大越字高屋敷	高屋敷沢-1	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
大越町下大越字高屋敷	高屋敷沢-2	○		福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
大越町下大越字堺野町	堺野町-1	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
大越町下大越字堺野町	堺野町-2	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
大越町下大越字大林	大林	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
大越町下大越字中ノ目	中ノ目	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
大越町下大越字洞入	洞入-1	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
大越町下大越字洞入	洞入-2	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
大越町下大越字町	高屋敷 1	○		福島県告示第 225 号	令和 4 年 3 月 29 日
大越町牧野字西ノ内	西ノ内 1	○	○	福島県告示第 210 号	平成 26 年 3 月 28 日
大越町牧野字大木	大木	○		福島県告示第 210 号	平成 26 年 3 月 28 日
大越町牧野字西ノ内	西ノ内 2-1	○	○	福島県告示第 590 号	平成 26 年 9 月 30 日
大越町牧野字西ノ内	西ノ内 2-2	○	○	福島県告示第 590 号	平成 26 年 9 月 30 日
大越町牧野字岡田	岡田 1	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
大越町牧野字岡田	岡田沢	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
大越町牧野字岡田	田中	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
大越町牧野字西ノ内	後原	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
大越町牧野字竹ノ内	宮ノ前	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
大越町牧野字竹ノ内	竹ノ内 1	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
大越町牧野字竹ノ内	竹ノ内 2	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
大越町栗出字坂口	坂口 1	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
大越町栗出字坂口	坂口 2	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
大越町栗出字作内	作内	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
大越町栗出字中ノ内	中ノ内	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
大越町栗出字日向	日向	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
大越町栗出字堀込	舘	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
大越町早稲川字高野作	高野作	○	○	福島県告示第 210 号	平成 26 年 3 月 28 日
大越町早稲川字千丁地	千丁地	○	○	福島県告示第 210 号	平成 26 年 3 月 28 日
大越町早稲川字関沢	関沢-1	○		福島県告示第 590 号	平成 26 年 9 月 30 日
大越町早稲川字関沢	関沢-2	○	○	福島県告示第 590 号	平成 26 年 9 月 30 日
大越町早稲川字関沢	関沢-3	○	○	福島県告示第 590 号	平成 26 年 9 月 30 日
大越町早稲川字鬼五郎	鬼五郎 1	○	○	福島県告示第 590 号	平成 26 年 9 月 30 日
大越町早稲川字鬼五郎	鬼五郎 6	○	○	福島県告示第 590 号	平成 26 年 9 月 30 日
大越町早稲川字鬼五郎	鬼五郎 7	○	○	福島県告示第 590 号	平成 26 年 9 月 30 日
大越町早稲川字柿宇戸	柿宇戸	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
大越町早稲川字牛塔場	牛塔場 1	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
大越町早稲川字江ノ上	江ノ上 1	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
大越町早稲川字江ノ上	江ノ上沢	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
大越町早稲川字裾ヲ田	裾ヲ田 1	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
大越町早稲川字裾ヲ田	裾ヲ田 2	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
大越町早稲川字裾ヲ田	裾ヲ田 3	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
大越町早稲川字裾ヲ田	裾ヲ田 4	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
大越町早稲川字大久保	大久保沢	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日

警戒すべき区間・箇所	区域名（図書名）	警戒区域	特別警戒区域	公示番号	指定年月日
大越町早稲川字中平	闕ノ畑	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
大越町早稲川字畑田	広畑	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
大越町早稲川字畑田	畑田	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
大越町早稲川字梨ノ木作	梨ノ木作	○		福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
大越町早稲川字五条	五条	○		福島県告示第 675 号	令和 2 年 10 月 9 日
大越町早稲川字日向畑	日向畑	○		福島県告示第 675 号	令和 2 年 10 月 9 日
大越町早稲川字鬼五郎	鬼五郎 3	○		福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
大越町早稲川字鬼五郎	鬼五郎 4	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
大越町早稲川字牛塔場	牛塔場 2-1	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
大越町早稲川字牛塔場	牛塔場 2-2	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
大越町早稲川字牛塔場	牛塔場 2-3	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
大越町早稲川字牛塔場	牛塔場 3	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
大越町早稲川字鬼五郎	鬼五郎 2-1	○	○	福島県告示第 225 号	令和 4 年 3 月 29 日
大越町早稲川字鬼五郎	鬼五郎 2-2	○	○	福島県告示第 225 号	令和 4 年 3 月 29 日
大越町早稲川字鬼五郎	鬼五郎 5	○	○	福島県告示第 225 号	令和 4 年 3 月 29 日
大越町早稲川字鬼五郎	鬼五郎沢	○	○	福島県告示第 225 号	令和 4 年 3 月 29 日
都路町岩井沢字道ノ内	道ノ内 1	○		福島県告示第 210 号	平成 26 年 3 月 28 日
都路町岩井沢字持藤田	持藤田 1	○	○	福島県告示第 116 号	令和 2 年 2 月 28 日
都路町岩井沢字持藤田	持藤田 2	○	○	福島県告示第 116 号	令和 2 年 2 月 28 日
都路町岩井沢字持藤田	所久保 2	○		福島県告示第 116 号	令和 2 年 2 月 28 日
都路町岩井沢字持藤田	本沢-1	○	○	福島県告示第 116 号	令和 2 年 2 月 28 日
都路町岩井沢字持藤田	本沢-2	○		福島県告示第 116 号	令和 2 年 2 月 28 日
都路町岩井沢字所久保	所久保 1	○	○	福島県告示第 116 号	令和 2 年 2 月 28 日
都路町岩井沢字小保内	小保内 2	○		福島県告示第 116 号	令和 2 年 2 月 28 日
都路町岩井沢字西戸	西戸沢-1	○	○	福島県告示第 116 号	令和 2 年 2 月 28 日
都路町岩井沢字西戸	西戸沢-2	○	○	福島県告示第 116 号	令和 2 年 2 月 28 日
都路町岩井沢字大槻	大槻 2-1	○		福島県告示第 116 号	令和 2 年 2 月 28 日
都路町岩井沢字大槻	大槻 2-2	○	○	福島県告示第 116 号	令和 2 年 2 月 28 日
都路町岩井沢字中小屋	中小屋 2-1	○	○	福島県告示第 116 号	令和 2 年 2 月 28 日
都路町岩井沢字中小屋	中小屋 2-2	○	○	福島県告示第 116 号	令和 2 年 2 月 28 日
都路町岩井沢字中小屋	中小屋 3	○	○	福島県告示第 116 号	令和 2 年 2 月 28 日
都路町岩井沢字中里	平内地沢	○	○	福島県告示第 116 号	令和 2 年 2 月 28 日
都路町岩井沢字楢梨子	楢梨子 1	○	○	福島県告示第 116 号	令和 2 年 2 月 28 日
都路町岩井沢字馬酔木沢	強梨 1	○	○	福島県告示第 116 号	令和 2 年 2 月 28 日
都路町岩井沢字馬酔木沢	馬酔木沢 1	○	○	福島県告示第 116 号	令和 2 年 2 月 28 日
都路町岩井沢字馬酔木沢	馬酔木沢 2	○	○	福島県告示第 116 号	令和 2 年 2 月 28 日
都路町岩井沢字馬酔木沢	馬酔木沢 3-1	○	○	福島県告示第 116 号	令和 2 年 2 月 28 日
都路町岩井沢字馬酔木沢	馬酔木沢 3-2	○	○	福島県告示第 116 号	令和 2 年 2 月 28 日
都路町岩井沢字馬酔木沢	馬酔木沢 4-1	○		福島県告示第 116 号	令和 2 年 2 月 28 日
都路町岩井沢字馬酔木沢	馬酔木沢 4-2	○	○	福島県告示第 116 号	令和 2 年 2 月 28 日
都路町岩井沢字北向	北向 2	○	○	福島県告示第 116 号	令和 2 年 2 月 28 日
都路町岩井沢字北作	北作 1	○		福島県告示第 116 号	令和 2 年 2 月 28 日
都路町岩井沢字北作	北作 2-1	○	○	福島県告示第 116 号	令和 2 年 2 月 28 日
都路町岩井沢字北作	北作 2-2	○	○	福島県告示第 116 号	令和 2 年 2 月 28 日
都路町岩井沢字北作	北作 2-3	○	○	福島県告示第 116 号	令和 2 年 2 月 28 日
都路町岩井沢字西光地	西光地 1-1	○	○	福島県告示第 909 号	令和 2 年 12 月 22 日
都路町岩井沢字西光地	西光地 1-2	○		福島県告示第 909 号	令和 2 年 12 月 22 日
都路町古道字橋向	橋向 1	○	○	福島県告示第 210 号	平成 26 年 3 月 28 日
都路町古道字前田	前田沢-1	○	○	福島県告示第 891 号	平成 27 年 12 月 25 日
都路町古道字前田	前田沢-2	○		福島県告示第 891 号	平成 27 年 12 月 25 日

警戒すべき区間・箇所	区域名（図書名）	警戒区域	特別警戒区域	公示番号	指定年月日
都路町古道字東谷地	東谷地 2	○	○	福島県告示第 116 号	令和 2 年 2 月 28 日
都路町古道字阿園平	阿園平 1-1	○	○	福島県告示第 675 号	令和 2 年 10 月 9 日
都路町古道字阿園平	阿園平 1-2	○	○	福島県告示第 675 号	令和 2 年 10 月 9 日
都路町古道字阿園平	阿園平 2	○	○	福島県告示第 675 号	令和 2 年 10 月 9 日
都路町古道字横山	大久保沢-1	○	○	福島県告示第 675 号	令和 2 年 10 月 9 日
都路町古道字横山	大久保沢-2	○	○	福島県告示第 675 号	令和 2 年 10 月 9 日
都路町古道字横山	大久保沢-3	○	○	福島県告示第 675 号	令和 2 年 10 月 9 日
都路町古道字横山	大久保沢-4	○	○	福島県告示第 675 号	令和 2 年 10 月 9 日
都路町古道字横山	大久保沢-5	○		福島県告示第 675 号	令和 2 年 10 月 9 日
都路町古道字下ノ久保	尾ノ川 2	○		福島県告示第 675 号	令和 2 年 10 月 9 日
都路町古道字下ノ久保	尾ノ川 7	○	○	福島県告示第 675 号	令和 2 年 10 月 9 日
都路町古道字下ノ久保	尾ノ川 8	○	○	福島県告示第 675 号	令和 2 年 10 月 9 日
都路町古道字下板橋	下板橋 1	○	○	福島県告示第 675 号	令和 2 年 10 月 9 日
都路町古道字蒲生河原	蒲生河原 1	○	○	福島県告示第 675 号	令和 2 年 10 月 9 日
都路町古道字蒲生河原	蒲生河原 2	○	○	福島県告示第 675 号	令和 2 年 10 月 9 日
都路町古道字橋向	場々8-1	○	○	福島県告示第 675 号	令和 2 年 10 月 9 日
都路町古道字橋向	場々8-2	○	○	福島県告示第 675 号	令和 2 年 10 月 9 日
都路町古道字橋向	場々8-3	○	○	福島県告示第 675 号	令和 2 年 10 月 9 日
都路町古道字九郎鹿	九郎鹿 1	○	○	福島県告示第 675 号	令和 2 年 10 月 9 日
都路町古道字九郎鹿	九郎鹿 3	○	○	福島県告示第 675 号	令和 2 年 10 月 9 日
都路町古道字九郎鹿	九郎鹿 4-1	○	○	福島県告示第 675 号	令和 2 年 10 月 9 日
都路町古道字九郎鹿	九郎鹿 4-2	○	○	福島県告示第 675 号	令和 2 年 10 月 9 日
都路町古道字権七田	権七田 1	○	○	福島県告示第 675 号	令和 2 年 10 月 9 日
都路町古道字戸草	戸草 2	○	○	福島県告示第 675 号	令和 2 年 10 月 9 日
都路町古道字根岸	白石 3	○		福島県告示第 675 号	令和 2 年 10 月 9 日
都路町古道字小滝沢	小滝沢 1	○	○	福島県告示第 675 号	令和 2 年 10 月 9 日
都路町古道字小滝沢	小滝沢 4	○	○	福島県告示第 675 号	令和 2 年 10 月 9 日
都路町古道字場々	場々1	○	○	福島県告示第 675 号	令和 2 年 10 月 9 日
都路町古道字場々	場々2	○	○	福島県告示第 675 号	令和 2 年 10 月 9 日
都路町古道字場々	場々3	○	○	福島県告示第 675 号	令和 2 年 10 月 9 日
都路町古道字場々	場々6	○	○	福島県告示第 675 号	令和 2 年 10 月 9 日
都路町古道字場々	場々7	○	○	福島県告示第 675 号	令和 2 年 10 月 9 日
都路町古道字新田保	新田保 1	○	○	福島県告示第 675 号	令和 2 年 10 月 9 日
都路町古道字鍛冶屋前	鍛冶屋前 1-1	○	○	福島県告示第 675 号	令和 2 年 10 月 9 日
都路町古道字鍛冶屋前	鍛冶屋前 1-2	○	○	福島県告示第 675 号	令和 2 年 10 月 9 日
都路町古道字鍛冶屋前	鍛冶屋前 1-3	○	○	福島県告示第 675 号	令和 2 年 10 月 9 日
都路町古道字鳥伏	鳥伏 1-1	○	○	福島県告示第 675 号	令和 2 年 10 月 9 日
都路町古道字鳥伏	鳥伏 1-2	○	○	福島県告示第 675 号	令和 2 年 10 月 9 日
都路町古道字鳥伏	鳥伏 1-3	○	○	福島県告示第 675 号	令和 2 年 10 月 9 日
都路町古道字道ノ内	古道道ノ内 1	○	○	福島県告示第 675 号	令和 2 年 10 月 9 日
都路町古道字南作	場々4	○	○	福島県告示第 675 号	令和 2 年 10 月 9 日
都路町古道字馬場平	八幡前 1-1	○	○	福島県告示第 675 号	令和 2 年 10 月 9 日
都路町古道字馬場平	八幡前 1-2	○	○	福島県告示第 675 号	令和 2 年 10 月 9 日
都路町古道字馬場平	八幡前 1-3	○	○	福島県告示第 675 号	令和 2 年 10 月 9 日
都路町古道字白石	白石 5	○	○	福島県告示第 675 号	令和 2 年 10 月 9 日
都路町古道字白石	白石 6	○	○	福島県告示第 675 号	令和 2 年 10 月 9 日
都路町古道字尾ノ川	尾ノ川 3-1	○	○	福島県告示第 675 号	令和 2 年 10 月 9 日
都路町古道字尾ノ川	尾ノ川 3-2	○	○	福島県告示第 675 号	令和 2 年 10 月 9 日
都路町古道字尾ノ川	尾ノ川 3-3	○	○	福島県告示第 675 号	令和 2 年 10 月 9 日
都路町古道字尾ノ川	尾ノ川 4	○	○	福島県告示第 675 号	令和 2 年 10 月 9 日

警戒すべき区間・箇所	区域名（図書名）	警戒区域	特別警戒区域	公示番号	指定年月日
都路町古道字尾ノ川	尾ノ川 5	○	○	福島県告示第 675 号	令和 2 年 10 月 9 日
都路町古道字蒲生河原	傾城谷 1	○	○	福島県告示第 909 号	令和 2 年 12 月 22 日
都路町古道字橋向	橋向 4-1	○	○	福島県告示第 909 号	令和 2 年 12 月 22 日
都路町古道字橋向	橋向 4-2	○	○	福島県告示第 909 号	令和 2 年 12 月 22 日
都路町古道字橋向	芹ヶ沢 1-1	○	○	福島県告示第 909 号	令和 2 年 12 月 22 日
都路町古道字橋向	芹ヶ沢 1-2	○	○	福島県告示第 909 号	令和 2 年 12 月 22 日
都路町古道字橋向	芹ヶ沢 1-3	○	○	福島県告示第 909 号	令和 2 年 12 月 22 日
都路町古道字傾城川	傾城谷 2	○	○	福島県告示第 909 号	令和 2 年 12 月 22 日
都路町古道字呼石	呼石	○		福島県告示第 909 号	令和 2 年 12 月 22 日
都路町古道字山口	山口 5	○	○	福島県告示第 909 号	令和 2 年 12 月 22 日
都路町古道字山口	山口 6	○		福島県告示第 909 号	令和 2 年 12 月 22 日
都路町古道字山口	山口 7-1	○		福島県告示第 909 号	令和 2 年 12 月 22 日
都路町古道字山口	山口 7-2	○	○	福島県告示第 909 号	令和 2 年 12 月 22 日
都路町古道字山口	山口 7-3	○	○	福島県告示第 909 号	令和 2 年 12 月 22 日
都路町古道字山口	山口 9-1	○	○	福島県告示第 909 号	令和 2 年 12 月 22 日
都路町古道字山口	山口 9-2	○	○	福島県告示第 909 号	令和 2 年 12 月 22 日
都路町古道字上ノ前	上ノ前-1	○	○	福島県告示第 909 号	令和 2 年 12 月 22 日
都路町古道字上ノ前	上ノ前-2	○	○	福島県告示第 909 号	令和 2 年 12 月 22 日
都路町古道字山口	山口 8	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
常葉町常葉字備前作	備前作 3-1	○	○	福島県告示第 230 号	平成 19 年 3 月 23 日
常葉町常葉字備前作	備前作 3-2	○		福島県告示第 230 号	平成 19 年 3 月 23 日
常葉町常葉字四重城	四重城 2	○		福島県告示第 245 号	令和 1 年 8 月 30 日
常葉町常葉字朴立目	朴立目	○	○	福島県告示第 245 号	令和 1 年 8 月 30 日
常葉町西向字米粉原	米粉原 1	○	○	福島県告示第 230 号	平成 19 年 3 月 23 日
常葉町西向字下ノ内	下ノ内沢	○		福島県告示第 245 号	令和 1 年 8 月 30 日
常葉町西向字東ノ内	東ノ内	○	○	福島県告示第 245 号	令和 1 年 8 月 30 日
常葉町西向字栃久保	栃久保	○	○	福島県告示第 245 号	令和 1 年 8 月 30 日
常葉町西向字日向林	日向林	○	○	福島県告示第 245 号	令和 1 年 8 月 30 日
常葉町西向字米粉原	米粉原 2	○	○	福島県告示第 245 号	令和 1 年 8 月 30 日
常葉町鹿山字屋形内	屋形内 1-1	○		福島県告示第 230 号	平成 19 年 3 月 23 日
常葉町鹿山字屋形内	屋形内 1-2	○		福島県告示第 230 号	平成 19 年 3 月 23 日
常葉町鹿山字下モ田	下モ田	○	○	福島県告示第 245 号	令和 1 年 8 月 30 日
常葉町久保字宮ノ前	久保上沢	○		福島県告示第 230 号	平成 19 年 3 月 23 日
常葉町久保字遠西	遠西	○	○	福島県告示第 245 号	令和 1 年 8 月 30 日
常葉町久保字宮ノ前	宮ノ前 2	○	○	福島県告示第 245 号	令和 1 年 8 月 30 日
常葉町新田作字高田	高田 3	○		福島県告示第 245 号	令和 1 年 8 月 30 日
常葉町新田作字猫内	猫内	○		福島県告示第 245 号	令和 1 年 8 月 30 日
常葉町小桧山字堂ノ入	堂ノ入	○		福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
常葉町早稲川字宇道	宇道 3	○	○	福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
常葉町早稲川字根子田	根子田 4	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
常葉町堀田字戸ノ内	戸ノ内	○		福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
常葉町堀田字真上	真上	○		福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
常葉町堀田字岩下	岩下	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
常葉町堀田字久平沢	久平沢 1	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
常葉町堀田字久平沢	久平沢 2	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
常葉町堀田字取上	取上 3	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
常葉町堀田字取上	取上 4	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
常葉町堀田字川越	鳴子 4	○		福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
常葉町堀田字八升栗	八升栗 1	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
常葉町堀田字八升栗	八升栗 3	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日

警戒すべき区間・箇所	区域名（図書名）	警戒区域	特別警戒区域	公示番号	指定年月日
常葉町堀田字柳渡戸	柳渡戸	○		福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
常葉町堀田字八升栗	八升栗 2	○		福島県告示第 543 号	令和 2 年 8 月 28 日
常葉町山根字鰍	鰍 1	○	○	福島県告示第 245 号	令和 1 年 8 月 30 日
常葉町山根字鰍	鰍 2	○	○	福島県告示第 245 号	令和 1 年 8 月 30 日
常葉町山根字三竹平	三竹平	○	○	福島県告示第 245 号	令和 1 年 8 月 30 日
常葉町山根字鹿島	鹿島	○		福島県告示第 245 号	令和 1 年 8 月 30 日
常葉町山根字殿上	殿上	○	○	福島県告示第 245 号	令和 1 年 8 月 30 日
常葉町山根字萩平	山根沢	○	○	福島県告示第 245 号	令和 1 年 8 月 30 日
常葉町山根字雨乞平	雨乞平 3	○	○	福島県告示第 290 号	令和 1 年 9 月 27 日
常葉町山根字萩平	萩平 1	○		福島県告示第 290 号	令和 1 年 9 月 27 日
船引町今泉字惣太郎	惣太郎-1	○		福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
船引町今泉字惣太郎	惣太郎-2	○		福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
船引町今泉字鳥足	鳥足沢	○		福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
船引町今泉字平沢	平沢	○		福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
船引町今泉字烏帽子石	烏帽子石沢-1	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
船引町今泉字烏帽子石	烏帽子石沢-2	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
船引町今泉字烏帽子石	烏帽子石沢-3	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
船引町船引字石田	石田 3	○	○	福島県告示第 326 号	平成 23 年 6 月 28 日
船引町船引字上川原	上川原-1	○	○	福島県告示第 590 号	平成 26 年 9 月 30 日
船引町船引字上川原	上川原-2	○	○	福島県告示第 590 号	平成 26 年 9 月 30 日
船引町船引字新房院	新房院	○	○	福島県告示第 590 号	平成 26 年 9 月 30 日
船引町船引字平背戸	平背戸	○	○	福島県告示第 475 号	令和 1 年 12 月 20 日
船引町船引字舘	舘屋敷-1	○	○	福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
船引町船引字舘	舘屋敷-2	○	○	福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
船引町船引字寺ヶ入	寺ヶ入	○		福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
船引町船引字稲場	稲場	○	○	福島県告示第 116 号	令和 2 年 2 月 28 日
船引町船引字舘	舘	○	○	福島県告示第 909 号	令和 2 年 12 月 22 日
船引町船引字山ノ内	山ノ内 3	○	○	福島県告示第 909 号	令和 2 年 12 月 22 日
船引町船引字四城内前	四城内前	○	○	福島県告示第 909 号	令和 2 年 12 月 22 日
船引町春山字柏木平	柏木平	○	○	福島県告示第 237 号	令和 6 年 3 月 29 日
船引町文珠字作内戸	作内戸	○	○	福島県告示第 475 号	令和 1 年 12 月 20 日
船引町北鹿又字舘ノ腰	舘ノ腰	○		福島県告示第 410 号	平成 26 年 6 月 27 日
船引町北鹿又字早坂久保	大木沢	○	○	福島県告示第 410 号	平成 26 年 6 月 27 日
船引町北鹿又字岫ノ前	茸山	○	○	福島県告示第 410 号	平成 26 年 6 月 27 日
船引町北鹿又字稲荷前	稲荷前	○	○	福島県告示第 475 号	令和 1 年 12 月 20 日
船引町北鹿又字牛房久保	山ノ内 1	○		福島県告示第 475 号	令和 1 年 12 月 20 日
船引町北鹿又字五百畑	五百畑 2	○	○	福島県告示第 475 号	令和 1 年 12 月 20 日
船引町北鹿又字後沢	後沢-1	○	○	福島県告示第 475 号	令和 1 年 12 月 20 日
船引町北鹿又字後沢	後沢-2	○	○	福島県告示第 475 号	令和 1 年 12 月 20 日
船引町北鹿又字上台	上台	○	○	福島県告示第 475 号	令和 1 年 12 月 20 日
船引町北鹿又字早坂久保	南沢	○	○	福島県告示第 475 号	令和 1 年 12 月 20 日
船引町北鹿又字茸山上	茸山上	○	○	福島県告示第 475 号	令和 1 年 12 月 20 日
船引町北鹿又字鬼久保	前田沢	○	○	福島県告示第 909 号	令和 2 年 12 月 22 日
船引町北鹿又字上南	上南沢-1	○	○	福島県告示第 909 号	令和 2 年 12 月 22 日
船引町北鹿又字上南	上南沢-2	○		福島県告示第 909 号	令和 2 年 12 月 22 日
船引町北鹿又字番屋	番屋	○	○	福島県告示第 909 号	令和 2 年 12 月 22 日
船引町長外路字台	台沢	○	○	福島県告示第 410 号	平成 26 年 6 月 27 日
船引町大倉字上大倉	大倉沢	○	○	福島県告示第 410 号	平成 26 年 6 月 27 日
船引町石沢字山口	山口沢	○	○	福島県告示第 410 号	平成 26 年 6 月 27 日
船引町石沢字小田	小田	○		福島県告示第 410 号	平成 26 年 6 月 27 日

警戒すべき区間・箇所	区域名（図書名）	警戒区域	特別警戒区域	公示番号	指定年月日
船引町石沢字桑柄木	桑柄木	○	○	福島県告示第 590 号	平成 26 年 9 月 30 日
船引町石沢字五百畑	五百畑 1	○		福島県告示第 475 号	令和 1 年 12 月 20 日
船引町石沢字小舘	小舘	○	○	福島県告示第 116 号	令和 2 年 2 月 28 日
船引町上移字五升蒔田	五升蒔田 2	○		福島県告示第 410 号	平成 26 年 6 月 27 日
船引町上移字馬込	馬込沢	○	○	福島県告示第 410 号	平成 26 年 6 月 27 日
船引町上移字北ノ作	北ノ作 3-1	○	○	福島県告示第 590 号	平成 26 年 9 月 30 日
船引町上移字北ノ作	北ノ作 3-2	○		福島県告示第 590 号	平成 26 年 9 月 30 日
船引町上移字北ノ作	北ノ作 4-1	○	○	福島県告示第 891 号	平成 27 年 12 月 25 日
船引町上移字北ノ作	北ノ作 4-2	○	○	福島県告示第 891 号	平成 27 年 12 月 25 日
船引町上移字北ノ作	北ノ作沢-1	○	○	福島県告示第 891 号	平成 27 年 12 月 25 日
船引町上移字北ノ作	北ノ作沢-2	○	○	福島県告示第 891 号	平成 27 年 12 月 25 日
船引町上移字北ノ作	北ノ作沢-3	○	○	福島県告示第 891 号	平成 27 年 12 月 25 日
船引町上移字折ノ内	折ノ内-1	○	○	福島県告示第 475 号	令和 1 年 12 月 20 日
船引町上移字折ノ内	折ノ内-2	○	○	福島県告示第 475 号	令和 1 年 12 月 20 日
船引町上移字折ノ内	折ノ内-3	○	○	福島県告示第 475 号	令和 1 年 12 月 20 日
船引町上移字下道	下道 1	○	○	福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
船引町上移字下道	下道 2	○	○	福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
船引町上移字曲山	曲山 2	○	○	福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
船引町上移字五升蒔田	五升蒔田 1	○	○	福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
船引町上移字高屋敷	高屋敷	○	○	福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
船引町上移字上道	上道 1	○	○	福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
船引町上移字上道	上道 2	○		福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
船引町上移字上道	上道 3	○	○	福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
船引町上移字上道	上道 4	○	○	福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
船引町上移字上道	上道 5	○		福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
船引町上移字上道	上道 6	○	○	福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
船引町上移字上道	上道 7	○	○	福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
船引町上移字上道	上道 8	○	○	福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
船引町上移字竹ノ花	竹ノ花	○	○	福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
船引町上移字馬込	馬込 1	○	○	福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
船引町上移字北ノ作	北ノ作 2	○	○	福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
船引町北移字岩登	岩登 1	○	○	福島県告示第 475 号	令和 1 年 12 月 20 日
船引町北移字久保田	久保田 1-1	○	○	福島県告示第 475 号	令和 1 年 12 月 20 日
船引町北移字久保田	久保田 1-2	○	○	福島県告示第 475 号	令和 1 年 12 月 20 日
船引町北移字畦石	畦石 2	○	○	福島県告示第 475 号	令和 1 年 12 月 20 日
船引町北移字畦石	畦石 3	○	○	福島県告示第 475 号	令和 1 年 12 月 20 日
船引町北移字桜内	桜内	○	○	福島県告示第 475 号	令和 1 年 12 月 20 日
船引町北移字沢口	沢口-1	○		福島県告示第 475 号	令和 1 年 12 月 20 日
船引町北移字沢口	沢口-2	○	○	福島県告示第 475 号	令和 1 年 12 月 20 日
船引町北移字土樋	土樋 1	○		福島県告示第 475 号	令和 1 年 12 月 20 日
船引町北移字東鳥堂	東鳥堂	○	○	福島県告示第 475 号	令和 1 年 12 月 20 日
船引町北移字六平沢	六平沢 2	○		福島県告示第 475 号	令和 1 年 12 月 20 日
船引町北移字六平沢	六平沢 3	○	○	福島県告示第 475 号	令和 1 年 12 月 20 日
船引町南移字水ノ木	水ノ木沢	○	○	福島県告示第 410 号	平成 26 年 6 月 27 日
船引町南移字払川	払川	○	○	福島県告示第 590 号	平成 26 年 9 月 30 日
船引町南移字戸引	戸引 1-1	○	○	福島県告示第 475 号	令和 1 年 12 月 20 日
船引町南移字戸引	戸引 1-2	○	○	福島県告示第 475 号	令和 1 年 12 月 20 日
船引町南移字戸引	戸引 2	○	○	福島県告示第 475 号	令和 1 年 12 月 20 日
船引町南移字戸引	戸引 3	○	○	福島県告示第 475 号	令和 1 年 12 月 20 日
船引町南移字払川	払川 1	○	○	福島県告示第 475 号	令和 1 年 12 月 20 日

警戒すべき区間・箇所	区域名（図書名）	警戒区域	特別警戒区域	公示番号	指定年月日
船引町南移字払川	払川 2	○	○	福島県告示第 475 号	令和 1 年 12 月 20 日
船引町南移字越田和	越田和 2	○	○	福島県告示第 909 号	令和 2 年 12 月 22 日
船引町南移字越田和	越田和沢	○	○	福島県告示第 909 号	令和 2 年 12 月 22 日
船引町中山字遠中山	中山沢-1	○	○	福島県告示第 410 号	平成 26 年 6 月 27 日
船引町中山字遠中山	中山沢-2	○	○	福島県告示第 410 号	平成 26 年 6 月 27 日
船引町中山字表	田代坂沢	○	○	福島県告示第 410 号	平成 26 年 6 月 27 日
船引町中山字大段田和	大段田和沢	○		福島県告示第 590 号	平成 26 年 9 月 30 日
船引町中山字遠上	遠上-1	○	○	福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
船引町中山字遠上	遠上-2	○		福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
船引町中山字小塚	小塚 1-1	○	○	福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
船引町中山字小塚	小塚 1-2	○	○	福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
船引町中山字小塚	小塚 2	○	○	福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
船引町中山字菖蒲谷地	菖蒲谷地	○	○	福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
船引町中山字上大段田和	上大段田和	○		福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
船引町中山字田代	田代 3-1	○	○	福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
船引町中山字田代	田代 3-2	○	○	福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
船引町中山字田代	田代 3-3	○	○	福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
船引町中山字表	表	○	○	福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
船引町中山字小塚	小塚 3	○	○	福島県告示第 116 号	令和 2 年 2 月 28 日
船引町横道字遠下	遠下沢	○		福島県告示第 410 号	平成 26 年 6 月 27 日
船引町横道字遠下	遠下 1	○	○	福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
船引町横道字遠下	遠下 2-1	○	○	福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
船引町横道字遠下	遠下 2-2	○	○	福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
船引町横道字遠下	遠下 3-1	○	○	福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
船引町横道字遠下	遠下 3-2	○	○	福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
船引町横道字遠下	遠下 4	○	○	福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
船引町横道字下馬沢	下馬沢 1	○	○	福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
船引町横道字下馬沢	下馬沢 2	○	○	福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
船引町横道字下馬沢	下馬沢 3	○	○	福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
船引町横道字下馬沢	下馬沢 4	○	○	福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
船引町横道字日向前	日向前 1	○	○	福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
船引町横道字日向前	日向前 2-1	○	○	福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
船引町横道字日向前	日向前 2-2	○	○	福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
船引町横道字日向前	日向前 3	○		福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
船引町横道字日向前	日向前 4	○	○	福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
船引町横道字日向前	日向前 5-1	○	○	福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
船引町横道字日向前	日向前 5-2	○	○	福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
船引町横道字日向前	日向前 5-3	○	○	福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
船引町横道字日向前	日向前 6	○	○	福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
船引町横道字風呂前	風呂前 1	○	○	福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
船引町芦沢字横土	横土	○		福島県告示第 475 号	令和 1 年 12 月 20 日
船引町芦沢字狐石	狐石	○	○	福島県告示第 475 号	令和 1 年 12 月 20 日
船引町芦沢字五反田	五反田	○	○	福島県告示第 475 号	令和 1 年 12 月 20 日
船引町芦沢字高梨子	高梨子	○		福島県告示第 475 号	令和 1 年 12 月 20 日
船引町芦沢字樋ノ入	樋ノ入 1	○		福島県告示第 475 号	令和 1 年 12 月 20 日
船引町芦沢字樋ノ入	樋ノ入 2	○	○	福島県告示第 475 号	令和 1 年 12 月 20 日
船引町芦沢字久保田	久保田 2	○	○	福島県告示第 331 号	令和 2 年 5 月 1 日
船引町芦沢字久保田	四十久保	○	○	福島県告示第 331 号	令和 2 年 5 月 1 日
船引町芦沢字硫黄内	鞍掛 2	○		福島県告示第 331 号	令和 2 年 5 月 1 日
船引町芦沢字光大寺	光大寺 1	○		福島県告示大 909 号	令和 2 年 12 月 22 日

警戒すべき区間・箇所	区域名（図書名）	警戒区域	特別警戒区域	公示番号	指定年月日
船引町芦沢字光大寺	光大寺 2-1	○	○	福島県告示第 909 号	令和 2 年 12 月 22 日
船引町芦沢字光大寺	光大寺 2-2	○	○	福島県告示第 909 号	令和 2 年 12 月 22 日
船引町門沢字新屋敷	堂山沢-1	○		福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
船引町門沢字新屋敷	堂山沢-2	○	○	福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
船引町門沢字谷津	深山 1	○	○	福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
船引町門沢字谷津	堀越川右支	○	○	福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
船引町門沢字深山	深山 2	○	○	福島県告示第 116 号	令和 2 年 2 月 28 日
船引町門沢字深山	深山 3	○	○	福島県告示第 116 号	令和 2 年 2 月 28 日
船引町門沢字深山	深山 4	○	○	福島県告示第 116 号	令和 2 年 2 月 28 日
船引町椚山字追越	追越	○		福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
船引町椚山字道崎	道崎	○		福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
船引町永谷字小屋	鎌場	○	○	福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
船引町遠山沢字尾ノ内	塩柄	○	○	福島県告示第 475 号	令和 1 年 12 月 20 日
船引町堀越字堂庵	堂庵	○	○	福島県告示第 116 号	令和 2 年 2 月 28 日
船引町堀越字二ツ森	大門	○	○	福島県告示第 116 号	令和 2 年 2 月 28 日
船引町堀越字二ツ森	二ツ森 1	○	○	福島県告示第 116 号	令和 2 年 2 月 28 日
船引町堀越字二ツ森	二ツ森 2	○		福島県告示第 116 号	令和 2 年 2 月 28 日
船引町堀越字馬喰前	馬喰前	○	○	福島県告示第 116 号	令和 2 年 2 月 28 日
船引町堀越字風呂	風呂	○		福島県告示第 116 号	令和 2 年 2 月 28 日
船引町堀越字井堀前	高森	○	○	福島県告示第 331 号	令和 2 年 5 月 1 日
船引町堀越字後田前	命久保 1	○	○	福島県告示第 331 号	令和 2 年 5 月 1 日
船引町堀越字深山	深山 1	○		福島県告示第 331 号	令和 2 年 5 月 1 日
船引町堀越字深山	深山 2	○	○	福島県告示第 331 号	令和 2 年 5 月 1 日
船引町堀越字早坂	早坂-1	○	○	福島県告示第 331 号	令和 2 年 5 月 1 日
船引町堀越字早坂	早坂-2	○	○	福島県告示第 331 号	令和 2 年 5 月 1 日
船引町堀越字命久保	命久保 2	○		福島県告示第 331 号	令和 2 年 5 月 1 日
船引町堀越字柳内	柳内	○	○	福島県告示第 331 号	令和 2 年 5 月 1 日
船引町堀越字高森	井堀川	○	○	福島県告示第 237 号	令和 6 年 3 月 29 日
船引町堀越字高森	井堀前	○	○	福島県告示第 237 号	令和 6 年 3 月 29 日
船引町要田字宮前	宮前	○	○	福島県告示第 590 号	平成 26 年 9 月 30 日

(2) 急傾斜地崩壊

（令和 7 年 12 月 16 日現在）

警戒すべき区間・箇所	区域名（図書名）	警戒区域	特別警戒区域	公示番号	指定年月日
滝根町菅谷字芦畑	芦畑	○	○	福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
滝根町菅谷字江川	江川	○	○	福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
滝根町菅谷字作前	作前	○	○	福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
滝根町菅谷字寺畑	寺畑	○	○	福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
滝根町菅谷字沼ノ沢	沼ノ沢	○	○	福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
滝根町菅谷字入水	入水 2 号	○	○	福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
滝根町菅谷字入水	入水 3 号	○	○	福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
滝根町菅谷字入水	入水 4 号	○	○	福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
滝根町菅谷字北高柴	北高柴	○	○	福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
滝根町菅谷字畑中	畑中	○	○	福島県告示第 675 号	令和 2 年 10 月 9 日
滝根町菅谷字猿内	猿内	○	○	福島県告示第 225 号	令和 4 年 3 月 29 日
滝根町菅谷字小入水	入水-1	○	○	福島県告示第 225 号	令和 4 年 3 月 29 日
滝根町菅谷字小入水	入水-1	○	○	福島県告示第 225 号	令和 4 年 3 月 29 日
滝根町神俣字町	町 2 号-1	○		福島県告示第 210 号	平成 26 年 3 月 28 日
滝根町神俣字町	町 2 号-2	○	○	福島県告示第 210 号	平成 26 年 3 月 28 日

警戒すべき区間・箇所	区域名（図書名）	警戒区域	特別警戒区域	公示番号	指定年月日
滝根町神俣字町	町２号-3	○	○	福島県告示第 210 号	平成 26 年 3 月 28 日
滝根町神俣字関場	関場	○	○	福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
滝根町神俣字町	町	○	○	福島県告示第 675 号	令和 2 年 10 月 9 日
滝根町広瀬字中ノ内	中ノ内１号	○	○	福島県告示第 210 号	平成 26 年 3 月 28 日
滝根町広瀬字町	町３号	○	○	福島県告示第 210 号	平成 26 年 3 月 28 日
滝根町広瀬字宮ノ前	宮ノ前	○	○	福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
滝根町広瀬字戸ノ内	戸ノ内	○	○	福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
滝根町広瀬字佐土畑	佐土畑	○	○	福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
滝根町広瀬字舟ヶ作	舟ヶ作	○	○	福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
滝根町広瀬字小袋内	小袋内	○	○	福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
滝根町広瀬字赤沼	赤沼	○	○	福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
滝根町広瀬字中ノ内	中ノ内２号	○	○	福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
滝根町広瀬字仲寺	仲寺	○	○	福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
滝根町広瀬字南作	南作	○	○	福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
滝根町広瀬字矢大臣	矢大臣１号	○	○	福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
滝根町広瀬字矢大臣	矢大臣２号	○	○	福島県告示第 44 号	令和 2 年 1 月 24 日
滝根町広瀬字貝谷	貝谷	○	○	福島県告示第 237 号	令和 6 年 3 月 29 日
滝根町広瀬字貝谷	貝谷	○	○	福島県告示第 237 号	令和 6 年 3 月 29 日
大越町上大越字蟹沢	蟹沢	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
大越町上大越字金山平	小久地	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
大越町上大越字三斗蒔	三斗蒔１号	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
大越町上大越字三斗蒔	三斗蒔２号	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
大越町上大越字町	町	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
大越町下大越字宮山	宮山	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
大越町下大越字後沢	後沢	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
大越町下大越字千石平	千石平	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
大越町下大越字道歳	道歳１号	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
大越町下大越字道歳	道歳２号	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
大越町下大越字白井倉	白井倉	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
大越町下大越字田子屋	田子屋	○	○	福島県告示第 675 号	令和 2 年 10 月 9 日
大越町牧野字深谷	深谷	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
大越町栗出字宮ノ下	宮ノ下	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
大越町栗出字中ノ内	中ノ内	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
大越町早稲川字関沢	関沢１号	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
大越町早稲川字関沢	関沢２号	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
大越町早稲川字千丁地	千丁地	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
大越町早稲川字中平	中平	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
大越町早稲川字梨ノ木作	梨ノ木作	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
大越町早稲川字宮ノ前	宮ノ前	○	○	福島県告示第 675 号	令和 2 年 10 月 9 日
大越町早稲川字日向畑	日向畑	○	○	福島県告示第 675 号	令和 2 年 10 月 9 日
都路町岩井沢字中作	中作	○	○	福島県告示第 326 号	平成 23 年 6 月 28 日
都路町岩井沢字道ノ内	道ノ内	○	○	福島県告示第 210 号	平成 26 年 3 月 28 日
都路町岩井沢字言神	言神	○	○	福島県告示第 116 号	令和 2 年 2 月 28 日
都路町岩井沢字所久保	所久保	○	○	福島県告示第 116 号	令和 2 年 2 月 28 日
都路町岩井沢字小保内	小保内１号	○	○	福島県告示第 116 号	令和 2 年 2 月 28 日
都路町岩井沢字小保内	小保内２号	○	○	福島県告示第 116 号	令和 2 年 2 月 28 日
都路町岩井沢字小保内	小保内３号	○	○	福島県告示第 116 号	令和 2 年 2 月 28 日
都路町岩井沢字大槻	大槻	○	○	福島県告示第 116 号	令和 2 年 2 月 28 日
都路町岩井沢字道之内	道之内２号	○	○	福島県告示第 116 号	令和 2 年 2 月 28 日
都路町岩井沢字楢梨子	楢梨子１号	○	○	福島県告示第 116 号	令和 2 年 2 月 28 日

警戒すべき区間・箇所	区域名（図書名）	警戒区域	特別警戒区域	公示番号	指定年月日
都路町岩井沢字楢梨子	楢梨子２号	○	○	福島県告示第 116 号	令和２年２月 28 日
都路町岩井沢字日向	日向１号	○	○	福島県告示第 116 号	令和２年２月 28 日
都路町岩井沢字日向	日向２号	○	○	福島県告示第 116 号	令和２年２月 28 日
都路町岩井沢字馬酔木沢	馬酔木沢	○	○	福島県告示第 116 号	令和２年２月 28 日
都路町岩井沢字平内地	平内地	○	○	福島県告示第 116 号	令和２年２月 28 日
都路町岩井沢字新田	新田	○	○	福島県告示第 675 号	令和２年 10 月９日
都路町岩井沢字持藤田	持藤田１号	○	○	福島県告示第 312 号	令和３年３月 16 日
都路町岩井沢字持藤田	持藤田２号	○	○	福島県告示第 312 号	令和３年３月 16 日
都路町岩井沢字持藤田	持藤田３号	○	○	福島県告示第 312 号	令和３年３月 16 日
都路町岩井沢字下田	下田	○	○	福島県告示第 237 号	令和６年３月 29 日
都路町古道字寺下	寺下１号	○	○	福島県告示第 326 号	平成 23 年６月 28 日
都路町古道字横山	横山	○	○	福島県告示第 210 号	平成 26 年３月 28 日
都路町古道字戸屋	戸屋-1	○	○	福島県告示第 210 号	平成 26 年３月 28 日
都路町古道字戸屋	戸屋-2	○	○	福島県告示第 210 号	平成 26 年３月 28 日
都路町古道字戸屋	戸屋-3	○	○	福島県告示第 210 号	平成 26 年３月 28 日
都路町古道字山崎	山崎	○	○	福島県告示第 210 号	平成 26 年３月 28 日
都路町古道字阿園平	阿園平２号	○	○	福島県告示第 116 号	令和２年２月 28 日
都路町古道字下板橋	下板橋１号	○	○	福島県告示第 116 号	令和２年２月 28 日
都路町古道字下板橋	下板橋２号	○	○	福島県告示第 116 号	令和２年２月 28 日
都路町古道字蒲生河原	蒲生河原	○	○	福島県告示第 116 号	令和２年２月 28 日
都路町古道字舘腰	舘腰２号	○	○	福島県告示第 116 号	令和２年２月 28 日
都路町古道字休場	休場	○	○	福島県告示第 116 号	令和２年２月 28 日
都路町古道字橋向	橋向２号	○	○	福島県告示第 116 号	令和２年２月 28 日
都路町古道字橋向	橋向４号	○	○	福島県告示第 116 号	令和２年２月 28 日
都路町古道字傾城谷	傾城谷	○	○	福島県告示第 116 号	令和２年２月 28 日
都路町古道字戸屋	戸屋２号	○	○	福島県告示第 116 号	令和２年２月 28 日
都路町古道字戸田平	戸田平１号	○	○	福島県告示第 116 号	令和２年２月 28 日
都路町古道字後ノ前	後ノ前	○	○	福島県告示第 116 号	令和２年２月 28 日
都路町古道字三沢前	三沢前	○	○	福島県告示第 116 号	令和２年２月 28 日
都路町古道字山口	山口１号	○	○	福島県告示第 116 号	令和２年２月 28 日
都路町古道字山口	山口２号	○	○	福島県告示第 116 号	令和２年２月 28 日
都路町古道字山口	山口３号	○	○	福島県告示第 116 号	令和２年２月 28 日
都路町古道字山口	山口４号	○	○	福島県告示第 116 号	令和２年２月 28 日
都路町古道字山崎	山崎２号	○	○	福島県告示第 116 号	令和２年２月 28 日
都路町古道字寺下	寺下３号	○	○	福島県告示第 116 号	令和２年２月 28 日
都路町古道字春日前	春日前	○	○	福島県告示第 116 号	令和２年２月 28 日
都路町古道字小滝沢	小滝沢	○	○	福島県告示第 116 号	令和２年２月 28 日
都路町古道字場々	場々1 号	○	○	福島県告示第 116 号	令和２年２月 28 日
都路町古道字場々	場々2 号	○	○	福島県告示第 116 号	令和２年２月 28 日
都路町古道字申酉	申酉	○	○	福島県告示第 116 号	令和２年２月 28 日
都路町古道字石黒	石黒	○	○	福島県告示第 116 号	令和２年２月 28 日
都路町古道字前原沢	前原沢	○	○	福島県告示第 116 号	令和２年２月 28 日
都路町古道字東谷地	東谷地	○	○	福島県告示第 116 号	令和２年２月 28 日
都路町古道字白石	白石１号	○		福島県告示第 116 号	令和２年２月 28 日
都路町古道字白石	白石２号	○	○	福島県告示第 116 号	令和２年２月 28 日
都路町古道字白石	白石３号	○	○	福島県告示第 116 号	令和２年２月 28 日
都路町古道字尾ノ川	尾ノ川１号	○	○	福島県告示第 116 号	令和２年２月 28 日
都路町古道字尾ノ川	尾ノ川２号	○	○	福島県告示第 116 号	令和２年２月 28 日
都路町古道字尾ノ川	尾ノ川３号	○	○	福島県告示第 116 号	令和２年２月 28 日
都路町古道字柳沢	柳沢	○	○	福島県告示第 116 号	令和２年２月 28 日

警戒すべき区間・箇所	区域名（図書名）	警戒区域	特別警戒区域	公示番号	指定年月日
都路町古道字下野前	下野前	○	○	福島県告示第 675 号	令和 2 年 10 月 9 日
都路町古道字舘腰	舘腰 1 号	○	○	福島県告示第 675 号	令和 2 年 10 月 9 日
都路町古道字仲ノ前	仲ノ前	○	○	福島県告示第 675 号	令和 2 年 10 月 9 日
都路町古道字橋向	橋向 1 号	○	○	福島県告示第 158 号	令和 4 年 3 月 11 日
都路町古道字小滝沢	阿園平 1 号	○	○	福島県告示第 158 号	令和 4 年 3 月 11 日
都路町古道字橋向	橋向 3 号	○	○	福島県告示第 225 号	令和 4 年 3 月 29 日
都路町古道字北町	北町-1	○	○	福島県告示第 225 号	令和 4 年 3 月 29 日
都路町古道字北町	北町-2	○	○	福島県告示第 225 号	令和 4 年 3 月 29 日
都路町古道字寺下	寺下 2 号	○	○	福島県告示第 237 号	令和 6 年 3 月 29 日
常葉町常葉字荒町	荒町	○	○	福島県告示第 230 号	平成 19 年 3 月 23 日
常葉町常葉字上野	上野-1	○	○	福島県告示第 230 号	平成 19 年 3 月 23 日
常葉町常葉字上野	上野-2	○	○	福島県告示第 230 号	平成 19 年 3 月 23 日
常葉町常葉字上野	上野 2 号	○	○	福島県告示第 230 号	平成 19 年 3 月 23 日
常葉町常葉字上野	上野-3	○	○	福島県告示第 230 号	平成 19 年 3 月 23 日
常葉町常葉字内町	内町-1	○	○	福島県告示第 230 号	平成 19 年 3 月 23 日
常葉町常葉字内町	内町-2	○		福島県告示第 230 号	平成 19 年 3 月 23 日
常葉町常葉字樋ノ口	樋ノ口	○	○	福島県告示第 119 号	平成 31 年 2 月 19 日
常葉町常葉字坂ノ下	坂ノ下	○	○	福島県告示第 165 号	平成 31 年 3 月 5 日
常葉町常葉字上井坪	上井坪	○	○	福島県告示第 165 号	平成 31 年 3 月 5 日
常葉町常葉字壁谷田	壁谷田	○	○	福島県告示第 165 号	平成 31 年 3 月 5 日
常葉町常葉字目石沢	目石沢	○	○	福島県告示第 165 号	平成 31 年 3 月 5 日
常葉町常葉字舘	舘	○	○	福島県告示第 116 号	令和 2 年 2 月 28 日
常葉町常葉字本坊	本坊	○	○	福島県告示第 116 号	令和 2 年 2 月 28 日
常葉町常葉字下井坪	下井坪	○	○	福島県告示第 675 号	令和 2 年 10 月 9 日
常葉町西向字屋形	屋形-1	○	○	福島県告示第 230 号	平成 19 年 3 月 23 日
常葉町西向字屋形	屋形-2	○	○	福島県告示第 230 号	平成 19 年 3 月 23 日
常葉町西向字屋形	屋形-3	○	○	福島県告示第 230 号	平成 19 年 3 月 23 日
常葉町西向字休石	休石 1 号	○	○	福島県告示第 230 号	平成 19 年 3 月 23 日
常葉町西向字石ノ坪	石ノ坪	○	○	福島県告示第 119 号	平成 31 年 2 月 19 日
常葉町西向字休石	休石 2 号	○	○	福島県告示第 165 号	平成 31 年 3 月 5 日
常葉町西向字熊野前	熊野前	○	○	福島県告示第 165 号	平成 31 年 3 月 5 日
常葉町西向字広畑	広畑	○	○	福島県告示第 165 号	平成 31 年 3 月 5 日
常葉町西向字仁井町	仁井町	○	○	福島県告示第 165 号	平成 31 年 3 月 5 日
常葉町西向字西ノ内	西ノ内	○	○	福島県告示第 165 号	平成 31 年 3 月 5 日
常葉町西向字中	中	○	○	福島県告示第 165 号	平成 31 年 3 月 5 日
常葉町鹿山字屋方内	屋方内	○	○	福島県告示第 165 号	平成 31 年 3 月 5 日
常葉町鹿山字小林	小林	○	○	福島県告示第 165 号	平成 31 年 3 月 5 日
常葉町鹿山字糀屋前	糀屋前	○	○	福島県告示第 165 号	平成 31 年 3 月 5 日
常葉町久保字高原	高原	○	○	福島県告示第 230 号	平成 19 年 3 月 23 日
常葉町久保字遠西	遠西	○	○	福島県告示第 165 号	平成 31 年 3 月 5 日
常葉町久保字堂城前	堂城前	○	○	福島県告示第 165 号	平成 31 年 3 月 5 日
常葉町久保字栃久保	栃久保	○	○	福島県告示第 165 号	平成 31 年 3 月 5 日
常葉町久保字百目木	百目木	○	○	福島県告示第 165 号	平成 31 年 3 月 5 日
常葉町新田作字遠東	遠東	○	○	福島県告示第 119 号	平成 31 年 2 月 19 日
常葉町新田作字割石作	割石作	○	○	福島県告示第 165 号	平成 31 年 3 月 5 日
常葉町新田作字高田	高田	○	○	福島県告示第 165 号	平成 31 年 3 月 5 日
常葉町新田作字山口	山口	○	○	福島県告示第 165 号	平成 31 年 3 月 5 日
常葉町新田作字折越	折越 1 号	○	○	福島県告示第 165 号	平成 31 年 3 月 5 日
常葉町新田作字折越	折越 2 号	○	○	福島県告示第 165 号	平成 31 年 3 月 5 日
常葉町新田作字湯舟	湯舟	○	○	福島県告示第 165 号	平成 31 年 3 月 5 日

警戒すべき区間・箇所	区域名（図書名）	警戒区域	特別警戒区域	公示番号	指定年月日
常葉町新田作字猫内	猫内	○	○	福島県告示第 165 号	平成 31 年 3 月 5 日
常葉町新田作字仲川	仲川	○	○	福島県告示第 675 号	令和 2 年 10 月 9 日
常葉町小桧山字中屋敷	中屋敷	○	○	福島県告示第 230 号	平成 19 年 3 月 23 日
常葉町小桧山字梅ノ木下	梅ノ木下-1	○	○	福島県告示第 230 号	平成 19 年 3 月 23 日
常葉町小桧山字梅ノ木下	梅ノ木下-2	○	○	福島県告示第 230 号	平成 19 年 3 月 23 日
常葉町小桧山字一本松	一本松 1 号	○	○	福島県告示第 116 号	令和 2 年 2 月 28 日
常葉町小桧山字角ノ入	角ノ入	○	○	福島県告示第 116 号	令和 2 年 2 月 28 日
常葉町小桧山字田ノ入	田ノ入	○	○	福島県告示第 116 号	令和 2 年 2 月 28 日
常葉町早稲川字一本松	一本松 2 号	○	○	福島県告示第 116 号	令和 2 年 2 月 28 日
常葉町早稲川字根子田	根子田 2 号	○	○	福島県告示第 116 号	令和 2 年 2 月 28 日
常葉町早稲川字上遠野	上遠野	○	○	福島県告示第 116 号	令和 2 年 2 月 28 日
常葉町早稲川字柳渡戸	早稲川	○	○	福島県告示第 116 号	令和 2 年 2 月 28 日
常葉町早稲川字根子田	根子田 1 号	○	○	福島県告示第 675 号	令和 2 年 10 月 9 日
常葉町堀田字黒川	黒川-1	○	○	福島県告示第 230 号	平成 19 年 3 月 23 日
常葉町堀田字黒川	黒川-2	○	○	福島県告示第 230 号	平成 19 年 3 月 23 日
常葉町堀田字黒川	黒川-3	○		福島県告示第 230 号	平成 19 年 3 月 23 日
常葉町堀田字黒川	黒川-4	○	○	福島県告示第 230 号	平成 19 年 3 月 23 日
常葉町堀田字五月平	五月平	○	○	福島県告示第 116 号	令和 2 年 2 月 28 日
常葉町堀田字赤坂	赤坂	○	○	福島県告示第 116 号	令和 2 年 2 月 28 日
常葉町堀田字川越	川越 1 号	○	○	福島県告示第 116 号	令和 2 年 2 月 28 日
常葉町堀田字川越	川越 2 号	○	○	福島県告示第 116 号	令和 2 年 2 月 28 日
常葉町堀田字大向	大向	○	○	福島県告示第 116 号	令和 2 年 2 月 28 日
常葉町堀田字八百坂	八百坂	○	○	福島県告示第 116 号	令和 2 年 2 月 28 日
常葉町堀田字鳴子	鳴子	○	○	福島県告示第 116 号	令和 2 年 2 月 28 日
常葉町堀田字柳渡戸	柳渡戸 1 号	○	○	福島県告示第 116 号	令和 2 年 2 月 28 日
常葉町堀田字柳渡戸	柳渡戸 2 号	○	○	福島県告示第 116 号	令和 2 年 2 月 28 日
常葉町山根字鹿島	鹿島-1	○	○	福島県告示第 230 号	平成 19 年 3 月 23 日
常葉町山根字鹿島	鹿島-2	○	○	福島県告示第 230 号	平成 19 年 3 月 23 日
常葉町山根字鹿島	鹿島-3	○	○	福島県告示第 230 号	平成 19 年 3 月 23 日
常葉町山根字定福	定福-1	○	○	福島県告示第 230 号	平成 19 年 3 月 23 日
常葉町山根字定福	定福-2	○	○	福島県告示第 230 号	平成 19 年 3 月 23 日
常葉町山根字萩平	萩平	○	○	福島県告示第 119 号	平成 31 年 2 月 19 日
常葉町山根字花立	花立	○	○	福島県告示第 165 号	平成 31 年 3 月 5 日
常葉町山根字九十内	九十内	○	○	福島県告示第 165 号	平成 31 年 3 月 5 日
常葉町山根字殿上	殿上	○	○	福島県告示第 165 号	平成 31 年 3 月 5 日
常葉町山根字南倉	南倉	○	○	福島県告示第 675 号	令和 2 年 10 月 9 日
船引町今泉字神戸前	神戸前	○	○	福島県告示第 675 号	令和 2 年 10 月 9 日
船引町今泉字惣太郎	惣太郎	○	○	福島県告示第 675 号	令和 2 年 10 月 9 日
船引町船引字砂子田	砂子田	○	○	福島県告示第 410 号	平成 26 年 6 月 27 日
船引町船引字花木内	花木内	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
船引町船引字舘	舘	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
船引町船引字源次郎	源次郎 1 号	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
船引町船引字城ノ内	城ノ内	○	○	福島県告示第 675 号	令和 2 年 10 月 9 日
船引町船引字源次郎	源次郎 2 号	○	○	福島県告示第 312 号	令和 3 年 3 月 16 日
船引町船引字中ノ内	中ノ内-1	○	○	福島県告示第 158 号	令和 4 年 3 月 11 日
船引町船引字中ノ内	中ノ内-2	○	○	福島県告示第 158 号	令和 4 年 3 月 11 日
船引町船引字中ノ内	中ノ内-3	○	○	福島県告示第 158 号	令和 4 年 3 月 11 日
船引町船引字上田中	石崎	○	○	福島県告示第 225 号	令和 4 年 3 月 29 日
船引町春山字轟渕	轟渕	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
船引町北鹿又字山ノ内	山ノ内	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日

警戒すべき区間・箇所	区域名（図書名）	警戒区域	特別警戒区域	公示番号	指定年月日
船引町大倉字本町	本町-1	○	○	福島県告示第 410 号	平成 26 年 6 月 27 日
船引町大倉字本町	本町-2	○	○	福島県告示第 410 号	平成 26 年 6 月 27 日
船引町大倉字追舘	追舘-1	○	○	福島県告示第 590 号	平成 26 年 9 月 30 日
船引町大倉字追舘	追舘-2	○	○	福島県告示第 590 号	平成 26 年 9 月 30 日
船引町大倉字追舘	追舘-3	○	○	福島県告示第 590 号	平成 26 年 9 月 30 日
船引町大倉字追舘	追舘-4	○	○	福島県告示第 590 号	平成 26 年 9 月 30 日
船引町新舘字軽井沢	軽井沢-1	○	○	福島県告示第 410 号	平成 26 年 6 月 27 日
船引町新舘字軽井沢	軽井沢-2	○	○	福島県告示第 410 号	平成 26 年 6 月 27 日
船引町新舘字軽井沢	軽井沢-3	○	○	福島県告示第 410 号	平成 26 年 6 月 27 日
船引町新舘字軽井沢	軽井沢-4	○	○	福島県告示第 410 号	平成 26 年 6 月 27 日
船引町新舘字軽井沢	軽井沢-5	○	○	福島県告示第 410 号	平成 26 年 6 月 27 日
船引町新舘字下	下 2 号	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
船引町新舘字上	上 2 号	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
船引町新舘字上	上 1 号	○	○	福島県告示第 675 号	令和 2 年 10 月 9 日
船引町石沢字三合田	三合田 1 号	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
船引町石沢字三合田	三合田 2 号	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
船引町石沢字三合田	三合田 3 号	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
船引町石沢字三合田	三合田 4 号	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
船引町石沢字三合田	三合田 5 号	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
船引町石沢字大木沢	大木沢	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
船引町上移字上道	上道 4 号	○	○	福島県告示第 840 号	平成 25 年 12 月 27 日
船引町上移字曲山	曲山	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
船引町上移字上道	上道 1 号	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
船引町上移字上道	上道 2 号	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
船引町上移字上道	上道 3 号	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
船引町上移字町	上移	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
船引町上移字馬込	馬込	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
船引町上移字根岸	根岸	○	○	福島県告示第 225 号	令和 4 年 3 月 29 日
船引町北移字六平沢	六平沢 4 号-1	○	○	福島県告示第 840 号	平成 25 年 12 月 27 日
船引町北移字六平沢	六平沢 4 号-2	○	○	福島県告示第 840 号	平成 25 年 12 月 27 日
船引町北移字久保田	久保田	○	○	福島県告示第 119 号	平成 31 年 2 月 19 日
船引町北移字高橋	高橋 2 号	○	○	福島県告示第 119 号	平成 31 年 2 月 19 日
船引町北移字沢口	沢口	○	○	福島県告示第 119 号	平成 31 年 2 月 19 日
船引町北移字田外山	田外山	○	○	福島県告示第 119 号	平成 31 年 2 月 19 日
船引町北移字六平沢	六平沢 1 号	○	○	福島県告示第 119 号	平成 31 年 2 月 19 日
船引町北移字六平沢	六平沢 2 号	○	○	福島県告示第 119 号	平成 31 年 2 月 19 日
船引町北移字六平沢	六平沢 3 号	○	○	福島県告示第 119 号	平成 31 年 2 月 19 日
船引町北移字高橋	高橋 1 号	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
船引町北移字六平沢	六平沢 5 号	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
船引町南移字町	町	○	○	福島県告示第 840 号	平成 25 年 12 月 27 日
船引町中山字遠上	遠上	○	○	福島県告示第 119 号	平成 31 年 2 月 19 日
船引町中山字遠中山	遠中山 1 号	○	○	福島県告示第 119 号	平成 31 年 2 月 19 日
船引町中山字遠中山	遠中山 2 号	○	○	福島県告示第 119 号	平成 31 年 2 月 19 日
船引町中山字下馬沢	下馬沢 1 号	○	○	福島県告示第 119 号	平成 31 年 2 月 19 日
船引町中山字下馬沢	下馬沢 2 号	○	○	福島県告示第 119 号	平成 31 年 2 月 19 日
船引町中山字小塚	小塚	○	○	福島県告示第 119 号	平成 31 年 2 月 19 日
船引町中山字表	表	○	○	福島県告示第 119 号	平成 31 年 2 月 19 日
船引町中山字田代坂	田代坂	○	○	福島県告示第 225 号	令和 4 年 3 月 29 日
船引町横道字遠下	遠下	○	○	福島県告示第 119 号	平成 31 年 2 月 19 日
船引町横道字日向前	日向前 1 号	○	○	福島県告示第 119 号	平成 31 年 2 月 19 日

警戒すべき区間・箇所	区域名（図書名）	警戒区域	特別警戒区域	公示番号	指定年月日
船引町横道字日向前	日向前２号	○	○	福島県告示第 119 号	平成 31 年 2 月 19 日
船引町横道字風呂前	風呂前１号	○	○	福島県告示第 119 号	平成 31 年 2 月 19 日
船引町芦沢字鞍掛	鞍掛	○	○	福島県告示第 840 号	平成 25 年 12 月 27 日
船引町芦沢字本郷	本郷	○	○	福島県告示第 840 号	平成 25 年 12 月 27 日
船引町芦沢字霜田	霜田	○	○	福島県告示第 410 号	平成 26 年 6 月 27 日
船引町芦沢字横土	横土	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
船引町芦沢字牛久保	牛久保	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
船引町芦沢字高屋	高屋	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
船引町芦沢字今坂内	今坂内１号	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
船引町芦沢字上関	上関	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
船引町芦沢字深町	深町	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
船引町芦沢字前城主内	前城主内	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
船引町芦沢字猫台	猫台	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
船引町芦沢字五反田	五反田	○	○	福島県告示第 675 号	令和 2 年 10 月 9 日
船引町芦沢字今坂内	今坂内２号	○	○	福島県告示第 675 号	令和 2 年 10 月 9 日
船引町芦沢字漆久保	漆久保	○	○	福島県告示第 675 号	令和 2 年 10 月 9 日
船引町芦沢字光大寺	光大寺-1	○	○	福島県告示第 158 号	令和 4 年 3 月 11 日
船引町芦沢字光大寺	光大寺-10	○	○	福島県告示第 158 号	令和 4 年 3 月 11 日
船引町芦沢字光大寺	光大寺-11	○	○	福島県告示第 158 号	令和 4 年 3 月 11 日
船引町芦沢字光大寺	光大寺-12	○	○	福島県告示第 158 号	令和 4 年 3 月 11 日
船引町芦沢字光大寺	光大寺-13	○	○	福島県告示第 158 号	令和 4 年 3 月 11 日
船引町芦沢字光大寺	光大寺-14	○	○	福島県告示第 158 号	令和 4 年 3 月 11 日
船引町芦沢字光大寺	光大寺-15	○	○	福島県告示第 158 号	令和 4 年 3 月 11 日
船引町芦沢字光大寺	光大寺-16	○	○	福島県告示第 158 号	令和 4 年 3 月 11 日
船引町芦沢字光大寺	光大寺-17	○	○	福島県告示第 158 号	令和 4 年 3 月 11 日
船引町芦沢字光大寺	光大寺-18	○	○	福島県告示第 158 号	令和 4 年 3 月 11 日
船引町芦沢字光大寺	光大寺-19	○	○	福島県告示第 158 号	令和 4 年 3 月 11 日
船引町芦沢字光大寺	光大寺-2	○	○	福島県告示第 158 号	令和 4 年 3 月 11 日
船引町芦沢字光大寺	光大寺-3	○	○	福島県告示第 158 号	令和 4 年 3 月 11 日
船引町芦沢字光大寺	光大寺-4	○		福島県告示第 158 号	令和 4 年 3 月 11 日
船引町芦沢字光大寺	光大寺-5	○	○	福島県告示第 158 号	令和 4 年 3 月 11 日
船引町芦沢字光大寺	光大寺-6	○	○	福島県告示第 158 号	令和 4 年 3 月 11 日
船引町芦沢字光大寺	光大寺-7	○	○	福島県告示第 158 号	令和 4 年 3 月 11 日
船引町芦沢字光大寺	光大寺-8	○	○	福島県告示第 158 号	令和 4 年 3 月 11 日
船引町芦沢字光大寺	光大寺-9	○	○	福島県告示第 158 号	令和 4 年 3 月 11 日
船引町芦沢字高田	高田	○	○	福島県告示第 225 号	令和 4 年 3 月 29 日
船引町芦沢字梅ヶ咲	梅ヶ咲	○	○	福島県告示第 225 号	令和 4 年 3 月 29 日
船引町門沢字新舘	新舘	○		福島県告示第 230 号	平成 19 年 3 月 23 日
船引町椚山字宮内前	宮内前	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
船引町椚山字松玄前	松玄前１号	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
船引町永谷字下永谷	下永谷	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
船引町永谷字下田	下田	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
船引町永谷字下田	下田２号	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
船引町永谷字山中	山中	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
船引町堀越字高森	高森	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
船引町堀越字柴平	柴平	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
船引町堀越字若宮	若宮	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
船引町堀越字上ノ前	上ノ前	○	○	福島県告示第 416 号	令和 2 年 6 月 26 日
船引町要田字寺向	蟹沢	○	○	福島県告示第 225 号	令和 4 年 3 月 29 日
船引町要田字要田	要田	○	○	福島県告示第 225 号	令和 4 年 3 月 29 日

警戒すべき区間・箇所	区域名（図書名）	警戒区域	特別警戒区域	公示番号	指定年月日
船引町荒和田字二ツ宮	二ツ宮	○	○	福島県告示第 675 号	令和 2 年 10 月 9 日

(3) 地すべり

（令和 7 年 12 月 16 日現在）

警戒すべき区間・箇所	区域名（図書名）	警戒区域	特別警戒区域	公示番号	指定年月日
船引町北鹿又	北鹿又	○		福島県告示第 158 号	令和 4 年 3 月 11 日
船引町南移	南移	○		福島県告示第 158 号	令和 4 年 3 月 11 日

１２　消防団体組織一覧

(1) 消防団組織

（令和７年 11 月現在）

名称＼階級	団長	副団長	地区隊長	副地区隊長	分団長	副分団長	部長	班長	一般団員	機能別団員	合計
①団本部	1	2									3
滝根地区隊　本部			1	1							2
訓練分団					1	1	6				8
滝根第１分団					1	1	2	4	31	6	45
滝根第２分団					1	1	2	4	29	8	45
滝根第３分団					1	1	2	4	35	7	50
②滝根地区隊計			1	1	4	4	12	12	95	21	150
大越地区隊　本部			1	1			1	2	12		17
訓練分団					1	1	6				8
大越第１分団					1	1	2	6	48	8	66
大越第２分団					1	1	2	4	46	7	61
③大越地区隊計			1	1	3	3	11	12	106	15	152
都路地区隊　本部			1	1							2
訓練分団					1	1	6				8
都路第１分団					1	2	3	6	30	6	48
都路第２分団					1	2	3	6	32	6	50
④都路地区隊計			1	1	3	5	12	12	62	12	108
常葉地区隊　本部			1	1	1	1	1	2	7		14
訓練分団					1	1	8				10
常葉第１分団					1	1	4	8	45	15	74
常葉第２分団					1	1	2	4	37	10	55
常葉第３分団					1	1	2	4	27	13	48
⑤常葉地区隊計			1	1	5	5	17	18	116	38	201
船引地区隊　本部			1	1							2
訓練分団					1	2	8				11
船引第１分団					1	1	2	8	56	3	71
船引第２分団					1	1	2	9	45	10	68
船引第３分団					1	1	2	10	49	14	77
船引第４分団					1	1	2	10	49	10	73
船引第５分団					1	1	2	11	54	15	84
⑥船引地区隊計			1	1	6	7	18	48	253	52	386
①～⑥計	1	2	5	5	21	24	70	102	632	138	1,000

１３　消防水利の現況

（令和７年４月１日現在）

(1) 消火栓地区別本数・防火水槽地区別基数

地区	消火栓			防火水槽						
	地上式	地下式	計	地上式	地下式	100m³以上	60～100m³未満	40～60m³未満	40m³未満	計
滝根	131	0	131	15	52			49	18	67
大越	64	11	75	79	5			41	43	84
都路	22	0	22	16	33			47	2	49
常葉	69	32	101	47	9	4		8	44	56
船引	126	41	167	312	13	2	3	63	257	325
計	412	84	496	469	112	6	3	208	264	581

１４　消防施設配備一覧

（令和７年４月１日現在）

(1) 滝根地区隊

消防屯所	所在地	建物面積（㎡）	消防ポンプ車（台）	小型動力ポンプ積載車（台）	軽可搬ポンプ（台）	備考
滝根第１分団第１部１班	菅谷字沖田 1-4	48.00		1		
滝根第１分団第１部２班	菅谷字原屋敷 230-2	31.05		1		
滝根第１分団第２部１班	菅谷字畑中 4-1	46.04		1		
滝根第１分団第２部２班	菅谷字入水 603-1	47.00		1		
滝根第２分団第１部１班	神俣字金屋 92	47.20		1		
滝根第２分団第１部２班	神俣字入新田 175-8	47.20		1		
滝根第２分団第２部２班	神俣字町 201	45.32	1			水槽付
滝根第３分団第１部１班	広瀬字宮ノ下 91-4	47.20		1		
滝根第３分団第１部２班	広瀬字小山崎 97-5	45.32		1		
滝根第３分団第２部１班	広瀬字道木内 81	47.20		1		
滝根第３分団第２部２班	広瀬字下町 17-1	42.70		1		
		計	1	10		

(2) 大越地区隊

消防屯所	所在地	建物面積（㎡）	消防ポンプ車（台）	小型動力ポンプ積載車（台）	軽可搬ポンプ（台）	備考
大越第１分団第１部１班	上大越字鷹待田 100-3	70.00	1			
大越第１分団第１部２班	上大越字元池 87-22,87-25	19.87		1		
大越第１分団第１部３班	上大越字大田立 15-2	49.50		1		軽積載車
大越第１分団第２部１班	下大越字中田 31	59.00	1			水槽付
大越第１分団第２部２班１	下大越字高屋敷 200-1	15.68		1		軽積載車
大越第１分団第２部２班２	下大越字入ノ作 452	16.40		1		軽積載車
大越第１分団第２部３班１	下大越字川向 316-1	23.10		1		
大越第１分団第２部３班２	下大越字戸ノ内 635-1	7.70		1		軽積載車
大越第２分団第１部１班１	牧野字太夫田 71-1,71-3	33.00		1		
大越第２分団第１部１班２	牧野字鍛治屋 23-1,24-1	9.90		1		軽積載車
大越第２分団第２部	栗出字中ノ内 126-3	15.00		1		
大越第２分団第３部１班	上大越字中広土 212-2	19.87	1			
大越第２分団第３部２班	上大越字曲田原 71-3,72-3	19.87		1		
大越第２分団第３部３班	上大越字三斗蒔 27-1,27-2	13.65		1		軽積載車
大越第２分団第４部１班１	早稲川字前田 2-1	19.87		1		
		計	3	12		

(3) 都路地区隊

消防屯所	所在地	建物面積（㎡）	消防ポンプ車（台）	小型動力ポンプ積載車（台）	軽可搬ポンプ（台）	備考
都路第１分団第１部	古道字寺下 57-1	94.40	1	1		水槽付
都路第１分団第２部	古道字戸屋 12-4	53.00		1		
都路第１分団第２部	古道字前田 27-1	56.40		1		
都路第１分団第３部	古道字春日前 67-1	61.00		1		
都路第２分団第１部	岩井沢字平蔵内 1-1	66.00	1			
都路第２分団第２部	岩井沢字新田 215	53.00		1		
都路第２分団第３部	岩井沢字中ノ内 37-2	50.00		1		
		計	2	6		

(4) 常葉地区隊

消防屯所	所在地	建物面積（㎡）	消防ポンプ車（台）	小型動力ポンプ積載車（台）	軽可搬ポンプ（台）	備考
常葉庶務分団女性部	常葉字中町 43-2	53.00		1		
常葉訓練分団訓練部	久保字樋ノ口 5-11	223.58		1		
常葉第１分団第１部			1			
常葉第１分団第２部			1			
常葉第１分団第３部			1			
常葉第１分団第４部	山根字鹿島 28-2,31-1			2		
常葉第２分団第１部	西向字屋形 72-1,81-1			1		
常葉第２分団第２部				1		
常葉第３分団第１部	小桧山字梅ノ木下 25-2,25-4	22.00		1		
常葉第３分団第２部		22.00		1		
常葉第３分団第３部		22.00		1		
		計	3	9		

(5) 船引地区隊

消防屯所	所在地	建物面積（㎡）	消防ポンプ車（台）	小型動力ポンプ積載車（台）	軽可搬ポンプ（台）	備考
船引訓練分団訓練部	北鹿又字下旦ノ平 107-1	20.00		1		
船引第１分団第１部	船引字竹ノ内 42-1	68.00	1			
船引第１分団第１部	船引字南町通 160-1	36.00	1			
船引第１分団第１部	船引字五升車 135-1	166.44	1	1		水槽付
船引第１分団第２部	船引字四城内前 122	26.00		1		
船引第１分団第２部	船引字中ノ内前 58-1	22.00		1		
船引第１分団第２部	今泉字田中 229	31.00	1		1	
船引第２分団第１部	春山字川久保 2-3	10.00		1		
船引第２分団第１部	文珠字一本松 187-1	25.00		1		

消防屯所	所在地	建物面積（㎡）	消防ポンプ車（台）	小型動力ポンプ積載車（台）	軽可搬ポンプ（台）	備考
船引第２分団第１部	石森字中田 52-1	25.00		1		
船引第２分団第２部	笹山字立石 604－1	28.00		2		
船引第２分団第２部	荒和田字柳内 232-2	37.00		1		
船引第３分団第１部	北鹿又字宮ノ後 77-2	103.19		3		軽積載車１
船引第３分団第２部	大倉字鐇田 226	25.00		1		
船引第３分団第２部	新舘字軽井沢 791-1	28.00		1		
船引第３分団第２部	石沢字佐屋ノ前 86	30.00	1			
船引第４分団第１部	上移字曲山 363	29.00			1	
船引第４分団第１部	上移字折ノ内 55-1	99.73	1	1		
船引第４分団第１部	北移字大鹿田 14-1	133.06	1	1		
船引第４分団第１部	中山字菖蒲谷地 211-42	6.00			1	
船引第４分団第１部	横道字遠下 173	24.00		1		
船引第５分団第１部	門沢字新舘		1	2		
船引第５分団第２部	芦沢字高田 162	29.00			1	
船引第５分団第２部	芦沢字橋向 33-1	20.00	1	2		
船引第５分団第２部	芦沢字柏原 405-2	10.00			1	
船引第５分団第２部	芦沢字夜討内 1-2	15.00			1	
		計	9	22	6	
		合計	18	59	6	

１５　ヘリコプター臨時離着陸場

（市外局番：0247）

地区	名称	ドクターヘリ	防災ヘリ	所在地	地面	管理者	連絡先	電話番号
滝根	滝根運動場	○	○	滝根町神俣字河原 146-1	砂	市	滝根公民館	78-2001
	湯船ヘリポート	○		滝根町神俣字糠塚 46-20	舗装	市	滝根行政局	78-2111
大越	大越つつじヶ丘公園	○	○	大越町下大越字大荷場 1-2	砂	市	大越公民館	79-2161
	大越行政局	○	○	大越町上大越字水神宮 62-1	舗装	市	大越行政局	79-2111
	(株)コアテック　福島工場グラウンド	○		大越町牧野字深谷 33-1	砂	コアテック	(株)コアテック福島工場	85-2929
都路	都路運動場	○	○	都路町古道字北町 102	砂	市	都路公民館	75-2063
	都路ヘリポート	○	○	都路町古道字北町 102	舗装	市	都路行政局	75-2111
	グリーンパーク都路スポーツ広場	○		都路町古道字山口 148-4	砂	光管財	グリーンパーク	61-4114
	岩井沢スポーツ広場	○		都路町岩井沢字下田 48-2	砂	市	都路行政局	75-2111
常葉	常葉運動場	○	○	常葉町常葉字猿子田 22／(ヘリポート)猿子田 52-1	砂／舗装	市	常葉公民館	77-2013
船引	船引運動場		○	船引町船引字源次郎 120-3	砂	市	中央公民館	82-1133
	田村市運動公園　第３駐車場	○	○	船引町船引字遠表 430-1	舗装	市	総合体育館	82-0039
	田村消防署	○	○	船引町船引字遠表 24-1	舗装	署長	田村消防署	82-1200
	県立船引高等学校	○		船引町船引字石崎 15-3	砂	県	船引高等学校	82-1511
	大滝根水環境センター	○		船引町春山字赤間田 154-3	舗装	県	県中浄化センター	024-968-1062
	田村西部工業団地光ケ丘公園	○		船引町船引字光陽台 38	砂	理事長	(一財)田村西部工業団地振興財団	62-2038
	旧瀬川小学校	○		船引町新舘字軽井沢 746	砂	市	瀬川小学校	84-2218
	移多目的運動広場	○		船引町上移字折ノ内 54-1	舗装	市	移出張所	86-2111
	要田運動場	○		船引町笹山字寺屋敷 301	砂	市	要田出張所	62-2563

１６　物資受入拠点

（市外局番：0247）

番号	名称	所在地	管理者	連絡先	電話番号
1	滝根行政局	滝根町神俣字関場 118	市	滝根行政局	78-2111
2	大越行政局	大越町上大越字水神宮 62-1	市	大越行政局	79-2111
3	都路行政局	都路町古道字本町 33-4	市	都路行政局	75-2111
4	常葉行政局	常葉町常葉字町裏 1	市	常葉行政局	77-2111
5	田村市総合体育館	船引町船引字遠表 400	市	総合体育館	82-0039
6	防災倉庫	船引町船引字遠表 29-1	市	生活安全課	82-1116

災害協定による物資受入拠点

番号	名称	所在地	管理者	連絡先	電話番号
1	中部営農経済センター 基幹倉庫	船引町船引字番匠 42	組合長	中部営農経済センター	82-0365
2	七郷よりそい店 購買倉庫	船引町門沢字直道 2-2	組合長	中部営農経済センター	82-0365

１７　災害用備蓄品一覧

（令和８年２月現在）

No.	区分	品目	数量											総数
			防災倉庫（消防署庁）	田村市役所	旧山根小	旧門沢小	総合体育館裏倉庫	滝根行政局	滝根体育館倉庫	滝根天地人大学	大越行政局	都路行政局	常葉行政局	
1	食料	アルファ米	2,600	200										2,800
2	食料	おかず類	1,330	300										1,630
3	食料	軽食類	596											596
4	食料	水【500mlペットボトル】												
5	食料	水【1lペットボトル】	1,200											1,200
6	食料	乳幼児用ミルク		50										50
7	食料	幼児食		496										496
8	食料	アルファ米※職員用		650				150			150	150	150	1,250
9	食料	水【500mlペットボトル】※職員用		192				72			72	72	72	480
10	寝具類	毛布	310	30	7,970			80	170	20	115	70	82	8,847
11	寝具類	段ボールベッド					12	98				10	10	130
12	寝具類	掛布団			159									159
13	寝具類	ラグ	18	21	423				36		21	30		549
14	寝具類	折り畳みベッド		1		100					100	100	959	1,260
15	寝具類	折り畳みベッド※職員用		30				5			5	5	5	50
16	寝具類	赤ちゃん用折り畳みベッド	3						15		15	15	42	90
17	衛生用品	排便用収納袋	9,800											9,800
18	衛生用品	救急箱										2		2
19	衛生用品	ティッシュ類	8,000											8,000
20	衛生用品	ウェットシート類	4,995	60										5,055
21	衛生用品	歯磨き用品	1,070											1,070
22	衛生用品	消毒液	16											16
23	衛生用品	使い捨て手袋	6,400											6,400
24	衛生用品	マスク類	2,066					460,000				750	21,507	484,323
25	衛生用品	女性用生理用品	60	144										204
26	衛生用品	エチケット袋	1,650											1,650
27	衛生用品	ドライシャンプー	25											25
28	衛生用品	化粧水	15											15
29	衛生用品	薬品	20											20
30	衛生用品	大人用おむつ		18										18
31	衛生用品	子供用おむつ	1,926											1,926
32	衛生用品	非接触型体温計						45						45
33	衛生用品	組立式非常用トイレ	2	1		10					10	10	74	107
34	衛生用品	自動パック式トイレ	6											6
35	仕切り用具	多目的フェンス	122				20		50		50	50	50	342
36	仕切り用具	段ボール仕切り	100											100
37	仕切り用具	パーテーションテント	14			50	36		36		96	100	650	982
38	照明器具類	懐中電灯	60								1			61
39	照明器具類	LEDランタン	20						20		20	20	20	100
40	照明器具類	LEDライト	1						2		2	2	5	12
41	冷暖房器具	ストーブ	11						10		10	10	10	51
42	冷暖房器具	ストーブガード	6											6
43	冷暖房器具	スポットクーラー	1						1		1	1	2	6
44	火気類	ガスバーナーセット	2											2
45	火気類	カセットコンロ	8									10		18
46	火気類	煮炊き用バーナー兼暖房	1						1		1	1	2	6
47	調理器具	大型やかん	8											8
48	調理器具	使い捨て食器類	22,400		122,400									144,800
49	調理器具	割りばし	20,000											20,000
50	調理器具	紙コップ	22,000											22,000
51	調理器具	蓋つきバット	6											6
52	調理器具	おにぎり型	30											30
53	調理器具	ケトル	4											4
54	調理器具	乳幼児用ミルク用ボトル	5											5
55	調理器具	折りたたみテーブル		85										85
56	調理器具	寸胴鍋		6										6
57	電子器具	ラジオ	3											3
58	電子器具	電源タップ	5						5		5	5	5	25
59	電子器具	乾電池	80											80
60	電子器具	ポータブルバッテリ用太陽光パネル	6											6
61	電子器具	太陽光パネル接続用アダプタ	6											6
62	電子器具	ポータブルバッテリー	1						5		5	5	14	30
63	防御用品	ヘルメット	62											62
64	その他物品	飲料水用簡易水槽	4						2		2	2	2	12

１８　指定避難所・福祉避難所一覧

（令和７年４月１日現在）
（市外局番：0247）
※施設・場所名へのグレーの着色は「基幹避難所」

(1) 指定避難所

地区		施設・場所名	所在地	電話番号（施設）（管理担当）	収容人数	施設の構造（建）	収容可能面積（㎡）	畳	炊事	緊急一時避難施設
滝根	神俣	滝根体育館	神俣字河原 154	78-3646	421	ＲＣ２階	1264			
	広瀬	天地人大学	広瀬字針湯 33	78-3700	152	Ｓ平屋	456	○		○
		老人憩いの家　「針湯荘」	広瀬字針湯 62	78-2010	24	Ｓ２階	73	○	○	
		滝根総合福祉センター	広瀬字針湯 55	78-3822	41	Ｓ平屋	123	○		
	菅谷	入水多目的集会所	菅谷字入水 630	78-1204	40	ＲＣ平屋	120			
		星の村ふれあい館	菅谷字馬場 168	78-3100	43	Ｗ平屋	131	○	○	○
大越	上大越	大越公民館・おおごえふるさと館	上大越字水神宮 62-1	79-2161	146	ＲＣ２階	438		○	○
	下大越	つつじヶ丘運動公園管理棟	下大越字大荷場 1-2	79-3176	150	ＲＣ平屋	451	○		○
		ふれあい音楽館	下大越字大荷場 1-2	79-3870	49	Ｗ平屋	148	○	○	○
	栗出	大越転作技術研修センター	栗出字東畑 26	79-2193	31	Ｗ平屋	93	○	○	
	牧野	牧野多目的交流センター	牧野字太夫田 71-3	85-2293	43	Ｗ平屋	131	○	○	
都路	古道	都路公民館	古道字本町 33-4	75-2063	70	ＲＣ３階	210			○
	岩井沢	岩井沢体育館	岩井沢字平蔵内 181-1		189	Ｓ２階	567			
	古道	古道体育館	古道字遠下前 56		256	Ｓ２階	770			○
		都路中学校体育館	古道字北町 4-6		200	Ｓ平屋	600			○
常葉	常葉	常葉行政局・常葉保健センター	常葉字町裏 1	77-2111	56	ＲＣ３階	169	○	○	○
		文化の舘ときわ	常葉字町裏 1	77-2211	44	ＲＣ２階	132		○	○

地区		施設・場所名	所在地	電話番号（施設）（管理担当）	収容人数	施設の構造（建）	収容可能面積（㎡）	畳	炊事	緊急一時避難施設
常葉	常葉	常葉中学校体育館	常葉字上野 175		255	S 平屋	765			
	関本	常葉公民館関本分館	関本字岡ノ内 143		31	W 平屋	93	○	○	○
	山根	常葉公民館山根分館	山根字鹿島 23		56	W 平屋	170		○	
船引	船引	田村市総合体育館	船引字遠表 400	82-0039	819	R C 2 階	2,458			○
		船引高校体育館	船引字石崎 15-3		489	R C 平屋	1,468			○
		船引高校第 2 体育館	船引字石崎 15-3		308	R C 平屋	924			○
		船引高校生徒会館	船引字石崎 15-3	82-1511	93	R C 2 階	280			○
		船引中学校体育館	東部台二丁目 1		260	S 平屋	780			○
	文珠	文珠地区公民館	文珠字馬場平 90	82-1522	48	R C 平屋	144	○	○	○
		旧石森小学校体育館	石森字舘 108		120	S 平屋	360			○
	美山	美山小学校体育館	北鹿又字後和田 30		140	S 平屋	420			○
	瀬川	瀬川地区公民館	新舘字下 459	84-2111	40	W 平屋	121	○	○	
		旧瀬川小学校体育館	新舘字軽井沢 746		122	S 平屋	368			
	移	移地区公民館	上移字町 147	86-2111	58	W 平屋	176	○	○	○
		旧緑小学校体育館	上移字根岸 10		140	S 平屋	420			
		活性化施設　北移南移コミュニティプラザ	北移字大鹿田 78-1	86-2579	38	W 平屋	115	○	○	
	芦沢	旧芦沢小学校体育館	芦沢字大越 293		125	R C 平屋	375			○
	七郷	七郷地区公民館	門沢字新舘 117	85-2111	177	R C 2 階	532	○	○	○
		船引南中学校体育館	堀越字丸森 70		197	S 平屋	592		○	○
	要田	要田地区公民館	笹山字立石 604-1	62-2563	48	W 平屋	145	○	○	

(2) 福祉避難所

地区		施設・場所名	所在地	電話番号（施設）（管理担当）	収容人数	施設の構造（建）	収容可能面積（㎡）	畳	炊事	緊急一時避難施設
滝根	広瀬	滝根保健センター	広瀬字針湯 33	78-1055	31	ＲＣ 2 階	95	○	○	○
大越	上大越	高齢者生活福祉センター みどり荘	上大越字古川 49-2	79-1221	53	ＲＣ平屋	160	○	○	○
都路	常葉	常葉老人福祉センター	常葉字備前作 15	77-2714	41	ＲＣ平屋	123	○	○	○
常葉	常葉	常葉老人福祉センター	常葉字備前作 15	77-2714	41	ＲＣ平屋	123	○	○	○
船引	船引	船引保健センター	船引字源次郎 131	81-1110	137	ＲＣ平屋	411		○	○
	移	船引北部デイサービスセンター	上移字後田 172	86-2691	35	ＲＣ平屋	107	○	○	○

(3) 民間福祉避難所

地区		施設・場所名	所在地	電話番号（施設）（管理担当）	収容人数	施設の構造（建）	収容可能面積（㎡）	畳	炊事	緊急一時避難施設
滝根	菅谷	特別養護老人ホーム　さくらの里	菅谷字大子堂 153-25	61-7550	※施設側の受入状況により変動するため、不記載					
	神俣	介護老人保健施設滝根「聖・オリオンの郷」	神俣字大平 266-3	68-1121						
都路	古道	特別養護老人ホーム　都路まどか荘	古道字寺下 60	75-3133						
常葉	常葉	特別養護老人ホーム　ときわ荘	常葉町常葉字長縄 5-1	77-4033						
船引	船引	特別養護老人ホーム　船引こぶし荘	船引字源次郎 131	82-6644						
		特別養護老人ホーム　花音	船引字下大平 105-1	82-6888						
		介護老人保健施設桜美苑	船引字馬場 41-2	81-1511						
		あぶくま更生園	船引字四斗蒔田 69	61-6250						
	七郷	特別養護老人ホーム　ハッピー愛ランドたむら	椚山字池ノ辺 1-1	61-5822						

地区		施設・場所名	所在地	電話番号（施設）（管理担当）	収容人数	施設の構造（建）	収容可能面積（㎡）	畳	炊事	緊急一時避難施設
船引	文珠	東洋育成園	文珠字江戸内 173-1	61-5572	※施設側の受入状況により変動するため、不記載					

１９　防災行政無線

(1) 無線局の設置場所

地区	名称	種別	所在地	メーカー	備考
田村市	ぼうさいたむら	防災行政	船引町船引字畑添 76 番地 2	日立国際電気	

(2) 中継局の設置場所

地区	名称	種別	所在地	備考
都路	ごさんしょ山中継局	中継局	都路町古道字横山 93-2	
常葉	殿上山中継局	中継局	船引町中山字遠中山 153-1	
船引	片曽根山中継局	中継局	船引町船引字平背戸 207-1	
都路	荻田簡易中継局	簡易中継局	都路町荻田地内	
都路	大久保簡易中継局	簡易中継局	都路町大久保地内	
都路	頭ノ巣簡易中継局	簡易中継局	都路町頭ノ巣地内	
船引	瀬川簡易中継局	簡易中継局	船引町石沢字川前 36	
滝根	神俣再送信子局	再送信子局	滝根町神俣字河原 109	
都路	中ノ内再送信子局	再送信子局	都路町岩井沢字中ノ内 42-3	
滝根	広瀬再々送信子局	再々送信子局	滝根町広瀬字殿里 138-1	

(3) 地区子局の設置場所

ア　滝根行政局

名称	所在地	方式	備考
菅谷局	滝根町菅谷字太子堂 153		
入新田局	滝根町神俣字入新田 174		

イ　大越行政局

名称	所在地	方式	備考
上大越局	大越町上大越字元池 183-1		
下大越局	大越町下大越字町 105		
牧野局	大越町牧野字堺 68		
早稲川局	大越町早稲川字廣畑 184-2		

ウ　都路行政局

名称	所在地	方式	備考
本町局	都路町古道字本町 53-2		
下ノ久保局	都路町古道字下ノ久保 119-1		
後ノ前局	都路町古道字後ノ前 72-1		
新田局	都路町岩井沢字新田 111-1		
下田局	都路町岩井沢字下田 32-2		

エ　常葉行政局

名称	所在地	方式	備考
常葉局	常葉町常葉字上野 132-1		
山根局	常葉町山根字鹿島 14-2		

名称	所在地	方式	備考
堀田局	常葉町堀田字堰下 69-4		
早稲川局	常葉町早稲川字一本松 135-1		
小桧山局	常葉町小桧山字梅ノ木下 30-1		
西向局	常葉町西向字屋形 83		

オ　本庁

名称	所在地	方式	備考
文珠局	船引町文珠字馬場平 90		
美山局	船引町北鹿又字下旦の平 107-1		
瀬川局	船引町新舘字下 459-1		
移局	船引町上移字町 147		
芦沢局	船引町芦沢字霜田 39-4		
七郷局	船引町門沢字新舘 109-1		
要田局	船引町笹山字立石 604-1		
今泉局	船引町今泉字田中 83		

２０　し尿収集車（バキューム車）保有数

名称	所在地	電話（0247-）	台数	積載量
たむら衛生処理センター	船引町春山字三合内 258	82-1272	5	2 ﾄﾝ
			4	4 ﾄﾝ
			1	5.5 ﾄﾝ

２１　一般廃棄物処理施設（ごみ）

名称	所在地	電話(0247-)	積載量
たむらクリーンセンター	滝根町広瀬字矢大臣 48-29	78-2723	78 ﾄﾝ／1 日
たむらリサイクルプラザ	船引町大倉字後田 43	84-2840	［かん類］ 1.1 ﾄﾝ／5h ［ペットボトル］ 1.9 ﾄﾝ／5h ［プラスチック製容器包装］ 2.8 ﾄﾝ／5h

２２　一般廃棄物処理施設（し尿）

名称	所在地	電話(0247-)	積載量
たむら水再生センター	船引町青山字赤間田 165	61-6520	75kL／1 日

２３　ボランティア団体一覧

地区	団体名
滝根	滝根町赤十字奉仕団
大越	大越町赤十字奉仕団
都路	都路町赤十字奉仕団
常葉	常葉町赤十字奉仕団
	常葉町老人クラブ連合会
船引	船引町赤十字奉仕団
	船引町ボランティア会
	手話サークルつみき会

２４　災害協定一覧

■他省庁、他自治体との協定

No.	協定名	締結相手先	協定締結日	協定概要（連携事項等）
1	災害時における相互応援協定書	いわき市・田村市・田村郡三春町・田村郡小野町	平成17年6月1日	災害時における相互応援
2	災害相互応援協定書	郡山市・田村市・田村郡三春町・田村郡小野町	平成17年6月16日	災害時における相互応援
3	災害相互応援協定書	田村市・川内村	平成17年10月1日	災害時における相互応援
4	災害時における相互応援に関する協定書	田村市・東京都中野区	平成20年10月11日	災害時における相互応援
5	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省東北地方整備局	平成24年10月1日	災害時における各種情報交換、リエゾン派遣
6	磐越道都市交流会議災害時における相互応援に関する要綱（磐越道都市交流会議加盟市町）	磐越道都市交流会議加盟市町	平成17年6月1日	災害時における相互応援
7	一般廃棄物処理（し尿処理）に係る相互支援協定	三春町	令和6年9月3日 ※令和8年3月31日まで適用	緊急事態等におけるし尿処理、及び車両の賃借の支援

■物資供給関係（燃料等含む）

No.	協定名	締結相手先	協定締結日	協定概要（連携事項等）
8	災害時における燃料等の供給に関する協定書	福島県石油業協同組合田村支部	平成23年6月1日	燃料等の供給協力
9	災害時におけるＬＰガス等の供給に関する協定書	社団法人福島県エルピーガス協会郡山支部田村方部会	平成23年6月28日	ＬＰガス及びガス器具等の消費機器の供給協力
10	災害時における物資等の供給協力に関する協定書	ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター	平成23年12月28日	日用品等、応急対策用資材等の供給協力
11	災害時における生活必需物資の供給協力及び応急対策業務の支援に関する協定書	船引町商工会	平成24年2月15日	食糧品、日用品、衣料、医薬品、建設資材及び車両、トラック、特殊車両等の供給協力
12	災害時における物資等の供給協力に関する協定書	株式会社ダイユーエイト	平成24年2月15日	日用品等、応急対策用資材等の供給協力
13	災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定書	株式会社ヨークベニマル	平成24年5月15日	食糧品、日用品等の供給協力
14	災害時における物資供給及び施設使用に関する協定	北海道エナジティック株式会社 株式会社エルアイビーテクノグローバル	令和4年6月20日	物資の供給及び避難所としての施設の使用
15	災害時における物資の輸送及び供給等に関する協定	福島さくら農業協同組合	令和6年3月21日	食料品・応急対策用資機材の提供、物資輸送拠点として倉庫等施設の貸与、物資輸送拠点から避難所等への物資配送

No.	協定名	締結相手先	協定 締結日	協定概要 （連携事項等）
16	災害時における応急生活物資の供給協力に関する協定	みやぎ生活協同組合	令和７年 ３月 18 日	食糧品、日用品、医薬部外品等の供給協力、支援物資の輸送
17	災害時における応急生活物資の供給協力に関する協定	(株)トヨトミ	令和７年 ５月 16 日	ストーブ、スポットクーラー、扇風機の供給、支援物資の輸送

■医療・要援護者受入

No.	協定名	締結相手先	協定 締結日	協定概要 （連携事項等）
18	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	医療法人崇敬会	令和５年 ９月 25 日	福祉避難所の設置・運営
19	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人田村福祉会	令和５年 ９月 25 日	福祉避難所の設置・運営
20	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人創生福祉事業団	令和５年 ９月 25 日	福祉避難所の設置・運営
21	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人すみれ会	令和５年 ９月 25 日	福祉避難所の設置・運営
22	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人啓誠福祉会	令和５年 ９月 25 日	福祉避難所の設置・運営
23	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人北信福祉会	令和５年 ９月 25 日	福祉避難所の設置・運営
24	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人福島県福祉事業協会	令和５年 ９月 25 日	福祉避難所の設置・運営
25	災害時における医療救護活動に関する協定書	田村医師会	平成 23 年 12 月７日	医療救護活動等の協力
26	災害時における医療救護活動に関する協定書	田村歯科医師会	平成 25 年 ４月１日	災害時における歯科医療救護活動等の協力
27	災害時における医療救護活動についての協定書	田村薬剤師会	平成 25 年 11 月１日	災害時における医薬品等の供給協力

■人員・物資輸送

No.	協定名	締結相手先	協定 締結日	協定概要 （連携事項等）
28	災害時における人員の輸送に関する協定書	有限会社ほていやタクシー	平成 24 年 ２月 15 日	被災者の輸送
29	災害時における人員の輸送に関する協定書	東部自動車合資会社	平成 24 年 ２月 15 日	被災者の輸送
30	災害時における物資の輸送に関する協定書	公益社団法人トラック協会県中支部	平成 26 年 ２月１日	救援物資、応急対策用資材、重機等の輸送

■インフラ等復旧

No.	協定名	締結相手先	協定 締結日	協定概要 （連携事項等）
31	災害時における応急対策業務の支援に関する協定書	県南電気工事協同組合三春支部	平成 23 年 ５月 16 日	施設機能の確保、緊急を要する場合の応急復旧作業の支援

No.	協定名	締結相手先	協定 締結日	協定概要 （連携事項等）
32	災害時における応急対策業務の支援に関する協定書	田村市管工事組合	令和６年 ３月１日	応急給水作業、上下水道の応急復旧作業及び資材の供給、仮設トイレの設置の支援
33	災害時における応急対策業務の支援に関する協定書	県南電気工事協同組合小野支部	平成 24 年 ３月１日	施設の機能の確保、緊急を要する場合の応急復旧作業の支援
34	地震災害時の建築物の被災情報収集に関する協定	公益社団法人福島県建築士会	平成 29 年 12 月 20 日	震度 5 以上の地震を観測した場合、市の依頼を受けて建築物の情報収集を実施する
35	災害発生時の協力に関する協定	東北電力ネットワーク(株)	令和２年 ６月 16 日	災害時の大規模停電発生時における相互協力
36	災害時における相互協力に関する基本協定	東日本電信電話(株)宮城事業部福島支店	令和５年 ３月 13 日	通信の早期復旧に関する相互協力

■廃棄物処理

No.	協定名	締結相手先	協定 締結日	協定概要 （連携事項等）
37	災害時における災害廃棄物処理等の支援に関する協定書	協業組合たむら環境センター	平成 23 年 12 月１日	被災建築物等の解体及び撤去、災害廃棄物の撤去及び処分の支援
38	災害時における災害廃棄物処理等の支援に関する協定書	飯岡工業株式会社	平成 23 年 12 月１日	被災建築物等の解体及び撤去、災害廃棄物の撤去及び処分の支援
39	災害時における災害廃棄物処理等の支援に関する協定書	(有)衛生処理工業	平成 23 年 12 月１日	被災建築物等の解体及び撤去、災害廃棄物の撤去及び処分の支援
40	処理不能事態における田村市の可燃ごみ処分に関する協定書	オリックス資源循環(株)	令和５年 ４月１日	処理不能廃棄物の中間処理及び最終処分の支援
41	災害等対応のための共助基本協定	(株)ウィズウェイストジャパン	令和７年 11 月 14 日	災害廃棄物の撤去、収集運搬、処分の支援
42	災害廃棄物等の処理に関する基本協定書	大栄環境(株)	令和８年 １月 22 日	災害廃棄物の撤去、積込、収集運搬、処分、災害廃棄物処理計画策定等の支援

■その他

No.	協定名	締結相手先	協定 締結日	協定概要 （連携事項等）
43	災害時における遺体の搬送等の支援に関する協定書	株式会社辰巳屋	平成 24 年 ２月 15 日	遺体の搬送及び納棺、安置、搬送等に必要な資機材の供給協力
44	災害時における遺体の搬送等の支援に関する協定書	有限会社田中造花店	平成 24 年 ２月 15 日	遺体の搬送及び納棺、安置、搬送等に必要な資機材の供給協力

No.	協定名	締結相手先	協定 締結日	協定概要 （連携事項等）
45	災害時における遺体の搬送等の支援に関する協定書	株式会社ふねひき斎苑	平成 24 年 2 月 15 日	遺体の搬送及び納棺、安置、搬送等に必要な資機材の供給協力
46	災害時における田村市内郵便局と田村市間の協力に関する覚書	田村市内郵便局	平成 17 年 7 月 1 日	郵便事業に関わる災害特別事務取扱、医療救護活動、避難所への臨時郵便差出箱の設置、避難場所・物資集積場所としての施設提供等
47	原子力災害時における日立市民の県外広域避難に関する協定書	茨城県日立市	平成 29 年 8 月 3 日	原子力災害時に、茨城県日立市大みか地区の市民の広域避難受入に関する協定
48	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	平成 31 年 3 月 1 日	田村市ＨＰのキャッシュサイトの構築や災害時の情報発信等に関する支援
49	防災情報発信等に関する協定	福島テレビ(株)	令和 5 年 3 月 24 日	災害前兆段階での防災情報及び発災後の生活支援情報等の発信等に関する支援
50	災害時等におけるバス車両退避に関する協定	福島交通(株)郡山支社	令和 5 年 2 月 10 日	災害時における福島交通のバス避難場所の提供
51	災害時等におけるドローン利活用の相互協力に関する基本協定	(株)manisonias	令和 6 年 12 月 6 日	災害時等におけるドローン利活用の相互協力に関する基本協定

２５　要配慮者利用施設一覧（浸水想定区域・土砂災害警戒区域等）

No.	施設名	住所	施設区分	危険区域	備考
1	滝根保育所	滝根町神俣字関場 145	社会福祉施設	土石流(警戒)	
2	常葉幼稚園（旧西向小）	常葉町西向字屋形 94	学校	急傾斜地(警戒)	
3	常葉児童生活センター	常葉町常葉字舘 1-8	社会福祉施設	土石流(警戒)	
4	常葉保育所	常葉町常葉字舘 1-9	社会福祉施設	土石流(警戒)	
5	ひまわり保育園	船引町船引字石田 10	社会福祉施設	土石流(警戒)	
6	認定こども園わかくさ（幼稚園）	船引町船引字平舘 66	学校	浸水	
7	認定こども園わかくさ（保育園）	船引町船引字平舘 66	社会福祉施設	浸水	
8	たむら学童センター（船引公民館裏）	船引町船引字八升蒔 37-4	社会福祉施設	浸水	
9	子育て支援センター	船引町船引字下川原 1-18	社会福祉施設	浸水	
10	ヤクルト保育室	船引町船引字馬場 1	社会福祉施設	浸水	認可外保育施設（県所管）
11	大越小学校	大越町上大越字元池 70	学校	土石流(警戒)	
12	大越中学校	大越町上大越字古町 230	学校	土石流(警戒)	
13	都路小学校	都路町古道字北町 24	学校	急傾斜地(警戒)	
14	常葉小学校	常葉町常葉字上野 130	学校	急傾斜地(特別警戒)	
15	船引小学校	船引町船引字南元町 1	学校	浸水	
16	社会福祉法人　田村福祉会 特別養護老人ホーム　都路まどか荘	都路町古道字寺下 60	社会福祉施設	急傾斜地(警戒)	
17	社会福祉法人　田村福祉会 特別養護老人ホーム　ときわ荘	常葉町常葉字長縄 5-1	社会福祉施設	浸水	
18	医療法人　崇敬会　清水医院	船引町船引字馬場 60	医療施設	浸水	
19	医療法人　崇敬会 グループホーム「さくら」	船引町船引字馬場 39-1	社会福祉施設	浸水	
20	医療法人　崇敬会 介護老人保健施設　桜美苑	船引町船引字馬場 41-2	社会福祉施設	浸水	
21	さくら保育園	船引町船引字馬場 43-1	社会福祉施設	浸水	認可外保育施設（県所管）
22	医療法人　健山会 船引クリニック　すみれデイサービス	船引町船引字砂子田 196	社会福祉施設	浸水	

No.	施設名	住所	施設区分	危険区域	備考
23	医療法人　健山会 船引クリニック　グループホームすみれ	船引町船引字砂子田 1-1	社会福祉施設	浸水	
24	医療法人　健山会　結	船引町船引字砂子田 198	社会福祉施設	浸水	複合施設
25	医療法人　健山会 有料老人ホームすみれの里	船引町船引字砂子田 198	社会福祉施設	浸水	複合施設
26	医療法人　健山会 どんぐり保育園	船引町船引字砂子田 198	社会福祉施設	浸水	複合施設
27	医療法人　健山会 有料老人ホーム秋桜	船引町船引字砂子田 192	社会福祉施設	浸水	
28	医療法人　健山会 船引クリニック	船引町船引字砂子田 42	社会福祉施設	浸水	複合施設
29	医療法人　健山会 介護老人保健施設　歩	船引町船引字砂子田 42	社会福祉施設	浸水	複合施設
30	ＪＡ福島さくら　は～とらいふ常葉	常葉町常葉字長生内 8-1	社会福祉施設	浸水	
31	田村市立都路診療所	都路町古道字寺下 50	医療施設	急傾斜地(警戒)	
32	医療法人　白岩医院	常葉町常葉字内町 48	医療施設	土石流(警戒)・急傾斜地(警戒)	
33	秋元医院	船引町船引字畑添 1	医療施設	浸水	
34	たむら市民病院	船引町船引字南町通 111	医療施設	浸水・土石流(警戒)	
35	共同作業所ときわ	常葉町常葉字舘 34	社会福祉施設	土石流(警戒)	
36	銀河工房	船引町船引字前田 74	社会福祉施設	浸水	
37	のびっこらんど田村	船引町船引字中島 22	社会福祉施設	浸水	
38	さくら荘船引	船引町船引字安久津 126	社会福祉施設	浸水	
39	東日本ケアサービス　田村	船引町船引字舘柄前 65	社会福祉施設	浸水	
40	ひかり田村教室	船引町船引字北町通 48-1	社会福祉施設	浸水	
41	はるはる笑心たむら	船引町船引字大日坊 35	社会福祉施設	浸水	

２６　市に被害をもたらした主な災害統計資料

(1) 令和元年台風第 19 号

ア　被害状況

市では、船引町を中心に河川の氾濫による浸水被害が発生した。これにより、多数の住家が床上・床下浸水に見舞われ、家屋等への被害が発生した。また、公共施設については、道路や生活インフラなどの多くの施設が被災し、市民生活をはじめ経済活動にも深刻な影響を及ぼした。

被害種別			被害の内容
建物等被害	一般住家	損壊	48 棟
		床上浸水	65 棟
		床下浸水	38 棟
	その他の建物	事業用	84 棟
		学校	1 か所
		文化施設	1 か所
		その他施設	1 か所
公共インフラ被害	上水道		船引浄水場設備浸水及び送水管が流出 ○船引町：断水 4361 戸／4 日間
	電気		船引変電所が浸水 ○船引町・大越町：停電約 2,800 戸／3 日間

イ　気象状況

台風第 19 号は、10 月 12 日 19 時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸し、大型で強い勢力を維持したまま、関東地方を北東へ進み、13 日未明に福島県を通過した。福島県では、10 月 11 日から前線の影響で雨が降り出し、12 日には台風の接近により昼過ぎから激しい雨が降り、特に台風の接近・通過に伴い、12 日夕方から 13 日未明にかけては非常に激しい雨となり、局地的には猛烈な雨となった。

田村市船引観測所において、10 月 13 日に最大 24 時間降水量 213.5mm を記録し、統計開始 1976 年以来、10 月として歴代最大の値を更新した。

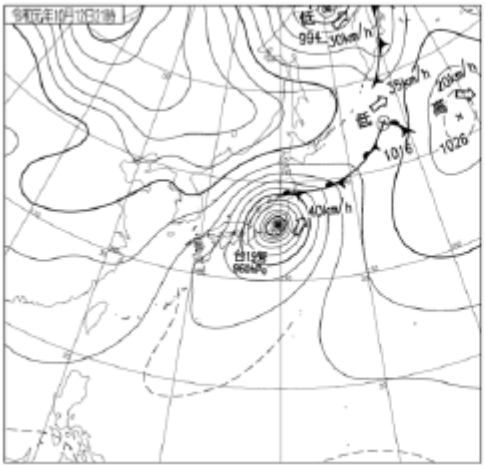

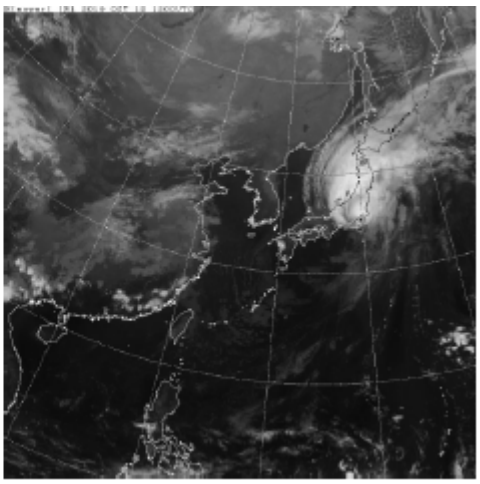

令和元年 10 月 12 日 21 時

資料：福島地方気象台、福島県三春土木事務所の資料を基に作成

田村市地域防災計画

発行日　令和８年３月
発　行　田村市防災会議

〒963-4393
福島県田村市船引町船引字畑添 76 番地 2
電話　0247-82-1116
ＦＡＸ　0247-81-2522

企画・編集　田村市生活安全課